
司法改革関連資料

〈第4巻〉

2017年3月

札幌弁護士会

発刊にあたって

札幌弁護士会会長

司法改革推進本部本部長

愛 須 一 史

法科大学院に対する志望者は減少の一途であり、2004（平成 16）年度では 40,810 人だった志願者が 2016（平成 28）年度では 7,528 人にまで減少しています。

志望者の激減により地方の法科大学院を中心に募集停止が相次ぎ、その結果、最高時 74 校あった法科大学院が現在では 54 校となりました（2016（平成 28）年 7 月時点）。

そのため、政府では法曹養成制度改革推進会議において、2015（平成 27）年 6 月 30 日、法曹人口の在り方について検討結果を取りまとめるに至っています。

その後も政府（文部科学省）は、2015（平成 27）年度から 2018（平成 30）年度までの期間を「法科大学院集中改革期間」と位置付け種々の検討がなされているものの、どのような結論が出されるのか、まだ見えてこない状態です。

当会は、2013（平成 25）年 3 月に「法曹養成制度の抜本的改革を求める決議」を行い、法科大学院志望者が激減する中で、このままでは法曹養成制度そのものが危殆に瀕することを危惧し、司法試験受験要件から法科大学院課程修了を外すこと、司法修習を充実させることを求めています。

ところで、専門職として医師、歯科医師がありますが、学部を卒業した後に国家試験を受験して国家資格を取得する制度であり、法曹養成との類似点が多数あります。

特に医師については偏在の問題、歯科医師については供給過剰の問題があり、それぞれの分野でどのような議論がなされているのかを考察することは、法曹養成問題を考えていく上でも有益です。

このような観点から当会は、北海道医師会、北海道歯科医師会の後援により、2016（平成 28）年 10 月 14 日、「専門職養成のおかれている現状と将来」と題する市民向けのシンポジウムを開催しました。

パネラーとして医師、歯科医師をお招きし、養成上の問題点、現状の養成数から生じる

メリット、デメリットを報告してもらい、法曹養成制度、法曹人口問題と対比する形で現状の問題点を浮き彫りにしようという試みでした。

本資料集は、上記シンポジウムを中心的に企画してきた当会司法改革推進本部がその成果も踏まえて作成したものです。

医師、歯科医師以外でも、例えば、公認会計士も国際化と企業の不祥事などにより大きな期待をもって大増員されましたが、その後、公認会計士の就職難が報じられ、その結果、学生離れも顕著となり、専門職大学院としての会計大学院の志望者の確保もままならない状況に陥っているなど、法曹養成制度との類似点多々あるため、公認会計士養成制度に関する議論を検討することも同様に有益です。

私たちは、政府が2018（平成30）年度までに法科大学院制度についての改革期間を終えるまで、座視するわけにはいきません。

法曹養成制度の問題点を洗い出し、今後、あるべき法曹養成制度を検討するため、「司法改革関連資料集（第4巻）専門職養成に関する資料集 法曹、医師、歯科医師、公認会計士を中心に」を作成しました。

この資料集が日弁連内あるいは各単位会などにおいて、あるべき法曹養成制度の討議に活用されることを期待し、発刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。

2017（平成29）年3月

資料の見方

※ □（太枠）で囲ったところは当本部において、それぞれの項目を検討する上で問題提起として示しました。

問題提起とは別に当本部が付した文については、点線の下線を付しています。

※ 原文をそのまま掲載すると莫大な量となります。そのため、論者の前置きであったり、省略しても意味の変わらないものについては削除しています。

文中に（略）とあるものについては、間で大きく削除していることから注意的に付したもので、この（略）がない＝削除がないという意味ではありませんので、その点ご注意ください。従って、全体を確認したい場合には原典をご覧ください。掲載したほとんどの文書がインターネット上で閲覧できます。

※ 文中でゴシックになっている部分は当本部において行ったものであり、原典にはありません。

※ □（細枠）は、各種意見書、提言等において結論部分として冒頭に記載されているものです。その後に本文が続きます。本文と区別する意味で□（細枠）を付しています。

※ **本資料集に掲載した資料は、2017年3月10日までに公表されたものになります。**

札幌弁護士会司法改革推進本部

目 次

第1部 法曹養成制度 11

第1 法曹養成制度の変遷	13
1. 司法制度改革審議会意見書による改革の遂行	13
2. 2011年までの法曹養成に関する審議会等でのこれまでの検討状況	13
3. 2011年以降に設置された審議会等	14
4. 最高裁判所	17
5. 法務省	17
6. 総務省	18
7. 医師、歯科医師に関する養成数について	19
第2 それぞれの制度の検討状況	21
1. 適性試験	21
(1) 司法制度改革審議会意見書	21
(2) 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(2009.4.17報告)	22
(3) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)2012.5.10	25
(4) 法科大学院制度の改善に関する具体的提言(2012.7.13日弁連)	25
(5) 統一適性試験の在り方について(提言)(法科大学院特別委員会)2016.9.26	26
(6) 法科大学院未修者法科大学院未修者等選抜ガイドラン(仮称)(骨子案)(抜粋)	31
2. 法科大学院の適正配置とICT教育	33
(1) 司法制度改革審議会意見書	34
(2) 法科大学院における授業等でICT技術を用いる場合の問題点(設置基準)	36
(3) 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(2016.3)中央大学	39
(4) 法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果(案)(17.2.3)	48
3. 共通到達度確認試験	62
(1) 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(2012.11.30)	62
(2) 「法科大学院共通到達度確認試験(仮称)の試行に関する調査研究」報告書(抜粋)	64

(3) 法曹養成制度改革の更なる推進について（法曹養成制度改革推進会議決定 2015.6.30）	66
(4) 共通到達度確認試験と短答式試験との関係の議論	66
(5) 医学部の教育状況について	71
(6) 歯学部における教育状況	76
(7) 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第1次報告）	76
(イ) 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告（平成21年1月）を 踏まえた第3回フォローアップ調査まとめ（2016.3.28）（抜粋）	83
4. 司法試験	89
(1) 審議会意見書	90
(2) 司法試験法（司法試験の目的等）	91
(3) 法科大学院協会によるアンケート調査	91
(7) 2015年度（法科大学院協会司法試験等検討委員会平成27年9月7日）（抜粋）	91
(イ) 2016年度（法科大学院協会司法試験等検討委員会平成29年2月24日）（抜粋）	97
(4) 新司法試験の採点実感等に関する意見	105
(7) 平成27年司法試験の採点実感等に関する意見	105
(イ) 平成28年司法試験の採点実感等に関する意見	115
(5) 旧司法試験、法学部に対する評価・考え方（参考）	124
(7) 司法制度改革審議会意見書	125
(イ) 「21世紀の大学像と今後の改革方向について—競争的環境の中で個性が輝く大学— （答申）（抜粋）1998.10	126
(ウ) 「法科大学院教育についての弁護士修習指導者の評価」より『臨床法学セミナー第11 号』（抜粋）2012.3	127
(6) 司法試験の改革（その他）	128
(7) 選択科目の廃止について	128
(イ) 方式・合格基準等について	128
5. 予備試験	129
(1) 司法制度改革審議会意見書	130
(2) 【法務省の趣旨説明】第3回法曹養成検討会議事録より（2002.2.5開催）	131
(3) 司法制度改革推進計画2002年3月19日閣議決定	133

(4) 規制改革推進のための3か年計画(2007年6月22日閣議決定)	133
(5) 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(2009年3月31日閣議決定)	134
(6) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(2012.5.10)	134
(7) 法科大学院制度の改善に関する具体的提言(2012年7月13日、日弁連)	136
(8) 「社会のニーズに質・量の両面から応える法曹の育成を」(2014.5.9 経済同友会)	137
(9) 予備試験制約の問題点(第6回法曹養成制度改革顧問会議議事録(2014.2.25開催)より)	138
(10) 第8回法曹養成制度改革顧問会議議事録2014.5.23開催(抜粋)	146
(11) 法曹養成制度改革の更なる推進について(法曹養成制度改革推進会議決定)2015.6.30	151
6. 専門職大学院について	153
第3 司法修習の在り方について	158
1. 司法制度改革審議会意見書における司法修習の位置付け	158
2. 司法修習の在り方(最高裁司法修習委員会「議論の取りまとめ」、2004.7.2)(抜粋)	159
3. 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)2012.5.10	161
4. 導入修習	164
(1) 司法修習委員会第17回議事録(2010年9月1日開催)より抜粋	165
(2) 司法修習委員会第26回議事録(2013年12月3日開催)より抜粋	165
(3) 司法修習委員会第27回議事録(2014年1月28日開催)より抜粋	177
(4) 司法修習委員会第29回議事録(2015年3月11日開催)より抜粋	180
5. 司法修習における考試(二回試験)	183
(1) 考試(2回試験)のあり方について	183
(2) 考試(2回試験)の不合格者数の推移	183
6. 医師臨床研修制度について	184
(1) 医師臨床研修(2004年4月より必修化)	184
(2) 医師臨床研修制度の変遷	185
(3) 医師臨床研修制度の見直し2009年	186
7. 歯科医師臨床研修制度について	191

(1) 歯科医師臨床研修制度（2006年4月より必修化）	191
(2) 新歯科医師臨床研修評価基準検討会 中間とりまとめ（2006.3）（抜粋）	192

第2部 法曹人口 195

第1 改革の方向性 197

1. 司法試験合格者数目標を2010年までに3000人としたこと 197

(1) 審議会意見書（1. 法曹人口の大幅な増加）	197
(2) 審議会意見書による法曹需要の見通しについて	198
(3) 司法制度改革推進計画平成14年3月19日閣議決定	199
(4) 法曹養成制度改革推進会議決定（2015年6月30日）	200

2. 医学部の定員や新設に関する検討状況について 200

(1) 「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」（2010.12.22～2011.11.29）	200
(2) 医師会の見解	205
(3) 全国医学部長病院会議の医学部新設に関する見解	207

3. 歯科部の定員のあり方に関する時系列による整理 211

第2 法曹需要に対する検討状況 212

1. 法曹養成制度改革顧問会議における検討状況 212

(1) 法曹有資格者という概念の登場	212
(ア) 日弁連理事会報告（2011年10月18日）	213
(イ) 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」2013年6月26日	215
(ウ) 「法曹養成制度改革の推進について」2013年7月16日	219
(2) 法曹養成制度改革推進顧問会議を中心とした検討	219
(ア) 国・自治体・福祉等における行政との関係	219
(イ) 企業（組織内）弁護士	223
(ウ) 法曹の海外展開	229
(エ) 法曹人口調査報告（2015年4月16日）内閣官房法曹養成制度改革推進室	237
(オ) 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ 2015.5.25（抜粋）	277
(カ) 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方（法曹養成制度改革推進会議決定）2015.6.30	282

(キ) 法曹有資格者と弁護士自治の関係	283
(ク) 法曹有資格者と従来の「法曹」像の関係について	285
(ケ) 法科大学院が現実抱える課題との関係	287
2. 法曹養成制度改革連絡協議会における検討状況	289
第3 医師の需要に関する検討状況	293
1. 今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会（2010.12～2011.12）	293
2. 2015年12月27日に厚労省から公表された医師数の増加状況（政府統計、医師・歯科医師・薬剤師調査の状況）	295
3. 必要医師数実態調査（厚生労働省2010年9月調査）（報道機関用）	300
4. 医師の需給推計について（厚労省医政局医師需給分科会第4回2016.3.31配布資料）（抜粋）	302
第4 歯医師の需要に関する検討状況	306
1. 歯科医師の需給に関する検討会報告書（概要）厚労省1998.5.29	306
2. 今後の歯科保険医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告（概要）2006.12	309
3. 歯科医師会の見解	311
(1) 歯科医師需給問題の経緯と今後への見解（2014年10月）	311
4. 歯科医師数と年齢別の歯科医師数の推移	314
第5 公認会計士数に関する検討状況について	315
1. 増員と試験制度の変更について	315
2. 公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理 2000年6月29日	316
3. 公認会計士監査制度の充実・強化 金融審議会 公認会計士制度部会 報告(2002.12.17)	324
4. 大幅に公認会計士数を増加させた以降の検討状況	330
(1) 第1回公認会計士制度に関する懇談会議事録より(2009.12.10開催)	330
(2) 第3回公認会計士制度に関する懇談会議事録より(2010.2.19開催)	334
(3) 第4回公認会計士制度に関する懇談会議事録より(2010.3.24開催)	340
(4) 公認会計士制度に関する懇談会中間報告書(2010年7月)(抜粋)	345
(5) 第10回公認会計士制度に関する懇談会(2011.1.21開催)	353
第6 認定司法書士制度その他隣接士業	355

1. 認定司法書士が創設された経緯	355
(1) 司法制度改革審議会意見書	355
(2) 法曹人口問題に関する意見書(東京弁護士会の日弁連宛意見書)2009.1.13	356
2. 司法書士法改正大綱により権限拡大を要求する司法書士会	358
3. 士業の国家試験の出願者数、合格者数	361

第3部 意見書、統計資料編 **363**

第1 法曹関連の意見書、統計資料	366
各法科大学院の平成28年入学者選抜実施状況等	366
大学学部の志願状況の推移	368
法科大学院別司法試験累計合格者数等(累計合格率順)	369
現在の法科大学院の配置図	370
司法試験の既修者・未修者別合格状況	371
司法試験の法学部出身者・非出身者別合格状況	371
司法試験受験状況の推移	372
司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧	372
司法修習終了後の未登録者数の推移	373
弁護士登録取消件数の自由内訳	374
日本における法曹人口及び総人口の推移(昭和21年～平成28年)	375
民事事件事件数(行政事件、家事事件を含む)	376
法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議	382
法曹養成制度の抜本的改革を求める決議	395
隣接士業等の人口の推移	413
法務省、文科省からの総務省へ回答	414
第2 医師に関する資料	416
大学別医学部入学定員一覧	416
医師の需給推計について(厚労省医政局医師需給分科会第4回 2016.3.31日配布資料)	417

第3 歯医師に関する統計資料	439
平成28年度 各大学歯学部の入学生状況及び国家試験結果	439
歯学部歯学科における入学定員削減状況	440
第109回（平成28年）歯科医師国家試験結果（新卒者の大学別合格状況）	441
最低就業年限での歯科医師国家試験結合合格率	442
平成28年度歯学部（歯学科）における留年・休学者の割合	443

第 1 部 法曹養成制度

第1 法曹養成制度の変遷

1. 司法制度改革審議会意見書による改革の遂行

法曹養成制度の大幅な変更は、2001年6月に出された司法制度改革審議会意見書（以下、本資料集では「審議会意見書」という。）を契機としている。それまでは司法試験合格者数の増加の是非が法曹三者による三者協議会で協議されていたが、合格者数やその選抜方法の議論に止まるものであり、制度の大幅な変更までは想定されていなかった。

審議会意見書で提言されたのは、司法試験合格者数を3000人にまで引き上げる抜本的な増員とそのための法曹養成制度として法科大学院制度を導入することであった。

2004年4月から法科大学院が開校し、当初こそ志望者は7万人を超えていたが、その後、司法試験合格率の低迷、新規登録弁護士の就職難などの現象がマスコミによって報道されることによって志望者は激減し、法科大学院制度は社会問題ともなった。

そのため、2011年5月から政府主導で文科省、法務省を中心に法曹養成制度に関する各種の検討が始まった。

前年の2010年5月には総務省に法科大学院（法曹養成制度）の政策評価に関する研究会が設置され、調査を行うこととなった。

2. 2011年までの法曹養成に関する審議会等でのこれまでの検討状況

2001年1月に旧中央教育審議会が再編され、現在の中央教育審議会（中教審）となった。

中央教育審議会に大学分科会が設置され、2001年8月から2004年12月まで大学分科会の中に**法科大学院部会**が設置された。

法科大学院部会の後継組織として2005年6月10日に**法科大学院特別委員会**が大学分科会の中に設置された。

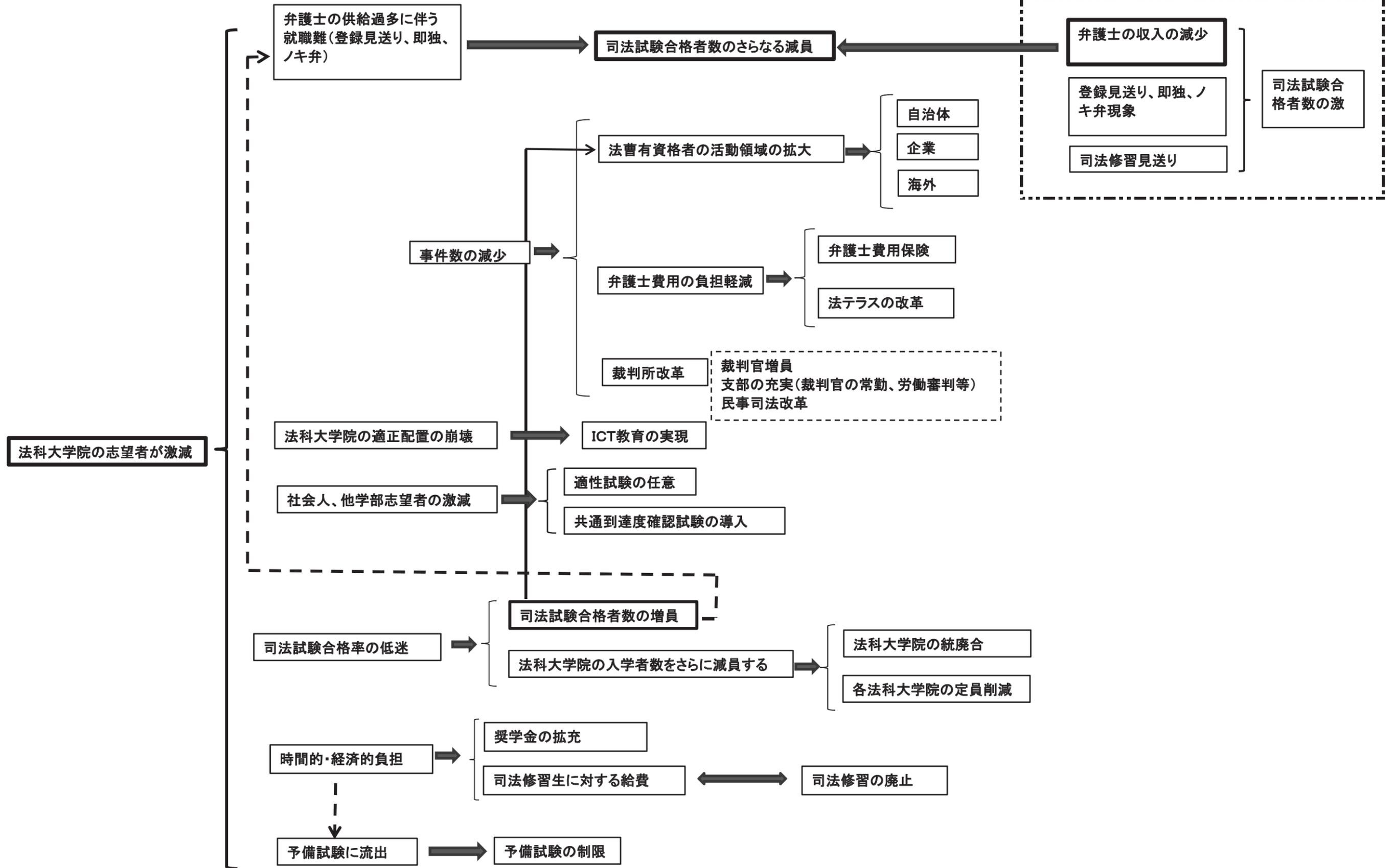
法科大学院特別委員会は、2005年6月10日に第1回が始まり第78回法科大学院特別委員会が2017年2月13日に開催され、法科大学院に関する諸問題がこの法科大学院特別委員会で検討されてきた。しかし、志望者激減ということへの対応には限界があり、法曹養成、法曹人口問題全般については、2011年5月以降、政府主導による検討へと移っていった。

3. 2011年以降に設置された審議会等

名称	開催期間	設置
法曹の養成に関するフォーラム	2011年5月25日～2012年5月10日	内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣共同開催
法曹養成制度関係閣僚会議	2012年8月21日～2013年7月16日	内閣
法曹養成制度検討会議	2012年8月21日～2013年7月16日	閣僚会議
法曹養成制度改革推進会議	2013年9月17日～2015年7月15日	内閣
法曹養成制度改革顧問会議	2013年9月17日～2015年7月15日	推進会議
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会	2013年9月24日～2015年7月15日	法務省
国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会	2013年10月11日～2015年5月25日	法務省
企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会	2013年10月11日～2015年5月25日	法務省
法曹有資格者の海外展開に関する分科会	2013年10月11日～2015年5月25日	法務省
法科大学院全国統一適性試験の在り方に関するワーキング・グループ	2015年9月17日～	文科省
共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ	2016年5月10日～	文科省
法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議	2016年6月10日～	文科省
法曹養成制度改革連絡協議会	2015年12月14日～	法務省・文科省

本資料集の概観にもなるが、法曹人口、法曹養成問題について、その位置付けや関係などを鳥瞰図にまとめた。

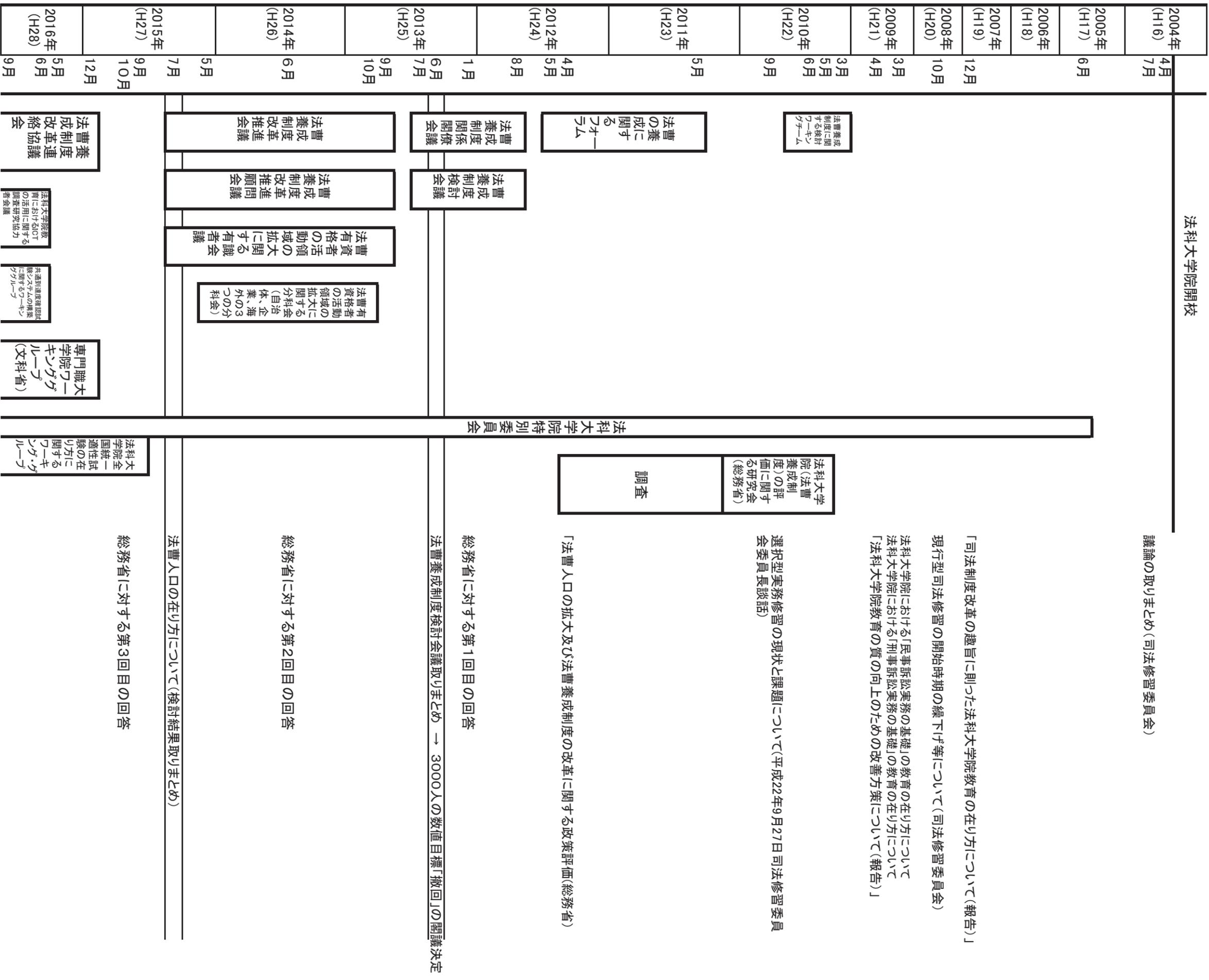
法曹人口・法曹養成問題鳥瞰図



法曹人口問題とは経済的自立論に尽きるとする立場があり、その反対の究極に適正な法曹人口は市場が決めるため法曹人口も第は存在しないとする規制緩和の立場がある。

その中間で、法曹人口を他の法科大学院や司法試験・司法修習とフラットで同時並行の連関的な改革課題と位置付ける立場と法曹人口の増加がもたらす歪みの問題を重視し、これを最優先の課題と位置付ける立場に分かれる

法曹養成の検討概略図



議論の取りまとめ(司法修習委員会)

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について(報告)」

現行型司法修習の開始時期の繰下げ等について(司法修習委員会)

法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について
法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について
「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会(総務省)

調査

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総務省)

総務省に対する第1回目の回答

法曹養成制度検討会議取りまとめ → 3000人の数値目標「撤回」の閣議決定

総務省に対する第2回目の回答

法曹人口の在り方について(検討結果取りまとめ)

総務省に対する第3回目の回答

法曹養成制度改革連絡会

法科大学院実務教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議

共通型司法修習制度の構築に関するワーキンググループ

専門職法科大学院ワーキンググループ(文科省)

法科大学院統一全国性試験の在り方に関するワーキンググループ

法曹養成制度改革推進会議

法曹養成制度改革推進問題研究会

法曹資格の活動領域の拡大に関する識者会議

有資格者の活動領域の拡大に関する分科会(自衛隊、企業、海外の3つの分科会)

法曹養成制度改革関係閣僚会議

法曹養成制度改革検討会議

法曹養成に関するフォーラム

法曹養成制度改革に関する検討ワーキングチーム

4. 最高裁判所

最高裁判所は、司法修習を所管しており、法曹養成制度の大きな改革に伴い、司法修習の在り方について検討し、実施してきた。

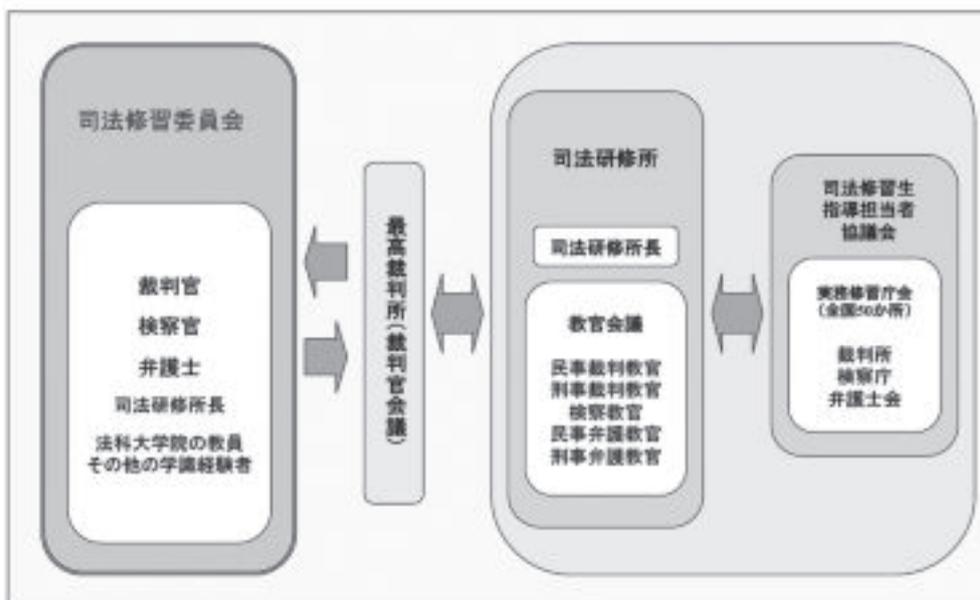
検討機関は、最高裁判所に設置された司法修習委員会であり、2003年7月18日から現在に至るまで不定期に開催されている。

直近では、2016年5月13日に第31回委員会が開催された。

司法修習委員会が2004年7月2日に出した議論の取りまとめがその後の司法修習の在り方の指針になっている。

(最高裁ホームページより)

司法修習委員会イメージ図



5. 法務省

法務省は、司法試験委員会(2004年1月発足)を所管している。

改革前は、司法試験管理委員会が独立行政委員会として法務省の外郭として設置されていたが、現行法では司法試験委員会は法務省の審議会の1つとして位置付けられた。

司法試験法12条 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 司法試験を行うこと。
 - 二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。
 - 三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。
 - 四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

司法試験委員会には、以下の会議がある。

司法試験委員会会議

司法試験考査委員会会議

司法試験予備試験委員会会議

旧司法試験法12条 司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

同13条 司法試験管理委員会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員のうち2人は、法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもって充て、他の委員の1人は、法務大臣が弁護士のうちから**日本弁護士連合会の推薦に基づき**任命する。
- 3 弁護士たる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務大臣が、大蔵大臣と協議して定める。

同14条 委員長は、**委員の互選**に基づき、法務大臣が任命する。

- 2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。
- 3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

6. 総務省

総務省は、税金の無駄を省くという観点から行政評価を実施している。

行政評価局調査とは、行政評価局が政府内において施策や事業の担当府省とは異なる

立場から、複数府省にまたがる政策や各府省の業務の現場における実施状況を実地に調査し、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策を提示するものです。

行政評価局調査は、「政策評価」と「行政評価・監視」があります。「政策評価」は、複数府省にまたがる政策を対象とし、「行政評価・監視」は、各府省の業務の現場における実施状況を対象としています。

(同省ホームページより)

総務省は、法曹養成制度に種々の問題が生じていることから、2010年5月に法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会を発足させた。

同研究会は、2010年12月まで検討を行い、「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」(2010年12月)が公表した。

総務省は、2012年4月に文科省、法務省への勧告として、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」を公表した。

この政策評価に対し、法務省、文科省からの総務省へ回答がなされている。

【第2回、第3回の回答については414、415ページ参照】

第1回目の回答 2013年1月24日～2月1日

第2回目の回答 2014年6月4日～5日

第3回目の回答 2015年10月7日～10月27日

7. 医師、歯科医師に関する養成数について

医師、歯科医師では、当初からそれぞれの人口問題が主に検討されてきた。戦後復興以降、医師、歯科医師ともに増員政策が採られた。

(1) 医師

医師については医学部を全都道府県に設置したり(1981年に全県設置が完了)、その後も医学部の定員増などによって増員が図られてきた。

1993年には医学部の定員削減の方針が示されたものの、2006年より緊急医療などの医師不足の問題がクローズアップされ、加えて地域での医師不足や勤務医の不足などが指摘されるようになった。診療科目による片寄りも指摘され、マスコミから「医師不足」という報道が格段に増えた。2004年に導入された**新医師臨床研修制度**がきっかけとされている。

2011 年には、医学部の定員の在り方が文科省を中心に検討され、再び医学部の定員増などが提言されるようになった。

2016 年、厚労省から、遅くとも 2033 年、早ければ 2024 年には需給が均衡するという検討結果が出されたが、その後も医学部の新設が続いている。

2016 年 4 月、「東北医科薬科大学」に医学部（定員 100 名）が新たに開校し、同年 9 月、千葉県成田市に国際医療福祉大学に医学部（定員 120 名）の設置が認可され、2017 年 4 月に開校予定である。既存の医学部の定員を増員するのではなく、**医学部の新設**という手法が採られた。この増員方法については種々の議論があったところである。

これまで行われてきた医師の増員政策にも関わらず地方の医師不足、勤務不足、診療科目の片寄りという問題を克服することはできない状態が続いている。

医学部入試においては地方枠が創設され、一定期間、当該地方で医師業務を行うことを前提とした特別枠で対応することが始まったが、解決には至っていない。

他方で、厚労省からは少子化に伴い 2023 年には医師過剰時代を迎えることも報告されており、医師需要についての検証が始まっている。

(2) 歯科医師

歯科医師については子どもの虫歯の増加に対して歯科医師を増加させるという方針が採られ、1969 年に人口 10 万人あたり歯科医師数 50 名という目標が閣議決定された。

歯学部定員増により 1984 年には早くも目標を達成したが、その後も増員が続いた。その結果、歯科医師の過剰と言われるようになり、1987 年には歯学部定員の 20 % の削減目標が出されるに至ったが、私立大学歯学部の定員削減は進まず、全体として未だにその目標は達成されておらず、歯科医師数は増加を続けている。

歯科医師の場合にはコンビニよりも多いと揶揄され、少子化を前に既に過剰時代を迎えている。

医師、歯科医師も厚生労働省、文科省で種々の審議会、検討会が開催されている。

第2 それぞれの制度の検討状況

1. 適性試験

【問題の所在】

当初、適性試験は、他学部への入学や社会人経験者などこれまで法学とは無縁であった層から多くの志願者があることを想定し（またそのような制度設計とするため）、法科大学院課程を履修する上での適性を試す必要があるといことで導入されたもので、米国ではLSATとに相当するものと言われた。

その後、法科大学院志望者の減少、特に社会人、他学部からの志望者が激減するに至り、大学入試センターが2010年に適性試験実施団体から撤退した。日弁連法務研究財団が実施団体として今も継続して実施している。

志望者が減少したことを受けた検討の中では、他学部出身者や社会人にとって適性試験が負担になっているのではないかという指摘が出され、志望者減少の中で受験料収入のみで適性試験制度が維持できるのかなどの問題点が指摘されるに至り、2019年度の入学者選抜から適性試験が任意化されることとなった。

各法科大学院における入試選抜の公正性等が担保できるのかも問題点の1つである。

(1) 司法制度改革審議会意見書

ウ 入学者選抜

- 入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。
- 多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。

入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や**学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して合否を**

判定すべきである。もっとも、これらをどのような方法で評価し、また判定に当たってどの程度の比重を与えるかは、**各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断**に委ねられる。

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。その割合は、入学志願者の動向等を見定めつつ、多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。

出願資格については、通常の大学院入学資格が適用される。したがって、学部卒業が原則であるが、学部を卒業していない者であっても、各法科大学院が行う資格審査によって出願資格の認定が可能である。

入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行い、法学既修者に対して修業年限の2年への短縮を認める法科大学院にあっては、法学既修者としての入学を希望する者には適性試験に加えて法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。その際、適性試験は統一的なものとするのが適切であるが、法律科目試験についても、統一的に実施することが考えられる。適性試験や法律科目試験に加えて小論文や面接等を組み合わせるかどうかが、組み合わせる場合の配点比率をどうするか等は、各法科大学院の自主的判断に委ねられる。

(2) 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(2009年4月17日報告)

【問題の所在】

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会名で出された報告書であるが、次のような問題意識で作成された。

この背景には定員割れする法科大学院が入学試験での選抜機能を失わしめるようなや

り方で合格させていることがある。適性試験についても結果を無視するような合格判定が行われていたことが問題視されていた。

はじめに（以下、抜粋）

法科大学院についての認証評価の結果や司法修習生考試の結果などを踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について、以下のような問題点が認められ、これらの速やかな改善が必要とされている。

- ① 基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない修了者が一部に見られること
- ② 論理的表現能力の不十分な修了者が一部に見られること
- ③ 各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であること

2. 適性試験の改善

○ 適性試験は、法科大学院入学時に、高度専門職業人として備えるべき不可欠の資質・能力を測るものでもあるため、法科大学院の入学者選抜においては、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

○ **適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。**

○ **統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。**

○ 認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

○ 適性試験は、すべての法科大学院において有効に活用されるよう、適切な内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

○ 適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。

〈適性試験の在り方〉

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、**適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められない**ため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強くないが、そこで**測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力**である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

〈適性試験の統一的な入学最低基準点〉

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、**適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう**、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。

この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、**入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。**

〈適性試験の内容等の改善〉

適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要

求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、すべての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

その際、受験技術のトレーニングを積んだ者が対応しやすい試験となっているのではないかと指摘もある中で、基本的な能力を問う多肢選択方式を基本とし、受験技術等による安易な対策が図りにくい試験となるよう配慮されるべきである。

なお、適性試験は、現在、大学入試センター及び日弁連法務研究財団の2機関でそれぞれ実施されているが、適性試験の一層の公正かつ安定的な実施を図るため、それをを用いて入学者選抜を行う法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、その統一化が図られる必要がある。そのためには、法科大学院関係者と適性試験実施機関（大学入試センター及び日弁連法務研究財団）との間で、早急に、その統一化の検討が進められることが望まれる。

また、**表現力の評価**について、日弁連法務研究財団においては、論文試験として実施しているが、その評価は各法科大学院に委ねており、大学入試センターの適性試験においては、文章の並べ替え等の多肢選択式試験をもって表現力の評価を実施している。表現力を適切に評価するための統一的な実施・採点体制の構築は、多大な人的負担を伴うため、大学入試センターの適性試験にある多肢選択式試験及び日弁連法務研究財団で実施されている各法科大学院に評価を委ねる論文試験の組み合わせの在り方について、統一後の適性試験実施機関において検討することが必要である。

(3) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）2012年5月10日

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 適性試験について、どの程度機能を果たしているのかを検証可能にするような関係者による情報開示が必要である。なお、適性試験の検証に当たっては、個々の法科大学院のただで成績との相関等を見るのではなく、適性試験受験者全体について相関性を検証する必要がある。

(4) 法科大学院制度の改善に関する具体的提言（2012年7月13日日弁連）

⑤ 適性試験の選抜機能の向上

法科大学院の入学選抜においては、法科大学院全国統一適性試験の受験が事実上義務付けられており、適性試験の成績が、入学選抜における必須の考慮要素とされている。このような適性試験制度は、アメリカのロースクール制度におけるLSAT (Law School Admission Test) を参考にしたものとされる。

しかし、LSATについては、その成績と、ロースクール1年次の成績との間に高度の相関関係があるのに対し、法科大学院全国統一適性試験に関しては、**その成績と1年次成績との相関性の程度について疑問の声もあり、法科大学院の入学選抜において果たす機能は十分でない**とされている。

このように、適性試験が期待された選抜機能を果たしていないのは、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の相関性を検証するために必要な情報が、各法科大学院から十分に開示されていないことが原因とされている。そのため、適性試験の選抜機能の向上が図られないだけでなく、そのことは、法律科目試験を課すことが認められていない未修者の入学選抜機能の信頼性にも大きく影響している。

したがって、適性試験の選抜機能を向上させるため、**各法科大学院に、相関性検証のために必要な情報を開示することを義務付け、これを適性試験実施機関が活用できるようにすべき**である。

⑥ 適性試験の入学最低基準点の設定

適性試験の選抜機能について上記のような限界はあるものの、少なくとも、**適性試験の成績が著しく低い学生は、その後の法科大学院における教育効果が限定的であり、法曹資格の取得も極めて困難な状況**にある。また、そのような学生を入学させることは、当該法科大学院の教育の質に負の影響を及ぼすことにもなりかねない。

したがって、適性試験については統一的な入学最低基準点を設定し、同得点を下回る者については特段の事情がない限り入学させないとする措置がとられるべきである。

(5) 統一適性試験の在り方について（提言）（法科大学院特別委員会）2016年9月26日

【問題の所在】

この提言により、事実上、2019年（平成31）年の入学者選抜から、既修、未修を問わず、適性試験の任意化が決まった。

適性試験については主に未修者コースの選抜において資質を図るものとされて、文科省から著しく点数が低い場合には合格させないという運用が指導はされてきたものの、入学志望者の減少により「全入」の要請の前に適性試験を考慮する大学は著しく少ない（3割未満）というのが現状であった。

適性試験が司法試験合格との相関関係はないという見解があるものの現実にこの適性試験の趣旨を損なう運用をしてきたのは下位校であることを踏まえ、適性試験の任意化の是非も検討されなければならない。

志願者の減少により適性試験制度が維持できなくなってきたという側面も強く、本文中にある「教育効果が上がっている法科大学院」を念頭に置いた制度設計に切り替えたともいえる。

2. 見直しの基本的考え方

- 統一適性試験の見直しに当たっては、公平性、開放性、多様性といった法科大学院制度創設時の基本理念を堅持すべきである。
- 一方で、法科大学院志願者がこの10年間で5分の1程度に減少するなど、法科大学院入学者選抜を取り巻く状況は制度創設当時とは大きく変化している。特に、社会人や未修者の入学者が2割程度にまで減少し、未修者と既修者の割合は、制度創設時から逆転して、既修者が多数を占めるようになっている。このため、こうした入学者選抜を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、法科大学院創設時の基本理念、特に入学者の多様性の確保の観点からの見直しが必要である。また、**現在では、ほとんどの法科大学院が、未修者と既修者について別枠で選抜を実施していることや、教育成果が上がっている法科大学院を中心に入学者選抜に関する一定のノウハウが蓄積されている**と考えられる点も考慮すべき要素である。さらに、結果として、法科大学院志願者の増加にもつながることが望ましい。
- 法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の質の適切な確保、保証が必要である。平成13年の司法制度改革審議会意見書で法科大学院における履修の前提として要求される資質とされた、**判断力、思考力、分析力、表現力等の資質についての適確な判定が必要**である。
- 統一適性試験が法科大学院の入学者選抜に対してこれまで果たしてきた役割や、統一適

性試験に対する各法科大学院や適性試験管理委員会等の関係者の様々な見解も踏まえて、適切な結論を出すことが必要である。

3. 改善方策

○ ワーキング・グループでの適性試験管理委員会からのヒアリングにおける指摘のとおり、統一適性試験は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、平成15年の第1回目の実施以来、法科大学院における履修の前提として要求される資質（論理的判断力、分析的判断力、長文読解力、表現力）を試す全国一律の試験として、13年間にわたり、試験の専門的知見に基づく調査・分析、翌年度の試験へのフィードバックを継続的に行いながら実施され、これまで、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である**法科大学院への入学者の質を確保するための統一的な最低基準点としての役割**を含め、未修者と既修者とを問わず、一定の役割を果たしてきたと考えられる。

○ しかし、法科大学院入学者選抜を取り巻く状況が制度創設当時とは大きく変化していることを踏まえると、以下の改善方策を実施することが望ましいと考える。なお、現在、ほとんどすべての法科大学院が、未修者と既修者について別枠で選抜を実施している状況に鑑み、それぞれについて改善方策を提示する。

（1）法学**既修者**の選抜について

○ 既修者選抜における統一適性試験の有用性については、適性試験管理委員会から、既修者に対しても司法試験の可否等との相関関係がある旨の指摘がなされた一方で、各法科大学院に対する27年調査では、他の試験方法による代替可能性や、受験生の負担感、法科大学院志願者の大幅な減少による最低基準点の必要性の低下といった理由から、大半の法科大学院が否定的な見解であった。**実際に、大半の法科大学院で、入学者選抜における考慮割合が3割未満にとどまっていた。**

○ こうした現状に加え、志願者数の大幅な減少により適性をみるための丁寧な入試が可能となっていることや、**教育成果が上がっている法科大学院を中心に**入学者選抜に関する一定のノウハウが蓄積されていると考えられること等に鑑みると、必ずしも統一適性試験を利用せずとも、**法律科目試験を通じて法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定することは一定程度可能**と考えられる。その上、法律科目試験に加えて、**学部成績、学業以外の活動実績、志望理由書・自己評価書、保有資格や外国語の成績等を含めた能力証明資料等、各法科大学院の工夫によって多様な観点を踏まえた入学者選抜とすることによって、法科大学院における履修の前提として要求される資質を適確に判定すること**

は可能と考えられる。

○ また、ほとんどすべての法科大学院が、現在、未修者と既修者について別枠で選抜を実施している状況等に鑑みると、既修者について、統一適性試験を課さないこととしても、公平性という基本理念に則した入学者選抜として許容されると考えられる。

○ 本特別委員会としては、先述の28年調査の結果も踏まえ、**既修者選抜において、統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とすべき**であると考え。なお、利用を任意とした場合、**受験者の減少による収支上の問題から、そもそも実施主体が試験を実施することが困難となり、統一適性試験が存続し得なくなる可能性**があることについても考慮したが、この方向性で一致したところである。

○ ただし、統一適性試験を利用しない場合は、各法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するため、以下の取組が必要である。また、**認証評価機関において、各法科大学院の取組を評価することにより、志願者の適性の適確かつ客観的な判定を担保すべき**である。

- ・ 法科大学院の履修の前提として要求される資質を判定するため、法律科目試験においては、特に憲法、民法、刑法に関する科目については、短答式問題のみでは不十分であり、論述式問題を含め、資質を適確に判定しうる形で出題すること。
- ・ また、資質を適確に判定するため、法律科目試験に加え、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう工夫すること（後述のガイドラインの一部を活用することも考えられる）
- ・ 各法科大学院においては、各選抜方法によりどのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表すること。
- ・ また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表すること。

○ なお、**統一適性試験の利用の有無にかかわらず、入学者の質の確保のため、各法科大学院において競争倍率を維持（目安：2倍）することが必要**である。

（2）法学未修者の選抜について

○ 未修者選抜については、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる観点から、法律科目試験を課すことは不適切である。このため、**法律科目試験以外の方法により**、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を評価することが必要である。

○ 未修者選抜における統一適性試験の有用性については、各法科大学院に対する27年調査では、半数近くの法科大学院が肯定的な見解であったことや、13年間にわたって実施されてきた統一適性試験の実績を踏まえると、各法科大学院の指摘を踏まえた改善を図った上で、未修者選抜において引き続き統一適性試験を課すことも一案としては考えられる。しかし、**既修者選抜において各法科大学院の任意とした場合には、統一適性試験について収支上の問題が生じることが推測されるため、未修者選抜のみ統一適性試験を課すことは現実的な選択肢ではない**と考えられる。

○ さらに、各法科大学院に対する27年調査においては、統一適性試験は、実施時期、実施場所、実施回数等が受験生のニーズと比べ十分ではない、**受験料が高額**であるといったことに加え、**社会人経験者にとって得点を取りにくい試験**であるといった理由から、志願者確保の障害になっているとの意見が大半の法科大学院から挙げられている。また、志願者数の減少により、適性をみるための丁寧な入学者選抜を行うことが可能であり、必ずしも入学最低基準点を用いなくとも対応可能と考えられるとの意見があった。加えて、**半数以上の法科大学院において、入学者選抜における統一適性試験の考慮割合が3割未満**にとどまっており、教育成果が上がっている法科大学院を中心に、適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべきであるとする。その場合、各法科大学院において、**統一適性試験を利用せずとも、受験者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要**である。

○ このため、**文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、上記を担保**すべきである。

○ ガイドラインに記載すべき主な内容としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を、適確かつ客観的に試すことが必要であること。
- ・ その際、各法科大学院が創意工夫をこらし、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜を行うことが重要であること。
- ・ 各法科大学院で統一適性試験の過去の問題を活用するなどして統一適性試験に類す

る試験を作成することも考えられるが、これらを実施しない場合は、小論文・筆記試験、口述・面接試験、書面審査（学部成績、活動実績、志望理由・自己評価、能力証明資料等）等を組み合わせて実施するなど、各法科大学院の創意工夫により、履修の前提として要求される資質を適確に判定することが必要であること。この際、口述・面接試験については、単なる人物審査にとどまらず、コミュニケーション能力を含め履修に必要とされる資質を判定することが望ましい。

- ・ 各法科大学院においては、各選抜方法によりどのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表することが必要であること。また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表することが必要であること。
- ・ 各試験において、複数の者により採点を実施するなど、客観性を高める工夫が必要であること。その際、法科大学院間での連携や、学外有識者の参画を求めることも考えられる。

(6) 法科大学院未修者法科大学院未修者等選抜ガイドラン（仮称）（骨子案） （抜粋）

【問題の所在】

適性試験を任意化した場合、各大学が法科大学院での勉学の前提となる資質を欠いた者を合格させてしまうのではないかという懸念が残る。

そこで、特に未修者等選抜のためのガイドラインを策定することによって客観的な選抜を確保しようとしたものである。

適性試験と司法試験の合格率との関連性はないという意見も根強かったものの、現実には下位校の入学者数確保のために合格者判定にも疑問が呈されていた。

「法科大学院未修者法科大学院未修者等選抜ガイドラン（仮称）」は2016年11月30日に開催された法科大学院特別委員会（第77回）に資料として提出されたものである。

1 はじめに

本ガイドラインは、提言を受け、統一適性試験の利用が各法科大学院の任意となった後

も、「公平性、開放性、多様性」といった理念を堅持しつつ、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための留意点を示し、各法科大学院の創意工夫によって入学者選抜を行う際の指針とすることを目的としたものである。

3. 客観性の担保等について

前述のとおり、法科大学院の入学者選抜においては、**客観性を確保**することが必要である。

客観性を確保するため、各法科大学院においては、その採用する**各選抜方法によりどのような能力を判定するのかを公表**することが必要である。

また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、**客観的な判定が可能となるよう明確に定めること**が必要である。当該基準については客観性確保の観点から、可能な範囲で公表する、又は、事後的に外部有識者の意見を聴くことが望ましい。

各法科大学院においては、試験の実施の前後において出題内容等が適切であるかを検証するための内部的なチェック体制を構築することが必要である。このほかにも、各試験の採点を複数の者により実施することや、法科大学院間での連携を図ることなど、各法科大学院において客観性を高めるための工夫に努めることが望ましい。特に、対面による審査を行う際は、複数の者で実施し、評価を行うことにより、客観性を確保することが必要である。

4. 法学既修者選抜について

法学既修者の選抜については、法律科目試験を実施することにより、法科大学院での履修の前提として求められる資質を一定程度評価することが可能と考えられる。ただし、特に憲法、民法、刑法に関する科目については、**短答式問題のみでは不十分**であり、記述式問題を含め、資質を適確に判定しうる形で出題することが必要である。その際、記述式問題であっても、論点の暗記のみによって対応可能な問題等では不十分であると考えられる。

また、受験者の資質を適確に判定するため、法律科目試験に加えて、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう、工夫することが必要である。

客観性を担保するため、各法科大学院においては、その採用する各選抜方法によってどのような能力を判定するのかという点に加え、法律科目試験については、出題の趣旨についても、公表することが必要である。

また、選抜方法の特性を考慮しつつ、**配点や採点基準等を客観的な判定が可能となるよう明確に定めること**が必要である。当該基準については、客観性確保の観点から、可能な

範囲で公表する、又は、事後的に外部有識者の意見を聴くことが望ましい。

各法科大学院においては、試験の実施の前後において出題内容等が適切であるかを検証するための内部的なチェック体制を構築することが必要である。このほかにも、各試験の採点を複数の者により実施することや、法科大学院間での連携を図ることなど、各法科大学院において客観性を高めるための工夫に努めることが望ましい。特に、対面による審査を行う際は、複数の者で実施し、評価を行うことにより、客観性を確保することが必要である。

なお、統一適性試験が任意化後も**引き続き実施される場合は**、従前どおりの方法によって入学者選抜を行うことも可能である。

5. 終わりに

各法科大学院においては、本ガイドラインを参考に、**受験者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要**である。

また、入学者選抜の見直しに当たっては、受験者に混乱を来さないよう、新しい入学者選抜の方法等について適切な時期に周知を行うことが必要である。

2. 法科大学院の適正配置とICT教育

【問題の所在】

法科大学院開校当初は一応、全国に法科大学院が設置されていたものの、その後の志望者の減少により、地方の法科大学院を中心に閉校が相次ぎ大都市に法科大学院が集中することとなったため、法科大学院の適正配置が課題となった。

今後、法科大学院がない地域に新たに地方に法科大学院を設置するという方法は、既に現実的ではなくなった。

他方で、審議会意見書では通信による法科大学院も検討事項として上がっていたが、双方向による少人数教育という法科大学院の教育方法の要請を満たすことが課題であった。

審議会意見書が出された当時よりも格段に通信技術が進歩しており、現在、どのような方法で実現可能かが具体的な試行が行われている。

もっとも、現在の議論ではすべて ICT 技術に依存することはできず、また ICT を受け

るための拠点となる法科大学院が地方にも必要なことから、どの地域でもその地域から動くことなく受講が可能ということにはなっていない。

この点では募集停止を表明した法科大学院においても、その施設を利用したりする場合には、新たに設置するのとは異なり、条件次第では、形を変えての存続も可能なのかもしれない。

(1) 司法制度改革審議会意見書

(3) 公平性、開放性、多様性の確保

- **地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである。**
- 夜間大学院や通信制大学院を整備すべきである。
- 奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。

地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。**通信制大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題は残っているが、高度情報通信技術の発展等を視野に入れつつ、積極的に対応すべきである。**

資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。

法科大学院の人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については、司法の人的基盤を整備する上での重要な一翼を担うという法科大学院の意義や役割に配慮するとともに、現下の厳しい財政事情等にも留意しつつ、適切な評価の結果を踏まえて、適正な公的支援が行われる必要がある。

司法の国際化への対応や諸外国の法整備支援を通じた国際貢献の一環として、留学生の

積極的受入れには十分な配慮が望まれる。

【資料 現在の法科大学院の配置状況 370 ページ参照】

エ 教育内容及び教育方法

- ・法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、**実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施**することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。
- ・**教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとするべきである。**
- ・法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。
- ・厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

必置科目や教員配置等についての基準を定めることにより、法曹養成のための教育内容の最低限の統一性と教育水準を確保しつつ、具体的な教科内容等については、各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする。各法科大学院は、互いに競い合うことによりその教育内容を向上させていくことが望まれる。

法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。このような観点から、授業内容・方法、教材の選定・作成等について、研究者教員と実務経験を有する教員（実務家教員）との共同作業等の連携協力が必要である。

法科大学院における教育方法（授業方式）としては、講義方式や少人数の演習方式、調査・レポート作成・口頭報告、教育補助教員による個別的学习指導等を適宜活用することとする。とりわけ少人数教育を基本とすべきである。

また、法科大学院での授業は一方的なものであってはならず、双方向的・多方向的で密度の濃いものとし、 Semester 制（一つの授業を学期ごとに完結させる制度）の採用等によりなるべく集中的に行うこととすべきである。

「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要である。このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである。

(2) 法科大学院における授業等でICT技術を用いる場合の問題点（設置基準）

【問題の所在】

法科大学院は専門職大学院に分類されるが、そこでの教育は密度の濃い授業が想定されており双方向授業など教員と学生が対面して行われていることが想定されている。専門職大学院設置基準に従う場合、現状では ICT 技術があるからといって、日本全国に法科大学院の授業を「配信」することはできない。

ICT 技術の急速な発達は、以前のようなサテライト方式を超える授業を可能にするものであるが、それによって対面授業と異ならないような教育効果を見いだすことができるのかどうか問われている。

但し、現在の大学、専門職大学院の設置基準を前提にすると、法科大学院のない地方に居住する者がその地を全く離れずに法科大学院課程を修了することは困難なようである。

既存の法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定

◆ 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）

第 3 章 教育課程

（授業の方法等）

第 8 条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ**事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法**により授業を行うなど適切に配慮しなければなら

ない。

- 2 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定により多様な**メディア**を高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて**十分な教育効果が得られる専攻分野**に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第9条 専門職大学院は、**通信教育**によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第4条並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定を準用する。

◆ **大学設置基準**（昭和31年文部省令第28号）

第6章 教育課程

（授業の方法）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 （略）

◆ **大学設置基準**第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

（平成13年文部科学省告示第51号（最終改正：平成19年文部科学省告示第114号））

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成13年3月30日から施行する。

なお、平成10年文部省告示第46号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、

音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する**面接授業に相当する教育効果を有すると認められたもの**であること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、**授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所**（大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において**学生等に対面**することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が**当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法**を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する**学生等の意見の交換の機会が確保**されているもの。

◆ **大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について**（平成19年7月31日文科高第281号）

第7 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）

- 一 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質の保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において**学生に対面**することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の**終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法**を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」とは、当該授業を行う教員の補助として、**当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者**を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前

提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

(3) 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(2016年3月)中央大学

【問題の所在】

文科省が中央大学に委託した「法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究」であるが、島根大学、鹿児島大学、琉球大学の協力のもとに実施されたものの、既に島根、鹿児島両大学は法科大学院の募集停止を決めている。

ICT活用による法科大学院教育は、この中央大学の試行が現時点での到達点ということになるが、配信先においても相応の設備（教室を含む）が準備されていること、そこにも一定の教員が対応することが前提とされており、配信元が存在すればICTを活用できるわけではない。

第1章 調査研究の目的と方法

1.1 目的

地方の法科大学院の組織見直しが進むとともに、法科大学院における**社会人学生が減少傾向にある現状に鑑み、誰もが法科大学院で学べる環境を整備する観点から、地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保することは喫緊の課題**である。この課題を克服するためには、ICTを活用したオンライン授業を通じ、地方の法科大学院において、先端的かつ多様な授業科目が提供されるようにすることや、夜間開講を実施する法科大学院において、社会人学生が仕事と両立できるような学修支援体制を構築することが重要である。そこで、平成26年10月の中教審大学分科会法科大学院特別委員会による提言を踏まえ、同年11月に公表した「文部科学省における法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本改革の推進」に基づき、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及に向けて、ICTを活用したオンライン授業の調査研究を行うことを目的とする。

1.2 調査の方法

本調査では、法科大学院におけるICTを活用した授業の現実的な姿を想定し、調査対象

とする授業形態を大きく2つのグループに分ける。1つは、一定の授業回をオンラインのライブ中継で実施する「基本調査」である（以下、基本的に、オンラインのライブ中継で実施する授業のことを「オンライン授業」という。）。もう1つは、これとは異なりオンデマンド形式を組み込んで実施する「応用調査」である。

これらの調査は、地理的な制約を受けやすい、地方の法科大学院である**島根**大学法科大学院、**琉球**大学法科大学院および**鹿児島**大学法科大学院の協力を得て行う（以下、「協力校」という。）。このうち島根大学法科大学院は、これまで中央大学大学院法務研究科（以下、「中央大学法科大学院」という。）と協力してオンライン授業を実施してきた。また、鹿児島大学法科大学院と琉球大学法科大学院は九州地方の他の法科大学院とも連携し、ICTを活用した先進的な授業を実施してきた。これらの各校の実績を踏まえ、本事業は中央大学法科大学院と3つの協力校によって実施する。

第3章 課題と提言（抜粋）

3. 1 ICT を活用した授業の導入に向けた学習環境の整備について

（1）オンラインによる遠隔授業

前章で指摘したとおり、ICTを活用した授業のうち、オンラインによる遠隔授業については、学生からの評価は概ね良好であったが、同時にいくつかの問題も指摘されていた。

たとえば、**少人数の参加となる配信先から授業時間中に積極的に質問することは、配信元の受講生への配慮から消極的になりがちになる**といった問題や、**遠隔授業では授業時間中の緊張感が保てない**といった問題である。また、特に地方の小規模校の学生からは授業時間外で他大学の学生と交流することを求める声もあった。これらの問題を解消するための施策や、要望に応える施策がとられれば、より一層の教育効果を確保することができよう。

そこで、いかなる施策が考えられるか、企画委員会で検討したところ、遠隔授業の実施方法を工夫すること、そして**授業時間外のサポートを充実させることが有効**であるとの共通認識を得た。具体的には以下の諸施策が考えられる。

【授業の実施方法】

・事前に詳細な課題を受講者全員に示し、配信元と配信先の学生が同じスタートラインにたって授業に参加できるようにするとともに、授業の中では当該課題について双方向・多方向の授業を実施する。こうすることで、所属大学による学生間格差を解消することがで

き、より授業に参加しやすい前提を創り出すことができる。

・授業が教員と学生の間でのやりとり（双方向の授業）だけでなく、配信元と配信先の学生同士の意見交換（多方向の授業）もできるように授業運営をする。こうすることで、配信元でも、また配信先でも一定程度、授業の緊張感を維持することができるし、小規模校の学生が普段は経験できない多様な意見に触れることができるようになる。

【授業時間外のサポート】

・正規の授業時間外に、配信元と配信先の学生同士が自主ゼミを行えるような機会を提供する。

・正規の授業時間外で教員のオフィスアワーやメールを利用して疑問点の解消を行えるようにする。

・学修支援システムを充実させ、オンライン上でレポートの提出や添削等ができるようにする。

（２）オンデマンド形式による授業

前章で指摘したとおり、オンデマンド授業に対する学生の評価は概ね良好であったが、同時にいくつかの問題も指摘されていた。特にオンデマンド授業の問題として指摘されていたのは、**同時性および双方向・多方向性の欠如により受講中の緊張感が保たれない**という点で、そのほかにも、**受講中に教員から発言を求められることがないため予習・復習を怠る可能性**があるといった問題や、**双方向の授業が展開されないために学生の誤った理解が是正されない**といった問題も指摘されていた。このようなオンデマンド授業の問題は、双方向・多方向の授業を通じてあるべき法曹を養成しようとする現在の法科大学院教育の理念との関係では看過できないが、他方で、オンデマンド授業には一定のメリットもあることが今回の調査結果から指摘できる。そこで、これらの点を踏まえて企画委員会で検討したところ、オンデマンド授業については、**一定の授業回数に限定して許容していくことが適切**であるとの共通認識を得た。また、オンデマンド授業の上記問題を解消するためには、回数を制限するだけでなく、授業の実施方法を工夫したり、授業時間外のサポートを充実させたりすることも有効であろう。それぞれの施策を、より具体的に述べると、以下のとおりとなる。

【オンデマンド授業の実施回数】

・企画委員会で検討したところ、オンデマンド授業を活用するとしても、**双方向・多方向の授業による教育効果を維持するためには、通常の授業に半分以上は出席する必要**がある

との結論にいたった。これによると、2単位科目（全15回）の場合においては、3回まではオンデマンド授業で代替することが許されるものの、それ以上は適切ではないことになる。すなわち、全15回の授業のうち欠席5回で自動的に当該科目の単位取得資格を喪失するというルールを運用している法科大学院の場合、**欠席が7回だと、これまでは自動的に単位取得の資格を喪失していたが、7回の欠席のうち3回をオンデマンド授業で受講すれば、欠席回数は4回とみなされることになり、単位取得の資格を喪失しないことになる。**

【授業の実施方法】

・毎回、小テストを実施し、授業で扱った内容が理解できているか、その都度、チェックする。こうすることで、受講中の緊張感を一定程度維持することができる。

【授業時間外のサポート】

・オンラインによる遠隔授業の場合と同様、正規の授業時間外に、配信元と配信先の学生同士が自主ゼミを行えるような機会を提供する。

・オンラインによる遠隔授業の場合と同様、正規の授業時間外で教員のオフィスアワーやメールを利用して疑問点の解消を行えるようにする。

・オンラインによる遠隔授業の場合と同様、学修支援システムを充実させ、オンライン上でレポートの提出や添削等ができるようにする。

（3）様々な事情を有する者に配慮した学習環境の整備

前章で提示したアンケート結果から明らかなおり、ICTを活用した授業には、授業形態ごとにメリット・デメリットがある。そこで、各授業のデメリットを補うために、異なる授業形態を組み合わせることで授業を実施していくことが考えられる。これは、地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人など、法科大学院で学ぶにあたって様々な制約を有する者にとって有意義である。具体的には、以下の施策が考えられる。

【さまざまな授業形態の組み合わせ】

・オンライン形式の授業は同時性が担保される一方で、時間的制約を有する社会人受講者には十分な便益を提供できない可能性がある。そのため、欠席回の授業について、オンデマンド形式で受講できるようにすることが考えられる。

・一方、オンデマンド形式の授業は時間的負担の軽減に効果を発揮するが、双方向・多方向の授業により得られる教育効果を十分に提供できない可能性がある。そこで、上記（2）で記載した回数を基本にオンデマンド形式の授業を一定の回数におさえ、残りを長期休暇

中や週末に集中授業の形式で実施するスクーリングで補うことが考えられる。

【データベースの整備】

・オンライン授業は地理的制約の解消には効果的である一方、**大学以外の場合には、自学自修に必要となる学修環境が不足する可能性**がある。そこで、法律学の学修に必要な文献を収集できるようにするため、法律文献関連のデータベースを整備することが考えられる。

（４）大学間連携による学修環境の整備

授業を配信する大学が首都圏の大学で、かつ受講者が地方（大学・職場・自宅など）で授業を受講する場合には、地方大学と配信元の大学が連携し、**授業および授業時間外の学修をサポートすることで、遠隔授業の実施に伴う諸問題を一定程度解消することができる。**

具体的には、以下の施策が考えられる。

【授業の実施】

・上述したとおり ICT を活用した授業のデメリットを補うためにスクーリングと組み合わせることが考えられるが、そのスクーリングは、受講者の負担を軽減するために、配信元の大学ではなく、**地方の大学で実施**する（スクーリングの担当教員も、地方大学に所属する教員であることが考えられてよい）。

・前章で明らかになったとおり、端末を利用した遠隔授業よりも、サテライト形式の遠隔授業のほうが、受講環境が良好であると言える。また、技術的なサポート体制も組みやすいということからすると、現状では遠隔授業は地方大学の教室を利用して実施することが望ましい。

【授業時間外のサポート】

・遠隔授業では配信先の受講生が質問しにくいといった問題があった。そこで、**地方大学の教員の側でオフィスアワーを設け、直接、質疑応答できる機会を設ける**ことが考えられる。

・受信環境（通信環境）の観点からは、遠隔授業は地方大学の教室を利用して実施することが望ましいところ、受講者に**地方大学の図書館を利用できるようにすることが必要**である。これは、必要な図書や文献を収集するために、配信元の大学の図書館を利用するよりも、近隣の地方大学の図書館を利用したほうが使い勝手がよいということが考えられるためである。

【地方大学でのスクーリングの実施】

・上述したとおりオンデマンド形式の授業等を組み合わせる場合には、教育効果を高める観点から、スクーリングを活用することが考えられるが、そのスクーリングは、受講者の地理的・経済的負担を軽減するために、配信元の大学ではなく、地方の大学で実施する（スクーリングの担当教員も、地方大学に所属する教員であることが考えられてよい。）

以上とは別に、前章で指摘したように、遠隔授業を首都圏の大学と地方の大学双方にとって有意義なものにするためには、地方大学が配信元になって当該地域特有の法律問題を扱った授業を配信するなどすることが重要である。

3. 2 教育水準を維持するためのコストについて

前章で指摘したところから明らかなとおり、ICT を活用した授業の設備が十分に整っていないと、十分な教育効果を確保することができない。そのため、ICT を活用した授業を実施するためには十分な設備を整える必要がある。仮に今回の調査研究で利用したシステムを用いて遠隔授業を実施すると仮定した場合、配信元大学はおおよそ**1000万円**程度、配信先大学はおおよそ**500万円**程度で遠隔授業用の教室を1つ整えることができるであろう（無論、大学等における既存の情報環境が異なれば、必要となる設備も異なり、これと連動して金額も異なるので、ここで示した金額はあくまで参考すぎない。）。この金額は、法科大学院における遠隔授業の先進事例となった九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学の4大学のシステムと比較すると、相当程度低い金額であり、コスト面では、普及のためのハードルが従来よりも下がってきているといえる。

しかし、遠隔授業を実施するためには、物的設備を整えるだけでは不十分であり、そのほかの諸々のコストも、あらかじめ想定しておかなければならない。たとえば、**設備を稼働させていけば、通信料や、保守点検料等のランニングコストがかかるし、遠隔授業の教育効果を十分なものにするためには、遠隔授業用の教務システムの構築等、周辺設備についても整える必要があるであろうから、そのコストも考慮に入れておかなければならない。**

また、**遠隔授業の制度を設計し、運用していく人（教職員）もまた遠隔授業の導入とともに新たに確保しなければならないので、人件費を想定しておく必要があるし、遠隔授業の場合は、リスク管理の必要性が通常授業よりも高いといえるので、その対策費も考慮に入れておく必要がある**。さらに、**今後、オンラインによる遠隔授業を基本にした教育課程の編成が検討され、実現した場合には、これらのコストは一気に増大する**。このように、遠隔授業を実施しようとするれば、単に物的設備のコストのみならず、さらなるコストも想定しなければならない。この点、遠隔授業による地方在住者や社会人の学修環境の整備と

いう社会的意義に鑑みれば、一定程度の公的援助が検討されてもよいのではないかと思われる。

3. 3 ICTを活用した授業に係る人材の養成について

前章でも指摘したとおり、ICT を活用した授業に関わる教員および受講生がそれぞれ当該授業の特性を十分に認識して一定の技術をもって遠隔授業に臨まないと、遠隔授業の教育効果は縮減する。

この点、遠隔授業それ自体については、たとえば**配信元の受講者は配信先の受講者がきちんと聞き取れるようにマイクを適切にもって発言内容が正確に伝わるようにはっきり話すとか、教員は配信先の受講者にできるだけあてて疎外感を生み出さないようにする**などの細かい配慮が必要である。そこで、このような遠隔授業の実施に関わる手法についても、今後、検討していく必要があるであろう。具体的には、教員研修の実施や、遠隔授業を実施するためのマニュアル整備などが考えられる。

また、学生の中には ICT を活用した授業それ自体に拒絶反応を示す者が一部にいたことが想定される。こういった者への対応としては事前の周知を図ることが重要である。加えて、現在では ICT を活用した裁判実務も想定されることから、ICT の利活用が実務法曹にとって必要なスキルであるということを認識させるための指導も別途必要となろう。さらに、ICT に関する基本的な技術が身につけていない学生を想定して、授業前に簡単な研修を実施することも考えられてよい。

そのほか、ICT を活用した授業を円滑に実施していくためには、当該授業の特性を十分に認識して、**必要に応じて技術面のサポートや、教員や受講生への助言等を行うことのできる事務職員が必要**になろう。そのため、担当事務職員についても、研修を実施することが考えられるほか、事務職員のためのマニュアル整備や大学間の人材交流も考えられるところである。

3. 4 ICT を活用した授業の法令適合性について

3. 4. 1 関係する法令等

ICT を活用した授業を法科大学院において導入する際に関係する法令条文として、(1) 専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項、(2) 大学設置基準第 25 条第 2 項、(3) 平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）がある。

まず授業の方法等について定めた(1)専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項によれば、「大

学院設置基準第15条において準用する大学設置基準……第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。」とされ、また(2)大学設置基準第25条第2項によれば、「大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、……授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」とされている。これらの設置基準は、一定の条件の下で教室以外の場所における授業の履修を認める規定である。実際にそのような履修可能な授業を提供する場合には、大学は「文部科学大臣が別に定めるところ」に従わなければならない。その定めが(3)平成13年文部科学省告示第51号である。これによれば、当該授業が「同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所……において履修させるもの」(以下「1号要件」とする。)か、あるいは「毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの」(以下「2号要件」とする。)のどちらかの要件を充足していなければならない。

3. 4. 2 本調査において実施した授業の法令適合性について

ICTを活用した授業は、上述の法令上の諸要件に適合していなければならない。これらの諸要件に照らすと、本調査において実施した授業のうち、サテライト形式の遠隔授業は1号要件を充足するといえるが、**オンデマンド授業は1号要件を充足しない**。また、自宅や職場で受講する、端末を利用した遠隔授業も1号要件を充足しないであろう。そのため、法令適合性を確保しつつ、オンデマンド授業および端末を利用した遠隔授業を実施するとすれば、2号要件を充足する形で実施しなければならない。

ただ、いずれの授業形態にせよ、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」でなければならないから(専門職大学院設置基準第8条第2項、以下「教育効果要件」という。)、そもそもICTを活用した授業がこの要件を充足するか否か、検討する必要がある。

この教育効果要件の充足性の判断に際しては、今回の調査結果を踏まえると、以下の諸点を考慮し、判断すべきであろう。

第1に、ICTを活用した授業それ自体の内容を考慮すべきである。この点、前章の結果を踏まえれば、全体として、ICTを活用した法科大学院の授業は教育効果要件を充足する

ということを一応の前提にしてよいかもしれないが、**法科大学院の授業すべてについて、そのような前提が必ず妥当すると考えてよいかは疑問**である。それぞれの授業には、それぞれの科目特性があるから、その特性を考慮に入れて、ICT を活用した授業に適した科目といえるか、個別に検討する必要があるだろう。その際には、遠隔授業やオンデマンド授業といった授業形式との相性だけに着目して判断するのではなく、遠隔授業やオンデマンド授業を支援する周辺の学修環境まで視野に入れて判断すべきである。なぜなら、ある科目を遠隔授業の形態で実施することに十分な教育効果が見込めるか、**疑義がある場合でも、周辺の学修環境を整えることで、十分な教育効果を期待できるようになる可能性がある**からである（考える具体的な周辺環境の整備の方策については、上述したとおりである）。

第2に、教育効果要件が充足されているといえるためには、**十分な教育効果を見込めるだけの設備が整えられる必要がある**。ICT を活用した授業を展開していく上で、十分な設備が整えられていないと、仮に科目特性から遠隔授業に適している科目であるということが言えたとしても、十分な教育効果は見込めなくなるからである。このような観点からすると、たとえば端末を利用した無線による遠隔授業は不安定になりがちであるから、一定の配慮が必要である。

第3に、教育効果要件が充足されているといえるためには、授業担当者の教育技術を考慮すべきである。ICT を活用した授業の場合は、**ICTを利用した独特の授業運営技術があると考えられ、そのような技術を授業担当者が修得しないままICTを活用して授業を展開すると、十分な教育効果が確保できない恐れ**がある。

以上のとおり、教育効果要件の充足性判断に際しては、授業内容、設備、授業担当者の教育技術等を総合的に考慮して判断すべきである。なお、ICT を活用した授業を普及させていく観点からは、教育効果要件の充足性判断に関する一定の指針が示されることも考えられてよいであろう。

3. 5 今後の課題

地方在住者や社会人のための学修環境を整備する必要性や、有効性の観点からすると、今後、オンラインによる遠隔授業を基本にした教育課程の編成が検討されてしかるべきである。今回の調査研究では、**科目特性による教育効果の差異について十分な分析を行うことができなかった**が、その際には、本報告書で指摘したとおり、科目特性を踏まえた授業内容、設備、人材養成等を勘案しながら、遠隔授業の本格導入の可否について検討すべきである。これらについては、今後の課題として取り組んでいく必要があるだろう。

(4) 法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果（案）（17年2月3日）

法科大学院教育における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議（第 5 回）配付資料より（2017 年 2 月 3 日開催）（抜粋）

1. はじめに

(1) 法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の目的

ICTを活用した教育によって、**法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人**などが法科大学院教育を受けることを可能にすることで、法曹資格を取得するための途を確保する必要がある。また、**地理的制約を超えた複数の法科大学院の連携による教育の質を向上**させるとともに、法律に携わる**実務家・社会人のキャリアアップのための学び直しの機会を提供**する必要がある。

(略)

○ 法科大学院では、これまでいくつかの大学において、ICTを活用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業が実施され、それぞれの特色を踏まえた先進的な取組が行われてきたが、十分な広がりとはなっていない。

○ **現在、法科大学院志願者の減少等により、主に地方に立地する法科大学院が募集停止となり、地方における法曹志望者への教育の場が失われつつある。**

○ その一方で、法科大学院の教育的資源を活用した遠隔地の法科大学院との教育連携や、法曹及び**法務に携わる社会人に対する継続教育へのニーズの存在**も明らかになりつつある。

○ これらの課題に対応するため、本調査研究協力者会議では、

- ① 法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や、時間的制約の多い有職社会人が、**地方大学や自宅・職場等において、面接授業に近い形で法科大学院の授業を受講**することで、法曹資格取得のための途を確保することが可能となること
- ② 遠隔地に立地する法科大学院との地理的制約を乗り越えた連携が促進されること
によって、**複数の法科大学院がそれぞれの強みを生かし合いながら、教育の質を**

向上させることができるようになること

- ③ **現職の法曹や、企業の法務部や官公庁などで法律実務を扱う社会人が、科目等履修制度等の活用により法科大学院の授業を受講することによって、キャリアアップに活かす**ことができるようになること

の3点を目的として、遠隔授業の本格的な普及を促進することについて検討を行った。

(2) 遠隔授業を普及するに当たっての課題

遠隔授業を普及させるため、専門職大学院設置基準に定める「教育効果要件への適合性」や、メディア告示に定めるメディア授業の実施形態及び「面接授業に相当する教育効果」にかかる要件について、その解釈を明確化する必要がある。

○ 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するように規定されている。(専門職大学院設置基準(平成15年 文部科学省令第16号))

○ そのため、同時かつ双方向・多方向による教員と学生との対話形式(いわゆる「ソクラテス・メソッド」)の授業方法が重視されており、**法科大学院を対象とした各認証評価機関の大学評価基準においても、授業の中で双方向的・多方向的な討論等を通じて法的思考力等を養成することが求められている。**

○ 法科大学院において遠隔授業を行うに当たっては、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(以下「メディア授業」という。)であって、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」(専門職大学院設置基準第8条第2項)であること(以下「教育効果要件」という。)、及び「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成13年文部科学省告示第51号。以下「メディア告示」という。))であることが必要となっている。

○ しかしながら、**各法科大学院では、専門職大学院設置基準やメディア告示、認証評価基準への適合性を考慮するあまり、ICTを活用したメディア授業の実施に二の足を踏むとの指摘**がある。

○ よって、法科大学院におけるICTを活用した教育の本格的な普及を促進するためには、**法科大学院においてメディア授業を実施する場合の法令等の要件について、その解釈を明**

確化することが必要である。

2. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業に関する法令等に適合する授業の在り方

○ 法科大学院教育の質の確保とICTを活用した教育の普及を両立させる観点から、メディア授業を実施する場合の法令等の要件のうち、「教育効果要件への適合性」（専門職大学院設置基準）及び「メディア授業の実施形態及び面接授業に相当する教育効果について」（メディア告示）の2点について、それぞれ法令等に適合する授業の在り方を明確化する。

（1）「教育効果要件への適合性」

法科大学院では、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が求められるところ、法科大学院において実施されている授業科目や授業形式の特性に応じて、授業時間内において双方向・多方向の議論の機会を確保することや、授業時間外における学修環境を整備することが必要である。

（i）問題の所在

○ 専門職大学院設置基準第8条第2項では、「**十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業**」について、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項に定めるメディア授業の実施が可能とされている。

○ 法科大学院の授業においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本とされており、特にゼミ形式等の授業では、より密な議論・討論が展開されている。一方で、法学未修者1年次の授業科目では、法学の知識や法的思考力の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式を中心とする授業方法も想定されること、ロールプレイ等が必要となる実習・シミュレーション科目では、より実践的な指導が必要となること等に留意して授業が企画されている。メディアを活用し、遠隔地に一定数の学生を集めて授業を履修させる場合には、こうした法科大学院の各授業の特性に配慮しながら、当該科目の指導計画を企画することが必要となる。

○ このように、法科大学院においては授業科目や授業形式によって、メディア授業を効果的に実施するための配慮事項は多様であると考えられるが、専門職大学院設置基準制定時の施行通知（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」（平成15年文科高第162号））においては、「**現地調査やインターンシップ等の実習等が主体となるような授**

業について、メディアによる授業を行うことは通常想定されない」と記載しているのみで、教育効果要件を充足するために必要な他の要件については必ずしも明らかではない。

○ よって、法曹を養成するため質の高い充実した教育を行うことが特に求められる法科大学院において、教育の質を確保しつつICTを活用した教育の本格的普及を促すためには、**授業科目や授業形式の特性に留意した上で、教育効果要件を充足するために配慮すべき要件を明確にしておくことが必要と考えられる。**

(ii) 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

(a) 前提

○ 法科大学院において実施される授業について、「教育方法」という側面からこれを大別すると、概ね以下のとおりに整理される。

- ・ 教員による講義を中心としつつ、理解を確認・促進するために教員・学生間及び学生同士での質疑応答や討論・議論を伴う授業
- ・ 特定の題材（事例・判例）の検討とそれに関する教員・学生間及び学生同士の討論・議論が授業の中心となるゼミ形式の授業
- ・ 法律実務に即して、現実の法廷活動・法律相談への同席などの実習や、模擬裁判・ローヤリング等のシミュレーションを行う授業

○ 大学設置基準によれば、教員が教室等で授業を行う時間と学生が事前・事後に教室外において自学自修を行う時間を合わせ、「標準45時間」の教育内容を1単位とすることとされている。そのため、教育効果要件の検討に当たっては、授業中に必要となる事項のみならず、メディア授業を受講する学生の置かれた環境に配慮した授業時間外の学修指導についても併せて検討することが適切であると考えられる。

○ 法科大学院の授業には、実習・シミュレーションを行う授業をはじめとして、学生の授業時間外の学修が重要となるものが存在するところ、**こうした授業の指導にICTを適切な形で活用することにより、学生の予習・復習や事前準備の活動にかかる評価が容易となる**ため、試験やレポート、実演等のみならず、授業時間外の学修を含めた適切な成績評価が可能となるほか、学生の学修深度に応じた授業計画の策定が容易になる場合もある。

○ さらに、**証人尋問等の法廷活動や弁護士と依頼人との打合せなどの実務においてICTが既に活用されていることに鑑み**、実務家としての法曹の養成を担う法科大学院においては、効果的な教育を行うためにICTを更に活用することが望ましい。

○ なお、メディア授業を実施する法科大学院においては、**入学前における事前学修や法科**

大学院修了後の修了生支援においても、ICTを活用した円滑な学修ができる環境が維持されるよう、可能な限り配慮することが期待される。

○ これらを踏まえ検討した結果を以下に示す。各法科大学院では、メディア授業の実施に当たって、以下に示す主な要件のほか、別表に掲げる要件を適切に満たすことが必要となる。

(b) 主な配慮事項

○ 授業時間内

- ・活発な討論・議論において、法律に対する知識や事案の検討に対する思考を深める必要があるため、**教員・学生間及び学生同士で同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境**を構築することが必要である。
- ・後述する、十分な教育効果を上げるに当たり「求められるシステム環境」や「教職員に求められる事項」を踏まえつつ、**教員が学生の授業に対する理解度を確認できるようにすることが必要**である。
- ・授業に対する受動性が強くなならないよう、**メディア授業を受講する学生に対して、質疑応答、討論・議論の機会を確保することが必要**である。
- ・メディア授業を受講する学生に対して、授業中に指導等が可能となるよう、必要に応じて、**補助教員を配置することが望ましい**。(これにより、授業時間外の指導等も含めたフォローが可能になると考えられる。)

○ 授業時間外

ラーニング・マネジメント・システム (LMS)^{*1}等を活用することにより、

- ① メディア授業で用いる資料等については、授業の実施方法に支障がない限り、当該科目の授業時間外の学修段階（予習段階）から資料の指定又は事前配布を行うことが必要である。
- ② メディア授業を受講する学生が、教員に対して授業に関する質問等を行えるような機会を設けることが必要である。

*1 教材の配信、レポートや課題の提出、テスト、電子掲示板等の機能により授業に関する教育・学修環境を支援するためのオンラインシステムのこと。現在、約9割の法科大学院において、導入されている。(平成28年7月文部科学省調査より)

③ メディア授業を受講する学生が、他の学生との交流や当該授業に関する議論・意見交換を行えるような機会を設けることが必要である。

④ 自学自習に活用するため、必要に応じて、授業を録画したものを配信することが望ましい。

○ 授業以外における学修支援・サポート

オフィスアワー等を活用して、直接の面談又は何らかの通信手段を用いて、指導担当教員との間で口頭又はこれに準ずる同時性のあるコミュニケーションの機会を確保することが望ましい。

(2) メディア授業の実施形態及び「面接授業に相当する教育効果」

法科大学院におけるメディア授業の実施形態としては、面接授業に相当する教育効果を得るための環境が整備された**サテライト方式を原則的な実施形態**としつつ、モバイル方式については、通信環境の安定性を考慮し、**当面の間は面接授業又はサテライト方式との併用**により実施することが必要である。

オンデマンド方式については、授業の復習への活用など授業時間外の学修ツールとしては推奨されるべきであるが、**同時性・双方向性の確保が困難であることから、本方式により正規の授業を実施することは望ましくないもの**と考えられる。

(i) 問題の所在

○ メディア告示では、「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」について、大学設置基準第25条第2項に定めるメディア授業の実施が可能とされ、実施形態として、

- ・ 同時かつ双方向に行われるもので、授業を行う教室以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの（**1号類型**）
- ・ (同時かつ双方向を要件としないが、) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所で学生等と対面することにより、又は授業の終了後すみやかにインターネット等の適切な方法により十分な指導を併せ行い、かつ、当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されているもの（**2号類型**）

の二つが規定されているところ、**タブレット端末等を用いて大学の施設外から授業に参加するモバイル方式については、告示制定時には想定されていなかったもの**と考えられる。

○ また、メディア告示で要件とされている「面接授業に相当する教育効果」については、同告示制定時の施行通知（「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」（平成10年文高大第306号）。以下「施行通知」という。）において、面接授業に近い環境で授業をするために、以下のような事項に配慮することが望ましいとしている。

- ・授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ・画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ・メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理
 - ・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ・メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

○ よって、法科大学院の授業特性を踏まえつつ、許容されるメディア授業の実施形態を検討するとともに、実施形態に応じて面接授業に相当する教育効果を上げることができる学修環境の在り方について、配慮すべき事項を整理する必要がある。

（ii）メディア授業の実施形態と主な特徴

○ 法科大学院におけるメディア授業の実施形態とその主な特徴は以下のとおりである。

サテライト方式

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパス^{*1} や他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。現在、10法科大学院においてサテライト方式により受講するシステムが導入されている。

（主な特徴）

- ・ 同時かつ双方向による教員・学生間の対話形式の授業実施が可能となる。
- ・ 授業の配信先の教室等においては複数の学生が受講しているため、面接授業の環境に

*1 大学の校舎及び附属施設以外の場所であって、教育にふさわしい環境を有し、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されているもの。

近似している。

- ・メディア授業を受講する場所は、大学施設内の通信環境が整備された場所に限られる。
- ・授業の配信先の教室等において受講する学生の人数が多くなる場合、教員の目が行き届かなくなることから、緊張感や集中力を持続させるための配慮が求められる。

モバイル方式

ノートパソコンやタブレット端末等を用いて、自宅や外出先などの大学施設外において、授業を受講する形態。現在、筑波大学において、有職社会人の時間的制約に配慮する観点から、科目当たりの利用回数を限定した上で、企業や出張先から受講するシステムが導入されている。

(主な特徴)

- ・同時かつ双方向による教員・学生間の対話形式の授業実施が可能となる。
- ・学生は場所に関係なくメディア授業を受講することが可能となる。
- ・メディア授業を受講する学生側で安定した通信環境やメディア授業の受講に適した環境を確保することが必要となる。
- ・メディア授業を受講する学生の周囲には教員や他の学生がいないため、授業前後における教員への質疑応答や学生同士の交流・議論の機会が確保されていないことに対する配慮が求められる。

オンデマンド方式

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。現在、オンデマンド方式により正規の授業を実施している法科大学院は存在しない。

(主な特徴)

- ・学生は時間や場所に関係なく、自由にメディア授業を受講することが可能となる。
- ・法科大学院の授業方法として重視される同時かつ双方向・多方向による教員・学生間の対話形式の授業実施は不可能となる。
- ・メディア授業を受講する学生の周囲には教員や他の学生がいないことが想定されるため、授業前後における教員への質疑応答や学生同士の交流・議論の機会が確保されていないことに対する配慮が求められる。
- ・実際に授業を受講したかどうかについて、出席管理の方法に留意する必要がある。

(iii) メディア授業の実施形態と法令解釈等

○ 面接授業においては、教員は学生の反応を確認しながら授業を展開し、また、学生は教

員と質疑応答を行うとともに、他の学生を交えた議論・討論を行うことが可能である。さらに、授業前後における学生間の交流・議論を通じて学修意欲が喚起され、法的思考力を深化させることができる。また、オフィスアワー等を活用した対面による個別指導の実施や、大学図書館における文献の蓄積、自習室の利用など、大学施設には効果的な学修のための環境が整備されている。

○ 1号類型において、同時性・双方向性の確保を求めるのみならず、授業を履修させる場所を「**教室、研究室又はこれに準じる場所**」に限定したのは、こうした事情を考慮したものである。本類型は、学生と直接対面しながらの面接授業を隔地間で行うということが基本的な考え方であり、「これに準じる場所」については、面接授業が有する教育上の効果を十分に確保できる「場所」であるかどうかという観点から、個々の事例の状況を踏まえて大学が判断しているところである。この点、**法科大学院においては、法曹として必要な資質・能力を養成するための施設環境の重要性に鑑み、「これに準じる場所」については「大学内の施設」を念頭に置くことが適当**であると考えられる。

○ 一方、2号類型において、同時・双方向性の確保が要件とされていないのは、情報通信技術の活用等により、**授業とは別に十分な指導や学生等の意見交換の機会を確保することにより、授業時間内外の学修全体として大学内で実施される面接授業と同等の教育効果が確保されると評価することが可能であると考えられたこと**によるものである。ただし、法科大学院においては、質疑応答や議論・討論が授業の中核であることや、授業前後における学生同士の交流・議論の機会の確保等が学部教育に比してより重要であることに鑑みれば、同時・双方向性が確保されない授業は基本的に想定されない。

○ これらを踏まえ、法科大学院におけるメディア授業の実施形態ごとに、メディア告示の充足要件について検討した結果を以下に示す。

サテライト方式

・同時かつ双方向でやり取りすることが可能であり、かつ、授業を遠隔地の大学施設内で受講させていることから、1号類型として整理される。

・サテライト方式による授業を実施する場合、大学内の施設で授業を履修させることから、教室等を利用した学生相互の議論・交流の促進が期待できるほか、大学の自習室・図書館等を利用した自学自修の環境も整備されており、面接授業に相当する教育効果を創出することが可能である。

・サテライト方式による授業において、教育効果をより一層高めていく観点からは、施行

通知に示された配慮事項に加えて、授業時間外の指導助言に際して、授業前後に通信を一定時間継続することによる質疑応答の実施や教員配置の工夫などによって対面による個別指導を確保する、又はLMSや電子メール等の活用によって対面によらない個別指導を行うことが望ましい。

モバイル方式

・授業を実施している教室とリアルタイムで接続されるため、同時性・双方向性は確保されているが、衛星方式とは異なり、学生が望む場所での受講が想定されており、受講場所を「教室、研究室またはこれらに準ずる場所」に限定することが困難である。そのため、モバイル方式については2号類型と整理することが適当である。

・有職社会人が出張先等から講義に参加するような場合には、やむを得ず無線LANを使用するなど、**学生側の事情によって良好な通信環境が維持できず、受講に支障を生じる場合が一定程度想定される**ところである。

・そのため、科学技術の発展や社会環境の整備等により、無線による通信環境にかかる課題が解決できるようになるまで、**当面は、授業科目当たりの利用回数を制限し、面接授業又は衛星方式による授業と併用することが必要**である。

・また、一定回数であっても大学外において授業を受講する場合には、授業直後に通信を一定時間継続することによる質疑応答を行う、又は適切な方法により個別指導を実施すること、LMSや電子掲示板等を利用するなどして学生間の意見交換の機会を確保することなど、2号類型に沿った指導を行うことができる環境の整備が必要となる。

・なお、**現在までに事例はないが、法科大学院が存在しない地方に居住する者が、自宅等において、有線LAN等により、安定的な通信環境の下で、授業科目当たりの利用回数を制限することなく受講することが技術的に可能となることも将来的には考えられる**ところである。

・本調査研究協力者会議では、当該形式において必要となる要件について十分に議論することができなかったが、正課外の活動を含めた学生同士の議論・討論等が法科大学院において重要であること等を考慮しつつ、今後、更なる調査を進めていくことが期待される。

オンデマンド方式

・録画された授業を学生が視聴して受講するものであり、当該学生と教員との間及び学生同士における同時かつ双方向のやり取りは存在し得ない。そのため、本方式を授業で用いる場合には、メディア告示第2号に定める要件を満たす必要がある。

・しかしながら、そもそも法科大学院においては、同時かつ双方向・多方向のやり取りによる授業を通じて、知識を深めつつ、法曹として必要となる法的思考力等を育成することが重視されている。録画された授業を配信することは、授業の復習に活用することができ、学生の学修環境を整備することに寄与するため、授業時間外における学修ツールとしては推奨されるべきであるが、**法科大学院の授業において、同時性・双方向性を欠く本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**と考えられる。

(3) メディア授業を用いて教育課程を編成する場合の留意点

一部の実習・シミュレーション科目をはじめとして、科目によってはメディア授業になじまないと考えられるものがあることに留意が必要である。地方在住者の地理的制約を解消する観点からは、**当該科目を地方大学において開講できるよう、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産を活用することが望まれる。**

○ 上述した「教育効果要件を充足するための『主な配慮事項』」及び「面接授業に相当する教育効果を上げるために必要な学修環境」を満たす場合においては、担当教員が遠隔授業に特有の環境を意識した授業運営上の工夫を行うことにより、メディア授業においても、大学内で実施される面接授業と同水準の授業を実施することが可能である。

○ しかしながら、**実習・シミュレーション形式を用いる授業科目において実地における実習を主体とする場合や実務に近似する環境での実演を主体とすることがあるなど、科目の性質によっては、メディア授業になじまない科目がある**ことに留意する必要がある。

○ こうした科目については、授業前後の学修にICTを用いることは有用であるものの、授業そのものについては大学内で実施される面接授業による実施や、メディア授業との組み合わせ（ブレンディッド形態）により実施することが必要である。

○ なお、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者に法曹資格取得の途を確保できるようにする観点からは、メディア授業になじまない科目のみ提携する当該地域の大学において開講するなど、地方大学の法学部や募集停止した法科大学院の知的資産を活用することが望まれる。

3. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業の実施に必要なシステム環境

メディア授業を実施する環境としては、同時かつ双方向によるやり取りが可能であり、

配信を受ける側の学生が教員・配信側の学生・黒板等を有効に視認できる程度の通信の品質が求められる。また、通信が断絶した場合にも代替的な学修の機会が提供されることが必要である。

(1) 法科大学院で用いられているICTのシステム環境の現状

○ 現在、メディア授業を実施する法科大学院においては、一般のテレビ会議システムや法科大学院独自で開発したシステム等が使用されている。

○ その性能は様々であるが、現在、法科大学院で使用されているシステムは、映像と音声を双方向に送受信することにより、最低限、配信を行う側、配信を受ける側の教員及び学生をモニター上で確認することができ、会話の即時的なやりとりを行うことが可能となる程度の性能は備えている。

○ また、法科大学院によっては、上記に加え、以下のような性能を備えている事例が見受けられる。

- ・ 複数拠点間で同時双方向に映像と音声を送受信することを可能としている事例
- ・ 黒板や白板に代わって電子ボードを使用し、学生のパソコンに表示することを可能としている事例
- ・ 個々の学生の机上にマイクを設置し、待ち時間なく発言を可能としている事例
- ・ 授業を実施する教室等の黒板等（黒板や白板、電子ボード等の教員が板書を行うものをいう。以下同じ。）の映像を独立して映し出すことや、学生が拡大・移動等の操作をすること、教員が発言者をモニターに大きく映し出すなどの映像の操作を可能としている事例
- ・ 自動的に授業の録画を行い、万が一通信が途絶等した場合であってもフォローアップを行うことを可能としている事例

○ なお、モバイル方式に利用されている無線LAN等の通信環境については、その確立が配信を受ける学生側の機器の性能・回線状況に左右されるという特有の課題がある。

(2) 必要なシステム環境

○ 法科大学院でメディア授業を実施するにあたり、過度に高性能なシステム環境を求めると、メディア授業の導入を躊躇する要因となりかねない。

○ そのため、メディア授業を実施する際には、教育水準を確保する観点から、以下のような最低限の性能が整備されていれば、支障はないと考えられる。

- ・ 教員と学生との間及び学生同士で同時かつ双方向によるやり取りが可能であり、少なく

とも教員が発言者を特定できる程度の音声及び映像の安定性や解像度を有すること

・ 配信を受ける側からは、少なくとも教員、配信側の学生、黒板等の3点を有効に視認することができ、授業を実施する教室等の黒板等を学生が判読可能であること（板書を代替する何らかの措置がなされている場合は、この限りではない）

・ 万が一通信が途絶したために学生の受講が困難となった場合、授業の録画映像を配信する等の適切な方法により、学生の学修の機会を確保することが可能であること

・ その他、LMSや電子メール等を活用することにより、授業で使用する資料等の指定又は事前配布、教員による授業前後の指導助言及び学生間交流の機会の確保が可能であること

4. 法科大学院におけるICTを活用したメディア授業の実施にあたり教職員に求められる能力

メディア授業によって十分な教育効果を上げるための、メディア授業の特性を踏まえた教職員研修等の実施が必要である。

○ メディア授業によって十分な教育効果を上げるため、教職員が以下の項目にかかる能力を身に付けることができるよう、法科大学院において適切な研修を実施する必要がある。

<教員に求められる事項>

- ① 科目の授業計画に従って授業の際に使用する資料等を事前に準備し、メディア授業の受信側へ前もって指定又は配布するなどの事前準備と、授業計画に従った適切な進行管理
- ② 配信を行う側の学生及び配信を受ける側の学生の双方に分かりやすく授業を行う必要があることや、配信を受ける側の学生の緊張感の維持が必要であること、機器の制約などから板書に工夫が必要であることなど、対面とは異なる環境を意識した授業運営
- ③ 授業の実施に支障のない程度の機器の操作についての理解・習熟
- ④ 学生のフォローアップを行う教員と授業を実施する教員との間での綿密な連携、配信を行う側と配信を受ける側における成績評価基準の調整等、メディア授業を実施する大学間での体制整備

<職員に求められる事項>

① システム等の機器に対する理解及び操作の習熟

② 配信を行う側と配信を受ける側における授業時間帯の調整等、メディア授業を実施する大学間での体制整備

○ また、授業科目の特性に応じた授業方法が必要であることや、機器の性能は日々進化する事等を踏まえ、各法科大学院において実施されるメディア授業を実施する授業科目の特性も踏まえた適切なFD（ファカルティ・ディベロップメント）を通じ、随時、授業運営・進行管理等を見直し改善することが望ましい。

○ また、配信を行う側と配信を受ける側との共同でのFDの実施やメディア授業を実施する法科大学院同士での意見交換、メディア授業を受講する学生からの意見聴取などを行うことが望まれる。

5. 法科大学院認証評価との関係

法科大学院認証評価を行う認証評価機関において、本報告書の内容を参考にしつつ、法科大学院におけるメディア授業を実施する際の要件について明確化することが望まれる。

○ これまでの法科大学院認証評価では、九州4法科大学院間の教育連携講義に用いられている高機能遠隔講義支援システムが「特色ある取組」として取り上げられるなど、メディア授業については、法科大学院間における開講科目の相互提供を通じた教育の多様化や充実、社会人等多様な人材を受け入れることが可能となる手段として、概ね肯定的な評価が得られている。

○ その一方で、認証評価機関が策定している評価基準では、メディア授業を想定した明確な記載はなく、法科大学院がメディア授業の実施を躊躇する要因となっているとの指摘がある。

○ そのため、教育の質を確保しつつメディア授業の普及を図る観点から、法科大学院認証評価を行う認証評価機関において、法科大学院におけるメディア授業を実施する際の要件について明確化することが望ましい。その際には、本報告書の内容を参考にすることが期待される。

6. おわりに

○ 本報告書においては、法科大学院教育の質の確保とICTを活用した教育の普及を両立

させる観点から、メディア授業を実施する場合の法令上の要件について、その解釈を整理したところであるが、法科大学院におけるICTを活用した教育の更なる普及のためには、文部科学省において、「公的支援見直し強化・加算プログラム」等を通じ、ICTを活用した法科大学院間の連携・連合の取組を積極的に推進することが望ましい。

○ また、地域における法曹養成教育の灯を絶やさぬため、地方に所在する**大学の法学部**や**募集停止した法科大学院**の知的資産を有効活用することも検討する必要がある。その際には、当該地域の**弁護士会**や**地域企業・産業団体**等のステークホルダーによる協力を得ながら当該地域法曹養成教育の在り方を検討していくことも有益である。

(略)

3. 共通到達度確認試験

【問題の所在】

共通到達度確認試験は、主には未修者コースにおいて1年次から2年次に進級する際に全国一律に試験を課すことによって、その到達度を確認しようというものである。

審議会意見書では「共通到達度確認試験」は想定されていなかったが、未修者コースの低迷と法科大学院間の司法試験合格率の格差が顕著となり、文科省が法科大学院課程における質の担保を目的に検討が始められたものである。

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」が未修者コースの低迷を受けて、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（2012年11月30日）を同特別委員会に提出した。

(1) 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(2012年11月30日)

・平成24年7月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」という。）から提言された「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」で課題として指摘されているように、現在、法学未修者については、法科大学院への社会人や法学部1以外の学部出身者の入学者数が減少傾向にある中、標準修業年限修了率や司

法試験合格率でも法学既修者との差が大きくなり、かつ、さらに拡がりつつある状況にある。このことは、入学者選抜の競争性の確保や司法試験合格状況などで法科大学院間の差が拡大しつつあることとあいまって、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体に対する社会的信頼を揺るがしかねない要因となっている。

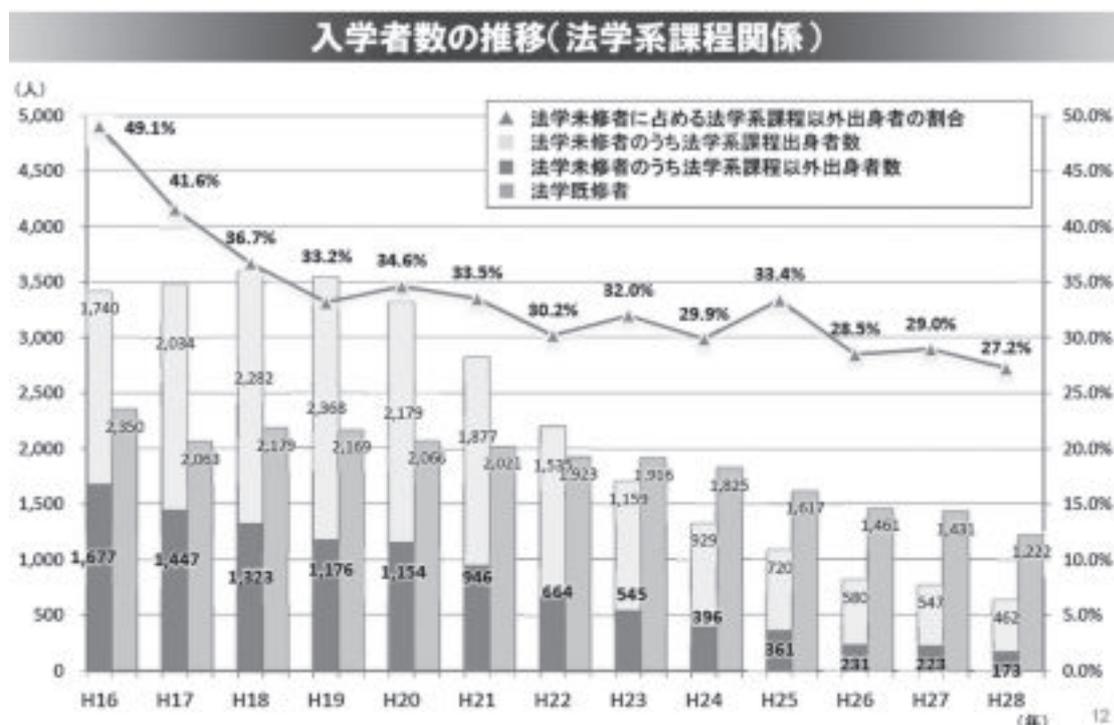
・司法制度改革が目指した新しい法曹養成制度においては、多様なバックグラウンドを有する者を法科大学院に受け入れて養成し、質・量ともに充実した人材を法曹に送り出すという理念を掲げており、この理念を達成するためにも、法学未修者に対する教育課程や教育方法等における現状を分析して課題を洗い出し、速やかに改善を図ることが必要不可欠である。

・このため、本ワーキング・グループでは、各法科大学院に対する状況調査、委員発表、法科大学院からのヒアリングなどを行った上で集中的な審議を行い、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する調査検討結果をとりまとめた。

・各法科大学院においては、本ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、法学未修者教育の更なる充実に向けた改善に取り組まれることを、文部科学省においては、法学未修者教育の充実に向けて必要な施策の立案・実行が行われることを期待したい。

現時点での法学未修者の法科大学院への進学状況等

法科大学院特別委員会（第78回）配付資料 2017年2月13日より



既修・未修、法学部・非法学部別 司法試験合格率の推移

- ・ 法学既修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も高い。
- ・ 近年、法学未修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も低い。

※ 平成28年司法試験受験者(法科大学院修了資格)に占める割合
 法学既修コース修了 法学部 42.3% 法学未修コース修了 法学部 36.2%
 非法学部 5.2% 非法学部 16.2%



(2) 「法科大学院共通到達度確認試験(仮称)の試行に関する調査研究」報告書(抜粋)

「平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、『共通到達度確認試験(仮称)』の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」こととされた。」

Ⅲ. 試行試験の実施上の課題について

試行試験は3(1)のとおり、おおむね順調に行われたが、参加法科大学院からの照会事項、連絡事項等にかんがみて、次年度以降に検討すべき事項として、次のような内容を挙げるができる。

1. 試行試験を実施する会場について

今回の試行試験は、原則として参加する法科大学院ごとに実施されたが、大阪大学高等司法研究科と関西大学法務研究科については共同して試験が実施された(関西大学で両研

究科の学生に対して実施された)。次年度以降は、とりわけ小規模な法科大学院については、複数の大学院で共同して試験を実施する可能性があり得るところであるが、同時に、受験する学生の便宜についても十分に配慮する必要があると思われる。

また、本年度の試行試験は平日の午後に実施されたが、社会人を中心とする法科大学院については、そもそも授業が平日の夕方または土曜・日祝日に行われていることもあり、社会人学生の参加が困難であるとの指摘もあった。社会人学生の参加の機会を十分に保障する必要があるとした場合、実施日や実施の方法等についても、さらに検討が必要となろう。

2. 特別措置が必要となる学生への対応について

視覚障害を有する学生が在籍する法科大学院については、当該法科大学院と協議の上、事前に試験問題のデータを提供した上で、当該法科大学院において試験問題の点訳、マークシートへの墨訳をご担当いただいた。また、各科目の試験時間についても、当該学生については、実施校の判断でそれぞれ 1.5 倍の解答時間とする措置をとることとした。

今後、共通到達度試験が本格的に実施される場合には、特別措置に関する対応を十分に整備することが必要となろう。

3. 学生・法科大学院へのフィードバックの在り方について

今回の試行試験においては、学生にとって、試験の結果が成績評価等に流用されるのではないかという懸念があることから、参加する法科大学院は在籍学生の個別の成績を知り得ないような対応を施した。これは、試行試験の段階においては、学生が萎縮することなく試行試験に参加することを促すために適切な対応であったと考えられるが、法科大学院が個別の学生について適切な指導を行うためには、学生の到達度を正確に把握する必要があることから、個別の学生の成績について情報開示が望ましいという考え方もあり得るところであろう。試行試験を実施する上で、学生に積極的な参加を促すことを重視するのであれば、前者のような理解が適切であると思われるが、この点については、今後、参加した法科大学院からの意見を聴取するなどして、さらに検討する必要があると思われる。なお、試行試験を受験する学生がきわめて少ない法科大学院については、法科大学院ごとの情報を提供することによって、事実上、個別の学生の成績情報を把握しうる場合があり得ることについても、付言しておきたい。

試行試験を受験した学生に対しては、所属する法科大学院を通して、全体の試験結果の概要（各科目の最高点、最低点、平均点などのデータ）、各科目の設問ごとの正解、正答率

の一覧、得点分布表などのデータが公表されている。これらを用いることによって、参加した学生には全国規模での学修到達度を確認することができるようになっている。

なお、今回の出題については、判例・学説の基本的な知識を問う問題がほとんどであり、あえて解説を配布する必要はないと考えたが、この点についても、今後、参加した学生・法科大学院からの意見を聴取し、さらに検討する必要がある。

(3) 法曹養成制度改革の更なる推進について（法曹養成制度改革推進会議決定2015年6月30日）

第3 法科大学院2 具体的方策

(2) 教育の質の向上（抜粋）

○ 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、**平成30年度を目途に本格実施に移す**べく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その**試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大**することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて**司法試験短答式試験を免除することを想定**し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、**確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に**、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○ 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(4) 共通到達度確認試験と短答式試験との関係の議論

【問題の所在】

共通到達度確認試験が学生にとって過度な負担になることが懸念されている。そのため短答式試験を免除したらどうかという案も浮上しているが、それ自体はまだ現実のものとしては考えられていない。

実際に共通到達度確認試験が行われた場合には、そのデータは蓄積され、短答式試験の結果との関係が検証されることが予定されている。

共通到達後確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ（第2回）議事録2016. 7. 12（抜粋）

【上田信太郎委員】（北海道大学大学院法学研究科教授） 1つだけ質問です。これは、前回のこの会議で、私は、1つの論点が、ほかの論点にいろいろ波及してくるのではないかとすることは言ったのですが、前回の議論でも出ておりましたが、この試験を、司法試験の短答式試験に代えるという論点との絡みで考えますと、例えば、**1年次に行われる憲法・民法・刑法、上三法の問題を、司法試験の短答式の問題と同レベルの問題として考えなければならなくなるのではないかと**いうこともあるのではないかと思うのですが、その点は、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

【山本和彦主査】（一橋大学大学院法学研究科教授） 私自身の認識としては、第一に、仮に司法試験の短答式免除という将来の可能性を勘案するとしても、**2年次が終了した時点で、現在の短答式試験と全く同じレベルの問題を出すことは、恐らくナンセンスだろう**と思っています。それは、あくまでも2年次の到達度を測って、その人が順調に3年次に学修をしていけば、**司法試験の短答式は、当然合格できるレベルに達するであろう**というところを判定することが目的になるだろうと認識しています。

それから、そもそも短答式免除との関係は、この試験を実際に実施してみて、その学生が短答式を現実を受けて、**そこでの相関関係、今回、そのための資料をきちんと保存しておくようにと注記していますけれども、それを踏まえて、今後考えられていく問題**でありますので、前回は出たと思いますが、頭の中に置いておく必要はあるけれども、過度にそれで頭が支配されるということではなからうという、現段階では、そういう位置付けかなというのが、私の認識ではあります。

【浅野専門教育課長】正直、私も、この共通到達度確認試験を見て、十数年前に、私は、**医学部の教育の質が下がっていることが、医療事故が多発して問題になって、医学部に共通到達度試験を導入した**、苦勞した人間として、非常に、チャレンジングなことを、今、まさに先生方にお考えいただいていると実感としてあります。

先生が言われたように、**医学部の教養試験では、今、1人受験料2万5,000円ぐらい、学生は払っていますし、それ以外にも、各大学が、試験機関に対して、数百万の年会費を払っていますので、本当にそのようなことが、このロースクールの世界ができるのか。**

先ほど、日吉委員からも話がありましたが、医学部の場合は、臨床実習に入ることを可能にするために、**患者さんに接して、医行為をある程度行うためには、厚生省のガイドラインで、しっかり能力の適性を測るよ**うにという要件になっていますので、それを本来各大学ごとにやるべきだったのですけれども、それが十分でないので、**全国の統一試験を作る必要性が出た**わけでありませう。

そういう臨床実習に入るタイミングが、各大学によって、医学部によって、違いますが、医学部の場合は、今5万問以上のプール問題を試験システムの中に登録して、学生ごとに、隣の学生と違う問題、択一の問題が出るようになっています。5万問の中からです。それが、ある意味では、各大学いつでも受けたときに受けられる状態になっています。そういうことで、統一で一斉にやる必要がないので、優位性はあるのですけれども、逆に言うと、コストが非常に掛かることになります。そうすると、実施時期を分けるということは、試験問題数をより作らなければならないので、プール問題制にできない場合には、毎年使い捨てる問題を相当数作らなければならないこともあり、そうすると、かなりの負担とコストが掛かることになります。

まず、未修者の終了時点、1年生の終了時点ターゲットにするのか、今日御議論がありましたけれども、2年生終了時を、短答式の試験ということも視野に入れながら考えていくのか、その辺も、しっかり目的を整理した上で、その目的に合わせて、どういう形での試験のシステムが効率的で、コストができるだけ掛からないように、負担も掛からないように、かつ適性の能力が測れるのかを、しっかり測れるシステムを、きちんと、これから、まず目的趣旨からしっかりと定義して、考えていく必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、医学部も、平成17年から本格的に共用試験を実施し始めました。各大学でそれを進級判定に活用してきたわけですが、**各大学によって、進級判定の合格ライン**

がばらばらになっていたものを、昨年ようやく統一基準という形で、全国医学部長会議が、そのガイドラインの基準点を示すところまで、10年たって、やっと来ました。ようやく、平成30年度ですか、共通到達度試験の試験問題の範囲をカバーしている部分は減らすということで、100問、確か医師国家試験の試験問題を削減する形で、ようやく十数年たって、医師国家試験と、この医学部の共通到達度試験の調整というか、連携というか、そういうものがしっかりと行われるようになってきた状況がございます。

そういうことで、短答式免除という話も念頭に置きつつも、それはどのくらいのスパンで本当に実行できるのかは、**試験の実績が、ある程度信頼性が上がらないと、そう簡単な問題ではない**のではないかと考えておりますし、最初に申しあげましたように、しっかりと、この試験の目的を明確にして、それに合わせた形での効率的なシステムを、事務局としてもしっかりと検討していきたいと考えております。

法科大学院特別委員会（第75回）議事録2016年7月25日（抜粋）

【鎌田薫委員】（早稲田大学総長・法務研究科教授） この共通到達度確認試験の導入という点については、私の記憶では、あれは法曹養成制度検討会議でしょうか、そこで法科大学院教育の質の向上、とりわけばらつきがあることの問題点が指摘されたことに対して、こうした形で、高い質で、どこの法科大学院を出た人でも一定の水準に達している、こういう制度を導入してはどうかということがきっかけだったと記憶しておりますが、その趣旨に沿って何回かの試行試験も繰り返し、制度の整備がなされて、現時点で考えられる最も理想的な形へ近付いていると思うんですけれども、その一方で、**法科大学院生は日常的な授業を通じて教育を受け、検証され、各学期の試験、それから、厳格な進級判定、修了判定ということがなされている上に、この共通到達度確認試験まで経ているわけですけれども、司法試験の前では、たった1回の予備試験を受けた人と全く同等の取扱い**ということでは、これだけ念入りなプロセスを経て教育され、その水準を確認された学生たちが時間とコストを何のために費やしているのかということについての説得力に欠けるんじゃないか。それは受験生だけではなくて、法科大学院も、また国も相当の負担をするわけでありますので、是非これは要望でしかないのかもしれないかもしれませんが、**こうしたプロセスを経た人たちが最終的な法曹資格の認定の上で、それ相応の処遇が受けられるような制度とセットにしないと、これだけのことをやる意味が社会的にも説得力を欠くんじゃないか**という気がしますんで、是非そちらの方向での御検討をお願いしたいと思います。

【井上正仁座長】（早稲田大学大学院法務研究科教授） 現段階では、御意見として承っておくことでよろしいでしょうか。

【鎌田委員】 はい。

【井上座長】 一つ確認ですけれども、実施時期が3月16日となっていますが、この実施時期というのは、とりあえず3回目の試行に限った話で、本格実施の時期については、本格実施までに検討するというふうに理解してよろしいでしょうか。

【山本和彦座長代理】（一橋大学大学院法学研究科教授） はい。

【井上座長】 この点は、いまの鎌田委員から御発言があったこととも関連するのですが、現状でも学生の負担は相当厳しいものになっており、**やっとならば期末試験から解放されたと思ったら、また試験を受けなければならないことになる**、そのような時期でもあるわけですが、他方、進級判定などに将来的に結び付けていくとなると、かなり限定的に限定されることになる。その辺、検討に当たっては十分御配慮いただければと思います。

【山本（和）座長代理】 まさに実施時期の点は、今後、第4回の**試行試験**の際、本格実施の際には非常に大きな問題になると認識をしております。前回のワーキングでも若干の御議論を頂いたところですが、やはり進級判定に利用するということになる、現在のこの時期は遅過ぎるということで、2月に実施する必要があるのではないかとということですが、他方、**2月は、法科大学院期末試験があり、さらには、私立の大学の入学試験等もあって、場所の確保の問題、あるいは職員の確保の問題等**もある。あるいは、さらに**有職者の学生がいることを考えると土・日に実施すべきではないか**ということになってきまして、そうすると更に日程が限定されるということで、現在、ぎりぎりのところで、どこが実施可能性、フィージビリティが一番高いかということを検討しているということです。

第4回をどうするかというのは、本格実施がある時期になるとすると、やはり第4回の試行試験は先ほど申し上げたりハーサル的なところがあるので、同じ時期、特に土・日にやる必要があるのではないかという考え方が一方にあり、他方では、なかなか事務職員の体制とか、そういうことを考えたときに、試行試験を土・日にやるということが可能かという問題もあって、その点は、まだワーキング・グループでは十分に議論が煮詰まっていないところですが、今後、更に検討していきたいと考えています。

(5) 医学部の教育状況について

【問題の所在】

2006年に再び医師の増員が提言されるに至っているが、それ以前から、既に一部の医学部では学部期間中に医師国家試験の対策が行われていると言われてきた。さらに医師を増員した場合の質の確保の問題は、法曹養成の場合と同じように課題となっている。質の問題には、医師としての能力のほかにマインド（志）の問題もある。

医療の高度化に伴い、現状よりもさらに多くのことが医学部教育の中で求められており、下記の「論点整理」には種々の意見が列挙されているが（これらの意見は検討会で出された意見として掲載されているもので取りまとめとしての公的見解とは異なる）、抽象的な域を超えるものではなく、これらを実際に具体的な政策として立案できるのかどうか問われている。

「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」の「論点整理」（2011年12月14日公表）からの抜粋。

7. 医学教育の改革について

[1]カリキュラム改革の必要性について

・医学教育は、先に挙げた、基礎研究やイノベーションを担う医師、国際貢献等グローバルな視点で活躍する医師養成の充実など、多様なニーズに応えることが求められている。こうしたニーズに応えるために、大学の自律性に基つき、大学自らの努力により改革を進めることが求められている。

・本検討会では、**短期間で医学部入学定員を増加したことなどにより医学生の学力が低下しているのではないか**という意見があった。

・こうした多様なニーズや課題に応えるためには、平成23年3月に行われた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂の柱である、[1]基本的な診療能力の確実な修得、[2]地域の医療を担う意欲・使命感の向上、[3]基礎と臨床の有機的連携による研究マインドの涵養という視点を、本検討会で指摘された様々な課題に対応していくために、どのように充実させていくかが課題である。

・このためには、**多くの医学部の6年次の時間の大半が、医師国家試験の対策に費やされ**

臨床実習が必ずしも十分でないと言われている現状を考慮し、6年間の医学教育の効果を高め、特に後述する診療参加型臨床実習の充実など、各大学におけるカリキュラム改革が求められる。

[2]各大学の特色ある教育

・これまでの医学教育の特徴として、他学部 비해、卒業後のキャリアパスが画一的に考えられていたのではないかと、もっと多様なキャリアパスを想定し、例えば地域医療に貢献する医師、臨床経験を研究に生かす医師、国際的な場で活躍する医師など、それぞれに応じた教育を考えるべきではないかという意見があった。

・これらを踏まえ、これからの医学教育は、どのような医師を育てるかというアウトカムから考えていくべきではないかという意見が多く出た。

・一方で、医学教育に関するニーズは非常に多様であり、全ての大学が全てのニーズに対応するというよりは、各大学のミッションに合わせた教育改革が期待されるという意見があった。

・「医学教育モデル・コア・カリキュラム」では、大学のカリキュラムのうち約2/3程度をモデル・コア・カリキュラムに基づくものとし、残りの約1/3程度を、大学ごとの特色あるものとすることを求めている。

・基本的な診療能力の養成といった、すべての医学部での教育に求められる教育の充実を図りつつ、例えば、地域医療への貢献、国際的に活躍できる人材の育成、医学・医療の発展につながる研究を担う医師養成など、地域の課題やニーズを踏まえた上で、大学毎の設立の理念や特色を踏まえた教育を進めていくことが望まれる。

[3]一般教養のあり方

・医師としての専門教育のみならず、**一般教養が改めて重要であるという指摘**が多くあった。

・大学によっては、**教養教育の内容が高校での学習の繰り返し**になっていたり、医学教育のカリキュラムを全体として前倒ししたことにより、教養教育が質・量ともに貧弱になっているという意見もあった。

・これに対し、教養科目を、1年次または2年次に配置するのではなく、6年間のカリキュラムの中に入れていく等、大学6年間を通したリベラル・アーツ教育とすることが必要という意見があった。

・なお、教養教育の充実と関連して、米国のように、一般の大学の学部で4間学び、その

後に医学部に入学するメディカル・スクールの設置を検討してはどうかという提案がヒアリングの中であった。一方、現在の医学教育、医師、学生の質を考えたときに、現在の医学部と4年制のメディカル・スクールをダブルスタンダードとすべきではないとの反対意見があった。このような意見を踏まえると、教養教育の充実に関しては、制度の問題としてではなく、6年間を通じて医師として必要な教養を学ぶことができるようにする等、各大学のカリキュラムの充実、改善が進むことが望まれる。

[4] 診療参加型臨床実習の充実（基本的な診療能力の確実な修得）

・臨床実習は、概ね5年次から6年次にかけて行われている。しかし**実施時間数がきわめて少ない大学**があることや、全体としても時間が少ないこと、さらに**実習の内容が見学にとどまるものが多い**などの問題もある。この背景として、前述の**国家試験の準備に多くの時間を割くために実習が形骸化している場合があるのではないかという指摘**があった。

・こうした中、**医学部入学定員を短時間で増加させたことに伴い、医学生の実力が低下するのではないかという懸念**に添えていくためには、特に**臨床実習の充実が非常に重要である**という意見があった。

・このため、臨床実習については、学生が指導教員の下で医療チームの一員として、**患者の診察、診断、治療等に参加する、診療参加型の臨床実習の充実が必要**であるという意見が多かった。

・診療参加型臨床実習がある程度根付くことは、卒業後、早い段階から専門科の研修ができたり、臨床研修でのプライマリ・ケアの研修を充実できるなど、卒後の研修の充実にもつながるのではないかという意見もあった。

・また、米国の ECFMG などから要求される国際基準にこたえるためにも、**診療参加型の実習の量・質の充実を中心に、国際的に通用する医学教育**としていくことが必要である。

・診療参加型臨床実習の充実のためには、**指導教員の確保と、その指導力の向上が不可欠**であるという意見があった。

・また、実習に協力する患者の確保が不可欠であることから、**共用試験を充実させ、広く社会一般に認知してもらうことで、共用試験を通った学生が臨床実習を行う際に、患者の協力をより得やすくすることも重要**という意見があった。一方、CBT や OSCE といった共用試験の合格基準は大学ごとに設定されており、**共用試験に権威を持たせるためにも合格基準を統一する必要がある**という意見があった。

・これらの意見を踏まえると、診療参加型臨床実習の充実については、各大学における取

組が必要であるが、国としても各大学における取組を後押しすることが望まれる。

[5] 地域病院等と連携した教育の充実

・大学病院は、多くの患者を抱えている一方で、特定機能病院として、専門科に分化して、地域の病院で対応が難しい患者などを中心に受け入れている。このため、**学生にとっては、大学病院での実習だけでは、日常的にかかる疾病などを幅広く経験することが難しい。**

・このため、学生の教育のためには、大学病院の中だけで臨床実習を行うのではなく、分院や地域の病院や診療所等との連携を行うことで、より充実した教育が行われることが必要である。

・例えば、地域の病院での実習によって、学生が地域医療や総合的な診療能力を持つ医師の役割を認識し、関心や意欲を高めることや、**診療科を横断する基礎診療能力を育成**したりすることが望まれる。また、介護や福祉関係との他職種連携を経験することも望まれる。

・臨床実習だけでなく、**入学して間もない段階で、早期に地域での医療を体験することで、地域医療への関心、意欲を高める**ことも望まれる。

・ヒアリングで紹介された、福島県立医科大学が行っているホームステイ型の診療所実習、委員から紹介のあった東京慈恵会医科大学で行っている早期体験実習や、筑波大学が水戸協同病院と協力して設置した水戸地域医療教育センターの、一般病棟内に大学附属病院のキャンパスを設置して、指導教員を配置、学生実習を行っている例など、各大学で進められつつある取組を、今後さらに推進していくことが望まれる。

・このような地域の病院等と連携した教育を行うにあたっては、**大学と病院等の間で、目標の共有を図るとともに、関係者の教育能力を高める研修の機会を継続的に**行うことが望まれる。

[6] 大学入学から卒後までを見通した教育の充実

・地域医療や国際貢献に対する熱意などの「志」というべきものは、カリキュラムの工夫だけでは育めないものであるから、入学段階から、高校と大学が連携し、志ある人材が入学できるようにすべきという意見があった。各大学と、高校や地方公共団体とが連携し、学力だけでなく、**医療に対する確かな意欲や責任感のある医学生を受入れ、育てることができるよう、学生募集や入学選抜の工夫**を行うことが望まれる。

・志ある医学生の確保のためには、各大学や自治体が行っている奨学金や授業料減免のように、**能力と志のある若者が、経済的理由のみで医学部への進学を断念することのない道を開くことも必要**である。

・医学部での教育の充実に関して、医学知識の評価は臨床実習前の共用試験において行い、医師国家試験は、より臨床実習によって培われた能力の評価に特化すべき等、医師国家試験のあり方についての意見も出された。医師国家試験のあり方については、**厚生労働省の「医道審議会医師分科会医師国家試験改善検討部会」**では、**医師国家試験の内容について臨床実習での学習により重きを置く方向性が示される一方、大学における卒前 OSCE などの実施状況を見ながら引き続き議論していくこととされた。**本検討会での意見も踏まえた、国家試験の内容のさらなる議論や、各大学における取組が望まれる。

・卒前 OSCE の実施については、現在、半数以上の大学で取組が行われている（文部科学省医学教育課調べ）が、実施に非常に時間がかかることや、教員の能力も求められることから、大学の負担軽減も考慮することが必要との指摘があった。

・また、知識や技能を磨くことはもとより、**卒前・卒後を通して、医師としての社会的責任感や、「プロフェッショナリズム」を培うような教育が必要**という意見もあった。

・卒後の教育については、臨床研修制度の評価や専門医制度の在り方について、厚生労働省において議論が開始されたところであり、本検討会における意見や提案された内容についても議論されることが望まれる。

8. 今後の医師養成体制の充実について

[1] 大学における指導体制の充実の必要性

・今後、社会の期待に応えることのできる医師を養成していくためには、**学生の指導をすすめる教員の質、量の確保を初めとした体制の充実**が必要である。

・**医学部入学定員が増えればそれに見合った教員増が必要**であるが、定員増に見合うだけの教員増が行われていないのではないかという意見があった。特に、地域枠の学生に対して、義務年限を超えて、やりがいや使命感を与えるよう教育体制への投資が必要であるという意見もあった。

・また、ヒアリングでは、大学によっては、国立大学の定員削減の中で、**基礎系の教員が減ったことにより、解剖などの教育を担当する教員の確保が難しくなり、研究だけでなく、学生の教育に支障を来しているという報告**もあった。

・さらに、今後、診療参加型の臨床実習の抜本的な充実を図っていくためには、実習の教育的効果や、医療安全の観点からも、十分な指導体制が必要となる。

[2] 指導体制の充実の方法

・指導体制の充実のため、分野によっては他学部教員の活用や学部間連携による教育や、

定数外のポストの活用、臨床教授等として卒業生や地域の病院等の医師の協力により対応できるのではないか等の意見があった。**数の問題だけではなく、効率のよい、効果的な教育を行う工夫が必要**との意見もあった。

・また、大学においては、全て教員から学生に教えるのではなく、いわゆる「屋根瓦方式」と呼ばれる、**上級生から下級生、研修医から学生への指導など、様々な形での学習ができる仕組みを活かすことも必要**という意見もあった。

・このほか、大学の人的リソースの確保のためには、臨床医のキャリアパスが見えるようにすること、また裾野の広い研究医を育てる体制を作り、若い医師等に見えるようにするなど、大学が若い医師に将来の青写真を提示できるようにすることが必要という意見もあった。

・一方で、こうした大学の工夫、努力だけでは限界があり、そもそもの大学の財政面の充実、安定も必要という意見や、大学が人材育成の拠点としての役割を果たすためには財政的な支援が必要という意見もあった。医療費や高等教育全体の財政的な問題などを踏まえつつも、国民のニーズに応えられる医師を、大学が責任をもって養成していくための環境整備も望まれる。

(6) 歯学部における教育状況

【問題の所在】

歯学部では、従来より歯科医師が過剰供給にあることが指摘され、1986（昭和 61）年には定員削減目標が設定された。加えて、歯学部においては、一定の入試競争倍率が確保されていなかったり、その結果、留年率の高さが際立っているだけでなく、退学者も相当数、出ていることから、入試の選抜機能が失われているようにも思われる。これらは歯科医師の質の確保にも直結する問題である。

(7) 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第1次報告）

～確かな臨床能力を備えた歯科医師養成方策～ 平成21年1月30日（抜粋）

はじめに

歯・口腔は生命活動を支える「食」に不可欠な器官であり、さらに、味覚や発音、表情づくりなど人が生きる上で重要な役割を果たしている。**歯・口腔の健康に対する国民の意識は高く、近年の歯科医療の進展と相まって、国民の歯・口腔の健康状態は着実に向上している。**

こうした歯・口腔の治療と健康を担う歯科医師を養成する歯学教育については、**歯科医療の高度化や専門分化、歯科医療ニーズの多様化の進展によって教育内容が増大するとともに、歯科医師国家試験の難化が指摘される中で6年次を中心とした教育が受験対策に陥る傾向が見られる。**これに加え、大学病院の歯科の患者数の減少や患者の意識の変化により臨床実習に協力を得られる患者の確保も困難になる中で、**肝心の臨床能力を習得させる臨床実習の時間数が減少し、卒業時の臨床能力の格差が指摘されている。**

また、大学全入といわれる大きな環境変化に加え、**歯科医師の過剰に伴うキャリアの魅力の低下も指摘される中、これまでのような優れた資質能力を備えた入学者の選抜が困難な大学も出てきており、さらに、医学部入学定員の増員の影響もあり、入学者の資質能力の低下や格差が強く懸念されている、今日の状況を放置すれば、卒業時の臨床能力の低下や国家試験合格率の低下を加速させ、さらに、入学者の確保はもとより、学生が歯科医師となる際の就業環境の悪化、歯科医療の信頼性に関わる深刻な事態も憂慮される。**

歯科医療は、高度な技術と細密な作業を要し、質の高い歯科医療を求める国民の要請は強く、こうした国民の要求に十分応え得る臨床能力の確保向上は待ったなしの課題である。

本協力者会議は、こうした観点から、国民から信頼される確かな臨床能力を備えた歯科医師を養成する質・量共に適正な歯学教育を目指し、検討を重ね、ここに一定の結論を得たので、第1次報告として公表するものである。

歯科医師として必要な臨床能力の確保

歯学教育に関しては、モデル・コア・カリキュラムの作成を通じて**診療参加型の臨床実習の強化**を図るとともに、診療参加型臨床実習開始前の**標準評価試験（共用試験）**を導入するなど、歯科医師となる者の資質能力の向上に向けた取組みが進められてきた。

しかし、特に臨床実習に関しては、**講座や診療科の個々の指導教員の影響が強く、大学としての組織的・体系的な到達目標の設定や成績評価の実施等が十分なされていない。**また、歯科の大学病院は、臨床実習・研修の実践の場としての性格が医科と比較しても強いが、**臨床実習に適した一般的な疾患の患者が少ないことに加え、患者の意識の**

変化から臨床実習への協力が難しくなっていることもあり、臨床実習の内容も、学生自身が実際の歯科医療に携わらない**見学型**にとどまる傾向が見られる。

さらに、歯科医師として必要な知識・技能については歯科医師国家試験を通じて一定の水準確保が図られるが、**客観式筆記試験という性格上、実際の臨床実習を通じた経験より受験対策としての知識の習得に重きがおかれ、試験の難化も指摘される中、受験対策に追われ、臨床実習の時間数の減少**が見られる。

国民から信頼される優れた歯科医師の養成という基本的使命を果たし、国際的通用性を持った歯学教育の学位の質を保証するためには、**実際の歯科医療に携わり歯科医行為を行う臨床実習が世界的趨勢**であることを踏まえ、卒業時までに必要な臨床能力を確実に習得させ、その質を保証するシステムを確立する必要がある。このため、以下の取組みがなされるべきである。

1. 各大学は、臨床実習の到達目標を明確にした上で、各科目の成績評価の基準の明示を徹底するとともに、臨床実習終了時のOSCE（客観的臨床能力試験）の実施等により、歯科医師として必要な臨床能力の評価を行う。その際、評価の客観性、公正さを確保する観点から、国として全国的な標準評価項目を提示するとともに、歯科医師国家試験における臨床能力の評価についての検討に努める。
2. 国は、卒業時・臨床研修開始時に必要な臨床能力の到達レベルを明確にするるとともに、卒業時までに必要な臨床実習項目について、学生の実施履歴が記録できる共通フォーマットを作成し、臨床実習終了時OSCEと共に、臨床研修歯科医の採用等に積極的に活用する。
3. 国は、歯科医師となるために不可欠な診療参加型臨床実習の単位数の明記など、臨床実習の制度的位置付けの明確化を検討する。
4. 歯科医行為を伴う診療参加型の臨床実習を行う学生の能力や適性を担保する観点から、国及び共用試験実施評価機構は、各大学の協力を得て、共用試験の統一的な合格基準の設定を検討する。また、臨床実習に対する患者や社会の理解と協力が得られるよう、共用試験の役割・意義の情報発信に努めるとともに、合格者に対する証明書の発行を検討する。
5. 国・各大学は、歯学教育の実践の場としての大学病院の意義や学生が診療に携わることについて国民の理解と同意を得るために積極的に取り組むとともに、国としてこうし

た病院の機能の適切な評価に努める。また、基本的な臨床能力の習得など多様な症例の経験を通じて臨床実習を充実する観点から、各大学は関連教育病院としての学外の歯科医療機関の活用に努める。

6. 上記の臨床実習を充実し、その評価の期間を十分に確保する観点から、共用試験の内容との重複を避けるべく歯科医師国家試験の出題基準を検討するとともに、臨床研修に係るマッチングの時期を遅らせるなど、適切な配慮を要請する。

優れた歯科医師を養成する体系的な歯学教育の実施

現行5・6年次を中心に実施されている臨床実習は、単なる技能の習得ではなく、**直接に患者と接しながら医療現場で必要とされる診断及び治療等に関する思考力（臨床推論）等の習得を目的**とするものである。こうした臨床能力の習得は、病態や診療に係る広範な知識に加え、**患者の全人的理解や患者との適切なコミュニケーション能力などを含む広範な歯学教育の内容を基盤**とするものであるが、歯科医療の高度化や歯科医療のニーズの多様化に伴い教育内容が増大する中、基礎・臨床の専門教育の早期化が生じている。

前記の歯学教育モデル・コア・カリキュラムは、生物学等の基礎科学教育に関する準備教育モデル・コア・カリキュラムと併せ、歯学教育全体の6割程度を想定し卒業までに習得すべき最低限の内容を明記したものである。しかし、これに準拠する**共用試験への対応から、歯学教育の幅の広さや特色が薄らいできているとの指摘**があり、また、共用試験を境に座学と実習が分かれる傾向にある。

歯科医療の高度化や歯科医療ニーズの多様化、少子高齢化の進展など、歯学教育を取り巻く環境が大きく変化する中、今後の歯学教育には、歯科医師として必要な基本的内容を確実に習得させつつ、こうした環境変化を見据えた特色ある教育が体系的に実施される必要がある。このような観点から以下の取組みが必要と考える。

1. 各大学は、基礎と臨床、座学と実習の有機的な連携が図られた順次性のある体系的な教育課程の編成を徹底するとともに、成績評価や進級判定を厳格に行う。そのために、講座や専門分野の壁を越え歯学教育全体を通じた体系的な教育課程の編成に当たる専門の教員の配置を進めるとともに、教員相互の共通理解や意識改革、臨床研修の指導の経験も生かした臨床教育能力の開発などのための組織的な取組（ファカルティ・ディベロ

ップメント)の充実を図る。

2. 国は、上記の体系的な教育課程の全学的な実施を促す観点から、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを見直す。その際、体系的で段階的な臨床実習の実施を促す観点から、同カリキュラム中の「臨床実習開始前までに習得すべき知識・技能」の示し方を見直す。
3. 各大学は、特に侵襲的歯科医行為等を実施する前提となる診療技能の向上のため、シミュレーターやスキルスラボ、模型実習、相互実習などの充実を図る。そのために、これらシミュレーション教育に関する教育資源の共同利用を推進する。
4. 臨床能力の中核をなす臨床推論能力の育成のためにも、各大学は、臨床実習のみならず、歯学教育全体を通して、学生が主体的に考える力を育成する課題発見・問題解決型の学習を充実する。
5. 口腔と全身の関わりや高齢者、全身疾患を有する者等への対応、予防歯学、社会医学など今後の歯学教育を取り巻く環境の変化を見据えて、歯科医師国家試験に総合医学系領域を導入するなど、医学・医療との連携を含めた幅広い歯学教育の在り方について検討する。
6. 知識、技能、態度ともに優れた歯科医師を養成する歯学教育の質を保証するための第三者評価の仕組みの導入について検討する。

歯科医師の社会的需要を見据えた優れた入学者の確保

歯科医師とは高度な専門職であると同時に、**人の命と健康を守る極めて高い社会的使命を有し、絶えず患者本位の立場に立って接する職責を担う者**であり、基本的な学力のみならず、**主体的に学ぶ力、コミュニケーション能力、誠実さ、責任感、倫理観や人の痛みを理解する心などの資質が求められる。**

歯科大学・歯学部の入学者選抜に関しては、志願者数の減少傾向は見られるが、総じて言えば優れた入学者を確保し得る選抜機能を維持している。そうした中で、一点刻みの激しい競争と偏差値による大学の序列構造が依然として存在する一方、**この数年間に、入学定員未充足となる大学や、入学志願者が著しく減少し、或いは合格者数を急速に増加させるなど入試の選抜機能が大きく低下する大学も存在し、入学者確保を巡る状況が2極化する傾向が見られる。**

また、歯科大学・歯学部の入学定員に関しては、昭和57年の閣議決定を受けた厚生省

の歯科医師需給に関する検討会報告書（昭和61年）において、歯科医師の新規参入を最小限20%以上削減すべきとされたことを踏まえ、入学定員の削減が行われた。その後、平成10年の厚生省の需給検討会において10%程度の削減が提言されたものの、**平成10年度以降の入学定員の削減は2%程度にとどまっております**、また、**歯科医師の地域的集中**の状況も見られることから、**歯科医師の過剰感は今後さらに増す**と見込まれている。こうした中で、臨床実習に必要な患者の確保が十分にできないことによる学生の臨床能力の低下に加え、**歯科医師という職業の魅力の低下から志願者の減少を招くなど、歯学教育全体に様々な影響を与えている。**

歯科医師となるための能力や適性を備えた優れた入学者の確保は、国民に信頼される優れた歯科医師を輩出する上の基本であり、入学者選抜の工夫に加え、歯科医師に関する将来の社会的需要を見据えて優れた入学者を確保、養成し得る適切な規模を維持する必要がある。このような観点から以下の取組を求めたい。

1. 各大学は、求める学生像や歯学教育を受けるために必要な水準等を示した入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学志願者数、受験者数、合格者数、入学者数等の入試に関する情報や教育研究に関する情報とともに、インターネット等を通じて広く公開する。
2. 各大学は、優れた資質能力を有する入学者の確保のため、歯科医師として必要な基礎学力の検査はもとより、面接の充実をはじめ、**高等学校との連携強化、ボランティア活動の評価**などを通じ、入学志願者の適性、目的意識、コミュニケーション能力等を見極める実効ある入試の更なる工夫に取り組む。
3. 各大学は、成績が不振な者に対しては、きめ細かな履修指導や学習支援を行った上で、歯科医師としての適性等に欠ける者に対しては、**比較的早い時期に進路変更を勧める**など適切な指導を行う。
4. ①入試の選抜機能が低下し優れた入学者の確保が困難な大学、②歯科医師国家試験合格率の低迷する大学、③学生に対する臨床実習に必要な患者数の確保が困難な大学、④留年（修業年限超過）の学生の多い大学などは、**安易な入学者数の確保を優先するのではなく、**歯科医師の社会的需要を見据えて、学生が将来歯科医師として活躍し得るかなどの将来性を考え、入学定員の見直しを検討する。

未来の歯科医療を拓く研究者の養成

未来の歯科医療を拓く歯科医学の発展の基礎は、歯学に携わる者一人ひとりが、広く生命科学、医学、歯科医学の基礎を基盤として、常に自らの診断・治療技術等を検証し磨き続ける意欲や態度にあり、学部教育の初期の段階から、こうした**研究マインドの育成に取り組むことが求められている**。

生命科学の進展や歯科医療の高度化が著しい今日の歯科医学研究にあっては、患者や疾患のきめ細かな分析を基礎研究に結びつけ病態メカニズムを解明し、また、基礎研究の成果を病気の診断や治療の実践につなげるなど、基礎と臨床が有機的に融合された研究が求められる。こうした研究者養成については、国立大学を中心とした歯学系大学院が重要な役割を担っているが、**現状では基礎歯学と臨床歯学間の溝は依然否めず、また、研究者としてのキャリアパスを描きづらい**ことが指摘されている。さらに、臨床研修修了後数年の診療を経て大学院へ入学する医学と比べ、臨床研修修了直後の入学の多い歯学には、臨床経験が不足し、患者の診療の知見から研究を深める患者研究や疾患研究が不十分であると指摘されている。

このような状況を踏まえ、未来の歯科医療の発展を担う研究者の養成のため、以下の取組がなされるべきである。

1. 各大学は、学部教育のあらゆる機会を通じて研究マインドの育成に努める。そのためにも、研究室配属など実際の研究に携わる機会の拡充に取り組む。
2. 歯学系大学院については、基礎・臨床を問わず未来の歯科医療を拓く研究者の養成と、臨床の発展を目指す研究能力を備えた歯科医師の養成という人材養成の目的に応じ、自らのビジョンと教育内容を明確にし、組織的かつ体系的で魅力ある大学院教育を提供する。
3. 我が国の歯学研究を牽引する国際的にも優れた若手研究者を養成していくために、各大学の連携により教育研究資源を効率的に活用し、個々の大学の枠を超えたキャリアパスの確保と国際的な協力体制の図られた卓越した教育研究拠点の形成を国として支援する。

(イ) 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告（平成21年1月）を踏まえた第3回フォローアップ調査まとめ（2016年3月28日）（抜粋）

4. フォローアップ調査の結果（別添についてはすべて省略、下線は原典に付されているもの）

○ 今回のフォローアップ調査の結果について、以下のとおりまとめた。

(1) 全体的な取組状況

各歯学部においては、平成21年1月の「第1次報告」以降、臨床実習の到達目標や科目ごとの成績評価基準及び入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）等の各種基準・方針を策定するとともに、現在の社会的ニーズに対応した歯学教育を実施するなど着実に歯学教育の改善が図られている。

一方で、**入学定員（募集人員）の遵守・削減、入学者選抜の改善及び診療参加型臨床実習の取組が十分でないなど、「第1次報告」への対応が極めて不十分な歯学部があった。**当該大学には猛省を促し、改めて、「第1次報告」及び過去2回にわたるフォローアップでの指摘事項に対する取組を検証し、【別添3】所見で各歯学部には指摘した問題点への徹底した対応を強く望む。

また、各歯学部においては、【別添4】参考事例に記載の他大学の優れた取組事例等を踏まえて、新たな目標を設定し真摯に取り組むことで、国民の期待する質の高い歯科医師の養成に一層取り組むことを強く期待する。

(2) フォローアップ調査で見られた成果と課題

①入学定員（募集人員）の超過・未充足

平成27年度の入学定員（募集人員）充足率は、平成22年度と比較して16.9ポイント改善している。

これは、平成23年度以降、**各歯学部が地域の高等学校に訪問し、歯科医師の仕事や歯学部における教育内容について説明を行うなど高等学校との連携を強化したことや、大学のHP等において入学者選抜試験の実施等に関する情報公開を進めたこと、学生納付金の改定、入学者選抜試験への特待生枠の設定など、様々な取組を進めた結果と考えられる。**

入学者の受入れについては、定員の超過又は未充足のいずれも不適切であり、特に、入学定員（募集人員）を大幅に超過した入学者の受入れは、教員の負担増や実習機器の利用

機会及び診療参加型臨床実習のための患者数の減少等による学生に対する教育の質の低下を招くことから、重大な問題である。各歯学部は定員を遵守すべきである。

一方、入学定員（募集人員）未充足の歯学部は、優秀な学生を安定的に受け入れることが可能となるような入学者選抜試験の改善や、定員充足率や競争倍率を踏まえた適切な入学定員（募集人員）の見直しが必要である。

②入学定員（募集人員）の削減

各歯学部は、「今後における行政改革の具体化方策について」（S 5 7. 9 閣議決定）や厚生省「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」最終意見（S 6 1. 7）及び厚生省「歯科医師の需給に関する検討会」報告（H 1 0. 5）等を踏まえ、昭和61年以降、入学定員（募集人員）の削減に取り組んでいる。

平成27年度の入学定員（募集人員）は、昭和60年度の入学定員（募集人員）に比べ、27.3%削減しているが、**削減率を設置者別に見ると、国立大学は34.7%、私立大学は25.0%、公立大学は20.8%と、大きな開きがある。**また、「歯科医師の需給に関する検討会」報告が取りまとめられた平成10年度の入学定員（募集人員）に比べ、全体では9.4%の削減となっており、同報告に記載の削減目標「新規参入歯科医師数を10%程度抑制」には達していない。

これらの目標を達成していない歯学部には、入学定員（募集人員）を削減するよう求める。

また、近年、入学者選抜競争倍率の上昇を機に募集人員を増加している歯学部があるが、政府の新規参入歯科医師数の抑制方針を踏まえ、増加すべきではない。

なお、現在、厚生労働省の歯科医師の資質向上等に関する検討会において、需給問題を含めた検討が行われており、今後の入学定員（募集人員）の在り方については、その動向を踏まえて検討を行う必要がある。

③編入学者の受入れ

編入学者の受入れについては、既に平成24年度フォローアップ調査まとめにおいて、「**編入学試験による募集人員の未充足の解消を行っている大学**も見られた。このような事例が許容されるとすれば、他の歯学部でも同様のことを実施する可能性が危惧される。超過させた歯学部はもとより、各歯学部には、国民から信頼される歯科医師養成のためにも、適切な対応を求めたい。」と指摘している。

しかしながら、今回のフォローアップ調査では、**全ての私立大学歯学部が、募集人員を**

明確に設定せずに編入学者の受入れを行っており、大半の歯学部では、恒常的に、編入学を含めた入学者の受入れが募集人員を上回っていることが明らかとなった。特に、一部の大学では、近年（過去3年）10名以上を受け入れている。

前述のとおり、新規参入歯科医師数の抑制方針下では、入学定員（募集人員）を厳守すべきであり、編入学定員については、過去の受入れ状況に応じて、募集人員の内数として適切に設定することを求める。

④留年率と退学率

留年率の低減の必要性については、既に平成24年度フォローアップ調査まとめにおいて、「基礎学力の向上のため、補講の実施やチューターの配置などに取り組んでいる例も見られたが、**在籍者の25%以上の学生が留年している大学**もみられ、抜本的な改善につながっていない。**かなりの学生を6年次で留年（卒業留年）させている例もあり、その原因を学生の学力に求め、各大学のカリキュラム・ポリシーや教育能力を自己否定しているように思われた。**」と指摘しているが、平成25年度から平成27年度の3年間の**留年率は、全歯学部の平均では毎年20%を超えており、さらに、複数の歯学部では、在学者全体の3人に1人が留年経験者、学年別では6年次には2人に1人以上が留年経験者**であるなど、改善が見られない。また、退学者の状況については、平成26年度の1年間に、**在学者の10%を超える者が退学**している大学もあり、各歯学部は、適正な入学者選抜試験の実施を通じて優秀な学生を確保した上で、成績評価基準の明示や教員の知識・技能の向上のためのFDの実施及び個々の学力に応じた適切な教育指導等の抜本的な改善により、最低修業年限で卒業できるよう努めなければならない。特に、人の命や健康に関わる歯科医師として不適格であると考えられる者に対しては、進路変更を含む適切な指導を早期に行うべきである。

⑤優れた入学者の確保と最低修業年限での歯科医師国家試験合格率の向上 入学者選抜競争倍率については、平成21年度には全歯学部の平均で1.70倍だったが、平成27年度には平均で2.86倍となっており、近年改善がみられる。ただし、依然として、入学者選抜競争倍率が2倍に満たないなど、高い競争倍率の下での優れた入学者の確保を実現できていない歯学部がある。

また、歯科医師国家試験合格率については、平成27年の歯科医師国家試験では、**6年間の最低修業年限で歯科医師国家試験に合格する者の割合が、全歯学部の平均で50%を下回っており、また、近年、そのような状況の歯学部の数が増加傾向にあるなど、改善が**

見られない。

今後、各歯学部は、AO入試に学力試験や集団討論を導入したり、一般入試に総合評価を導入するなど入学者選抜試験の更なる工夫や、教育内容に関する情報の公開等により、受験者を増加させ、競争倍率の向上による優れた入学者の確保に一層努めるとともに、近年の歯科医師国家試験において、診療参加型臨床実習で得た能力を評価する臨床実地問題の出題や、高齢者や全身疾患を持つ患者への対応など現在の社会的課題に関する出題の充実が図られていることを踏まえ、最低修業年限での国家試験合格率の改善につながるよう、診療参加型臨床実習や学外の歯科医療機関等との連携による地域医療実習をより一層充実させることが期待される。

⑥診療参加型臨床実習の充実のための改善方策

多くの歯学部において、臨床実習の到達目標を定め、ミニマム・リクワイアメント（最低症例数）を設定している。

しかしながら、近年、歯科疾病構造が大きく変化していることへの対応や、今後の臨床実習終了時の態度・技能評価の導入に向けて、各歯学部における臨床実習の指針となっている歯学教育モデル・コア・カリキュラムを次回改訂する際には、学生が卒業までに身につけるべき臨床能力の到達目標や、臨床実習中の歯科医行為の具体的内容について、現状を踏まえた議論を行い、コンセンサスを得るべきである。

また、歯科医師卒前臨床実習の基本的な考え方については、平成14年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」において、歯科の卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方や卒前臨床実習のための条件等について検討が行われた。この検討から既に10年以上経過していることから、歯科医療及び歯学教育の現状を踏まえていくことも必要である。

その一方で、一部の歯学部においては、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂版）に定める臨床実習の18項目のうち「地域医療」や「予防填塞」などの幾つかの項目について、学生が自験を行うことを卒業の要件としていないことから、全ての項目で学生が自験を行うことを卒業要件とするよう強く求める。

なお、このことについて、臨床実習に適した一般的な疾患の患者が少ないことに加え、大学の所在地の人口や交通の便を含めた地理的条件等を理由に臨床実習に協力する患者の確保が困難であると説明する歯学部があるが、「地域医療」の項目で自験を行うために必要な学外の歯科医療機関との連携が進んでいないなど、取組には改善の余地がある。各歯学

部には、協力患者の確保に向けて、更に踏み込んだ取組を求める。

特に、一部の歯学部では、専ら座学により高齢者医療や在宅医療等、歯科医療を取り巻く現代の社会的ニーズに関する教育について行っているが、学生の学習効果を高めるためには、学外の機関との連携により、学生が教員とともに高齢者医療等の現場に赴く実地体験等を取り入れることを望む。

また、学生が実習を通じて身につけた臨床能力について、その到達度を評価する基準の設定を各診療科に任せている歯学部があるが、各歯学部で定めている学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）等に基づいて学部全体で評価基準を共有することで、診療科単位ではなく歯学部として学生の臨床能力の担保を図るべきである。

⑦自験の定義の共有

平成24年度フォローアップ調査まとめでは、全国的に自験の定義に関する認識が統一されていないという課題を踏まえ、自験の定義を整理・公表した。【別添5参照】しかしながら、今回のフォローアップ調査においても、一部の大学では、依然として診療科や教員によって自験の定義が共有されておらず、学生に経験させる自験症例数に差が生じていたり、多くの学生が一連の治療の流れを1人の患者で学ぶことができていない、などの課題が見られた。

多くの歯学部学生は、歯科医師国家試験合格後に歯科医師臨床研修を行うが、そこでは、一人の歯科医師として、指導医の下で自らの判断と責任において歯科医療を実施する。このことを考えれば、歯学部在学時に、教員の教育・指導と手厚いサポートの下で自験を行うことは、研修医として診療を行うために必要な診療力やコミュニケーション力等を養う上で欠くことのできないものであり、また、歯科医師臨床研修の到達目標の達成にもつながることから、学生に自験を行わせることについて、特定の患者を受け持つなど、各歯学部の一層の努力と工夫を求める。

このため、今後、FDの実施等を通じて、自験の定義をはじめ診療参加型臨床実習に対する認識を歯学部全体で共有することを強く求める。

⑧研究者の養成及び研究マインドの涵養

将来の研究者養成に向けた学部教育については、研究室配属の必修化や研究成果の発表会の開催、国際交流によるグローバルな研究者の育成などの取組が行われており、引き続き積極的な対応をお願いしたい。

なお、歯科医学・医療の進歩と改善のためには、歯学に携わる者一人一人が研究マイン

ドと研究を遂行する基礎的素養を有することが重要であることから、引き続き、全ての歯学部学生に対する研究マインドの育成に向けた取組の充実に努めるべきである。

⑨教育活動の公表

情報の公開については、学校教育法施行規則第172条の2により公表が義務付けられた入学者に関する受入れ方針及び入学者の数を含め、大学のHP等を活用し広く行われているが、**一部の歯学部においては、留年率や国家試験合格率、診療参加型臨床実習の取組状況などについては、公開されていない。**

これらの情報は、受験生や在学生にとっても有用な情報であることから、各歯学部は、社会的評価を踏まえた適切な対応に取り組むべきである。

⑩各歯学部の特徴ある教育

上記①～⑨では、主に各歯学部に変更する取組を求める事項について記載したが、今回のフォローアップを通じて把握した各歯学部の特徴ある優れた取組については、【別添4】に記載した。各歯学部には、大学及び歯学部の理念・目標や地域性等に鑑み、特色ある取組の一層の推進を期待する。

(3) 今後の検討が期待される取組

①臨床実習開始前の臨床能力を担保するための取組

各歯学部における診療参加型臨床実習の充実に当たって、協力患者の確保は大きな課題となっており、歯科医行為を伴う診療参加型の臨床実習を行う学生の能力や適性を担保するための取組は、多くの歯学部が必要性を認識している。

その取組の実施に当たっては、**今後、各歯学部が連携し、共用試験の全国統一の合格基準等の検討を積極的に進めるべきである。**

なお、我が国の医学部では、診療参加型臨床実習に対する国民及び患者の理解を深める目的で、平成25年度より、共用試験に合格し参加型臨床実習を行うに足る十分な知識、技術、態度を身につけていると認定した学生に対して**統一的な呼称を用いる取組を開始**しているが、これは、CBTの統一合格水準の設定と適正なOSCEの実施と評価、各大学からの申請に基づく一般社団法人全国医学部長病院長会議の認定証発行等により実施されている。

②臨床実習終了時の態度・技能評価の導入

平成27年11月時点で、臨床能力の到達度評価のために臨床実習終了時OSCEを実

施している歯学部は全体の約半数となっており、導入予定又は検討中の歯学部を含めると、全体の約4分の3の歯学部が前向きに取り組んでいる。また、ポートフォリオ等を用いて実習中の学生の修得状況を把握し、こまめに教育指導を行った上で、実際の患者を相手に行う自験について評価を行っている歯学部も見られる。

また、臨床研修開始時に必要な臨床能力の到達レベルを担保するため、昨年7月から公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の臨床実習終了時OSCE準備検討委員会で、医学教育、歯学教育ともに検討が進められており、医学系の正式実施は平成32年度とされていることから、歯学系についても具体的な実施時期を定め、その実現に向けた今後の議論の進展に期待する。

③第三者評価の導入

教育の質保証システムの一環としての第三者評価（認証評価）は、学校教育法の改正により、平成16年度より導入されている。

分野別評価については、法令に定められた専門職大学院のほか、質保証の観点から、独自に第三者評価を導入する取組が始まっており、6年制の薬学教育について平成25年度から導入されているほか、医学教育分野については、昨年12月に一般社団法人日本医学教育評価機構が設立され、平成29年度の正式導入に向けた取組が進められている。

歯学教育分野においては、平成24年度から文部科学省の補助事業により、評価基準案の作成やトライアル評価、評価者の養成などの取組が進められているが、平成28年度が補助事業最終年度となることから、歯学教育分野への第三者評価の導入に向けて、これまでの取組の成果を活用し、平成29年度以降の本格実施に向けて、各歯学部の連携による具体的な検討を急ぐべきである。

4. 司法試験

【問題の所在】

新司法試験に移行してから法科大学院協会は、平成28年度まで毎年、各法科大学院に対して司法試験の出題の在り方についてアンケートを実施している。

法科大学院側は、審議会意見書の中における司法試験の在り方に対する提言を常に念頭に置き、意見を述べてきた。いわゆる「試す試験」というもので、法科大学院の教育

内容を踏まえたものにすべきとするものである。

司法試験について司法試験法の目的との関係もさることながら、現実にはどのような問題が適しているのかは難問である。法科大学院協会のアンケート結果は、実際に実施された司法試験の問題をどのように評価しているのかを概観することにおいて非常に有益である。

(1) 審議会意見書

3 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。

(1) 基本的性格

「点」のみによる選抜から「プロセス」としての新たな法曹養成制度に転換するとの観点から、その中核としての法科大学院制度の導入に伴って、**司法試験も、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべき**である。

(2) 試験の方式及び内容

法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、**新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。**

新司法試験は、例えば、長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとらわれずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とすることが考えられる。

新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に**法科大学院関係者や外部有識者の意見を反映させるなど適切な仕組みを設ける**べきである。

(2) 司法試験法（司法試験の目的等）

第1条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

(3) 法科大学院協会によるアンケート調査

(7) 2015年度（法科大学院協会司法試験等検討委員会平成27年9月7日）（抜粋）

1. まえおき

回答内容全体を概観すると、短答式試験については「適切」「どちらかといえば適切」とする回答が併せて91.0%、論文式試験については、必修科目86.2%、選択科目79.9%であり、いずれも高評価を受けている。比較すると、一昨年・昨年の数値は、短答式試験が87.8%・85.6%、論文式必修科目が87.9%・85.5%、論文式試験選択科目が同じく76.9%・78.8%であるから、試験問題に対する積極的評価は、ここ3年間、高い水準で安定しているといえる。

しかし分野ごとに試験問題の評価をみると、短答式においては、憲法分野の評価と刑法分野の評価との間にはかなりの開きがある（「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合について、憲法分野では85.7%であるのに対し、刑法分野では96.3%である）。論文式必修科目においては憲法分野の評価がやや低い（「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合について、憲法分野では71.4%であるのに対し、その他

の分野では 82.8 % 93.8%である。なお、昨年度の憲法分野における「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合は 85.2 %である)。論文式選択科目においては、「適切」「どちらかといえば適切」とする回答の合計の割合を見てみると、知的財産法分野が 55.7 % (昨年度 78.9 %) であり、他の分野が 78.4 %～ 91.5 %であるのと比べるとかなり低いものとなっている。

短答式試験の科目変更については、極めて多様な意見が開陳されており、安易なまとめ・要約を許すものではない。正確を期すには付記された回答意見をお読みいただくほかに、極めて大雑把な傾向・特徴として、おおよそ以下のような点を指摘することができると思われる。第 1 は、**「受験生の負担軽減」という点を理由として、今回の短答式試験科目の削減を好意的に評価する意見が多数見られる**ということである。これには、法曹としての資質・能力を測るには、憲法・民法・刑法の 3 科目について短答式試験を実施すれば十分であり、他の 4 科目について短答式試験を実施する必要性は乏しいという立場からの意見も勿論少なくないが、他方で、**本来ならば他の4科目についても実施した方が好ましいのであるが、現在の法科大学院を取り巻く様々な状況等に鑑みればやむを得ないという、いわば消極的な選択といった意味合いの意見も相当数含まれている**ものと見られる。第 2 は、**短答式試験から除外された科目における学習の偏りを危惧する意見が多く見られる**ということである。それぞれの科目毎に、論文式試験では出題しにくい分野があるため、短答式試験が課されないことによって、**そのような分野は学習しないという「つまみ食い」化が進むことを懸念する意見は、今回の科目削減を一般論としては支持する立場からも見られる**ところである。第 3 は、短答式試験の対象から除外された科目について復活を望む声も少なくなく、**特に手続法に関しては、そのような意見がかなり強い**ということである。実務家を育てるという観点から見たときに、手続法の学習へのインセンティブが低下するのではないか、という懸念をもたれている人は、少なくないようである。最後に、**予備試験においては行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の短答式試験が課されていることとの関係・整合性に言及する意見が複数見られたことも指摘しておきたい**。なお、従来から、3 科目化に伴って問題が難化することを危惧する声が聞かれ、今回のアンケートでもその点を指摘する意見が寄せられたが、今年度に関してはそのような相関は認められないとの見方が多いようである。

試験全体についての意見は、例年同様、個別教員の長文の意見が多く概要を示すことは到底できないものの、各分野の試験問題の質及び分量が安定していることを認めつつ、**法**

曹としての法的素養より知識の量を確認する傾向に陥っているとの批判は続いている。また、実務で必要とされていることと試験問題との乖離を指摘する意見も継続して見られる。

予備試験のあり方について疑問を呈する意見が多数見受けられる。「現在の予備試験の実態は、本来の趣旨からかけ離れたものとなって」いるという認識は、おそらく多くの者が共有しているものと思われる。「予備試験制度について、法科大学院在学生在が受験できること等について疑問を提起する意見があった」との回答が見られるが、**法科大学院在籍者に予備試験を受験している者が多数いるという現状に釈然としないものを感じている教員は少なくない**であろう。更に、「予備試験を経て司法試験を受ける学生に求めようとしている『法曹としての資質』と、『法曹としての資質』を涵養するためには、法科大学院で高等専門教育を受けなければならない必要性」との整合性を問う意見にも重いものがある。

今回は、出題趣旨や採点実感に関する意見も比較的多かった。内容や公表時期に関する意見・提言に加えて、本来、これらも踏まえた上でなければ試験問題を適切に評価することはできないという趣旨の意見も見られた。最低ライン点の設定に関する意見も含め、これらの意見は、問題自体の適切さだけでなく、制度の運用や最終結果も視野に入れて、司法試験全体を分析する必要性をうかがわせるものである。

法科大学院制度を中核とする法曹養成制度の在り方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

2. 短答式試験について

(1) 憲法分野

63校から回答が寄せられ、そのうち、「適切」と回答したものが27校(42.9%)、「どちらかといえば適切」が27校(42.9%)、「どちらともいえない」が5校(7.9%)、「どちらかといえば適切でない」が4校(6.3%)、「適切でない」としたものはゼロという結果であった。昨年度とほぼ同様の回答結果であり、「どちらかといえば適切でない」が4校、「適切でない」がゼロという結果であるため、**マイナスの評価はごく少なく、広くほとんどの法科大学院から評価を得ている**ということができよう。

(2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは64校であり、7校が無回答であった。適切とするのが37校(57.8%。昨年度は58.9%)、どちらかといえば適切とするのが21校(32.8%)。

昨年度は 32.5 %)、どちらともいえないとするのが 3 校 (4.7%。昨年度は 7.0 %)、どちらかといえば適切でないとするのが 2 校 (3.1%。昨年度は 0 %)、適切でないとするものは 1 校 (1.6 %。昨年度も 1.6%) であった。**適切・どちらかといえば適切と答えた割合は、昨年度同様約9割**を占めている。

(3) 刑法分野

刑法分野・短答式について回答があったのは 67 校 (昨年度 65 校) であった。

回答としては、「適切」とするものが 34.5 校 (51.5 %。昨年度は 65 校中 36.5 校)、「どちらかといえば適切」が 30 校 (44.8 %。昨年度は 21 校) であり、「どちらともいえない」とするものが 1.5 校 (2.2 %。昨年度は 5.5 校)、「どちらかといえば適切でない」とするものが 1 校 (1.5 %、昨年度は 1 校)、「適切でない」とするのは 0 校 (昨年度 1 校) であった。「適切」と「どちらかといえば適切」を併せて積極的評価を示すものが 64.5 校 (96.3%) となった。昨年の 65 校中 57.5 校 (88.56%)、**一昨年の70校中62.7校 (93.6%) と比べて、その比率は高く、非常に肯定的に評価**されているといえよう。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(a) 憲法分野

63 校から回答が寄せられ、そのうち、「適切」と回答したものが 20 校 (31.7 %)、「どちらかといえば適切」が 25 校 (39.7 %)、「どちらともいえない」が 10 校 (15.9 %)、「どちらかといえば適切でない」が 7 校 (11.1 %)、「適切でない」としたものは 1 校 (1.0 %)、という結果であった。昨年度は、「適切」と回答したものが 55.7 %と過半数を超え(一昨年度は 46.8 %)、「適切」あるいは「どちらかといえば適切」と評価した回答が 84.2 %であった。本年度は、「適切」と回答したものが 31.7 %、「適切」あるいは「どちらかといえば適切」と評価した回答が 71.4 %であるため、**昨年度の評価が大変高かったのと比べると、やや評価が下がってはいるが、全体としてみると、積極的評価が7割を超えているため、高い評価**が得られたと見ることができよう。

(b) 行政法分野

回答を寄せた 71 校のうち、無回答は 15 校 (21.1 %) であった。したがって、それを差し引いた 56 校のうち、「適切である」と評価したのが 26 校 (46.4 %)、「どちらかといえば

適切である」が 24 校 (42.9 %)、「どちらともいえない」が 2 校 (3.6 %)、「どちらかといえば適切でない」は 3 校 (5.4 %)、「適切でない」が 1 校 (1.8 %) であった。「適切」と「どちらかといえば適切」を合わせると 89.2%になるから、回答を寄せた56校の間では、**本年の問題は極めて好評**であったということができよう。全体としての分布は、昨年とほぼ同様である。

(2) 民事系

(a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があったのは 64 校であり、7 校が無回答であった。適切とするのが 29 校 (45.3%。昨年度は 53.1%)、どちらかといえば適切とするのが 24 校 (37.5%。昨年度は 34.9%)、どちらともいえないとするのが 6 校 (9.4%。昨年度は 5.4%)、どちらかといえば適切でないとするのが 4 校 (6.3%。昨年度は 3.3%)、適切でないとするのが 1 校 (1.6%。昨年度は 3.3%) であった。**本年度は適切・どちらかという適切とするパーセンテージが昨年度と比べると5%程下がってはいるが依然として80%を超えている。**

(b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は 65 校 (昨年より 3 校の増加) で、6 校が無回答であった。

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が 24.5 校 (37.7%。昨年より 2.5 校の減少)、「どちらかといえば適切である」との回答が 36.5 校 (56.2%。昨年より 10.5 校の増加) であり、肯定的な回答をした法科大学院は、昨年と比較して、数において 8 校の増加、割合において 8.3 ポインの増加であった。

これに対して、「どちらかといえば適切でない」および「適切でない」とする否定的な回答をした法科大学院は 0 校であった。これは、**昨年の事実関係が不必要に込み入っており、しかも記述が不十分で受験者を混乱させるおそれのある出題であったのに対し、今年は、そのような問題がなく、受験生の学力を量ることができる出題であったことによるもの**と思われる。なお、「どちらともいえない」との回答は 4 校 (6.2%。昨年より 4 校の減少) で、昨年に引き続いての減少となった。

(c) 民事訴訟法分野

無回答 12 校を除く 59 校中、「適切」と答えたのは 35 校(59.3%)、「どちらかといえば適切」と答えたのは 19 校(32.2%)、「どちらともいえない」との回答は 3 校(5.1%)、「どちらかといえば適切でない」との回答は 2 校(3.4%)、「適切でない」と回答した法科大学院は 0 校(0%)である。

「適切」と「どちらかといえば適切」との解答を合わせると、54 校(91.5%)であり、「適切」と答えたものが、論文式試験の中でもっとも多かった。したがって、**民事訴訟法に関しては、多くの法科大学院が、論文式の試験問題についても適切であると評価**しているといえる。なお、この数字は、一昨年度が 63 校(95.5%)、昨年度が 55 校(90.2%)であり、一昨年度よりは低い、昨年度より若干上昇している。なお、今年も昨年度に引き続き、「適切でない」と回答した法科大学院はなかった。

(3) 刑事系

(a) 刑法分野

刑法・論文式には 67 校からの回答があった(昨年度 67 校)。

回答内容は、「適切」33.5 校(50.0%。昨年度 37.5 校)、「どちらかといえば適切」25.5 校(38.1%。昨年度 19.5 校)であり、併せて積極的評価を示すものが 59 校(88.1%。昨年度 57 校)である。**昨年度と比べて微増しており(昨年度85.1%)、全体としては積極的な評価が与えられていると言ってよいであろうが、「適切」とする評価は昨年度と比べて低下しており(昨年度56.0%)、やや含みをもった評価も少なくなかったように思われる。**

「どちらともいえない」とする回答は 5 校(7.5%。昨年度 3 校)であり、「どちらかといえば適切でない」は 3 校(4.5%。昨年度 6 校)、「適切でない」は 0 校(昨年度 1 校)であった。

(b) 刑事訴訟法分野

刑事訴訟法・論文式には 62 校からの回答があり、昨年度 65 校からやや減少した。

回答内容は、「適切」とするのが 21 校(33.9%。昨年度は 65 校中 37.5 校(57.7%))、「どちらかといえば適切」が 33 校(53.2%。昨年度は 25.5 校(39.2%))であり、併せて積極的評価を示すものは 54 校(87.1%)に及んでいる。このように積極的評価をした法科大学院の割合は、**極めて高かった昨年度の65校中63校(96.9%)や一昨年度の62校中65校中58校(89.2%)と比較すると下回っているものの、あいかわらず高水準を維持している**と見

られる。他方で、「どちらともいえない」とする回答は5校(8.1%。昨年度は1校(1.5%))であり、「どちらかといえば適切でない」および「適切でない」とする回答は、それぞれ、3校(4.8%。昨年度は1校(1.5%))、0校(昨年度も0校)であった。

司法試験等検討委員会委員(50音順、本報告書作成に関わった委員のみ)

小幡 純子(上智大学) 加藤 克佳(名城大学) 角田 雄彦(白鷗大学)

交告 尚史(東京大学) 酒井 啓亘(京都大学) 高橋 直哉(中央大学、主任)

幡野 弘樹(立教大学) 早川 徹(関西大学) 早川 吉尚(立教大学)

三上 威彦(慶応義塾大学) 山川 隆一(東京大学)

(イ) 2016年度(法科大学院協会司法試験等検討委員会平成29年2月24日)(抜粋)

1. まえおき

回答校の割合は、短答式試験及び論文式試験必修科目については、98.5%～88.1%、論文式試験選択科目については、平均56.2%(昨年度は55.6%)に達し、高水準となっている。法科大学院制度に対して一層厳しい批判が向けられている現状において、各法科大学院が司法試験の出題傾向に強い関心を持ち、法科大学院を中核とする法曹養成制度における司法試験のあるべき姿について、批判的な検証が必要であるという強い意思を有していることを示していると評価できよう。

回答内容全体を概観すると、短答式試験については「適切」「どちらかといえば適切」とする回答が併せて90.1%、論文式試験については、必修科目77.9%、選択科目84.4%である。一昨年・昨年の数値は、短答式試験が85.6%・91.0%、論文式必修科目が85.5%・86.2%、論文式試験選択科目が78.8%・79.9%であるから、**試験問題に対する積極的評価は、ここ3年間、高い水準で安定していると一応はいえる**であろう。もっとも、**論文式必修科目の評価がやや低下**しているのは気になる点である。

分野ごとに試験問題の評価をみると、短答式においては、憲法分野の評価と民法分野の評価との間にはやや開きがあるものの(「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合について、憲法分野では85.5%であるのに対し、民法分野では95.4%である)、いずれの分野も積極的評価が高い。**論文式必修科目においては刑事訴訟法の評価が低い**の

が目につく（「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合が、66.4 %である）。

実務的視点の盛り込み方に対する評価や、最新判例が関係する分野の出題に対する評価が分かれたようである。また、民事訴訟法（「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合が、71.2 %）、行政法（「適切」「どちらかといえば適切」とする回答を併せた割合が、73.3 %）の評価も、それほど高くはなかった。**難易度や分量に対する疑問**が比較的多く寄せられている。特に分量が多すぎるという指摘は、他の科目でも見られるところであり、全体としては「適切」「どちらかといえば適切」という評価をしている場合でも注文として付記されていることが少なくないところが特徴的である。**論文式選択科目においては、「適切」「どちらかといえば適切」とする回答の合計の割合をしてみると、全ての科目が75%～92.6%という高い数値を示しており、概ね高評価といえるであろう。**

今回は、**出題趣旨・採点実感・最低ライン点の設定についても意見を募った**。実に多様な意見が開陳されており、まずはそのことだけでも有意義であったといえよう。全体としては、出題趣旨・採点実感は学習・教育に役立つという観点からの肯定的な意見が比較的多いように見受けられる。ただ、これらが**受験生に及ぼす影響力はかなり大きく、近時はそれが法科大学院の教育にも及びつつあるようであり、それが過度に強すぎると司法試験対策に偏した学習・教育を誘発しかねないという懸念もないではない**。法科大学院の教員としては、この種の情報の取り扱い方を考える必要があるように思われる。

採点基準や優秀答案の開示を提案する意見が複数見られる。これらの開示にどのような障害があるのか分からないが、可能であるならば試験的にでも実施してみる価値はあるのではなかろうか。また、出題趣旨の公表時期が遅いことに対する疑問も呈されている。司法試験委員会決定（平成17年11月8日）により、「出題の趣旨の公表については、合格発表後、速やかに法務省ホームページ等に掲載する」とされており、現状ではやむを得ないが、この公表時期に合理性があるのかは検討の余地があろう。

最低ライン点の設定については、選択科目に関しては設定しなくともよいかもしれない、という意見が興味を引くところである。科目別では、倒産法の最低ライン点設定が高すぎるという意見が複数見られる。確かに、全員必修の刑事系科目よりも最低ライン点未満の者が多いというのは考え物であろう。

短答式試験の科目変更については、昨年と同様、「受験生の負担軽減」を理由として好意的に評価する意見が多数ある一方で、**短答式試験が実施されなくなった科目について、学習の偏りを危惧する意見**も多く見られる。特に、**訴訟法については、将来のことも見据え、**

基本的な知識を満遍なく学習することの重要性を意識させる上でも、短答式試験を実施すべきではないか、という意見は根強い。また、商法の学習が会社法に集中し、総則・商行為、手形法・小切手法を軽視する傾向が強まることへの懸念を示す意見も複数見られる。

司法試験考査委員体制の変更に関しては、**法科大学院の教員は作題に関与すべきではないという意見と関与すべきであるという意見に二分**している。試験制度の公正さとそれに対する社会の信頼を確保すべきであるという要請と、法科大学院での教育内容を試験に反映させるべきであるという要請が、なかなか両立しないところにこの問題の難しさがあるといえよう。**平成29年の司法試験では、以前より人数を絞りながら、作題への法科大学院教員の関与が認められることとなったが、いかにして信頼を維持するかが大きな課題**であろう。

試験全体についても多様な意見が寄せられた。予備試験制度が並存していることについての疑問、最終合格者が減少していることについての疑問、未修者教育が現実にはかなり困難であるという指摘などは、当初の法科大学院の構想とかなりギャップが生じていることを示すものであるように思われる。しかし、今回のアンケートにおける意見にも現れているように、このような問題を座視せず、よりよい法曹を育てていくために法科大学院の教育はどのようにあるべきなのか、ということについて、真剣に熱意をもって取り組んでいる者が多数いることは確かである。今後の司法試験制度のあり方、また、法科大学院のあり方を考えるための一歩として、寄せられた様々な意見に目を通してもらいたいと思うところである。

法科大学院制度を中核とする法曹養成制度の在り方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

2. 短答式試験について

(1) 憲法分野

62校から回答が寄せられ、そのうち、「適切」と回答したものが28校(45.2%)、「どちらかといえば適切」が25校(40.3%)、「どちらともいえない」が4校(6.5%)、「どちらかといえば適切でない」が5校(8.1%)、「適切でない」としたものはゼロという結果であった。昨年度が、「適切」との回答が42.9%であったのと比べて、さらに評価が上がっており、また、「どちらかといえば適切でない」が5校、「適切でない」がゼロという結果で

あるため、**マイナスの評価はごく少なく、広くほとんどの法科大学院から評価を得ている**ということができよう。

(2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは 65 校であり、2 校が無回答であった。適切とするのが 29 校(44.6%。昨年度は 57.1 %)、どちらかといえば適切とするのが 33 校(50.8%。昨年度は 33.3 %)、どちらともいえないとするのが 2 校 (3.1%。昨年度は 4.3 %)、どちらかといえば適切でないとするのが 0 校 (0%。昨年度は 3.2 %)、適切でないとするものは 1 校 (1.5 %。昨年度も 1.6%) であった。**適切・どちらかといえば適切と答えた割合は、昨年度同様9割以上**を占めている。

(3) 刑法分野

刑法分野・短答式について回答があったのは 64 校 (昨年度 67 校) であった。

回答としては、「適切」とするものが 39 校 (60.9 %。昨年度は 67 校中 34.5 校)、「どちらかといえば適切」が 18 校 (28.1 %。昨年度は 30 校) であり、「どちらともいえない」とするものが 3 校 (4.7 %。昨年度は 1.5 校)、「どちらかといえば適切でない」とするものが 3 校 (4.7 %、昨年度は 1 校)、「適切でない」とするのは 1 校 (昨年度 0 校) であった。「適切」と「どちらかといえば適切」を併せて積極的評価を示すものが 57 校 (89.1%) となった。**昨年の 67 校中 64.5 校 (96.3%) には及ばないが、一昨年の 65 校中 57.5 校 (88.56%) より比率は高く、肯定的な評価が続いている**といえよう。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(a) 憲法分野

62 校から回答が寄せられ、そのうち、「適切」と回答したものが 18 校 (29.0 %)、「どちらかといえば適切」が 32 校 (51.6 %)、「どちらともいえない」が 5 校 (8.1 %)、「どちらかといえば適切でない」が 5 校 (8.1 %)、「適切でない」としたものは 2 校 (3.2 %)、という結果であった。昨年度は、「適切」と回答したものが 31.7 %であったのに比べ、本年度は、29.0%とやや低くなっているが、「適切」あるいは「どちらかといえば適切」の評価を併せてみると、**80.6%となっており、昨年度の71.4%と比べ、全体としてより高い評価と**

なっているといえよう。

(b) 行政法分野

回答を寄せた 60 校のうち、「適切である」と評価したのが 19 校 (31.7%)、「どちらかといえば適切である」が 25 校 (41.7%)、「どちらともいえない」が 9 校 (15.0%)、「どちらかといえば適切でない」は 6 校 (10.0%)、「適切でない」が 1 校 (1.7%) であった。無回答は 7 校 (10.4%) であった。「適切」と「どちらかといえば適切」を合わせると 73.3%になるから、回答を寄せた 60 校の間では、本年の問題は一応まずまずの評価であったと言えそうである。(略)

では、本年度の評価を全体として昨年よりも低いものとした原因は何か。それは、問題の量である。この点ははっきりしている。採点実感を読むと、考査委員の一部にすら、受験者が時間不足に陥っているという認識はあったように思われる。もっとも、それは受験者の解答時間の割り振りが悪いことを指摘しているにすぎないように見える。

しかし、回答を寄せた側は、**その相当数がかっきりと問題量が多いことを非難**している。全体として「適切である」との評価を下した学校ですら、半数近くが問題量の多さを指摘している。もっとも、このグループでは、「やや多い」といった認識に止まった。ところが、その下の「どちらかといえば適切である」のグループで既に、「限られた時間できちんと書けるか疑問なしとしない」、「時間との勝負になってしまわないかとの疑念あり」、「設問は 3 つで十分であった」といった強めの表現が出てきている。「どちらともいえない」のグループに至っては非難の声は激烈で、考査委員自ら手書きして時間内に書ききれるかどうか試してみるべしという趣旨の意見が 2 件寄せられた。

他方、考査委員の側からは、解答の文字の読み難さ、文章の稚拙さが指摘されている。本年度に関して言えば、上記の過大な問題量が乱雑な文字を増やす要因になったことを否定できないかもしれないが、これが例年見られる現象として指摘されていることには注意を要する。文章能力はともかく、文字の読み難さを嘆ずる声に接して、キーボード世代の手書き能力の維持という、すぐにも手が打てそうでなかなかそうでもない厄介な課題を突き付けられていることに気づくのである。

(2) 民事系

(a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があったのは 65 校であり、2 校が無回答であった。適切とするのが 16 校 (24.6%。昨年度は 46.0%)、どちらかといえば適切とするのが 37 校 (56.9%。昨年度は 36.5%)、どちらともいえないとするのが 5 校 (7.7%。昨年度は 9.5%)、どちらかといえば適切でないとするのが 4 校 (6.2%。昨年度は 6.3%)、適切でないとするのが 3 校 (4.6%。昨年度は 1.6%) であった。本年度は適切・どちらかという適切とするパーセンテージが昨年度と比べると 1%程下がってはいるが依然として 80%を超えている。(略)

以上のように、**改善に向けての意見も寄せられているが、全般としては肯定的な意見が多数**を占めていた。

(b) 商法分野

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が 27 校 (44.3%。昨年より 2.5 校の増加)、「どちらかといえば適切である」との回答が 26 校 (42.6%。昨年より 10.5 校の減少)であり、肯定的な回答をした法科大学院は、昨年と比較して、数において 8 校の減少、割合において 7 ポインの減少であった。

「どちらかといえば適切でない」および「適切でない」とする否定的な回答をした法科大学院は、昨年は 0 校であったのに対して、それぞれ 1 校あった。さらに、「どちらともいえない」とする回答は 6 校 (9.8%) で、昨年より 2 校増加した。

「適切である」、「どちらかといえば適切である」と考える理由としては、例年通り、会社法の基本的な論点および判例についての理解を問う問題であり、法科大学院の修了者の学習到達度をはかる問題として適切であることがあげられている。ただし、ガバナンスに偏った問題であることを懸念する意見があった。

これに対して、「どちらともいえない」とやや消極的な評価をした回答は、安易な論点が数多く羅列されているだけで、考えさせる問題が無いことを、その理由としてあげている。「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」とする否定的な回答も同じで、設問 3 を設けるための事案の設定に無理があるのみならず、論点は安易で要件事実の拾い出しがほとんどであることを疑問点としてあげている。

問題の量については、例年通り、適切であるとする意見がある一方で、**検討すべき論点が多いため、論理的思考力よりも事務処理能力ないし答案作成技術の巧拙によって点数に差がつくことを懸念する多くの意見**があった。個人的には、今年の出題は、昨年と異なり、手続の「何について」説明することが求められているのかが不明な設問があること (設問 2)

に加えて、最後の問題（設問 3）で、問題文から事実を拾い出すだけの設問がされていることから、前記懸念は一層大きなものであるように感じる。

個々の設問についての評価についても、意見が分かれた。設問 2 の(2)について、論点ではない制度について説明させる問題であることを評価する意見と、受験生にはどのくらい詳細に記述すればよいのかわかりにくいと疑問を呈する意見とがあった。設問 3 については、設問 1、2 と無関係な事実関係を設定した設問であることに疑問を呈する意見が少なからずあった。本来であれば、閉鎖会社に関する第 1 問（65 点配当）と、上場会社の内部統制に関する第 2 問（35 点配当）とに分けて出題すべきところを、現行の司法試験制度の制約からやむなく一つの問題として出題されたのであろうか。（略）

(c) 民事訴訟法分野

無回答 8 校を除く 59 校中、「適切」と答えたのは 15 校(25.43%)、「どちらかといえば適切」と答えたのは 27 校(45.82%)、「どちらともいえない」との回答は 6 校(10.2%)、「どちらかといえば適切でない」との回答は 8 校(13.6%)、「適切でない」と回答した法科大学院は 3 校(5.1%)である。

「適切」と「どちらかといえば適切」との解答を合わせると、42 校(71.2%)であった。昨年度及び一昨年度は、「適切でない」と回答した法科大学院はなかったが、今年度は 3 校が適切でないと回答している。また、「適切」と答えたものが、昨年は 35 校(59.3%)あったのが今年度は、15 校(24.5%)と激減している。さらに、今年度は、「適切」と「どちらかといえば適切」との回答を合わせたものが 42 校(71.2%)であったが、この数字は、ここ数年、常に 90%以上を保っていたことを考えれば、かなり減少しているといえよう。ただ、民事訴訟法に関しては、それでも約 7 割の法科大学院が肯定的な評価をしているのであり、試験問題の内容はいまだに多くの法科大学院に支持されているといえるであろう。

(略)

(3) 刑事系

(a) 刑法分野

刑法・論文式には 66 校からの回答があった（昨年度 67 校）。

回答内容は、「適切」26.5 校(40.2%。昨年度 33.5 校)、「どちらかといえば適切」29.5 校(44.7%。昨年度 25.5 校)であり、併せて積極的評価を示すものが 56 校(84.8%。昨

年度 59 校) である。昨年度と比べて微減している (昨年度 88.1 %)。全体としては積極的な評価が与えられていると言ってよいであろうが、「適切」とする評価は2年連続で減少しており (昨年度 50.0 %、一昨年度 56.0 %)、やや含みをもった評価も少なくなかったように思われる。

「どちらともいえない」とする回答は 6 校 (9.1 %。昨年度 5 校) であり、「どちらかといえば適切でない」は 3 校 (4.5 %。昨年度 3 校)、「適切でない」は 1 校 (昨年度 0 校) であった。(略)

(b) 刑事訴訟法分野

刑事訴訟法・論文式については、64 校からの回答があった (昨年度は 62 校)。

出題の内容につき、「適切」と回答したのが 14.5 校 (22.7 %。昨年度は 33.9 %) で、「どちらかといえば適切」とする 28 校 (43.8 %。昨年度は 53.2 %) と併せて、積極的評価を示すものは、合計 42.5 校 (66.4 %) であった。その割合は、全体の約 3 分の 2 に達しているが、昨年度の 62 校中 54 校中 (87.1 %)、あるいは、一昨年度の 65 校中 63 校 (96.9 %) といった高い数値には及ばない。

他方、「どちらともいえない」は 13 校 (20.3 %) で、昨年度の 5 校 (8.1 %) から増えている。

また、「どちらかといえば適切でない」は 6.5 校 (10.2 %) で、これも昨年度の 3 校 (4.8 %) から増えている。「適切でない」については、昨年度及び一昨年度がいずれも 0 校であったのに対し、2 校 (3.1 %) となっている。

このように、**法科大学院の教育現場からの評価は、昨年度までと比べて幾らか低下した**ように見える。(略)

司法試験等検討委員会委員 (50 音順、本報告書作成に関わった委員のみ)

青木 孝之 (一橋大学) 小幡 純子 (上智大学) 交告 尚史 (東京大学)

酒井 啓亘 (京都大学) 高橋 直哉 (中央大学、主任) 幡野 弘樹 (立教大学)

早川 徹 (関西大学) 早川 吉尚 (立教大学) 三上 威彦 (慶応義塾大学)

山川 隆一 (東京大学)

(4) 新司法試験の採点実感等に関する意見

【問題の所在】

現在の司法試験は、誰でも受験できる旧試験と異なり、法科大学院課程の修了者に限定されており（予備試験も同等の学力を有する者を前提に選抜されている）、法科大学院において厳格な成績評価や修了認定がなされている建前となっているが、司法試験受験者が実際に司法試験でどのように試されているのかという観点から司法試験考査委員の意見を検討されたい。ここでは公法系科目に関する意見を紹介する。民事系、刑事系も独自の意見が掲載されているが、かなりの分量になるだけでなく、それぞれ優秀答案、不良答案等に分類しているだけで受験生のどの程度が優なのか不可なのかが伝わって来ず、あまり参考にはならないため、以下においては公法系のみを掲載することとした。

(7) 平成27年司法試験の採点実感等に関する意見

平成27年司法試験の採点実感等に関する意見（公法系科目第1問）

1 はじめに（略）

2 総論

(1) 全体構成等について

- 本年は、原告となるBの主張が問題文に明記されている。すなわち、①Cとの同一取扱い、②Dらとの差別的取扱い、③自分の意見等を述べたことで正式採用されなかったことによる憲法上の権利侵害の三点である。これらの三点を憲法上どのような問題として捉えて構成するかはともかくとして、少なくともその三点の検討が求められているわけである。しかし、**残念ながら、その一部しか論じていない答案が少なくなかった。**また、上記①と②あるいは①②③の三点について、**その違いや相互の関係を論じないまま漫然と一括りにして論じている答案**や、**設問1(1)ではそれぞれ別に論じていたのに、設問1(2)や設問2へと論述を進める中で、問題が混同されていき、判断内容等が分かりにくくなっていく答案**も見られた。
- 答案の中には、上記①と②をあえて統合し、一つの憲法第14条第1項違反として論じ

ようとする答案も散見されたが、残念ながらそれに成功し、説得力のある論述となっている答案は見られなかった。

- 上記①②③を並列的に論じる答案が一般的であったが、中には、「平等」の問題と「自由」の問題との違いを踏まえつつ、「平等」の問題が「表現」（ないし「思想良心」。なお、この点に関しては後記4も参照されたい。）の問題と連動している点を見抜き、両者を密接に関連付けて論じる答案もあり、優れた問題分析能力をうかがわせる答案があったことは印象的であった。

(2) 設問1のBの訴訟代理人の主張及びA市の反論について

- 設問1(1)は原告となるBの立場から、(2)は被告となるA市の立場からの検討を求めているが、当事者の主張とはいえ、明らかに採用の余地がない主張をするのは適切とはいえない。例えば、「本問では『信条』による差別が問題となるどころ、憲法第14条第1項後段列举事由による差別はおおよそ許されないから、違憲である」という主張や、単に「本問では、思想良心の自由の侵害が問題となるどころ、思想良心の自由は絶対的に保障されるから、違憲である」という主張がこれに当たるであろう。前者は、憲法第14条第1項後段列举事由による差別も許される場合があることを前提に、同事由に特別の意味を持たせる必要があるかが議論されていることを看過し、後者は、思想良心の自由は、「内心にとどまる限り」絶対的に保障されるとされていることを看過している。こうした主張は、**基本的な知識や理解がきちんとできていないことが背景にある**ように思われる。基本的な知識や理解の重要性を改めて認識してほしい。

- 設問1(2)におけるA市の反論について、「区別・取扱いには合理的理由がある」とか「裁量の逸脱・濫用はない」という、いわば**結論部分だけを記載し、その理由を明示できていない答案が相当数**あった。しかし、いかに「ポイントを簡潔に述べ」としても、反論である以上、A市としてその結論につながる積極的・直接的・根本的な理由を簡潔かつ端的に明示する必要がある。

(3) 設問2の「あなた自身の見解」について

- 設問2では、設問1(2)で反論として自ら示した問題点を踏まえつつ、「あなた自身の見解」をきちんと論じるべきである。それにもかかわらず、**理由をほとんど記載することなく、「Bの見解に賛成である」とか「A市の見解が妥当である」などと記載する例が見られたほか、結論がいずれであるかを問わず、多くの答案において、結論を導く過程で法的構成を事案に即して丁寧に論じることができていなかった**。また、**被告となるA市の反論が妥当でな**

いことを論じるだけでは自己の見解を論じたことにはならないにもかかわらず、A市の反論に対する再反論のみを記載している答案も見られた。

・ 答案の中には、判断内容ないし判断理由が前後で矛盾・齟齬しているのではないかとと思われるようなものも見られた。例えば、Cとの同一取扱いに関する合憲性の検討場面では、「Bは、反対意見を有するものの、安全性確保のためにY対策課で働きたいという動機があることを重視して、違憲である」としながら、Dらとの差別的取扱いに関する合憲性の検討場面では、「Bがなお反対意見を有していることから、合憲である」としているものなどである。法律家を志すものとしては、答案全体を通じて論述が一貫しているかについても注意を払う必要がある。

(4) 判断の枠組みの定立について

・ 判断の枠組みの定立にばかり気を取られてしまい、**事実関係への着眼がおろそかになっている答案**が見られた。他方で、**事実関係には適切にかつその細部にも着眼できているが、判断の枠組みを定立するという意識を欠いており、結局は本問限りの場当たりの判断をしているのではないかと疑われるような答案**も見られた。本問のような事例問題では、判断の枠組みを適切に定立した上で、事実関係に即して結論を考えていくという両方がきちんとできて初めて説得力のある論述となることを意識してほしい。

・ 基本的な知識や理解が不足しているからか、**本問限りの独自の枠組みを定立しているかのような答案**も見られた。しかし、判断の枠組みの定立に当たっては、判例や学説をきちんと踏まえる必要がある。

・ 判断の枠組みを定立するに当たり、「平等」の問題として論じているのか、それとも、「自由」の問題として論じているのかが判然としない答案や両者を混同していると思われる答案も少なくなかった。本問では、「平等」の問題と「自由」の問題が絡み合っている面があり、論述に当たっては様々な切り口が考えられる。このような問題については、「平等」と「自由」の複合的な視点からの論述も考えられるであろうが、その場合には、「平等」の問題と「自由」の問題の違いを踏まえた上での十分な分析や検討が必要である。

(5) その他

・ 憲法上の主張や見解について問われているにもかかわらず、A市の反論や「あなた自身の見解」において裁量論に迷い込み、**憲法論から離れてA市側の行為の当・不当を長々と論じている答案**が散見された。A市側に一定の裁量があり、また、問題文から拾い上げる要素にも大きな違いはないかもしれないとしても、飽くまでも憲法上の主張や見解につい

て論じていることを意識して答案を作成してほしい。

3 平等について

・少なくともDらとの差別的取扱いは平等に関する典型的な問題であり、相対的平等に関わる問題として論じる必要があることに気付いてほしいが、「**絶対的平等・相対的平等**」というキーワードを明示できていた答案は必ずしも多くなかった。この点を「**形式的平等・実質的平等**」や「**機会の平等・結果の平等**」などと指摘する答案も相当数あった上、これらと「**絶対的平等・相対的平等**」を混同していると思われる答案も少なくなかった。このような基本的概念については、キーワードを覚えるだけではなく、具体例に基づいた正確な理解が求められる。受験者におかれては、改めて「基本を大切に」ということを意識してほしい。

・「法の下」の意義（法適用の平等に尽きるか、法内容の平等も含むのか）については、本問では論じる必要がないと考えられるにもかかわらず、これを論じているものが散見された。**マニュアル的、パターンの的に準備してきたものをそのまま書くのではなく、なぜその点を論じる必要があるのかを事案に即して考え、準備してきたものの中から取捨選択して論じていくべき**である。なお、現在の実務では、必要のないことに言及するのは無益ではなく有害と評価される場合もあることに留意してほしい。

・Dらとの差別的取扱いについて、勤務実績が同程度あるいは下回る実績の者を採用したことを差別として検討し、**反対意見を持っていることが不採用の理由であることがどのような意味を持つのかを検討していない答案**、逆に、反対意見を持っていることに触れながら、**勤務実績の点については触れていない答案**があった。問題文に記載されている事実がどのような意味を持つのか十分に検討して答案に反映してほしい。

・平等違反の問題を検討するに当たっては、「何」による差別の問題であるのかをきちんと指摘・検討する必要がある。本問で言えば、憲法第14条第1項後段の列举事由である「信条」による差別ではないかという点である。しかし、**この点に関する指摘・検討が全くない答案が少なくなかった**。

・Cとの同一取扱いについて、Bの訴訟代理人であるにもかかわらず、「**平等（憲法第14条第1項）違反を構成する余地がないから、諦める**」などとして、この点に関する主張をあえてしないという答案が少ないながらもあった。確かに、Cとの同一取扱いの問題を憲法上の問題としてどのように構成するかには悩ましい面があるかもしれない。しかし、将来弁護士になれば、明らかに採用の余地がない主張はすべきでないことを前提としつつも、

不利な事実関係にも配慮しながら、何とか裁判所に受け入れてもらえるような説得的な法律構成がないかと思ひ悩み、考えなければならないであろう。そのような悩みを見せずに簡単に諦めるべきではない。

4 表現の自由について

・表現の自由について論じることなく、**その代わりに憲法第19条の思想良心の自由の問題として論じる答案が多数**あった（なお、そのような答案の中には、思想良心の自由の問題であるとしながら、**外部への表現行為の制約を論ずる答案も散見**された。）。しかし、本問において、Bは、A市がBの「甲市シンポジウムでのY採掘に反対する内容の発言等があること」を不採用の理由の一つとしたことを前提に、「自分の意見・評価を甲市シンポジウムで述べたことが正式採用されなかった理由の一つとされていることには、憲法上問題があると考えている」のであるから、思想良心の自由の問題を別途検討することはともかくとして、ここでは自分の意見・評価を述べたこと、すなわち、憲法第21条の表現の自由の問題についてまず論じてもらいたかった。

・甲市シンポジウムでの意見表明を理由として不採用になった点につき、表現の自由の問題であるとしつつも、**安易に「表現の自由が制約されている」と記載している答案が目についた**。しかし、本問の場合、表現行為そのものが制約されているわけではないから、それにもかかわらずなぜ表現の自由の制約に当たるのかを論じてほしかった。

・表現の自由の問題を考えるに当たっては、**Bの意見が公共の利益に関わるものである点が重要になるが、この点をきちんと指摘する答案は少なかった**。

・表現活動への萎縮効果を論じるに当たっては、Bのみならず、**その他の者も含めて一般に与える影響という観点が重要であるが、多くの答案がB自身の表現活動への萎縮効果を論じるにとどまっていた**。

5 その他一般的指摘事項

(1) 論述のバランス

・本年は、各問の配点を明記することで答案における記述量の配分の目安を示し、それに応じたバランスのよい記載で、かつ、最後までしっかりと書くことを求めたところである。しかし、例年のように、**途中答案が相当数**あったほか、一応最後まで書いている答案も、設問2について**配点に相応しい分量になっていないものが多かった**。また、設問1(1)について簡単な記述で済ませている答案や、逆に、設問1(2)について長々と論じている答案（そのような答案は、設問2の論述が非常に薄いものとなる傾向があった。）も見られた。

(2) 問題文の読解及び答案の作成一般

- B, C, Dらがそれぞれどのような立場の人間であるのかについて**事実関係を混同・混乱している答案**があった。また、その**誤記等**（BをXと記載したり、文章内容からはCを指していると思われる者をDと記載したりする例）も散見された。単なる書き間違いかもしれないが、**判断の前提となる事実関係を的確に把握できていないのではないかと疑われかねないので**、問題文に即して正確に論述してほしい。
- 問題文で与えられた事実に憲法的な評価を加えることなく、**問題文の単なる引き写しや単に羅列するだけの答案が一定数見られた**。また、問題文で与えられた事実を超えて必要以上の推測をし、それ（問題文にない事実）を答案に反映させている答案も見られた。このような答案は説得力に欠け、また、後者については「問題文はそのようなことを言っていない」と否定的に評価される可能性があることに注意してほしい。
- **憲法の条文の解釈（本問では特に第14条）について、これをせず、あるいは、これができていない答案が散見された**。また、条文は誤りなく示す必要があるが、これができていない答案もあった（**表現の自由を第22条第1項あるいは第23条第1項とする例が少ないながらもあった。**）。条文の表記や解釈を大切にしてほしい。
- 設問1(1)の問題文において職業選択の自由については論じないこととする旨明示してあるにもかかわらず、**これに反して、正面から職業選択の自由について論じる答案**があった。

(3) 形式面

- 普段手書きで文書を作成する機会が少ないためであろうか、誤字や脱字がかなり目に付いた。特に法律用語の誤記については、法律家としての資質自体が疑われかねないので注意してほしい。また、略字を使用する答案もあったが、他人に読ませる文章である以上、略字の使用は避けるべきである。
- 解読が困難な字で書かれた答案も散見された。例えば、字が雑に書かれたり、小さかったりして読みづらいもの、加除や挿入がどのようになされているのか判読し難いものなどである。時間がなくて焦って書いているのは分からないではないが、他人に読ませる文章である以上、読み手のことを考えて、上手な字でなくても読みやすい、大きな字で、また、加除や挿入は明確に分かるような形での答案作成を望む。

平成27年司法試験の採点実感等に対する意見（公法系科目第2問）

1 出題の趣旨（略）

2 採点方針（略）

3 答案に求められる水準（略）

4 採点実感

以下は、考査委員から寄せられた主要な意見をまとめたものである。

(1) 全体的印象

- 例年繰り返し指摘し、また強く改善を求め続けているところであるが、相変わらず判読困難な答案が多数あった。極端に小さい字、極端な癖字、雑に書き殴った字で書かれた答案が少なくなく、中には「適法」か「違法」か判読できないものすらあった。第三者が読むものである以上、読み手を意識した答案作成を心掛けることは当然であり、判読できない記載には意味がないことを肝に銘ずべきである。
- 問題文及び会議録には、どのような視点で何を書くべきかが具体的に掲げられているにもかかわらず、**問題文等の指示を無視するかのような答案が多く見られた。**
- 例年指摘しているが、**条文の引用が不正確な答案が多く見られた。**
- 冗長で文意が分かりにくいものなど、法律論の組立てという以前に、**一般的な文章構成能力自体に疑問を抱かざるを得ない答案が相当数あった。**
- **相当程度読み進まないとい何をテーマに論じているのか把握できない答案が相当数見られた。**答案構成をきちんと行った上、読み手に分かりやすい答案とするためには、例えば、適度に段落分けを行った上で、段落の行頭は1文字空けるなどの基本的な論文の書き方に従うことや、冒頭部分に見出しを付けるなどの工夫をすることが望まれる。
- 少数ではあるが、**どの設問に対する解答かが明示されていない答案**が見られた。冒頭部分に「設問1」等と明示をした上で解答することを徹底されたい。
- **結論を提示するだけで、理由付けがほとんどない答案、問題文中の事実関係を引き写したにとどまり、法的な考察がされていない答案が多く見られた。**また、**根拠となる関係法令の規定を引き写しただけで結論を提示するにとどまり、法律の解釈論を展開していない答案が少なからず見られた。**論理の展開とその根拠を丁寧に示さなければ説得力のある答案にはならない。
- 本件のように対立利益の相互の調整が問題となる事案では、抽象的な関係法令の趣旨・目的を踏まえて、一方当事者の立場のみに偏することなく、関係者の相互の利益状況を多面的に考慮した上で結論を導き出すことが求められる。
- 要件裁量、効果裁量、裁量基準、行政規則、特別の犠牲といった、**行政法の基本的な概**

念の理解が不十分であると思われる答案が少なからず見られた。

・時間配分が適切でなく、設問1については**必要以上に詳細に論じ**、設問2又は設問3については、時間不足のため**記載がないか又は不十分な記載**しかないものが少なからず見られた。

(2) 設問1

- ・受験者にとって解答しやすい設問であったと思われ、概ねよくできていた。
- ・本件で特に検討を要する訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」の要件について、まず判断基準を述べてから本件の事実関係に当てはめるという、**法律論としての「作法」がとられていない答案**、**差止め訴訟に関する重要判例である最高裁平成24年判決を意識せずに書かれた答案が予想外に多かった**点は、残念であった。
- ・少数ではあるが、処分性や原告適格といった、本件においては充足されることがほぼ自明である訴訟要件について、**不相当に多くの紙幅を割いて論じている答案**が見られた。他方で、「一定の処分…がされようとしている」等の**差止め訴訟に固有の要件について全く述べていない答案が多かった**。行政事件訴訟法が定める訴訟類型のそれぞれについて、必要となる訴訟要件を正確に理解するとともに、どの要件が特に問題になるのかも把握しておくことが学習に当たって重要であろう。

なお、行政事件訴訟法第3条第7項の「一定の処分…がされようとしている」の要件の問題であるにもかかわらず、**同法第37条の4第1項の「一定の処分…がされることにより」という要件と混同する答案も一部に見られた**。具体的な条文に則した正確な理解が望まれる。

- ・「処分がされた後に取消訴訟を提起して執行停止を受けることなどにより容易に救済を受けることができるもの」か否かという判断基準（最高裁平成24年判決）を正しく示しているにもかかわらず、**移転命令による移転の不利益のみを挙げて「重大な損害を生ずるおそれ」の要件充足を肯定している答案が少なからずあった**。上記の判断基準の意味を正確に理解していれば、移転の不利益と公表による不利益それぞれについて、取消訴訟及び執行停止が有効な救済手段になるかどうかについても正しく検討できるはずである。
- ・少数ではあるが、問題文において「抗告訴訟として考えられる訴えを具体的に挙げ」るよう指示されているにもかかわらず、**仮の救済を挙げて論じている答案**や、「訴訟要件を満たすか否か」について検討することが指示されているにもかかわらず、**本案勝訴要件について紙幅を割いて論じている答案**など、明らかに行政事件訴訟法に関する基本的知識が不

足していると思われる答案も見られた。

(3) 設問2

- 問題文と資料から基本的な事実関係を把握し、消防法及び関係法令の関係規定の趣旨を正しく読み解けるかどうかを試す設問であったが、まさにその点で大きく差がついた印象があった。根拠規定・関係規定の相互関係や本件基準の法的性質を正しく理解して論じる優れた答案もある一方で、**事実関係や法の趣旨を勘違いしている答案**もあった。
- 事実関係の把握の誤りとしては、第一種中高層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域への用途地域の指定替えが行われたのが、本件葬祭場の所在地であって、本件取扱所の所在地は**一貫して工業地域であることを正しく理解していないため、誤った議論を展開してしまっている答案が少なからずあった。**
- 裁量権濫用論の一般的な定式を挙げた上、関係法令の趣旨を十分踏まえずに、「考慮すべき事情を考慮していないから違法」、あるいは「考慮すべきでない事情を考慮しているから違法」と**平板に論じる答案が相当数**見られた。過去の採点実感でも指摘した点であるが、**論点単位での論述の型を形式的に覚えているだけではないかと疑わざるを得ない。**
- 本件基準の法的性質について、**行政の行為形式論を踏まえて論じていない答案が相当数**見られた。また、本件基準は、「裁量基準（行政規則）」であるにもかかわらず、「裁量基準（行政規則）」と「委任命令（法規命令）」との**基本的な区別を正しく理解しないまま、委任立法の限界といった的外れな枠組みで検討している答案が相当数**見られた。本件基準は市の「内部基準」であることが問題文で明言されており、「委任命令（法規命令）」と理解することができないことは明らかである。
- 裁量基準に従ってされる行政処分 of 適法性の審査においては、法令の趣旨・目的に照らした裁量基準の合理性の有無、裁量基準に合理性があることを前提とした個別事情審査義務の有無が問題となるが、**これらを十分に踏まえた検討ができていた答案は少数**であった。
- 会議録中に記載された、危険物政令第9条第1項第1号ただし書きの趣旨についての「新たに設置される製造所の設置の許可に際して、このただし書の規定を適用し、初めから保安距離を短縮する運用は、規定の趣旨に合わない」という説明から、防火のための距離制限の制度趣旨を十分考慮せずに、**単純に既存製造所設置者の利益を保護すべきと考えて、このことから直ちに本件命令が違法であると結論付ける答案が相当数**見られた。
- 本件基準①の合理性の検討において、消防法の規制の趣旨を踏まえることなく、「建築基準法上、工業地域においては、一般取扱所を建築することができ、倍数に関する制限もな

い」ことをもって、直ちに、本件基準①は不合理であるとする答案が多く見られた。

・危険物政令第23条について、その立法経緯を「特殊な構造や設備を有する危険物施設」、
「一般基準において予想もしない施設が出現する可能性」に対処するものであるとしながら、
一般の防火塀・消火設備がこれに該当するとして同条の適用を簡単に肯定するなど、
**会議録の記載をそのまま引き写しただけで、その内容を理解していないのではないかと思
われる答案が多く見られた。**

(4) 設問3

・本問を検討する上でヒントとなる**最高裁昭和58年判決**について知らない、あるいは**正
確な知識を持っていないのではないかと思われる答案が多く見られた**のは残念であった。

・本問の損失補償の要否については、消防法第12条の規制の目的を中心に検討する必要
がある。しかし、消防法第12条の基準適合性維持義務の趣旨から、取扱所の所有者等に
移転義務を課すことが警察規制（消極目的規制、内在的制約）に当たり、**損失補償は容易
には認められないことを順序立てて論じていない答案が相当数**見られた。

・損失補償の要否について、形式的基準と実質的基準の二つを示しながら、それらを必ず
しも**正確に理解しないまま本件に当てはめて損失補償の要否を判断している答案が相当数**
見られた。特に、「**侵害行為の対象が一般的か個別的吗**」という形式的基準を前提として、
「**本件では消防法上の移転命令がXという特定人に対して適用されるから損失補償が必要**」
と論じる**答案が相当数**見られた。

しかし、この論理を適用すれば、およそあらゆる不利益処分に対して損失補償が必要に
なってしまうのであって、本件では、侵害行為の対象が一般的か個別的吗という基準は全
く決め手とはならない。過去の採点実感でも指摘した点であるが、**上記の基準の意味を正
確に理解せずに、論点単位での論述の型を形式的に覚えているだけではないかと疑わざる
を得ない。**

・本問では、会議録において指示されているとおり、平成17年の時点では葬祭場の建築
は原則として不可能であったが、平成26年に第一種中高層住居専用地域から第二種中高
層住居専用地域に指定替えがされたため葬祭場の建築が可能になったという事情が、損失
補償の要否にどのような影響を及ぼすかを検討することが求められている。しかし、新た
な都市計画決定により用途地域の指定替えがあり得ることは、予測可能な事情といえるの
ではないか、また、第1種中高層住居専用地域でも、学校・病院の建築は可能であること
からすると、**後発で近隣に建物が建築され得ることは、予測可能な事情といえるのではな**

いかという点に言及した答案は、ごく少数にとどまった。

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

- 設問1及び設問3は、最高裁判所の重要判例を十分理解していれば、比較的容易に解答できる問題であった。しかし実際には、設問1について**最高裁平成24年判決を意識せずに書かれた答案が予想外にあり**、設問3については、**最高裁昭和58年判決を意識して書かれた答案が残念ながら少数にとどまった**。行政法について短答式試験が廃止されても、重要判例を読んで理解する学習をおろそかにしてはならないことを、注意しておきたい。
- 設問2については、本件でXがいかなる法的な問題を抱えているか、そして、Xの抱えている法的問題が、関係する法制度のどのような特徴に端を発しているかという点を、明確に理解することが、解答のための第1のステップである。そして、Y市長の本件命令に係る裁量権行使の適法性を判断するために、Y市長が考慮すべき事項及び重視すべき事項を、関係法令の関係規定からの確に読み取って、本件基準の評価につなげることが、解答のための第2のステップである。このうち、第1のステップには相当数の答案が達しており、この点には法科大学院教育の成果を認めることができた。しかし、第2のステップでは**綿密な検討がなされておらず、裁量権濫用論の一般的な定式とXの救済の必要性とをいきなり結び付ける答案が相当数見られた**。これは、過去の採点実感で繰り返し指摘している点であるが、**論点単位で論述の型を覚える学習の弊害が現れた結果ではないか**と思われる。したがって、今後の法科大学院教育に求めたいのは、昨年と同様、「理論・法令・事実を適切に結び付ける基本的な作業を、普段から意識的に積み重ねる」ことである。
- 法律的な文章という以前に、**日本語の論述能力が劣っている答案が相当数見られ**、近年では最低の水準であるとの意見もあった。法律実務家である裁判官、検察官、弁護士のいずれも文章を書くことを基本とする仕事である。受験対策のための授業になってはならないとはいえ、法科大学院においても、論述能力を指導する必要があるのではないか。

(4) 平成28年司法試験の採点実感等に関する意見

平成28年司法試験の採点実感等に関する意見（公法系科目第1問）

1 はじめに（略）

2 総論

- 本問では、架空の性犯罪継続監視法がいかなる憲法上の人権をどのような形で制約することになるのかを正確に読み取り、被侵害利益を特定して、その重要性や規制の程度等を論じて違憲審査基準を定立し、問題文中の事実即して適用するなどして結論を導かねばならない。その際、当該権利（自由・利益）を憲法上の人権として保障すべき理由、これに一定の制限を課す必要がある理由（反対利益への配慮）、これらを踏まえて当該違憲審査基準を採用した理由、同基準を適用して合憲又は違憲の結論を導いた理由について、いかに説得的に論じているかが、評価の分かれた一つのポイントとなる。
- 特に、問題文中には、被侵害利益を特定する手掛かりとなる事実、違憲性審査基準を選択する説得的な理由になり得る事実、審査基準に当てはめて結論を導くための要素となる事実等が数多く記載されているので、それらの意味を憲法的視点から構成し、付添人及び検察官双方の立場から、結論を導く理由について説得的に論じることを期待した。これらの理由について、自分の頭で考え、自分の言葉で論じている答案は評価が高かった。
- また、本問は、全面的に直接に依拠できる判例が存在する事案ではないが、参考となる判例の射程を正確に理解し、本問事例との相違を指摘しつつ議論の展開を可能な限り判例に基づいたものにしようとする答案は、論述も説得的なものとなり、評価が高かった。
- 他方、被侵害利益の特定や、違憲審査基準の定立及び適用等を論ずるに当たり、**問題文中の重要な事実を指摘できず、淡白な記述にとどまっている答案**や、**問題文中の事実を詳細に指摘したものの単なる羅列にすぎず、憲法的視点が伴っていない答案**については、高い評価を与えられなかった。

3 被侵害利益

- 本問では、性犯罪者継続監視法による継続監視の仕組みがプライバシー権を侵害し、かつ同法による警告・禁止命令の仕組みが移動の自由（又は行動の自由）を侵害する、という観点から解答する答案が多かった。そして、プライバシー権については憲法第13条に、移動の自由（又は行動の自由）については憲法第13条又は第22条第1項に、それぞれ位置付けて論ずるものが多数であった。また、位置情報発信装置（GPS）の埋設行為を身体への侵襲を伴うものとして憲法第13条との関係で問題とする答案も相当数あった。いずれの被侵害利益を特定する上でも、本件法律の仕組みを憲法的視点から正確に読み取り、問題文中の事実関係に即して、どのような権利利益の侵害といえるかを具体的に論ずる必要がある。
- すなわち、本問で問題となるプライバシー権は、判例に多く現れた「私生活をみだりに

公開されない権利」とは異質の構造を持ち、公権力による情報収集に対抗する意味におけるプライバシー権をどのように特定すべきか、そして特定された被侵害利益がどのような性質のものかが問題となる。こうした問題意識を持って、事案に即して論述を深めている答案は評価が高かったが、単に「**憲法第13条はプライバシー権を保障している**」といった論述にとどまる答案や、多くの判例で問題となった事案との相違を考慮に入れることなく「**私生活をみだりに公開されない権利**」という意味での**プライバシー権の侵害を論じた答案も相当数見受けられた**。

- また、移動の自由（又は行動の自由）について、性犯罪継続監視法に基づく継続監視によって取得される個人の位置情報は、単なる「位置（点）」の情報にとどまるものではなく、その立ち回り先によっては個人の主義・信仰・趣味・嗜好等が推知されるおそれがあるとか、これを継続的に取得すること（「線」として把握すること）により個人の行動パターンが知られるなどと、事実に即して具体的検討がなされている答案が相当数あり、こうした答案には高い評価を与えた。さらに、こうした視点を発展させ、継続監視が移動の自由や、ひいては表現活動等に対する萎縮的效果を与えるのではないかという点に着目して移動の自由の侵害を論じた答案にも高い評価を与えた。なお、**警告・禁止命令による移動の自由の侵害を論じた答案も相当数見られたが、本問においては、Aが継続監視の対象とされるか否かという段階にあり、未だ警告・禁止命令の効力を争う段階ではない点に留意する必要がある**。

- 性犯罪者継続監視法は、法目的を達成するためにGPSを体内に埋設するという身体への直接的侵襲を伴う手段を用いるものであるから、これを独立の権利侵害として位置付けて検討するにせよ、継続監視の手段の一内容として位置付けて手段審査の中で検討するにせよ、**その重大性に着目した論述を期待したが、この点に全く言及されていない答案も少なからず存在した**。

- 平等について論じる答案も一定数あったが、問題となる権利侵害が比較的是っきりしている本問においては、あえて平等まで論じなくとも正面からプライバシー権等の侵害を論じれば足りる。実際には、**このような答案の多くが、平等を問題としながら、平等に固有の審査をしておらず、プライバシー侵害等があるか否かの審査をしているにすぎなかった**。

- また、明確性の原則を述べるものもあったが、問題文中で憲法第31条に関する論点を除外していることを踏まえると、例えば、行動の自由に対する萎縮的效果を論じる中で言及するなど、論じ方に工夫が必要であり、単に明確性の原則に反するから違憲無効である

との記述では評価の対象とすることはできなかった。

4 違憲審査基準の定立及び適用

・本問では、性犯罪者継続監視法の憲法適合性を論じる上で、まず、被侵害利益の性質や重要性、規制の程度等について問題文中の事実即して具体的に検討して違憲審査基準を定立するとともに、その適用場面において、問題文中から必要な事実を読み取って憲法的視点から構成し、反対利益にも配慮しつつ理由を付して結論を導くことができ初めて説得力のある論述となる。

・これらの論述に際し、**性犯罪者継続監視法を正しく読み取り、法目的は何であるのか、その仕組みが目的達成のために本当に役に立つのか、役に立つとしてどの程度役立つのかといった点にも配慮して具体的に論じた答えは、それほど多くはなかったものの、よく考えられた説得力のあるものとして高い評価を与えた。**例えば、継続監視決定に至る手続への専門家の関与が任意的である点（法第11条）や、継続監視が比較的長期の20年以内とされ（法第14条）、必要に応じて期間途中で監視を打ち切ったり、期間を延長したりするための手続規定が用意されていない点等について言及しつつ、本件規制の内容・程度を論じているものなどである。

・これに対して、上記の点に関する論述が不十分な答案については、高い評価を与えることができなかった。例えば、**一般的危険区域（法第3条）について対象者の立入りが禁止されているなどと、本件規制内容を正しく読み取っていないもの、**違憲審査基準の定立ばかりに気を取られてしまい、**その適用場面において問題文中から憲法上意味のある事実関係を十分読み取っていないもの、**逆に、事実関係についてはある程度読み取ってはいるが、**違憲審査の枠組みを適切に定立するという意識を欠き、結局は本問限りの場当たりの判断をしていると評価せざるを得ないもの、「継続監視はプライバシーの制限であり、プライバシーは重要な人権であるから厳格審査が必要である」などと、単にキーワードを羅列するだけで本件事案に即した検討がなされていないもの**などである。

・そもそも、性犯罪者継続監視法における継続監視の仕組みや警告・禁止命令の仕組みにはそれぞれ問題も多い反面、立法過程の議論や法律の内容等に鑑みると、合理性を支える制度や事情も少なからず存在している。したがって、単に被侵害利益の重要性のみを強調するのではなく、当該規制の目的や反対利益を正確に読み取り、これらへの配慮を示した答案は評価が高かった。これに対し、反対利益を抽象的な公共の安全と捉え、特に理由を示さないまま、**これと対比すれば公権力に監視されない自由の方が優越すると述べるにと**

どまる答案や、**被侵害利益の重要性の視点からのみ論じて反対利益には配慮を全く示さない答案**については、反対利益を事実即して憲法的視点から正確に把握できないまま、自己に都合の良い結論に導く立論をしているにすぎないと判断され、論述に説得力を欠くものとして、高い評価を与えられなかった。

• また、違憲審査基準として、いわゆるLRAの基準によるとしても、目的達成のために必要最小限度の制限のみ許されるとする基準を用いるのであれば、より制限的でない他の手段によっても本法の目的を達せられることについて、具体的かつ丁寧に論じる必要がある。例えば、自宅にいるときも含めて常時監視するのではなく、一般的危険区域に立ち入った場合にのみ監視すべきであるとか、最長20年という長期にわたる監視になり得ることから事後的に継続監視を解除できる手続を設けるべきとか、GPSの体内埋設の問題性とブレスレット型GPSを装着させることによる社会的差別の惹起のおそれを考慮して、対象者にそのいずれかを選択させる選択制を採用すべきであるというような、事案に即してよく考えられた答案が相当数見られた。しかし、**具体性や実現可能性の困難な代替手段を提示したにすぎないのに、本法が必要最小限度の制約を超えるから違憲であるとする答案も一定数見られた。**

• なお、本件規制は、出題の趣旨でも触れたとおり、将来における害悪発生を予防するために現時点において個人の行為に制限を課すものであり、具体的危険が認識できない段階で個人の人権を制限することがいかなる条件で許容されるかという問題を発生させる。こうした**問題意識が推論のいずれかの段階で表れている答案については、本件規制の性質を事実即して正確に理解するものとして高い評価を与えたが、残念ながら、そのような答案は少なかった。**

5 検察官の反論又は私見

• 本年は、昨年と異なり、各設問の配点を明示しなかったが、設問1では付添人の主張を、設問2ではあなた自身の見解を、それぞれ問い、検察官の反論については、あなた自身の見解を述べる中で、これを「想定」すればよいこととした。したがって、検察官の反論については、仮に明示して論じるにしても簡にして要を得た記述にとどめ、あなた自身の見解が充実したものになることを期待したものである。この点では、本問は、従来の出題傾向と何ら変わらない。

• ただ、その際、検察官の反論を明示する以上は、判断枠組みを定立するだけで終わるのでは不十分であるし、「目的は不可欠で、手段は最小限である」などと結論を記載するだけ

でも足りず、冗長にならないように留意しつつ、検察官としてその結論につながる積極的・直接的・根本的な理由（判断の骨組みとなる部分）まで端的に示す必要がある。他方、結論的に付添人の主張と同一の結論となるにしても、なぜ検察官の反論を採用できず、付添人の主張と同一の結論に至るのかについて説得的に論じなければ、検察官の反論を踏まえたものとはならないことに留意して欲しかった。

・しかしながら、例年と同様、検察官の主張を詳細に述べる余り、**あなた自身の見解が簡単なものにとどまってしまった答案や、あなた自身の見解が検察官の反論に対する再反論に終始してしまい、そのため、あなた自身の見解について、どのような判断枠組みの下、どのような事実関係に着目して、どのような結論を導いたのかが不明確な答案が相当数**あった。また、検察官の反論及びあなた自身の見解に言及されているものの、**あなた自身の見解が検察官の反論を踏まえたものになっておらず、付添人の主張を繰り返すだけになってしまっている答案**も見られた。

・また、反論しやすさを考慮したためか、検察官の反論として、**法曹としてのセンスを疑われるような答案（例えば、「性犯罪者に対する人権規制に対しては概括的に緩やかな違憲審査で足る」と論じるもの）が散見**されたが、違憲審査の基礎的な理解を欠くものと評価せざるを得なかった。

6 その他一般的指摘事項

(1) 問題文の読解及び答案の作成一般

・設問1は「性犯罪者継続監視法が違憲であることを訴えるため」の主張を問うているのであるから、専ら法令違憲のみを検討すればよく、**適用違憲や処分違憲に言及する必要はないのに、これに言及する答案が少なからずあり、中には、法令違憲と適用違憲との違いが的確に理解できていないのではないかと疑われる答案**も見られた。

・違憲審査基準の定立に当たり、付添人の主張では、侵害される権利が重要で、制約態様も重大であるという理由から厳格な基準を導いているのに、**あなた自身の見解では、全く同じ理由からそれよりも緩やかな基準を導いている答案**が見られた。同様に、違憲審査基準の適用場面でも、付添人の主張では、性犯罪者継続監視法の目的（第1条）は「不可欠でない」としているのに、あなた自身の見解では、**特に理由も示さないまま「不可欠である」とした答案**が見られた。異なる結論となるのであれば、それぞれに異なる理由があるはずであり、これを省略すると論述全体の一貫性を欠くものと判断されるので、丁寧に書き分けて論述して欲しかった。

・当然のことながら、条文は誤りなく摘示する必要があるが、例えば、**居住移転の自由を憲法第21条第1項とするものや幸福追求権を憲法第14条とする**答案があった。条文の表記は大切にしたい。

(2) 形式面

・例年指摘しているが、誤字（例えば、幸福追「及」権や必要不可「決」とするもの）や略字が相当数認められるほか、字が雑に書かれたり小さかったりして読みづらいもの、加除や挿入がどの箇所になされているのか判読し難いもの等、文書の体裁上問題のある答案が相変わらず一定数あった。時間がなくて焦って書いたものと推察されるが、このような答案は、受験生としての姿勢や法律家としての資質を疑わせることになりかねない。他人に読ませる文章であることを強く意識して、大きな字で読みやすく、また、加除や挿入が明確に分かるような形での答案作成をお願いしたい。

・なお、**付添人を「原告」、検察官を「被告」と取り違えている答案が少なくなかった**。本問は、性犯罪者継続監視法第10条の規定に基づいて、検察官が裁判所に対し、Aに対し継続監視を行う決定をすることを申し立てた場面の設問であることを問題文からきちんと理解して正確に記述して欲しかった。

平成28年司法試験の採点実感等に対する意見（公法系科目第2問）

- 1 出題の趣旨（略）
- 2 採点方針（略）
- 3 答案に求められる水準（略）
- 4 採点実感

以下は、考査委員から寄せられた主要な意見をまとめたものである。

(1) 全体的印象

・例年繰り返し指摘し、また強く改善を求め続けているところであるが、相変わらず判読困難な答案が多数あった。極端に小さい字、極端な癖字、雑に書き殴った字で書かれた答案が少なくなく、中には「**適法**」か「**違法**」か判読できないもの、「**…である**」か「**…でない**」か判読できないものすらあった。第三者が読むものである以上、読み手を意識した答案作成を心掛けることは当然であり、丁寧に判読できるような文字を書いていただきたい。

・誤字、脱字、**平仮名を多用しすぎる答案**も散見された。

・問題文及び会議録には、どのような視点で書くべきかが具体的に掲げられているにもか

かわらず、問題文等の指示に従わない答案が相当数あった。

- 例年指摘しているが、条文の引用が不正確な答案が多く見られた。
- 冗長で文意が分かりにくいものなど、法律論の組立てという以前に、一般的な文章構成能力自体に疑問を抱かざるを得ない答案が少なからず見られた。
- 結論を提示するだけで、理由付けがほとんどない答案、問題文中の事実関係や関係法令の規定を引き写したにとどまり、法的な考察がされていない答案が少なからず見られた。論理の展開とその根拠を丁寧に示さなければ説得力のある答案にはならない。
- 法律解釈による規範の定立と問題文等からの丁寧な事実の拾い出しによる当てはめを行うという基本ができていない答案が少なからず見られた。
- 問題文等から離れて一般論（裁量に関する一般論等）について相当の分量の論述をしている答案が少なからず見られた。問題文等と有機的に関連した記載でなければ無益な記載であり、問題文等に即した応用能力がないことを露呈することになるので、注意しておきたい。
- 例年より設問数が多かったことや時間配分が適切でなかったこと（設問1に必要以上に時間を掛けたと思われる答案が散見された。）などにより、時間不足となり設問4についての論述が十分でない答案が多かった。

(2) 設問1

- 原告適格の判断基準に関する一般論はおおむね良好に記載されていたが、判断基準に即した検討ができていないもの、根拠法規、関係法令や本件要綱の条文を羅列するのみで、それら相互の関連や導こうとする結論との論理的関係が明らかでない答案が多かった。問題のある答案として、例えば、本件要綱につき特段の説明もなく「関係法令」に当たるとするもの、「関係法令」として都市計画法第1条、第9条第1項、第10条等に言及していないもの、被侵害利益の内容・性質等に触れることなく、建築基準法第1条や本件要綱の規定等から直ちに原告適格を肯定する答案などが多く見られた。
- X1とX2の利益状況の違いについて十分検討せず、両者を一緒に検討している答案が相当数見られた。

(3) 設問2

- 手続法上の瑕疵が処分取消事由となるかどうかの判断枠組みを示すことなく、手続法上の瑕疵があるから直ちに違法とする答案が相当数見られた。この点に関しては、審議会手続の瑕疵に関する最高裁判所昭和50年5月29日の判断枠組みが参考になる。

・本件要綱の法的性質については、過去に繰り返し問われていることもあり、裁量基準（行政手続法上の審査基準）であるという一般論については、おおむね良好に記載されていた。もともと、**本件要綱に違反することから直ちに本件例外許可は違法とする答案が多く、裁量基準に違反する場合にどのような理論的構成により本件例外許可が裁量権の逸脱・濫用となるかについて、説得的に述べている答案はそれほど多くなかった。**

(4) 設問 3

- ・少数ではあるが、**違法性の承継の問題であることに気付かなかった答案**もあった。
- ・違法性の承継については、会議録中に「関連する最高裁判所の判例もあったと思いますので、併せて検討してみます。」との弁護士Dの発言が掲げられているにもかかわらず、**最高裁平成21年判決が示した判断枠組みを正しく理解した上で論じている答案が思いのほか少なかった**のは残念であった。
- ・実体法的観点として、例外許可と建築確認とが同一目的を達成するための一連の処分といえるか又は先決関係にあるといえるかについて、**具体的・説得的な理由を挙げていない答案が相当数**見られた。

(5) 設問 4

- ・**時間不足のためか、論述が十分でない答案が多かった。**
- ・本件スーパー銭湯については、条文の文言解釈としては建築基準法別表第二（い）項第7号の「公衆浴場」に当たることは明らかであるが、**この点を指摘した答案はごく少数**にとどまった。法解釈における条文の文言解釈の重要性については十分に意識してもらいたい。
- ・指定確認検査機関Y2の建築確認（建築基準法第6条、第6条の2）を裁量行為と考え、**本件確認には裁量権の逸脱・濫用があり違法であるとした答案が少なからず見られた**。しかし、建築確認は、計画建築物が建築基準関係規定に適合しているか否かを審査し建築の自由を回復させる許可の性質を有する行政行為であり、裁量性のないき束行為であると解されているから、裁量行為とする見解は妥当でない。
- ・本件スーパー銭湯が飲食店部分を有することから**直ちに本件スーパー銭湯は第一種低層住居専用地域に建築できないものと結論付ける答案が少なくなかった。**

5 今後の法科大学院教育に求めるもの

- ・本年は、問題文及び議事録において書くべき論点が丁寧に明示されていたこともあり、例年に比較して平易な問題であった。その分、基本的な判例や概念等についての正確な理

解に基づき、本件事案に即した適切な見解を導く応用能力があるか、論理的な思考に基づき説得的な論述ができていないかによって、評価に大きな差が出る問題であったといえる。

・法科大学院には、単に条文上の要件・効果といった要素の抽出やその記憶だけに終始することなく、様々な視点からこれらの要素を分析し、類型化するなどの訓練を通じて、試験などによって与えられた命題に対し、適切な見解を導き出すことができる能力を習得させるという教育にも力を注いでもらいたい。本年も、**論点単位で覚えてきた論証をはき出すだけで具体的な事案に即した論述が十分でない答案、条文等を羅列するのみで論理的思考過程を示すことなく結論を導く答案などが散見**されたところであり、上記のような論理的な思考過程の訓練の積み重ねを、法律実務家となるための能力養成として法科大学院に期待したい。

・設問1及び設問3は、最高裁判所の重要判例を理解していれば、容易に解答できる問題であった。しかし、設問1については、一般論として判断基準を挙げることはできても、**判断基準の意味を正確に理解した上で当てはめができていないものは少数**であり、設問3については、会議録中で検討すべきことを明示していたにもかかわらず、**最高裁平成21年判決の正しい理解に基づいて論述した答案は思いのほか少なかった**。昨年も指摘したところであるが、行政法について短答式試験が廃止されても、重要判例を読んで理解する学習をおろそかにしてはならないことを、注意しておきたい。

・昨年と同様、法律的な文章という以前に、**日本語の論述能力が劣っている答案が相当数**見られた。法律実務家である裁判官、検察官、弁護士のいずれも文章を書くことを基本とする仕事である。受験対策のための授業になってはならないとはいえ、法科大学院においても、論述能力を十分に指導する必要があるのではないか。

(5) 旧司法試験、法学部に対する評価・考え方（参考）

【問題の所在】

法科大学院制度の創設に際しては、旧司法試験における金太郎アメ答案の問題と法学部の授業に出席しないダブルスクール化問題が指摘されていた。それが法科大学院制度の設立によって、どの程度、克服できたのかは、前項に掲載した新司法試験の採点に関する雑感を参照して頂きたい。

前提となっていたダブルスクール化の問題も、既に 1998 年に大学審の答申において大学生に関する諸問題の中で触れられていたものであり、求められていたのは実は司法試験の改革ではなく、大学のあり方の改善でもあった。

以下は、今一度、旧来の評価・考え方を振り返ってみる観点からの資料として提示する。

(7) 司法制度改革審議会意見書

21 世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか。

この課題に関して、まず、現在の法曹養成制度が前記のような要請に十分に応えうるものとなっているかを考えてみると、現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、**合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず依然として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴う**こと等の問題点が認められ、その試験内容や試験方法の改善のみによってそれらの問題点を克服することには限界がある。

一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、**学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきた**こともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、**学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況**を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。

前者の問題点については、例えば、現行の司法試験による合格者数を端的に大幅に増加させるということも考えられなくはないが、これでは、前記のような現行の法曹養成制度に関する問題点が改善されないまま残るばかりか、むしろ事態はより深刻なものとなることが懸念される。

また、大学における法学部教育を何らかの方法で法曹養成に資するよう抜本的に改善す

れば問題は解決されるとの見方もありうるかもしれないが、この考え方は、**大学法学部が、法曹となる者の数をはるかに超える数（平成12年度においては4万5千人余り）の入学者を受け入れており、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っていることを看過するものであり、現実的妥当性に乏しいように思われる。**

それらの点をも含めて考えると、前記のような現行制度の問題点を克服し、司法（法曹）が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、**司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠**である。そして、その中核を成すものとして、大要、以下のような法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる。

法曹人口増加の目標（前記第1「法曹人口の拡大」参照）との関係をも考え、法科大学院は、平成16（2004）年4月からの学生受入れ開始を目指して整備され、司法試験等にも、それに合わせて必要な見直しが行われるべきである。

(4) 「21世紀の大学像と今後の改革方向について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（答申）（抜粋）1998年10月

2) 現状の問題点と課題

(ア) 現状の問題点

過去10年の間に高等教育全体として改革の動きが始まったことは大きな前進であり、高く評価されるべきである。しかしながら、その進展の度合いは個々の大学等により様々であり、別紙2（略）のように高等教育関係者のみならず学生、社会、産業界等から今なお教育研究及び組織運営等について厳しい問題点の指摘がある。

学部段階の教育については、一般に**教員は研究重視の意識は強いが教育活動に対する責任意識が十分でない**、授業では教員から学生への**一方通行型の講義**が行われている、**授業時間外の学習指導を行っていない**、**学期末の試験のみで成績評価**が行われている、**成績評**

価が甘く安易な進級・卒業認定が行われている、教養教育が軽視されているのではないかと
の危惧がある、専門分野の教育が狭い領域に限定されてしまう傾向があるなど、教育内
容と教育方法の両面にわたり多くの問題点が厳しく指摘されている。また、学生によっ
ては、授業に出席しない、授業中に質問をしない、授業時間外の学習が不十分である、議論
ができないなど、学習態度とその成果の両面について問題点が指摘されている。

大学院については、各課程において研究者養成、高度専門職業人養成などの目的に即し
た体系的なカリキュラムが編成されていない、学生の大学間移動が少なく、また、教員に
ついては当該大学出身者が大半を占める場合が多く学問的刺激が十分でない、大学院独自
の教員組織が弱い、地域社会との連携・交流や国際交流の推進が十分とは言えない、さら
に学部学生も含め学生に対する経済的支援が不十分であるなどの問題点が指摘されている。

組織運営については、閉鎖的・硬直的であるとの批判がいまだに払拭されていない、学
部自治の名の下に学問の進歩や社会の変化に対応した改革の推進に支障が生じている、情
報公開や情報発信機能が不十分であるなどの問題点が指摘されている。

自己点検・評価については、ほとんどの大学等で実施されているものの形式的な評価に
陥り教育研究活動や組織運営の改善に十分結び付いていない、外部評価や第三者評価な
どが十分に行われるに至っていないなどの問題点が指摘されている。

(イ) 21 世紀への課題

この 10 年間に於いて高等教育改革に大きな努力が払われているものの、いまだ改善が進
んでいない問題点も多い。一方で、大学等の変化に対する社会の要請は改革の進展状況よ
りもはるかに大きく、また、21 世紀を目前に控え、高等教育を取り巻く社会状況の変化は
一層激しく、高等教育に対する社会の期待もますます高まっていくものと考えられる。

今後、これまでの改革の成果と問題点についての厳しい認識を踏まえつつ、21 世紀初頭
の社会状況の展望等の上に立って、我が国の大学等が期待される役割を果たし世界的に評
価されるものとなるようにするため、今なすべきことを明確にし、更に大胆かつ積極的に
高等教育改革を推進していかなければならない。

(ウ) 「法科大学院教育についての弁護修習指導者の評価」より『臨床法学
セミナー第11号』（抜粋）2012年3月

『臨床法学セミナー第11号』 稲田大学大学院法務研究科須網隆夫教授の論考より

第一に、法科大学院制度は、これまでの旧司法試験と司法修習によって構成される法曹養成システムに対するアンチテーゼとしての側面を強く含んでいる。特に、1990年代末に法科大学院制度の導入に向けた議論が開始された時には、当時の修習生・登録直後の法曹の能力が、先輩法曹より批判にさらされた。当時は、「**基本書も読まずに、予備校テキストのみによって勉強する結果、正解志向で、自分の頭で考えることができない**」という批判が、弁護士・検察官・裁判官を問わず、新たな法曹養成制度を必要とする理由として、ほぼ異口同音に語られた。ここでは、具体的には、当時、登録直後であった、**40期代後半から50期代始めにかけての弁護士の能力が事実上、批判の対象**であったのである。

(6) 司法試験の改革（その他）

法曹養成制度改革の更なる推進について（法曹養成制度改革推進会議決定）15.6.30より

(7) 選択科目の廃止について

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

(1) 方式・合格基準等について

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方
司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、

継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

5. 予備試験

【問題の所在】

法曹志望者の法科大学院離れが止まらない中で大学生、法科大学院生が予備試験に流れる傾向も顕著となった。

予備試験の位置付けをどのように考えるのかという点について、当初、審議会意見書では、予備試験は経済的事情等によって法科大学院に行くことができない者のためのものとして位置付けていたが、法曹養成のプロセスによる教育という改革の目的からは法科大学院で学べる環境を整備すべきは当然のこととされた。その後、法曹養成検討会で具体的な制度設計がなされる段階に至ると、法務省は、審議会意見書が提起した経済的事情等については国家試験の受験資格として疑義のないように認定することは不可能という理由で、予備試験について一切の制限をしない制度設計を提案した。内閣においてもその方針がそのまま踏襲され、予備試験の合格者が法科大学院課程修了者と比較して不利にならないように配慮するということが確認された。

予備試験が法科大学院に行くことなく法曹資格が得られるルートとして認識されるにつれ、特に法科大学院の上位校において在学する学生が予備試験に流れる傾向が顕著となった。そのため 2013 年に始まった法曹養成制度改革推進会議（顧問会議）でも予備試験の制限が議論に上がったものの、予備試験の制約を合理的に実施することが困難であるという問題、現実に予備試験を制限した場合に一層法曹志望者が減少するのではないかという懸念のもと見送られた。

(1) 司法制度改革審議会意見書

3. 司法試験

- 司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。
- 新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設けるべきである。
- 適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。
- **経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。**

(3) 受験資格

法科大学院制度の導入に伴い、適切な第三者評価の制度が整備されることを踏まえ、それによる適格認定を受けた法科大学院の修了者には、司法試験管理委員会により新司法試験の受験資格が認められることとすべきである。

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、**法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認める**などの方策を講じることが考えられる（この場合には、**実社会での経験等により、法科大学院における教育に對置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。**）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、

上記のような法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨から、3 回程度の受験回数制限を課すべきである。なお、予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることとした場合の受験回数については、別途検討が必要である。

上記のように第三者評価による適格認定に基づいて司法試験管理委員会が法科大学院の修了者に新司法試験の受験資格を認める場合には、適格と認定されていた法科大学院について、その認定が第三者評価を実施する機関によって取り消されることとなったときに、新司法試験の受験資格について、当該法科大学院の在學生に不測の不利益を与えないよう適切な配慮が必要である。

(2) 【法務省の趣旨説明】第3回法曹養成検討会議事録より（2002年2月5日開催）

（法務省事務局より説明、議事録には説明者の氏名は記載されていない）

「対象者（受験資格）」についてですけれども、ここは法科大学院修了者のほか、予備的な試験に合格した者も受験できるものとすべきと考えております。

改革審意見は、「適格認定を受けた法科大学院の修了者には、新司法試験の受験資格が認められることとすべきである」「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」とし、「例えば、幅広い法律分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる」としておりますので、**この意見が例示するような予備的な試験に合格すれば、新司法試験の受験資格を認めることとするのが相当**であります。

本試験については以上でございますが、次に予備的な試験について申し上げたいと思います。予備的な試験は、法科大学院を経由しない者にも法曹への途を確保しつつ、法科大学院において幅広く学修を行った者と同じの本試験を受けるのにふさわしい学識・教養の有無を問うものにとらえ、改革審意見が例示するように、幅広い法分野についての基礎的な知識・理解を問う試験とすることが相当と考えます。

また、このような目的からすると、**予備的な試験に合格すれば、本試験の受験回数制限にかからない限り、毎年の予備的な試験を受験することなく本試験を受験できるとするの**

が相当であると考えております。

次に予備的な試験の受験資格についてでございますが、改革審意見は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」としております。法科大学院を経由しなかった理由は、人によって様々であり、当該個々人にとっては、いずれも「やむを得ない事由」により法科大学院を経由しなかったということになりかねず、また、**実際問題としても、出願を受けた際、それらの事情について、個別的な認定を客観的に行うことは極めて困難**であることなども是非御考慮いただいて、**予備的な試験の受験資格を制限することは相当ではない**と我々としては考えておりますし、お願いしたいところでございます。予備的な試験が、法科大学院を経由しない者にも法曹への途を確保するために設けられる試験である以上、現行の司法試験と同様に、だれでも受験できる開かれた試験として位置づけるべきであります。したがって、**仮に改革審意見が提言するように、資質、能力についての適切な審査を行う場合でも、受験資格という受験前の審査ではなく、試験を受けさせた上で、試験の中で問うのが相当**であると考えております。

なお、この場合でも、予備的な試験自体についての試験範囲等を工夫すること、本試験における論文式試験を、暗記中心の受験技術優先の勉強では対応できないような、法科大学院の教育に沿ったものとする、また、予備的な試験からの受験者についても、法科大学院修了者と同様の受験回数制限を課すことなどによって、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねるような事態の発生を防止することが可能であると考えております。

次に予備的な試験の試験範囲、方法についてでございますが、試験範囲は例えば本試験の試験範囲とされる法律分野のほか、法科大学院の必修ないし必修選択科目とされ、かつ、試験にもなじむ法律分野も含むとすることが考えられます。また、法科大学院の入学者選抜において、**適性試験や学部での法律科目以外の履修状況の審査が実施されると見込まれる**ことに照らせば、予備的な試験においても、一般教養科目をも試験科目とすべきでありましょう。

なお、この予備的な試験を行うのであれば、もはや現行の、先ほど説明のあった第一次試験は不要であって、廃止されるべきであると考えております。

(3) 司法制度改革推進計画（2002年3月19日）閣議決定

2 司法試験

(1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし（ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。）、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる（法案提出につき平成14年末までを予定）。

(4) 規制改革推進のための3か年計画（2007年6月22日閣議決定）

a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要がある、したがって、**新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点**を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。

c 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、**同一の基準により合否を判定**する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、**予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う**。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。

(5) 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(2009年3月31日閣議決定)

法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。

また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、**予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮**を行う。

これは、**法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要**であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。

(6) 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(2012年5月10日)

第3 法曹養成制度の在り方 3 司法試験について (4) 予備試験制度

【本論点の説明】

司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)については、予備試験を受験者の多様性

を確保するための重要な制度であると見る立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 予備試験は、経済的理由などにより法科大学院に行けない人や、法律関係業務に長年携わった経験から一定の法的素養が既に備わっていると認められる人などについて、例外的に、法科大学院を経由せず法曹資格を得る途を残そうという趣旨で設けられたものだが、**法令上その受験資格が限定されていないため、法科大学院で教育を受けるべき者がそれをバイパスとして利用する傾向が著しくなれば**、予備試験制度が本来想定していた上記の人たちがはじき出されてしまうおそれが強いため、その観点からの検証が必要である。

○ 法科大学院制度への批判がある中、法曹志願者の多様性を確保するため予備試験を拡大すべきであると指摘されることもあるが、適切ではない。新たな法曹養成制度においては、法科大学院の入学者選抜に当たり、**非法学部出身者や社会人を広く受け入れることにより多様性を確保することとされたのであるから、そのような者が法科大学院を経由して法曹の道に進むことができるような措置を検討すべきであって**、予備試験についても、受験資格要件を設けることが望ましいが、それが無理なのであれば、補完的な役割を果たすとの趣旨に沿った運用がされるべきものである。

○ **予備試験制度の目的に沿った受験資格要件を設けることが困難であるとすれば**、司法試験の受験資格としては、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、授業内容や成果により、法曹志願者に付加価値を提供し、法科大学院に進学して学修した方がよいと思われるように、その魅力を高めていく必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、

他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、**法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘**もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

(7) 法科大学院制度の改善に関する具体的提言（2012年7月13日、日弁連）

(2) 予備試験

司法試験予備試験は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との司法制度改革審議会意見書の提言を受けて制度化されたものであり、その制度趣旨は

明確である。

他方、法科大学院は、上記のとおり**法曹養成のための中核的教育機関として設置された**ものであり、司法試験科目である法律基本科目及び法律実務基礎科目以外にも、幅広い専門的法分野の教育や臨床法学教育も行われている。したがって、奨学金等の経済的支援の拡充や夜間コースの充実などにより、かかる教育を受ける機会が法曹志望者に広く保障されることが望ましい。

こうした観点をふまえ、**法科大学院及び予備試験双方の制度趣旨に沿って両者が調和的に運用される必要**がある。この点については、司法試験法等改正の際の衆議院法務委員会附帯決議（2002年11月12日）が、「法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努める」としており、参議院法務委員会も同様の附帯決議を行っているところでもある。

なお、規制改革会議（当時）は、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（2009年3月31日閣議決定）において、法務分野の措置事項として「法曹人口の大幅増員等」とともに「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」ことなどを提言していた。

予備試験は昨年度から運用が開始されたが、昨年度の予備試験合格者中何名が本年度司法試験に合格し、その学歴・職歴等の内訳がどのようなものとなるかについては、本年9月11日の司法試験合格発表以後に検証することになる。

このような経緯を踏まえ、予備試験については、その実施状況を十分検証しつつ、上記の制度趣旨を踏まえた運用をすべきである。

(8) 「社会のニーズに質・量の両面から応える法曹の育成を」（2014年5月9日経済同友会）

II. 現在の法曹養成制度の問題と具体策

具体策 2：予備試験を廃止し、法科大学院教育におけるプロセス教育を通じて多様な法曹を育てる

法科大学院へ進学するリスクの大きさから、予備試験への人気が高まり、法科大学院によるプロセス教育の崩壊に拍車をかけている。しかし、質を担保しながら法曹人口を拡大

するためには、一発勝負の試験方式よりもプロセス教育を重視すべきである。**予備試験の存在は、このプロセス教育、ひいては法曹養成制度改革の基本理念を否定するもの（超難関だった旧司法試験へ実質的に回帰するもの）であるから、廃止すべきである。**

そもそも、予備試験の趣旨は、一つには、法科大学院の学費を負担できない学生の法曹へのルートを確認する点にあった。しかし、このような学生に対しては、奨学金による支援を充実させることによって対応すべきである。もう一つの趣旨は、実社会での経験があり学び直しの必要性のない者に対する特別のルートを提供することにあった。かかる趣旨は、弁護士認定制度（弁護士法5条特例）の拡大や法科大学院に1年コースを設置することによって達成すべきである。

(9) 予備試験制約の問題点（第6回法曹養成制度改革顧問会議議事録（2014年2月25日開催）より）

○松本副室長（法曹養成制度改革推進室） 予備試験の動向といたしまして、大学在学中に予備試験を受験する者が一定程度増加しております。平成23年は951人でありましたものが、平成25年は1708人となっております。

さらに、大学在学中に予備試験に合格する者も一定程度増加しております。平成23年が29人、平成25年は53人となっております。

この中で予備試験に合格しますと、翌年の司法試験を受けることになるのですが、この司法試験の動向といたしまして、我々が便宜上、**最短合格組**と呼んでおります、**大学在学中に予備試験だけではなく、司法試験に合格する者**というものがいるのですが、これは増加しておりません。平成24年が9人でありましたものが、予備試験の合格者数そのものは増えた平成25年におきましては、逆に5人と減っております。

さらに、平成25年の予備試験、これは今年の司法試験を受けられる人たちでございますが、その最短合格組の母数となる人たちは4名と減っている状況でございます。

そういう状況におきまして、我々といたしましては、ここは予備試験の合格者数の数に関わらず、一定程度の人数的な縛りというものがあるのではないのかと考えているところでございます。

続きまして、予備試験の動向でございますが、**法科大学院在学中に予備試験を受験する**

者というものが大幅に増加しております。これは、**平成23年が170人**でありましたものが、**平成25年は1426人**となっております。

ここで、最大というので右横に記載しておりますが、これはいろいろな選択の可能性からしまして、例えば、平成23年は最大プラス313人になる可能性があるという趣旨でございます。

さらに、法科大学院在学中に予備試験に合格する者も増加しておりまして、平成23年が6人でありましたものが、平成25年は161人となっております。

ただ、平成25年のロースクール在学中の予備試験受験者は1426人でしたが、このうち**1156人が法科大学院3年での受験**となっております。この人たちのうち、合格者は157人となっております。

法科大学院の3年生での受験ということは、この人たちが司法試験を受けるのは翌年でございますので、基本、この人たちはロースクールの卒業資格で司法試験を受けているものというふうに考えております。

続きまして、2ページ目の真ん中辺り、ロースクール在学中に予備試験を受けている人たちの司法試験の動向でございますが、予備試験合格の資格で、ロースクールに在学中に司法試験を受験する者も増加しております。平成24年が7人、平成25年は31人となっております。

これとの関係で、法科大学院在学中に司法試験に合格して、それを理由にロースクールを中退する可能性がある者も増加しておりまして、平成24年は最大25人、平成25年は最大69人という状況となっております。

司法試験の合格発表は9月になされます。司法修習が11月の末から開始されますので、人によっては、その11月の開始に合わせて、あるいはその前にロースクールを中退する方がいらっしゃるという状況でございます。この中退につきましては、後ほど調査結果を御報告いたします。

なお、一番下の参考のところに記載しておりますように、平成24年司法試験を予備試験合格の資格で受験した者は58人いますが、平成24年11月から開始されました司法修習生になった者は40人でございます。

この差でございますが、もちろん国家公務員の道に進まれた方もいらっしゃると思いますが、先ほど申し上げました最短合格組で大学在学中に司法試験に通った人たちと言いますのは、9月に発表になりまして、11月に司法修習が開始されますが、そのときは大学

生でありますので、恐らく大学を中退するのではなくて、大学を卒業して司法修習に行く、したがって、翌年の司法修習に参加されているのではないのかと見ているところでございます。

願書からの動向分析は、以上でございます。

○中岡審議官（文部科学省大臣官房） 文部科学省の大臣官房審議官の中岡でございます。

本日は、お手元の資料の中の資料23、ページ数で135ページから138ページについて御説明いたします。

これは、クレジットが昨日開催された中央教育審議会の法科大学院特別委員会となっておりますが、そこでも配付させていただいているということで、同じものを御紹介させていただきたいと思っております。

この資料につきましては、内閣官房からの要請がございまして、1月から2月にかけて**文部科学省の方で予備試験の影響に関するアンケート調査を法科大学院に対して実施し、その回答結果をまとめたもの**でございます。

この概要でございますけれども、全体のところについて、1ページ目の枠内でございますが、今回は、全ての法科大学院を対象に予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向や、その影響に関する状況につきまして、自由記述という形で調査を実施しております。

この全体でございますけれども、予備試験に対します何らかの懸念がある、これは、別途、以下に分類しておりますけれども、そういった懸念があると回答した大学は、73校中54校ということで、約70%でございます。

その中でも、司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学に着目いたしますと、15校中の12校、約80%から予備試験に対して懸念があるとの回答がございました。

また、参考までに、司法試験委員会などで公表されているデータ等に基づきまして、平成25年の予備試験に関する状況を分析いたしました。司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学と、司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学を比較しますと、**司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学におきましては、在学生の約22%が予備試験を受験している一方、司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学におきましては、在学生の約10%になっている**ということでございます。

そういうことで、司法試験の合格率が高い法科大学院ほど、学生が予備試験を受験する割合が高くなっているということでございます。

また、**累積合格率が高い法科大学院を設置する大学の学部から非常に多くの受験者が出ておる**ということでございます。

それでは、**各法科大学院からの回答**につきまして、下段の方からまとめておりますので、御説明申し上げます。

大きく三つの観点から分類して御報告申し上げますが、まず、1 ページ下段の「1. 法科大学院教育全体に与える影響」を御覧ください。一つ目のポツですが、優秀な学生が予備試験による司法試験受験の道を選択することで、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速しているというような状況があること。

二つ目のポツでございますが、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、**学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識あるいは社会人としての基本的なマナーなどに欠ける学生が増えてきている**ということ。

三つ目のポツ、最後でございますが、予備試験で受からなかった人が行くのがロースクールというような印象が定着しているということがございまして、この三つを見ましても、予備試験が主流という認識が広まってきているというような状況がございます。

次に2 ページ目でございますけれども、受験対策という意識でございますが、一つ目のポツにございますように、**受験対策意識が強くなって、二つ目のポツにございますように、司法試験に受ければよいという風潮を醸成している**というようなことがございます。

また、幅広い教育を行うという法科大学院の教育の理念の実現に対しての懸念でございますが、学部段階で予備試験に合格をして、法科大学院に入学しないで自宅で学習をして司法試験の準備をしている者がいるようです。こういったことにつきましては、優秀な学生にも幅広く、奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなるのではないかと、また、予備試験で問われる範囲との関係でございますが、**予備試験においては、基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのかが不明であって、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失っているのではないか**ということがございます。

二つ目の観点として、中段以下でございますが「2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響」ということでございます。

「予備試験の実施日やその直前期に出る影響」の一つ目のポツでございますが、**予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に、かなりの数の学生が必修授業を欠席し**

た例がある、また、二つ目のポツに**予備試験の日程と重なるということ**で、**授業日の授業の欠席許可を要望した学生**がいる、また、三つ目のポツにございますように、予習が疎かになっているということでございます。

下のところで「学生の授業等に対する取組の変化」ということでございますけれども、一つ目のポツにございますが、予習・復習が疎かになっているものが見られるということで、対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も見られるということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。法科大学院で必ず履修すべきものとされております「基礎法学・隣接科目」、「展開科目・先端科目」、そういったところにつきましては、予備試験の科目として置かれていないということで、**予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭いというようなことが、法科大学院においても、基礎法学・隣接科目あるいは展開・先端科目を軽視する傾向が広まる要因**となっているのではないかとということ、また、二つ目のポツにございますが、受験情報の流布によって浮足立った雰囲気が出ているというようなこと、三つ目のポツにございますように、予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生がいて、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向というのが表れつつあるというようなことがございます。

三つ目の観点として、「3. 学生に与える影響」ということでございます。

「3-1. 入学前の学部生に与える影響」の「法科大学院志願者の減少」の二つ目のポツにございますが、まず、予備試験を第一に考えていて、**法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てないので、法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向**が出ている。法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっているということでございます。

3ページの下のところでございますが「学部学生の進路選択に与える影響」ということで、二つ目のポツにございますが、予備試験合格ルートの方が就職に有利というふうに考えて、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退しているというようなこともあったということでございます。

4ページ目、最後のページでございますが、**優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向**にあるというようなことがございます。

続いて、3-2「法科大学院の在学中の学生に与える影響」ということで整理してございます。

一つ目のポツでございますが、特に成績のよい学生を中心に予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められるということ。法科大学院教育の深化を妨げているのではないかとということがございます。

「他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響」ということで、一つ目のポツ、受験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められるということは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感というものを与えていることになっている。

二つ目のポツは、クラス内に予備試験合格者、あるいは更に予備試験合格者に基づく司法試験合格者が混在いたしますと、それ以外の学生の中で、日々の勉強の仕方あるいは修了後の進路について過度かつ無用な不安を抱く者がいるということ。

また、休学者・退学者の存在ということでございますが、予備試験合格を機に休学をして、事実上大学施設の中で引き続き司法試験の勉強をして受験をし、合格した暁に退学したいという希望を申し出たケースもあったということ。

最後でございますが、予備試験は、法科大学院在校生にとって、自分の実力を知るための方法として使われている側面があるということでございます。

以上、報告を終わります。

○宮崎誠顧問（日弁連） 今日お示しいただきました資料を見ましても、かなりの法科大学院在学学生、学部生が予備試験を受け、そして法科大学院教育にかなり悪影響を与えていると。

これは、予備試験の制度趣旨から外れた状況ではないかということで、日本弁護士連合会としましても、最近、精力的に法学部あるいは法科大学院生のヒアリングを重ねてきました。

まず、法科大学院を志願するという学部学生のほとんど全員が上位校を目指している一方で、かなりの方が予備試験を意識している。その傾向は、学年が下がるにしたがって顕著になっていっているということです。

もう一つは、学部在学中に予備試験に合格するには、予備校の利用が不可欠で、学部1年生から予備校とのダブルスクールという状況が普通になっていて、まず予備試験合格を目指し、保険として法科大学院入学を目指すということも、文部科学省の分析と、ほぼ一緒でございます。

そして、そのための費用は、大体予備校もパッケージコースをとっておりまして、大体

1 学年当りパッケージで100万円というようすし、また、その授業料を親に負担してもらっているという人が多いようす。そうして学部時代から予備試験を目指して、通らなかった人は、また、法科大学院に入っても予備試験を目指す、ずっと予備試験を目指す、こういう傾向であります。

先ほど文部科学省が分析された弊害例にありましたが、また、司法試験あるいは予備試験合格に結びつかない学科の履修を避ける状況にあることは、現状認識としてそのとおりだと思います。問題だということは、私も思っていますが、**なぜこういう状況が起こってくるか**というと、やはり法学部、法科大学院というルート全体が時間がかかる、それから、**法科大学院の授業料は医学部より高い授業料をとっているなど、時間もコストもかかる、その上に、就職難が非常に学生に影響しておりまして、就職に有利な、ブランドになる予備試験合格にみんな群がってくる**ということであります。

もちろん弊害をもたらしている予備試験の改革も必要だけれども、やはり、多角的な制度改革、例えば法科大学院の大幅な統廃合による合格率の上昇、あるいは司法試験合格者数の抑制による就職難の緩和、更には経済的な支援、こういうものが相まった対策をとられなければ、こういう風潮に歯止めをかけるということではできないと考えているところで

す。

○宮崎顧問 私も予備試験の制限が吉戒顧問は法制度的には難しいというふうにおっしゃいましたけれども、決してそんなことはないだろうと、むしろ世論とか、そういう動きがきちんと盛り上がってくれば、いろいろな方法が考えられるのだろうと思っているところで

す。

そのためには、先ほど学生がこれだけ予備試験に群がってくるとは思わなかったという御意見ですけれども、やはりその背景には、法科大学院が乱立していて合格率がそもそも低い、予備試験には、合格率でかなわないという現状があるわけですから、少なくともその改善を図るとか、あるいは法科大学院に行く学生の負担だとか、そういうものを一緒に議論しないと、予備試験だけ取り上げても、それを議論すること自体無駄だとか思いませし、重要な問題だと思いますが、ただ、**予備試験改革をしたからと言って、今、じり貧状態にある法曹養成課程全体に新しい真水が、新しい志願者が増えるか**ということ、**そうではない**という位置付けの上に予備試験問題を考えなければならない。

法曹養成の根幹は、新しい新規参加者がどんどん増えるような養成課程をどうするかということでもありますから、そこを制度改革においても忘れてはならないと思っております。

○吉戒修一顧問（弁護士・元東京高等裁判所長官） 予備試験の現状、先ほど報告がありましたけれども、法学部の在學生も、受験するにしても、最終的に司法試験に合格するのは、本当に1桁なのです。こういう人たちは、どんな時代でも、どんな制度をつくったとしても出てくるわけなので、これはちょっと考慮の外に置いておいていいと思うのです。

問題なのは、ロースクールに進学していながら予備試験を受験しているという方が増えてきているのが懸念されるころなのだと思いますけれども、やはりロースクールの方もしっかり教育してほしいわけです。

例えば、**ロースクール在學生は受験してはならないなどというルールを作ると、恐らく今度はロースクールに行かなくなるのではないか**と思います。問題は、ロースクールの教育をきちんと期待されるようなものにすべきだと思うのです。それが実現できていないから、こういうことになるのです。

先ほどの大学のアンケートでも、法科大学院の教育が崩壊間近であるみたいな回答がありましたけれども、これは余りにもオーバーな表現ではないかと思います。

○阿部泰久顧問（一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長） 吉戒顧問がおっしゃることは、もっともだと思うのですが、予備試験のもともとの趣旨が法科大学院を経由しない者にも司法試験受験の機会を与えるということであるならば、年齢制限はあり得るのではないかなと思います。法科大学院を通常に修了する年になるまでは予備試験を受けられない。経済的な属性とかいろいろなことを申し上げても無理があることは分かっておりますので、何か受験資格を制限するのであれば、普通であれば、学部を修了して法科大学院に行って、きちんと学んでいる間の時間は横からは入らせないと。そういう意味では**25歳が適当なのか分かりませんが、通常、法科大学院を修了する年限までは受験資格を与えない**。これはあり得るのではないかと思います。

○吉戒顧問 それは、難しいように思います。**憲法上の問題が出てくる**と思います。これは、資格試験ですから、そういうものを年齢によって制限するというのは非常に難しいと思います。

○納谷廣美座長（大学基準協会会長・前明治大学学長） 法改正の問題がひょっとしたらあるかもしれない。少なくとも年齢制限とか、その他いろんなことをやるとすれば、法改正をしなければなりませんし、そのときに、今、吉戒顧問が言ったように、憲法上問題かどうかという話があるかもしれません。これは、それぞれのお考えがあると思いますので、もう少し、横に置いておきたいと思います。

それで、座長としてお願いしたいことは、やはり予備試験を運用上でどうするのかという問題もあるかもしれませんが、そういう点も含めて、いろいろお考えいただくために、もう少し時間をかけていただきたい。しかし今日は、ちょっとこの時間で、まだ人口論の問題もやっていかなければいけない。もう少し御議論した方がよければ、遠慮なく時間をとりたいと思いますけれども。

いずれにしても、法曹養成制度は、旧試験で失敗しておりますから、そこを是正するために、新しくロースクールを作り上げて対応することを考えた。この基本方針をやはり守りたいと、私は思います。そのときにロースクールで養成される「法曹の質」の問題もあるのですけれども、何をもって質がいいのか悪いのかという問題もあります。また、法曹養成をしてもらって、社会にどういう人材を送ってもらいたいのかという社会ニーズの明確化・具体化の問題もありますし、そこの変化もあるだろうと思います。いろんなことを考えながら、これから予備試験についても併せて考えていきたい。

(10) 第8回法曹養成制度改革顧問会議議事録2014年5月23日開催（抜粋）

○松本副室長 御説明申し上げます。

（略）続きまして、**予備試験の論点整理**について御説明申し上げます。資料12、通し番号223ページを御覧ください。この資料は、主に予備試験の受験に対する制度的制約に関する論点につきまして、推進室の現時点における問題意識を踏まえた論点整理表でございます。そのため、**現在、推進室の問題意識を含めた御説明**となりますので、よろしく申し上げます。

まず、1といたしまして、現状の予備試験について指摘されている主な課題・問題点を記載しております。

1点目といたしまして、大学生や法科大学院生が多数予備試験を受験している現状は、予備試験の本来の制度趣旨に沿わないのではないかという指摘がございます。

2点目は、予備試験の受験者数が増加し、合格者数も増加しており、予備試験が主流との認識が広がりつつあるという指摘でございます。

3点目は、大学生で予備試験を受験する者が増加しており、バイパスとして予備試験を利用されることが問題であるとの指摘でございます。

4点目は、法科大学院生が予備試験を受験することによる法科大学院教育への悪影響があるのではないかという指摘でございます。

この点、推進室におきましては、予備試験につきましての制度面での制約というものを検討するに当たりましては、そのような**制度的制約を講ずる必要があるのかという視点での検討が不可欠**であると考えております。

例えば、法科大学院の改善による対処というものが可能ではないかという視点からの考察が必要ではないかと考えております。法科大学院生や大学生の予備試験受験動向といいますものは、現在進められております法科大学院全体の組織見直しに加えまして、**法科大学院の理念に沿った魅力ある法科大学院教育に改善されることにより、どの法科大学院でも司法試験の合格率が7～8割になるということ**を求めている改革というふうに認識しているところでございますが、**このような改革が行われた場合には、予備試験の制度的制約がなお必要なのかという問題を考えなければならない**と考えております。

また、予備試験に関するデータを踏まえた、すなわちエビデンスに基づく検討というものが不可欠であると考えております。この点、平成25年の予備試験の合格率は全体で約3.8%と極めて狭き門となっております。さらに、予備試験に合格いたしましても、司法試験は翌年受けることになるなど、これから法曹を目指そうとする者、法曹を目指そうかなと考える者にとりまして、**必ずしも予備試験ルートが法曹になるための時間短縮の最善の策であると当然に思えるような状況であるとは考えておりません。**

また、平成25年の予備試験受験実績を見ましても、**法科大学院在学中であることが明らかな予備試験合格者161人のうち、法科大学院3年生が157人を占めております。**この法科大学院3年生の予備試験合格者たちは、翌年の司法試験を受験することになりますので、結局、法科大学院修了資格も取得して司法試験を受験することになります。したがって、これらの者につきましては、まさにプロセスとしての法科大学院課程を終了して司法試験に臨んでいると言えることにも留意する必要があると考えております。

このような視点からしますと、**現時点での受験資格制限**といいますものは、**まだ早い、あるいはこのようなものはする必要はないという見方**もあろうかと思われまます。

また、予備試験対策に気を取られて、大学生や法科大学院生の勉強態度が芳しいものではなくてきたという指摘についてでございますが、まず、大学の学生の勉強態度につきましては、予備試験対策だけでなく、まさに**法科大学院の既修者コースを目指すための勉強と重なっておりまして、この点について大学生が予備校を活用することが悪いと評価**

することは必ずしもできないのではないかという問題意識がございます。この点におきまして、いわゆる旧司法試験時代の予備校の位置付けと現在の予備校の位置付けを同じとすることはできないのではないかと考えております。

また、司法試験科目につきまして、選択科目を廃止する案につきまして、この顧問会議でも御説明し、それに対する各界からの反論ということについても議論したところでございますが、その中で法科大学院における教授の先生方から、司法試験科目でないと法科大学院の学生が勉強しなくなるという指摘を受けたことから明らかなように、**法科大学院生の勉強態度の問題は予備試験固有のものではなく、司法試験合格率が低迷する中で、学生が司法試験合格を意識した授業対応となってしまう問題である**ともいえるのではないかと考えております。また、**法科大学院生が答案練習以外に予備校を活用している実態が余りない**ということも今回の予備校からのアンケートで明らかになったところでございます。

さらに、法科大学院在学中に予備試験対策に追われて、授業の予習・復習をおろそかにするといった問題につきましては、その具体的な実態がどのようなものかというのは必ずしもまだ定かではございませんが、仮にそのような問題があるとした場合には、そのような問題に対処するには、予備試験の受験を制度的に一律に禁止することによって解決すべきものではなく、**まず適切な教育指導や単位認定で対応すべき事柄**であるとも考えられるのではないかと考えておるところでございます。

それでは、このような問題意識を踏まえた上で、予備試験の制度的制約について考えられる案、平たく申し上げますと、これまで指摘されるなどした案として整理をいたしましたものがお配りしております「2 考えられる対応方策（制度面）」の中で記載している案でございます。ただ、**推進室がこのうちのどれかの案でいくことにしたということではございません**ので、この点、くれぐれも御注意願います。

まず、A案は「**予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設ける案**」でございます。

この案につきましては、推進室といたしましては【検討すべき問題点】のところに記載しておりますとおり、幾つか検討すべき点があるのではないかと考えております。

まず一つ目のポツに記載しておりますとおり、この案はそもそも、今の予備試験制度を最初につくるときに相当程度検討されている案でございます。

具体的な検討状況につきましては、第6回顧問会議におきましての資料20及び資料2

1で御紹介させていただいたとおりでございますが、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会や国会で詳細な議論がなされた上で、結局、この案はとられずに現在のような制度になったという経緯がございます。

したがって、現時点で新たにこのような要件を設けるためには、**当時想定されていなかったような新たな事情が立法事実として必要になるのではないかと**考えております。ただ、現状を見ましても、この二つの要件のみに限定しなければいけないような事情が新たに生じたとは言えないのではないかと問題がございます。

また、次のポツにございますとおり、制度設計当時の議論の結果、受験資格の制限を設けなかった理由の一つといたしまして、法科大学院を經由しない理由には「経済的事情」と「社会経験」以外にも人によって様々な理由が考えられるところ、それをこの2点のみに限って受験資格とすることは問題であるということがございます。

次に三つ目のポツは、仮にこのような法改正をすると考えた場合に、経済的事情や社会経験につきまして、**具体的にどこで線引きをするのが非常に難しく**、また、仮に線引きをしたとしても、**どのようにして該当性の確認をするのかという技術的な面**からの問題点もあるのではないかと考えております。

四つ目に、既に現在、誰でも受験できる制度として開かれております予備試験が実施されている中で、この制限を課することによって多くの大学生などが予備試験を受験できないという結果になりますと、今、**学校に在学しながら予備試験を受けて法曹を目指すことを考えているような人たちが法曹を目指さなくなってしまうといったマイナス効果**が生じるおそれはないであろうかということも考えていかなければならないと思っております。

続きまして、B案は「**一定の年齢以上であることを予備試験の受験資格とする案**」でございます。

この案につきましても、推進室内で検討いたしました結果、次のような検討課題があると考えております。

まず、そもそも一定の年齢に達していないという理由で、**今、現に誰でも受験できることとなっている資格試験を受験する権利を剥奪する十分な根拠があるのか**ということがございます。

さらに、二つ目のポツにございますように、年齢のみで受験を制限することは、権利制約の範囲として広範囲に過ぎ、**過度な権利制限となるのではないか**という指摘にどう答えるかという問題もございます。

そして、この案の前提となっております、一定の若い人が予備試験をバイパスとして利用する可能性につきましても、予備試験の制度設計当時に相当な議論が行われておりまして、結論として現在の制度になっている訳でございます。したがって、ここでもやはり**当時想定されていなかった新たな立法事実が要求されることになる**訳でございます。

しかし、前回までの会議でお示したデータの分析結果からいたしますと、大学在学中に予備試験に合格し、司法試験にまで合格する者は非常に限られており、増加傾向も見られないところでございます。また、法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者は少しずつ増えてはおりますが、全体の中での人数としては限定的でございます。

このように、現状において予備試験をバイパスとして活用している人は限られた少人数にとどまっております。また、**この少数の早期合格者につきまして、法曹としての質に問題があるという指摘は少なくとも現時点においては見られません**。したがって、現状におきまして年齢制限をしなければいけないような新たな立法事実があるとは言えないのではないかという問題意識でございます。

さらに、**学部段階で予備試験を受験できなくなることで、法曹の道を選ばなくなる学部生が増えてしまうのではないかというおそれも考慮する必要がある**と考えております。

また、そもそも予備試験は資格試験でございますので、法科大学院生などが受験することにより、他の属性の者の合格がそれによって狭められる、要するに、もともと、よく指摘されております**経済的事情を抱える者、あるいは一定の社会経験を有する者がそれによって合格から排除されている、合格の枠が狭められるという関係には立たない**ということにも留意する必要があると考えております。

最後に、C案は「**法科大学院在学中の者には予備試験の受験を認めないこととする案**」でございます。

この案につきましても、検討すべき問題点がございます。

まず、法科大学院に入学したら予備試験を受験できなくなるとなると、法曹を目指す者は、**法科大学院か予備試験かという二者択一を迫られることになりまして、法科大学院への入学者が減少してしまう、あるいはそもそも法曹を目指さなくなるのではないか**という懸念が考えられます。

法科大学院に行って予備試験を受けている学生といいますのは、司法試験合格率が低迷している法科大学院のこの現状におきましても、法科大学院進学を選んだ者であるということに留意する必要があると考えております。

また、法科大学院生が予備試験を受験していることによる教育への影響という弊害が仮にあるといたしましても、これも冒頭申し上げましたように、まずは**法科大学院自身の対応、例えば授業態度が芳しくない学生に対しては、小まめに指導することで本来あるべき学習態度に導くといった工夫によって解消する必要があるのではないか、これは一律の制度的制約の問題ではないのではないか**とも考えられるところでございます。

また、それは、今、いろいろと文部科学省におかれて取り組まれておられます今後の法科大学院の改善についての期待を考えたときには、そのような対応は十分可能ではないのかという指摘が考えられるのではないかと考えております。

いずれの案にいたしましても、受験資格制限をすることで、従来、誰にでも開かれていました予備試験、そして司法試験の受験機会を一定程度閉ざすこととなります。しかも法科大学院の現状、つまり司法試験合格率が法科大学院修了者について必ずしも高くない現状において、その道を一定程度閉ざすこととなります。

したがって、**学生にとっては法曹界が縮小していくかのようなマイナスのイメージと映り、そのような業種を選ぶことをためらわせることにもなりかねないのではないかと**いう問題意識を持っております。

法曹志願者が減少している昨今、法曹志願者には年齢、職業、その他の社会的経験など、様々な背景・事情を持つ者がおり、多様な法曹の急減ともなり得るこれらの者が法曹になる道を確認しておく必要があると考えております。

予備試験の在り方につきまして、現時点での推進室の考え方といたしましては、この**予備試験の在り方についての推進室が示す方針・方向性、あるいは結論が、優秀な、あるいは幅広い可能性を有する者が、そのことによって、かえって法曹を目指そうとしなくなってしまふような結果をもたらすものであっては絶対にならない**というところを基本スタンスとしているところでございます。

(11) 法曹養成制度改革の更なる推進について（法曹養成制度改革推進会議決定）2015年6月30日

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科

大学院を經由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、**毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者**については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を經由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、**予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者**であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、**予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離**している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、**法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点**から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、**文部科学省**において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、**法務省**において、法科大学院を經由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、**試験科目の枠にとられない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害**が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ**予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討**し、法科大学院を經由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、**司法試験委員会**に対しては、予備試験の実態を踏まえ、**予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待**する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

【問題の所在】

予備試験を合理的で一義的に制約するということになると、①予備試験自体の廃止、②年齢制限、③法科大学院在学生の受験の禁止が考えられる。

2016年12月29日付共同通信では、文科省、法務省、最高裁が予備試験を制限するための協議会を近々、開催すると報じられた。しかし、その後、2017年2月6日に開催された法曹養成制度改革連絡協議会（第6回）では予備試験の制限については検討課題としては上がらなかった。

6. 専門職大学院について

【問題の所在】

2015年12月21日に中教審大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ第1回会議が開催され、以降、2016年8月10日までに計10回、開催された。

専門職大学院は、文科省が人材養成の目玉として社会的・国際的に活躍できる人材を養成する機関として2003年に創設された。

しかし、各種専門職大学院は入学者数などで低迷を続けていたため、本ワーキンググループ開催に至ったものである。

最終会議に「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（案）が提出され、承認された。

法科大学院は専門職大学院の1つであるが、法科大学院だけでなく、専門職大学院制度全体が岐路に立たされている。

2017年1月20日より新たに第1回ワーキンググループ会議が開催されている。

「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（抜粋）
(2016.8.10)

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ

1. 制度の目的・趣旨

（1）高度専門職業人の養成（専門大学院からの移行）

○専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、**社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため**、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設された。

○平成 11 年に、専門大学院が、高度専門職業人養成に特化した大学院として制度化されたが、同制度は、従来の大学院（修士課程）の枠内での制度設計であり、実践的な教育を展開していく上でいくつかの制約が存在したため、設置数は、3 年間で 6 研究科・専攻にとどまった。

○このため、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする専門職大学院制度が設けられ、専門大学院からの移行が図られた。

○専門職大学院として、平成 28 年度現在、117 大学に 169 専攻が設置され、制度の普及定着が一定程度図られている。

※専攻の内訳) 法科 45、教職 45、ビジネス・MOT 32、会計 13、公共政策 7、臨床心理 6、公衆衛生 4、知的財産 3、その他 14

（２）大学院教育実質化と社会人教育の牽引役

○社会の激しい変化に対応し得る人材養成のため、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）が求められるが、専門職大学院においては、**修了要件として論文作成を必須とせず、実務家教員参画の下で、事例研究、現地調査又は双方向・多方向に行われる討論・質疑応答といった方法による授業を体系的に行うとともに、分野別認証評価による教育の質保証**が行われている。

○また、**法科**、会計、MOT の各分野においては、コアカリキュラム（当該分野の専門職大学院で学ぶ全ての学生が修得すべきと考えられる学修内容や共通的な到達目標）が既に策定されている。ビジネス分野のコアカリキュラムについても、平成 28 年度新規事業である「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業」において策定予定である。更に、公衆衛生分野のように、米国の標準カリキュラムに準拠している例もある。

○さらに、**社会で活躍する職業人に高度な専門性、最新の知識・技術を身につけさせるための継続的な学習の機会を提供することは、今後ますます重要**になるが、すでに各専門職大学院において、社会人に配慮した入学者選抜の実施、夜間開講、サテライトキャンパスの設置、短期コースの設定、ICT を活用した授業の実施などの取組が進められている。平成 27 年度において、社会人比率は約 50% であり、修士課程における社会人比率が約 12% であることに比して高い数値となるなど、社会人教育の推進に、一定の成果を上げてきたといえる。

2. 課題

（１）専門職大学院の広がりが進んでいない

○科学技術の高度化や社会・経済のグローバル化はますます進展している。また、我が国においては、急速な少子高齢化が見込まれる。このため、**国民一人一人の労働生産性を向上し、持続的な経済成長を図ることが必要であり、高度専門職業人養成の必要性は一層増大している**と言える。

○一方で、平成 28 年度現在、117 大学に 169 専攻が設置されているが、設置大学数・専攻数は、平成 21 年をピークに減少傾向にある。(ただし、**減少分の大半は法科大学院**)

※専門職大学院を設置する大学数 130 校 (H 21) → 117 校 (H 28)

専攻数 184 専攻 (H 21) → 169 専攻 (H 28)

(うち法科 74 専攻 (H 21) → 45 専攻 (H 28))

○平成 28 年度現在、在学生数は 16,623 人、入学者数は 6,883 人。在学生数、入学者数ともに減少傾向であり、**法科、会計分野の減少が顕著**である。一方、ビジネス・MOT、教職分野については増加傾向である。

※在籍する学生数 21,807 人 (H 23) → 16,623 人 (H 28)

※入学者数 8,274 人 (H 23) → 6,999 人 (H 28)

うち 法科 3,620 人 → 1,857 人

会計 801 人 → 485 人

ビジネス・MOT 1,861 人 → 2,397 人

教職 767 人 → 1,217 人

○高度専門職業人養成の必要性が増大している一方で、上記のように、専門職大学院数・学生数は、全体としては、制度導入時に期待されたほどには広がりを見せていない。

(2) 社会(「出口」との連携が不十分

○各専門職大学院において、**関係業界、職能団体をはじめとした社会(「出口」との連携・協力体制が必ずしも十分ではなく、多様化する社会(「出口」のニーズを的確に踏まえた教育プログラムを必ずしも提供できていない。**

○また、専門職学位の付加価値が社会(「出口」)に理解されておらず、**専門職学位を取得してもキャリアアップにつながる社会的仕組みができていない。**その理由の一つとして、専門職学位等と職業資格との関係が我が国では十分に確立されていないことがあげられる。これらは欧米先進国との大きな差異であり、我が国において専門職大学院の広がりが進まない一因と考えられる。また、企業が事務系社員を雇用する際、過去の日本固有の人事処遇制度を踏襲し、高度な専門知識に対して必ずしも重きを置いていないことが、専門性が

要求される分野での我が国の労働生産性が上がらないことの一因とも考えられる。

○専門職大学院の必要性・重要性についての理解が進まない一因として、**社会（「出口」）に対する国及び各専門職大学院による積極的な情報提供が不足**していることがあげられる。

3. 今後の方向性

（1）高度専門職業人養成機能の一層の充実・強化

○少子高齢化が進む中、国民一人一人の専門性が要求される分野での労働生産性を向上し、持続的な経済成長を図る観点から、高度専門職業人養成機能の充実・強化が必要である。

○このため、自らの強みや特徴を伸ばすための専門職大学院の取組を促進することが必要である。また、**専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、**修士課程を含めた、高等教育全体としての機能強化を図っていくことが必要である。

（2）社会（「出口」）との連携強化

○各専門職大学院における養成人材像について、社会（「出口」）との共通理解を得ることが必要である。また、輩出した人材についての社会の受け入れ体制を作っていくことも必要である。

○社会（「出口」）が求める高度専門職業人を輩出するため、関係業界や職能団体をはじめとした社会（「出口」）との一層の連携による人材養成機能の強化を各専門職大学院に促すことが必要である。また、社会（「出口」）との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込み、制度的な独自性を設けることが必要であり、専門職大学院制度における教育課程、教員組織、認証評価等の在り方を見直すことが必要である。

○各専門職大学院において目指している養成人材像の具体化・明確化が必要である。また、各専門職大学院が高度専門職業人養成プロセスのどの部分を担うかについての整理・明確化と、それに対応した教育課程の編成が必要である。

○各大学が専門職大学院を新設する場合、職能団体との連携が必要である。

8. 分野ごとの固有の問題への対応

○分野ごとの固有の問題として、以下の事項があげられるが、社会（「出口」）との連携を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図る観点から、今後、必要に応じ、適切な会議体において引き続き検討が行われることが必要である。

（2）会計分野

○公認会計士試験の受験者減の影響により志願者が著しく減少していたが、近年、社会的ニーズの高まりから受験者が増えつつあることを踏まえ、より積極的な取組が必要である。

また、**学生の「会計離れ」が依然として生じている**ことを踏まえ、社会（「出口」）との連携強化に加え、学士課程・修士課程等との連携も強化した対応が必要である。

○国際教育基準（I E S）の改訂に準拠した教育プログラムの実施を通じ、より国際的な観点での教育プログラムを展開することが必要である。

○公認会計士の養成（試験合格者の輩出と研修による継続教育等）にとどまらず、**企業、地方公共団体における会計専門家（会計人材）の養成や裾野拡大に取り組むことが必要**である。

（3）公共政策分野

○法科大学院との連携（公共政策の授業への法科大学院生の参加）の促進が必要である。

（6）法科大学院

○国は、平成30年度までを法科大学院集中改革期間と位置付けており、改革の取組を加速することが必要である。

○法曹志願者の回復が喫緊の課題である。特に、法学未修者や社会人経験者が減少しており、対応が必要である。

○企業、公的機関、グローバル化対応等、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大が必要であり、法科大学院においても対応が必要である。

○法曹養成について、自大学の法学部と連携が十分に図られていない場合があり、連携の促進が必要である。

○法学未修者に対しては、**学部レベルでの教育を法科大学院で行っている面もあり、法学部との関係を見直すことが必要**である。

○早期卒業・飛び入学制度を活用した学部段階からの円滑な教育課程の構築等、在学期間短縮に向けた取組が必要である。

○「公的支援見直し強化・加算プログラム」の実施を通じ、各法科大学院の先導的取組を支援することが必要である。

○中央教育審議会においては、法科大学院特別委員会が設置されており、上記の点を含め、今後とも、改革のための取組についての議論を積極的に行うことが必要である。

第3 司法修習の在り方について

審議会意見書では、2010年までに3000人の司法試験合格者を目指すとし、しかもそれは上限を示すものではないとしながら、司法試験合格者がすべて司法修習を受けることを前提にしているのかは明確ではない。

1. 司法制度改革審議会意見書における司法修習の位置付け

4. 司法修習

- 新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。
- 給費制については、その在り方を検討すべきである。
- 司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに対応し、随時見直していくことが望ましい。

(2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

(3) 司法研修所

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

2. 司法修習の在り方（最高裁司法修習委員会「議論の取りまとめ」、2004年7月2日）（抜粋）

【問題の所在】

最高裁が2004年に取りまとめた司法修習のあり方について抜粋したものであるが、背景には司法修習期間が1年に短縮されただけでなく、司法修習生が2000名（想定では3000名）にもなることから従来の司法修習の理念、方法を維持することが不可能になるため、そのあり方が検討されたものである。

またそれに合わせて考試（2回試験）の在り方も変更するとしている。

(1) 司法修習の在り方、理念

○司法修習においては、法廷活動に限られない幅広い分野における法的ニーズに的確に応えられる法曹を養成するため、**法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠**である。

○司法修習においては、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等—これらを標語的にまとめるとすれば、「**法曹としての基本的なスキルとマインド**」と表現することもできよう—の養成に焦点を絞った教育を行うことが適当である。

○司法修習では、事情聴取をはじめとする事実調査の能力、複雑な事実の中から法的に重要な事実を選び出して構成する法的分析能力、錯そうする証拠からの的確に事実を認定する能力、法的問題について分かりやすく説得的に表現する能力の養成に重点を置くことが相当である。

(2) 新しい司法修習の指導目標

・従来の司法修習は、法曹の主たる活動場面が法的紛争の究極的解決手段である訴訟にあると考え、法廷実務家の養成に主眼を置いてきたといえる。

・ 今後も法廷実務を中心とした従来型の法曹に対するニーズは残るものの、法曹の活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくに従い、法曹の取り扱う法的問題は多様化し、専門化することが予想される。このような法曹の活動分野の多様化、専門化にかんがみると、**各分野に特有の専門的知識・技法や技術的・形式的事項については、むしろそれぞれの法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）に委ねることが望ましく、司法修習の課程においては、多様化、専門化する法曹の活動にも耐え得る基礎となる実務的能力（実務全般に対し汎用性のある基礎力）を養成することを目指すべきである。**

・ したがって、司法修習の課程では、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、**法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等—これらを標語的にまとめるとすれば、「法曹としての基本的なスキルとマインド」と表現することもできよう—の養成に焦点を絞った教育**を行うことが適当である。

3 司法修習生考試（二回試験）の在り方

・ 考試は、法曹養成のプロセスの最後に位置する関門であるから、法曹資格を与えるにふさわしい、法律実務家として必要な資質・能力を備えているか否かを的確に判定するものでなければならない。もっとも、**考試を過度に重いものにする**と、**点による選抜**となってしまう、プロセスとしての養成の趣旨を損うおそれがある上、**司法修習の期間が1年に短縮される中で、考試にその多くを費やすことは相当でないという現実的な要請もある**ので、**考試の方法については一定の簡素化を図る方向で検討を加えるのが相当**である。

・ そこで、法曹資格取得時期を遅らせることのないようにすることと、司法修習の期間が短縮される中で、実質的な修習の期間をできる限り確保するという二つの要請を満足させるために、**考試実施のための期間を司法修習課程の中に組み込むこととし、これをせいぜい1週間程度とすることを検討**することが相当である。

・ また、試験の内容は、法曹としての実務能力を的確に判定する必要上、当面、基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし、**口述試験については、簡素化の見地からこれを廃止**することを検討するのが相当である。口頭による応答、表現能力が法曹にとって極めて重要なものであることは言うまでもないが、その能力は、実務修習及び集合修習の課程を通じ平常成績で判定することが相当である。

・ さらに、**試験の採点方法や評価方法についても、簡素化を図る観点から検討することが必要**である。

司法修習委員会第17回議事録（2010年9月1日開催）より抜粋

（石井誠一郎幹事、元民事弁護教官）

現在の集合修習においては、いわゆる表題部、事件番号や代理人の名称を書かせて、フルに起案をさせるということは、もうしておらず、例えば、ある一つの法的な主張に絞って、その部分に関して証拠と関連付けて文書で書けという起案をさせている。したがって、起案で求める内容は質的に変わっていると理解していただいてよい。修習指導担当弁護士は、修習生が最終準備書面を書けるようにならなくてはならないということで困っておられるようであるが、もうその必要はない

（二瓶茂幹事、元刑事弁護教官）

本年度からは、裁判所に提出することを前提に書面を作成し、準備をさせるということ自体は、余り意味を持つものではないと考え、その前提となる事実の認定能力、証拠の分析能力や表現力、構成力、説得力といったものに主眼を置いた訓練が必要なのではないかとこのように考え方を改めている。（略）

最終的な弁論要旨を書かせるというのが指導の仕方、あるいは研修所として求める起案であった。しかし、今はそうではなく、証拠について、証拠が出されるそのプロセスを考えさせたり、手続の最終的な段階にとどまらず、証拠調べの段階、あるいはそれ以前の段階や主張の整理の段階で何か考えられないかといったように、もっと刑事手続を幅広くとらえて、その時点その時点でさまざまに考えさせるようにしている。最終的な弁論要旨を書かせるにしても、すべてを検討させるというよりも、むしろ重要と思われる事項について深く具体的に考えさせ、そういう中で証拠の評価の仕方や、あるいは事実の認定の仕方、あるいは説得力を持った文章を構成していくような能力を修習生に学ばせたいと考えて取り組んでいる。

3. 法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）2012年5月10日

第3 法曹養成制度の在り方 4 司法修習について (1) 法科大学院教育との連携

【本論点の説明】

司法修習について、法科大学院教育との連携の在り方を踏まえて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

・本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 司法修習と法科大学院における教育との連携の在り方について、法科大学院と司法修習の位置付け、役割分担や実務修習への導入の在り方を踏まえた検討が必要である。

○ 新しい法曹養成制度においては、実務的なスキルを身に付けることよりも、基本的な実務的能力の基礎を固めることに全体としての目標があり、その中で、基本的・理論的な部分は法科大学院が担い、それを実際の事件に適用していく基礎的能力は司法修習が担うということで、実務修習を担当する関係者の理解も進んできている。

○ プロセスとしての法曹養成制度である以上、各法曹養成過程の連携を十分図る必要がある。

○ 従前の司法修習における前期修習を法科大学院がすべて代替するという前提には立っておらず、そうすることは現実にも困難である。他方、いわゆる即独弁護士を増加を背景として、法曹としての初期OJTの必要性が高まってきていることもあり、その双方との連携を視野に入れて司法修習の在り方を考える必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われる点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。また、法律実務基礎教育は法科大学院において適切に行われるべきものであり、これが不足しているとすれば、法科大学院における教育に問題があるのではないかとの意見もあった。

これらの意見に対しては、法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置付けるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとするのは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。

また、司法研修所では、法科大学院との定期的な意見交換や実務基礎教育の留意点に関する資料の公表等により、法科大学院教育との連携を図っており、今後の実務基礎教育の充実が期待され得ることや、司法研修所等が実施している分野別実務修習開始時の導入的な教育及び分野別実務修習により、集合修習の前までに大部分の司法修習生が相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要性はないのではないかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方 4 司法修習について (2) 司法修習の内容

【本論点の説明】

新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

・本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 司法修習については、かなり以前より、法廷実務に特化した内容だけでなく、汎用的な能力を身に付けるためのプログラムが用意されるとともに、例えば、文書作成についても、単なる文書の書き方に関するスキルを修得するためだけではなく、それに求められる基本的な視座をも踏まえ、文書を構成し、説得力を持たせるといった観点から指導がされるようになってきていることについて、認識する必要がある。その上で、今後、社会経済情勢が変化し、価値観が多様化していく中で、より幅広い活動領域を求められるようになっている弁護士のニーズにどう対応していくのかについて、検討する必要がある。

○ 司法修習においては、法廷実務のみならず、法曹の活動領域拡大に対応する幅広い分野での実務導入の研さん・トレーニングを行うことも検討するべきであり、1年の修習期間で、その間の実務修習や就職準備への対応などにも慌ただしく、その内容が希薄化されているのではないかと指摘があることも踏まえ、修習の位置付けや内容について検証し、必要な方策を検討する必要がある。

○ 二回試験について、出題内容や合否についての情報がもう少し提供されるべきである。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

○ 現在の司法修習が法廷実務を修得することを主たる内容としており、多様な法律家を養成するという理念に沿わないものとなっているとして、司法修習においては訴訟実務に限らずそれ以外の課題解決についても研修内容とすべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、現在の司法修習は、法廷実務に限らず、企業や行政官庁等を含めた幅広い活動をするための共通の基礎を修得させることを重視しているほか、選択型実務修習として、企業法務等、訴訟実務以外の法律実務分野を内容とする修習も行われており、多様な法律家を養成することが視野に置かれているとの意見があった。

○ 選択型実務修習等について、当初の理念どおりに機能していないとの指摘があることを踏まえ、その在り方を検討すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、選択型実務修習は、新しい時代の法曹として、多様な法的ニーズ

に柔軟に対応していくための素地を涵養する貴重な機会ではないかとの意見や、選択型実務修習の在り方等の修習の内容については、運用の問題として外部有識者も含む司法修習委員会において更に検討していくべきではないかとの意見があった。

○ 二回試験について、その内容が適切なものであるか否かの検証が可能となるように、試験問題と、少なくとも出題趣旨を公表すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、二回試験は、外部委員も含めた司法修習生考試委員会において、法曹に必要な最低限の資質・能力を有しているかという観点から、必要な検証がされ得るシステムになっているし、考試記録は実際の事件を基に作成されていて、プライバシーの観点からの配慮が必要になるなどの問題があり、考試記録等の公表は困難ではないかとの意見があった。

4. 導入修習

【問題の所在】

新司法修習では修習期間が1年と短縮された結果、いきなり実務修習から始まるカリキュラムとなった。この処置は、司法修習の目的・理念の変更に伴い、当然のものとされた。しかし、いきなり実務修習に入ることによって少なくない修習生が戸惑いを感じるため、法務省、日弁連が最高裁に対し、分野別実務修習の前に導入修習を設けるよう要求した。合わせて法科大学院教育との関連が議論された。

最高裁は、司法修習の在り方の変更に伴い、従来のような準備書面の起案のような修習は必要ないという立場であったが、検察（法務省）、日弁連の強い要求により、導入修習の導入を了承した。

これに対し、法科大学院側は、理論と実務の架橋という法科大学院制度に内在する問題との関係で導入修習に疑問を投げかけた。この司法修習委員会での議論は、司法修習との連携（架橋）について、その棲み分けについて、かなり高度なレベルのものとなっているようである。

しかし、現実に司法試験に合格することに力点を置かざるを得ない法科大学院では、到底、司法修習という実務修習への架橋というレベルには達しないのではないかという法科大学院間の格差についても問題になりうる課題であることも念頭に置く必要がある。

(1) 司法修習委員会第17回議事録(2010年9月1日開催)より抜粋

(酒巻匡委員、京都大学大学院法学研究科教授)

法科大学院教育と実務修習の接合部分については、この数年来ずっと当委員会で何度も確認してきたことであるが、それにもかかわらず、いまだに法科大学院教育というもの、特に法科大学院が実務に関して何を教育しているのかということについての理解、それから、昔の前期修習を受けてきた方にとっての前期修習のイメージと法科大学院の実務教育のイメージが不幸にして重なったことなどの、根本的な誤解に基づいて議論されている印象が強い。

法科大学院では、かつての前期修習でやっていたようなことはやらず、むしろ起訴状や判決書に何を書くべきか、材料、証拠に基づいてどういう分析をすべきか、書くべきもの前提になる大きなものの考え方を教えるものであると思われる。

(笠井之彦幹事、司法研修所事務局長)

新司法修習における、法科大学院教育と司法修習の関係あるいは司法修習の到達目標については当委員会でも議論してきたところである。

まず、法科大学院において、前期修習に相当する教育が行われるという点については、**法科大学院では、実務を意識した法理論教育、あるいは法理論と実務の架橋という意味での実務導入教育が行われるものであって、従来の法廷実務家の養成を前提にした司法修習、それを前提とした前期修習を行うことは想定されていない。**このことは第13回の当委員会においても確認されているところである。

(2) 司法修習委員会第26回議事録(2013年12月3日開催)より抜粋

(木村光江幹事長、首都大学東京・都市教養学部法学系教授/首都大学東京・法科大学院教授)

本日、第27回幹事会を開催した。

幹事会では、吉崎幹事から、導入的教育の充実方策に関するワーキング・グループでの検討結果や、分野別実務修習の充実方策についてのガイドラインの骨子について説明がされた上で、幹事の皆様の意見をいただいた。

まず、導入的教育の充実方策に関しては、①ワーキング・グループでの検討結果は尊重したいが、分野別実務修習をできる限り縮めないようにしてほしい、②実施するとしても、法科大学院での実務基礎教育の在り方を含めて検討すべき問題であり、新修習の理念に即した設計とすべきである、③修習全体の実情の調査が必要であって、法科大学院との役割分担を考慮しつつ検討すべきであり、適宜見直す必要があるのではないか、といった意見が出された。

導入修習のカリキュラムについては、その目的についての重点の置き所に関する意見の違いから、更に調整が必要な状況で、それぞれの立場から意見が出された。いずれにしろ、全体としては、ワーキング・グループでの検討結果に沿って実施すべきとの意見が大勢を占めた。

また、分野別実務修習の充実方策については、法曹三者全てからガイドラインの骨子が示されたことには意義があるとの意見もある一方で、最低限度教育すべき明確な数値目標を記載していないガイドラインがあるとして、その点について疑問があるとの意見も出された。全体としては、方向性に異論はないが、ワーキング・グループの下で更にガイドラインの内容に検討を加え、できるだけ早く、充実したガイドラインの下で実務修習を実施できるようにする必要があることで、意見の一致を見た。

さらに、修習全体の実情の把握についても、その方策についてワーキング・グループの下で検討する必要があることで、意見の一致を見た。

その上で、委員会においても以上の点について同様に御意見を伺う必要があるとのことで、意見が一致した。

(小林宏司幹事、裁判官)

それでは、導入的教育に関する最高裁の考え方について、補足して御説明する。

最高裁としては、前回の委員会で御説明したとおり、現在、司法修習全体の実情がつぶさに把握できているわけではないが、法曹養成制度検討会議の取りまとめや法曹三者アンケートの検察・弁護の結果などを踏まえ、現時点の方策として、**修習開始段階で、法科大学院の実務基礎教育で修得しておくべき知識・能力が不足している者**に対して、**その不足に気付かせ、自学自修を促すことが必要**という観点から、**実日数8日間程度の導入的教育**を行うことが相当ではないかと考えていた。これに対して、**法務省、日弁連からは、効果的・効率的な分野別実務修習を円滑に行うために、1か月程度の集合型の導入的教育が必要であるとの強い意見**が出されていた。

その後、ワーキング・グループにおける検討を経て、**最高裁としても、導入的教育として、自己の足らざる部分を自覚させ、自学自修への動機付けを行うためにも、集合型の教育に一定の教育効果の高さが期待できるであろうと考え、また、司法研修所における集合的教育を行うのであれば、その機会に分野別実務修習を効果的・効率的に実施するための一定の教育を行うことも合理的であろうと考えるに至った。**もつとも、そのために導入修習の期間が長期化し、修習の中核である分野別実務修習や選択型・集合修習の期間を縮めることは、できる限り避けたいとも考えた。

そのような立場から総合的に検討し、先ほど説明のあった実日数15日案をもって、法曹三者間の調整ができるのであれば、それで致し方ないと考えたものである。

ところで、導入修習のカリキュラムだが、現時点で、導入的教育は修習生に不足している**実務基礎知識・能力に気付かせるという目的に重点**があると考えるので、カリキュラムも、そのために必要なものが中心となるべきであると考えている。起案は、それによって自己の知識・能力を自覚させる意味があり、行ってよいとは思いますが、それには**サマリー起案で足りる**のではないかと思う。また、この機会に、効果的・効率的な分野別実務修習のために、法曹三者の心構えや各分野別実務修習の入り口で必要となる留意事項等を講義することにも意味があると思うが、**本来、分野別実務修習の充実は、それ自体の充実方策の実行で図るべきものであり、分野別実務修習のための講義等で座学が長くなったのでは、本末転倒**であろうと思う。

本日、委員の皆様の御意見を伺って、さらにワーキング・グループの下で協議を行っていきたいと考えている。

(神村昌通幹事、検察官)

法務省が考える導入的教育の意義・目的は、**法科大学院から検察実務修習への移行、特に生の事件を扱う段階へと移行するための架橋として、検察実務修習を適切かつ効果的・効率的に実施するために必要となる基礎的知識とマインドを身に付けさせることにあり、法科大学院の現状に対する臨時のものではなく、本来実施する必要のあるものである。**現に各実務庁で実務修習の時間を使って行っていることを、今後は統一的・集合的な形でより効果的・効率的なものとして実施することだというふうに考えている。もつとも、最高裁から御説明のあった、**現状の法科大学院の実情に鑑み、その不足を補うべく、修習生に気付かせて自学自修を促すという効果について、そうした考えがあり得ることを否定するものではない。**

法務省の考えについて若干御説明申し上げると、検察実務修習において生のケースを扱わせるに当たっては、例えば被疑者を取り調べたり被害者・目撃者から事情聴取をしたりする、あるいは警察に捜査を指示するなど、司法修習生として可能な限りにおいて実際にこれらを執り行わせるに際して、**あらかじめ必要限度のレベルで検察官の立場や在り方、相手方について配慮すべき事柄や応対方法の原則、事件処理の実務的手順等を修得してもらっていないと、それらを実際にやってもらうわけにはいかない。**そうした取調べ等は、同時に、生の事件の処理に向けた事実認定や法的分析と同時並行して行われるものであるが、実務における検察を含む法曹三者の実情を体感的に理解し、実務で求められるレベルについても認識してもらわないと、偏頗したあるいは適正さを欠いた扱いを生のケースに対してすることになりかねない。

その結果、**生身の関係者に取り返しのつかない被害を発生させてしまう恐れ**もある。そこで、生のケースを扱う前に、今述べた必要最小限度の事項について理解させ修得させておく必要があると考える。法科大学院の卒業生が実務基礎教育を受けていることを前提とした上で、なお生のケースを実際に取り扱うために必要となるより具体的な事柄というものが、とりわけ当事者法曹に関する実務修習には存在するのであり、それらは実務修習の入り口で、いわば**分野別実務修習の一部として、実務家によって教育するのが必要**だと考える。そのため、現状、検察実務修習の各クールの冒頭にすべての実務庁で導入的教育が実施され、多くの庁で1、2週間を費やしているが、これらを1回にまとめて効率化するとともに、司法研修所の教官による高いレベルでの実施とする必要があると考えており、この点は前回も説明したが、そうした観点から、吉崎幹事から説明のあったワーキング・グループからの提案に合意させていただいている。なお、導入的教育のカリキュラムの内容については、今申し上げた趣旨、観点から、即日起案等を実施する必要があると考えている。

(巻之内茂幹事、弁護士)

現行の弁護実務修習において修習生の多くが直面する課題に対し、修習生がスムーズに対処することができるようにすることにより、弁護実務修習を更に濃密な内容に充実させるとともに、**弁護実務修習以外の分野別実務修習においても裁判官・検察官の視点と併せて、弁護士としての視点を持たせることで、短期間であっても、効率的かつ効果的な修習をさせるという意味**で、今回の統一的導入修習を是非実現していただきたいと思っている。前々から弁護士会としては、統一的導入修習の必要性について唱え、民事・刑事の弁護導

入講義を御承認いただいたという経緯があるが、弁護導入講義については、修習生から、1科目1日ずつでは期間が短すぎるといった意見が出ており、また、サテライト方式で行う講義の教育効果についても問題があるやに聞いている。そうしたことを踏まえ、ワーキング・グループで議論した結果、導入的教育の充実方策がまとめられた。吉崎（佳弥）幹事（司法研修所事務局長）から、導入的教育については二つの目的があると紹介されたが、そのうち、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにするというのが、弁護士会の考え方である。

ただ、司法試験を挟んで法科大学院で受けた実務基礎教育から司法修習開始までの間に時間が空いていることから、リマインドをかける必要があるだろうということもあり、あまり理念的なところでぶつかり合うよりは、**実際のカリキュラムの内容で、本当に充実した分野別実務修習の導入としてふさわしいかどうかという観点から、内容面で今後議論していく方がいいのではないか**とと思っている。どういう分野別実務修習が想定されるかについては、後ほど弁護士会の考え方を御紹介したいと思うが、想定している弁護実務修習は、むしろ**弁護士の補助として修習生に活躍してもらうことによって、基礎知識を体得する**ということを考えているので、即日起案については、かかる前提から考えると、サマリー起案というより、**実際に実務に使用することができる起案**をさせるべきではないかと思っている。カリキュラムの具体的内容について司法研修所の教官室を中心に検討することについては全く異存はない。ただ、現在、分野別実務修習のどの部分に不足があると考えられているのか、あるいは、こうしたらもう少し導入がうまくいくのではないかといった情報提供、要望については、弁護士会からもできるだけ協力してやっていきたいと思っている。

（酒巻匡委員、京都大学大学院法学研究科教授）

導入的教育の中身についての質問だが、不足している実務基礎知識・能力に気付かせて自学自修を促すという目的、効果的・効率的な分野別実務修習が行えるようにするという目的を達成するために、即日起案を実施して解説を行うということであるが、もう少し具体的に、即日起案をどのような形で実施することで、この目標が達成されるとお考えになっているのかを、各分野の方に御説明いただけるとありがたい。

（村田渉幹事、裁判官）

あくまでもイメージではあるが、民事裁判の即日起案については、**模擬記録を使って、具体的な事実関係を前提にして、その事実法律をどのように適用するのかという法的主張分析**を行わせたい。要件事実教育は法科大学院で実施されているが、導入修習では、要

件事実の知識と理解を前提として、具体的な事実関係に法をどのように当てはめるのかについて法的分析をさせて、その上で解説しようと考えている。また、併せて、**証拠の収集・評価**という点についても、どのような立証活動や訴訟活動ができるのか、どのようなことが問題となるのかについて考えさせ、起案させてはどうかというようなイメージを持っている。

(中里智美幹事、裁判官)

具体的な検討が詰まっていないので、現時点でのイメージということで御説明するが、刑事裁判の起案については、不足している能力等として、実務庁へのアンケートで事実認定に関する理解が挙げられているので、**簡易な模擬記録に基づいて、事実認定を問うことは少なくとも行いたい**と考えている。それと同時に、検討中ではあるが、単なる事実認定だけではなく、**要証事実の法的分析であるとか、事実認定が手続とどのようにリンクしているのかという点の理解**についても、可能であれば問うことを考えたいと思っている。

(酒巻委員)

検察、民事弁護、刑事弁護で、即日起案をすることと不足している実務的基礎知識・能力に気付かせるということが、どのように結び付くのかということを知りたい。また、民裁・刑裁教官室が言われたことは既に法科大学院でやっていることなので、それとどこが違うのかを教えていただきたい。

(廣上克洋幹事、検察官)

検察科目についてもイメージの段階で、確たるものではないが、**当事者法曹としての事実調査能力、法的分析能力**というところが、実務修習に効果的に入っていくための導入として必要だと考えている。一つのアイデアとしては、例えば、検察官の場合、警察から事件送致を受けて、更に捜査を進めていって終局処分を行うという捜査実務の導入となると、送致段階の記録を踏まえて、今後どういった捜査をしなければならないかということを具体的に検討してもらう必要があると思うし、また、終局処分に当たっても、検察官の場合には起訴した後の公判でどういった展開が起こるかということも踏まえた上で処理するので、端的に言えば、例えば被疑者の自白がなくても立証できるのかどうかといった視点も考えながら事件処理をする必要がある。そういったところを考えると、送致段階や終局段階の起案を通じて、今のようなフル起案ではなくても、**レポートでも結構**だとは思っているが、**検察官の本来の捜査の考え方や終局処分の考え方を教えていく必要がある**と思っている。

(巻之内幹事)

本来は、出縄幹事が民事弁護の説明をするところではあるが、本日は欠席しているので、日弁連から要望したいことを御説明したい。起案として考えているのは、訴状や答弁書であるが、例えば訴状では、法律相談の内容を書面あるいはビデオで修習生に見せたいと思っている。その中には、**余計なことも含め様々な事実が出てきており、その中から要件事実が何であるのか、重要な間接事実が何であるのか、その他、要件事実とは全然関係ないが依頼者としては一番言いたいこと、背景事情はどういうことなのかを整理**させ、それぞれ証拠との関係性を見いださせて、その上で起案をさせることが考えられる。起案をすることによって自分が本当に理解できているのかが一番よく分かってくる。また、**書かせた上での添削、意見交換、指導ということが重要**となる。どういう点に気付いていないのか、あるいはどういう点はもっと重要なのか、といったところを教官と修習生との間で議論していくことによって、今後、分野別実務修習に進んだ際の対応を予告しておくことになる。同じようなことを今度は分野別実務修習において法律事務所ですることになる。そんなイメージでいる。

(木村哲司幹事、弁護士)

検察や民事弁護と比較して、刑事弁護の独自性、特徴というのは、基本的に受けの立場にあるということにある。検察官の主張立証に対してどうやって反論していくか、こちらが主に立証するという話ではなく、受けの姿勢でいったいどういった弾劾ができるかということを考えさせなければいけない。

となると、まずは検察官の主張をどう把握するか、次に事実を分析して行って、被告人にとって有利な事実・証拠はどれだけあるか、さらに、それをどう構成すれば最も有効に弾劾することができるか、そうした視点を持ってもらわなければいけないが、こうしたことは修習生にとっては分かりづらいところがあるようである。したがって、刑事弁護においては、まず**記録に基づいて弁論要旨を起案**させる。**サマリー起案になるのであれば、検察官の主張はどういったものか、これに対してどういった方向で反論すべきなのかといったことを書かせる**ことになると思う。分野別実務修習を終えてきた修習生の中でも最初の起案というのはいかにも裁判官が判決書を書くような起案をする者がたくさんいる。そのあたりをまずは書かせて、自分で考えて自分で表現させる、しかる後に、それについて刑事弁護人の視点として物事を考えた場合にどういう構成がいいのか、どういう分析が必要なのか、といったあたりを教えていきたいと考えている。サマリーという言葉が出ているが、これはおそらく、今は1日かけている起案について、時間的に圧縮する趣旨だと思う

が、我々としては**弁論要旨の全文起案をさせてみたいということもあり、例えば論点を減らした記録を用いるなどして、何とかそういう起案をさせたい**と考えている。

(鈴木健太委員、裁判官)

前回は申し上げたが、裁判所では**実務修習に耐えられないような修習生が多いという認識はあまりない**ということもあるし、**制度が改革された際に法科大学院ができれば司法修習は不要だ**といった議論があった中で、**実務修習というのは何事にも替えられないものである**という議論がされていたかと思う。そういう意味で、**実務修習というのが核心である**わけで、**実務修習の期間が更に短くなる**ということは**是非避けたい**と考えている。したがって、導入的教育をすすめても、**各自が足りない知識・能力を気付かせ自学自修につなげる**というものであるべきではないかと思っている。ワーキング・グループで色々と検討していただき、導入修習を実施するという方向で検討が進んでいること自体に反対するわけではないが、仮にそういう方向で動くにしても、**絶えず修習全体の実情を把握して見直す**べきは見直すという心構え、**基本的な考え方で進めるべきではないか**と思っている。

(高瀬浩造委員、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科研究開発学教授)

法科大学院では知識・技能に関して十二分に教育が行われているということは、疑いはないと思うし、これによって知識と技能が身に付いているということについてもコンセンサスが得られていると思っている。にもかかわらず、過去においては弁護士会の方から問題意識が指摘され、今回は検察の方からも御意見が出ているのだが、おそらくこれは、**知識と技能をうまく有機的に併せて色々判断・選択をする、それによって自分の立場をどのように考えるか**ということについての教育を徹底的に受けているわけではないので、**そのあたりに非常に大きなばらつきがあるのではないかと**受け取っていた。これをどうやって解決するかという点において、検察あるいは弁護の方は、集中的な導入的教育が必要ではないかという話であったし、裁判所は、**それこそ実務修習でやらないと身に付かない**といった御意見だったと理解している。問題は、コンピテンシーと言われる、知識と技能を有機的に使って判断・選択を複数の要件が重なっている状況の中でやるという能力を、どうやって効率よく教育するかということに集中していると思う。そのために、導入教育が有効だという結論がワーキング・グループで出されたのであれば、それは有効だと思う。ただ、法科大学院で教えていることをまた教える必要性は全くない。先ほどから、**導入修習で教えるべきと実務家が考えていることについて、法科大学院でも既に教育しているとの御意見が出ているが、実はその内容は微妙に違う**と思う。すなわち、司法修習では、実際

にある案件に関して、その複雑性の中で、かつ、短時間で、それをどう判断できるか、ということが要求されており、それが即日起案という形になって出てきているのではないかと考えている。そういう意味で、不足している実務的基礎知識・能力に気付かせるということよりも、**実務的基礎知識・能力はあるが、それを有機的に使う能力に不足やばらつきがあるということについて自覚させる**、というのが正確な表現だと思っている。このように考えると、導入的教育の目的とされる二つの点はあまり異ならないものとなるのではないか。

こうしたコンピテンシーの不足について、どうやって1年間の実務修習で実務に耐えるレベルにするのかということに注目すれば、自ずからやるべきこと、目標ははっきりするのではないかと思う。法科大学院と司法修習との間の役割分担という点で言えば、司法修習ではコンピテンシーに注目して、有機的に使うべき知識・技能については当然用意できているように教育していることを確認していただきたい、ということで整理できるのではないか。司法修習の開始段階で、修習生に何が身に付いていて、どの点にばらつきがあるのか、大きく劣っているところはどこなのかということに注目すべきではないかと思うが、知識・技能についてはばらつきや不足はないと思っている。

(鎌田薫委員、早稲田大学総長・法務研究科教授(但し、現在のもの))

高瀬委員の御意見は全くそのとおりだと思う。コンピテンシーを高めていくために、法科大学院、司法修習、さらにはOJTにおいてどういう役割分担をして、どういう教育目標、手法を使えば一番効果的なのかということを考えるべきだと思っている。今般のワーキング・グループの御提案を見ると、15日間のカリキュラムの具体的内容はまだ定まっていなくて、分野別実務修習のガイドラインも抽象的であって、全体としてのカリキュラムが見えていない中で、**15日間は必ずやる、即日起案を必ずやるということだけを決めるというのは、教育システムの改革の議論の中では異質な議論の仕方をしている**との印象を持った。民事弁護との関係で言えば、即日起案で訴状や準備書面が作成できるようにする、そして、その能力を前提にして弁護修習の中では弁護士の補助としてどんどん書面を作成していくとなると、**新司法修習の在り方について議論が始まった当初の、従来の実務修習ではそのようにやっていたのに新制度になったら書面を書けない修習生が実務修習に来て問題だ、といった議論に回帰してしまっている**気がしている。新修習の理念はそうではないという方向で、これまで修習委員会での議論を進めてきたと思うのだが、仮にそのようなやり方で実施していくとなると、**法科大学院の教育目標は、司法試験に通ったら、**

実務修習に入った直後に即日起案があるので、そこで完璧な書類を作れるような勉強をしていきましょう、ということに転換していくことになるのか。法科大学院側としては、教育目標について今までと違うものが求められるようになるのであれば、それはかなり大きな実際上の転換を余儀なくされる。あるいは、法科大学院生の意識という面でも、何を勉強して実務修習に入っていくべきかというところも変わってきてしまうような気がする。そういう意味でも、**導入修習を設けるのであれば、そこでは何を目標にして行うのか、即日起案は何のためにどのようなことをするのか、それ以外に導入的教育の中では何をやっていくのか**ということ、もう少し具体的に提示していただく方が、法科大学院としては大変助かる。

(今田幸子委員、元独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員)

何が要求されているのかというのが分かりにくい。私の理解では、大きな問題としては、**司法修習生の質にばらつき**があり、中には**非常に対応に難しい修習生**がいて困っている、ということかと思う。法科大学院では、制度自体の哲学から、多様な層の学生がいて、能力だけではなく、**思考についても多様な学生がいて、その結果として、そうした学生が司法修習に入ってきたときに、現場はそういった修習生を受け入れるのに苦慮**しているという状況があるのであろう。また、現場の方も、色々な分野で状況が違う。裁判員制度等の制度の変化の中で、現場においても分野によって不足部分や問題点が違うのではないかとこの状況があるように思う。こうした修習生も様々、現場も様々という状況の中で、分野別実務修習がどうあるべきかが問われているのであるが、その対応として、**1か月ほどの集会的な導入修習をすることで対応しようとする案が議論されているというのは、不足、課題からいってしっくり来ない**。むしろ、もっと個別具体的に問題点に対する対応案を考えるべきである。また、全員を司法研修所に集めるというのは大変コストもかかるし、実務修習の時間を削るという問題もある。具体的なカリキュラムの内容が、各分野の様々な不足を補うことができ、かつ、様々な学生の不足する能力を補完することができるような素晴らしいものとなれば、今申し上げたようなことは杞憂になるということは分かるが、カリキュラムが不明確な現状での今般の御提案は、不足や課題とうまく合致しておらず、効率的・合理的な対応策になっていないのではないかという思いがある。

(翁百合委員、株式会社日本総合研究所副理事長)

色々話を伺っていて、司法修習生に不足している実務的基礎能力として、一つは、**知識と技能はあるがそれを組み合わせて有機的に判断することができない**ということ、もう

一つは、稲川委員の言われたように、事実が確定したものは法科大学院でやっているが、**事実認定について時間的な制約の下でやっていくという訓練はできていないということ**なのだが、このような理解でよいのか。カリキュラムの具体的内容を策定するに当たっては、具体的に何が不足しているのかということが明確になれば、そこに重点を置いてカリキュラムを作成することで対応していけばよいと思う。これらについては、法科大学院の現状では十分に教育できていない、差が生じているということなのか、法科大学院の守備範囲ではないということなのか教えていただきたい。

(鎌田委員)

様々な観点がこの議論についてはあると思うが、法科大学院では法理論を教育し、それを**実務に架橋する助走ぐらい**のところを中心にやるので、生の事実を提供してこれにどのように対応していくかということについては、実務修習を通じて身に付けるべきものであり、**司法修習の開始段階でできないのは当たり前**と思っている。また、法曹養成制度検討会議で導入的教育の充実ということが言われ出した当初は、法科大学院における実務基礎教育にばらつきがあるということが指摘されていたが、そうであるとすれば、それは**法科大学院において、法科大学院の責任で解消すべきというのが本来の議論**であり、法科大学院では何もできないのだから司法修習の方で時間を使ってでも調整しますというのは筋違いだろうと思っている。こうした問題を解消するために現状の法科大学院の教育では足りないということであれば、それは**法科大学院にきつく要求していただくと同時に、司法試験を一定の能力が担保されるスクリーニングとなるようなものにする**ことの方がむしろ重要である。**15日程度で身に付くものを法科大学院では教育できないなどということはありません**、と法科大学院側としては思っている。

(酒巻委員)

鎌田委員が言われたことに関連するが、法科大学院にどのような教育を求めているのか、ということと思う。これまで、**できるだけ理想型に近い実務基礎教育をやってきたつもり**でいるが、それに不足があるというのであれば、先ほど鎌田委員が言われたとおり、それを**更に充実する道はある**と思うのだが、そこがちょっとはつきりしない。そして、足りないと言われているところについては、それは法科大学院で教育しているという部分もたくさんある。

ただ、そうでない、専ら当事者法曹の目から見た事件の捉え方、あるいは本当に生の証拠に基づいてとなると、法科大学院ではできないことなので、生の事件に近い材料を使っ

てとなると、即日起案といったことになるのだろう。

それは法科大学院でもできることなのかもしれないが、そのあたりの役割分担を明確に
していただきたいと思う。導入修習でそうしたことをやるのであれば、法科大学院では、
実務基礎教育はせずに法理論教育を充実させた方が、確固たる理論的基礎が身に付いて、
後は実務修習でやっていただいた方が伸びるのではないかと、という見方もあると思う。そ
うした役割分担が不明確のまま、法科大学院と司法修習の接合部分にこうした導入修習を
設けるとするのは、どうも今ひとつ気持ちが悪いので、何とか明確にしていきたい。

(村田幹事)

法科大学院に派遣教員として行っていた経験があるが、酒巻委員の言われた点について
申し上げると、法科大学院と司法修習の役割分担と連携が必要であることは言うまでもな
いが、**その役割分担と連携といったときに、両者の役割が必ず截然と区別されなければな
らないのか、それとも、両者にまたがるようなリレーゾーンがあってもよいのか、という
ことは考えなければいけないことである**と思う。法科大学院では、例えば、民事訴訟実務
の基礎といった科目で、記録教材を用いて争点整理の一般的な仕方を教育するなどしてお
り、ある意味では、司法修習と同じようなことを行っているように見える。

それは、実務ではどのようなことをしているのかについて具体的なイメージを持っても
らうために行っていることである。しかし、実務で活きた事件において争点整理を実践す
ることと同じようなことを行っているように見えても、実務のイメージを持ってもらうた
めに行っているにすぎず、**イメージを持つために行っているのか、実際にプラクティスと
してどのように活きた事件を取り扱うべきかを考えるのかでは違い**があるし、取り上げる
事件の事案の難易、複雑さ、奥深さもかなり違う。法科大学院で、実務がどう動いている
かという基礎的な部分を知っておいてもらって、実際の法の適用の場面をイメージしても
らうことは大事なことである。それを踏まえて、実務修習に入って、実際に自分の知識・
能力を使って事件を解決していく、法的分析をして事実認定をするということを体験的に
やってもらうのだが、その間に、修習の導入的な部分において架橋的に、法科大学院で修
得した知識・能力を確認しながら模擬的な記録で同様のことをやり、その過程で、例え
ば要件事実の知識や理解が足りないということであれば、それについて自学自修の必要性を
自覚させた上で、より深い実務に入っていく、という方法を採用することには意味があるの
ではないかと思う。司法修習で導入的教育を実施するからといって、法科大学院での実務基
礎教育がいらなくなるものではないと思っている。

(鎌田委員)

村田幹事のおっしゃることも稲川(龍也)委員のおっしゃることもそのとおりだと思うが、この委員会が始まって10年経ったところで**司法修習の制度を形の上でかなり大きく転換する**ということは、**今までの司法修習あるいは法科大学院教育に対する一定の反省を踏まえて、その欠点を補うためにやろうとしていることは明らか**であろうと思う。そのような大改革をして、その冒頭に何が来るかという、訴状や準備書面の作成ということでは、**法科大学院教育を終えて司法試験に合格した人に最も欠けているのは、書面作成能力であるというメッセージとして伝えられかねない**。これまで、法科大学院、新司法修習を通じて獲得しようと思っていた目的からの大転換という形で受け取られることのないように細心の注意をしていただきたい。また、司法試験の合格者にとっても最初の関門で、そこで自分の一生が決まるかもしれないという意識を持って臨むものが即日起案であり、そこでかん養されるべきものは書面作成能力であるということが、将来の法曹養成に対してどういう影響を与えるかということ十分に御検討いただく必要があると思う。その上で、それでも15日間の導入修習を実施し、その中で各科目即日起案を中心に実施することが最善の方法であるという検討結果なのであれば、そうなのであると思わざるを得ないかもしれないが、**制度を大きく変える提案をする側に証明責任があると思うので、後は信頼して下さいという議論の仕方は社会的に通用しない**だろうと思う。

(3) 司法修習委員会第27回議事録(2014年1月28日開催)より抜粋

(稲川龍也委員、最高検察庁総務部長)

今回の導入修習のカリキュラムあるいは分野別実務修習ガイドラインは非常にいいものができたと思っている。導入修習のカリキュラムは、私自身も司法研修所教官をやっていた関係で、この教官を20人以上は確保しないで、実質28クラスみたいなカリキュラムを裏表入れながら、かつ、合同でやるプログラムと単独でやるプログラムをうまく組み合わせ、民事・刑事のバランス、あるいは当事者科目と裁判科目のバランス、その辺りも含めて非常によくできていると思う。酒巻委員の御質問の中で、**現在行われている導入的教育と今回の集合的な導入修習でどう違うか**というものがあつたが、その点に関して申し上げる。

まず、前提として、法律家に必要とされる汎用性のある基礎能力としては、刑事科目を念頭に置いた整理だが、法的分析・判断能力、静的事実認定能力、動的事実認定能力、事実調査能力（聴取能力、情報・証拠収集能力）の四つがあると考えている。

法的分析・判断能力は法律解釈や判例の知識を基本に、確定した事実を法律に当てはめ判断する能力であり、**静的**事実認定能力は証拠調べが終了し、固定した証拠を基に、公訴事実と量刑に影響する重要な事実を認定する能力である。

動的事実認定能力は**静的**事実認定能力を前提に、捜査段階で、予想される争点とその時点での証拠構造を把握するとともに、足りない事実・証拠を見通す能力であり、事実調査能力は予想される問題を解決するために必要な証拠や情報を収集してその結果を分析する能力である。

このような前提で申し上げますと、これらの四つの能力については、土台に法的分析・判断能力があり、その土台の上に、最終的な裁判所の判断の基になる静的事実認定能力があり、その上に当事者法曹に求められる**動的事実認定能力**、事実調査能力というものが成り立っていると考えている。もちろん、当事者だけが**動的事実認定能力**を要求され、裁判官は**静的**事実認定能力で足りるという意味ではないが、当事者法曹というのは、基本的な裁判官の事実認定的な思考を前提に、捜査段階で予想される争点とその時点での証拠構造を把握するとともに、足りない事実、証拠を見通し、何を具体的に捜査するか、捜査は、人から聞くというものと、物・情報を収集するという二つに分かれるが、その捜査結果を事実認定に反映させるということを繰り返していく。刑事弁護でも見通す弁論と言っているが、これが非常に大事である。それが当事者法曹というもので、こうした当事者法曹に求められる**動的事実認定能力**と事実調査能力については、**基本的な考え方は法科大学院でもある程度教えられるが、実践して引き続き得た証拠に基づいて更にやっていくという流れをやらないとなかなか身に付かない**。そういう意味では、法科大学院では法的分析・判断能力と**静的**事実認定能力の土台をしっかりとってもらった上で、実務に出て、**動的事実認定能力**と事実調査能力を身に付けていくというのが、法曹三者にとっていいのではないかと思っている。**集合的な形で導入修習をやることが何故いいか**というと、**こうした違いがよく分かる点**にある。つまり、集合的な形でやると、同じ事実認定といっても、刑裁でやるのと検察でやるのと刑弁でやるのはみな違って、どこが違うのか非常によく理解できるところがある。導入修習でそれぞれの違いを集中してやれば、別々でやるよりも理解しやすい。コラボが分かりやすいというのと同じで、同じテーマを違う立場から色々聞くとい

うのが非常に分かりやすい。当事者法曹の役割等は、相対立する当事者、あるいは裁判所がいて初めて理解できるところがある。導入修習でまとめてやるというのはそういう意味があると思っている。

もう一つは、これまで各クールで行っている導入的教育と、今回の導入修習で、時間的には大差ない中で何が違うかという点、教官が出前で起案の講評をして基本的なことを教えるという点は同じだと思うが、検察でいうと、現在、各地検でそれぞれの教材に基づいて演習を実施させているが、**司法研修所で十数人の教官が知恵を出していい教材を作り、教え方も徹底すると、各地検で教えているレベルよりは、かなり高いレベルで教えられるというメリット**もあるだろうと思う。こうした導入修習がうまく機能すると、法的分析・判断能力の醸成・評価を中心とする法科大学院及び司法試験から、静的・動的事実認定能力、事実調査能力の醸成を図る実務修習への連結が円滑になり、理念としてのプロセスとしての法曹養成がうまくいくのではないかと考えている。そういう意味で、今回の導入修習のカリキュラムや分野別実務修習ガイドラインは、よくできているのではないかと考えている。

検察の現場においても、取調べや調書作成に力点が置かれていた部分を、法曹三者に必要な汎用性のある能力、事実調査能力等に特化できるような形に変えていきたいと思っており、数年後のアンケートでは実務修習が非常に効果を上げている結果が出る、そんな形になれば良いと思っている。

(酒巻委員)

まとまった考えではないが、稲川委員の御説明の内容は、私自身が刑事訴訟が専門ということもあり、よく理解できるところである。動的事実認定能力と事実調査能力の部分が学校では無理な側面が強いというのも、そのとおりだと思う。これを教えろといわれても実務経験のない私にはなかなかできない、むしろ大学は法的分析・判断能力と静的事実認定能力の方に、特化とまでは言わないが、こちらをしっかりとやらないといけないというのはそのとおりだと思う。そうすると、これは法科大学院の基本設計に関わってくることであろうと思う。そもそも**理論と実務との架橋と称して法科大学院で行う実務基礎教育はどのようなものであるべきか、何をどうしたらいいのか、というところを改めて整理整頓する必要**を感じる。法的分析・判断能力は理論科目で当然できるとして、静的事実認定能力の部分をどういうものとして、どうやってやるのかというところは、これまでの委員会でも、実務基礎教育の在り方について議論して考え方をまとめるなどしてきたが、もう一度そこ

は今のままでいいのか、足りないところがあるのか、それともそもそも学校でできないことをやろうとしていて無理がきているのかといった辺りを、考え直す必要があるのではないか。その結果今のままでいいのならそれでもいいのだが、そろそろもう一度根本から考えるべきことなのではないかということは強く意識している。私自身は自分の教えている法律が実際に使われる使われ方ないし動かし方、しかも、刑事なので三者、民事以上に色々と見方が違うことがあるので、動的・事実認定的なことにも少し踏み込んで、自分としては、**理論教育の中で実務基礎教育の導入的なことも教えているつもりであるが、それでも実際にやったことがない私のような者が教えるというのは、正直これでいいのかという反省もある。**学校の先生が最も得意なところと、実務教育をやっていただく皆さん方が得意なところというのははっきり分かるが、その中間部分をどうしたらいいのかというのは、非常に悩みの深いところだという印象を持っている。法科大学院として、特に実務教育の内容・位置付けを立ち入って考える必要があると思う。

(酒巻委員)

法科大学院で実務基礎科目を担当している裁判官、検察官の派遣教員や弁護士は、一生懸命教えていただいているが、一体この教育は何のために何を目標とすればいいのか、やっぱりもう一度ちゃんと考える必要があるだろうと思う。

特に、今日伺ったような**導入修習というのが行われるとすれば、一体、派遣されている実務家は何をやっているんだという話になる恐れがあるので、役割分担というか、同じことをやるのか、同じことの基礎をやるのか、非常に抽象的で恐縮だが、これは重要なこととして考えておかないといけないのではないかと**の印象を持っている。

(4) 司法修習委員会第29回議事録(2015年3月11日開催)より抜粋

(吉崎佳弥幹事、司法研修所事務局長)

平成26年12月2日から同月22日にかけて、司法研修所において第68期の導入修習が実施された。1800人弱の司法修習生全員を、一度に司法研修所に集めて導入修習を実施するという初めての試みであったが、大きなトラブルもなく、無事に終えることができたことと認識している。導入修習中の入寮についても、税務大学校の寮を借用することで、入寮を必要とする修習生全員を入寮させることができた。この間、こういったハード面も

含めて御協力をいただいた関係各位には御礼を申し上げたい。

導入修習の実施状況等について御報告する。まず、導入修習の日程については、資料49のと通りの日程で実施された。

導入修習に関して、これを実施した教官側の印象について、私の方から、まず総論的に御報告する。

各科目に共通したものとして、導入修習に臨む修習生の姿勢や導入修習の成果等については、ほとんどの修習生が導入修習のカリキュラムに熱心に取り組んでいた、**一部に実体法・手続法の基本的理解が不十分である者**が見られた、**相当数の司法修習生が、その実務基礎知識・能力が十分でなく、今後、自学自修が必要**であると実感していたとの印象であった、また、どのような視点をもって実務修習に臨めばよいかを把握できたとの声が修習生から聞かれた、というのが、教官から得られた情報である。他方で、教官の視点から、カリキュラムの在り方について、情報を盛り込み過ぎたために消化不良となった修習生がいたのではないかと懸念が否めないといった指摘もあった。

以上が、総論的な報告となるが、科目ごとの教官の印象については、後ほど各上席教官の幹事の方々からも御報告いただく予定である。

続いて、今度は修習生側の認識として、導入修習の受け手である修習生に対して、先般、導入修習に関するアンケートを実施したので、その報告をさせていただく。アンケート用紙を導入修習の最終日の前日に各修習生に配布して、最終日の全カリキュラム終了後に回収した。

資料50が、その実施結果に関する集計である。その冒頭に記載があるとおり、司法修習生1762人中1692人が回答しており、回収率は96.0%となっている。

まず、アンケートにおいては、導入修習開始前に、知識・能力について不安を感じていたものがあるか、あるいは、導入修習を通じて、能力・知識で不足していると感じたものがあるかという問いを立てた。これに対して、「ある」と回答した修習生がどの程度の割合でいたかをまとめたのが、資料50の図表1である。緑色の部分とオレンジ色の部分を合わせたものが、不安や不足を感じた者の割合ということになる。また、そのような不安や不足を感じた者のうち、導入修習あるいは導入修習を踏まえた自学自修の取組によりそれを補うことができたかという問いに対して、「できた」と回答した者の割合が、緑色の部分となっている。

個別に見てみると、不安・不足を感じたとの回答で最も多かったのが、事実認定の知識

等で、約80%となっている。最も少なかったのが、刑事実体法の知識で、約41%となっている。この刑事実体法の知識以外の知識・能力については、いずれも半分以上の修習生が不安・不足を感じたと回答しており、**知識・能力の類型によって多少のバラツキがあるにせよ、先ほどの教官の印象にもあったとおり、相当数の司法修習生が、修習開始前から、あるいは導入修習を通じて、不安・不足を感じているという実態が明らかになった。**

続いて、資料50の図表2-1から2-11は、基礎となるデータは図表1と同じだが、見方を少し変えており、各知識・能力について不安・不足があると感じた司法修習生のうち、どの程度の割合の者が導入修習を通じて、あるいはそれを踏まえた自学自修の取組によって不足していると感じた知識・能力を補うことができたと感じたかという問いに対する回答結果であるが、逆に言えば、どの程度の割合の者が補うことができなかつたかを見るために、グラフ化したものである。ただし、アンケートでは、あくまで司法修習生自身が「補えた」と感じたかどうかを問うているので、この点に関する一連の回答に高い客観性があるとまではいい難い面があることについては、御留意いただきたい。

個別に見ると、各知識・能力については、「不足を補えた」との回答が最も多かつたのが、図表2-9の事実認定の知識等であり、約45%となっている。また、「不足を補えた」との回答が最も少なかったのが、図表2-5の刑事実体法の知識と図表2-11の口頭文章表現能力であり、約14%である。

実体法のような、法学部や法科大学院の法理論科目の中で学修しているものの不足については、導入修習において不足を補えたと感じる者が比較的少ない、また、事実認定のような、法科大学院の実務基礎科目の中で学修していると窺えるものについては、導入修習において不足を補えた、あるいは不安が解消したという感想を持つ者が多いようにも思われる。ただ、この点については、導入修習のカリキュラムの内容と関連している可能性もある。

続いて、資料50の図表3は、知識・能力が不足していた理由についての問いに対する修習生の回答を集計したものである。複数回答可として回答を求めた。「法科大学院等で学修していない」という回答が20%強、「学修したが理解が不十分だった」、「学修したが忘れていた」という回答が、それぞれ約40%となっている。また、「自学自修の不足」を挙げた者も40%弱いた。

続いて、資料50の図表4は、自学自修に取り組むに当たって、どのような素材を用いようと考えているかとの問いに対する回答を集計したものである。最も多かつたのが、司

法研修所で配布している教材で、通称、白表紙と呼ばれている教材である。80%以上の者が、これを使用すると回答している。これに次いで、導入修習の復習、それから、法律基本書を読むといった回答が多くなった。

最後に、資料50の図表5は、導入修習の各カリキュラムについて、必要性を感じなかったものや、内容や構成が不十分だったと感じたものの有無について問うたものである。これについて、約14%の修習生が、いずれかのカリキュラムについて、不必要あるいは内容・構成が不十分であったと指摘していたものの、約86%の司法修習生は、特段そのような指摘はしていないという状況が明らかになった。

以上が、導入修習に関するアンケートの結果の説明である。

導入修習の検証の在り方等については、本委員会における御意見も踏まえつつ、司法研修所として、司法修習全体の実情把握の一環という位置付けの中で、今後とも検討を続けてまいりたい。

5. 司法修習における考試（二回試験）

(1) 考試（二回試験）のあり方について

最高裁司法修習委員会「議論の取りまとめ」2004年7月2日

前掲「3 司法修習生考試（二回試験）の在り方」160ページ参照

(2) 考試（二回試験）の不合格者数の推移

（法曹養成制度改革連絡協議会第6回配付資料より）

司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数

採用年度	採用年月	修習期	司法修習生採用者数	考試不合格者数	(参考)	司法試験合格者数
平成16年度	16. 4	第58期	1,188	2		
平成17年度	17. 4	第59期	1,499	16	平成16年度	1,483
平成18年度	18. 4	現行第60期	1,455	71	平成17年度	1,464
	18. 11	新第60期	991	76	平成18年度	1,009
平成19年度	19. 4	現行第61期	568	33	平成18年度	549
	19. 11	新第61期	1,812	113	平成19年度	1,851
平成20年度	20. 4	現行第62期	261	23	平成19年度	248
	20. 11	新第62期	2,043	75	平成20年度	2,065
平成21年度	21. 4	現行第63期	150	28	平成20年度	144
	21. 11	新第63期	2,021	90	平成21年度	2,043
平成22年度	22. 4	現行第64期	102	24	平成21年度	92
	22. 11	新第64期	2,022	56	平成22年度	2,074
平成23年度	23. 7	現行第65期	73	46	平成22年度	59
	23. 11	新第65期	2,001	—	平成23年度	2,063
平成24年度	24. 11	第66期	2,035	43	平成24年度	2,102
平成25年度	25. 11	第67期	1,969	42	平成25年度	2,049
平成26年度	26. 11	第68期	1,761	33	平成26年度	1,810
平成27年度	27. 11	第69期	1,787	54	平成27年度	1,850
平成28年度	28. 11	第70期	1,530	—	平成28年度	1,583

6. 医師臨床研修制度について

(1) 医師臨床研修（2004年4月より必修化）

医師法 第3章の2 臨床研修

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

(2項～4項、略)

第16条の3 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（臨床研修省令）

2 臨床研修の基本理念

医師については、単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、**患者の健康と負傷又は疾病を全人的に診ることが期待され**、医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められていること。また、医療の社会的重要性及び公共性を考えると、臨床研修は、医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであること。

このため、臨床研修については、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、**一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付けることのできるものでなければならないこと。**

(2) 医師臨床研修制度の変遷

（厚生労働省ホームページより）

(1) 昭和21年 実地修練制度（いわゆるインターン制度）の創設

国民医療法施行令の一部改正により創設。昭和23年に現在の医師法が制定され、同法に基づく規定となる。

大学医学部卒業後、医師国家試験受験資格を得るための義務として、「卒業後1年以上の診療及び公衆に関する実地修練」を行うこととされた。

(2) 昭和43年 実地修練制度の廃止、臨床研修制度の創設

大学医学部卒業直後に医師国家試験を受験し、医師免許取得後も2年以上の臨床研修を行うように努めるものとするとしてされた。（努力規定）

(3) 平成16年 新医師臨床研修制度

診療に従事しようとする医師は、2年以上の臨床研修を受けなければならないとされた。

（必修化）

(4) 参考

(1) 従来の臨床研修制度

- 研修医は、約13,500人（2学年分、対象者数の87%）。その7割が大学

病院で、3割が臨床研修病院で研修を実施（平成13年度）。

- 研修医の4割程度が、出身大学（医局）関連の単一診療科によるストレート方式による研修を受けていた。
- 一方で、幅広い診療能力が身に付けられる総合診療方式（スーパーローテイト）による研修を受けていた研修医は少なかった。

(2) 必修化の背景

- 地域医療との接点が少なく、専門の診療科に偏った研修が行われ、「病気を診るが、人は診ない」と評されていた。
- 多くの研修医について、処遇が不十分で、アルバイトをせざるを得ず、研修に専念できない状況であった。
- 出身大学やその関連病院での研修が中心で、研修内容や研修成果の評価が十分に行われてこなかった。

(3) 研修の必修化

医師の臨床研修の必修化に当たっては、

- 医師としての人格を涵養し、
- プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、
- アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備すること

を基本的な考え方として、制度を構築してきた。

(3) 医師臨床研修制度の見直し（2009年）

【問題の所在】

臨床研修制度の導入が医局制度を破壊し、地域医療の崩壊を招いたという指摘もあり、制度の見直しが行われた。

必修であった外科、産婦人科、小児科、精神科が選択必修となったが、これらの診療科目は、医師不足が顕著な科目であるにもかかわらず必修から外された。背景には初期研修を短縮し（初年度に義務研修をもってくる、従来の義務研修を選択必修にするなど）、早期に医師としての専門技術の習得に比重を置いたといえる。

プライマリ・ケアレベルの修得も臨床研修制度の導入の目的であったが、2009年の見

直しでは、これに逆行しているのではないかが危惧される。

結局、この問題は 2011 年の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」（文科省、200 ページ参照）に検討の場が移されていく。

臨床研修制度のあり方等に関する検討会（2008年9月8日～2009年2月18日）

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（2009年2月18日）

1 はじめに（略）

2 臨床研修制度導入以降の状況

医師の臨床研修制度は、より良い医師の育成を図るために、「**医師としての人格のかん養とプライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得**」を基本理念として、平成16年度に義務化された。制度導入から5年を経て、以下のような様々な状況が見られる。

- (1) 制度導入以降、多くの病院で研修医の受入れ・指導の経験が積み、そのノウ・ハウが蓄積・共有化されてきている。今後、各病院が蓄積されたノウ・ハウをベースに病院の個性や指導上の工夫を活かした特色ある研修を展開していく上で、国が定める研修プログラムの基準の見直しが求められている。
- (2) 複数の診療科をローテートすることで、研修医の基本的な診療能力に一定の向上が見られるなど、全体として制度の基本理念が実現されつつある。他方、将来のキャリア等に関わらず多くの診療科での短期間の研修が一律に行われることで、研修医のモチベーションを損なったり、専門医等の多様なキャリアパスへの円滑な接続の妨げとなる場合がある。
- (3) 平成13年度に全国の医学部共通のコア・カリキュラムが公表され、また、平成17年度からいわゆる共用試験（CBT ^{*1}、OSCE ^{*2}）が実施されるなど、医学部教育の見直しが大幅に進展した。一方、こうした医学部教育改革の動向と臨床研修制度が十分に連動しておらず、双方の教育・研修内容の間で調整が必要となっている。
- (4) 現行制度の下で、研修医と受入病院との間での全国的なマッチング・システムが導入されたことにもなって、**研修医の受入病院の数が飛躍的に増加**し、研修医を受け入れた病院の活性化に貢献した。他方、受入病院の**指導体制等に格差**が生じており、臨床研修の質の一層の向上が求められている。
- (5) **臨床研修制度の導入以降、大学病院において臨床研修を受ける医師が大幅に減少**し、また、**専門の診療科を決定することが遅れたことも影響して、大学病院の若手医師が**

実質的に不足する状況となった。このため、**大学病院が担ってきた地域の医療機関への医師派遣機能が低下し、地域における医師不足問題が顕在化・加速するきっかけとなった。**

(6) 研修医の募集定員は、病院ごとには一定の基準に基づき管理されているものの、総数や地域別にはほとんど調整が行われていない。このため、**募集定員の総数が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大**しており、また、都市部に多くの受入病院があることと相まって、**研修医が研修後も含め都市部に集中する傾向**が続いている。

(7) 現行制度の下で研修医の身分と処遇（給与等）が大幅に改善され、研修医が経済的な心配をすることなく研修に専念できる環境が整った。ただし、処遇内容は研修医と病院との雇用契約で決まるため、**結果的に病院間で研修医の処遇内容に違いが生じており**、中には研修制度の本来の趣旨に照らして不適切に高額な処遇の事例が見られる。

*1;CBT(Computer Based Testing) :

知識の総合的理解力をコンピューターを用いて評価する客観試験

*2;OSCE(Objective Structured Clinical Examination) :

臨床実習に必要な基本的診療技能・態度を評価する客観的臨床能力試験

3 制度の見直しに当たっての基本的な考え方

「2」の状況を踏まえ、より良い医師の育成のための「医師としての人格のかん養とプライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得」という制度の基本理念、および基本理念を具体化した到達目標を前提として、当面、以下の基本的な考え方に立って臨床研修制度等を見直すべきである。

- ① 研修医の将来のキャリア等への円滑な接続が図られ、各病院の個性や工夫を活かした特色ある研修が可能となるよう、**研修プログラムを弾力化**する。
- ② 医学部教育改革の動向や専門医制度の検討の動向等を踏まえ、卒前・卒後の一貫した医師養成を目指して、臨床研修の質の向上及び学部教育の更なる充実を図る。
- ③ 医師の地域偏在への対応、大学病院等の医師派遣・養成機能の強化、さらに研修の質の一層の向上等の観点から、研修医の募集定員及び受入病院のあり方を見直す。

4 臨床研修制度等を見直しの方向

「3」の基本的な考え方に立ち、以下のように臨床研修制度等を見直すことが適当である。

(1) 研修プログラムの弾力化

○国が定める必修の診療科は**内科（6か月以上）、救急（3か月以上）**にとどめることと

し、これらの診療科における研修は、原則として**1年目に実施**する。

- 内科、救急以外で従来必修とされた科目（**外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科**）は**新たに選択必修**と位置づけ、この中から各研修医が**2診療科を選択**する。
 - 選択必修の診療科について、研修医の希望に応じていずれの診療科の研修も確実に実施できるよう、受入病院は各診療科のプログラムを必ず用意し、受け持ちの入院患者について指導できる体制を確保する。
 - 内科、救急など基本的な研修を1年間とし、**2年目から将来のキャリアに応じた診療科における研修を行うことができるようにする**。また、研修開始時に将来のキャリアに応じた診療科における研修を一定期間行った後に、内科、救急以下の研修を行うことも可能とする。
 - 現在行われているような多くの診療科をローテートする研修も、引き続き各病院の判断で実施できることとする。
 - 小児科、産科など医師不足の診療科の医師の確保に資するよう、一定規模以上の病院は、将来これらの専門医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを用意する**。
 - 研修2年目に、十分な指導体制の下で、地域の第一線の病院、診療所において研修を行う**地域医療研修（1か月以上）**を必修とする。研修施設は、関係自治体の意向を踏まえるなど地域の実情に応じて選定されるよう配慮する。
 - 到達目標について、研修医の到達度を客観的に評価する仕組みを構築するとともに、今後の医学的知見・技術の進歩、疾病構造の変化、さらに卒前教育や臨床研修の改善状況等に対応しつつ、適切に見直すシステムを構築する。
 - プログラムの弾力化に併せて、研修の質を確保するため、指導体制、研修内容、研修医の到達度等について、受入病院を第三者的に評価し、その結果をフィードバックする体制を構築する。
- (2) 募集定員や受入病院のあり方の見直し
- 研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、**人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員の上限を設定**する。
 - 各病院の募集定員は、過去の研修医の受入実績等を踏まえ適正規模に見直すとともに、大学病院等の地域の中核病院による医師派遣実績等も勘案した上で、当該都道府県の

募集定員の上限と必要な調整を行って設定する。その結果、募集定員の大幅な削減の対象となる場合などについては、一定期間の経過措置を設け、地域の実情や研修医の受入実績等を考慮したきめ細かな対応に配慮する。

- 研修希望者が、自分の将来のキャリア等を勘案し、各病院の特色ある研修プログラムを選択できるよう、引き続き、受入病院が公表した研修プログラムを全国規模で選択できるようにする。
- 研修の質の向上のため、研修プログラムを管理する病院について、症例数、設備、指導体制など病院の水準・規模の面で基準を強化するとともに、大学病院など地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を推進する。その結果、管理型臨床研修病院の指定取り消しの対象となる場合などについては、一定期間の経過措置を設け、地域の実情や研修医の受入実績等を考慮したきめ細かな対応に配慮する。
- 研修医の処遇（給与等）は、研修医と病院との雇用契約の中で決定されるべきものであるが、研修制度の趣旨を著しく逸脱するような不適切な事例については、是正を誘導するための一定の措置を講ずる。

(3) 関連する制度等の見直し

- 臨床実習を始める医学生¹の質を担保するため、**大学の共用試験の合格水準を標準化する方向で検討**するとともに、**産科や小児科、精神科など診療科の医師不足に対応し、身体面のみならず精神面も重視した全人的医療を進めるための臨床実習の充実を図る**など、医学教育のカリキュラムの見直しを行う。
- 医学部卒業生の地域定着を促進するため、各大学の実情に応じ、**医学部入学における地域枠の拡大**などの取組みを進める。
- 臨床研修修了後の専門性を高める研修及び生涯学習のあり方について、医師の診療科偏在や地域偏在の是正を図り、医師のキャリアパスが明確となるよう見直す。
- 卒前の臨床実習の充実の状況を踏まえながら、医学生の医行為の取扱いや国家試験の内容を見直す。
- 大学病院等による医師派遣機能を、地域の関係者の意向が十分反映された開かれたシステムとして再構築する。
- 今般の臨床研修制度等の見直しに伴い、研修指導体制の充実や研修内容等の評価システムの構築、医師派遣機能の強化など、優れた医師養成に必要な予算の拡充を図る。

5 おわりに

今回の見直しの結果、研修医の診療能力の向上や地域医療の確保にどのような効果、影響があったか、研修の具体的内容、研修医の到達度等を継続的に検証し、5年後を目途に改めて制度の見直しについて検討する必要がある。

将来的には、卒前、卒後の一貫した医師養成を図るという観点から、医学教育、臨床研修及びその後の専門性を高める研修を含め、医師の生涯にわたる研鑽のあり方について、さらに抜本的に見直していくことも必要である。

また、**医師不足問題への対応は、臨床研修制度の見直しだけでは不十分である。医師養成の拡大、医師の勤務環境の改善、医療関係職種間の連携など、関連する対策の一層の強化を強く望む。**

最後に、病院関係者が、本制度の見直しの趣旨を踏まえて臨床研修の充実に取り組み、医師養成への国民の期待に応えることを期待する。

医師臨床研修制度の見直しについて（厚生労働省ホームページより）

厚労省が根拠とする研修医の大学病院離れの状況

臨床研修の実施状況

① 臨床研修実施施設（平成20年4月1日現在）

臨床研修病院（単独型・管理型）	1,004病院
臨床研修病院（協力型）	1,298病院
臨床研修協力施設	5,047施設
大学附属病院（単独型・管理型）	109病院
大学附属病院（協力型）	24病院

② 研修医の在籍状況

区分	大学病院	臨床研修病院
旧制度（平成15年度）	72.5%	27.5%
新制度1年目（平成16年度）	55.8%	44.2%
新制度2年目（平成17年度）	49.2%	50.8%
新制度3年目（平成18年度）	44.7%	55.3%
新制度4年目（平成19年度）	45.3%	54.7%
新制度5年目（平成20年度）	46.4%	53.6%

7. 歯科医師臨床研修制度について

(1) 歯科医師臨床研修制度（2006年4月より必修化）

歯科医師法第16条の4の規定に基づき、及び同法を実施するため、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令

(臨床研修の基本理念)

第2条 臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

(2) 新歯科医師臨床研修評価基準検討会 中間とりまとめ(2006年3月)(抜粋)

はじめに

歯科医師の臨床研修については、平成12年の歯科医師法の一部改正により、**平成18年4月より必修化**されることとなった。すなわち、診療に従事しようとするすべての歯科医師は臨床研修を受けなければならないこととされ、これに併せて新たな臨床研修制度の内容の検討を進め、**研修歯科医が適切な指導体制の下で研修を行い、歯科医師としての人格をかん養し、幅広く歯科医師として必要とされる基本的・総合的な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする**こととされた。新たな臨床研修制度の下、平成19年3月にも第一期の臨床研修修了者が生まれることとなるため、臨床研修の実施、指導及び評価に関する指標となるガイドライン等の整備が求められているところである。

歯科医師の臨床研修の修了に関しては、**研修管理委員会**が、研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修歯科医の評価を行い、**単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者**(以下「管理者」という。)に対し、当該研修歯科医の評価を報告しなければならないこととなっている。そして、管理者は研修管理委員会の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、**臨床研修修了証を交付**しなければならないこととなっている。

また、研修の中断については、管理者が研修管理委員会の勧告または本人の申し出に基づき判断を行うこととなる。

本報告書は、**研修管理委員会による研修歯科医の評価及び管理者による研修の修了、未修了あるいは中断の基準等**を示すことにより、その判断が適切に行われ、全国で臨床研修

修了者の水準の確保が図られることを目的とするものである。

あわせて、研修歯科医の指導の際の留意点についても検討を行い、指針となる指導ガイドラインの整備のために必要とされる項目を列挙するものである。

一方、臨床研修施設には研修歯科医手帳及び医療安全のための指針の整備が義務づけられているものの、いずれも記載内容についての指標となる統一的な項目は示されていない。そこで、研修歯科医手帳及び歯科診療所の医療安全指針に必要とされる記載項目につき例示を行うことにより、臨床研修施設の研修実施体制及び医療安全管理体制のより一層の充実を図るものである。

指導ガイドライン、研修歯科医手帳及び医療安全指針については、別途内容につきさらなる検討を要するものであるが、**本報告書に基づき、新たな歯科医師臨床研修制度の実施に向け早急な整備が必要**である。

なお、臨床研修を行う大学病院においては、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、全国で一定以上の臨床研修の水準を確保するためには、大学病院においても、本提言に示す基準に則って評価、修了、未修了及び中断の判断を行うことが必要である。

第2部 法曹人口

第1 改革の方向性

1. 司法試験合格者数目標を2010年までに3000人としたこと

(1) 審議会意見書（1. 法曹人口の大幅な増加）

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成 16（2004）年には合格者数 1,500 人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和 39 年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて 500 人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500 人前後の数字が平成 2 年まで続いた。そして、平成 3 年からようやく増加に転じ、平成 11 年には 1,000 人に達した。法曹人口の総数は、平成 11 年の数字で 20,730 人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口（1997）については、日本が約 20,000 人〈法曹 1 人当たりの国民の数は約 6,300 人〉、アメリカが約 941,000 人〈同約 290 人〉、イギリスが約 83,000 人〈同約 710 人〉、ドイツが約 111,000 人〈同約 740 人〉、フランスが約 36,000 人〈同約 1,640 人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約 57,000 人〈1996-1997〉、イギリスが約 4,900 人〈バリスタ 1996-1997、ソリシタ 1998〉、ドイツが約 9,800 人〈1998〉、フランスが約 2,400 人〈1997〉である。）。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、**経済・金融の国際化の進展**や**人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処**、**知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加**、「法の支配」を全国あまねく実現

する前提となる弁護士人口の**地域的偏在の是正**（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、**社会経済や国民意識の変化**を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。**司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。**

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間 3,000 人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成 14（2002）年の司法試験合格者数を 1,200 人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成 16（2004）年には合格者数 1,500 人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成 16（2004）年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え（詳細は後記第 2「法曹養成制度の改革」参照）が予定される**平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべき**である。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模（法曹 1 人当たりの国民の数は約 2,400 人）に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、**新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではない**ことに留意する必要がある。

(2) 審議会意見書による法曹需要の見通しについて

【問題の所在】

74 校もの法科大学院の設置が認可されたが、定員は 5000 人を超えることになり、司法試験合格者数の目標が 3000 人とされたことに対しては、そもそも法科大学院の認可数が過大だったと指摘されることがあるが、そもそも年間司法試験合格者数 3000 人の目標を設定する際には、弁護士を過剰にして市場原理に委ねることを想定していたのである

うか。

司法制度改革審議会の意見書では国民が求める数に足りないことが強調されるだけでなく、弁護士（法曹）人口が増えるまでの間は、認定司法書士制度によって対処しなければならないとまで述べられている。

また前掲審議会意見書では、「**新司法試験の合格者数を年間3,000人とする**ことは、あくまで「**計画的にできるだけ早期に**」達成すべき目標であって、**上限を意味するものではない**ことに留意する必要がある。」とまで述べている。

(7) 『司法改革』（有斐閣2002年10月、佐藤幸治、井上正仁、竹下守夫共著）

（佐藤幸治氏）「**法科大学院に対する批判の1つに、法科大学院の数がだいたいこれに見合うようになって、結局は法曹人口を抑えることになるのではないか**、というものがありません。それは全くの誤解であって、法科大学院には法曹人口を抑止する、ある時点で抑えるとかいうような意味合いは全くありません。」（204ページ）

（佐藤幸治氏）「法科大学院の数を幾つにすべきかといったことは決して考えていないことは、誤解無きよう、はっきり申し上げておきます。」（223ページ）

(4) 隣接士業

第2部第6 認定司法書士制度について 355 ページ参照

(3) 司法制度改革推進計画平成14年3月19日閣議決定

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的

基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

(4) 法曹養成制度改革推進会議決定（2015年6月30日）

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも 1,800 人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

2. 医学部の定員や新設に関する検討状況について

(1) 「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」（2010年12月22日～2011年11月29日）

論点整理（2011年12月14日公表）より抜粋

9. 今後の医学部入学定員の在り方について

[1]検討の前提となる医師需要・供給の見通し

- 医師数の需要と供給に関する中長期的推計については、**厚生労働省が平成20年に試算**を行っている。これによると、需要の面では医師の勤務時間の上限の設定によって推計値も大きく変わり、供給の面でも医学部入学定員の設定の仕方が推計値に大きく影響する。同時に、社会の少子高齢化が進み、人々のライフスタイルが多様化するに伴い、国民が求める医療の在り方も変化することが予想される。
- 本検討会においては、この点について、
 - 医師需要の将来予測を行うことは困難であり、米国を除いてどこの国もやっていない。**過去の推計にはなかった、医師のキャリアパス、他職種との関係も考慮することが必要。**（ヒアリング者意見）
 - 人口は今後減少するが、**病気が多くなる65歳以上の人口は今後増加し、医療需要が増加してくる**ことを考慮に入れるべき。
 - 将来的には若い人が減って高齢者が増え、ケアの内容が大きく変わってくる。また、要介護者が増えていく。
 - 医療が高度化して複雑になればなるほど、より多くの医者が必要**となる。
 - 日本人の8割が病院で亡くなる時代となっており、かつては開業医が担当していた「**看取り**」は、**病院の勤務医が行うようになってきており**、これが勤務医に大きな負担をかけている。
 - 患者だけでなく**医師の高齢化が進む**ことも考慮に入れるべきである。
 - 多くの医師が過重労働を余儀なくされていることや、女性医師の増加**を考慮すると、医師数を増加する必要がある。などの意見が出された。
- 他方で、
 - 需要は予測できないことを前提に、**定期的に医師の養成数を見直していくという仕組み**を作るべき。
 - 様々なデータを組み合わせ、地域医療の需給バランスや、各大学病院をとりまく状況を個別に可視化した上で、よりよい仕組みを構築していくべき。
 - 例えば、心筋梗塞が発症して病院に到着するまで何分遅れると死亡率がどのくらい上がるという研究もある。こうした医療提供体制に関するシミュレーションを行うこと

も必要である。

などの意見も出された。

- これらのことを踏まえれば、今後の医師数について需要と供給の正確な中長期的推計を行うことは困難であるが、今後の需要と供給、偏在等に影響を与える要素として、どのような要因があり、どの程度の影響があるかということ、整理することが必要であると考えられる。ただし、**いずれの前提に立ったとしても、「現時点では、医師の需要が供給を上回っていること」や「将来的には、医師の供給が需要を上回る時期が来ること」については、程度や時期の差はあるにしても、概ね意見の相違はなかった。**

[2]既存の医学部の入学定員増について

- 厚生労働省が平成 22 年に行った調査によると、前述のように、現時点では、医師数について需要が供給を上回る状況にあるが、この需給間のギャップを埋めるために考えられる方策として、**既存の医学部入学定員の増員**による対応と、後述する**大学医学部の新設**による対応について、意見があった。
- 医学部の入学定員については、従来、昭和 57 年及び平成 9 年の閣議決定により抑制が図られてきたが、昨今の医師不足に対する社会的ニーズを踏まえ、平成 20 年度から定員増が図られてきた。具体的には、平成 23 年度の定員は、20 年度から計 1,298 人増の 8,923 人となっている。
- 本検討会では、今後の医学部入学定員増について、例えば、
 - 既存の医学部の体制を強化しながら、医学部定員増で対応をしていくべき。
 - 将来的には、医師が余ってくると推計されている。**この余った医師をどうするのか、我々は将来にも責任を持たなければならない。**
 - 医療ニーズの増加が著しいので、特に**60歳以下の医師数は不足のまま**であり、余ることにはならない。
 - 現在の不足数をどうするかということと未来をどうするかということは分けて考える必要がある。
 - 地方の実感として、現在は医師の絶対数が足りていないため、医学部入学定員を増やすべき。また**入学定員増による医師養成を待つことなく早急な地域の医師不足対策も必要**である。
 - 東日本大震災による医師喪失・不足に対応する目的で、10 年間の時限つきで被災地にある医学部の入学定員増を提案したい。

○医師数を増やすべきでないとするならば、偏在対策についての議論が必要であり、増やすべきとするならば、都市部への集中傾向や医療費の問題を議論すべきである。一点だけを議論するのではなく、**システムとして**考えるべき。

などの意見が出された。

•また、定員増に関して、

○地域のニーズを議論した上で、国民の税金としてどこまで賄うのか、地域のお金でどこまでやるのかという議論をしていくことが必要。

○米国並みの医療サービスを日本で提供するならばもっとずっと医療費がかかるだろうが、医療費に対する財源確保が難しいのではないか。

とする意見が出された一方で、

○日本の対 GDP 比医療費（8.1%）は OECD 平均（9.0%）に比べて低いとの指摘があるが、医師養成にかかる費用も少ない。高等教育費を回復する機会があるならば、例えば総合医の養成に力を入れる大学に手厚くすることが考えられないか。

などの意見が出された。医師不足対策としての入学定員の在り方等を検討するに当たっては、今後の財政や社会保障の在り方についても念頭に置きながら議論を進める必要がある。

[3] 医学部の新設による対応について

• 現下の医師不足への対応として、前述の入学定員の増員による対応のほかに、大学医学部の新設による対応についても検討を行った。

• この点について、本検討会においては、

○既存の医学部の入学定員を増やしているが、**教員も増えておらず、十分な施設もないという状況である。この対応を現場に強いるのは限界**があり、医学部を新設すべきである。

○医学部が**東西に偏在**しているため、医学部を東日本に新設して地域偏在を解消すべきである。（ヒアリング者意見）

○新しい医学部を設置することにより、**新しい医療ニーズに特化した医師養成**が可能となる。

○既存の大学の抜本的な改革が進まなければ、**新しいタイプの医学部をモデル的に設置し、例えば財政の安定した総合大学**で年間授業料を抑え、広く門戸を開いて、社会と時代のニーズに合う医師養成を行うことが必要である。

- 医師の絶対数を増やす以外の方法による医師不足解消の取組は今後も必要であるが、それだけで解決することは難しい。
 - 少なくとも**2035年頃までは、医学部新設**による対応を行い、その後の対応はその時点での様々な社会情勢の変化を見て検討すべきではないか。
- など、新設が必要という意見が出された一方で、
- より質の高い医学教育ができるシステムを持つ医学部の新設を検討するのもよいかと思うが、**医師数を増加させるためだけに医学部を作るのは反対**である。
 - 仮に医学部を新設すると決めたとしても、実際に医師が働くまでには相当の時間がかかることを考えると、教員などを増強しながら、新設ではなく今の医学部の定員増で対応して医師を育てていくべきである。
 - 将来的に医師数が過剰になった場合を考えると、**新設した医学部を廃止することは困難**であるので、既存の医学部定員数の調整で対応していくべきであり、医学部新設は到底考えられない。
 - 日本全体で**地域偏在と診療科偏在の解決システムを考えなければならない**のであって、東日本に医学部を作れば解決するという問題ではない。
 - これまで**医学部は相当の改革努力を行ってきた**。既存の大学の教育には**限界**があるから新設が必要という意見には反対する。
 - 既存の医学部ではできないという新しいタイプの医学教育とは、一体どのようなものか明らかでない。
 - 今の医学部が中から変わらなければ医療は変わらないので、今ある大学が変わろうとすることを支援すべきである。
 - 医学部を新設するには、**指導力のある優秀な医師を教員として確保するために広く医師を募る必要があり、結果的に地域の病院や基幹的な病院における医師の不足が助長**される。
 - 多額の費用を注ぎ込んで新設を行うよりも、まずはこれまで定員増した、13 医学部増設に匹敵する、約 1,300 人の学生の教育に十分な投資を行うべきである。
- など新設によらず既存の医学部の入学定員の増加と偏在解消の取組を行うべきという趣旨の意見が出された。
- 本検討会のこれまでの議論では、**新設を行うべきという意見については、新設の意義や必要性を指摘する提案はなされたものの、将来医師数が過剰になった場合の調整や人材**

- ・ **財源確保等の問題点を解消する明確な方策を見いだすには至っていない。**
- ・ 一方で、新設ではなく既存の医学部の増員で対応すべきという意見についても、**増員の効果が出るまでの間、当面の医師不足の状況をどう改善するかという問題について、いくつかの方策や方向性の提案はなされたものの、これらの取組によって問題が解決できるという確証を得るには至っていない。**
- ・ また、新設・増員のいずれについても、**医師の絶対数を増やすだけでは直ちに地域や診療科間の偏在の解消にはならず、増加した医師が偏在解消に寄与できるような仕組や方策を講じることは共通の課題**である。
- ・ このため、当面は、提案された医師不足解消のための取組、地域医療に従事する人材の育成の取組を実行に移しつつ、これらの取組やこれまでの増員スキームの効果を継続的な検証と、医師需給や偏在に影響を与える要因についての分析を行い、需給にかかる諸状況の変化を随時見極めながら、本検討会として議論を行っていくことが必要である。
- ・ なお、今後議論を行っていくに当たっては、例えば医師数を増加することとした場合の医療費負担の問題や、医療機関の機能分化を推進することした場合の国民の医療アクセスの問題など、医学・医療の専門家だけで議論し結論を出すだけでは十分でない論点もある。こうした問題については、今後可能な限り速やかに、本検討会での議論だけでなく、国民的議論が行われるよう促すとともに、政府の関係審議会や検討の場、都道府県における医療計画等に関する議論等においても本検討会での問題提起に関連した議論が行われることが必要である。

(2) 医師会の見解

医師数増加に関する日本医師会の見解 ―医学部を新設すべきか― (抜粋)

(第12回社会保障審議会医療部会資料)

1. これまでの日本医師会の見解

日本医師会は、2010年2月24日、医学部の新設に対し、以下の問題点をあげて**医学部の新設をもって、医師数の増加を図ることに反対意見**を表明した。

(2010年2月24日 定例記者会見資料より抜粋)

医学部新設の問題点

医学部新設に係る具体的な問題点は以下のとおりである。

1. **教員確保のため、医療現場から医師を引き揚げざるを得ず、地域医療崩壊を加速する。**
2. **教員が分散し、医学教育の水準、ひいては、医療の質の低下をまねく。**
3. 人口減少など社会の変化に対応した**医師養成数の柔軟な見直しを行いにくくなる。**

1 医育機関当たり医師数は 289 人であるが、二次医療圏の約 4 割では、医療施設従事医師数が 289 人以下である。医学部が新設されることにより、地域でさらに医療崩壊が進むことを否定できない。

また、2010 年 5 月 7 日には、原中会長が、日本記者クラブの講演において、上記の問題点をあげ、「日本医師会は、医師不足の解決を緊急課題と考えるが、医学部の新設をもってこれを実現することには反対である」と述べた。

2010 年 6 月 30 日の定例記者会見では、医学部新設に反対意見を表明したうえで、**医師養成数の増員だけでは、地域の医師偏在は解消しないため**、改めて地域で医師を育てるための仕組みを検討すること、そのために、各地域で進められている医師偏在の解消に向けた取り組みについて、情報を収集・分析する考えを示した。

また、医師偏在の解消に向けては、一定の制約をもたせた仕組みを検討する方向であることも明らかにした。

4. 医師数増加についての見解

4.1. 医学部新設による医師数の増加について

- 日本では 1982 年以降、医師養成数が抑制されてきたが、それまでは医師養成数は増加しており、医師数自体は増加してきた。一方で、日本では 2007 年をピークに人口減少に転じており、人口 1,000 人当たり医師数も増加傾向にある。
- 2010 年度の医学部定員数は 8,846 人であり、2007 年度に比べて 1,221 人増加した。つまり既存医学部において、かなりの定員増加に対応できることを示している。また仮に、今後 10 年間、この定員数を維持すれば、2025 年には、日本の人口 1,000 人当たり医師数は 2.8 人になり、現在の G7 平均 2.9 人に近い水準に到達する。なお、将来は G7 平均もさらに増加するのではないかとの指摘もあろう。しかし、最近では、人口 1,000 人当たり医師数が低いイギリスが大幅に伸ばす一方、医師数が多いイタリアは大幅に減少させており、一定

の水準に収束されつつある（図 4.1）

・医学部を新設すべきとの意見もあるが、現在、少しずつ人口 1,000 人対医師数は増えている。まずは、既存医学部における現在の定員数（2010 年度 8,846 人）を当面維持し、人口減少等を踏まえて、医師数の在り方を検討すべきである。そのため、厚生労働省に医師数の需給見通しを、継続的に分析、公開することを求めたい。

(3) 全国医学部長病院会議の医学部新設に関する見解

「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」に対する疑問と見解
一般社団法人 全国医学部長病院会議（会長荒川哲男）

【はじめに】

平成 26 年 3 月 28 日の国家戦略特別区域諮問会議において、医学部新設を含めた新規事業創出の検討を進めることが決定された。

これに対し、全国医学部長病院長会議、国立大学医学部長会議、国立大学附属病院長会議、日本私立医科大学協会の 4 団体は、4 月 8 日に合同で「国家戦略特区での医学部新設に反対する」声明を発表するとともに、遺憾の意を表明した。その後も一貫して、全国医学部長病院長会議、日本医師会、日本医学会は、**国家戦略特区における医学部新設の目的が荒唐無稽で、その内容があまりにも陳腐であり、かえって地域医療の崩壊や医学・医療の質の低下につながる危険性があることを具体的に示し、医療界全体の総意として国家戦略特区での医学部新設に反対**してきた。また、平成 27 年 2 月 13 日以降は、再三にわたり、関係省庁に対して反対声明を提出し続けてきた。

しかしながら、このような医療界の総意を無視し、その意見を聴くこともなく、“非公開”という極めて非民主主義的手法で決定された「**国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（案）**」が内閣府の主導により決定され、文部科学省、厚生労働省を含めた三府省合同という形で本年 7 月 31 日に突如として公表された。このような独裁的決定は民主主義を踏みにじるものであり、改めて強く抗議する。

全国医学部長病院長会議は、いわゆる医師不足に対応するため、**会員 80 の医学部・医科大学をあげて、平成 20 年度以降、入学定員増に協力し、現在では毎年 1,529 名（平成 19 年度比）の増員が達成**されている。この地域枠を中心とした**増員は 15 校の医学部新設に相当し、**

将来に向けての医師養成数は十分なものとなっている。一方で、**この急激な定員増は、教育現場で副作用も引き起こしており、医学生の学力低下、教職員の負担増など、新たな問題が浮上**してきている。事実、政府は2020年度から医学部の定員を減らす検討に入ったとのことである。内閣府主導の医学部新設の方針は、この政府の定員削減方針と大きく矛盾するものである。

各種の統計や調査からも明らかのように、現在最も問題となっているのは、**医師の地域ならびに診療科の偏在**であり、この状況を改善することが喫緊の課題である。これに対して、日本医師会と本会議は合同委員会を開催し、緊急の提言をまとめ、8月19日に緊急提言の骨子を発表したところである。この提言でも述べているが、**医学部新設は、医師偏在の解消策とはならないばかりか、医学生1人を育てるのに約1億円が費やされることを考慮すると、税金の無駄遣い**となるばかりでなく、**医学生の学力低下、地域医療の崩壊など、医療の質の低下を生み出し**、日本が誇る世界最高レベルにある医学・医療の崩壊につながることを重ねて訴え、警鐘を鳴らしたい。

7月31日に公表された「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」によると、新設される医学部の目的は“グローバルな人材の育成”とされている。しかしながら、**グローバル人材の育成は、既存の医学部・医科大学で遍く行われている**ことであり（資料：全国医学部長病院長会議白書2015年版）、ことさら新設医学部の必要性を説明する理由とは成り得ない。まして、このような**曖昧かつ抽象的な要件のみで、国際的に活躍できる医療人が育成できるのか、医学教育・医師育成に携わる者としては疑問を禁じ得ない**。また、後述するように、新設への応募に強い意欲を示している施設から公表された募集案によると、カリキュラム内容の陳腐さはもちろんのこと、“国際的医療人”の枠はずかすか、殆どの卒業生が一般臨床医として日本国内で医療を行うことになっている。従って、仮に募集をすることになった場合には、この点に関して厳格な審査とルールが適応されてしかるべきである。

以上のような危惧から、日本の医育機関である全国80の医学部・医科大学からなる全国医学部長病院長会議、日本の医師の過半数を超える17万人の会員からなる日本医師会、123の学術団体からなる日本医学会は合同で、再三に渡り医学部新設反対を訴えてきた。内閣府、文部科学省、厚生労働省におかれては、医療界全体が強く憂える戦略特区における医学部新設が、わが国の良質な医療を根本から崩壊することにならないよう、認可の差し止めなどを含め、良識ある判断を是非ともお願いしたい。

【危惧すべき事項】

「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」に示されている下記2項目は、その目的から見るとはなはだ妥当性を欠く内容となっている。

1. 留意点（必要な条件整備）
2. 社会保障制度への影響

1. 「留意点（必要な条件整備）」に関する見解と方針への疑問

①では、「一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部と次元の異なる、上記の目的（世界最高水準の「国際医療拠点」をつくるための国際的な医療人の育成）に沿った際立った特徴を有する医学部とすること」とされ、「具体的には」との前置きのあと、以下の事項に総合的に取り組み、際立った特徴を有するものであること、と再度強調されている。また冒頭で述べられている「**一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部**」とはどの医学部を指しているか明確でない。全国医学部長病院長会議による2014年度の国際交流に関する調査によると、2012、13、14年度の3年間、**安定して毎年約1万-1万3千人の医師を海外に派遣し、毎年約1,300人の医師を海外から受け入れている**。また、学生に関しても、毎年約1,600-1,800人の学生を海外に派遣し、毎年約1,000人の学生を海外から受け入れている。

さらに全国医学部長病院長会議では、文部科学省支援事業に協力し、国際基準に基づく分野別認証評価を試験的に実施し、今秋には発足する予定の日本医学教育評価機構（JACME）による本格的な医学教育の分野別認証評価制度の確立への道筋をつけてきた。7年以内に全80医学部・医科大学はJACMEによる認証評価を受審する。「診療参加型臨床実習期間」を含めた十分な期間（74週）を確保した臨床実習が、認証の必要条件となっており、既存の全医学部において、この条件をクリアするための準備が進められている。

方針に記されている、既存の医学部とは「次元の異なる」「際立った特徴を有する」医学部とはどのようなものなのか、具体的に明確化する必要がある。特に、**具体的な事項として挙げられた8項目については** “ふさわしい・・・”、“一定年数・・・”、“十分な・・・”、“・・・確保や実施（割合）”など抽象的表現に終始し、**数値目標やそのレベルなどが全く示されておらず**、極めて具体性に欠くと言わざるを得ないばかりか、設定される数値によっては、目的にそぐわない低い水準の教育レベルとなることが大いに危惧される。

また④では世界最高水準の十分な教育環境が整えられ、教育の質が確保できるような適切な人数とすること、とある。これは、教育の質を担保することを意味するのであれば、

定員を最小限の数（例えば 40 – 50 名）にすべきと考えられる。

いずれにしる仮に設置を認可するのであれば、それに向けて、このような際立った特徴の具体化を議論する必要があり、この構想の実現可能性を検討し審議する、密室ではない、開かれた委員会の設定を強く求める。そのような場が持たれば、医学教育を実際に担い、現状を熟知している立場から、ぜひ参画し意見を述べたい。

仮に将来的に設置が認可された場合、開学後の実績がこれらの具体的数字に達しない際は、どのような対処が行政からなされるのかについても具体的に言及していただくよう重ねてお願い申し上げたい。

2. 「社会保障制度への影響」について

昨年 12 月に提出した「国家戦略特区での医学部新設に反対する」声明文でも指摘したように、**養成された医師が、当初の目的に反して一般臨床医として勤務するようであれば、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼすことになるのは明白**である。にもかかわらず、養成された医師が海外へ行かず一般臨床医とならない方策がこの方針には何ら示されていない。卒業生が国際医療拠点の整備に求められる人材としてふさわしい活動をしていることが検証されたとしても、養成された医師が一般臨床医として日本国内で診療に専念することはないという、実効ある方策を示していただくよう、再度お願いしたい。

現時点で実質的な候補大学は国際医療福祉大学と考えられ、成田市分科会でも当該大学「ありき」の議論が非公開で行われていたようである。**その案では、140名の入学定員のうち、グローバル人材育成のための定員はわずか20名**であり、この数値から推測すると当該大学は 120 名の一般の臨床医育成が本来の意図や目的であることは明白であり、本方針で示された「国際的な医療人の育成」とはかけ離れている。

設置が予定されている成田市ならびにその周辺は、大学附属病院を含めた基幹病院が数多く存在し、余剰の病床は皆無である。方針では「医学部新設及び附属病院の設置のための教員や医師、看護師の確保に際し、引き抜きなどにより地域医療に支障を来さない」ことが指摘されているが、この事は厳格に守られなければならない極めて重要な事項の一つである。

このように今回の「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」で示された内容は、数多くの矛盾点、疑問点や問題点を内包しており、到底、容認できるものではない。真に世界で活躍できるグローバル医療人材を育成するためには、既存の医学部・医科大学の中から、高い実績を有するふさわしい施設を選定し、公的資金を投入し、充実を図るこ

とが近道であり、リスクも少なく、また看護師など医療スタッフの引き抜きなどにより成田市ならびに周辺地域の医療崩壊を招く心配もなく、しかも医学部新設による税金の無駄遣いを防ぐことができる唯一の道である。

日本の医学・医療の質の向上を滞りなく推進させていくために、私どもの見解に真摯に耳を傾けていただき、医学・医療界の危機的状況をご理解の上、適切なるご判断を強く望むものである。

3. 歯科部の定員のあり方に関する時系列による整理

(司法改革推進本部でまとめたもの)

昭和 44 年 目標値「人口 10 万人当たり歯科医師数 50 名」(閣議決定)

昭和 59 年 人口 10 万人当たり 52.5 名に達する。

昭和 61 年 「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」(旧厚生省) 新規参入歯科医師の 20 %程度の削減を示す

昭和 62 年 旧文部省 大学歯学部・歯科大学入学定員の 20 %削減目標を示す

平成 10 年 「歯科医師の需給に関する検討会」(厚労省) 更なる 10 %程度の削減を提言(以下、抜粋)

● 70 歳以上の稼働歯科医師は当面 7 千人程度で推移するが、平成 29 年から急激に増加し平成 42 年には 2 万人を超えることが推計される。

● 歯科医師は一般の病院のポストが極めて少ないことから、供給が過剰となると、勤務歯科医として十分な修練を積むことなしに早期に開業せざるを得なくなる。技術的に未熟な開業歯科医が多く輩出されると、診療内容に根ざす適切な競争による質的向上を望むことは不可能な状況に至るおそれがある。

● 新規参入歯科医師の資質を確保する一環として、歯科医師国家試験における合格基準の見直しや多受験回数者の制限等についても検討する必要がある。

平成 18 年 厚労相・文科相が歯科医師の養成数の削減等に一層取り組む「確認書」

平成 18 年 厚労省「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書

平成 21 年 「歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議」(文科省)

入学者の確保が困難な大学等に関して入学定員の見直しを検討

平成 24 年 人口 10 万人当たり 78 名

平成 26 年 歯学部定員 2447 人（27.2 %削減、但し、国立が 35 %の削減）

平成 28 年 「歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議第 1 次報告（平成 21 年 1 月）を踏まえた第 3 回フォローアップ調査まとめ」（文科省）

各歯学部においては、平成 21 年 1 月の「第 1 次報告」以降、臨床実習の到達目標や科目ごとの成績評価基準及び入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）等の各種基準・方針を策定するとともに、現在の社会的ニーズに対応した歯学教育を実施するなど着実に歯学教育の改善が図られている。

一方で、入学定員（募集人員）の遵守・削減、入学者選抜の改善及び診療参加型臨床実習の取組が十分でないなど、「第 1 次報告」への対応が極めて不十分な歯学部があった。当該大学には猛省を促し、改めて、「第 1 次報告」及び過去 2 回にわたるフォローアップでの指摘事項に対する取組を検証し、【別添 3】所見で各歯学部指摘した問題点への徹底した対応を強く望む。

第 2 法曹需要に対する検討状況

1. 法曹養成制度改革顧問会議における検討状況

(1) 法曹有資格者という概念の登場

【問題の所在】

司法試験合格者増により弁護士登録ができない、しない層が出現した。従前、最初から研究者を目指している場合などではなく法曹になることを目的として司法修習を経たにも関わらず、任官はもとより、弁護士登録もできない、しないという状況が生まれたことが背景にある。

2011 年の法曹養成に関するフォーラムでは「法曹有資格者」という概念が登場した。

法曹資格は、司法試験合格後、司法修習を経て考試（二回試験）に合格すると付与される資格である（但し、弁護士法第 5 条による例外）。

これに対し、「法曹有資格者」という概念は論者によって定義が異なる。

①司法試験に合格はしたが、司法修習を経していない者

②法科大学院課程を修了した者であって、司法試験に合格したか否かを問わない。

本論点では、①を前提にして法曹需要を検討する際に用いられるが、「法曹有資格者」を法曹人口問題の中でどのように位置付けるかが問われている。

(7) 日弁連理事会報告 (2011年10月18日)

△中西事務次長：法曹養成フォーラムでは24日から次の会議に入る。この政策会議の意見書は従来の日弁連意見を踏まえたものとなっているので、執行部としてはこの意見書を踏まえた対応をすることになっている。フォーラムは給費制について取りまとめを行ったが、24日は今後の進行打合せ期日という位置付け。法務省担当者との打合せでは法曹の活動領域の拡大など。関係者からのヒアリング、法科大学院の実地調査を年内まで行い、年明けに法律事務所、企業、自治体、国会法制局など対象となりそうな分野について、ヒアリングを行いたい。弁護士の就職状況については日弁連からもヒアリングが予定されるようである。そういうことを24日の会合で決める予定。

△木村議長代行：従来給費制がテーマだったことから川上会員がオブザーバーとして出た。この変更について執行部から説明を。

△会長：当面は、若旅一夫副議長をオブザーバーに充てることを考えている。同会員は、緊急提言の元になった意見書を中心的に取りまとめた。諸問題、目指す法曹像についても識見があり、日弁連を代表して意見を言っていただけと考えている。専門分野ごとの交代も可能なので、テーマがロースクール問題となったら再度変更することもあり得る。

△木村議長代行 では若旅副議長から抱負と別紙6の説明を。

△若旅副議長 会長から指名があったので、オブザーバーとしてベストを尽くしたい。理事とともに戦って行きたいので御指導を願いたい。10月24日に次回が設定された。法曹像、弁護士像、今後の進め方、調査対象事項について議論する予定。以下、若干コメントする。法曹人口については、緊急提言、要望書が策定されている。当面の合格者減員が主張だが、フォーラムで実現できるようベストを尽くしたい。しかし、状況は厳しいものがあると思っている。メンバーをみてもわかる。第1回、第2回の議事録や座長である佐々

木教授ら中心とする法務大臣宛ての提言(別紙6) 提言をみると、合格者3000名が明記され、フォーラムの第1回、第2回の発言と同様であることからみると、合格者増、3000人論ですべてが符合してくるとみている。別紙6では想定質問、答弁を検討している。司法試験の合格レベルについて低くてよいとする意見もある。**弁護士像については、訴訟実務型と社会進出多様型の話だが、「司法制度改革審議会では、弁護士会も社会進出多様型の弁護士像への変更に合意したのではないか」とする意見もある。ある委員からは司法試験の難易度が高すぎるとの意見があり、修習分離論にも及んでいる。**

また、ある委員からは、3000名が「多すぎることはない」として肯定論が述べられている。佐々木座長らの提言は、**法曹像の転換がなされていないと認め、この転換がなされるべきだとする内容。**提言の4項は司法試験の内容の簡易化、研修不要論などが内容。司法試験合格者の他職経験による弁護士資格取得要件の緩和(7年→3年への短縮)もある。社会進出を容易にするためにする措置のほか、合格者3000名も明示している。

問題性をいうと、(1)合格基準が高すぎる…現行基準だと2000名で、大幅増加が不可なので、基準を下げろとなる、(2)多様な分野に進出する弁護士像…基本科目中心の養成が求められると、法科大学院は教育内容の変更を求められる。修習の点からも限界があるので、それを軽視、軽減していく方向の布石。

司法制度改革審議会の意見書では「弁護士」だったはずが、いつの間にか司法試験合格者を「法曹有資格者」の概念に置き換えて、安易に語られている。

司法修習が非常に軽視されてくることになる。というように、色々問題がある。

「法の支配」が語られず、フォーラムの人選は増員論者に偏っている。難しい戦いを強いられる。厳しい認識で臨みたい。

【問題の所在】

現在、国や自治体などの公的団体や、企業、海外での法曹需要に関して、それぞれワーキンググループが設置され検討されているが、審議会意見書ではこれらの分野では広く法曹が必要とされるという前提で議論がなされてきた。

法曹有資格者の活動領域という議論の立て方がなされていることが多いが、どのような意味で「法曹有資格者」を用いているのかは、場面によっては「弁護士」も含む概念であることもあり、その点は注意して読み進める必要がある。

(4) 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」2013年6月26日

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

○ 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、**各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべき**である。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

○ 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、**案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる**。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、**企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要**である。

○ 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

○ **地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから**、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会と

して位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。

○ 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、**福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要**がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。

○ **刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用**であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

○ **日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待**されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、**日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要**がある。

・司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

・これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものと

すべきである。

・ 企業の分野では、**企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増**している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、**法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから**、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極的に行うことが重要である。

・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、**司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設**した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、**複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法**

法曹資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、**学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できる**ことから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

・福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、**法テラスの常勤弁護士を活用**することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。

・「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、**刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益**であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

・日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、**日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある**。

・法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

(ウ) 「法曹養成制度改革の推進について」 2013年7月16日

法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

(2) 法曹養成制度改革推進顧問会議を中心とした検討

【問題の所在】

法曹有資格者の活動領域の拡大の問題については、法曹養成制度改革顧問会議が議論を引き継いだ。ここでは主に**法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会**などで議論された結果が報告され、そこで顧問たちによる議論などが行われるというものであった。

それらの議論が、法曹養成制度改革推進会議の「法曹有資格者の活動領域の拡大に対する基本的な考え方」として取りまとめられた。

(7) 国・自治体・福祉等における行政との関係

【問題の所在】

法曹有資格者の活動領域の拡大が言われるとき、ある市民が置かれた悲惨な状況に対して、それが誰もが当該市民を救済すべきと思う事案であり、社会（国）として救済すべき事案でありながら、その状況が放置されているとき、弁護士が足りないから救済できていないと言われることがある。

では、その当該市民を救済する主体が**行政ではなく「法曹有資格者」**でなければならないことなのか、逆に法曹有資格者であれば対処可能なのか、その場合、「法曹有資格者」として、どの程度の実務経験があることを想定しているのか、ひいては「法曹有資格者」を利用することのコストはどの程度が見込まれるのか、など具体性のある想定なのかどうかを見極める必要がある。

少々、長文ではあるが、有識者会議での一委員の発言ではあるが、考える題材として参考になるので紹介する。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第1回議事録（抜粋）2015.10.11

○田島良昭委員（社会福祉法人南高愛隣会理事長） （略） こういう議論をするときに、今まで、漠然とした形でやっていたと思います。特に昨年、法曹養成制度検討会議に入って一番驚いたことは、当初に大きく掲げられた目標であった法曹有資格者の活動領域の拡大というのは、相当期待されたところだったと思うんですけども、どうもほかの分野に比べると、実践のための努力が少なかったんだと思います。

それが故に大混乱が起こってきているというような気がします。**法曹有資格者がどんどん増えていくのに、それに見合うだけの領域拡大が伴わなかった。そこでいろんなひずみが出てきて、法曹の仕組み全体とか、あるいは養成の仕組み全体が信頼をなくしていった**というような気がします。そういう面で、この活動領域の拡大というのは非常に急ぐことでもあり、即実践して、しかも、これが十分に充実しないと法曹の制度自体が、さらに大きな問題が出てくるのではないかと思います。

ここの活動領域拡大となると、すぐ弁護士さんたちのうんぬんというところだけに非常に重点が置かれ、**弁護士が仕事がないから、だからこういう拡大しなくちゃいけないんじゃないか**というような意見さえあるぐらいなんです。

そうじゃなくて、実は私が障がいを持った子たちと、この40年やってきた中で、すごく足りないなと思っているのは、実は**検察官とか、取調べをしていただく人たちのところ**です。

残業に残業を重ねて、大変な過重な仕事をしておられています。ですから、障がいを持った人たちが、自分の被害にあったことでも、いろいろ伝えることができないし、聞いていただけない。そんな**時間がないもんですから、十分な時間を取って、なかなか調べていただけない**のです。それから、裁判所のところも、裁判官の方はとてもまたまた忙しいんじゃないのかと思うことが多いのです。それで、深くそういう被疑者や被告人の人たちの話を聞いていただく時間的余裕もないくらい働いておられる人が多いのです。実は**裁判官**とか**検察官**とかと言われる人たちのところも、**少数で大変な労働をしておられるというのは、これは実感として、我々が障がいを持った人たちや高齢者の人たちのところを守る中で、すごく感じていた**ところなんです。もちろん、そこには弁護士さんたちも不足しておりました。

そういう意味では、この領域拡大を考えるとときには、法曹三者、泉市長の話では四者というお話になっていますが、せめて今現に大きく取り組んでいただいている人たちのところを、全体的にきちっと見直すという視点が一つ必要ではないか。全体的に、一体本当に我が国の司法は有効に機能しているんでしょうかという視点が大切だと思います。

例えば裁判所でも、我が国の裁判、非常に長引くと。だから、刑事も民事も含めて、非常に長く長くかかってしまって、もう何か最初の論点みたいなものは最後の判決がおりたときには忘れられてしまっているというぐらい。長くかかると言われるのは何ですかというと、一つは人手不足といいますか、裁判官の数が足りないのではないかな。実際足りないというような思いをしています。

そういう中で、特に今回、法曹養成の仕組みが変わったことによって、司法試験合格者はどーんと増えた。増えたけれども、その中で領域の拡大ができていませんから、そこで非常にひずみが出てきているのではないかな。そういう意味で是非、弁護士さんだけでなく、その他にも含めて検討いただきたいということです。

それから、特に今問題の弁護士さんたちのところを考えると、私どもは、40年福祉の活動してみて、一番つらい思いをしたのは、**障がいを持った人たちや高齢者もそうなんですけれども、膨大な数の被害者が**出ているんです。特に今、問題なのは**女子刑務所**です。このごろ女子刑務所の検討委員会をやっていて、全国の女子刑務所を全部歩いているんですけれども、覚せい剤の事例で入っておられる方は非常に多いんです。30%を各刑務所で全部超えています、覚せい剤の事例の人たちのところを見ますと、80%とか90%近くの人たちが、誰かの犠牲になっている。最初、被害者なんですね。被害者になって

いるのが、いつの間にか加害者になってきているという、覚せい剤事例では非常に多いんだと思います。

私は知的障がいのところをずっとやってきたんですけども、**女性が、知的障がいを持った人たちが社会に出ていくと人にうまく利用されて、犠牲になっていっている人が沢山います。**今、性風俗関係のところに従事している者の中には、大変な数の知的障がいの人たちがいます、女性の場合は、後ろに暴力団とか、組織犯罪者がついてていることが多いのです。**私自身も、ある暴力組織と10年間、そういう戦いをしてきました。救出作戦をやるときに、どうしても戦いになるんです。**私の家内もやくざから随分脅されて、つらい思いをしたこともありましたけれども、実際、私たちの福祉の現場では、まさに素手で戦っているんです。

素手というのは、法律とかそういう何かの武器になるようなものさえなく、ただただこの子を救いたいというんで、みんな身を挺してやっているという例もたくさんあるんです。現にやってきました。その中で本当に、いろいろ警察とか司法関係の皆さんのお力添えて我々は乗り切ってきましたけれども、今なおそういうことに恵まれない障がい者というのは、特に女性のところでは、非常に大きな犠牲を払っているところもあるわけでありまして。

そこは、もう今日すぐでも必要な手だてなんですけれども、そこに実際かかわっていたく法曹三者の人が非常に少ないのです。こういうのは特に、被害に遭った人たちの問題も非常に大きいわけです。今、私どもが取り組んでいる、**罪を犯した方、あるいは罪に問われた方のところも、実は障がい者・高齢者、特に高齢者の認知症の人たちが、今刑務所の中にも増えていっているんです。**そういうところに、何でそういう状況が起こるのかって考えてみると、**法曹三者の皆さんたちのお力添えが非常にまだ少ないんだ**と思うんです。ですから、累犯障がい者と言われて、何度も刑務所に入出入りを繰り返している人も多くいます。

例えば1か月ぐらい前も、私が受け入れた人がまた罪を犯したというんで、4年8か月目で逮捕されているんです。コンビニから688円分のおにぎりを盗んで、4年8か月ぶりにやっているんです。あと4か月ぐらい、過ぎていけば5年経ちますから累犯者とはみなされなかったのかもしれませんが、それで累犯は2年8か月の実刑ですね。**何で688円相当のおにぎりを盗んだのか**ということも聞いたら、**本当にもう何か涙の出るような話なんですよ。**3日、4日ぐらいは水を飲んでも我慢できる。だけど、どうしても5日目ぐらいになると、もう思わず手が出て、そして盗んで食べざるを得ない。そういう障がいを持つ

た人たちも実はたくさんおられる。そういう人たちが、逮捕されたいとも無造作に、**2年8か月の懲役**なんですね。こういうのは、本当にこれでいいんだろうかという思いがいたします。

そこは今、法務省とか、あるいは最高検察庁も含めて、皆さんいろいろ改革の取組をお願いしていて、日弁連も積極的に参画していただいて、そういう検討会や、勉強会もさせていただいていますけれども、そうやって実はニーズは非常に多い。非常に多いのに、そこに的確に結びつける仕組みができていないのではないか。これは各省庁の縦割りみたいなものが非常に強くて、それで、そこでうまく連携ができていないということと、一つは、そこに関する財源の配分の仕方がおかしい場合があります。例えば医療の場合は、医療保険というような形で、病気になった人が誰でも病院にかかれるようになってまいりました。だけど、今の司法の恵みみたいなものは、やっぱりお金がないとか、そういういろんな仕組みがうまくいっていないものですから、**財源が、うまく振り分けがいていないのではないか**と思います。そういうことで、**なかなかマッチングしない**といいますが、**ミスマッチ**みたいなのが**すごく多くて、ニーズに対して応えられないというのが今の実情**ではないかと思います。

ここは、法の下に全ての人々が平等で、安心して生活できる社会をとすることに考えますと、是非皆様のお力で、知恵を出していただいて、しっかりつないでいく方法を見つけれればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(イ) 企業（組織内）弁護士

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第1回議事録（抜粋）2013.10.11

（松本課長）企業に法曹有資格者が採用される形態といたしましては、ベテランの能力のある先生が途中でヘッドハンティング的に企業に引き抜かれるというケースがあろうかと思いますが、この辺は多分ほうっておいても、そういうマッチングというのは基本的にできているのではないかと思っておりますが、左の方にあります**総合職という形で入っていく、あるいは、総合職じゃなくとも企業に法務的な専門家という形で採用する**という取組が、**なかなかうまく進んでいない**というような実態にあるのではないかというふうに考えております。

その点につきまして、単に司法試験に受かって司法修習を終えているからだけではなく、やはり早い段階から企業が求める知識・能力というものを身につけさせることができないかということで、**日弁連と協議をいたしまして、法科大学院の段階から、これはいきなりは無理ですので、モデル校を指定いたしまして、日弁連の全面的なバックアップの下に、企業法、企業内の弁護士の育成というようなプログラムを含む、ロースクールでは展開・先端科目という幅広い、いろいろ最先端の講座・講義が設けられておるんですが、その点について力を入れていきたいというふうに考えております。**さらに、このような講座・講義を修了した者につきましては、日弁連がその修了者のリストを集約して、後で御説明いたします企業とのマッチングに活用できればというふうに考えておるところでございます。

○岡野貞彦委員（公益社団法人経済同友会常務理事）　そういった観点、まだ私は具体的に、専門家でないので、断片的にお聞きしている範囲だということで御理解を頂きたいんですけれども、**やっぱり中身が、いわゆる裁判にかかわる教科とか内容に、偏っている**と言うと失礼なのかもしれませんが。例えば企業に入ってきて、**M&Aをやるんだとか、国際的な経済活動も含めて、様々な経済活動をやることに、すぐなれるような形で入るような科目とかカリキュラムがまだまだ少ない**のではないかと。教えていらっしゃる方も、大学の先生だけじゃなくて、弁護士の方も大分入っていらっしゃるようですけれども、どちらかというと裁判向きの話が多くて、企業実態向きの話は余り前に出てきていないというお話をよく聞くもんですから。（略）

○泉房穂委員（全国市長会評議員、明石市長）　今の岡野委員の御発言に賛成です。**法曹有資格者の活動や活躍の場を狭く裁判所に限定するのではなくて、もっと広く、まさに実社会、企業や国際社会を含めて、社会全般で活躍できることを前提にして議論をしていくべきだ**と思います。司法試験の科目に、企業的な部分や福祉的な科目を選択制で組み入れるとか、お医者さんが途中で外科や耳鼻科や精神科を選ぶように、司法修習の途中で、より高度な専門性を身につけていくというようなことだって考えられると思いますし、その方が社会的ニーズと法曹有資格者とのマッチングにつながると思います。**是非、裁判所中心主義ではなくて、社会全般で活躍できる法曹という観点から、議論できたらと思っています。**

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第2回議事録（抜粋）2013.11.8

○岡野委員 それでは、御報告をさせていただきます。10月29日に分科会の1回の会合を開いております。お手元にお配りいただいている資料集の9ページのとおり、企業における弁護士の採用促進プランという試行方策案について、法務省より御説明がありました。ここでは、幾つかのルートが示されておりまして、こういうルートを頭に入れながら、具体的なプランについて、少し議論をさせていただいたということになります。

次に、資料集の13ページになるかと思いますが、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試行方策案の一つとして、ひまわりキャリアサポートオフィス設置事業のイメージ案について、日弁連より御説明がありました。

また、この事業に関して現在実施しているひまわり求人求職ナビについての取組状況についても御説明を受けまして、意見交換をさせていただきました。例えば、このひまわり求人求職ナビについて、この現在の利用状況についてより細かな分析が少し必要なのではないかと議論しております。今年実際に利用した企業に対してアンケートを実施すると、**今、実際にそういった弁護士、法曹有資格者の採用ニーズがある企業に対して調査を実施することで改善点を見いだしたらどうか**ということでございます。

それから、今後ひまわりサポートオフィスがどのようなマッチング事業を行うのかということについても少し詳細な検討が必要なのではないかという意見がございました。これが職業紹介事業になってしまいますと、職業安定法上の問題も出てまいりますので、こういったものをどのように考えて、どういうマッチングをしていくのかということです。さらに、**経験豊富な弁護士と企業とマッチングさせていく場合に必要なノウハウとか、能力といった観点についても議論していく必要があるのではないか**ということです。

また、こういった事業について、先ほど御説明した9ページに記載されたルートで言えば、企業の法務部に入って、法務部から異動しないスペシャリストを念頭に置いているように見えるけれども、**企業内で法曹有資格者を増やしていくためには、司法試験合格後、修習を経ないで企業に就職したり、司法修習終了後、すぐに就職をしたりするジェネラリストを目指す人を増やしていくことも一つ課題としてあるのではないか**という意見がございました。

すなわち、就職先が法務部門にとどまっていると活動領域拡大につながっていかないということもあるのではないかということです。法的なバックグラウンドを有する人材の活躍する場を少し広げていく。そういう意味では、9ページの中でも左側の方のチャンネル

は正にそういう活動領域の拡大を示しているわけです。

これまでは弁護士の就職先は法律事務所で、訴訟実務を想定しているけれども、今後、想定される法曹有資格者の像、弁護士像を考えた場合、法曹の基本理念である自由と正義というものを仰ぎながらも法務部で働き、更に違う部門でも働いてビジネスにも取り組んで、社会や企業にどんどん入っていくというスキームが考えられないかという議論をさせていただいております。

もう一つの試行案、資料集の14ページになりますけれども、企業で活躍できる法曹有資格者を養成するモデルカリキュラム策定事業、パイロット事業イメージにつきましても、日弁連から御説明がありました。この観点については、分科会に御欠席されていた片山委員より慶応義塾大学の法科大学院で実施されております企業内リーガルセッションワークショッププログラムや法科大学院修了生向けの企業法務に関する外国語授業及び海外短期留学、継続教育に関する検討状況等が書面で報告をされております。

これを受けまして、企業が求める人材と求職者との間にギャップが大きいと言われていの中で、**慶応義塾大学の取組は企業の法務部門担当者が直接学生に語り掛けるというカリキュラム、内容を持っている**ので、ある部分非常に有益なのではないかという意見がございました。したがって、そのカリキュラム・内容を確認したと考えております。また、ここで出ました意見の中には、印象論かもしれませんが、**女性がこのカリキュラムに関心を持って御参加をされている実態もある**ようだというお話もありました。

法科大学院で企業内法務に興味を持つ人材を育てるには、司法修習との接続が重要であるのではないかという御意見がありまして、そのために**より多くの学生が選択修習で企業内修習をできるようにする**ことが一つ考えられるのではないかという意見がございました。これまで法廷実務のための思考だけではなく、企業内での課題に対応可能な思考が身につくようなことを考えてはどうかという議論もしております。

また、学生は司法試験受験中にはやはり試験科目の勉強に集中するということが当然必要になってまいりますので、**修習後就職までの時間とか、受験後修習が始まるまでの期間に研修等の仕組みを導入して、それに修了証や資格といったサーティフィケートを与える**ことによって、本人の幅を広げてもらう工夫も今後考えてはどうかと議論しております。

選択修習やインターンですと、お客様で終わってしまうケースもあるため、今後マッチングとも絡むけれども、司法修習後、2、3年、例えば、どこかに籍を置きながら、企業にお試しで2、3年働いてみるというチャンネルも考えてはどうかということも出ておりま

す。

次に、資料集の15ページに女性企業家と協働する女性弁護士プラットフォーム事業がございまして、これも日弁連から御説明がありました。前回お話ししたかもしれませんが、政府方針としてあらゆる分野で活躍する女性を2020年までに、30%に引き上げるといいうお話があります。分科会で議論したところでは、2012年の日本組織内弁護士協会の調べでは、**弁護士全体に占める女性の割合が17.4%に対して、企業内弁護士は40%であり、また、管理職級も大分出てきている**と伺っております。女性が多い理由はやはり企業の中で、育児休暇などを含めて女性の働きやすい環境整備がされているということもあるようです。

そういった観点で、比較的進んでいる中で、ここで女性ということを強調することがいいのかどうかという議論が多少ありまして、今後については、女性起業家の支援を行っている政策投資銀行や、J-Winという女性の管理職の方を中心に組織されたNPO法人などの御意見も聞きながら進めていこうと議論しております。簡単ですが、以上で御報告とかえさせていただきます。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第3回議事録（抜粋）2014. 3. 25

○岡野委員（略）

その上で2)ですが、企業内で活躍できる法曹に求められるものといのはどんなものだろうかという議論については、**法曹としての企業法務分野での幅広い法律知識や法的思考力や法的な判断能力に加えて、企業が関わるビジネス自体についても関心を持って、企業活動全般に必要な語学も含めたコミュニケーション能力を備えて、戦略的かつ組織的な意思決定や業務推進に参画できる能力**が求められると。スーパーマンみたいなことを書かせていただいておりますが、一応そういう議論があったということです。

そういうことを前提にしたときに、現代の法曹養成制度の在り方についてはどんな課題があるのかという意見を示したのがその次のページでございます。まず、法科大学院について様々な意見が出ました。

①の所、いわゆる先端的科目の充実に関する意見については、まず、**法廷実務を主軸とする弁護士像にとどまらない多様な人材を輩出するためには、それに見合った多様な教育が必要**なのではないかと。2ポツでは、**具体的なビジネススクールとの共通科目の導入**も考えられるのではないかと、これは企業を前提にしているというところです。3ポツ目では、

法曹志望者自身が裁判実務以外にも多様な活躍をし得る法曹像を描き、企業内での法曹の活躍を将来のキャリア決定にいかせるようにするために、啓蒙的な科目を法科大学院の中に設けるのも一つの方策であろうという御意見がありました。

一方、その二番目は基本的科目の修得に関する意見ですが、**法科大学院については、基本的科目の教育は重要であって、これがおろそかになる事態は避けなければいけないという強い意見**ももちろんございました。特に企業で活躍する法曹であっても、裁判で争われた場合に法律がどのように執行されていくのか十分な理解が必要であると。また、企業活動における法的リスクの要因を的確に予測して、かつ予防することやそれらを適切に制御して企業活動を支援するということは、そういったことを知らないとできないという強い意見もあったということです。(略)

また、司法試験に関しては、司法試験において見るべきは、社会で求めている法曹としての基礎的な知識とその応用能力であると。実際に必要なスキルやノウハウ、実務能力は法科大学院での教育に始まって、その後の司法修習、法曹としての継続的な研修など時間を掛けて応用の部分はしっかり付けていきたいと思いますという御意見もありました。

また一方では、司法試験の合格率が低いために優秀な学生が法曹を目指さなくなっていることは、企業内で活躍できる法曹を養成するためにも望ましいことではないと。**企業によっては、チャレンジ精神あふれる若い弁護士の採用を求める企業もあって、できる限り若く合格させるためには、年2回ぐらいの受験機会を提供してもらってもいいのではないかと。**これは要するに合格するまでの期間の問題です。ここで議論を直接したわけではないですが、私が企業なんかでお聞きすると、やはり**25歳ぐらいまでには企業に入っていたかないと、企業内弁護士として将来キャリアパスを上っていただくには、なかなか25歳以降だと遅い**という御意見もよく聴いているところでもあります。

3) で、司法試験合格後の研修・研鑽の在り方についての意見が幾つか出されまして、①では、**企業、行政機関での研修を充実させることや企業内を想定したケーススタディに取り組むこと、コンプライアンスに関するテーマを取り扱うこと、英語を使う研修などが検討されてはどうかと。**また、司法修習について裁判実務を中心とした修習内容になっているとしても、法曹が紛争解決の最終形である裁判手続についての知識やスキルをその養成課程におけるトレーニングの中心に捉えて、法的思考力・判断力を養っていくことは、極めて重要であるという意見も一方ではあったということでございます。

これに対し、裁判の前後における法的リスクやニーズ、裁判外での法律問題の諸相を捉

えるべき修習内容としては、現在の司法修習は適切ではないのではないかと御意見もございました。また、**企業内で活躍することを意識しつつ、かつ裁判との関わりを念頭に置いて取り組み得る修習の素材やプログラムの開発**ということも今後必要ではないかということでした。

また、弁護士会の取組については、法曹が各種の法律分野それぞれについて専門性を高めることは、企業内弁護士にとっても重要であります。所属企業が最も多く直面する法的問題は、それぞれの企業や産業によって全く異なる、専門的に特殊であることも多いということで、**法曹資格を取得した後の十分な研修の機会、こういったものが弁護士会等の取組においても重要になってくる**のではないかと。また、企業内での弁護士も利用しやすいように、弁護士会での各種研修は開催時刻の工夫やウェブを利用したe-ラーニングなどの研修の機会拡充も検討してもらってはどうかという御意見もありました。

また、法曹養成に関わる各機関の連携と役割分担については、企業内弁護士を育成するに当たっては、様々な経験期間や職務内容を考慮する必要があるということです。必要な素養や能力、専門性を身に付けるために、各段階でどのような研修、研鑽が必要か全体を俯瞰して検討していかなければならないということです。それに関していえば、各機関が提供する教育、研修内容に関して、そのリソース、特質、役割をいかして役割分担をしていく必要があるのではないかと、それをやっていく上で最後の丸ですけれども、それぞれの機関とその取組について全体を俯瞰し、企業内で執務する法曹の養成に関するコントロール・タワーとなるような機関が必要なのではないかとということにも触れております。

(ウ) 法曹の海外展開

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第1回議事録（抜粋）2013.10.11

○泉房穂委員（全国市長会評議員、明石市長） 大島座長にお伺いしたいのですが、私も弁護士ですが、日本の弁護士は、法律知識には詳しいけれども、海外関係における交渉力やコミュニケーション能力などにおいて果たしてどうだろうかというような声を聞くこともあるのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○大島正太郎座長（元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所理事長、東京大学

大学院法学政治学研究科客員教授)

ある意味では大変難しい問題だと思います。国内の場合は全体像は承知していないのでなんとも申せませんが、諸外国との接触局面で法曹の方がどういう問題に当面するだろうかということは、実は法曹のみならず、今までの自分の経験を踏まえて、一般に**諸外国と折衝・交渉等に当るときに一番感じるのは、やはりまず相手が何を考えているかを理解することが大事だということだ**と思います。法曹の方であれば法曹の方として、**どういう法律知識に基づいているか**ということが問題になりましょうが、さらに相手が何を考えているかということを理解することが一番大事で、それは、最後のところはやっぱり語学を中心とした、相手国・相手国人について、**どういう文化的な背景で生きているか**ということ**を理解するということではないでしょうか**。つまり、語学がたとえできたとしても、相手のことがわかっていなければ棒を飲んだような交渉しかできないわけですから、やはり相手のことを理解することが一番大事だと思います。したがって、法曹というか、法律の世界に入っていくと、**相手国の法律がどういう仕組みになっているのか、そういうことまで心得ないといけないのかな**と思っています。

実際、私のささやかな経験で、なかなか難しいなと思ったのは、御承知のとおり、外国の法律体系というのは国によって違うものですから、一つの国のみ相手とするときでも大変なんです。複数の国が入ってくると、それぞれの国の法制度のバックグラウンドが違う、つまりよく言われていますのが大陸法とか英米法の違いなわけ。そこまでもわきまえないといけないところも出てきますので、いずれにせよ、相手をよく知ること

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第2回議事録（抜粋）2013.11.8

○大島座長 大島でございます。海外展開分科会は10月15日に開催されました。かなり活発な意見でございましたので、抽象的になってしまいますけれども、要約という形で御報告させていただきます。

まず最初に、法曹有資格者の海外展開に関するこれまでの検討について、今までいろいろところで既に行われております（具体的には海外展開総合支援協議会という場があります）が、今まで行われてきた議論についてこの協議会のメンバーでもあります海外業務研究会の方から説明を頂きました。

その次に、海外展開に向けた試行方策、幾つか既に御説明いただきましたが、それらに

ついて更に分科会として具体的な話を承りました。

具体的に申しますと、まず法曹有資格者の海外派遣プロジェクト、法務省の試行策ですが、この説明を承りました。

次いで日弁連のパイロット事業であります中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、これについての説明を受けました。3番目に、人材育成事業として、これもまた日弁連の方から説明を受けました。

引き続き、これらの説明を踏まえながら自由活発な意見交換を行いました。その結果、幾つか収れんされてきた、あるいは方向性ができたようなところもありますし、今後の検討課題というのもございますので、それについて幾つか報告させていただきます。

まず、日本の弁護士、法曹有資格者の活動場面、具体的な活動形態、それはどういうものかということが若干話題になりました。海外展開ということでございますので、国際的な場면을対象にしているわけですが、これには日本企業の海外進出、あるいは一般の方の海外活動に関連するいわば海外での課題と、海外企業が日本に来る場合の国際的な接触があると思います。海外から来る企業に対するサービスというのは、伝統的な話ですので、ここはむしろ今回の課題ではなくて、今回は主として海外企業にサービスを提供するというような観点から日本の弁護士にとって、外に出ていく場合、日本企業、あるいは日本人の方を想定してゆくことに確認ができております。

それから、短期的、中期的にいかなる仕事がありうるかについて**大手の法律事務所が海外に進出している、あるいは個々の弁護士の方が現地の事務所に所属するということが既に実現しています。**これから更にどう展開していくかという問題意識になりますが、**長期的には日本が在外公館、大使館と総領事館のことですが、そこで弁護士等の法曹有資格者をどういうふうに活用できるのだろうか、あるいは、個々の弁護士の方がインハウスというのでしょうか、日本企業の現地法人、あるいは子会社にどういうふうに参加して活躍するかということを目指していくのかということが一つの議論の争点**でございました。

それから、日本の弁護士側はどういった形で日本企業や邦人の方に貢献できるのかということですが、基本的には現地の法律環境の中での作業でございますので、現地の法律事務所と共同作業・コラボレーションの過程での中継ぎという仕事も考えられると思われま。他方、依頼者、日本企業からすると、**当然コストが掛かるわけですので、そのコストに見合ったそれだけの便益、効果があることが求められているわけですが、日本の弁護士の方は法律の専門家ですので、相手国で法体制が違っているといっても、どこにどうい**

問題があるのか大体想定することはできるのでいろいろ役に立てるのではないかという話が出ておりました。

もちろん付加価値を高めるという作業も必要で、**現地の法体制、あるいは言葉にも通じて、更に専門性を固めていく必要も弁護士側においてあるのではないか**ということも指摘されました。

そういったような今後の活動がいろいろ提言されるわけですが、まずは具体的にどうい
うニーズがあるのかをよく把握することが大事ではないかということが、各委員が種々の
角度から指摘されたところでして、かなりの焦点があたりました。特に、日本企業、日本
人の展開がこれからどんどん増大するような地域、例えば近くでは東南アジアだと思いま
すけれども、そういったところで、日本の弁護士の方、あるいは法曹有資格者の方にどう
いう需要があるのか。そういうところをまず確認しないといろいろな議論も更に進まない
のではないかということです。

また、各国で、日本にもあります外弁制度同様に、それぞれの国において外国からの弁
護士がどのような活動ができるのか、あるいはできないのか、いろいろな規制があると思
われますが、まず主要国について把握しておく必要があるのではないかという指摘もあり
ました。

それから、これは専門用語の様ですが、渉外家事というのでしょうか、最近多くの邦人
が海外に展開していて、国際的な家族問題も生じています。この問題についても、例えば
家族法、相続法の分野で潜在的な需要があるのではないかということが指摘されていまし
た。

他方、現地の法律そのものですので、国際的な話という要素はありますけれども、**現地
の法律はどうなっているかということなので、そう簡単に、例えばビジネスの分野でどう
いう法律があるのかという話のような一般性がないのではないか**、ということの指摘もあ
りました。今後の検討課題ということだと思えます。

それから、現行制度、既にいろいろな活動が行われていますが、それらをどういうふう
に強化していくかという観点から、例えば中小企業の経済活動について、いろいろと日本
の内部での相談体制を強化する必要があるという指摘もございました。例えば、弁護士の
ネットワークについて、現地の弁護士とのチャネルづくり、具体的には前回も話題にあっ
たと思えますけれども、香港律師会というのでしょうか、弁護士会なのでは
ありますが、そこで具体的に現地の弁護士のリストの提供があるということですので、そのような形でのチ

チャンネルをどういうふうにして強化していくか、ということが話題にもなりました。

中小企業海外展開支援弁護士紹介制度、これをどういった観点から発表させるかということで、いろいろな話が既に起こっているということでございますので、できるだけ具体的な話を今後承っていきたいということをお願いしてあります。

今後の検討課題ということで、先ほど申し上げました、何にもましてニーズの調査ということが必要だということになりまして、その観点から既に提起されております法務省の海外派遣プロジェクト、これにつきまして具体的に、例えば日本企業、邦人の現状、いろいろな問題が起こっている、そういうことについてどういうことが具体的にあるのかということ調査する、あるいは、現地に出ている日本の法律事務所、個人の弁護士の方がおられれば、その方の活動状況について具体的な調査をする、それから、当然のことながら現地の法制度についても調査する、ということをも更に推進する必要があるということが強調されました。

それから、現地規範との連携の基盤構築、現地機関との連携の試行的な実践、そういったことはどんなことができるかもこの派遣を通じて調査できればよろしいかなと思っております。

今後、いずれにしても海外展開の検討を更に深めていく上では、現場のニーズの把握というのが不可欠であるということは先ほど申し上げたとおり、委員の間からも強く主張されておりますので、このプロジェクトが是非成果を上げる方向に持って行っていただければと思っています。よろしく申し上げます。

駆け足になりますけれども、これ以外の試行制度についても、日弁連の弁護士紹介制度については今後対象地域の拡大、あるいは中小企業の海外展開に支援の在り方、そういったことも更に検討する必要がありますし、人材育成についても法曹有資格者の留学状態の把握とか、そういった形で検討する必要があると思っています。

さらに、政府の対外活動、例えば貿易交渉とかあるいは先ほど少し申しました在留邦人の支援、これはもちろんいろいろ強化される必要があるわけですが、こういった形で日本の法曹有資格者、弁護士の方が活用できるか検討していきたいと思っております。

もう一つ、日本政府ではなくて国際機関だと思いますが、国際機関もいろいろ活躍の場として考えていく必要があると思っております。このようにいくつか流れが出てきていると思っておりますので、今後更に検討させていただきたいと思っております。

法務省による法曹有資格者に関する現地調査（2015年～）

「日本の法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」
（法務省作成資料より）

○法曹有資格者をアジア新興国に派遣

平成27年度は4か国（タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン）に派遣。（タイ、シンガポール、インドネシアは今年度まで）

→平成28年度は、日本企業等が多く進出し、または今後の進出が見込まれる合計3か国（フィリピン、ミャンマー、インド）

における調査について予算計上（2016年度予算1966万円）

○現地における調査方法

- ・ 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
- ・ JETRO等の現地関係機関からのヒアリング、現地日本企業等や在留邦人へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

第5回 法曹養成制度改革顧問会議（平成25年12月17日開催）

○吉戒顧問 今の御説明について申し上げます。活動領域の拡大についていろいろな取組をされていまして、その努力は評価したいと思います。しかし、**正直に言って、例えば、研修とかインターンとか検討中などというものが多**いわけです。今検討されている活動領域の拡大とは何かといえば、法曹人口の増大に対応する活動領域の拡大という必要性だと思えますけれども、**まだまだ経済ベースに乗るような話でない**わけですね。ですから、もう少しそういう取組を、各行政・自治体、あるいは企業等のニーズをしっかりと捕まえて、そして法曹としてどういう売りがあるのかということを整理しないと、**善意のプロボノ的な、あるいはボランティア的な活動になるのではないか、それは立派なことなのですが、それでは法曹人口の増大ということには対応できない**だろうと思えます。

例えば、国とか自治体で我々が何ができるかといえば、すぐ思い付くのは法令の立案とか、行政処分の審査とか、あるいは紛争案件の対応とか、そういうものだと思うのです。

そういうことができるということをきちんと行政なり国なり自治体に訴えていくことが必要だと思います。そうしないと、持続性のある取組にならないと思います。

○宮崎顧問 この一覧表を見ましても、活動領域の拡大というものは**まだまだ、ようやく**

走り始めたかなという制度・仕組みが多いなどと思っています。この中で我々は、前から申し上げているように、国や地方公共団体の財政的といいますか、制度的な支援が一番重要ではないかなと思っています。

今、鹿角市からの要望がありましたけれども、これも、赴任したスタッフ弁護士などに様々な問題を一緒に活動してくれということで、個別事案としてはそれはそれでいいですし、また、そういう過疎・偏在対策は今までも日本弁護士連合会もずっと取り組んでまいりましたし、法テラスの関係でも、私も1年目の弁護士を、スタッフとして派遣するための養成協力事務所として毎年受け入れているわけでありますから、そういう活動については十分認識はしております。

ただ、これも確認しておきたいのですが、日本司法支援センターの活動領域の基本は裁判業務なのです。行政手続とかそういうところの活動は基本的には認められていないわけなのです。この法テラスの活動領域を制度的に増やす、そういうふうに財政措置を付けることがこの活動を飛躍的に増大させる根本であるわけなのです。ですから、そういうことを根本で考えていただきたいなと思います。

ですから、鹿角市に行っても、スタッフ弁護士は生活保護手続とか労働関係とか労災手続とか、そういうものには基本的には関与できないという仕切りになっているわけですから、そういう枠を取り払う運動も併せてよろしくお願ひしたいと思います。行政分野につきましても、例えば鹿角市に弁護士を採用してもらったら、ある意味でいいわけですね。

地方公共団体に弁護士が入るといことも、これも**財政的な措置**でありますけれども、これもやはり制度を作るということが肝心なのではないかなと。

それから、海外支援につきましても、私はオーストラリアの弁護士会から聞いたのですが、オーストラリアではODA資金で、東南アジアに進出したオーストラリアの法律事務所補助金を出す、財政的支援をする。それはなぜかといいますと、**企業の海外支援には弁護士のインフラが必要不可欠であるという考え方から、インフラ整備として補助金を出している**ということがあります。人材育成ももちろんしかりですが、そういうこともかねて、今後とも政府としても是非ともそういう体制整備の方もよろしくお願ひしたいと。このように思います。

○吉戒顧問 どういう法曹が派遣されるといいますか、新しい活動領域で活躍するかという話なのですが、私は本籍は裁判所だったのですが、長年、法務省に出向しており

ました。そのときの経験を踏まえて言いますと、**例えば国の行政機関あるいは自治体に行く場合でも、やはり即戦力が求められるのです。**そうしますと、**修習を終えたばかりの新規登録の弁護士はまだ仕事をする力がないわけですから、そういう人がもし国とか行政に行くのであれば、ある程度トレーニングを積む機関あるいは組織がないと使い物にならないのではないかなと思います。**

例えば、自治体、鹿角市が採用するかどうかは分かりませんが、もし採用したとしても、修習終了直後の人であれば、それは一般の学卒者と変わりません。ただ法律の知識は詳しいというだけの話なのです。ですから、やはり**弁護士として、ある程度の実務経験を積まないと使い物になるような力はないのではないかなと思います。**

○**松本副室長** 種々あろうかと思いますが、やはり自治体全般に有用性というものが必ずしも十分に認識されていない。もちろん、基本は自治体が予算から雇用されるわけですので、有用性が認識されていない中で、基本、法曹有資格者がいない中で自治体が回ってきたところに、有資格者を採用してでもこういうことをやってほしいのだということが必ずしも十分ではないのではないかなと思います。

試行の点も、先ほど吉戒顧問がおっしゃられた中で、いろいろ実践をしていきたいと思っておりますが、**試行するに当たって、司法修習を終了したばかりの弁護士をいきなり送り込むわけにはいかない。**そうなりますと、ある程度、経験を積んだ弁護士をとということになるのですけれども、被災地自治体という、これは予算は自治体持ちではなくて、**総務省が予算**をつけてくる。したがって、自治体には何ら負担がかからない、非常にそういう意味ではありがたい枠組みが既に存在するのですけれども、ある程度、経験を積んだ弁護士を試行で行ってもらう、あるいは試行という位置付けでなくても、そういう**被災地自治体に行ってもらおう**というのはかなり**勇気が要ると**いいますか、**当該弁護士の先生にとっては事務所との関係とかいろいろございまして、なかなか手が挙がりづらい**というところもございします。

こういうところも含めて、では、試行でどんどんやれるのかといたしますと、こちらはいろいろ積極的にアピールはするのですけれども、動きがどうしても遅くなってしまいう現状でございします。

(E) 法曹人口調査報告（2015年4月16日）内閣官房法曹養成制度改革推進室

【問題の所在】

第19回の法曹養成制度改革顧問会議（2015.4.16）に案として提出されたものである。一連の法曹需要があるとする根拠とされた調査報告であり、資料も含めれば738ページにも及ぶ大作である。

法曹養成制度検討会議による2013年6月26日取りまとめの中で「法曹人口の在り方について、社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない」とされたことを受けて行われたのがこの調査である。

法曹有資格者に対する「需要」があるのかどうか、「需要」があっても顕在化していないだけなのか、そこでいう「需要」とはコストをどの程度意識したものなのか、アンケート結果から法曹需要として現実に存在するものと考えることが可能なのかどうか問われている。

しかし、その調査方法も含め、導き出される結論は客観的なものとは言い難く、特に後述するように医師の需要検討と比べてみるとその点が際立つ。

法曹需要アンケートでは、**利用したいという期待を需要に結び付く可能性**として論じているのに対し、医師の需要の場合には**実際の保険診療などの実績や人口、年齢比などをもとに具体的に算定**しており、両者の手法には大きな違いがある。

ここではアンケート結果全体を掲載はできないが、インターネット、企業、自治体の中の一部を抜粋したので、その手法を概観していただきたい。

前書き（抜粋）

このように法曹人口が増加する中で、法曹人口の在り方に関する議論が活発となり、政府部内でも議論された。平成24年8月には、閣議決定により内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に法曹養成制度検討会議が置かれ、そこで法曹の養成に関する制度の在り方とともに、法曹人口の在り方についても検討がされた。同検討会議は、平成25年6月26日に意見の取りまとめを行ったが、その中で、**法曹人口の在り方について、社会がよ**

り多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないが、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとした。その上で、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、新たな検討体制の下で、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要があるとするとともに、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を 2 年以内に公表するべきであるとした。

法曹養成制度関係閣僚会議は、平成 25 年 7 月 16 日、以上のような法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、政府として講ずべき措置の内容及び時期を示した「法曹養成制度改革の推進について」を決定した。

本件調査は、この法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、あるべき法曹人口について検討を行う上で必要な調査を行うものである。調査内容の検討や調査実施に際しては、司法制度改革の際に行われ、その後も継続されてきた「民事訴訟の利用者調査」（2000 年、2006 年、2011 年）など、各種の調査を参考にしている。

本件調査では、法曹に対する需要と供給の状況や、法曹養成課程を経た法曹輩出状況を調べている。**法曹に対する需要の状況については、市民や企業、地方自治体の意識に関するアンケート調査及び国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施するとともに、**裁判事件数の動向についても分析を行った。また、法曹の供給状況については、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が平成 26 年 7 月から 8 月にかけて行った「65 期・66 期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査」と同年 7 月から 9 月にかけて行った「弁護士実勢調査」や、法務省が主催する「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」及びその下に設置された国・地方自治体・福祉等、企業、海外展開の 3 つの分科会の取組状況などについて調査した。

本調査報告書は、法曹人口を考える上で必要なデータとして、これらの調査結果を取りまとめて報告するものである。

4 調査の実施（抜粋）

(1) 調査の構造

- ・ 調査の実施に当たっては、大きな視点としては、法曹や法的サービスに対する需要と、

これらの供給状況を調べ、さらに、質の維持の観点も踏まえ、法曹養成課程における法曹輩出状況も調べることにした。

- 法曹や法的サービスに対する需要を調べるため、主に、①法曹や法的サービスに対する市民や企業、地方自治体などの意識に関するアンケート調査を実施し、さらに、国の行政機関等における法曹有資格者の採用の現状に関する調査を実施するとともに、②法曹が行う法廷活動に関する需要の一指標となる裁判事件数を分析した。なお、①の調査においては、法廷外の法曹の活動状況を調べることを目的としているため、法曹の中でも弁護士の活動やこれに対する需要を確認することを中心とした調査となっている。
- また、法曹や法的サービスの供給状況を調べるため、主に、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が平成26年7月から8月にかけて行った「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査」（以下、「65期・66期調査」という。）と同年7月から9月にかけて行った「弁護士実勢調査」の結果を分析し、さらに、司法アクセスの状況や法曹有資格者の活動領域の拡大状況に関する各種のデータを分析した。
- そして、法曹養成課程における法曹輩出状況を調べるため、各種のデータを参照した。
- なお、以上のような調査・分析を行うに当たっては、これまで行われた各種の既存調査における結果を分析し、本件調査を実施するに際しての参考としている。

(2) アンケート調査の実施

アンケート調査では、まず、市民、企業、地方自治体を対象に意識調査を行い、さらに、国の機関等における法曹有資格者等の活動状況についても調査した。

ア インターネット調査

- 平成26年6月27日から7月4日まで実施した。
- モニターを選別してインターネット上で質問に回答してもらった形式で実施した。
- 回答数は4,031であった。なお、同調査によって回収できた回答は、年齢・性別ごとに、全体的に均一に回収されたことから、我が国の人口態様に合わせた形に計算上変更してから分析を行った。

イ 法律相談者調査

- 平成26年5月27日から7月31日まで実施。同日までを当初の回答締め切りとしていたが、その後の回答到来状況も踏まえ、8月26日まで締め切りを延長した。
- 法律相談に訪れた者に対して調査票を交付して記入させることによる調査を行った。日弁連、各地の弁護士会、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）に協力を求

め、全国 140 か所を超える法律相談センター等で調査を行った。

- 2万通の調査票を配布し、9,888 通の回答があった（2万通に対する割合は 49.4 %）。これは、平成 26 年 8 月 27 日までの回収数である。

ウ 企業調査（大企業・中小企業）

- 平成 26 年 6 月 27 日（発送）から 7 月 31 日まで実施した。締め切りについては、同様に 8 月 26 日まで延長した。
- 企業を対象にした調査としては、企業の規模別に大企業と中小企業に分けて、郵送による調査を行った。企業調査における対象企業の選別については、以下のとおり、経営法友会会員企業、特殊法人（経営法友会会員を除く。）、会社四季報掲載の上場企業・未上場企業を大企業調査の対象とし（合計 5,000 社）、中小企業調査の対象としては東京商工会議所会員企業 3,000 社を選別した。

配付先	配付数
経営法友会会員企業	1,107
特殊法人(経営法友会会員である17社を除く。)	16
会社四季報掲載の上場企業 ¹¹	2,238
会社四季報掲載の未上場企業 ¹²	1,639
東京商工会議所会員企業 ^{13 14}	3,000
合計	8,000

- 大企業調査では、5,000 通の調査票を配布し、1,139 通の回答があった（回収率 22.9 %）。中小企業では、3,000 通の調査票を配布し、800 通の回答があった（回収率 26.7 %）。いずれも平成 26 年 8 月 27 日までの回収数である。

エ 地方自治体調査

- 平成 26 年 6 月 27 日（発送）から 7 月 31 日まで実施した。締め切りについては同様に 8 月 26 日まで延長した。
- 地方自治体を対象にした調査としては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村（同法 1 条の 3 第 2 項）、特別地方公共団体である特別区（同条の 3 第 3 項）のうち、以下の地方自治体を選別した。なお、普通地方公共団体については、調査目的との関係で相当と考えられた回収数を確保するため、配付総数 1,000 件に満つるまで、上位にある地方自治体（同法 5 条 2 項並びに 8 条 1 項及び 2 項）から都道府県、市、町の順で選別した。

配付先	配付数
全ての都道府県	47
全ての市	791
東京23区	23
町(人口数(平成26年6月1日現在)の上位から配付総数の合計が1,000に満 つるまで採用)	139
合計	1,000

- 地方自治体調査では、1,000 通の調査票を配布し、762 通の回答があった（回収率 76.2 %）。いずれも平成 26 年 8 月 27 日までの回収数である。

オ 国の機関等の調査

- 照会文書発出が平成 26 年 7 月 29 日、回答期限が 8 月 22 日、最終回答受領日が 9 月 22 日である。
- 国の機関等に関する調査としては、中央官庁を中心とした国の機関等に対して調査票を配布し、回答を求めたところ、48 の機関等から回答があった。

調査結果

第 2 章 法曹に対する需要分析

第 1 市民のニーズ（法律相談者調査・インターネット調査）

1 トラブル経験から分かる法曹に対する需要

(1) インターネット調査におけるトラブル経験結果から分かる法曹に対する需要

弁護士に相談するようなトラブルを経験したにもかかわらず、弁護士に対する依頼を断念した層の中には、法曹に対する潜在的需要を有する市民が一定程度含まれる可能性がある。

ア トラブル経験と弁護士への依頼

- インターネット調査問 4 「最近 5 年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか」について、「考えたことがある」と回答したのは 20.7 % である。この「考えたことがある」と回答した者に対し、問 5 「トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか」を聞いたところ、「依頼しようと思ひ、実際に依頼した（ことがある）」と回答したのは 32.4 %、「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」と回答したのは 54.7 %、「依頼しようと思わなかった」と回答したのは 12.9 % になっている。

回答者の約 20% が最近 5 年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたにもかかわらず

らず、そのうち3分の2以上に当たる約68% (54.7%+12.9%) の者 (563, 全回答数4,024のうち約14%) が、実際には弁護士に依頼しなかったことが分かる。

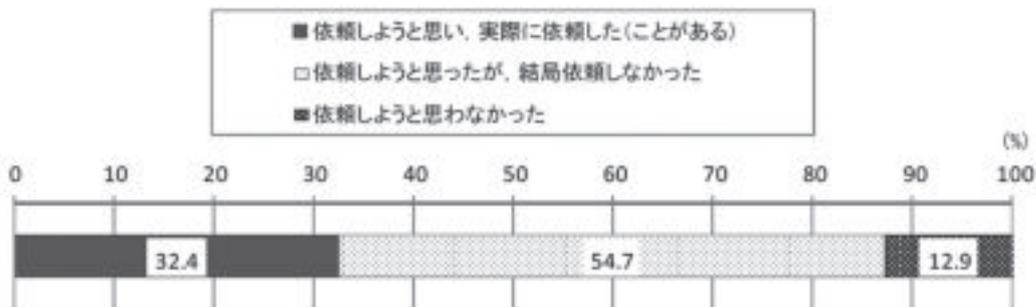
図表2-1 インターネット 問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか

		(左=度数, 右=%)	
考えたことがある	834	(20.7)	
考えたことはない	3,190	(79.3)	
回答数	4,024	(100.0)	



図表2-2 インターネット 問5 トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか (問4で「考えたことがある」と回答した者のみ)

		(左=度数, 右=%)	
依頼しようと思い、実際に依頼した(ことがある)	270	(32.4)	
依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった	456	(54.7)	
依頼しようと思わなかった	107	(12.9)	
回答数	834	(100.0)	



○ こうした、弁護士に依頼しなかった者について、問6「依頼しなかった理由」を聞いてみると、各選択肢について「そう思う」との回答と「どちらかといえばそう思う」との回答を合計した割合は、「1.弁護士では問題を解決してくれないと思ったから」では20.6%、「2.弁護士は頼りにならなそうだったから」では12.1%、「3.弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから」では18.7%、「5.弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから」では30.6%、「6.自分で解決できると思ったから」では34.1%、「7.弁護士の探し方が分からなかったから」では39.0%となっている。

□ 前記のような理由を回答した者の中には、**実際には弁護士に相談していないために弁護士の業務に対する理解が不足している者や弁護士へのアクセス方法を知らない者がい**

る可能性があるから、**弁護士からの適切な情報提供が十分にされ、それが周知されれば弁護士に依頼するようになる者がいる可能性**があるのではないか。そうすると、こうした者のうち一定部分については、**弁護士へのニーズを有する者が含まれる可能性**があると思われる。

図表2-3 インターネット 問6 依頼しなかった理由（問5で「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」又は「依頼しようと思わなかった」と回答した者のみ）
（上段＝度数、下段＝％）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1. 弁護士では問題を解決してくれないと思ったから	26 (4.7)	89 (15.9)	153 (27.2)	119 (21.1)	176 (31.2)	564 (100.0)
2. 弁護士は頼りにならなそうだったから	23 (4.1)	45 (8.0)	169 (30.0)	142 (25.3)	184 (32.7)	564 (100.0)
3. 弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから	27 (4.7)	79 (14.0)	167 (29.5)	138 (24.6)	153 (27.2)	564 (100.0)
4. 弁護士にかかる費用が払えなかったから	153 (27.2)	177 (31.4)	124 (21.9)	46 (8.1)	64 (11.4)	564 (100.0)
5. 弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから	51 (9.0)	122 (21.6)	211 (37.4)	92 (16.3)	88 (15.7)	564 (100.0)
6. 自分で解決できると思ったから	52 (9.3)	140 (24.8)	192 (34.1)	84 (14.9)	95 (16.9)	564 (100.0)
7. 弁護士の探し方が分からなかったから	70 (12.4)	150 (26.6)	133 (23.7)	91 (16.1)	119 (21.1)	564 (100.0)

イ トラブル経験・弁護士依頼経験と地域差

(ア) 地域差分析

- 次に、前記のようなトラブル経験と弁護士依頼経験（インターネット調査問4及び問5）について、何らかの地域差が見られるかどうかを1つの試みとして分析した。

分析に当たっては、以下の方法により地域を4区分に分けた。以降、インターネット調査及び法律相談者調査においては、同様の分け方によって地域分析を行った。

- 地域差を分析するに当たっては、都道府県の総人口を基準として人口の多い方から順位付けをした上、全国から回答を得られたインターネット調査の回答度数と、39都道府県から回答を得られた法律相談者調査の回答度数が、ともに、クロス分析に耐え得る程度に、各地域区分においてできる限り均等に分配されるよう考慮した上、都道府県を4つの地域区分に分け、各設問についてクロス集計を行うことで分析を行った。

I 東京都

II 神奈川県、大阪府、愛知県

Ⅲ 埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県

Ⅳ その他

なお、この他に、都道府県の順位付けの基準を変え、県内総生産、弁護士数、弁護士1人当たり人口、県民所得によっても順位付けをし、前記と同様の回答数の観点から4区分に分けてみたところ、結果的に、県内総生産及び弁護士数については都道府県の総人口で分けた場合と同じ地域区分となったが、弁護士1人当たり人口及び県民所得については都道府県の総人口で分けた場合と異なる地域区分となった。

そこで、1つの試みとして、地域差の分析を行う上での地域区分については、3つの順位付け基準による地域区分が一致した、都道府県の総人口、県内総生産及び弁護士数による地域区分を採用した。

(イ) トラブル経験・弁護士依頼経験と地域差

- インターネット調査問4「最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか」について地域差を調べたところ、統計的に有意な結果は得られなかった。
- 次に、インターネット調査問5「トラブルを解決するために弁護士に依頼しようと思いましたか」についても地域差を調べた。「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」と「依頼しようと思わなかった」を、否定的な回答として「依頼しなかった」との回答にまとめ、これと「実際に依頼した（ことがある）」との回答とを対比させて地域差を調べたところ、第Ⅱ地域について、実際に依頼したとの回答の割合が多いとの特徴が見られた。
- 以上のような地域差分析によると、インターネット調査におけるトラブル経験の有無については、特段の地域差は認められなかったものの、弁護士依頼経験については、第Ⅱ地域について実際に依頼したとの回答が多かったという地域差が見られた。

図表2-5 インターネット 問4 最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがあるか（地域別）¹⁹

（左＝度数、右＝％）

	考えたことがある		考えたことはない		合計	
第Ⅰ地域	103	(23.8)	330	(76.2)	433	(100.0)
第Ⅱ地域	172	(21.6)	625	(78.4)	797	(100.0)
第Ⅲ地域	185	(19.8)	748	(80.2)	933	(100.0)
第Ⅳ地域	374	(20.1)	1,487	(79.9)	1,861	(100.0)
全体	834	(20.7)	3,190	(79.3)	4,024	(100.0)

図表2-6 インターネット 問5 トラブルを解決するために弁護士に依頼しようとしたか（地域別）²⁰
 （左＝度数，右＝％）

	実際に依頼した （ことがある）		依頼しなかった		合計	
第Ⅰ地域	28	(27.2)	75	(72.8)	103	(100.0)
第Ⅱ地域	68	(39.5)	104	(60.5)	172	(100.0)
第Ⅲ地域	65	(35.3)	119	(64.7)	184	(100.0)
第Ⅳ地域	109	(29.1)	266	(70.9)	375	(100.0)
全体	270	(32.4)	564	(67.6)	834	(100.0)

(ウ) インターネット調査におけるトラブル経験結果から分かる法曹に対する需要のまとめ

- インターネット調査（問4，5）から，最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうち 20.7％に当たり，その中で実際に弁護士に依頼した人は 32.4％，**依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は54.7％**であったことが分かった。

このように，依頼を考えたが結局依頼しなかった人については，**法曹に対する潜在的需要を有する市民が一定程度含まれるといってもよいのではないかと考えられる。**

(2) 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要

法律相談に来ていながら，依頼態度を保留している層の中には，法曹に対する潜在的需要を有する人々が含まれるといえるのではないか。

ア 法律相談後の弁護士依頼意欲

(ア) 依頼意欲

- 法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」についての回答結果は，「依頼しようと思う」3,382(有効回答数 8,695 のうち 38.9％)，「どちらかといえば依頼しようと思う」2,324 (26.7％)，「どちらともいえない」2,452 (28.2％)，「どちらかといえば依頼しようと思わない」226 (2.6％)，「依頼しようと思わない」311 (3.6％)であり，前二者の依頼方向の回答数合計は 5,706 (65.6％)，後二者の依頼しない方向の回答数合計は 537 (6.2％)であった。

図表3-1

法律相談者 問6

今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか

(左=度数, 右=%)

依頼しようと思う	3,382	(38.9)
どちらかといえば依頼しようと思う	2,324	(26.7)
どちらともいえない	2,452	(28.2)
どちらかといえば依頼しようと思わない	226	(2.6)
依頼しようと思わない	311	(3.6)
回答数(無回答を除く。)	8,695	(100.0)

(イ) 地域差

○ 法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」についての回答結果において地域差が見られるかを調査した。「依頼しようと思う」と「どちらかといえば依頼しようと思う」を「そう思う」との回答にまとめ、「どちらかといえば依頼しようと思わない」と「依頼しようと思わない」を「そう思わない」との回答にまとめ、これらと「どちらともいえない」の3つの区分にして比べてみたところ、第Ⅰ地域と第Ⅲ地域で、「そう思う」の割合が多く、第Ⅱ地域では、逆に「そう思う」の割合が少ないという特徴が見られた。

□ 法律相談者調査問6についての地域差は以上のとおりであり、第Ⅰ地域と第Ⅲ地域においては、弁護士に今後問題の解決を依頼すると回答する割合が多く、逆に、第Ⅱ地域では、依頼するとした回答が少ないとの地域差が見られた。

(ウ) まとめ

□ 前記(ア)によると、法律問題を抱えて法律相談に来た者のうち、実際に弁護士に依頼しようと思う者が3分の2程度(65.6%)、どちらともいえないとして、依頼態度を保留している者が4分の1程度(28.2%)いることが分かる。**依頼態度を保留している者は、法律問題を抱えて法律相談に来ていながら態度を保留している者であるから、弁護士に対する潜在的な需要を抱えているものが一定程度含まれている可能性**がある。

イ 依頼しようと思う理由

○ 前記の法律相談者調査問6「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」について「依頼しようと思う」と回答した者に対し、その理由を問7「依頼しようと思う理由」で尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計が「1. 弁護士なら問題を解決してくれると思うから」との理由については4,844(有効回答数5,142のうち94.2%)であり、「2. 弁護士が頼りになりそうだから」の理由については4,377

(有効回答数 4,828 のうち 90.7 %) であり、「3.弁護士がよく話を聞いてくれそうだから」の理由については4,089 (有効回答数 4,724 のうち 86.6 %) となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、自分では解決できない、自分で直接話し合いたくない、紛争の相手方が弁護士を依頼した、警察等で勧められたなどの理由が見られた。

	法律相談者 問7		依頼しようと思う理由 (問6で「依頼しようと思う」又は「どちらかといえば依頼しようと思う」と回答した者のみ)					回答数 (無回答を除く。)
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 への依 頼を勧 められ なかつた		
1. 弁護士なら問題を解決してくれると思うから	3,282 (63.8)	1,562 (30.4)	264 (5.1)	17 (0.3)	17 (0.3)	-	5,142 (100.0)	
2. 弁護士が頼りになりそうだから	2,906 (60.2)	1,471 (30.5)	321 (6.6)	32 (0.7)	98 (2.0)	-	4,828 (100.0)	
3. 弁護士がよく話を聞いてくれそうだから	2,603 (55.1)	1,486 (31.5)	562 (11.9)	43 (0.9)	30 (0.6)	-	4,724 (100.0)	
4. 相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できるから	906 (20.8)	802 (18.4)	2,280 (52.4)	191 (4.4)	171 (3.9)	-	4,350 (100.0)	
5. 裁判をするつもりだから	666 (15.1)	497 (11.3)	1,615 (36.6)	344 (7.8)	1,288 (29.2)	-	4,410 (100.0)	
6. 法律相談で弁護士に依頼した方がよいと勧められたから	1,518 (34.7)	927 (21.2)	1,252 (28.6)	96 (2.2)	239 (5.5)	345 (7.9)	4,377 (100.0)	

□ このような結果からすると、法律相談をした後に依頼しようと思う者は、「弁護士なら問題を解決してくれる」、「弁護士が頼りになりそうだ」、「弁護士がよく話を聞いてくれそうだ」といった点について肯定的な評価をしていることが分かる。

そして、弁護士が問題を解決してくれると思うかどうか、弁護士が頼りになりそうだと思うかどうか、弁護士がよく話を聞いてくれそうだと思うかどうかは、法律相談の場における弁護士の相談態度の親切さや弁護士の助言の適切さに関係するのではないかとと思われる。そうすると、**弁護士による紛争解決が適切であると考えられる事案であるにもかかわらず弁護士への依頼を迷っている者については、弁護士が話しやすい親切な態度で相談に応じ、適切な助言をすることにより、依頼する方向に導かれる可能性がある。**

ウ 依頼しようと思わない理由

○ 前掲図表 3-1 の法律相談者調査問 6 「今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思うか」について、「どちらかといえば依頼しようと思わない」又は「依頼しようと思わない」と回答した者に対し、その理由を問 8 「依頼をしようと思わない理由」で尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の多かった選択肢は「5. 法律相談

で解決したと思うから」(回答の合計 199, 有効回答数 395 のうち 50.4%), 「9.自分で解決できると思ったから」(149, 有効回答数 377 のうち 39.5%), 「6.法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから」(99, 有効回答数 374 のうち 26.5%)であったが、「1.弁護士では問題を解決してくれないと思うから」との理由についても「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は 85 (有効回答数 383 のうち 22.2%), 「2.弁護士は頼りにならなそうだから」の理由については 57 (有効回答数 385 のうち 14.8%) であり、「3.弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから」の理由については 58 (有効回答数 381 のうち 15.2%) となっていることが見て取れる。

「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、調停を勧められるなど弁護士への依頼を勧められなかった、助言を聞いて自分で解決したい、事件が少額なので割に合わないといった回答が見られた。

図表3-4 法律相談者 問9 依頼しようと思わない理由(問6で「依頼しようと思わない」又は「どちらかといえば依頼しようと思わない」と回答した者のみ)
(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	弁護士 にかかる 費用は示 されてい ない	回答数 (無回答 を除く。)
1.弁護士では問題を解決してくれないと思うから	60 (15.7)	25 (6.5)	53 (13.8)	26 (6.8)	219 (57.2)	-	383 (100.0)
2.弁護士は頼りにならなそうだから	34 (8.8)	23 (6.0)	52 (13.5)	34 (8.8)	242 (62.9)	-	385 (100.0)
3.弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから	33 (8.7)	25 (6.6)	49 (12.9)	38 (10.0)	236 (61.9)	-	381 (100.0)
4.相談の際に示された弁護士にかかる費用に納得できないから	34 (9.1)	44 (11.8)	81 (21.8)	13 (3.5)	87 (23.4)	113 (30.4)	372 (100.0)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そうは思 わない	そうは思 わない	そうは言 われな かった	回答数 (無回答 を除く。)
5.法律相談で解決したと思うから	135 (34.2)	64 (16.2)	81 (20.5)	15 (3.8)	100 (25.3)	-	395 (100.0)
6.法律相談で弁護士に依頼するような問題ではないと言われたから	58 (15.5)	41 (11.0)	69 (18.4)	15 (4.0)	100 (26.7)	91 (24.3)	374 (100.0)
7.法律相談の弁護士の印象が悪いから	30 (8.1)	19 (5.1)	52 (14.1)	23 (6.2)	246 (66.5)	-	370 (100.0)
8.法律相談で勝てそうにないと言われたから	43 (11.8)	29 (7.9)	50 (16.2)	3 (0.8)	128 (35.1)	103 (28.2)	365 (100.0)
9.自分で解決できると思ったから	78 (20.7)	71 (18.8)	97 (25.7)	15 (4.0)	116 (30.8)	-	377 (100.0)

□ このような結果からすると、「法律相談で解決したと思うから」(50.4%), 「自分で解

決できると思ったから」(39.5%)と回答した人は、相談によって需要が充足されたと考えられるものの、法律相談に来たが弁護士に依頼しようと思わない者の中には、**1割5分から2割程度の割合で、「弁護士は問題を解決してくれないと思うから」、「弁護士は頼りにならなそうだから」、「弁護士はよく話を聞いてくれなさそうだから」といった理由**で、依頼をためらい、あるいは依頼しないとしていることが分かる。

前記のとおり、弁護士が問題を解決してくれると思うかどうか、弁護士が頼りになりそうだと思うかどうか、弁護士がよく話を聞いてくれそうだと思うかどうかは、**弁護士の相談態度の親切さや弁護士の助言の適切さに関係すると思われる**ことからすると、**弁護士が話しやすい親切な態度で相談に応じ適切な助言を行うことにより、法律相談に訪れた者から依頼を受けることができるようになり、弁護士に対する潜在的需要を顕在化させることがあり得る**のではないかとと思われる。

エ 法律相談者調査における依頼意欲から分かる法曹に対する需要のまとめ

□ 今回の法律相談者調査から、法律相談をし、今後弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人が 65.6% (どちらかといえば依頼しようと思う人を含む。)、どちらともいえないとして依頼を留保している人が 28.2% いることが分かった。

法律相談に来ていながら依頼態度を保留している層については、潜在的需要を有する人々が一定程度含まれるといえるのではないかと考えられる。

(3) ためらいの理由

市民は、弁護士に対する依頼の際にためらいを感じているが、このような障壁が軽減されれば、法曹に対する潜在的需要が顕在化するのではないか。

ア インターネット調査結果から分かるためらい

○ インターネット調査問7(1)「弁護士に相談することにためらいを感じると思うか」について、「ためらいを感じると思う」という回答は 1,066 で、全回答数 4,024 のうち 26.5% に当たる。この回答割合は、「ためらいを感じるとは思わない」との回答 1,539 (38.2%) よりは低くなっているものの、法律問題を抱えた場合にも弁護士に相談することをためらう者が3割弱程度存在することになる。

図表2-7 インターネット 問7(1) 弁護士に相談することにためらいを感じると思うか
(左=度数, 右=%)

ためらいを感じると思う	1,066	(26.5)
どちらともいえない	1,419	(35.3)
ためらいを感じると思わない	1,539	(38.2)
回答数	4,024	(100.0)

○ 前記の「ためらいを感じると思う」と回答した者に対し、その理由を尋ねたところ（インターネット調査問7(2)）、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と肯定する回答が最も多かった理由は、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」（1,047、全回答数 1,066のうち 98.2%）であった。

また、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は、「1. 弁護士には 近寄りやすいイメージがあるから」との理由については 827（全回答数 1,066のうち 77.6%）であり、「3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」については 720（67.5%）、「4. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」については 620（58.2%）となっており、いずれも高い割合を示している。

図表2-8 インターネット 問7(2) ためらいを感じると思う理由（問7(1)で「ためらいと感ずると思う」と回答した者のみ）
(上段=度数, 下段=%)

	そう思う	どちらかとい えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかとい えば そうは 思わない	そうは 思わない	回答数
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	329 (30.8)	498 (46.7)	128 (12.0)	70 (6.6)	41 (3.8)	1,066 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	820 (76.9)	227 (21.3)	12 (1.1)	4 (0.3)	4 (0.3)	1,066 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	364 (34.1)	356 (33.4)	206 (19.3)	100 (9.3)	41 (3.9)	1,066 (100.0)
4. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから	293 (27.5)	327 (30.6)	269 (25.2)	119 (11.1)	59 (5.5)	1,066 (100.0)

イ 法律相談者調査から分かるためらい

○ 法律相談者調査問5(1)「今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか」について、「ためらいを感じたことがある」との回答は 3,937 で、有効回答数 9,274 のうち 42.5%に当たり、この回答割合は、「ためらいを感じたことはない」との回答 3,009 についての割合 32.4%よりも高くなっている。法律問題を抱えて法律相談に訪れた者においても、弁護士に相談することにためらいを感じた者が4割程度存在しており、前記のインターネット調査における「ためらい」の割合（3割弱）よりも高いもの

となっている。

- 前記の「ためらいを感じたことがある」と回答した者に、その理由を尋ねたところ（法律相談者調査問5(2)）、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答が多かった理由は、「2. 弁護士はお金がかかりそうだから」（回答 3,536、有効回答数 3,745 のうち 94.4%）であった。その他の理由については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計は、「1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから」との理由については 1,993（有効回答数 3,550 のうち 56.1%）であり、「3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」については 1,477（有効回答数 3,507 のうち 42.1%）、「5. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」については 1,169（有効回答数 3,540 のうち 33.0%）となっている。

図表3-5 法律相談者 問5(1) 今回の問題を弁護士に相談することにためらいを感じたことがあるか

	(左=度数, 右=%)	
ためらいを感じたことがある	3,937	(42.5)
どちらともいえない	2,328	(25.1)
ためらいを感じたことはない	3,009	(32.4)
回答数(無回答を除く。)	9,274	(100.0)

図表3-6 法律相談者 問5(2) ためらいを感じた理由（問5(1)で「ためらいを感じたことがある」と回答した者のみ）

	(上段=度数, 下段=%)					回答数 (無回答を除く。)
	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらとも いえない	どちらかとい えばそ うは思わ ない	そうは思 わない	
1. 弁護士には近寄りやすいイメージがあるから	785 (22.1)	1,208 (34.0)	603 (17.0)	290 (8.2)	664 (18.7)	3,550 (100.0)
2. 弁護士はお金がかかりそうだから	2,775 (74.1)	761 (20.3)	129 (3.4)	24 (0.6)	56 (1.5)	3,745 (100.0)
3. 弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから	749 (21.4)	728 (20.8)	990 (28.2)	365 (10.4)	675 (19.2)	3,507 (100.0)
4. 自分の抱えている問題は、弁護士に頼めば解決するというものではないと思ったから	375 (10.6)	477 (13.5)	971 (27.6)	466 (13.2)	1,234 (35.0)	3,523 (100.0)
5. 弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから	536 (15.1)	633 (17.9)	932 (26.3)	388 (11.0)	1,051 (29.7)	3,540 (100.0)

- このような結果からすると、ためらいを感じた理由について、弁護士費用の点以外でも、「弁護士には近寄りやすいイメージがあるから」、「弁護士に頼むと解決までに時間がかかりそうだから」及び「弁護士に頼んで裁判などになると、かえって問題がこじれそうだから」のいずれについても、法律相談で弁護士にたどりついた者であってもためらいを感じている者が相当数いることが分かる。そうすると、**弁護士による適切な情報**

提供や、裁判制度を始めとする司法制度の理解が利用者において深まれば、弁護士への接触の第1段階である法律相談の需要を喚起する可能性があるといえるのではないか。

(4) 考慮要素

市民及び法律相談者は、弁護士に対し、親身に対応してくれること、実務経験が長いこと及びそれまでに取扱った実績・評価が簡単に分かることを期待しており、こうした点で弁護士側の対応が向上すれば、市民等の潜在的需要を顕在化させることができるのではないか。

ア 考慮要素としての親身な対応

(ア) インターネット調査結果

- インターネット調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち、「考慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「2.親身に対応してくれること」については3,794（全回答数4024のうち94.3%）であり、「3.依頼内容に対してきちんと説明してくれること」については3,829（全回答数4024のうち95.2%）となっている。このように、「親身に対応してくれること」と「依頼内容に対してきちんと説明してくれること」については、考慮要素として、いずれも高い回答割合となっている。
- 以上によると、市民は、弁護士を選ぶ際に、**弁護士からの親身な対応や説明**という、**言わば、適切な相談態度による助言を受けることを重視**しているのではないかと思われる。逆に言えば、こうした**適切な相談態度により助言が促進され、かつ、そういった弁護士に対する評価が社会に広まれば、市民の法曹に対する潜在的需要が顕在化する可能性がある**のではないか。

イ 考慮要素としての実務経験・実績

(ア) インターネット調査結果

- 次に、弁護士を選ぶ際の考慮要素として「弁護士の実務経験が長いこと」と「弁護士がそれまでに取扱った事件に関する実績と評価」に関する単純集計結果を見てみることにする。

前掲図表 2-9 のインターネット調査問9「弁護士を選ぶ際の考慮の度合」のうち、「考

慮する」と「ある程度考慮する」という回答の合計は、「5.弁護士の実務経験が長いこと」については2,884（全回答数4024のうち71.7%）であり、「7.弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価」については3,170（全回答数4024のうち78.8%）となっている。いずれも高い回答割合となっている。

- また、各人が弁護士を選ぶ際に考慮する要素という観点とは少し異なる観点からの見方として、弁護士に依頼しやすくなるために必要な事項が何かを尋ねたところ、インターネット調査問10「弁護士を必要とするような問題を抱えたとき、弁護士に依頼しやすくするために必要なこと」のうち、「2.弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価が簡単に分かること」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答の合計は3,427（全回答数4,024の85.2%）となっており、高い回答割合となっている。

(イ) 年収別

- 年収別に弁護士を選ぶ際の考慮要素を聞いた結果を分析したところ、**年収1000万円以上の回答者については、インターネット調査においては、「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」について「考慮する」と回答している者が多く、**法律相談者調査では、「弁護士の実務経験が長いこと」、「弁護士の専門分野」及び「弁護士がそれまで取り扱った事件に関する実績と評価」について「考慮する」と回答している者が多いという特徴が見られた。

逆に、**年収が300万円未満の回答者については、インターネット調査においては、「弁護士にかかる費用が安いこと」について「考慮する」と回答した者が多く、**法律相談者調査では、「希望どおりの結果が得られそうと言ってくれること」について「考慮する」と回答した者が多いという特徴が見られた。

エ まとめ

- 以上によると、一般市民は、弁護士を選ぶ際に、弁護士の実務経験の長さや、弁護士がそれまでに取り扱った事件に関する実績と評価を重視していることがうかがわれる。こうした傾向からすると、**市民は、弁護士が提供する法的サービスの内容の適否・質を的確に判断するために、こうした外形的な情報を重視して依頼するかどうかを決定しているのではないかと思われる。**こうした点に鑑みれば、市民が必要としている、**弁護士**

の実務経験や、実績・評価に関する情報が弁護士から直接に提供され、それが市民に十分伝われば、市民の法曹に対する潜在的需要が顕在化する可能性があるといえるのではないかと思われる。

第2 企業のニーズ（大企業調査・中小企業調査）

1 弁護士の利用機会

弁護士の利用機会については、5年前に比べ、大企業においては「増加している」と回答した企業が多く、中小企業においては「変わらない」と答えた企業が多い。

(1) 企業における弁護士の利用機会

- 弁護士の利用機会については、大企業調査では、「増加している」が708社（62.9％）と多く、「変わらない」と答えた366社（32.5％）の約2倍となっている。
- なお、経営法友会が5年ごとに行っている「会社法務部」実態調査においても、その第10次調査（アンケート実施期間は平成22年4月16日から6月10日まで）問69においても、5年前と比較して弁護士の利用機会が増加していると答えた企業は58.6％（1,035社中606社）と高い割合だった。
- 中小企業調査においては、利用機会が「増加している」と答えたのは254社（32.0％）となっているが、その割合以上に「変わらない」と答えた企業が448社（56.4％）と多かった。
- なお、調査対象企業における「社外弁護士利用のための予算計上額」（属性問2）は、大企業調査では最大15億円、最小5万円、回答数の多い順に予算計上額を挙げると500万円（全回答数743のうち9.2％）、200万円（7.8％）、300万円（7.0％）で、平均約1430万円、中央値は350万円であった。中小企業では最大1000万円、最小1万円、回答数の多い順に予算計上額を挙げると60万円（全回答数349のうち3.5％）、120万円（11.5％）、100万円（10.3％）で、平均約97万円、中央値は60万円であった。

図表4-1 企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか (左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
増加している	708	(62.9)	254	(32.0)
変わらない	366	(32.5)	448	(56.4)
減少している	32	(2.8)	43	(5.4)
分からない	19	(1.7)	49	(6.2)
回答数(無回答を除く。)	1,125	(100.0)	794	(100.0)

図表4-4 大企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(資本金別)²⁸ (上段=度数, 下段=%)

	増加している	変わらない	減少している	分からない	合計
5億円未満	114 (50.7)	99 (44.0)	6 (2.7)	6 (2.7)	225 (100.0)
5億円以上50億円未満	257 (59.2)	155 (35.7)	15 (3.5)	7 (1.6)	434 (100.0)
50億円以上100億円未満	100 (66.7)	45 (30.0)	4 (2.7)	1 (0.7)	150 (100.0)
100億円以上	230 (74.9)	66 (21.5)	7 (2.3)	4 (1.3)	307 (100.0)
全体	701 (62.8)	365 (32.7)	32 (2.9)	18 (1.6)	1,116 (100.0)

図表4-5 中小企業 問1 弁護士の利用機会は5年前に比べて変化しているか(資本金別)¹¹ (上段=度数, 下段=%)

	増加している	変わらない	減少している	分からない	合計
1000万円未満	10 (47.6)	8 (38.1)	0 (0.0)	3 (14.3)	21 (100.0)
1000万円以上5000万円未満	124 (28.2)	257 (58.5)	29 (6.6)	29 (6.6)	439 (100.0)
5000万円以上	118 (36.2)	177 (54.3)	14 (4.3)	17 (5.2)	326 (100.0)
全体	252 (32.1)	442 (56.2)	43 (5.5)	49 (6.2)	786 (100.0)

(3) 弁護士の探し方

○ 社外の弁護士(顧問弁護士を除く。)に相談する場合の弁護士の探し方について聞いたところ(大企業調査及び中小企業調査ともに問7・3つまで回答可),大企業調査では,回答が多い順に,「顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す」(793,有効回答数1,132のうち70.1%),「既に知っているので探す必要はない」(478,42.2%),「知り合いに聞いて探す」(345,30.5%)となっている。自由記載としては,親会社に相談するとか,セミナーに参加して探すといった回答が見られた。

同様の質問を中小企業調査でも行ったところ(同様に3つまで回答可),回答が多い順に,「既に知っているので探す必要はない」(365,有効回答数762のうち47.9%),「顧

問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す」(313, 41.1%), 「知り合いに聞いて探す」(292, 38.3%) となっている。

自由記載としては、親会社に相談するとか、取引先金融機関や商工会等の紹介を受けるといった回答が見られた。

図表4-6 企業 問7 社外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、弁護士を探す方法（3つまで回答可）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
既知っているの探す必要はない	478	(42.2)	365	(47.9)
顧問弁護士や社内の弁護士に聞いて探す	793	(70.1)	313	(41.1)
知り合いに聞いて探す	345	(30.5)	292	(38.3)
広告、雑誌等で探す	28	(2.5)	5	(0.7)
弁護士会が提供している情報を基に探す	116	(10.2)	73	(9.6)
インターネットの情報を基に探す	157	(13.9)	72	(9.4)
社員が法律相談に行き探す	79	(7.0)	41	(5.4)
どうやって探したらいいのか分からない	3	(0.3)	15	(2.0)
その他	83	(7.3)	40	(5.2)
回答数(無回答を除く。)	1,132		762	

(4) まとめ

□ 以上の結果を踏まえると、**今回調査した大企業においては、最近5年間の弁護士利用が増えており、弁護士に対する需要が増えている**と考えられる。業種別に見てみると、前記のとおり、統計的な有意差は確認できなかったものの、製造業や商業といった業種で利用機会が増えているとの回答が多かった。そして、これを資本金別に見てみると、**資本金100億円以上の企業において、利用機会が増加しているとの回答が多い**との特徴が見られた。

逆に、今回調査した**中小企業においては、3割を超える数の企業が利用機会が増加していると回答**しており、弁護士に対する需要もある程度認められると思われるが、**利用機会が変わらないと答えた企業も半数を超えており**、大企業ほどに利用機会が増加しているわけではない。業種別に見てみると、大企業と同様に、製造業や商業で利用機会が増えているとの回答が多かった。資本金別に見てみると、**資本金5000万円以上の企業において、利用機会が増加しているとの回答が多い**との特徴が見られた。

2 顧問契約の締結状況

大企業、中小企業ともに、多くの企業が弁護士と顧問契約を締結している。企業にお

いては、弁護士との顧問契約の締結に関する需要が認められる。

(1) 顧問契約の締結状況

- 弁護士と顧問契約を締結しているかどうか（問2）については、大企業調査では、回答した企業の93.4%が締結していると回答している。

図表4-7 企業 問2 弁護士と顧問契約を結んでいるか (左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
顧問契約を結んでいる	1,050	(93.4)	505	(63.7)
顧問契約を結んでいない	74	(6.6)	288	(36.3)
回答数(無回答を除く。)	1,124	(100.0)	793	(100.0)

- 大企業調査問3においては、問2で顧問契約を締結していないと回答した企業74社に対し、顧問契約を締結していない理由（3つまで回答可）について尋ねたところ、75.7%に当たる56社が「必要に応じて依頼すれば足りるから」と回答しており、次いで「費用対効果が計測しづらいから」（18社、24.3%）と回答している。

顧問契約を締結していない理由の自由記載としては、親会社の顧問弁護士を利用しているなどの回答があった。

図表4-8 企業 問3 弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した企業のみ） (左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
顧問料が高いから	8	(10.8)	46	(16.0)
顧問料の基準が不透明であるから	3	(4.1)	22	(7.6)
費用対効果が計測しづらいから	18	(24.3)	45	(15.6)
必要に応じて依頼すれば足りるから	56	(75.7)	215	(74.7)
弁護士以外の専門家(司法書士,税理士,社会保険労務士など)を利用しているから	11	(14.9)	131	(45.5)
弁護士を必要とする仕事がないから	7	(9.5)	71	(24.7)
知り合いなど,身近に弁護士がいないから	1	(1.4)	17	(5.9)
その他	22	(29.7)	40	(13.9)
回答数	74		288	

- 大企業調査問4においては、顧問契約を締結していない企業74社のうち、64.1%に当たる41社が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、顧問契約を締結してもよいと回答している企業も35.9%に当たる23社あり、顧問契約を締結してよいとする場合の金額（月額）は、最大50万円、最小1万円、平均11.1万円である。
- 中小企業調査問2（前掲図表4-7）においても、63.7%が顧問契約を締結していると

回答し、締結していないと回答したのは 36.3 %に当たる 288 社であった。

- 中小企業調査問 3（前掲図表 4-8）においては、顧問契約を締結していない理由（3 つまで回答可）について、企業 288 社のうち、「必要に応じて依頼すれば足りるから」との回答が 215 社（74.7 %）を占めているほか、半数弱に当たる 131 社（45.5 %）が「弁護士以外の専門家（司法書士，税理士，社会保険労務士など）を利用しているから」という理由を挙げている。その他に、「弁護士を必要とする仕事がないから」という理由も比較的割合が高かった（71 社，24.7 %）。

顧問契約を締結していない理由の自由記載としては、やはり、親会社の顧問弁護士を利用しているとの回答があった。

- 中小企業調査問 4 においては、顧問契約を締結していない企業 272 社（有効回答数）のうち、64.3 %に当たる 175 社が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、顧問契約を締結してもよいと回答している企業も 35.7 %に当たる 97 社あり、顧問契約を締結してよいとする場合の金額（月額）は、最大 30 万円，最小 1 万円，平均 5.2 万円である。
- 日弁連が平成 21 年（2009 年）に行った「アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安」における結果によれば、月額の顧問料については、5 万円が最も多く（52.7 %），次いで 3 万円（33.5 %），2 万円（4.9 %）となっている。
- 以上によると、大企業のほとんど、また中小企業の約 3 分の 2 は、弁護士と顧問契約を締結していることが分かる。中小企業においては、約 3 分の 1 に当たる企業が顧問契約を締結していないが、**そのうち一定の会社は、顧問契約を締結してよいとする顧問料の額自体については、実際に締結されている金額程度の額を想定していることが分かる。**こうした点を考えれば、**今後顧問料の額や基準についての適切な情報提供が弁護士側からされれば、中小企業において顧問契約を締結する企業が増える可能性があるのではないかと**思われる。

3 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用

【問題の所在】

大企業が弁護士を利用しているのは、現状においても当然の前提とされるが、中小企業について、その需要をどのように見極めるのかという問題である。

アンケート結果の中で、将来、利用したいという可能性の問題が法的需要として考えることに飛躍はないのかが問われている。

また逆に大企業の需要については中小企業と比較して大きい点をとらえ、さらなる需要拡大に結びつく可能性として論じているが、その手法の是非も問われている。

大企業は、契約書作成などの業務に加えコンプライアンスなどの分野についても弁護士利用を重視する傾向が見られる。

中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいる。

中小企業では、弁護士を利用したいと思わない理由として、他の専門家に相談すれば足りるとする企業が多い。

(1) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用

- まず、企業が重視する業務・課題と、それについての弁護士の利用希望に関する意識について、単純集計結果を中心にしてみる。
- 大企業が、現在重要な業務・課題であると考え、あるいは現在は重要な業務・課題であるとは思わないが、**将来重要な業務・課題になると考えるものであって（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士の利用が進んでいる（70%以上の企業が利用）分野**としては、「契約書の作成」、「専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む。）」及び「株主総会対策、株主代表訴訟対策」がある。
- そして、大企業が、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、現在も弁護士利用が相当程度進み（50%以上70%未満の企業が利用）、**将来もある程度弁護士を利用したいと考えている（20%以上の企業が利用）分野**は、「コンプライアンス体制の整備・維持」、「公益通報制度への対応」、「公正取引に関する法令遵守」、「M&A（企業買収・合併）」、「人事・労務管理」、「セクハラ、パワハラへの対応」及び「金銭債権の回収」がある。

なお、大企業調査では、「**海外進出**」や「**外国法調査**」については、前記と同様に重要

な業務・課題と考えるとの回答（現在及び将来の重要性判断を合わせた回答）は7割前後であったものの、**現在も弁護士利用がある程度進んでおり（5割前後）、将来も4割以上の企業が弁護士を（現在は利用していないが）将来利用したいと答えている。**そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多く見られた。

- **中小企業が**、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、**現在もある程度の弁護士利用が進んでいる（30%以上の企業が利用）分野**としては、「契約書の作成」、「専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む。）」及び「金銭債権の回収」がある。
- また、中小企業が、前記と同様に重要な業務・課題と考え（現在及び将来の重要性判断を合わせて70%以上の回答があったもの）、**将来弁護士の利用を希望する分野**（50%以上の企業が利用）としては、「CSR（企業の社会的責任）体制の整備・維持」、「コンプライアンス体制の整備・維持」、「公正取引に関する法令遵守」、「個人情報保護・情報セキュリティ管理」及び「セクハラ、パワハラへの対応」がある。

なお、中小企業調査では、「海外進出」や「外国法調査」については、前記と同様に重要な業務・課題と考えるとの**回答（現在及び将来の重要性判断を合わせた回答）は4割前後と低く、現在の弁護士利用も10%台**となっているが、**弁護士を将来利用したいと回答した企業が6割から7割**となっている。そして、海外進出先や外国法調査対象の国としては、中国や東南アジアと自由記載で回答する企業が多く見られた。

- そして、今回挙げたような業務・課題のために弁護士を利用したいと思わない理由（問6）については、大企業調査では、「社員で対応しようと思うから」が最も割合が高く（有効回答数775のうち71.2%に当たる552）、次に「他の専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士など）に相談すれば足りるから」が多かった（20.4%に当たる158）。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、**親会社に相談する、業態からして弁護士を利用するニーズがないなどの回答**があった。

中小企業調査においては、「他の専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士など）に**相談すれば足りるから**」が最も割合が高く（有効回答数417のうち54.7%に当たる228）、次に「社員で対応しようと思うから」が多かった（27.6%に当たる115）。利用したいと思わない理由を自由記載で聞いたところ、親会社に相談する、海外進出等の予定がないなどの回答があった。

□ 以上によると、企業の弁護士利用状況及び利用意識からすると、これまでは、弁護士に対する需要のある分野として、「契約書の作成」、「専門的知見を要する紛争解決のための交渉（訴訟対応を含む。）」、「株主総会対策、株主代表訴訟対策」などといった分野が考えられたが、**今後は、「コンプライアンス体制の整備・維持」や「公正取引に関する法令遵守」、「人事・労務管理」や「セクハラ、パワハラへの対応」といった分野でも弁護士に対する需要が認められる可能性があるのではないかと**思われる。また、他の専門家に相談すれば足りると回答した企業の中にも、**重要と考える業務・課題を実際に遂行する過程で弁護士を活用することの有効性を認識するきっかけがあれば、弁護士に対する需要に変わってくるものもあるのではないかと**思われる。

(3) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況のまとめ

□ 今回の調査では、大企業について、コンプライアンスなどの分野についても弁護士利用を重視する傾向が見られた。大企業については、こうした分野において弁護士に対する需要が認められるのではないかと。

これに対し、**中小企業は、契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務について弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の利用を望んでいることが分かった。**中小企業については、従来から弁護士を利用している業務分野のほかに、**大企業と同じように新しい分野での弁護士の利用に関する需要が認められるのではないかと**。

また、地域差については、「東京都」においては、今回挙げた 20 の業務・課題のうち多くのものに関し、その重要性についての認識が高く、かつ、弁護士の利用も進んでいるといえる一方、「その他」の地域においては、**同様の業務・課題に関し、「将来利用したい」という潜在的需要がある**といえる。

4 企業が重視する弁護士の能力など

【問題の所在】

企業がその分野において弁護士に専門性を要求するのは、ある意味では当たり前のことであり、このアンケート調査結果が需要との関係でどのような意味があるのかが問われることになる。

大企業、中小企業ともに、弁護士の専門性などを重視している。

○ 弁護士を選ぶ際の考慮要素（問 8）として「弁護士の専門分野」及び「法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力」を挙げる企業が、大企業調査及び中小企業調査においても多かった。この 2 点については、「考慮する」と「どちらかといえば考慮する」の割合を見てみると、大企業の方が中小企業よりも、積極的に「考慮する」と回答する割合が多くなっている。

○ こうした専門性重視については、問 23 の「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」や問 25 の「今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力が必要か」を聞いた結果にも現れている。「弁護士の専門分野が分かること」（問 23）や、「法律に関する専門的な知識」（問 25）を挙げた企業（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計）は、大企業調査でも中小企業調査でも 9 割を超えている。

なお、法曹有資格者に必要な能力（問 25）としては、大企業調査及び中小企業調査ともに、「法律知識に限られない幅広い知識」、「ビジネスへの理解」、「コミュニケーション能力」及び「交渉力」が高い回答割合を示しており、いずれも「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計が 9 割程度となっている。

○ 弁護士を選ぶ際の考慮要素として「弁護士事務所での実務経験」を挙げた企業は、大企業調査及び中小企業調査でも多くの割合になっているが、大企業の方が、「考慮する」と積極的に答えた割合が多かった。

こうした傾向は、問 23 の「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」を聞いた結果にも現れており、「弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること」について「必要だと思う」と積極的に挙げた企業は、大企業の方が多かった。

○ 弁護士にかかる費用については、**大企業及び中小企業ともに、「考慮する」及び「ある程度考慮する」と回答した企業の割合が 8 割程度**になっている。こうした傾向は、弁護士に依頼しやすくなるために必要なことを質問した問 23 でも同様に見られる。

□ 以上によると、大企業と中小企業のいずれにおいても、弁護士の専門性を重視する傾向が見られるとともに、**情報を求めて弁護士の実績を考慮する傾向があり、その傾向は**

大企業ではより強いといえる。こうした点でも、弁護士に対する需要を拡大させるためには、弁護士の専門性について信頼できる情報が提供されることが重要であるといえる。

図表4-25 大企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か
(上段=度数、下段=%)

	必要だと思ふ	どちらかといえば必要だと思ふ	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	942 (83.1)	167 (14.7)	22 (1.9)	1 (0.1)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	674 (59.5)	423 (37.3)	33 (2.9)	2 (0.2)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
3.ビジネスへの理解	834 (73.5)	282 (24.9)	18 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,134 (100.0)
4.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	412 (36.4)	419 (37.0)	225 (19.9)	49 (4.3)	28 (2.5)	1,133 (100.0)
5.コミュニケーション能力	804 (71.0)	287 (25.3)	41 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.1)	1,133 (100.0)
6.交渉力	754 (66.7)	311 (27.5)	63 (5.6)	1 (0.1)	2 (0.2)	1,131 (100.0)
7.外国語の能力	311 (27.5)	430 (38.0)	302 (26.7)	46 (4.1)	43 (3.8)	1,132 (100.0)

図表4-26 中小企業 問25 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か
(上段=度数、下段=%)

	必要だと思ふ	どちらかといえば必要だと思ふ	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	568 (72.8)	180 (23.1)	27 (3.5)	3 (0.4)	2 (0.3)	780 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	393 (50.3)	322 (41.2)	58 (7.4)	6 (0.8)	2 (0.3)	781 (100.0)
3.ビジネスへの理解	414 (52.9)	315 (40.3)	48 (6.1)	4 (0.5)	1 (0.1)	782 (100.0)
4.諸外国の法律や国際的な取引などの知識	190 (24.5)	262 (33.8)	233 (30.0)	43 (5.5)	48 (6.2)	776 (100.0)
5.コミュニケーション能力	447 (57.3)	277 (35.5)	50 (6.4)	4 (0.5)	2 (0.3)	780 (100.0)
6.交渉力	513 (65.7)	230 (29.4)	34 (4.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	781 (100.0)
7.外国語の能力	136 (17.4)	232 (29.7)	305 (39.1)	52 (6.7)	55 (7.1)	780 (100.0)

5 法曹有資格者の採用状況

大企業では、企業の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、採用を予定していないとする企業も多い。

中小企業では採用意欲が高くなかった。

(1) 企業内弁護士の増加

- 企業内弁護士の数についても、平成 17 年は 68 社 123 人とどまっていたものが、平成 26 年 6 月には、619 社 1,179 人と大きく増加しており、特に、平成 25 年から 26 年にかけては、企業内弁護士の数が 226 名という大きな伸びを示している。
- また、図表 4-30（図表集）によれば、第 66 期・第 67 期の若手の弁護士（第 66 期弁護士は平成 25 年 12 月以降に登録。第 67 期弁護士は平成 26 年 12 月以降に登録。）を採用している企業も多く、第 66 期では平成 26 年 1 月時点で 42 社、第 67 期では平成 27 年 1 月時点で 52 社である。その業種の範囲も広く、「機械・電気・精密機器等メーカー」（第 66 期・第 67 期の合計で 20 社）、「サービス業」（合計 15 社）、「銀行・保険業」（合計 9 社）といった業種において、第 66 期・第 67 期の弁護士を採用している企業が多い。
- 大企業調査では法曹有資格者の採用経緯についても聞いているところ（問 16・複数回答可）、「司法修習終了者や弁護士を対象とした採用活動に対する応募があった」が最も多く（66 社、有効回答数 181 社のうち 36.5 %）、次いで「通常の新卒・中途採用の採用活動に対する応募があった」（62 社、34.3 %）、「人材紹介会社から紹介された」（41 社、22.7 %）となっている。

(2) 採用に関する企業の意識

- 次に、大企業と中小企業における採用に関する企業の意識について、単純集計結果から分かる点を分析する。
- 大企業調査問 10 においても、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、有効回答数 1,126 の 13.0 % に当たる 146 社にとどまっており、**76.2%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない**と答えている。

図表4-32 企業 問10 法曹有資格者を採用しているか（複数回答可）

(左=度数, 右=%)

	大企業		中小企業	
法曹有資格者を通常の正社員として採用している	146	(13.0)	0	(0.0)
法曹有資格者を任期付の社員として採用している	21	(1.9)	0	(0.0)
法曹有資格者を役員(社外取締役を除く。)として採用している	37	(3.3)	4	(0.5)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	84	(7.5)	11	(1.4)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	858	(76.2)	765	(98.1)
回答数(無回答を除く。)	1,126		780	

- 大企業調査においては、法曹有資格者を採用しようと考えた理由（問 14）として、「法的な素養があり会社法務の即戦力になることができる」と期待したから」が最も多く、次

いで「高度の法律知識を有する専門家としての人材を求めていたから」が多かった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、在籍する社員が法曹資格を取得した、法務スタッフ全体のレベルアップが期待できるなどがあった。

- 大企業調査において、法曹有資格者を採用しようとしたが採用できなかったと答えた企業 83 社（問 17 の有効回答数）にその理由を聞いたところ（問 17）、「応募がなかった」（31.3 %に当たる 26 社）、「応募者の能力的な部分で満足がいかなかった」（20.5 %に当たる 17 社）、「採用内定を出したが、辞退された」（19.3 %に当たる 16 社）の順に回答が多かった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、採用内定者がいる段階である、募集を開始したばかりである、検討段階で結論が出ていないなどがあった。
- 大企業調査において、問 10 で法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと回答した企業 830（問 18 の有効回答数）に対し、その理由を尋ねたところ（問 18）、回答の多い順に「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」（63.6 %に当たる 528 社）、「法曹有資格者を採用する社内体制が整っていない」（14.3 %に当たる 119 社）となっている。なお、「給与が高い」としたのはわずかに 30 社（3.6 %）にとどまっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものとしては、親会社やグループ会社の法務部門を利用する、法務専任者を置くだけのニーズがない、資格の有無にかかわらず人物本位で採用するなどがあった。
- **中小企業調査においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用していると回答した企業も、任期付社員として採用していると回答した企業もなかった。また、98.1%の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えており**（問 10・前掲図表 4-32）、採用は進んでいない。その理由（問 18・図表 4-35）は、多い順から、「顧問弁護士がいるので社内に法曹有資格者を必要としていない」（有効回答数 725 社のうち 5.0 %に当たる 326 社）、「法曹有資格者を必要とする仕事がない」（20.0 %に当たる 145 社）、「弁護士以外の専門家を利用しているので社内に法曹有資格者を必要としていない」（18.2 %に当たる 132 社）となっている。なお、「給与が高い」としたのはわずかに 35 社（4.8 %）にとどまっている。
- 以上の結果を踏まえると、法曹有資格者の採用については、中小企業においては進んでいないが、**大企業においては、近年の増加傾向も踏まえると、今後も増える可能性がある**といえるのではないか。さらに、大企業調査の結果から、企業側から法曹有資格者の採用を望んだ場合であっても、そもそも応募がない 60 とか、採用内定を出したが辞退

されたこともあったことを考えると、法曹有資格者に対する企業の現実の需要が満たされていない部分もあるといえるのではないか。

(3) 企業の規模別に見た採用意識

ここでは、企業の法曹有資格者についての採用意識に関し、更に踏み込んで、企業の規模別（資本金別・従業員数別）に傾向が見られるかを分析する。

- 先のとおり、大企業においては、法曹有資格者を通常の正社員として採用しているのは、有効回答数 1,126 の 13.0 % に当たる 146 社にとどまっており、76.2 % の企業は、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている（前掲図表 4-32）が、更に進んで、回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、**規模の大きな企業ほど、採用傾向が進んでおり、採用に消極的な反応も弱くなっている**ことが分かる。
- こうした点を考えると、法曹有資格者の採用に関する需要は、大企業を中心に見られるといえる。

(5) 法曹有資格者の採用状況のまとめ

- 大企業では、法曹有資格者を社員として採用している割合は未だにそれほど多くはなく、76.2 % の企業においては、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないと答えている。もっとも、こうした回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進み、採用に消極的な反応が弱くなっている。そして、**企業内弁護士は、この10年間で約10倍となり、約1,100人にもなっている**。

そうすると、資本金や従業員数などの点で規模が大きい企業を中心に、今後も法曹有資格者の採用が増加するのではないかと思われる。

6 将来の弁護士の利用意欲

大企業では、将来、弁護士の利用が増加すると答えた企業が多かったが、中小企業では、（増えるかについては）どちらともいえないと答えた企業が多かった。

○ 今後、「法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うか」との間（問 20）に対し、大企業調査では、「増えると思う」27.6%、「どちらかといえば増えると思う」（31.3%）という回答が合計 58.9%と6割弱の企業に達したが、中小企業調査では、「増えると思う」10.8%、「どちらかといえば増えると思う」（23.4%）という回答は合計 34.2%と3割強にとどまった。もっとも、中小企業でも、多くは「どちらともいえない」と回答しており（39.4%）、消極的な回答（「増えるとは思わない」、あるいは「どちらかといえば増えるとは思わない」の合計）は26.4%にとどまっている。

○ 問 20 で「増えると思う」又は「どちらかといえば増えると思う」と答えた企業に対する、「どのような法曹有資格者の利用を望むか」との間（問 21）については、大企業及び中小企業ともに顧問弁護士を挙げた企業が多かった（大企業 76.7%・中小企業 79.7%）。

次いで「顧問弁護士以外の社外の弁護士」を挙げた企業が多かったが、大企業調査と中小企業調査の結果を比較すると、前者の方が回答割合が高い（大企業 50.7%・中小企業 32.2%）。さらに、「社内の弁護士」については、大企業は3割弱の企業が利用を望むと回答したが、中小企業においては、利用を望むとの回答はほとんどなかった（大企業 28.5%・中小企業 3.4%）。

○ 問 20 で「増えると思わない」又は「どちらかといえば増えると思わない」と答えた企業に対し、法曹有資格者の利用を望む場面が増えない理由（問 22）を尋ねたところ、「法律に関する仕事が増えたとしても、他の専門家（司法書士、税理士、公証人、行政書士、弁理士、社会保険労務士など）を利用することで足りる」とする回答が、大企業・中小企業ともに多かったが、比較すると、中小企業の方がこのように回答する割合が高くなっている（大企業 43.8%・中小企業 66.0%）。

大企業調査においては、次いで「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない法務部員等で対応することで足りるから」とする回答が多かったが、中小企業調査ではこのような回答はほとんどなかった（大企業 42.3%・中小企業 2.5%）。

逆に、中小企業では、先の回答に次いで「法律に関連する仕事は増えないから」という回答が多く（28.1%）、大企業ではそのような回答が 8.0%と少なくなっていることと対照的である。

□ まとめ

今後、法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかという点については、大企業

調査では増えると思うとの回答が6割弱となったが、中小企業調査ではこれが3割強にとどまっている。「他の専門家（司法書士，税理士，公証人，行政書士，弁理士，社会保険労務士など）を利用することで足りる」及び「法曹有資格者でない法務部員等に対応することで足りる」という認識に変化が出てくれば，法曹有資格者の利用を望む場面は，**大企業を中心に，一定程度多くなる可能性がある**のではないかと。

その場合の法曹有資格者の種類としては，大企業及び中小企業ともに顧問弁護士を挙げている。

もっとも，大企業及び中小企業ともに，顧問弁護士以外の社外の弁護士を挙げる企業も一定程度あり（大企業調査において約5割，中小企業調査において約3割），さらに，大企業調査においては，社内の弁護士を利用したいとする企業も約3割あり，これらの弁護士の活用も望まれているといえる。

第3 地方自治体のニーズ（地方自治体調査）

【問題の所在】

地方自治体での法曹有資格者に対する需要については企業のものと基本的には同じ観点からアンケートが行われ、その結果がまとめられている。

1 弁護士の利用機会

弁護士の利用機会については，5年前に比べ，「増加している」と回答した地方自治体が多い。

地方自治体外弁護士への相談回数については，現状の相談回数でよいとする地方自治体が多い。

(1) 弁護士の利用機会

- 弁護士の利用機会については，5年前に比べ，「増加している」と回答した地方自治体が438であり，有効回答数754のうち58.1%となっており，「変わらない」と答えた地方自治体数259（34.4%）を大きく上回っている。なお，「減少した」と回答した地方自治体は，わずか25（3.3%）にとどまっている。

- もっとも、「地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）への相談の回数を今後増やすことを望むか」という問（問7）に対しては、「現状の相談回数で不都合を感じていないので、相談回数を増やすことを望んでいない」と回答した地方自治体が 532 と最も多く（70.8%）、「現状の相談回数よりも増やすことが望まれる」と回答した地方自治体は 174（23.2%）にとどまった。もっとも、「現状の相談回数よりも減らすことが望まれる」とした地方自治体は、わずか 23（3.1%）しかなかった。
- 地方自治体の中のどのような部門において、弁護士の利用機会が増減しているか（問1）を分析したところ、総務部門（ただし、主として回答した部門）において「増加している」と回答する割合が多く、法務部門（ただし、主として回答した部門）においては「変わらない」と回答する割合が多いとの特徴が見られた。
- また、日弁連が平成 25 年から平成 26 年にかけて全国の都道府県、市、特別区に対して行った「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」66 によると、**弁護士会との連携に興味があると回答した地方自治体は、総務部門において約78%、事業部門において約69%という高い割合**になっている（国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会第5回会議資料3・18頁）。

(2) 弁護士の探し方

- 「地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を除く。）に相談をする場合、どのように弁護士を探そうと思うか」という問（問8・3つまで回答可）に対しては、有効回答数 750 に対し、「顧問弁護士や職員である弁護士に聞いて探す」との回答が 482（64.3%）で最も多く、次いで「弁護士会に相談する」が 352（46.9%）、「弁護士会が提供している情報を基に探す」が 206（27.5%）と多かった。他方、「インターネットの情報を基に探す」（回答数 82, 10.9%）、「広告、雑誌等で探す」（回答数 3, 0.4%）という一般的な方法は少数にとどまった。なお、「その他」として自由記載で挙げられたものには、担当部局が知っている弁護士から探す、契約している保険会社から紹介してもらう、全国市長会や町村会に相談する、市民法律相談を委託している弁護士に相談する、顧問以外に相談することは想定していないなどの回答が見られた。

(3) まとめ

- 以上によると、地方自治体の6割弱においては、5年前と比較して弁護士の利用が増えており、弁護士の利用が進んでいることがうかがえる。そして、今後、外部の弁護士

に相談する回数を増やすかどうかについては、特に増やすことを考えていない地方自治体が約7割と多く、増やすことを考えている地方自治体は2割強であったものの、減らすことを考えている地方自治体はごくわずかであることを考えると、少なくとも、現状程度の弁護士利用は続くものと思われる。

2 顧問契約の締結状況

多くの地方自治体が弁護士と顧問契約を締結している。

- 弁護士と顧問契約を結んでいるかどうか（問2）については、回答した758の地方自治体のうち85.9%に当たる651の地方自治体が、顧問契約を締結していると答えており、顧問契約を締結していない地方自治体は107（14.1%）にとどまっている。

図表5-5	地方自治体 問2	弁護士と顧問契約を結んでいるか	
		(左=度数, 右=%)	
	顧問契約を結んでいる	651	(85.9)
	顧問契約を結んでいない	107	(14.1)
	回答数(無回答を除く。)	758	(100.0)

- 弁護士と顧問契約を結んでいない理由については（問3・3つまで回答可）、企業における調査結果と異なり、「必要に応じて依頼すれば足りるから」が82（有効回答数106のうち77.4%）と最も多く、次いで「費用対効果が計測しづらいから」が34（32.1%）となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、弁護士を非常勤の嘱託等として採用している、職員である法曹有資格者が対応する、法律相談を委託している弁護士に相談する、全国市長会や町村会の委託弁護士に相談するなどの回答が見られた。

図表5-6

地方自治体 問3

弁護士と顧問契約を結んでいない理由（3つまで回答可）（問2で「顧問契約を結んでいない」と回答した地方自治体のみ）

（左＝度数，右＝％）

顧問料が高いから	11	(10.4)
顧問料の基準が不透明であるから	7	(6.6)
費用対効果が計測しづらいから	34	(32.1)
必要に応じて依頼すれば足りるから	82	(77.4)
弁護士を利用する職場が整っていないから	1	(0.9)
弁護士以外の専門家(司法書士、税理士、社会保険労務士など)を利用しているから	1	(0.9)
弁護士を必要とする仕事がないから	4	(3.8)
身近に弁護士がいないから	2	(1.9)
その他	30	(28.3)
回答数(無回答を除く。)	106	

- 顧問契約を締結していない地方自治体 107 のうち、49（有効回答数 83 のうち 59.0％）が「いくらであっても顧問契約をしたくない」と回答しているが、この割合は、企業調査における同じ問の結果（問4，大企業については 64.1％，中小企業については 64.3％）よりも若干低くなっている。

また、「顧問契約を締結してもよい」と回答している地方自治体は 34（有効回答数 83 のうち 41.0％）であり、その金額（月額）は、最大 30 万円，最小 1 万円，平均で 7.1 万円であった。

- 以上によると、地方自治体の多くは、弁護士と顧問契約を締結していることが分かるが、顧問契約を締結していない地方自治体においても、**金額如何によっては、顧問契約を締結してもいいと考えている地方自治体がうち 4 割強（全地方自治体に対する割合としては 4.5% 程度（ $=34 \div 758$ ））あることが分かった。**こうした点を考えれば、顧問料で地方自治体と弁護士が合意できるかという問題はあるが、今後も顧問契約を締結する地方自治体がわずかながらでも、増える可能性があるのではないかと思われる。

3 法的な紛争の対応方法

主に裁判手続について顧問弁護士に相談する傾向が見られる。

- 法的な紛争が生じた場合の対応方法について聞いたところ（問5），顧問弁護士に相談すると回答した地方自治体が多かった類型としては、「行政訴訟事件（国家賠償請求訴訟，住民訴訟を含む。）」，「民事訴訟事件（国家賠償請求訴訟を除く。）」及び「民事調停事件（国家賠償請求に関する調停を含む。）」があり，いずれも 8 割以上の回答となっている。

逆に、「法曹有資格者ではない職員で対応する」と回答した地方自治体が多かった類型としては、「住民監査請求」、「異議申立て」及び「上級庁への審査請求」があり、いずれも6割前後の回答となっている。

図表5-9 地方自治体 問5 法的な紛争が生じた場合の対応方法（複数回答可）
（上段＝度数，下段＝％）

	顧問弁護士に相談する	顧問弁護士以外の地方自治体外の弁護士に相談する	職員である法曹有資格者が対応する	法曹有資格者ではない職員で対応する	分からない	回答数（無回答を除く。）
1.行政訴訟事件（国家賠償請求訴訟、住民訴訟を含む。）	653 (86.3)	144 (19.0)	40 (5.3)	134 (17.7)	3 (0.4)	757
2.民事訴訟事件（国家賠償請求訴訟を除く。）	651 (86.0)	147 (19.4)	39 (5.2)	146 (19.3)	5 (0.7)	757
3.民事調停事件（国家賠償請求に関する調停を含む。）	625 (82.5)	118 (15.6)	41 (5.4)	177 (23.4)	18 (2.4)	756
4.支払督促申立事件	476 (63.0)	81 (10.7)	29 (3.8)	296 (39.2)	0 (0.0)	756
5.家事審判申立事件（相続財産管理人選任、成年後見・保佐・補助等）	421 (55.9)	87 (11.6)	22 (2.9)	277 (36.8)	113 (15.0)	753
6.住民監査請求	387 (51.3)	57 (7.5)	20 (2.6)	434 (57.5)	45 (6.0)	755
7.異議申立て	346 (45.6)	54 (7.1)	30 (4.0)	499 (65.7)	28 (3.7)	759
8.上級庁への審査請求	315 (41.7)	49 (6.5)	24 (3.2)	466 (61.6)	71 (9.4)	756

- 以上によると、地方自治体においては、**裁判手続について顧問弁護士に相談し、審査請求などでは法曹有資格者ではない職員が対応する傾向がある**といえる。

4 地方自治体が重視する弁護士の能力など

地方自治体でも弁護士の専門性などを重視している。

- 「地方自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む。）を選ぶ際の考慮」要素について聞いたところ（問9）、「考慮する」と回答した割合が比較的高かったものとしては、「**弁護士事務所での実務経験**」、「**弁護士の専門分野**」、「**法律問題について紛争解決策や行動指針を示せる能力**」及び「**弁護士の行政訴訟や行政法規に関する知識**」があり、いずれも**6割前後から7割程度の回答**となっている。
- 「法律に関わる業務・課題を抱えたときに、弁護士に依頼しやすくなるために必要なこと」を聞いたところ（問19）、「必要だと思う」と回答した割合が5割を超えたものと

しては、「弁護士の専門分野が分かること」、「弁護士がそれまで取り扱った事件とそれに関する実績と評価が分かること」及び「弁護士にかかる費用の基準が明らかになること」があった。

- 「今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か」との間（問23）については、「必要だと思う」と答えた割合が最も高かったのは、「法律に関する専門的な知識」であり（706、有効回答数の93.6%）、次いで「地方自治体組織の業務に対する理解」（542、71.7%）であった。「法律知識に限られない幅広い知識」、「コミュニケーション能力」、「交渉力」といった点も5割以上の地方自治体が「必要だと思う」と回答している。

図表5-12 地方自治体 問23 今後、法曹有資格者を利用する場合、どのような能力等が必要か (上段=度数, 下段=%)

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらともいえない	どちらかといえば必要だとは思わない	必要だとは思わない	回答数 (無回答を除く。)
1.法律に関する専門的な知識	706 (93.6)	46 (6.1)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	754 (100.0)
2.法律知識に限られない幅広い知識	421 (55.8)	300 (39.7)	33 (4.4)	0 (0.0)	1 (0.1)	755 (100.0)
3.コミュニケーション能力	454 (60.2)	271 (35.9)	27 (3.6)	2 (0.3)	0 (0.0)	754 (100.0)
4.交渉力	510 (67.7)	207 (27.5)	36 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	753 (100.0)
5.地方自治体組織の業務に対する理解	542 (71.7)	198 (26.2)	15 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	756 (100.0)

- 以上によると、地方自治体においても、専門性（特に行政訴訟や行政法規，地方自治体組織の業務等に関する専門知識）を重視する傾向が見て取れる。

5 法曹有資格者の採用状況

地方自治体の規模が大きいほど、法曹有資格者の採用意欲が認められるが、全体的には採用意欲は高くなかった。

必要に応じて外部の顧問弁護士等を利用すれば足りるとする地方自治体が多かった。

- 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の新規採用実績についてのグラフを見ると、地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は、平成16年度は

2人であったが、その後増加し、平成25年度には32人、平成26年度には25人が採用されている。その結果、平成27年1月現在の全国の常勤職員数は13都県50市区町（一部事務組合を含む。）で合計85人になっている。

- 「法曹有資格者を採用しているか」（問10）に対しては、**640（有効回答数733のうち87.3%）が「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答**している。

もっとも、この回答を地方自治体の規模別に見てみると、規模の大きな地方自治体ほど、おおむね、正規職員、任期付職員及び非常勤の嘱託職員として、法曹有資格者を採用していると回答した割合が大きく、逆に、「採用していないし、今後も採用する予定はない」と消極的な回答をした割合が少ないという傾向が見られる。

図表5-15 地方自治体 問10 法曹有資格者を採用しているか（複数回答可）

（左＝度数、右＝％）

法曹有資格者を通常の正規の職員として採用している	10	(1.4)
法曹有資格者を任期付職員として採用している	41	(5.6)
法曹有資格者を非常勤の嘱託職員として採用している	28	(3.8)
法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない	19	(2.6)
法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない	640	(87.3)
回答数(無回答を除く。)	733	

- 法曹有資格者を採用している地方自治体に対し、採用しようと考えた理由を聞いたところ（問12・複数回答可）、全回答数74のうち「法律知識を有する人材を求めていたから」が回答数55（74.3%）で最も多く、次いで「法的な素養があり地方自治体法務の即戦力になることができると期待したから」（38, 51.4%）、「法律知識に限らず優秀な能力を発揮してくれると期待したから」（13, 17.6%）との回答となった。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、職員として在籍している者が資格を取得した、職員全体の法務能力の向上に寄与することを期待した、東日本大震災後の法的案件の増加に対応するため、指定代理人として裁判に出てもらうなどの回答が見られた。
- 法曹有資格者を採用しようとしたが採用できていない理由を聞いたところ（問15・複数回答可）、全回答数19のうちで、「応募がなかった」が9、「採用内定を出したが辞退された」が2、「給与等の待遇面について折り合いがつかなかった」が2となっている。「その他」の理由として自由記載で挙げられたものには、現在検討中である、組織内の意思統一ができていない、採用時期や給与等の具体的方針が定まっていないなどの回答が見られた。

- 採用に消極的な意見として考えられるものを聞いたところ（問 16）、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」という理由について「そう思う」と回答した割合が高かった（342，有効回答数 754 のうち 45.4 %）。次いで、「厳しい財政状況の中で，任用コスト・正職員の定数管理の面から，消極にならざるを得ない」が 220（29.2 %）と多かった。
- また，日弁連が平成 25 年 11 月から平成 26 年 1 月にかけて全国の都道府県，市，特別区に対して行った「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」によると，**弁護士会との連携に興味があると回答した地方自治体は，総務部門で448団体（78.0 %）**に上っている（国・地方自治体・福祉等の分野に関する法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会第 7 回会議資料 2・1 頁）。
- 地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数は，平成 16 年度は 2 人であったが，その後増加し，平成 25 年度には 32 人，平成 26 年度には 25 人となっている。平成 27 年 1 月現在の全国の常勤職員数は，13 都県 50 市区町（一部事務組合を含む。），合計で 85 人となっている。

今回の調査結果でも，87.3 %に当たる地方自治体が，「法曹有資格者を採用していないし，今後も採用する予定はない」と回答している。

もっとも，この回答を地方自治体の規模別に見てみると，**規模の大きな地方自治体ほど，おおむね，正規職員，任期付職員及び非常勤の嘱託職員として法曹有資格者を採用していると回答した割合が大きく，逆に，「採用していないし，今後も採用する予定はない」と消極的な回答をした割合が少ないという傾向が見られる。**

そうすると，**規模が大きい地方自治体では，今後も法曹有資格者の採用が増加する可能性が相対的に高いことが見込まれる。**

また，採用に消極的な意見として，「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」とか，「厳しい財政状況の中で，任用コスト・正職員の定数管理の面から，消極にならざるを得ない」との回答が多かったが，**法曹有資格者が地方自治体内で勤務することの有効性が理解され，コスト等，採用に関する情報が周知されれば，法曹有資格者採用を検討する地方自治体が増える可能性がある。**

6 将来の弁護士の利用意欲

行政不服申立における裁決書等，地方自治体債権の管理回収，福祉分野，教育分野における法律相談，犯罪被害者等への対応について利用意欲が高かった。

将来，弁護士の利用が増加すると答えた地方自治体が多かったが，顧問弁護士の活用を念頭に置いている地方自治体が多かった。

法律相談を実施していると答えた地方自治体が多かったが，今後も現状どおりの回数でよいと答えた地方自治体が多かった。

- 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向を聞いたところ（問 18）、「希望する」との回答が比較的多かったものは、「地方自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人」（145，有効回答数 759 のうち 19.3 %）、「行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（111，14.8 %）、「地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（90，12.0 %）といったものであった。

また、「希望する」と「どちらかといえば希望する」と回答した割合の合計が比較的多かったもの（合計割合が3割を超えているもの）としては、「行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック」（287，38.3 %）、「教育分野（いじめ，体罰等）における法律相談や支援」（277，36.9 %）、「犯罪被害者等（DV・ストーカー被害者，消費者被害などを含む。）への対応」（265，35.4 %）、「地方自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人」（260，34.7 %）及び「福祉分野（子ども，高齢者，障がい者，生活困窮者）における法律相談や支援」（249，33.2 %）があった。「その他」として自由記載で挙げられたものには，新行政不服審査法における審理員，内部通報等の受付窓口，職員の法務能力向上のための研修等が見られた。

- 今後，地方自治体において法曹有資格者の利用を望む場面は増えると思うかとの問（問 20）に対しては，「増えると思う」（260，34.8 %）、「どちらかといえば増えると思う」（274，36.6 %）これらの合計は71.4 %と高い割合になっており，逆に「増えると思わない」（ないし「どちらかといえば増えると思わない」と回答した割合はごくわずかとなっている。

そして，利用を望む法曹有資格者としては（問 21），8割を超える地方自治体（435）が顧問弁護士を挙げた。

逆に，問 20 で法曹有資格者の利用を望む場面が増えると思わないと答えた 10 に対し

て、その理由（問 22）を聞いたところ、「法律に関連する仕事が増えたとしても、法曹有資格者でない職員で対応することで足りるから」が4、「法律に関連する仕事が増えたとしても、他の専門家を利用することで足りるから」が2、「法律に関連する仕事は増えないから」が1という回答結果になった。

○ 弁護士による市民向けの法律相談を実施しているかを聞いたところ（問 24）、実施していると回答した地方自治体が 575（有効回答数の 76.7 %）に上った。もっとも、今後法律相談の回数を増やしたいかとの質問（問 25）に対しては、「回数を増やしたい」とした地方自治体は 62（10.8 %）にとどまり、449（78.5 %）は現状維持でよいと回答している。

□ 以上によると、地方自治体において、訴訟関係の仕事の外に、**行政不服申立における裁決書等に関する相談や、地方自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉分野で法曹有資格者を活用としたいと考えている地方自治体は比較的多い**といえる。

そして、地方自治体は、今後も法曹有資格者を利用する機会は増えると考えており、その利用形態としては、法曹有資格者の中でも顧問弁護士を利用したいと考えていることが分かる。

総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えていることや、近年では、子どもに関する問題や女性、生活困窮者などの問題への対応も極めて重要となってきた中で、**被援助者の抱える福祉に関する問題を、法的問題を含めて包括的に解決するといったニーズも高まることが想定**される。

そうすると、行政不服申立における裁決書等に関する相談や、地方自治体債権の管理回収、教育分野・犯罪被害・福祉といった分野で、今後も法曹有資格者の需要が増加する可能性がある。

(オ) 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ2015年5月25日（抜粋）

【問題の所在】

国・自治体、企業、海外展開という各分野でのニーズに合わせるという形で法曹有資格者像が示された。この問題では日弁連の一層の努力が強調されている。

このような法曹有資格者像が本当に実現可能なのかどうか、法科大学院制度が抱える質の確保の問題との関連で検討することが求められるほか、そもそも何故、このような法曹有資格者の問題が議論されるに至ったのかを考える必要がある。

法曹有資格者の魅力をアピールすることに主眼が置かれているが、当初は需要があるとして法曹人口増の政策だったにも関わらず、その見込み違いが顕在化してきたが故に登場してきたものである。

国・自治体・福祉等の分野

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 自治体の分野では、従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり、法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっているといえる。他方、法曹有資格者を職員として活用することについては、多くの自治体が関心を有しているが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては、まず、多くの自治体においては、法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など、従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため、外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えることが挙げられる。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割、法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す事例が限られており、法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を、任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方、法曹有資格者の側においても、自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え、自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

(2) 福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし、この分野に関するこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く、自治体や福祉機関から、継続的な施策又は

事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには、法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。

(3) 国の機関においては、特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが、今後、法曹有資格者の活用が更に進むためには、それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが有用である。

○ 日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、前記1の取組から明らかとなった、自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに、各自治体や福祉機関等に対し、弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて、各地の弁護士や弁護士会が、各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき、自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

○ 日本弁護士連合会は、関係機関の協力を得つつ、自治体における政策法務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。

○ 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、国の機関、自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また、これと併せて、法科大学院においても、自治体法務に関するプログラムの設置、自治体におけるエクスターンシップ、修了生の就職に関する自治体との連携などに取り

組むことが期待される。

- 法務省は、これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の中で共有され、もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、日本弁護士連合会、関係省庁、自治体等の協力を得て、必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって、企業内弁護士の数は増加を続けており、弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は、企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも、実際に企業内弁護士を採用する企業は、大都市圏の大企業が中心となっているのが現状であり、企業規模的にも地域的にも、更なる採用の広がりへの余地が残っている。

(2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は、法務に関連するものが中心となっているのが現状である。しかし、法曹有資格者が、企業において求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け、企業内において更に経験を積み重ねることなどを通じ、その法的な専門性を生かして経営戦略の構築などに関与することができるようになれば、企業における法曹有資格者の活躍の場面は、更に広がることが期待できる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると、企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが求められる。

- 日本弁護士連合会は、経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について、前記1のような形での企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げていく。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。
- 日本弁護士連合会は、企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について、引き続き検討を進める。これに併せて、各地の弁護士会においても同様の取組が進むことが

期待される。

- 日本弁護士連合会は、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して、その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や、キャリアパスに関する情報を調査した上、各種の媒体を通じて、法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。
- 日本弁護士連合会は、企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。
また、法科大学院において、企業法務に関する科目の設置、企業におけるエクスターンシップ、法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、企業における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて、必要な取組を継続することが期待される。
- 法務省は、日本弁護士連合会、経済団体等の協力を得て、これまでの実績や前記のような取組を通じて明らかとなった、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され、この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、必要な連絡協議等の環境を整備する。

海外展開の分野

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 新興国市場への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており、中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの、多くの中小企業は、海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく、また、海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって、多くの中小企業では、海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や、国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。
- (2) 海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが、これらの取組は緒に就いたばかりである。
- (3) 法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが、そのような機会の

確保を更に進める必要がある。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、既存の取組を引き続き継続することに加えて、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有し、海外展開を予定する企業等に情報提供していく。
- 日本弁護士連合会は、関係機関と協力して、日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。
- 法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

(カ) 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方（法曹養成制度改革推進会議決定）2015年6月30日

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な

取組を行ってきた。その結果、**これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。**

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の**養成及び確保に向けた取組を推進**することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、**実務修習（選択型実務修習）の内容の充実**を図ることが期待される。

(※) 法曹有資格者と弁護士自治の関係

【問題の所在】

法曹有資格者が自治体や企業で活動する場合、半分は弁護士登録を抹消すると言われている。企業において弁護士会費を負担してくれる場合は格別、そうでなければ会費の負担が重いからとされている。

法曹有資格者は弁護士会を活動の基盤に置かないことから、弁護士会の在り方そのものに議論が波及することになるが、それが必然なのかどうかも検討しておく必要がある。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第2回議事録（抜粋）2013. 11. 8

○田島良昭委員（社会福祉法人南高愛隣会理事長） まず、弁護士会の皆さんにお願いをしたいのは、弁護士の登録料というのが結構高いんだそうですね。それで、登録をすることが難しいというお話が出たりして、聞いてみるとどうも1種類か2種類、大体みんな同

じ値段みたいなんですけど、医師会のところも高いと言われているんですね、会費が。ところが、勤務医のときはうんと安くて、会員に入れるということでやっていて、開業すると高くなるとか。開業医もそれぞれ収入とかに応じて値段が違うとかいろいろあるみたいなんです。

医師会としては会費等をきちんと納めて登録する人を多くしてできるだけ掌握したいと。しかもそれぞれいろいろな人たちの知恵を集めてやりたいので、ということで会費を払いやすいようにしているみたいなんです。そういう工夫が昔はなかったので、登録しない人も結構いたそうです。

だから、弁護士会もその工夫をする時期ではないかと思います。例えば、企業内で、行政で、地域の中で弁護士会に入っているということで、いろいろな関わり、つながりも出てくるわけですから、弁護士の登録料のところは具体的にきちんと議論をしていただいた方がいいのではないかと思います。まず、そこは是非お願いしたいと思います。

○岡野貞彦委員（公益社団法人経済同友会常務理事） 今のお話ですが、弁護士会の会費だけでなく、会務負担という、委員会活動とか、国選弁護についても同じように課題があるのだと思います。会費については、実際に採用した企業が払っているケースもあると聞いていますが、一方では、企業側に負担していただけないので、登録を抹消している例もあると聞いています。

委員会活動とか、国選弁護というのは、企業の就業規則とか自分の仕事の兼ね合いもあるのだと思います。既に調査があるのかもしれないのですが、どこかで一度そういう調査の結果を聞かせていただくとか、若しくは、ないのであれば、実態が今はどうなっているのか、実際に払っているか否かなどを少し調べていただければと思います。登録している、していないだけではなくて、背景まで少し調べてみないと、実態は分かりにくいのかなと思っていますので、その辺をちょっと御検討いただければと思いました。よろしく願いいたします。

○泉房穂委員（全国市長会評議員、明石市長） 今のお二人のテーマと重なりますが、このままでは日弁連が不幸なことになってしまうと心配しています。新しい時代にあった、社会ニーズにあった対応が必要だと思えてなりません。

強制加入と業務独占、この2つが日弁連の核心部分ですが、医師会との違いは強制加入にあります。そこが今破綻しかけています。現に組織内弁護士は半分がもう入っていないわけですし、自治体の弁護士も半分ほど入っておりません。弁護士が市長になっても、ほ

とんどが弁護士会を辞めていきます。そういった中で、強制加入を維持するのであれば、一定の工夫はやはり必要ではないかなと思います。

(7) 法曹有資格者と従来の「法曹」像の関係について

【問題の所在】

従来の「法曹」は法曹三者を指すことが当然の前提とされていたが、司法試験合格者数の急激な増加によって新規登録弁護士の就職難をもたらし、司法試験合格後、法曹三者のいずれにも属さない者が現れるようになった。司法試験合格者数を減員することなく、新たに輩出される合格者（法曹有資格者）を各界において吸収していくことが喫緊の課題としていたが、現実には就職難に直面した層に対する救済策とはなっても、今後、「法曹」を目指す者（特に大学生、高校生）にとって「法曹」像の事実上の変更をもたらすことになるため、この認識のずれをどうすべきなのかも1つの課題として浮上してくることになる。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第4回議事録（抜粋）2014. 10. 24

○岡野貞彦委員（公益社団法人経済同友会常務理事） 先ほど申し上げたこととかかわるんですが、今は資格を取られた方にどうやって多様な分野で働いていただくかという議論をしているわけですけども、もともと学生というか、人々が司法試験を受けようと思うとき、それは高校生なのか中学生なのか小学生なのか知りませんが、そのときに**自分は司法試験を受かって法曹の世界に行こう**といったときに、**多分自分の自己実現のイメージできつとある**と思うんです。

そのときに、では司法試験を受かって外交官になって国際紛争を解決しようと思う方もいるかもしれませんが、**多分ほとんどの方は法廷実務**というか、**裁判**、まあ、**映画などの影響もあるかもしれませんが、多分そういうイメージを持って司法試験を受かると、そこで急に福祉の世界に行きましょうとか、企業の世界に行きましょうという、その転換って結構大変なんではないか**という気も個人的にはしているんです。

それで、先ほど出前授業の話を上げましたが、もう少し社会全体として法曹が多様な生き方があって、社会の中でこんな活躍ができるというイメージを、難しいのもし

れないんですが、つくっていくこともこういう人材確保の第一歩としては必要なんじゃないのかなと。わかりませんが、例えば企業で活躍するような、そういう弁護士の方がやるような、まあ、ドラマでも出てくるとまた雰囲気が変わるのかもしれませんが、いわゆる司法試験を受けようと思われる方が法廷で活躍するイメージを持ってなられたら、そこに行きますよね。ですから、**その辺の入り口を、この場ですぐどうのこうのなるわけではないんですが、社会が多様化された法曹の活躍の場を求めているのであれば、そういう動きも何かないと最終的には難しいのかなと実は思っているもの**ですから、そのことを一言触れさせていただいた次第です。

○田島良昭委員（社会福祉法人南高愛隣会理事長） これは教育のところでは申しますと、法科大学院で専門的なものというより、むしろ大学の法学部のところで、できるだけ早期に取り組むべきではないかと思えます。将来法曹に入って、こういうのをやりたいという希望の人が大学に入ったときに、自分は裁判官になりたいとか弁護士になりたい、そういう希望を持って来られたときに、そういう幅広い教育をするのは大学教育の方が良いと思う。**法科大学院は司法試験を目の前にしていますから、試験とは関係ないことを学ぶのは難しい**と思う。そこでそのもう一つ前の段階でされたほうが学生もしやすいんじゃないか、とは思っています。

※合格者数が激増された公認会計士試験についても同様に職域が議論されているが目指す側の意識について同じ傾向が生じている。

○土本参事官（公認会計士制度に関する懇談会第1回議事録 2009年12月10日）
合格者の意識改革というところではございますが、他方、合格者の意識をいろいろ分析してみますと、やはり**合格したからには監査業界で働きたい、監査業界に就職が保証されているんじゃないかという一部誤解があったり**、あるいは実務経験の要件も、企業で働いても実務経験要件として認められて会計士の資格が取れるわけなんです、このあたりの周知が十分になされていないということを、やはりちゃんと周知していくべきだろうと。
また、**どうしても合格者は自分の専門領域に固執する傾向**がございまして。他方、企業側の要望としましては、専門領域は持った上でいろいろな分野にも幅を広げていく、多様なキャリアパスを考えてほしい、将来的には経営参画というような意欲を見せてほし

いという期待も示されているわけで、このあたりにやはり合格者の意識改革というのが必要であろうということが言われてございます。

(ケ) 法科大学院が現実に抱える課題との関係

【問題の所在】

法曹有資格者の需要問題については、種々、受け入れる側のニーズという視点から議論されているが、法科大学院制度の枠組みの中で実現するということになれば、現在、法科大学院が抱えている基礎学力の確保という問題と先端分野の修得という受け入れる側のニーズが両立しうるものなのかどうか問われている。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の中でも最後の回で指摘されたところである。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第6回議事録（抜粋）2015. 5. 18

○萩本部長 （略）ただそこでちょっとお尋ねしたいのは、いずれも書かれていないけれども、当然のこととして、基礎的な学力の習得というのが前提になっていなければいけないと思いますし、当然そういう前提で各分科会の取りまとめがされていると思いますが、**今の法科大学院の現状に照らすと、当然のことを少し書いておいたほうがいいのかという気もしてまして、余り理想的なことばかり求めて、基礎的な学力の習得が今以上におろそかになってしまってもいけないという気がします。**ですから、もし私の誤解でなく、その辺りで基礎的な学力の習得の上に立ってということが、これらの期待の前提となっているのであれば、そのあたりを文字に表すことも検討したらいいのではないかと思うのですが、ちょっとその辺りに関して委員の皆様の感触を伺えればと思って質問させていただきました。

○大島正太郎座長（元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授） 各分科会の委員の方々、いかがでしょうか。

○田島良昭委員（社会福祉法人南高愛隣会理事長） 実は基礎的な云々というのは、当然の話でして、そのために当然、法科大学院へ行っているのしょうから、ただその中でさ

らにもっと基礎的なというところはしっかり学び、多分受験勉強みたいなものが主になるのだと思うんですね。法科大学院ですから、司法試験を受けるために行っているようなものですから。それは当然そのところは、皆さん合格するためには、**基礎的なものを相当勉強しておられるだろうと。しかし、それだけではやはり困る**のではないかというのが、そういう意味でした。

あえてそこに基礎的なものを入れるというのが必要なかどうかですね。

○大島座長 ほかに。

○岡野貞彦委員（公益社団法人経済同友会常務理事） 専門性が大事だとか、そういう話では全くなくて、この中で議論したことは、まさにここに書いてあるとおりのことなのですけれども、こういった取組が、今、各法科大学院の自主性に任されていますよね、企業との接点。それからもしくは就職に関しても、卒業してしまうと法科大学院は全く卒業生に対してケアをしないんですよ。そういうところの議論があって、法科大学院に対しては、いろいろな注文を書いたのですが、実はそれを監督している省庁との対話は全くなかったものですから、書きようがないというのが実際のところだと思うのですけれども、そういう監督官庁として、文部科学省に対する期待みたいなものも本当は議論しておけばよかったかなという意味で申し上げただけです。

各法科大学院がこういう企業法務に関する科目の設置とか、エクスターンシップとか、就職に関する企業との連携とかをやっていただくのはいいんですし、もちろんそれは必要なのですが、そのバックグラウンドとしての役所としての、文部科学省としての対応とか、そういったところを議論しなかったことが反省かなという意味で申し上げたのであって、そこで何かをしてほしいということを実は申し上げたつもりは全くないのですけれども、ということなのです、私が言いたかったことはですね。

○大島座長 海外展開の話の観点から申し上げますと、そもそも法曹有資格者の海外展開ということを考えているわけですので、**まず「有資格者」になっていただくことが前提**で、その上で、こういうところの要素も加えておいてほしいということだと思います。御指摘のことは当然の前提だと私は思います。

○泉委員 国民目線から言えば、一定の質の担保は当然必要です。それは法科大学院だけではなく、既に司法試験を通った方にこそ必要で、やはり継続的な研修システムが今の日本の法曹システムにないことを残念に思います。社会福祉士会や臨床心理士会などでは、生涯研修学習システムを確立しておられます。

逆に、ないことのほうが不思議なぐらいで、「**司法試験は5年ごとに受け直す**」というのが**私の持論**であります。すぐにできなくても、新しい法律もできますし改正もなされます。

継続的な研修システムの確立は、国民から見るとより法曹に対する安心を高めることにつながると思います。法科大学院とあわせて、是非検討願いたいなど強く思っています。

○萩本部長 すみません。委員の皆様の御意見というか、御趣旨はよくわかりました。

私がかもともと申し上げたかったというか、御質問した趣旨は、先ほどもちらっと申し上げましたが、**法科大学院の現状を見ますと、あるいは今の法曹養成制度の議論の混迷を見ても、理想は理想でももちろん追求しなければいけませんし、理想論も理解できるのですが、理想論に走り過ぎると、やはり現実とのそごが生じてしまって不具合が生ずると、**ですからここで今ある各分科会で御議論いただいたことには、何の異論もないというか、むしろ積極的に推し進めなければいけないと思う一方で、そこだけに注目すると誤解をする人がまた多々現れて、基礎的なところを抜きで語れない話のはずなのに、その視点を往々にして忘れがちというか、忘れた議論が展開されるという懸念を持っているものですから、この有識者懇談会の取りまとめという形で文書をまとめるに当たって、当たり前だけれども、当たり前のことにも言及しておくことも考えたほうがいいのかという趣旨で申し上げました。

2. 法曹養成制度改革連絡協議会における検討状況

【問題の所在】

法曹需要については、前掲顧問会議の議論から、法曹養成制度改革連絡協議会への議論へと引き継がれたが、そこでの議論の状況については議事録としては公開されず、「議事概要に止まることとなった。そのため、議事概要を読んでも議論状況はわかり得ないものとなっているが、資料を見る限り、従来の議論の延長線上のものと思われる。

以下は協議会での法曹需要に関する部分の抜粋である。

第2回協議会（平成28年1月18日開催）

4 議事概要

（1）法曹人口について

○ 法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積の一環として、資料1-1から資料1-9に基づき、法曹三者の人口の推移等について報告がされ、それについて意見交換が行われた。

第3回協議会（平成28年3月18日開催）

4 議事概要

（1） 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の状況について

ア 取組状況等の報告

○ 法務省から、本協議会の趣旨等について説明がされた後、資料6に基づいて、国の行政機関等における法曹有資格者の採用状況についての調査結果の報告がされた。

○ 最高裁判所から、資料7に基づいて、第69期司法修習における選択型実務修習の内容充実の取組に関する状況の報告がされた。

○ 日本弁護士連合会から、資料10及び11に基づいて、国・自治体・福祉等の分野における弁護士等の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

○ 消費者庁消費者制度課長加納克利氏から、国の機関における法曹有資格者の活用の状況、消費者庁の取組、法曹有資格者に求められる資質等について報告がされた。

○ 全国町村会総務部法務支援室長大田裕章氏から資料8に基づいて、東京都町田市総務部法制課長浦田博之氏から資料9に基づいて、それぞれ自治体における弁護士を活用することのニーズとその有用性について報告がされた。

○ 法科大学院協会から、法科大学院修了者の採用の推進に向けた取組について報告がされた。

イ 今後の取組に向けた意見交換

○ アの報告を踏まえ、①国の機関における弁護士任用の実情についての更なる調査の必要性、②法務区分による採用が少ない理由、③自治体における弁護士採用の拡大の可能性、④弁護士の活用に関する自治体への情報提供の在り方、⑤福祉の分野における弁護士活用の必要性等について意見交換がされた。

（2） 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の状況について

ア 取組状況等の報告

○ 日本弁護士連合会から、資料10に基づいて、企業の分野における弁護士の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

○ 最高裁判所から、資料7に基づいて、第69期司法修習における選択型実務修習の内容充実の取組に関する状況の報告がされた。

○ 経営法友会から、企業の法務部の状況や企業内弁護士活用の実態等について報告がされた。

イ 今後の取組に向けた意見交換

○ アの報告を踏まえ、①戦略法務の実現やコンプライアンス強化の観点からの企業内弁護士の有用性、②地方における企業内弁護士採用の拡大の可能性及びその方策、③企業のグローバル化をも意識した企業内弁護士に求められる素養や知識及びその涵養・習得の方策、④企業内弁護士のキャリアプランの選択肢を広げる必要性等について意見交換がされた。

(3) 海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の状況について

○ 内閣官房から、資料12及び13に基づいて、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議における議論の状況や今後の取組について報告がされた。

○ 日本弁護士連合会から、資料10に基づいて、海外展開の分野における弁護士の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

第4回協議会（平成28年7月8日開催）

4 議事概要

(1) 法曹人口について

○ 法務省より、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積の一環として、資料1-1から資料1-15に基づき、法曹三者の人口の推移等について報告された。

第5回協議会（平成28年10月17日開催）

4 議事概要

(1) 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大について

ア 取組状況等の報告

○ 法務省から、資料1-1及び1-2に基づいて、政策・国際部門を中心とする国の行政機関における法曹有資格者の採用・勤務の実態等について、調査結果の報告がされた。

○ 日本弁護士連合会から、資料5に基づいて、国・自治体・福祉等の分野における弁護士等の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

イ 意見交換

○ アの報告を踏まえ、①国の機関の政策・国際部門における法曹有資格者のニーズの高ま

り、②法曹有資格者が政策・国際部門に勤務する意義と課題、③任期付職員等への応募を検討している者に対する十分な情報提供、準備期間の確保の必要性、④地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組の必要性等について意見交換がされた。

(2) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大について

ア 取組状況等の報告

○ 日本弁護士連合会から、資料6に基づいて、企業の分野における弁護士の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

○ 経営法友会から、資料8に基づいて、会社法務部第1次実態調査を踏まえた企業における法科大学院修了者及び企業内弁護士の活用状況について報告がされた。

○ 日本組織内弁護士協会から、資料9-1及び9-2に基づいて、企業内弁護士に対して実施したアンケートの結果について報告がされた。

イ 意見交換

○ アの報告を踏まえ、①企業における法曹有資格者を採用するニーズの着実な高まり、②採用側のニーズのきめ細かな把握・情報提供の必要性、③法曹有資格者が企業で勤務するに当たって持つべき意識の在り方等について意見交換がされた。

(3) 海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大について

ア 取組状況等の報告

○ 法務省から、資料2-1から2-3に基づいて、①国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議における協議状況及び②日本の法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究を踏まえたシンガポール等における日本弁護士の活動状況等について報告がされた。

○ 日本弁護士連合会から、資料7に基づいて、海外展開の分野における弁護士の活動領域の拡大に関する取組の状況について報告がされた。

イ 意見交換

○ アの報告を踏まえ、①国際機関等で活躍し得る法曹有資格者の育成の在り方、②日本企業の海外展開において法曹有資格者が果たすべき役割等について意見交換がされた。

第6回協議会（平成29年2月8日開催）

議事概要未掲載

第3 医師の需要に関する検討状況

【問題の所在】

医師の需要については、主なものとして2010年12月に文科省が「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」を、厚労省が医政局に2015年12月に「医師需給分科会」を設置して検討が行われてきた。医学部を所管する文科省と医師を所管をする厚労省という典型的な縦割り行政となっている。

日本の総人口が減少していく中で医師の需給バランスが問われている。厚労省の直接の動機は医療費増大を押さえようとするところにあると思われるが、どのような分析のもとで需給を検討しているのかは、法曹人口の需要の検討の仕方と比較することにおいても有益である。

1. 今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会（2010年12月～2011年12月）

第1回検討会 2010年12月22日より抜粋

【村田医事課長】 厚生労働省医事課長の村田でございます。それでは、お手元の資料3に従いまして、ご説明をさせていただきます。

医師数の大まかな状況についてごらんいただければと思います。まず2ページをお願いいたします。医師数、トータルのデータでございます。厚生労働省では2年に1度、医師数、歯科医師数等の調査をやっておりまして、これが直近の平成20年12月31日現在のデータでございます。総数が28万人余り。以下、医療施設の従事者、病院、診療所ということに分けてデータを記載してございます。

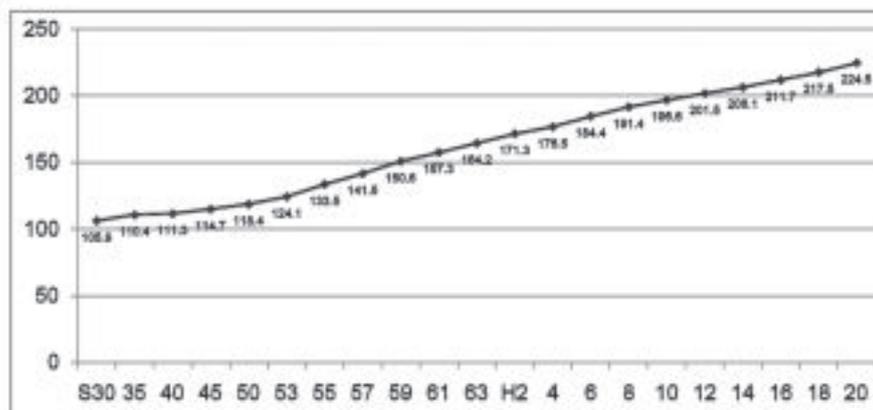
それからその下が、今度は、人口10万人対医師数の年次推移でございます。昭和30年から以降、10万人対の数字でお示しをいたしております。ごらんとおり、10万人対の医師数は増えているという状況でございまして、近年の状況で見ますと、**国家試験の合格者が大体7,600人～700人程度**ということで、**死亡あるいは業務から離れられる方を除いても、医師数は毎年3,500人から大体4,500人ぐらい増加**をしていると。**勤務医に限っても、大体年に3,000人ぐらいの増加**ということでございます。この10年でとりますと、平成10年か

ら 20 年まで
 大体 3.8 万人
 増加をしてい
 るという概要
 でございます。

それから、
 その下の 5 ペ
 ージでござい
 ますけれども、
 今度は女性医
 師の推移でご
 ざいます。先

人口10万対医師数の年次推移

○近年、医師国家試験の合格者は毎年7,600～7,700人程度であり、死亡等を除いても、
 医師数は、毎年3,500～4,500人程度増加。
 (医師数)平成10年 24.9万人 → 平成20年 28.7万人 (注)従事医師数は、27.2万人



[出典]医師-歯科医師-薬剤師調査

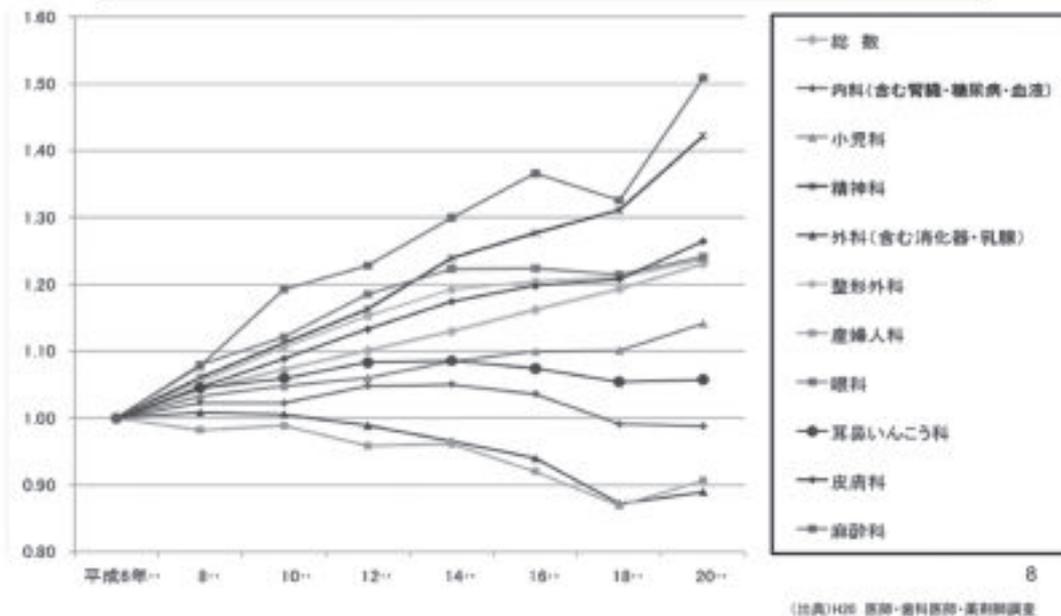
ほどもお話がございましたとおり、左側でございますけれども、全医師数の中の女性医師の割合は増加傾向にございまして、20年の時点では18.1%。右側のデータは医学部の入学者の中に占めます女性の割合ということで、こちらについては近年は30%を超えるという状況になって、ほぼ3分の1ということでございます。

それから、次のページ、6ページでございますが、これは女性医師の就業率のM字カーブと呼ばれる、年齢を追うに従って男性医師、女性医師、それぞれ就業率——実際に医師として就業される割合——がどう変わるかということでございます。女性の場合は、ごらんとおり、30代に入ると一たん下がって、また上昇するという傾向にあるわけでございます。それから、その下のデータは、今度は診療科別、小児科とか産婦人科医の男女比ということで、ごらんいただきますと、特に若い世代ではこうした診療科については女性医師の割合が非常に高いというデータでございます。

それから、その次が8ページでございますが、診療科別医師数の年次の推移でございます。これは平成6年を1.0とした指数でとったグラフでございます。ちょっとごちゃごちゃしてわかりにくくて恐縮でございますけれども、上から5番目の薄い水色のグラフが、全体の総数の伸びでございます。全体的に伸びておりますけれども、伸び率が高いのは麻酔科、精神科、皮膚科、眼科、整形外科と。逆に、伸び悩んでいるのは産科、外科等でございます。ただし、18年、20年の比較で見いただきますと、産科、外科はいろんな政策の効果ということもありまして、少し反転をしている傾向にあるという状況でございます。

診療科別医師数の推移(平成6年を1.0とした場合)

○多くの診療科で増加傾向にある。
○外科、産婦人科は減少傾向にあったが、平成20年に増加に転じた。

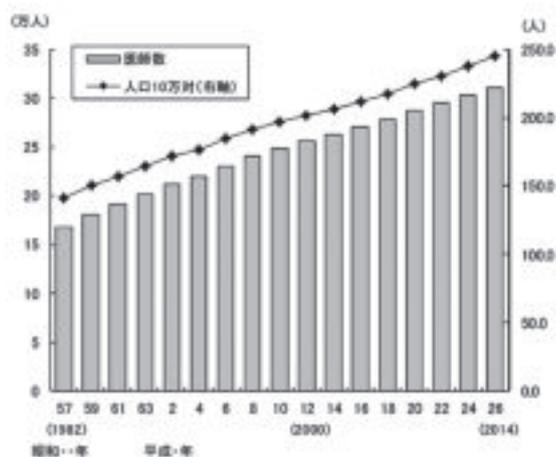


2. 2015年12月27日に厚労省から公表された医師数の増加状況（政府統計、医師・歯科医師・薬剤師調査の状況）

論点整理（第9回 2011年11月29日配付資料）

各年12月31日現在

	医師数 (人)	増減率 (%)	人口 10万対 (人)
昭和57年(1982)	167,952	---	141.5
59 ('84)	181,101	7.8	150.6
61 ('86)	191,346	5.7	157.3
63 ('88)	201,658	5.4	164.2
平成2年 ('90)	211,797	5.0	171.3
4 ('92)	219,704	3.7	176.5
6 ('94)	230,519	4.9	184.4
8 ('96)	240,908	4.5	191.4
10 ('98)	248,611	3.2	196.6
12 (2000)	255,792	2.9	201.5
14 ('02)	262,687	2.7	206.1
16 ('04)	270,371	2.9	211.7
18 ('06)	277,927	2.8	217.5
20 ('08)	286,699	3.2	224.5
22 ('10)	295,049	2.9	230.4
24 ('12)	303,268	2.8	237.8
26 ('14)	311,205	2.6	244.9



9. 今後の医学部入学定員の在り方について

[1] 検討の前提となる医師需要・供給の見通し

- 医師数の需要と供給に関する中長期的推計については、厚生労働省が平成 20 年に試算を行っている。これによると、**需要の面では医師の勤務時間の上限の設定によって推計値も大きく変わり、供給の面でも医学部入学定員の設定の仕方が推計値に大きく影響する。**同時に、**社会の少子高齢化が進み、人々のライフスタイルが多様化するに伴い、国民が求める医療の在り方も変化**することが予想される。
- 本検討会においては、この点について、
 - 医師需要の将来予測を行うことは困難であり、米国を除いてどこの国もやっていない。過去の推計にはなかった、医師のキャリアパス、他職種との関係も考慮することが必要。(ヒアリング者意見)
 - 人口は今後減少するが、病気が多くなる 65 歳以上の人口は今後増加し、医療需要が増加してくることを考慮に入れるべき。
 - 将来的には若い人が減って高齢者が増え、ケアの内容が大きく変わってくる。また、要介護者が増えていく。
 - 医療が高度化して複雑になればなるほど、より多くの医者が必要となる。
 - 日本人の 8 割が病院で亡くなる時代となっており、かつては開業医が担当していた「看取り」は、病院の勤務医が行うようになってきており、これが勤務医に大きな負担をかけている。
 - 患者だけでなく医師の高齢化も進むことも考慮に入れるべきである。
 - 多くの医師が過重労働を余儀なくされていることや、女性医師の増加を考慮すると、医師数を増加する必要がある。などの意見が出された。
- 他方で、
 - 需要は予測できないことを前提に、定期的に医師の養成数を見直していくという仕組みを作るべき。
 - 様々なデータを組み合わせ、地域医療の需給バランスや、各大学病院をとりまく状況を個別に可視化した上で、よりよい仕組みを構築していくべき。などの意見も出された。
- これらのことを踏まえれば、今後の医師数について需要と供給の正確な中長期的推計を

行うことは困難であるが、今後の需要と供給、偏在等に影響を与える要素として、どのような要因があり、どの程度の影響があるかということ、整理することが必要であると考えられる。ただし、**いずれの前提に立ったとしても、「現時点では、医師の需要が供給を上回っていること」や「将来的には、医師の供給が需要を上回る時期が来ること」については、程度や時期の差はあるにしても、概ね意見の相違はなかった。**

[2] 既存の医学部の入学定員増について

- 厚生労働省が平成 22 年に行った調査によると、
前述のように、現時点では、医師数について需要が供給を上回る状況にあるが、この供給間のギャップを埋めるために考えられる方策として、既存の医学部入学定員の増員による対応と、後述する大学医学部の新設による対応について、意見があった。
- 医学部の入学定員については、従来、昭和 57 年及び平成 9 年の閣議決定により抑制が図られてきたが、昨今の医師不足に対する社会的ニーズを踏まえ、平成 20 年度から定員増が図られてきた。具体的には、平成 23 年度の定員は、20 年度から計 1,298 人増の 8,923 人となっている。
- 本検討会では、今後の医学部入学定員増について、例えば、
 - 既存の医学部の体制を強化しながら、医学部定員増で対応をしていくべき。
 - 将来的には、医師が余ってくると推計されている。この余った医師をどうするのか、我々は将来にも責任を持たなければならない。
 - 医療ニーズの増加が著しいので、特に 60 歳以下の医師数は不足のままであり、余るということにはならない。
 - 現在の不足数をどうするかということと未来をどうするかということは分けて考える必要がある。
 - 地方の実感として、現在は医師の絶対数が足りていないため、医学部入学定員を増やすべき。また入学定員増による医師養成を待つことなく早急な地域の医師不足対策も必要である。
 - 東日本大震災による医師喪失・不足に対応する目的で、10 年間の時限つきで被災地にある医学部の入学定員増を提案したい。
 - 医師数を増やすべきでないとするならば、偏在対策についての議論が必要であり、増やすべきとするならば、都市部への集中傾向や医療費の問題を議論すべきである。一点だけを議論するのではなく、システムとして考えるべき。

などの意見が出された。

- また、定員増に関係して、
 - 地域のニーズを議論した上で、国民の税金としてどこまで賄うのか、地域のお金でどこまでやるのかという議論をしていくことが必要。
 - 米国並みの医療サービスを日本で提供するならばもっとずっと医療費がかかるだろうが、医療費に対する財源確保が難しいのではないか。

とする意見が出された一方で、

- 日本の対 GDP 比医療費 (8.1 %) は OECD 平均 (9.0%) に比べて低いとの指摘があるが、医師養成にかかる費用も少ない。高等教育費を回復する機会があるならば、例えば総合医の養成に力を入れる大学に手厚くすることが考えられないか。

などの意見が出された。医師不足対策としての入学定員の在り方等を検討するに当たっては、**今後の財政や社会保障の在り方についても念頭に置きながら議論を進める必要がある。**

[3] 医学部の新設による対応について

- 現下の医師不足への対応として、前述の入学定員の増員による対応のほかに、大学医学部の新設による対応についても検討を行った。
- この点について、本検討会においては、
 - 既存の医学部の入学定員を増やしているが、教員も増えておらず、十分な施設もないという状況である。この対応を現場に強いるのは限界があり、医学部を新設すべきである。
 - 医学部が東西に偏在しているため、医学部を東日本に新設して地域偏在を解消すべきである。(ヒアリング者意見)
 - 新しい医学部を設置することにより、新しい医療ニーズに特化した医師養成が可能となる。
 - 医師の絶対数を増やす以外の方法による医師不足解消の取組は今後も必要であるが、それだけで解決することは難しい。
 - 少なくとも 2035 年頃までは、医学部新設による対応を行い、その後の対応はその時点での様々な社会情勢の変化を見て検討すべきではないか。

など、新設が必要という意見が出された一方で、

- しっかりした医学教育ができるシステムを作るために医学部新設を検討するのもよ

いかと思うが、医師数を増加させるためだけに医学部を作るのは反対である。

- 医学部を新設してから医師が働くまで時間がかかることを考えると、教員などを増強しながら、今の医学部の定員増で対応して医師を育てていくべきである。
- 将来的に医師数が過剰になった場合を考えると、新設した医学部を廃止することは困難であるので、既存の医学部定員数の調整で対応していくべきであり、医学部新設は到底考えられない。
- 日本全体で地域偏在と診療科偏在の解決システムを考えなければならないのであって、東日本に医学部を作れば解決するという問題ではない。
- これまで医学部は相当の改革努力を行ってきた。既存の大学の教育には限界があるから新設が必要という意見には反対する。
- 医学部を新設するには、指導力のある優秀な医師を教員として確保するために広く医師を募る必要があり、結果的に地域の病院や基幹的な病院における医師の不足が助長される。
- 多額の費用を注ぎ込んで新設を行うよりも、まずはこれまで定員増した学生の教育に投資を行うべきである。

など新設によらず既存の医学部の入学定員の増加と偏在解消の取組を行うべきという趣旨の意見が出された。

本検討会のこれまでの議論では、新設を行うべきという意見については、新設の意義や必要性を指摘する提案はなされたものの、**将来医師数が過剰になった場合の調整や人材・財源確保等の問題点を解消する明確な方策を見いだすには至っていない。**

一方で、新設ではなく既存の医学部の増員で対応すべきという意見については、増員の効果が出るまでの間、当面の医師不足の状況をどう改善するかという問題について、いくつかの方策や方向性の提案はなされたものの、これらの取組によって問題が解決できるという確証を得るには至っていない。

また、新設・増員のいずれについても、**医師の絶対数を増やすだけでは直ちに地域や診療科間の偏在の解消にはならず、増加した医師が偏在解消に寄与できるような仕組や方策を講じることは共通の課題**である。

このため、当面は、提案された医師不足解消のための取組、地域医療に従事する人材の育成の取組を実行に移しつつ、これらの取組やこれまでの増員スキームの効果を継続的な検証と、医師需給や偏在に影響を与える要因についての分析を行い、需給にかかる

諸状況の変化を随時見極めながら、本検討会として議論を行っていくことが必要である。

なお、今後議論を行っていくに当たっては、例えば**医師数を増加することとした場合の医療費負担の問題や、医療機関の機能分化を推進することとした場合の国民の医療アクセスの問題など、医学・医療の専門家だけでなく、国民的議論により合意や理解を得ていくことが前提**となる論点もある。こうした問題については、今後可能な限り速やかに、本検討会での議論だけでなく、国民的議論が行われるよう促すとともに、政府の関係審議会や検討の場等においても本検討会での問題提起に関連した議論が行われることが必要である。

【問題の所在】

マスコミ報道では「医師不足」という言葉が多用されている。一連の司法改革が始まったとき、マスコミから弁護士が足りないという報道が増え、他方で日弁連が増員ペースを落とすよう主張したことに対しても批判が向けられた。

マスコミによって医師不足という用語が用いられることが急に増えたのは2004年以降である。以下の表は「医師不足」という用語が新聞報道で用いられた数である。

95年	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年
5	7	13	4	12	13	15	19	91	211	247	465	934	1150

(出典：『専門職の養成の日本的構造』)

背景には、新医師臨床研修制度が2004年に始まり、これが「医師不足」を招いたとも言われているが、医師不足といっても上記検討の中でもあるように、不足しているのは①勤務医、②過疎地、③産科、小児科などの特定の診療科であって医師の絶対数が大幅に不足しているのかどうかは別問題である。

なお、東北医科薬科大学、国際医療福祉大学で医学部が新設され、その定員は計220名となるが、その定員数が加算される前の2010年12月22日に厚労省医政局が提出した資料でも毎年3500人から4500人の医師が増加するとされている。

3. 必要医師数実態調査（厚生労働省2010年9月調査）（報道機関用）

本調査は、全国統一的な方法により各医療機関が必要と考えている医師数の調査を行うことで、地域別・診療科別の必要医師数の実態等を把握し、医師確保対策を一層効果的に推進していくための基礎資料を得ることを目的としたものであり、厚生労働省が実施した調査としては初めてのものです。

調査の概況は以下の通りです。今後、「病床規模別の必要求人医師数」などを分析し、年内を目途に詳細な調査結果を公表する予定です。

なお、本調査の結果は、医療機関から提出された人数をそのまま集計したものです。

【調査対象】

全国すべての病院及び分娩取扱い診療所 計 10,262 施設（回収率 84.8 %）（P.1）

【調査結果のポイント】

○ 必要求人医師数は 18,288 人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の 1.11 倍であった。また、調査時点において求人していないが、医療機関が必要と考えている必要非求人医師数を含めた必要医師数は 24,033 人であり、現員医師数と必要医師数の合計数は、現員医師数の 1.14 倍であった。（以下の倍率は、すべて「現員医師数に対する倍率」である）。（P.3）

・ 必要求人医師数 18,288 人〈現員医師数 167,063 人〉（1.11 倍）

・ **必要医師数 24,033人〈現員医師数 167,063人〉（1.14倍）**

○ 必要求人医師数、必要医師数ともに都道府県の現員医師数に対する倍率には地域差が見られた。（P.4～6）

○ 必要求人医師数、必要医師数ともに診療科の現員医師数に対する倍率には差が見られた。（P.8～10）

○ 必要求人医師の求人理由・求人方法で回答数が多いものは、次のとおりであった。（P.10～11）

・ 求人理由：「現員医師の負担軽減（入院又は外来患者数が多い）」27.8 %、「退職医師の補充」17.5 %、「現員医師の負担軽減（日直・宿直が多い）」16.2 %

・ 求人方法：「大学（医局等）へ依頼」28.2 %、「インターネットへ掲載」が 24.1 %、「民間業者へ依頼」19.0 %

（注）本調査は、平成 22 年 6 月 1 日現在において全国の病院等が必要と考えている医師数の調査を行ったものであり、今後の医師確保対策のあり方については、本調査結果のほか、様々な制度のあり方、諸外国の状況等を踏まえ検討していく。

【問題の所在】

上記厚労省の「必要医師数実態調査」について、読売新聞は次の見出しで報じている。

「**医師、2万4千人も不足…リハビリ・救急が深刻**」（読売新聞 2010 年 9 月 29 日）

マスコミによる「医師不足」の報じ方の一例であるが、上記調査は、各医療機関に必要人数の調査を行っただけで、いわば求人数の調査のようなものであり、全体としての過不足の問題があるのかという点まで踏み込んだ調査ではない（厚労省も「提出された人数をそのまま集計したもの」としている。）。

2010 年の医師数が**248,611**人だったものが 2014 年には**311,205**人とわずか 5 年で前出の**24,000**人をはるかに超える**62,594**人もの医師が増加している。必要とされるところに増員された医師が配置されていないことを示している。

但し、最近の医師の需給に関する調査方法・分析は、その後、大きく変化している。

4. 医師の需給推計について（厚労省医政局医師需給分科会第4回2016年3月31日配布資料）（抜粋）

（資料そのものについては抜粋を巻末に掲載 417 ページ参照）

※ 今回の需給推計の位置付けについて

- 今回の需給推計は、第3回医師需給分科会（前回）までの議論（専門家から提示された方法論を含む。）を踏まえ、一定の仮定・前提の下に厚生労働省が推計した結果を、たたき台として議論のために供するもの
- このため、本推計については今回の議論も踏まえ、必要な見直しを行っていく
- 今後、各都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえ、更なる推計の見直しを行う

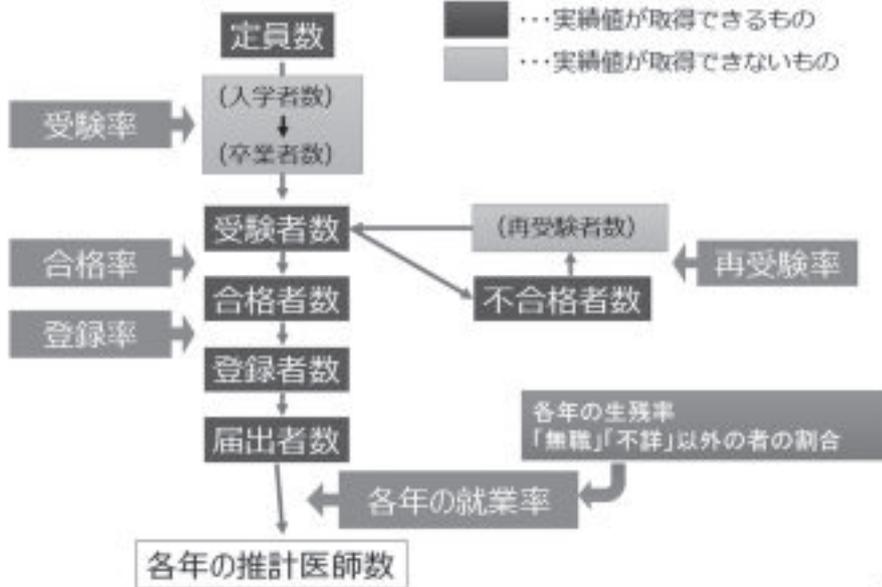
医師の需給推計の結果について

- 供給推計の方法については、第1回医師需給分科会と同様の方法とする。
- 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計を行う。

○ 女性医師・高齢医師・研修医の労働時間、経験や技術の違いを考慮すべきではないか、
 というご意見があったため、これらを仕事量として勘案する。

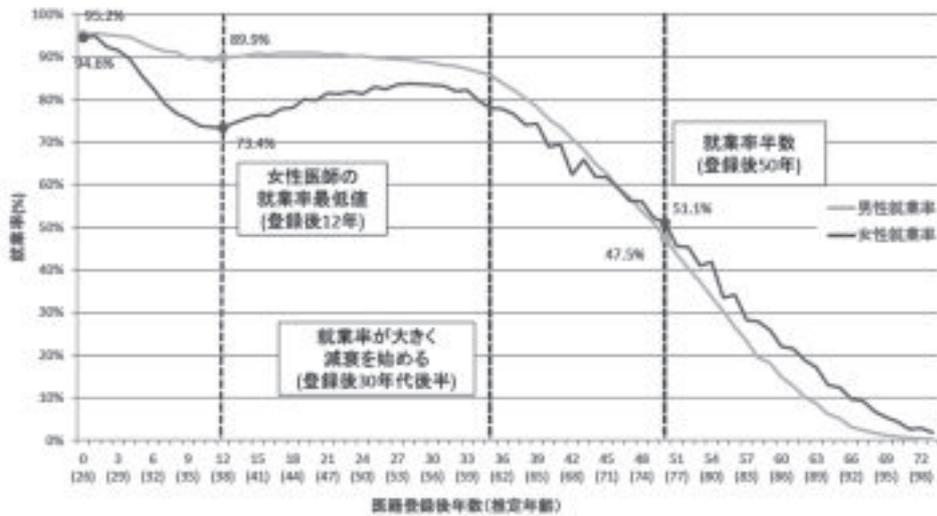
推計のフローについて

平成27年12月10日 第1回医師
 業給分科会 資料5



医籍登録後年数別の就業率

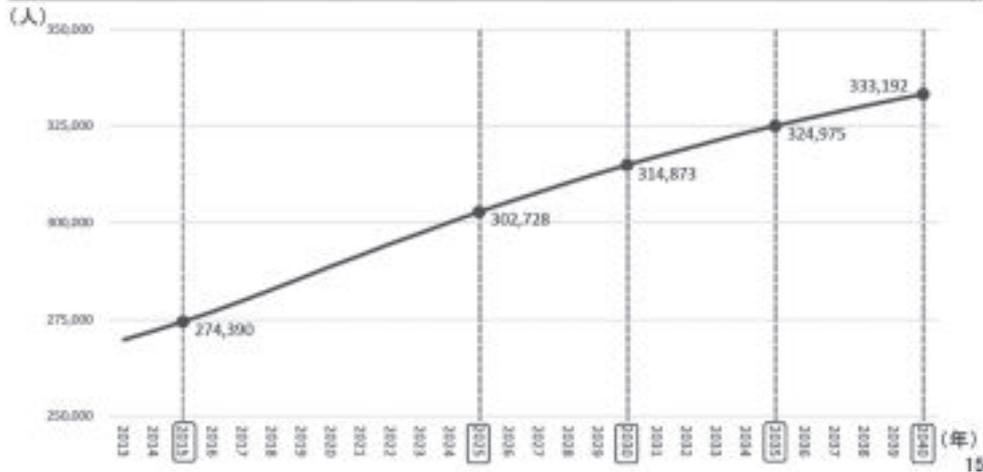
平成27年12月10日 第1回医師
 業給分科会 資料5 (改)



※2006年～2014年の医師・歯科医師・薬剤師調査（医師届出票）および厚生労働省から提供された医籍登録データを利用して作成
 ※推定年齢は医籍登録後年数が90年の届出票の推定年齢(12月末時点)の平均値が26.8歳であることを考慮し設定

医師供給数の推計結果

- 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計。
 ○ 女性医師・高齢医師・研修医の労働時間、経験や技術の違いを仕事量として以下のように設定して推計(以下、「仕事量を考慮」という)。
 ・ 30～50歳代の男性医師の仕事量を1.0
 ・ 女性医師の仕事量を0.8、高齢医師の仕事量を0.8、研修医の仕事量を0.3(1年目)、0.5(2年目)



医師の需要推計方法

○ 医師の需要推計については、「(1) 臨床に従事する医師」と「(2) 臨床以外に従事する医師」に分けて推計する。

(1) 臨床に従事する医師の推計方法について

(基本方針)

- ・ 入院医療、外来医療、介護福祉を分けて推計を行う。

(推計方法)

① 医療需要(入院; 病床数、外来; 患者数)あたりの医師数をもとに、医師の需要推計を行う。

② 現在の医療体制で、必要な医療サービスについて概ね提供できている前提に立ち、現在の「医療需要あたり医師数」等を推計する。(但し、労働時間については、現在と将来で異なる値を用いることも検討(後述))

③ 入院医療の一般病床及び療養病床については、地域医療構想と同様の手法で医療需要の将来推計を行い、推計結果に①を適用して必要医師数(一般入院分)を推計する。

④ 地域医療構想で将来推計を行っていない医療需要(精神病床、外来医療等)については、現状分析等に基づく、一定の仮定に基づき推計を行う(仮定が複数ある場合には、複数の推計値を「幅」として設定)。

⑤ 医師数については、供給推計と同様に、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8

とする等)して推計する。

臨床に従事する医師の需要推計において勘案した事項

・次の項目について幅を持って推計(詳細は後述)

	考え方	上位	中位	下位
①労働時間の適正化の見込み方	高度急性期・急性期に従事する医師の労働時間の適正化をどの程度見込で推計するか (「勤務医の就労実態と意識に関する調査」(平成24年)等における労働時間を基に算出)	56.6時間 → 45.7時間	56.6時間 → 51.1時間	56.6時間 → 53.9時間
②精神病床の入院需要の年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基づき、近年の受療動向の推移(変化率)をどの程度踏まえて推計するか	近年の入院受療率の推移(変化率)の幅を、 0.9~1.1倍にして延伸 (中位推計は、1.0倍)		
③外来需要の年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基づき、近年の受療動向の推移(変化率)をどの程度踏まえて推計するか	近年の外来受療率の推移(変化率)の幅を 0.9~1.1倍にして延伸 (中位推計は、1.0倍)		

医師の需給推計の結果について

医師需給は、中位推計においては、2024年(平成36年)頃に、上位推計においては、2033年(平成45年)頃に均衡すると推計される。なお、いずれの場合も需給が均衡した後は、将来人口の減少により、医師の需要は減少すると考えられる。

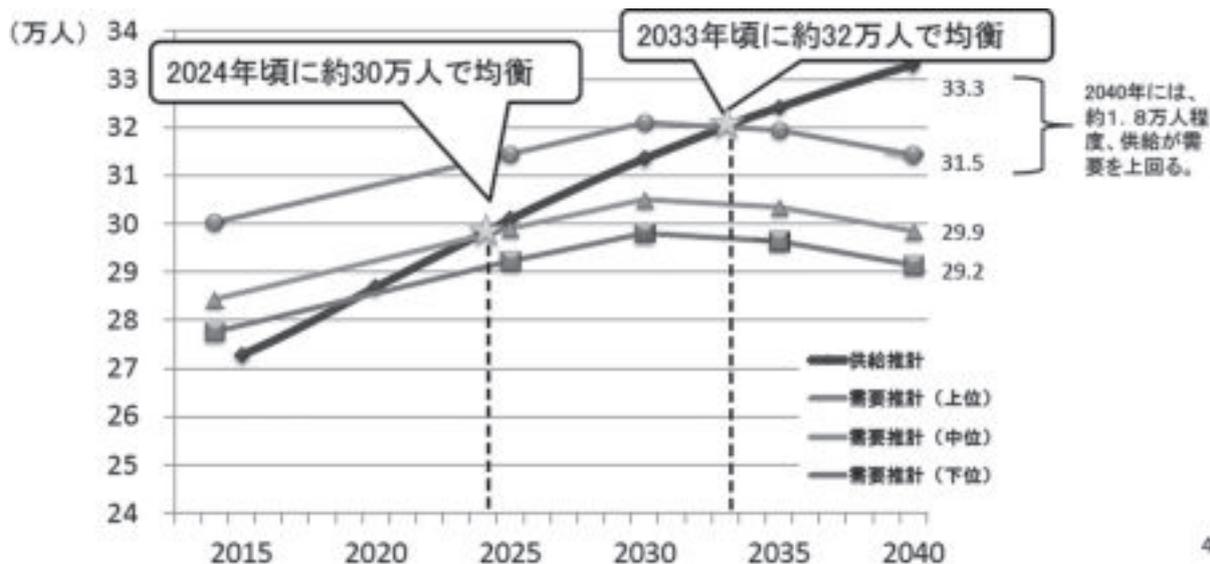
供給推計 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計。

需要推計 (上位推計) 様々な前提・仮定(※)のうち、最も医師の需要推計が大きくなる組み合わせで行った推計

(下位推計) 様々な前提・仮定(※)のうち、最も医師の需要推計が小さくなる組み合わせで行った推計

※ 精神病床の入院受療率、外来医療の受療率、労働時間について幅を持って推計(別紙参照)

※※ 女性医師、高齢医師、研修医については、それぞれ働き方等を考慮し、30~50歳代の男性医師を1とした場合に、女性医師0.8、高齢医師0.8、研修医1年目0.3、研修医2年目0.5として推計



第4 歯医師の需要に関する検討状況

1. 歯科医師の需給に関する検討会報告書（概要）厚労省1998年5月29日

I 歯科医師需給の検討経緯

○ 歯科医師の需給については、昭和 61 年の「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」の最終意見に基づき、新規参入歯科医師の 20 %削減を行ってきたところであり、その結果、歯科大学の入学定員の 19.7 %の削減が達成された。

○ しかし、平成 8 年 11 月以降、国民医療総合政策会議中間報告はじめ、医療保険制度に関係する審議会等から、歯科医師の需給見直し等について提言があったことから、厚生省としては平成 9 年 7 月に「歯科医師の需給に関する検討会」を設置し、改めて歯科医師の需給問題について検討を行うこととした。

II 将来の歯科医師需給バランス

○ 歯科医師の供給は少なめに、また、需要は多めに見積もって推計しても、供給が需要を上回る結果となった。具体的には、**70歳以上の歯科医師が活動しないと想定した場合であっても歯科医師供給の下位推計と需要の推計をみると、平成17年以降、供給が需要を上回り、平成 37 年には 9 千～1 万 8 千人程度の過剰が見込まれる。**

○ 現在の歯科医師数は 30 歳代半ばから 40 歳代後半にかけてピークがあることから、将来

的には著しい高齢歯科医師の増加が見込まれる。70 歳以上の稼働歯科医師は当面 7 千人程度で推移するが、平成 29 年から急激に増加し平成 42 年には 2 万人を超えることが推計される。

III 歯科医師数の過剰により懸念される問題点

- 歯科医師は一般の病院のポストが極めて少ないことから、**供給が過剰となると、勤務歯科医として十分な修練を積むことなしに早期に開業せざるを得なくなる。技術的に未熟な開業歯科医が多く輩出されると、診療内容に根ざす適切な競争による質的向上を望むことは不可能な状況に至るおそれがある。**
- 患者数の減少に伴い、**良質な歯科医療提供に関わらない面でのサービス競争を引き起こすおそれがある。**極端に患者数が減少した歯科診療所においては一定の診療収入を確保するため、**過剰診療を惹起する危険性**も否定できない。また、**歯科医療費及び国民負担の増加に影響**することが懸念される。
- 将来的に生じ得る歯科診療所の経営不安定化は、**勤労意欲の低下や職業としての魅力低下に繋がるおそれがあり、歯科医療への従事に希望と意欲を持つ歯科大学学生の減少が懸念**される。

IV 今後取り組むべき課題

(1) 歯科医師の資質向上について

- 現在、努力義務となっている歯科医師の臨床研修の必修化について検討する必要があるが、現状においては、研修歯科医を受け入れる臨床研修施設が不足していることから、その拡充を図ることが併せて検討されるべき課題となっている。
- 歯科医師国家試験において、歯科医師としての基本的診療能力を評価するためには現行の筆記試験に加え、技能評価を行う実技試験を新たに導入するなど、出題内容や出題形式の改善について検討する必要がある。
- 新規参入歯科医師の資質を確保する一環として、歯科医師国家試験における合格基準の見直しや多受験回数者の制限等についても検討する必要がある。

(2) 歯科医師数の適正化のための施策について

- 入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しを行うことにより、新規参入歯科医師を 10 %程度抑制するとともに、臨床研修の必修化及び高齢歯科医師の稼働停止を組み合わせることで、将来の歯科医師数を適正化していく方策が考えられる。新規参入歯科医師の抑制は、早期に対策に着手した場合でも、その効果が現れるのは平成 18 年頃

となる。

- 高齢歯科医師の稼働停止の一方策として考えられる保険医の定年制は、医療保険制度そのものに関わる問題であると同時に、導入に際しては十分な周知期間が求められること、歯科医師だけに留まらない問題であること等から、時間をかけた幅広い検討が必要である。
- 歯科医師需給対策の実施時期や実現可能性について検討する過程で、需給バランスのその後の変化如何では、新たな削減策についても、関係者の中での調整を行いながら検討する必要がある。

(3) 併せて進められるべき施策について

(1) 歯科診療所の地域偏在の是正

- 地域医療計画に医療圏ごとの歯科医療機関の過不足状況を適宜明示し、新規参入者への情報提供を行うことで、歯科診療所の偏在を積極的に適正化することが望まれる。

(2) かかりつけ歯科医機能の普及・定着等

- 効率的な歯科保健医療を提供する観点から、人口構成や疾病構造の変化に対応した歯科医師の養成や研修の充実、地域医療支援病院等と連携することによる、かかりつけ歯科医機能の普及・定着を促進する必要がある。

(3) 基礎歯学の充実

- 基礎歯学分野の充実を図る観点から、歯科医師の資格を有する者が基礎歯学の教育・研究に積極的に参入できる環境を整備する必要がある。

(4) 国際協力の推進

- 歯科保健医療分野の海外協力を推進するため、環境整備を図るとともに海外協力を行う歯科医師の養成が望まれる。

(5) 歯科衛生士・歯科技工士の適正確保

- 歯科医師とともに歯科医療を支えている歯科衛生士や歯科技工士についても、適正に確保していくための方策を検討することが望まれる。

V まとめ

- 本検討会としては、歯科医師の臨床研修の必修化及び歯科医師国家試験の見直しを行うこと、これに併せ、**入学定員の削減等の方策を講じることを通じて、歯科医師の新規参入の抑制を行うこと**を提言したい。この提言内容の実施に向け、歯学教育関係者や歯科医療関係者はじめ関係各位の十分な理解と積極的な対応を望みたい。

- 将来的には、高齢歯科医師が急増していくことから、**高齢歯科医師の稼働停止が今後の歯科医師の需給対策において、極めて重要**であることを強調したい。
- 歯科医師の需給は、現状で想定できる条件で推計したものであり、歯科医療を取り巻く社会情勢の変化等に応じ、将来的に見直す必要があることを付言する。

2. 今後の歯科保険医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告（概要）2006年12月

厚生労働省医政局歯科保健課（抜粋）

2 歯科医師の需給

歯科医師の新規参入については、昭和 61 年の「歯科医師の需給に関する検討会の報告書」を受け、その後、入学定員の概ね 20%削減が実現されたものの、なおも過剰感があり、平成 10 年度に同様の検討会において、さらに 10%程度の新規参入歯科医師数の削減が提言されている。しかしながら、現状では歯学部募集定員は平成 10 年度に対して 1.7%の削減にとどまっている。

昨今、医師確保が検討される中、歯科医師については、国会で過剰が質疑される等、改めて新規参入の削減の必要性が浮き彫りとなった。そこで、本年 8 月、文部科学大臣と厚生労働大臣が確認書に署名し、今後の方向性が示されたところである。本検討会では、これらを受けて、歯科医師の需給について次のように考える。

(1) 歯科医師の需要と供給

- ① 歯科医療需要の大部分を占めている歯科診療所の患者数は、近年、小児および若年者の受療率(1日の人口10万人当たりの受診者の割合)が低下し、高齢者の受療率は増加傾向などが認められるものの、**全体として患者総数は横ばいの傾向**にある。
- ② 歯科診療所の年齢階級別受療率を見ると医科の患者数の傾向とは大きく異なり、75歳以上の後期高齢者では受療率が大きく低下し、要介護者等への訪問歯科診療の増加は見込まれるものの、現状の受診動向が継続すると仮定すると、**総人口の減少、特に75歳未満人口の減少に伴い、中長期的には、歯科診療所を受診する患者総数は減少**していくと予測される。

- ③ 平成 6 年から 16 年までの医師・歯科医師・薬剤師調査による届出数で見ると、歯科医師数は**毎年平均1,500人程度のペースで増加**している。

この結果、歯科医師 1 人当たりの患者数が減少していくことになり、現状の歯科医師の過剰感がますます強くなっていくと考えられる。

- ④ 平成 16 年医師・歯科医師・薬剤師調査の年齢階級別の医療施設従事歯科医師数をみると、40~44 歳で 13,250 人、45~49 歳で 14,295 人と、これらの年齢層に明確なピークがあり、これは、昭和 50 年代から昭和、60 年代初めまでの間に歯学部入学者数がピークを迎えた影響によるものと考えられる。

- ⑤ 先の「予測研究」によれば、供給については、現状の歯科医師の新規参入者数および年齢階級ごとの男・女の稼働率を勘案した稼働状況が継続し（S 上位）、需要については、歯科診療所の受療率等が現状のまま維持されると仮定する（D 中位）と、**今後も需給の乖離はますます増大し、平成37(2025)年には、約11,000人の供給過剰に達し、それ以降も改善されない**ことが推計されている。

(2) 歯科医師過剰による弊害

- ① 歯科医療の需要である患者総数が横這いであるのに対して、供給である歯科医師数は増加することから、現在の過剰感は今後さらに増すこととなる。
- ② 歯科医師の過剰は、**専門職としての魅力を低下させ、その結果、歯学部入学者の質の低下を招く**と同時に、**臨床実習及び臨床研修における患者の確保が困難**となり、二重に質の低下を引き起こすこととなる。
- ③ また、勤務医として長期間従事することは一般的に困難な状況であり、**技術的に未熟な歯科医師が開業するといった問題**も生じることとなる。
- ④ その結果、患者が期待する歯科医療の水準と提供される歯科医療との水準が乖離し、患者の満足度が低下することとなる。

(3) 今後の方針

歯科医師養成数の削減は、歯学部定員削減と歯科医師国家試験合格基準との方策によらざるをえない。

仮に、現時点で歯科医師数の伸びをゼロとし、新規参入歯科医師の 9 割が稼働すると仮定すると、**新規参入歯科医師数を約1,200人程度とする必要がある**。この人数は、**平成18年度の歯学部の募集人員2,667人、平成18年の国家試験合格者数2,673人のいずれに対しても45%に相当する**。

なお、歯科医師の新規参入数に影響するのは歯科医師国家試験の合格率ではなく、合格者数である。入学定員の削減は、国家試験受験者数の減少につながり、合格者数が、ほぼ一定ならば、結果として合格率を高めることになる。

このような状況を踏まえ、本検討会としては、以下のような方法を組み合わせて、新規参入歯科医師数の削減を図ることが必要と考える。

- ① 18歳人口の減少も考慮して、**今後の入学定員(募集人員)の削減について、積極的な対応**が図られるべきである。少なくとも、平成10年度の検討会提言の削減数の早期実現に向けて、各大学の自主的かつ前向きな取り組みが大いに期待される所である。
- ② 歯科医師国家試験については、平成19年度が4年ごとの制度改善検討の年度であるが、この検討を早急に開始し、**資質向上の観点から合格基準の引き上げや出題内容等について幅広く検討**を行うべきである。

3. 歯科医師会の見解

(1) 歯科医師需給問題の経緯と今後への見解（2014年10月）

はじめに

昭和40年代から50年代にかけて、歯科医師不足が叫ばれ、田中内閣の1県1医大構想とも相俟って、一気に歯学部・歯科大学は4倍近くも新設されることとなった。

人口10万人に対して歯科医師数をおよそ50名にというのが新設の根拠となったのだが、50名を超えるのに10年を要することもなく、結果的には過剰な新設計画となった。当初、歯科医師不足という声を受けて新設に賛同した歯科界であったが、この経過を見て今度は歯科医師過剰の危惧を訴えることにならざるを得なかった。

ご都合主義と揶揄されかねないが、我々は真剣に次のように主張した。「歯科医療を経済的な側面から見る時、その構造はゼロサムの傾向を強く示し、供給の過剰はすなわち個々の経済的低迷を惹起する。その限度を超えると、過少設備や、あつてはならないことだが、過剰診療などといった形で医療提供の質的低下を招きかねない」というものであった。

正直、この主張は歯科医師の真摯な意見である。しかし、この問題はそんなに簡単なも

のではなかった。**国民の側にすれば歯科医師の不足は困るが、多いのはむしろ歓迎すべきことであり、大学も経営の観点からは是であり、行政も設計のミスという批判を受けるかもしれないが、医療経済的にはゼロサムゆえにそれ程の圧迫感を覚えることもなし**ということである。

といった背景のため、三者それぞれの立場の思惑が、今だから明確に認識できるのだが、真の解決に向けた方向を打ち出せなかったのだと言えるだろう。

しかしそうは言えるものの、歯科医師の急増を前にして、この三つのベクトルが微妙に平衡を保ちつつ、昭和62年に当時の文部省が閣議決定を受けて削減計画を策定したが、その効果は少なく歯科医師数は増え続け、今では人口10万対80名を超える状況となっている。

流石に8年ほど前から「貧困歯科医」「コンビニより多い歯科医院」などの表現が社会に流布するところとなり、大学も危機感を抱くようになる。

しかし、それは社会の方がはるかに敏感に感じとっていた。これは経済的価値観を至上とする風潮のなかにあって当然のことであろう。結局かつて1万人台であった私立大への志願者が平成22年には5千人を切ることとなる。

志願者が減れば選抜機能（競争倍率）が低下し、基礎学力不足の学生が増すことが考えられる。その結果留年が増し、国家試験合格率が下がる（これには別の要因もあり、これについては後述する）という状況が起こってきた。これはまさに、**日本歯科医師会が志願者の減少が起きた時点で発した「危惧していた数による問題を超え、直接的な質の担保を危惧する」という状況が出来した。**

しかし日本歯科医師会は、これを歯科大学・歯学部のみの責任とは考えていない。この状況の解決に向けて関係者が全力を注ぐ時がきたのだと、われわれも考えている。なぜなら、歯科教育機関と日本歯科医師会は、共に歯科界という同じ船に乗り合わせた運命共同体と考えているからである。

ただ、これには以下の前提を確認しておかねばならない。

そもそも18歳人口の急減（200万人→120万人）、大学の増加、入学試験方式の多様化など、これらはわが国が迎えた大学全入時代の現象であり特段のことではないと言われてしまえばそれ迄である。

またわが国の医療行政にとって、歯科は医科の大きな課題の前では数にせよ質にせよ基幹の問題ではないとの認識があったことも事実だろう。

しかしたとえそうであっても、**医師・歯科医師は社会の公共的基盤を担う重大な職能集団であり、その人材の育成は単に志願する側と受け入れる側に関する見えざる手による差配といった、いわば私的なものに委ねず、公的責任としての行政意図が色濃く出て然るべきものと考えている。**

わが国における医療は、医科としての医療と歯科医療の二つがあってはじめて全体としての医療となるという本来の意味を押さえた上で、さらに健康寿命や QOL の向上がわが国の課題となっている折から、歯科の存在意義はかつてよりむしろ大きいと考えている。

(2) 歯科医師需給問題に関する日本歯科医師会の意見（2015年6月3日）

2. 歯科医師供給への対応

① 歯科大学・歯学部の入学生定員の更なる削減

昭和 61 年の厚生省（当時）の「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」で新規参入歯科医師の 20 %程度への削減が示され、昭和 62 年、文部省（当時）は削減計画を策定し、大学歯学部・歯科大学入学生定員の 20 %削減目標が示された。平成 10 年には「歯科医師の需給に関する検討会」（厚生省）の報告書に更なる 10 %程度の削減が提言された。

また、平成 18 年には当時の厚生労働・文部科学両大臣が歯科医師の養成数の削減等に一層取り組む「確認書」を取り交わした。その後、平成 21 年には文部科学省の「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において、入学者の確保が困難な大学等に関しては入学生定員の見直しを検討することが示された。「確認書」を交わして以降、国としてもその対策に動き出し、文部科学省の「大学改革実行プラン」に見られるように、行政による積極的な姿勢が示されてきた。

しかしながら、20 %の削減は何とか達成されたが、更なる 10 %削減（通算 28 %）は達成されていない。平成 26 年度の入学生定員は 2,447 人であり、昭和 60 年度の 3,380 人に比して平均 27.2 %削減に留まっている。**しかし、これとても国立大学による35%程度の削減の影響が大きく、未だに私立歯科大学・歯学部では削減達成されていないところは多い。**

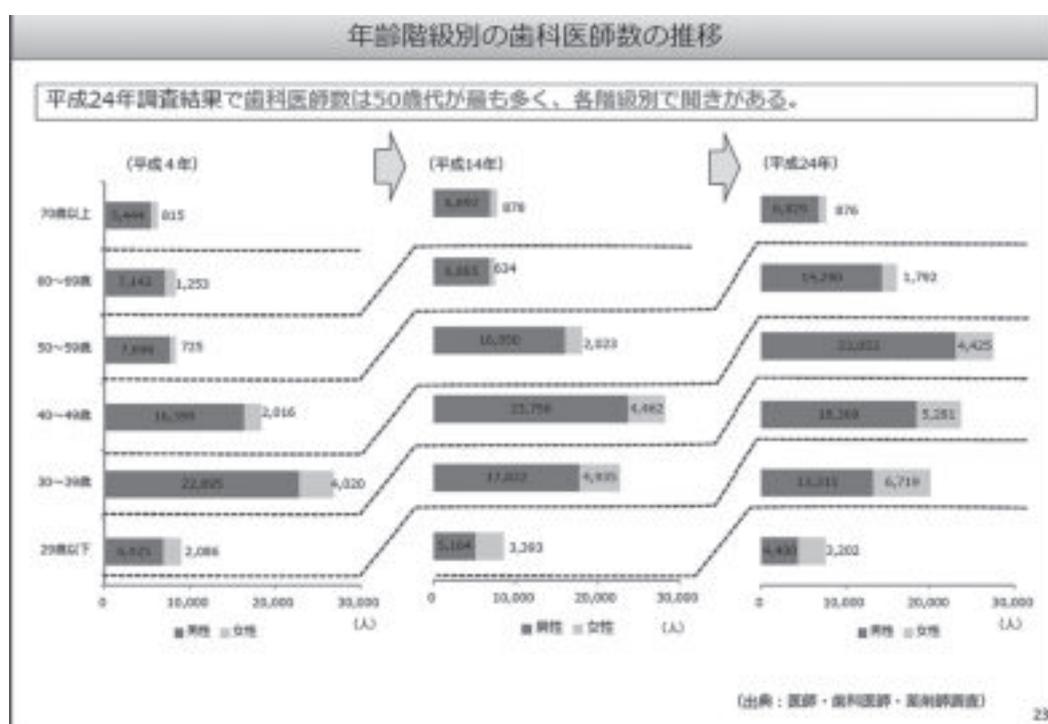
したがって、これまで通りに、更なる定員削減に取り組むべきである。特に、文部科学省の「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の平成 21 年報告は合理性を持っており、厚生労働省も文部科学省との横断的な対応として、平成 21 年報告の推進に更に

取り組むべきと考える。

補助金についても難しい面があると理解するが、例えば**昨今の法科大学院制度の補助金対応策も参考にできるのではないか**と思う。

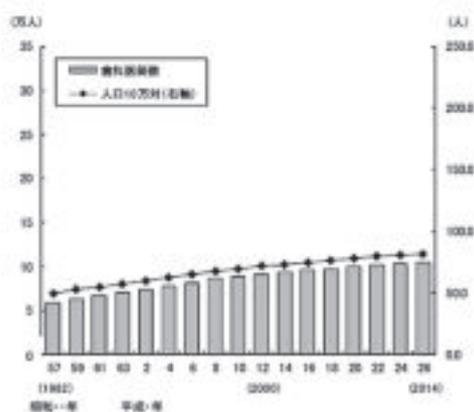
4. 歯科医師数と年齢別の歯科医師数の推移

歯科医師の資質向上等に関する検討会 第1回歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ 2015年2月24日配布資料



平成 27 年 12 月 17 日大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室
論点整理 (第 9 回 2011 年 11 月 29 日配付資料)

年	歯科医師数 (人)	増減率 (%)	人口 10万対 (人)
昭和 57 年 (1982)	58 362	---	49.2
59 (1984)	63 145	8.2	52.5
61 (1986)	66 797	5.8	54.9
63 (1988)	70 572	5.7	57.5
平成 2 年 (1990)	74 028	4.9	59.9
4 (1992)	77 416	4.6	62.2
6 (1994)	81 055	4.7	64.6
8 (1996)	85 518	5.5	67.9
10 (1998)	88 061	3.0	69.6
12 (2000)	90 857	3.2	71.6
14 (2002)	92 874	2.2	72.9
16 (2004)	95 197	2.5	74.6
18 (2006)	97 199	2.1	76.1
20 (2008)	99 429	2.3	77.9
22 (2010)	101 579	2.2	79.3
24 (2012)	102 551	1.0	80.4
26 (2014)	103 972	1.4	81.8



【問題の所在】

歯科医師は昭和61年に歯学部定員2割の削減目標が出されたもののその後もなかなか削減は進まない状況のもと、歯科医師の年齢別人口では、50代、40代に片寄りがあるし、中でも50代は突出している。20年後にはこれらの層が大量に抜けていくことになるが、それでも20年を待たなければならない状況であり、一旦、増員してしまえば適正規模に戻すまでに相当な期間を要することになる。

第5 公認会計士数に関する検討状況について

【問題の所在】

公認会計士の増員問題は、2000年6月に取りまとめられた「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」、2002年の「公認会計士監査制度の充実・強化 金融審議会公認会計士監査制度部会報告」を出発点としており、2001年6月に司法制度改革審議会意見書が出された時期と同時期ということになる。

公認会計士についても国際化に伴い、公認会計士の需要が高まっているとされ、質と量が追求された。官公庁や企業でも組織内「公認会計士」の需要が大きいとされた。

そのため、合格者数は2006年に1372人だったものが2007年に2695人、2008年に3024人と急激に増加させた。その結果、公認会計士の就職難問題が社会問題ともなり、翌年2009年は1916人と急減させるなど制度の混乱振りが目立った。志望者も減少し続けている。

公認会計士は、弁護士以上に景気に左右される要素が大きく、需要を算定するのが困難ともいえるが、この議論の出発点は、需要が増大しているということにあった。専門職の養成の在り方として、法曹養成と同じような状況に陥っている。

1. 増員と試験制度の変更について

(1) 金融庁の公認会計士審査会 試験制度に関する検討小グループ 2000年6月29日「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表

公認会計士制度は、2002年に「公認会計士監査制度の充実・強化 金融審議会 公認会計士監査制度部会報告」(2002年12月17日付)という形で報告書が出され、制度の大きな転換期となった。

平成30年頃までに5万人、年間2000～3000人の合格者が提言された。

(2) 公認会計士制度のための検討機関

公認会計士制度部会 2001年10月23日～2006年12月22日

公認会計士制度に関する懇談会 2009年12月10日～2011年1月21日

2. 公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理 2000年6月29日

【問題の所在】

公認会計士制度の改革は、試験制度を変更することによって実現しようとした。法科大学院制度のような教育機関との連携は言われているものの(「会計大学院」につながっていく)、それを前提とせず、試験制度の変更によったのであるが、そこでは社会人などの「経験者」からの大量の流入を想定していた。即ち、受験者層を増やすことによって質を維持しようとした。

そのため社会人が受験しやすいようにという観点から、試験制度を大幅に簡素化した。が、受験者数が増大しなければかえって質の維持が困難という結果が生じるという矛盾も内包していた。

論点整理では、公認会計士の質の維持は、一定の競争が必要であり、それによって質が維持されるということが正面から提起された。また資格取得後の研修等の義務づけと資格の更新制が提言された。

1. はじめに

(1) 経緯

現行の公認会計士試験制度は、昭和23年の公認会計士法の制定により創設されている。第1次、第2次、第3次の各試験があり、**第2次試験の合格者には会計士補となる資格**が

与えられ、以後3年間のインターン（実務補習及び業務補助又は実務従事）履修後に、第3次試験の受験資格を取得する。更に、第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

現行試験制度においては、試験の種類、科目、方法等は公認会計士法に規定されており、直近では、平成4年に公認会計士法が改正され、第2次試験への短答式試験の導入、第2次試験論文式試験への選択科目の導入、試験委員数の法定の廃止等が行われたところである。

近年、我が国企業の活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化等を背景として、公認会計士監査による適正なディスクロージャーの確保とともに公認会計士監査に対する国際的な信頼の向上が、一層重要になってきている。更に、最近の企業の経営破綻等を契機として、公認会計士監査は果たして有効に機能していたのか等厳しい指摘や批判がなされている。

このような状況を背景として、公認会計士審査会は、平成11年4月に、公認会計士審査会委員や企業会計審議会委員を中心に「会計士監査に関するワーキンググループ」を設置し、同年7月に「会計士監査の在り方についての主要な論点」をとりまとめた。この主要な論点の一つとして「公認会計士の質及び数の充実」が掲げられており、具体的には、

[1]今後の公認会計士監査には、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要であり、このためには、試験制度の在り方や研修制度の在り方について一層の改善策を講じるよう検討する必要がある。

[2]公認会計士試験については、社会人を含めた多様な人材に受験し易くすることで、公認会計士間での競争を促進し、公認会計士全体としての水準の向上が図られるような制度の在り方を検討すべきである。その際、単に試験の水準を下げ、合格者の質を下げることとは異なることに留意すべきである。

[3]また、試験及び研修に共通する課題として、最新の企業実務に則した内容をより重視していくべきではないか。

との考え方が示されたところである。

以上のことから、公認会計士審査会では、「試験制度の見直しに当たっては、まず、現行試験制度全般にわたる問題整理が必要」との観点から同審査会に「試験制度に関する検討小グループ」を設置し、検討を行うこととしたものである。

(2) 公認会計士試験制度見直しの必要性

ワーキンググループの主要な論点として「公認会計士の質及び数の充実」が掲げられて

いるが、公認会計士の数については、**公認会計士監査に対するニーズが量的に拡大する中で、質的にもより深度ある監査が求められていること、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化**により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士ばかりでなく、**企業内等においても、公認会計士資格を持った会計専門家に対する需要が増大していること**などから、**現在の公認会計士数では著しく不足しており、その大幅な増加を図る必要があるとの指摘が各方面からなされている。**

また、公認会計士の質については、連結中心のディスクロージャー、退職給付会計、金融商品の時価評価等、国際的な会計基準との調和を踏まえつつ、会計基準の抜本的な改革が進められてきており、**公認会計士のより実質的かつ高度な判断を求められる局面が多くなってきている**ことから、従来にも増して、深い専門的知識、幅広い識見が必要とされるなど、その充実がより一層求められている。

こうした社会の要請に答えていくためには、公認会計士として引き続き多くの優秀な人材を確保していく必要があるが、現行の公認会計士試験制度については、例えば、

[1]現在の制度においては、著しく受験者の負担が大きくなっていると指摘されており、**社会人等を含む多くの多様な人材が受験し易くするとの観点から試験科目、出題範囲等やインターン制度について見直す必要があるのではないか、**

[2]受験者の勉強方法が、**ややもすれば、暗記中心となっているとの指摘**があるが、公認会計士業務に不可欠な資質である思考能力や判断力を有しているかをよりの確に判定できるよう、出題内容、試験実施方法を検討すべきではないか、

といった指摘がなされており、試験制度全般について見直しをする必要がある。

以上のような認識に基づき、当小グループでは、8回の会合を開催し、学識経験者、他の資格試験関係者からヒアリングを行いつつ、精力的に審議を進めてきた。

これまでの審議により、現行試験制度について一応の論点の整理がなされたことから、これを「**公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理**」として公表し、広く意見を求めたうえで当小グループの報告のとりまとめを行うことを予定している。

2. 基本的な考え方

(1) 公認会計士数の増加の必要性及びその具体数について

現在の公認会計士等の数は約 16,500 名（公認会計士約 13,000 名、会計士補約 3,500 名）であるが、近年、

第一に、公認会計士の行う本来業務である監査証明業務に関し、監査対象法人等が量的

に増加するとともに、**新会計諸基準の整備・導入などに伴い監査対象項目が増加**している中で、監査の一層の質的向上が強く求められていること、
第二に、公認会計士に対する監査以外の業務に対するニーズが拡大・多様化する中で、
監査証明業務に従事する者だけでなく、**企業や官公庁に所属して会計専門家として実務に携わる者への需要が増大**していること、
等から公認会計士数の大幅な増加が必要とされている。

公認会計士の増加の必要数については、公認会計士の行う業務等との関係で、将来どれくらいの数の公認会計士が必要とされ、公認会計士の数がどの程度不足しているかを見通す必要があるが、**具体的な増加の必要数を明確な根拠の下に算出することは、将来の社会・経済的な発展等にも依拠していること等から困難**な面がある。

しかしながら、審議の過程において、公認会計士数の大幅な増加が必要であるとの認識の下に、例えば、

- ・ 公認会計士業務等の拡大と企業等における会計専門家としての有資格者が十分存在することが望ましいとの観点から、**ストックとしての資格取得者を現在の4倍程度**になるようにする必要がある。
- ・ 監査時間を必要時間確保し、監査の充実を図る観点から、公認会計士の数を**5年間で6,000名程度増加**させる必要がある。

等の意見が示されたところであり、今後、適正な公認会計士数等について議論を深めていく必要がある。

(2) 質の充実を図りながら、公認会計士の数を増加させるための方策について

公認会計士の質の充実を図りつつ、公認会計士の数の増加を図っていくためには、まず、**試験制度の見直し等を通じて、社会人等の多様な人材を含む受験者の大幅な増加を図**ることが必要であると考えられる。

試験制度の見直しに際しては、その大幅な見直しは受験者等に与える影響が大きいことに留意しつつ、現行の試験体系を基本とし、十分な検討を加えたうえで、**試験科目等やインターン制度の見直しなど所要の改正**を行うことが必要である。

更にこれに止まらず、**公認会計士の裾野を広げることが、公認会計士間の適正な競争や企業等と監査法人や公認会計士事務所との間の人材交流を促進し、公認会計士の質の充実に資するとの観点**から、例えば、社会人を含む多様な人材が公認会計士資格を取得しやすくなるよう、一定の実務経験を積んだ社会人や他の専門家に対し、一定の厳格な条件の下

で、第3次試験を受験できるようにするなど公認会計士資格を取得する途を拡げることについても検討する必要がある。

また、現行の試験体系においては、インターン制度が第3次試験の受験要件として位置づけられているが、この位置づけを見直し、米国にも見られるように、**公認会計士登録を資格登録と業務登録（ライセンス）に分け**、インターン制度を公認会計士として業務を行う場合の登録要件とすることについても検討する必要があるとの指摘がある。

なお、将来の公認会計士にふさわしい人材を多数育成するために、**弁護士資格に関連して議論されている「ロースクール」に相当するような会計に関する教育機関の設置が検討されるべきではないかとの意見**もあり、今後十分に議論が深められていく必要がある。

(3) 公認会計士の質の充実について

公認会計士に対しては、より深い専門的知識と幅広い識見が従来にも増して必要とされてきており、公認会計士の数の増加要請を満たしつつ、公認会計士の質の充実が図られるよう留意する必要がある。

資格取得者が増加することは、資格取得後において公認会計士間の適正な競争が促進されることから、結果として全体の水準向上に資するものと考えられる。

公認会計士の質の充実を図りつつ、公認会計士の数の増加を図っていくためには、まず、試験制度の見直し等を通じて、社会人等の多様な人材を含む受験者の大幅な増加を図ることが必要であると考えられる。

なお、公認会計士として引き続き多くの優秀な人材を確保していくためには、試験制度の見直しと併せて、**関係者が受験者増加のための広報活動等を更に積極的に行う**とともに、公認会計士の職業を社会的・経済的に真に魅力のあるものにする努力を重ねていくことが必要である。

更に、公認会計士資格取得までの実務補習や業務補助等のインターンにおける研修等や資格取得後における日本公認会計士協会が実施している継続的専門教育を通じて、引き続き専門的知識などの習得に努めていくことが重要である。

3. 公認会計士試験制度のあり方

(1) 第1次試験について

1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定するため、国語、数学、外国語（英語）及び論文について、筆記の方法により、年1回実施されている。受験資格については、特に制限はない。

第1次試験については、**受験者の高学歴化等を背景に試験免除者が多くなり受験申込者の大幅な減少が顕著に見られるところであり（平成12年141名）**、今後も同様の傾向が見込まれている。このような状況を踏まえ、第2次試験によっても受験者が一般的学力を有していることを判定することは可能であるとも考えられることから、第1次試験を廃止し、受験者全員が現在の第2次試験から受験できるようにすることが考えられる。

他方、公認会計士として、これまでどおり、一般的学力として大学生程度の国語・英語・数学等の知識を有していることが必要とされるべきであり、第1次試験の免除の対象とならない者が第2次試験を受けることができるように、第1次試験を残しておくべきであるとの指摘があり、第1次試験の廃止の是非について検討を行う必要があると考えられる。

(2) 第2次試験について

第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定するため、短答式（択一式）試験及び短答式に合格した者に対して行う論文式試験からなっている。試験科目は、短答式が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論）及び商法であり、論文式は必須科目が会計学・商法であり、選択科目は、経営学・経済学・民法の3科目から2科目を選択することとなっており、一括合格が条件となっている。

第2次試験は、公認会計士試験の中心をなしているものであるが、前述のように、受験者の負担、公認会計士の質の充実などの観点から、問題点が指摘されており、それらに対応するため、次の諸点について検討することが必要であると考えられる。

[1] 試験科目等の見直しについて（略）

[2] 科目合格制の導入について

論文式試験においては、7科目を一括して合格することが必要とされているが、特に**社会人等の受験者にとって大きな負担**となっており、税理士試験に見られるようなすべての試験科目についての科目合格制、あるいは必須科目（会計学・商法）については一括して合格することを条件に選択科目については科目合格を認めるような制度を導入すべきであるとの意見がある。

科目合格制の導入により、受験者にとって勉強がし易くなり、特に社会人等の受験者数は増加するものと考えられる。しかしながら、現在の一括して合格する方式は、総合評価であるため得意科目で不得意科目をカバーできるが、科目合格制ではこれができず、受験者にとって必ず合格しやすくなるとばかりはいえず、受験者数の増加に結びつかないのではないか。また、一つ一つの科目の積み重ねであるため、受験者の

能力の総合的な判断に結びつきにくく公認会計士の質の低下につながるのではないかと
との指摘もある。

したがって、科目合格制の導入は、受験負担の軽減等を通じて受験者や合格者を増
加させ得る有効な選択肢であると考えられるが、上記のような指摘を踏まえ、試験科
目の見直しと併せ、科目合格制の導入の是非及び導入するとした場合の方法などにつ
いて十分に検討していくことが必要である。

[3] 短答式試験の免除措置の導入について

短答式試験は、平成4年の公認会計士法の改正により、基礎的な科目である会計学
及び商法について試験を実施しこれに合格した者についてのみ論文式試験を実施する
ことにより、**論文式試験の答案採点の精度を確保するとともに、併せて広く一般的な
知識を有しているか否かを判定することを目的として導入されたものである。**

これについては、**受験者の負担を軽減する等の観点**から、短答式試験合格者に対し
ては、その後の一定期間（例えば、1年程度）について短答式試験を免除する措置を
導入してはどうかとの意見がある。

この点については、短答式試験の免除措置を導入した場合、論文式試験の受験者の
大幅な増加につながることになるが、短答式試験制度を導入した目的である論文式試
験答案の採点精度を保ちつつ、答案採点枚数の増加に対応することが可能かどうか、
答案採点の実施方法や論文式試験受験資格の有効期間等を含めて検討していく必要が
ある。

(3) インターン制度（実務補習、業務補助等）について

現行制度では、第3次試験の受験要件として、会計士補又は会計士補となる資格を有す
る者について、**1年を超える実務補習と2年を超える業務補助又は実務従事**が義務付けら
れている。

このうち、実務補習については、大多数の者が夜間に行われる日本公認会計士協会の実
務補習所で受講している。また、業務補助については、公認会計士又は監査法人の監査証
明業務を補助し、実務従事は、会社等の法人において財務分析等の事務に従事することと
されている。**社会人等については、実質的に実務補習の受講や業務補助等の実施が困難**で
あり公認会計士資格を取得する上で大きな障害になっているとの指摘がある。

このような指摘を踏まえ、**実務従事の対象となる業務の範囲を拡大し、社会人等の多様
な人材が第3次試験の受験資格を得やすくできるようにすることが公認会計士数の増加や**

公認会計士の裾野の拡大につながると考えられる。他方、範囲の拡大が監査証明業務を本来業務とする公認会計士のインターン制度として適切かどうかといった指摘もあり慎重に検討する必要がある。

また、実務補習や業務補助については、その内容のより一層の充実・強化が必要であり、インターンとしての期間やカリキュラムなどについて検討を行う必要があると考えられる。

(4) 第3次試験について

第3次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定するため、「財務に関する監査、分析その他の実務（税に関する実務を含む）及び論文」について、**筆記及び口述**の方法により年1回行われている。このうち、口述試験は、筆記試験において一定以上の成績を得た者について、「**筆記試験だけでは判定できない公認会計士としての資質を見出し、合格の判定度を高めるために筆記試験を補完する**」ことを目的に行われている。

第3次試験は公認会計士となるための最終試験であり、第2次終了後3年間の実務経験等の成果を判定することが求められているが、次の諸点について検討することが必要であると考えられる。

[1] 口述試験について

現行の口述試験は、筆記試験において公認会計士審査会が相当と認める成績を得た者に対して行われており、近年においては**口述試験受験者の約90%弱**（3次試験全体では、60%弱）が合格しているところである。

公認会計士の業務においては、会計士補の場合と異なり、**企業経営者等との交渉力等が非常に重要な要素を占めてくることから、口述試験において筆記試験では判定できない公認会計士としての資質を判定**することが適当であるとして、口述試験の重要性を指摘する声は強い。また、第3次試験における口述試験の位置づけやその実施方法等について見直しを行っていく必要があるとの指摘があることから、口述試験制度の実効性を高めるよう試験委員数の増加やその実施方法等の改善について検討することが必要であると考えられる。

[2] 験科目等について（略）

以上のような第1次～第3次にわたる各試験及びインターン制度についての検討に加えて、**現行の体系にとらわれずに、社会人を含む多様な人材が公認会計士資格を取得しやすくなるよう途を拓げることや、いわゆる「ロースクール」に相当するような会計に関する**

教育機関の設置についても議論が深められていく必要がある。

4. 試験実施のあり方

(1) 試験問題の出題内容及び範囲について

現在、公認会計士試験問題の出題及び採点は、公認会計士審査会の推薦に基づき大蔵大臣が任命した試験委員が行っており、例えば、第2次試験においては、各科目の試験委員が、会計士補となるのに必要な学識を有しているかを判定するにふさわしい問題を作成するよう努めているところである。

また、**受験者の勉強方法が、ややもすると暗記中心となっており会計士業務に不可欠な思考能力、判断力の育成が阻害されつつあるのではないかとの指摘**があり、より思考能力を試すということに重点を置いた基本的問題の出題が望ましいとの指摘がなされている。また、引き続き、出題範囲の明確化や試験問題の標準化を図っていくことが重要である。

(2) 答案の採点について

現在、択一式で行われている第2次試験の短答式試験を除き、各試験委員が採点を実施しているところであるが、現在においても、大量の答案を短期間に採点する必要があることから、各試験委員の負担は重いものとなっているところである。

加えて、科目合格制の導入や短答式試験の免除措置の導入などの措置を講じた場合には、答案採点対象者が大幅に増加することが予想される。

このため、試験制度の在り方の見直しに併せて、答案採点の精度を維持向上させていくことができるような方策を検討する必要がある。

(3) 合格判定基準・配点・模範解答等の公表について（略）

3. 公認会計士監査制度の充実・強化 金融審議会 公認会計士制度部 会 報告(2002年12月17日)

【総論】

1. 本部会としては、**企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点**から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行った。

2. そもそも、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認は、企業の財務情報の

適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となり、企業に対する評価と投資行動などを通じて、市場において醸成される。

3. 本部会としては、このような市場の機能が十分に発揮されていくことを強く期待し、そのためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識に至った。

4. このような基本認識のもと、本部会としては、以下の結論に達した。

まず、第一として、公認会計士には、**不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきこと**が求められる。

監査の目的を果たし、公認会計士の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認会計士法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明らかにすることが必要である。

第二として、監査の適切性を確保するためには、公認会計士と監査法人の**独立性を強化**することが必要である。

すなわち、国際的動向も踏まえ、監査証明業務に従事する公認会計士と監査法人については、

- 被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止
- 監査法人における関与社員による継続的監査の制限
- 関与社員が被監査企業の幹部などに就任する場合の制限

を法制度上具体化することが適切である。

第三として、監査法人としての組織的な監査を有効かつ適切に行うことによる監査水準の向上を図ることが必要である。

その際、監査法人の大規模化などの実情を踏まえつつ、真に責任を果たすべき立場にある者がその責任を全うすべきであるとの観点から、**監査法人における関与社員の責任の所在を明確化し、非関与社員の無限責任については法制度上限定**することが適切である。

併せて、第三者からの損害賠償請求などの担保となるべき財務の内容を明らかにするなどの観点から、適切なディスクロージャーを図ることが必要である。

なお、監査法人を巡る規制については、監査を組織的に有効かつ適切に行う上で真に必要性が認められるものに限るとの観点から見直すことが必要である。

第四として、監査の質の確保と実効性の向上を図るための**公認会計士協会（「日本公認会計士協会」）による自主的な取組み**については、引き続き適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、監査証明業務に従事する公認会計士についての「自主規制」が的確に機能していくためには、**公認会計士協会への強制入会制度の維持が適切**であるととも、

- － 公認会計士協会による内部管理や審査体制についての指導や監督（「品質管理レビュー」）
- － 公認会計士協会による継続的専門研修制度などの一層の充実が適切である。

第五として、行政としては、監視・監督の立場から、公認会計士協会による「自主規制」の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、公認会計士協会の「品質管理レビュー」に対する行政によるモニタリングなどの措置を講じることが適切である。

さらに、公認会計士監査制度における行政のあり方について、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討することが必要不可欠である。

第六として、我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが不可欠であり、そのために、**公認会計士試験制度を見直すことが必要**である。

すなわち、公認会計士試験制度については、

- － 社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度としていくこと
- － 一定の要件のもとで、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対して試験の一部を免除すること
- － 「専門職大学院」などの実践的な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携を図ることなど

を法制度上明確に位置づけることが必要である。

第七として、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

すなわち、例えば、

- － 平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むこと
- － 年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指すこと

が考えられる。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことにより、公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を行うことができることとするのが適切である。登録については、有効期間を設けることとし、引き続き登録する場合の更新の要件については、公認会計士協会による現行の「継続的専門研修制度」の評価を踏まえて具体的に検討することが適切である。

5. 主なテーマごとの考え方については、以下の【各論】にとりまとめたとおりである。

本部会としては、ここで得られた結論について、公認会計士法の改正などによって具体的な措置が速やかに講じられることを期待する。

【各論】

1. 公認会計士監査の意義とあり方

(1) 公認会計士の使命・監査の目的

複雑化・多様化・国際化している経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、公認会計士は、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。

特に、公認会計士監査制度については、企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図り、もって、経済社会の健全な発展に寄与するものとして基本的に位置づけられてきたところである。

このような基本認識のもと、公認会計士には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべくことが求められる。

監査の目的を果たし、公認会計士の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認会計士法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明らかにすることが必要である。

(2) 業務のあり方（監査証明業務と非監査証明業務）（略）

2. コーポレート・ガバナンスと監査（略）

3. 監査人の独立性の強化（略）

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

① 求められる資質・モラル

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より**高い資質・モラルが期待**されており、**深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力**などが一層求められている。

公認会計士試験を通じ、また、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められる。

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履修の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、**資格取得後も、その専門的能力と幅広い識見を維持・向上させていくことが重要**である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、**登録の更新を必要とする「更新制度」**を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、**「継続的専門研修」の受講を義務づける**とともに、**当該受講を「更新制度」における要件の一つ**とする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、**試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策**、専門資格者などに対する試験の免除、**高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携**が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、**社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直し**が必要である。

具体的には、現行、「3段階・5回」となっている試験体系を「1段階・2回」（短答式及び論文式試験）とするなど**試験体系の大幅な簡素化**、試験科目の見直し、科目合格制の導入、**試験免除の拡大**など、国際会計士連盟（IFAC）をはじめとする国際的な動向にも配慮するとともに、実務に係る経済界の適切な協力も得て、資質を確保しつつ、受験者の負担を軽減するべく、試験制度の見直しを行うことが適切である。

第二に、一定の厳格な要件の下で、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対する試験科目の一部免除などを導入することが適切である。

第三に、専門性や実務を重視した教育を通じた取組みが重要である。

「**専門職大学院**」などの高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程については、設置主体となり得る当事者や関係者も含めて、求められるスキル、レベル、カリキュラムなどの要件について、公認会計士試験制度との連携を視野に入れた検討に早急に着手し、早期に具体化に向けた合意を得ることが重要である。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことにより公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を行うことができることとすることが適切である。

実務経験などの一定の要件を満たすかどうかについては、的確な判断が確保されるよう適切な措置が講じられることが必要である。

また、登録については、**有効期間**を設け、引き続き登録を更新する際の要件として、公

公認会計士協会による「継続的専門研修」の受講を位置づけることが適切である。

② 量的な規模

公認会計士の数についての具体的な拡大規模に関しては、**一義的に、適正な公認会計士の数を算出することは困難**であると言わざるを得ない。

しかしながら、**公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては**将来輩出され、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

例えば、**平成30年頃までに公認会計士の総数が5万人程度**の規模となることを見込み、**年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者**となることを目指しつつ、公認会計士試験制度の見直しと運営を行うことが考えられる。

なお、公認会計士試験制度の見直しに当たっては、受験志望者の新制度に向けた準備、現行制度における「会計士補」の位置づけなどに配慮した一定の経過的な措置も併せて講じることが適切である。

5. 監査法人のあり方（略）

6. 監視・監督の充実・強化（略）

4. 大幅に公認会計士数を増加させた以降の検討状況

(1) 第1回公認会計士制度に関する懇談会議事録より(2009年12月10日開催)

【問題の所在】

公認会計士試験の合格者数を2007（平成19）年に一気に2695人、翌年3024人に引き上げたところ、たちどころに公認会計士試験合格者の就職難問題が発生した。2009（平成21）年には1916人に引き下げたものの、現状は憂うべき状況という認識から直ちに「公認会計士制度に関する懇談会」が金融庁で開催された。

危機感は伝わってくるものの、現実に改善のための方向性が見出せるのかどうかが一番の問題となる。

「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について（配付資料より）

1. 趣旨

(1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、**社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度となるよう**、平成15年に公認会計士法が改正され、平成18年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。

(参考) 現行制度での合格者の推移

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1,372人	2,695人	3,024人	1,916人

(2) しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。

また、現状のまま推移した場合、**公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念**され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、**試験制度の魅力を下**させる可能性もある。

(3) こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を開催する。

2. 検討事項

- ・試験制度のあり方について
- ・資格取得要件のあり方について
- ・その他

金融庁の総括報告

○土本参事官（金融庁事務方）

まず資料2でございますが、懇談会の開催についてということで、これは先日、12月8日付で大塚副大臣からプレス発表をして頂きました懇談会の趣旨の紙でございます。

概要を申し上げますと、現在の公認会計士制度は、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で、公認会計士あるいは会計専門家が活躍することが期待されるという考え方にに基づきまして、15年に公認会計士法が改正をされて、**社会人を含めた多様な人材でも受けやすいような試験制度**になったということで、18年より新しい制度が実施されております。

(2) でございますが、しかしながら、**現状においては、合格者等の経済界等への就職は進んでおらず、また、想定していましたが社会人の受験者、合格者についても十分増加し**

ていないなど、現行の制度のねらいは道半ばの状況にあると。また、現状のまま推移した場合、これは後ほど詳しくご説明しますが、公認会計士の資格登録のためには2年間の実務経験を満たすということが要件になってございますが、こういう要件がございまして、**試験に合格しても資格を取得できない**というおそれが高まるということが懸念されていまして、**結果的に試験制度の魅力が低下**するという可能性もあります。

ということで、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、本懇談会を開催するというものでございまして、検討事項としましては、試験制度のあり方について、資格取得要件のあり方について、その他ということでございます。

現行試験制度の説明

○土本参事官

制度の具体的な内容につきましては、2枚おめくり頂きまして、横長のフローチャートがございます。一番上の段が旧試験制度ということで、平成17年まで運用してきたものでございます。一番下の段が現行の試験制度で、18年から実施をしております。旧制度の概要を申し上げますと、1次試験、2次試験、3次試験という3段階の試験に分かれておりまして、また2次試験は短答式と論文式の2回、3次試験については筆記試験と口述試験の2回ということで、3段階5回の試験制度でした。途中、2次試験合格段階で実務経験の要件というのが入っております、これを経て3次試験を受けるということでございます。2次試験合格段階で会計士補という資格が与えられておりました。

現行の制度でございますが、**この3段階5回の試験が大幅に簡素化**されまして、1段階2回の試験ということで、短答式試験、通常5月ごろ行われます。それから論文式試験、これは8月ごろ行われる、という2回の試験を経て両方合格した場合に、右側に行きまして、実務教育環境の要件ということで、上の横長の箱が、いわゆる勤務経験、業務経験ということで2年以上というのが要件になってございます。用語としましては、監査業界で働くのを**業務補助**と呼んでおりまして、他方、企業等の経済界での実務経験でもよいということになっておりまして、これは**実務従事**と呼んでおります。

ちなみに、旧制度ではこの実務経験要件は、3次試験の受験要件、2次試験合格後ということでございましたが、現行制度では、そもそも短答式の前にこういう実務経験を積んでもよいということで、社会人の受験者に配慮したものとなっております。

もう一つがその下にございます座学研修ということで、実務を座学形式で学んでいくと

いうことで、1年から3年間の幅がありますが、実務補習が必要でございまして、最終的に公認会計士協会が実施する修了考査に合格することが要件となっております、この2つができて資格取得という形になってございます。

ちなみに、真ん中の改正というところを見て頂きますと、現行制度、**社会人などの多様な受験生に配慮をするということ、さまざまな免除制度**が用意されてございます。例えば、短答式の合格者、これは1年目に短答式を受けて合格をして、8月の論文で落ちた場合なんです、翌年以降は短答式を再度受けることなく論文式から進めるという2年間の免除期間が設けられている。あるいは、論文については、必修科目が4科目、選択科目が1科目ということですが、科目別の合格制度というのがございまして、ある科目について合格すると2年間はその科目について再受験することが免除される。あるいは、企業などでの実務経験者につきましては、財務会計論が免除になる。あるいは、会計専門職大学院で高度な教育を受けた者につきましては、短答式試験、現状4科目あるわけですが、そのうちの3科目が免除になるというさまざまな免除制度が用意されてございます。

企業の採用状況についての説明

○土本参事官

1つは、経済界における周知活動ということで、公認会計士資格合格者、あるいは公認会計士の採用に非常に熱心な企業もあらわれておりますが、数として見ると必ずしもまだ多くないと現状を分析して、結論としまして、近年、内部統制・四半期制度が導入され、将来的には国際会計基準ということもにらんだときに、企業における会計対応能力というのを強化する必要があると、**専門家の拡充が必要であろうと。必ずしもそのところについての企業側の認識が十分でない**ということと、会計専門家を企業が確保・育成する上で、試験合格者という人材プールの存在が必ずしも企業の人事採用者に認識をされていないんじゃないかということで、このあたりの周知。あるいは、どうしても日本の経済界、卒業予定の若い人を採用するという慣行が強うございまして、他方、現行の平均の合格年齢が26.8歳ということで、なかなか採用まで結びついていないということで、このあたりの周知をしていくという、積極的な求人情報を出してもらうように呼びかけようということでございます。

それから次のページをめくって頂まして、(3)の合格者の意識改革というところでございますが、他方、合格者の意識をいろいろ分析してみますと、やはり**合格したからには**

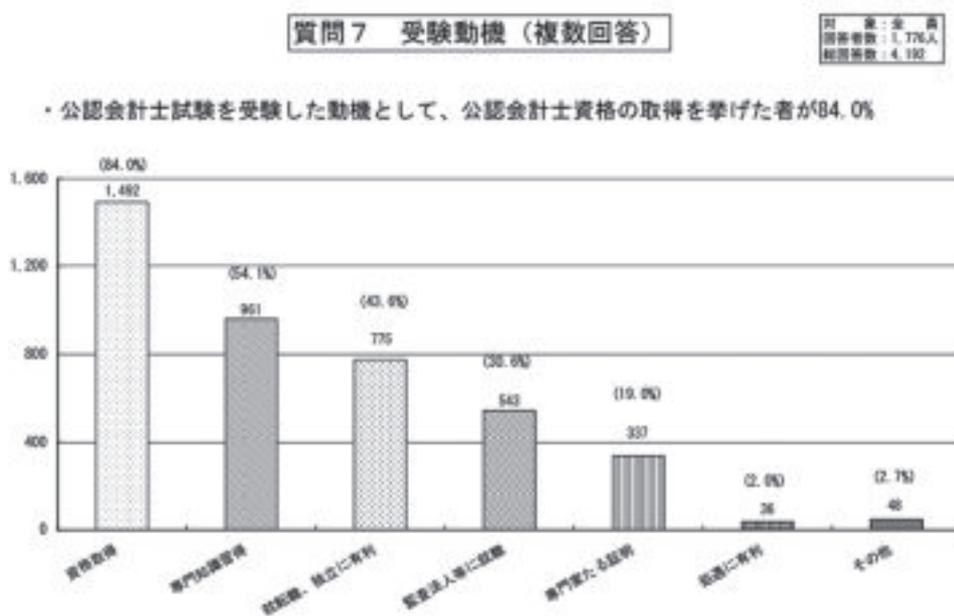
監査業界で働きたい、監査業界に就職が保証されているんじゃないかという一部誤解があったり、あるいは実務経験の要件も、企業で働いても実務経験要件として認められて会計士の資格が取れるわけなんです、このあたりの周知が十分になされていないということを、やはりちゃんと周知していくべきだろうと。

また、**どうしても合格者は自分の専門領域に固執する傾向**がございます。他方、企業側の要望としましては、専門領域は持った上でいろいろな分野にも幅を広げていく、多様なキャリアパスを考えてほしい、将来的には経営参画というような意欲を見せてほしいという期待も示されているわけで、このあたりにやはり合格者の意識改革というのが必要であろうということが言われてございます。

(2) 第3回公認会計士制度に関する懇談会議事録より(2010年2月19日開催)

○内藤補佐（金融庁企業開示課の課長補佐）

それから次のページでございますが、受験動機について複数回答を求めたところ、公認会計士資格の取得を挙げた者がほとんどとなっております。それから、試験合格にとどまらず、公認会計士資格まで取得したいか、という問いに対しても、ほとんどの者が取得したいというふうに答えているという結果になってございます。



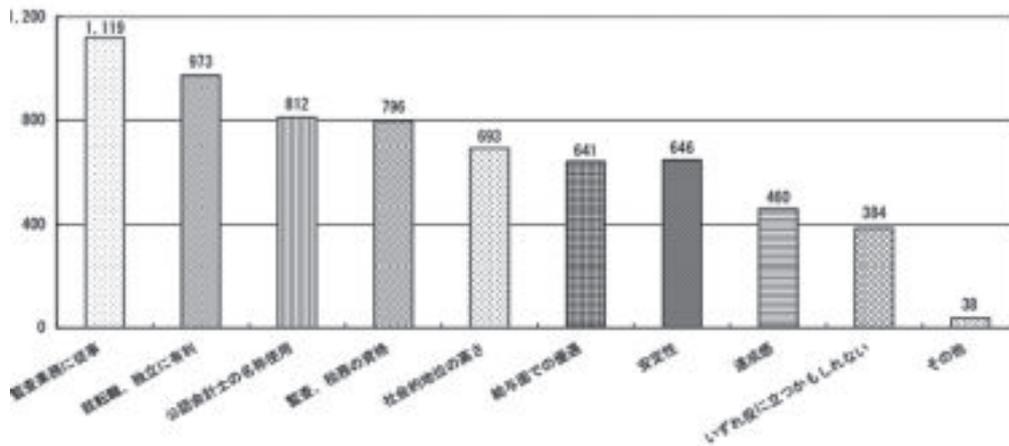
次のページでございますが、資格取得をしたい理由としましては、監査業務に従事するため、就職・転職・独立に有利なため、合格だけでは公認会計士と名乗ることができない

ためなどの回答が多くなってございます。

質問9 資格取得理由（複数回答）

対 象：全員
回答者数：1,746人
有効回答数：6,952

・公認会計士資格を取得したい理由として、「監査業務に従事するため」、「就職・転職・独立に有利なため」、「合格だけでは公認会計士と名乗ることができないため」、「監査業務資格、税務業務資格などの特別な資格が得られるため」などの回答が多い。



1枚めくって頂きまして、次に、学生・無職等の者のうち現時点で就職の内定が取れている者に内定先を聞きまして、ほとんどは監査法人、会計事務所となっております、それ以外についてはほとんどないという状況になってございます。

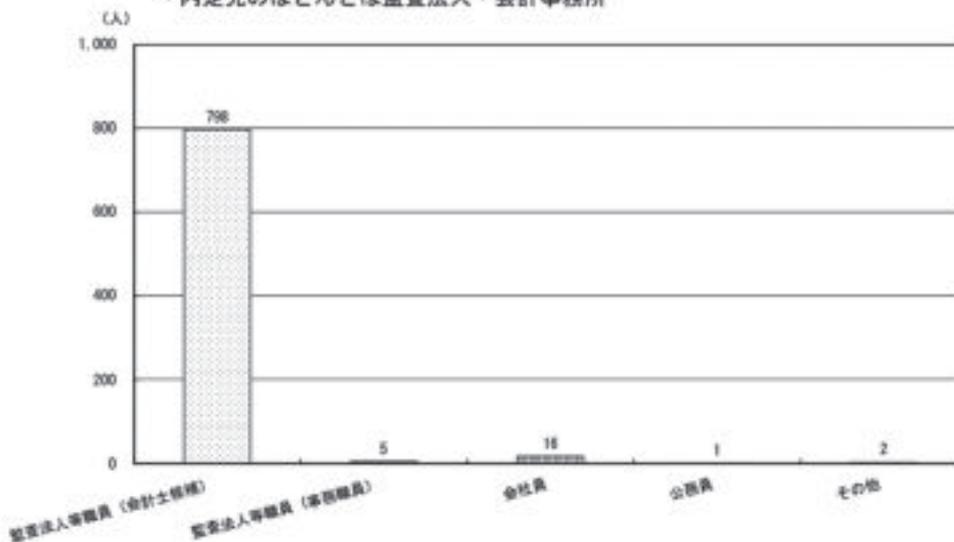
1枚めくって頂きまして、学生・無職等の者に就職活動の実施状況について尋ねましたところ、監査法人に就職活動を実施した者が全回答者の94%、監査法人以外に就職活動を実施した者は10%になってございまして、下の円にございまして、ほとんどの者は監査法人等のみに

就職活動を実施しているという状況でございまして。

質問21 内定先

対 象：内定者
回答者数：822人
平均年齢：24.8歳

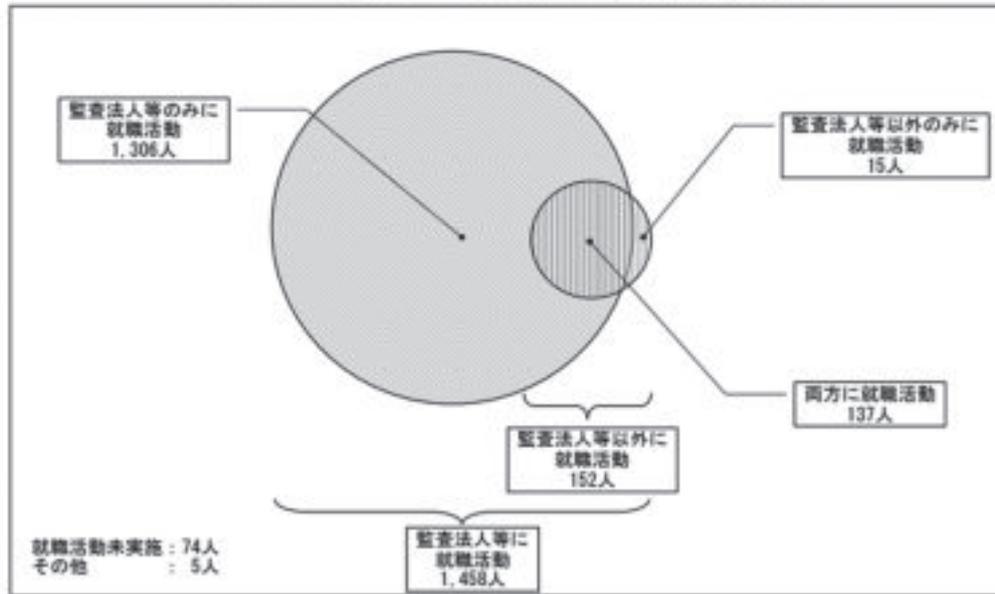
・内定先のほとんどは監査法人・会計事務所



23 就職活動実施状況

対象：学生、無職等
回答者数：1,534人
平均年齢：25.3歳

・ほとんどの者は監査法人等のみに就職活動を実施



1枚めくって頂きまして、監査法人等を希望する理由について尋ねましたところ、業務補助等の要件を満たしやすいため、実務補習所に通所しやすいためなどの回答が多くなってございます。逆に企業や官公庁等を希望しない理由について尋ねましたところ、同様に、業務補助等の要件を満たしにくいため、実務補習所に通いにくいためなどの回答が多くなってございます。

1枚めくって頂きまして、社会人の合格者に現在の仕事を続けながら資格取得・維持する上で障害となっていることについて尋ねましたところ、実務補習所に通うのが大変、実務従事の要件を満たすのが難しいなどの回答が多くなってございます。職業別にこの結果を見ますと、監査法人等職員につきましては、実務補習所に通うのが大変という回答が多くなっている一方で、その他の職業では、実務補習所に通うのが大変というのと同時に、実務従事の要件を満たすことが難しいという回答も多くなってございます。

1枚めくって頂きまして、内定の取得状況ですけれども、経歴別に見ますと、在学中に合格した者は相対的に内定が取れている割合が高い一方で、卒業後、就職せずにまたは一旦就職した後に退職して会計士を目指した合格者につきましては、内定率が相対的に低くなってございます。それから、内定率を男女・年齢別で見ますと、基本的に年齢層が高いほど内定率が低い、それから全年齢層におきまして女性のほうが内定率が高いという傾向が見てとれます。

1枚めくって頂きまして、監査法人等に内定している者に、監査法人等就職後のキャリアパスについて尋ねましたところ、定年まで同一監査法人等に勤務との回答が最も多く、次いでコンサルタント会社へ転職・設立、民間企業等に就職などの回答が多いという結果になってございます。

○石川鉄郎委員（中央大学商学部教授）

私が在職する学部は、公認会計士を目指す学生が非常に多くおります。また私のゼミも、二十五、六年、ゼミをとっていますが、**1学年15名から20名ぐらいのゼミ生については、2年生後半から3年生になる時点では大部分が会計士をとりあえず目指しています。**その中で自分の将来を考えて就職が変わる者、別の資格、公務員試験に変更する者、それから受験浪人する者、または在学中比較的早めに受かる者と、そういう形で相談に乗ったりしている立場にございます。そんなところも交えながらまとめたものでございます。（略）

2番目のところは参考までに書かせて頂いたのですが、まず**公認会計士を目指すタイミングですが、これは非常に早い**と言えます。大学ではキャリア教育という大くくりの言葉で呼ばれていますが、最初は就職支援だったものが、だんだん職業意識を持たせる、具体的にはコミュニケーション能力等を身につけさせる取り組みなど、大学ではキャリアセンターあるいは就職部というところにカウンセラーの専門家も配置して、面接の仕方からいろいろな相談に乗る体制ができております。これは大学によって多少違うでしょうけれども、そのような取り組みの中で、早い段階から職業意識を持たせる形になってございます。

また、高校生についても、高校生を学生として受け入れる立場にございますが、入試その他で、あるいは高校へお邪魔して説明会などで感じる印象では、**相当早い段階から公認会計士を具体的にイメージしたり、また、インターネットでいろいろ調べる機会がございますので、公認会計士という職業については、進路担当者や父母のほうはむしろよく知らない、そういうことで、高校生本人のほうは一生懸命情報を集めて目指そうとしている、**そういう状況にございます。ですから、大学入学前の結構早い段階で、特に私のところは商学部でございますが、また会計学科という学科も早くから設けている、そういうこともありますけれども、**公認会計士を目指すためにこの学部学科を受験しましたという学生が結構多く**おります。

また、大学入学後に公認会計士を目指すことを決める場合でも、結構早い段階で将来のことを考えて受験を決意することが多いと思います。

それから、会計教育については、**正課と課外活動**に分けて考えることができます。正課はいわゆる単位を付与する通常の授業のことですが、正課としての会計教育では、そこにも書かせて頂きましたように、専門職大学院を除くと、会計の分野あるいは公認会計士という職業を意識して、そして明確なカリキュラムに基づいて授業をするという形にはなってごいません。むしろ**商学とか経済学とか、もっと幅広い分野の教育の中でその一部として正課としての会計教育は行われている**のが現状です。ですので、公認会計士を意識した会計教育については、**ダブルスクール**という言い方をしますけれども、正課の会計教育とは別に課外活動として受験勉強をするというのが実際でございませぬ。目標意識を持っている学生は、そこに書きましたように、大学入学後ほぼ毎日10時間近くあるいはそれを超えるぐらい勉強して、二、三年後に結果を出すということになります。

在学中に合格という結果が出ない場合、どういう見通しを持って会計士試験の受験勉強を続けるのか。受験浪人というのは非常にリスクが高いということが出来ます。大学からの就職支援は受けられなくなりますし、年齢も就職には相当不利になってきてしまいます。(略) また、受験浪人後二、三年を過ぎますと、受験勉強そのものが徐々にだれてくるというのでしょうか、なかなか前向きに進んでいかないということもございませぬ。ですので、実際に学生を見ていますと、**4年生のときに、あと一、二年で合格できる見通しが持てるかどうかで受験浪人についての判断をしている学生が多いのではないかと**私は見ております。

それから、実際の進路でございませぬが、簿記検定試験の1級を途中の段階で取る学生が多くいますので、それを生かして企業等の経理に進む学生、それから資格をあきらめて一般の就職、一般の就職は日本の場合ゼネラリスト志向が強いですので、営業でも、総務でも、いろんなところに配置転換されながら経理のほうに最終的に行くかもしれませぬが、そのような形の採用にアプライするという場合が多くなっています。

それから、**税理士試験への方向転換、こちらは意外に少ない**です。在学生の場合、最初から会計士か税理士かを決める学生が結構多いです。ただ、税理士の場合は働きながら少しずつ試験にチャレンジできる、そういうタイプの試験になってございませぬので、30歳ぐらいまでに最終的に資格登録できればと考えて、そういう形で受験浪人をしたり、あるいは税理士事務所等に勤めながらチャレンジするという学生が、割合から言うと多い印象を持っています。会計士のほうはそういう形にはなってございませぬ。

それから、課題のところですが、経済界等への進出ですが、まず環境整備ですな。公認

会計士試験に受かっただけでは、あくまでもこれは会計士の卵にすぎませんので、一人前のキャリアがないだけじゃなくて、いろんな能力もまだスタートラインについたという位置づけで私は見ております。そういう意味では、経済界等で文字通り大卒の新入社員、新入社員と同じように育成するという部分、これをどう意識を持って環境整備できるかがポイントではないかと思っております。

それから、資格取得については、やはり**高校生や大学生が目指す場合は、途中の資格で十分であるとは全く考えませんので、公認会計士という最終的な資格の取得にたどりつくことが重要**になると思います。したがって、あまり**中間資格が強調される制度改正では、若い人々はむしろ公認会計士を目指さない**ことになってしまうのではないかという印象を持っています。(略)

それから、資格は最後まで取れるルートを確認することが重要だろうと私は思います。資料の本文のほうには書かせて頂きましたけれども、全く素人ですが、医者にも内科医と外科医、勤務医と開業医、あるいは専門医がいるように、そんな形で、公認会計士にも資格を取ってからいろんなルートがある、そのようなイメージに近いものであれば、若い人にはわかりやすいのではないかという感じがします。

それから、社会人の合格者ですが、ここでいう社会人というのは、この懇談会に参加するまでは私はよく承知していなかったのですが、**既に経理その他で専門的な仕事に就かれていて一定のキャリアもある人々のことであり、その人たちをさらに伸ばしてあげたい、活用したい**ということのようでございます。そうしますと、ちょっとマイナスというか、そんな形での印象になってしまって申しわけないのですが、やはり今、公認会計士試験は、まず学問的な知識や能力を判定する試験だということ、それから難関な国家試験というのは、詰め込み教育とか受験勉強でけしからん、問題があるというご意見もたくさん頂くのですが、多少それを議論していきますと、初等・中等教育のゆとり教育あたりをめぐる議論と似たような議論になるんですね。やはり入り口の試験として、ある程度ハイレベルな試験というところは確保するのが、これは日本とアメリカでは少し社会の仕組みが違ってくるがありまして、日本の公認会計士の質保証の根幹はハイレベルな国家試験、相当程度の受験勉強をした上で、それが入り口になっているということが重要なのではないかと思っております。そういう意味では、こちら、むしろ若い人たちの合格者が企業等へどんどん進出するというのを待って整備をしていくのがいいのではないかという感じがしております。(略)

最後に、会計教育のあり方ですが、これはむしろもうちょっと中長期的にじっくり取り組んだほうがいいのではないかと考えております。先ほど言いましたように、**大学の正課の教育は、まだまだ会計教育が前面に考えられる状況にはございません。**経済学、あるいは商学、経営学の一部門として、しかも人材育成目的というのが文部科学省の中央教育審議会などで強調されており、我々大学の関係者もそれを踏まえて改革に取り組んでおりますが、**その中に会計プロフェッションとか公認会計士というのを前面に出して教育をするというのは、まだまだ専門職大学院を除くと難しい状況にあると思います。**ですので、もうちょっとカリキュラム等を、国際教育基準の話題が出ていますので、それらを踏まえて会計士にとって必要な教養、一般教育とは何か、そんなところも含めて、長い目で連携をとりながら検討したほうがいいのではないかとこの印象を持っております。

(3) 第4回公認会計士制度に関する懇談会議事録より（2010年3月24日開催）

（組織内公認会計士の需要について）

○初川告司参考人（あらた監査法人代表執行役）

現時点で、公認会計士試験に合格した方が他の一般会社に移転しない理由は幾つかあると伺っておりますが、その1つとして、**資格は保有しているが、実務経験がないため、企業側から見たニーズが少ない**ということも伺っております。監査法人の業務は監査業務だけではございませんで、非監査業務、財務諸表作成支援でありますとか内部統制の構築、そういった業務がございます。

したがって、監査法人におきましても会計プロフェッションを目指す人たちの財務諸表作成支援等の非監査業務の領域でも今まで以上に採用して、**実務経験を積んで頂き、そのキャリアを積んでいく過程の中で公認会計士試験を受験すれば、公認会計士の資格を取得した人材が一般企業に転職する流れを促進**することができるのではないかと考えております。

○佐藤良二参考人（有限責任監査法人トーマツ包括代表）

まず、論点整理ということも含めまして、前回までを拝見しますと、会計士試験の性格をどう捉えるかということがテーマになっているようです。まさにそうだと思いますが、

現行の試験は大ざっぱに言うと、国家試験として権威づけをしてかなり難関なもの、難しいものにした上で、それをもとに監査証明の品質を守ると、これが大きな現行の流れだと思います。当然、それは社会の要請として資本市場を守っていくという意味で大事なことでありますが、経団連の皆様のほうからもご要請があるように、現状で今大事なものは、いかに会計のプロフェッショナルを国に増やしていくかということだと思っわけです。

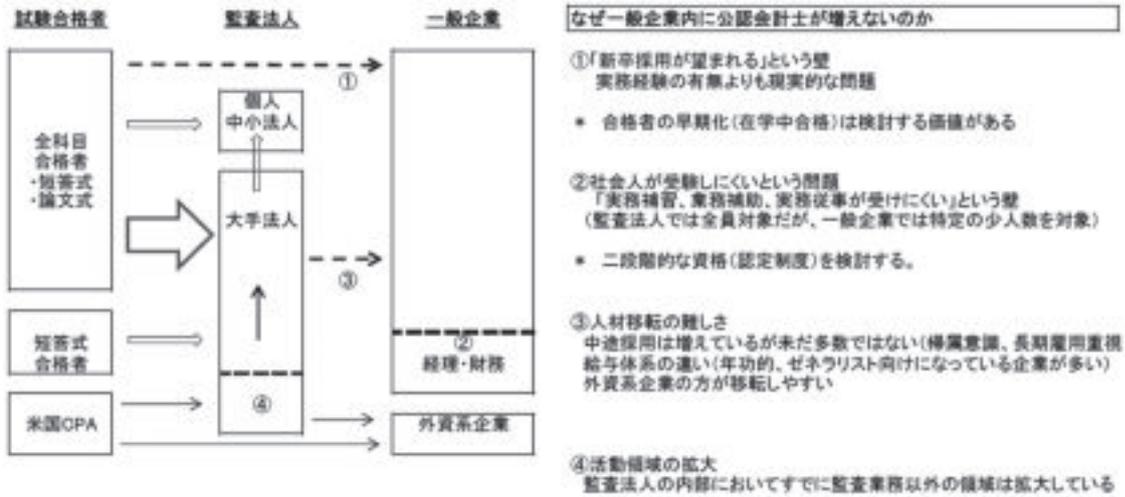
それはなぜかという、2000年以降、皆さんご案内のように会計がすごく難しくなつた。さらにこれからは国際会計基準にも移行していかなければならない中で当然にプロフェッショナルを増やしていかなければいけない。その場合にはすそ野を広げるという意味もあつて、二段階的な資格の導入ということは検討に値すると思っわけです。

ただ、ここですそ野を広げて大人数になるということは、その品質というものをどう守るかということがテーマになるわけだ。これは**実力を持って企業内とかマーケットで評価されていくというのが筋ではあります**が、**残念ながら日本では、労働マーケットを含めて、マーケットがうまく評価する仕掛けに十分なっていないので**、やはりこれをやる場合には行政とか会計士協会による承認とかチェックということが欠かせないと思っわけです。(略)

また、公認会計士を監査法人で育てて一般企業に出すということがテーマとしてあがりませんが、これにはなかなか**量的な制限がある**ということは2ページ目で説明します。会計プロフェッショナルを一般の企業内に多く作るということは、会計プロがそこに増えることで監査の効率が上がるということです。今問題なのは、会計の作成側の能力が十分でないために監査が非効率になっているということが起きているわけだ、このためにも会計プロフェッショナルを一般企業内に増やしていくということがテーマだと思っわけです。

2ページに概略で会計プロフェッショナルの労働市場と書きましたが、問題はなぜ一般企業内に現行制度の公認会計士が増えないのかということです。大きくは①、②、③というところが一般企業に対するテーマになるわけだ。

会計プロフェッショナルの労働市場



①のところは、試験に全科目受かったのに何で一般企業に就職できないのかというと、これは実務経験がないということがよく理由として出ますが、日本企業の仕掛けを見ると、やはり新卒の採用者が望まれるという壁は高く、**4年生で卒業して、1年ないし2年浪人して仮に25歳で合格したにしても、それは企業の新卒採用というサイクルに入らない**ということで、やはり就職がしにくいのではないかと。こういう意味においては、ご質問にある合格者の早期化と、在学中に合格するという事は検討する価値があると思います。

②のところですが、現在、企業にいる人がどうして資格が取りにくいのかということがあります。これは前回の懇談会でもあったようですが、**実務従事が受けにくいという壁がある**ということですね。先ほどあずさの佐藤さんからもご説明ありましたが、監査法人内では全員対象に研修をやりますが、**一般の企業では特定の何人かに対して研修とか実務補習ということに便宜を図る**わけで、やはりこれは壁であろうと。二段階的な資格で実務補習なり、実務従事のところは簡略化もしくは簡素化することで知恵を出して、二段階的な資格を与えるということであれば、②のところの有資格者というのは増えるのではないかと思います。

③のところは、大手監査法人で一回実務経験をして、公認会計士の資格を取ってから一般企業に行くという道があるわけですが、これは非常に望ましい形ではありますが、現行ではなかなか難しい。先ほどアメリカの例が出ましたが、私どものアメリカのメンバーファームでは大手監査法人の離職率、回転率は15%から20%です。ところが、**日本で我々の法人で回転、離職率というのは、景気がいいときでも5%ないし6%**で、不景気になると当然に辞めませんから、2%程度になると思うんです。アメリカ型の人事の流動

化は、日本の国の仕組みとしてそうっていないというところがやはり大きい。

ですから、①番と③番は、労働市場のあり方の問題で、そののところと会計士制度をどう絡めるかというのがテーマだと思います。一応、私のほうからは以上です。(略)

○友杉芳正早稲田大学大学院会計研究科教授(委員)

最後のトーマツさんのお話の中で、会計プロフェッションを企業内に増やすということは非常にいいという話が出ておるんですけども、私は、**日本の上場している大手の会社では経理部は意外と経理水準が高いのではないのかな**と思います。**あえて公認会計士までを採用しなきゃいけないぐらいの要請というのが果たしてあるのだろうか**かなという気がするんですね。

もしあっても多分、**企業側はやっぱりコスト意識が強い**ですから、コンサルに出したりとか、それからあとはアウトソーシングをいろいろしたりすることによって、その辺はカバーしていくんじゃないだろうかと。内部統制とかIFRSが入ってくればですけど、それがあつて落ち着くと、あえてそういう企業内の会計士を養成というか、採用しなきゃいけないぐらいの状況にあるのかどうかというところをちょっとお聞かせ頂きたいんですけど。

○佐藤参考人(有限責任監査法人トーマツ包括代表)

②のところですか。2つの意味を私は申し上げたいと思っています。1つは、今、友杉先生がお話しになったように、**企業の中で非常に優秀な経理の方が**いらっしゃるわけですね。ある意味では**会計士よりもよく知っていらっしゃる方**がいるわけで、そういう人に資格を与えたらいいんじゃないかと個人的に思うわけです。公認会計士という形で、現行のように監査法人で育てて雇ってくださいという話ではなくて、一般企業にいる人に、優秀な人には資格を与えたらいいんじゃないかというのが1つあります。

もう一つは、そういう人を増やすためにインセンティブとして何か中間的な資格を与えれば、そこでまた増えると、2つの意味を私は申し上げたいのです。**優秀な人がいっぱいいるのに何で公認会計士でないんだ**というのと、**その試験がアメリカに比べるとフィットしていない**んじゃないかという気がします。慎重に検討すべきですが、優秀な人に資格を与えるということもやっていかないといけないと思います。

○古賀信行日本証券業協会副会長(委員)

これは半ば質問なんですけど、どうもずっと聞いていると、やっぱり公認会計士の資格試験を受けようという人は、監査業務に携わりたいというのがあって受けていらっしゃる方

が圧倒的に多いんじゃないかと思います。したがって、どう違う道を用意しても、違う道には仲々誘導できないんじゃないかという気がします。

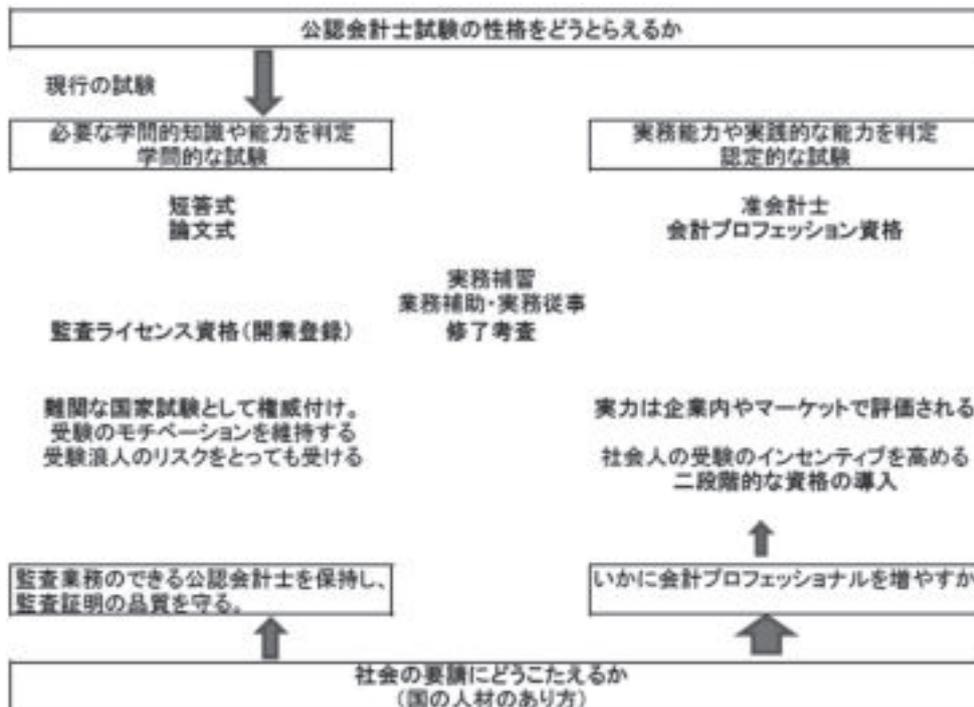
逆に企業サイドから言いますと、企業で働くためにはどういう能力が必要かという点、これは私も人事に大分携わりましたからずっと見ていますけど、あんまり**定型的な、何とかという資格があるから十分だとかいうよりは、やっぱりもう少し幅の広い、全人格とは言いませんが、いろんな人間の要素、これで多分企業は採否を決めているんじゃないか**という気がします。

したがって、これは実態はわからないんですけど、恐らく受けていらっしゃる方は否が応でも通りたい、通った暁には監査業務というか、公認会計士として、ある種のステータスを維持しながらという職業に就きたいという人ではなかろうか。**そういう人を、いくら企業が努力しても、多分それはなかなか変わらないんじゃないかな**と思う訳です。そうすると、非常に端的に言っちゃうと、**人数を増やし過ぎた弊害**みたいなものが物すごくあらわれているように思えます。

例えば公務員試験などでもそうですけど、公務員として採用する人数の2倍合格させて、あとは各省庁で採否を決めようやといったら、あぶれる人が半分出てくるわけです。せっかくここまで勉強した人だから有用なはずだ、**企業にもっと流れるようにしよう**といったって、**何年かかってでも公務員になりたい**と思っている人にとっては、**全く余分なこと**にしか見えないのではなかろうかという気がするんです。だから本当は質問したいだけなんですけど、受けていらっしゃる方でいわゆる監査法人に勤めたい、それ以外は余り眼中にないと思っている人はどのぐらいいらっしゃるのかというのが、質問です。実感どのぐらいですかというのを伺えたらと思います。

○佐藤参考人（有限責任監査法人トーマツ包括代表）

まさに古賀さんがおっしゃるように現行の公認会計士制度の仕掛けというのはページ1の左側の流れなんですね。ですから、左側の流れを作って右に移すという発想は限界があると思うんですよ。まさに移っても少ない数字で。企業側の受け入れも大量にはないと思います。



私が申し上げたいのは、それはそれとして、もう一つ右側の流れを作る必要があるかということです。それは企業として、資格があろうがなかろうが、中に会計プロフェッショナルがいるんだからいいんだと言い切ってしまうかどうかなんです。ただ、何らかの資格があったほうが、会計プロフェッショナルが世の中に増えるということを期待したのが私の右側の線です。経団連のほうからの意見もそういう意見だと聞いています。

左と右は思想が違うような気がします。ただ、それを何かうまく国として一体化できないかという提案です。だから、左側の会計士制度が目指すのは監査制度なんだと言い切ってしまうと、それはそれだと思います。

(4) 公認会計士制度に関する懇談会中間報告書（2010年7月）（抜粋）

【問題の所在】

金融庁に「公認会計士制度に関する懇談会」が2009年12月に設置され、以降、2010年7月まで計9回の討論を経て作成されたのが「公認会計士制度に関する懇談会中間報告書」である。このままの増員ペースと制度設計では、公認会計士を目指す側も受け入れる企業の側のニーズとも合わないというもとでの議論の末に作成されたものである。

ただ、至るところで国際競争力を支えるための人材ということが強調されおり、増員

以前の状態に戻すという選択肢は最初からなかったものと思われる。

平成 15 年の公認会計士法改正において、公認会計士が監査業界のみならず、企業の財務・経理部門など幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材が公認会計士を目指し易くすることを企図して試験制度等を見直した。もっとも、その後の状況に鑑みると、法改正時の想定とは異なり、**現状においては試験合格者の企業等への就職が難航しており、社会人の受験者・合格者は十分に増加していない。**また、経営環境の悪化を主因とする監査業界の採用人数の減少等も見受けられる。

このような影響から、**試験に合格しても公認会計士資格を取得することができない者が多数に上る**といった事態が生じている。

また、世界に目を向ければ、海外のアカウンティングファームは多様な非監査サービスの充実に向けて、経営資源の戦略的投入と人材育成を進めている。さらに、監査・会計をめぐる国際的な基準の協調・統合作業も進展している。他方、企業においても海外事業の拡大等に伴い、企業内の会計実務も急速に国際化・高度化している。このようなグローバル化等の環境変化に対応するため、**我が国の成長と国際競争力強化を支える存在として、国内外で幅広く活躍できる監査・会計分野の専門家を育成することが急務**である。

こうした中、公認会計士試験・資格制度等の改善を企図して、昨年 12 月に、内閣府副大臣（金融担当）を座長、内閣府大臣政務官（金融担当）を座長代理として「公認会計士制度に関する懇談会」を設置し、これまで 9 回にわたる会合を開催して、所要の検討を行ってきた。

本報告書は、その検討結果の中間的な報告として、当該懇談会として合意に至った事項等を取りまとめたものであり、より詳細な内容や残された論点等については、**引き続き検討を進める予定**である。

1. 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者（待機合格者）の発生

（1）問題点

- ・ 公認会計士については、①量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、②拡大・多様化する非監査業務、さらには、③企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されているとの考え方にに基づき、**社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験**となるよう、平成 15 年に制度改正を行った。
- ・ 現状においては、論文式試験合格者の半数以上は、無職で受験勉強に専念した者（「受

験浪人」、以下同じ) であり、**結果的に、合格者の平均年齢は26~27歳と高くなっている。**
社会人の合格者は十分に増加しておらず、合格者の経済界等への就職が進んでいない。また、経営環境の悪化から監査業界の採用数も大きく減少している。これらにより、「論文式試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができず、公認会計士の資格を取得することができない者」(「待機合格者」、以下同じ) が多数生じている。

・ こうした結果、以下のような問題が生じている。

- ① **合格者という有為な人材が活用されないという意味での社会的損失が生じているのではないか。**
- ② 経済社会の幅広い分野で活躍する監査と会計の専門家を確保していくという制度の狙いを実現できていないのではないか。
- ③ **試験・資格制度の魅力が低下するのではないか。**

(2) 検討

・ 現行制度における論文式試験の合格者数は、平成 18 年以降増加し、平成 20 年は 3,024 人、平成 21 年は 1,916 人となっている。

・ 待機合格者ができるだけ出ないようにするためには、**合格者数が適正な規模となることが重要**である。このため、新たな制度の下での合格者数については、合格者の意識や活動領域の拡大の状況、監査業界・経済界等の今後の採用動向や採用慣行等を踏まえ、新制度の趣旨を踏まえた適切な運用の観点から検討することが必要である。

・ 他方、上記のサンプル調査によれば、**平成21年の1,916人の合格者について、就職内定率は約7割**にとどまっており、多数の待機合格者が発生していると考えられる。下記のような点も踏まえると、待機合格者をできるだけ出さないようにするためには、**合格者数の見直しだけでは必ずしも十分でなく、何らかの制度的対応が不可欠**と考えられる。

- ① 中長期的に監査・会計の専門家を育成する必要性を考えると、**国家試験としてある程度安定的に制度を運用する必要があること、**
- ② 合格者が就職先として強く希望している監査業界の求人数は、ここ数年の間でも大きく変動しており、監査業界を巡る環境変化を踏まえると、**数年先の求人ニーズを予測することは困難**であること、
- ③ **合格者数を減らすだけでは、合格者に占める受験浪人の割合が増加し、合格者の高齢化といった傾向がさらに助長されるおそれがあり、**こうした傾向が公認会計士の質や監査業界の競争力に資するか疑問であること

・ 監査業界は論文式試験合格者の採用を重視しているため、監査業界への就職を希望する者は論文式試験合格のために受験浪人をする者が多くなる。

このため、短答式合格から実務経験を満たすまでの時間的・年齢的パスは、「短答式合格（平均年齢 25 歳）⇒論文式合格（同 26 歳）⇒就職活動（実務経験）」が中心となっている。

・ 一方、監査業界の採用人数は年によって大きく変動することがあるとともに、監査業界であれ経済界等であれ、**我が国の採用慣行では依然として年齢が重要な要素**となっている面がある。結果として、受験浪人をした高齢の合格者が待機合格者になることが多くなっているのが実情である。

・ 実務経験は、国際的にも公認会計士となるために不可欠な要件であり、我が国においても法定されている。待機合格者を抑制し、公認会計士の資格を取得できる者を増やすためには、**適切なタイミングで監査業界や経済界等に就職し、実務経験を満たすことが必要**である。**就職は個人の意志によるところが大きく、待機合格者をゼロにすることはできない**が、上記（1）の問題を踏まえ、これから試験を受ける人たちの立場になって、待機合格者ができるだけ出ないような制度とすることが望ましいと考えられる。

・ 米英独仏等では、試験を受験していない学生が大学卒業等後すぐに監査業界等に就職し、働きながらの受験勉強や実務経験を経て、公認会計士としての資格を取得することが一般的である。本来、公認会計士の資格を有する者は、高い実務能力と倫理観が必要である。実務経験を積みながら、監査・会計等の必要分野を勉強する場合、実務経験なしにテキスト等の教材から学ぶ場合に比べて、理論や知識の暗記にとどまらず、より実践的な専門知識を習得できるとともに、職業倫理の重要性についてもより実感をもって会得できるとの指摘がある。これらの点で、米英独仏等での仕組みは、実務能力と倫理観の高い専門人材の育成の観点から有意義であると考えられる。

また、就職後に受験する仕組みは、合格できない場合の転職や配置替え等を前提としているものの、合格した場合には実務経験が満たされていることから、待機合格者は生じにくい。

雇用法制や監査法人における人事制度が我が国と海外では異なること、我が国では比較的時間に余裕のある学生時代に専門知識を集中して勉強する実態にあること等を勘案すると、直ちに海外の仕組みに移行することは難しいが、働きながら勉強する意義も十分に踏まえながら、制度の検討を行うことが望ましい。

（3）検討の方向

・ 以上を踏まえ、待機合格者をできるだけ出さないようにするため、以下の方向で制度のあり方を考えることとする。

① 就職活動に支障が出ないよう、できるだけ早い時期での合格を促すとともに、早い時期に合格できない場合には、**受験浪人を続けずに、まずは就職し、所要の実務経験を先に得るよう促す仕組みを備えた制度**とすること

② 監査業界や経済界等で働きながら、受験や合格後の実務補習の受講ができるよう、資格取得がしやすい制度とすること

・ 上記②のような働きながら資格取得がしやすい制度とすることにより、結果として、経済界等で働く**30代、40代も含めた社会人の資格取得が進むことが期待**される。

・ 経済界等で活躍する合格者が増えることは、多様で実践的なバックグラウンドを持つ公認会計士を育成することにもなる。

2. グローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成の必要性（略）

(1) 監査の質の確保への懸念（略）

(2) 多様な非監査サービス及び企業内実務を支える人材の育成（略）

3. 制度設計に当たってのプリンシプル

以上の考え方を整理すると、今後の制度のあり方を考える上で考慮すべきプリンシプルは次のようなものになると考えられる。

- 現状に問題があるので、今よりも良い制度に変える。
- これから試験を受ける人たちの立場になって制度を設計する。
- 待機合格者をできるだけ出さないような制度とする。
- 監査・会計分野の高い専門性や倫理観、深い洞察力を持った監査証明資格を有する公認会計士を育成できる制度とする。
- グローバル競争に打ち勝つためのビジネスセンスと実務経験を持ち、幅広い非監査サービスや企業内実務にも対応できる会計分野の専門家を育成し、それを目指す裾野を広げられる制度とする。
- 公認会計士と上記の会計分野の専門家の双方の質を維持・向上させうる制度とする。

なお、試験・資格制度は既得権益を守るためのものであってはならず、公認会計士や上記の会計分野の専門家の能力・機能の向上等を通じて、国際競争力の強化、日本経済の成長等に資するべきものであることは言うまでもない。

Ⅱ. 対応策

1. 待機合格者をできるだけ出さない方策について

(1) 議論の前提と基本的な方策

- ・ 本懇談会で制度を検討するにあたって以下の仕組みを前提とした。
 - ① 一段階目試験は短答式、二段階目試験は論文式を基本とする。二段階目の受験者数が増加する場合には、二段階目試験にも短答式を導入し、二段階目試験の短答式で一定以上の成績の者のみ論文式の採点を行うこととする。
 - ② 実務経験の内容については、監査又は会計に関連する業務とする（その具体的な範囲については今後検討する）。
 - ③ 二段階目試験の合格と実務経験を満たし、実務補習を受け、修了考査（又は三段階目の試験）を経て、監査証明業務の資格を得られる。
- ・ 待機合格者をできるだけ出さないための方策として以下のようなものが考えられる。
 - ① 一段階目試験の合格の有効期間、二段階目試験の科目別合格の有効期間のいずれについても延長する（例えば10年程度）。
 - ② 就職についての意思決定等に資するため、一段階目試験及び二段階目試験の合格者全員に合格順位を通知する。
 - ③ 各段階の試験の合格は監査業界や経済界等の就職を保証しないこと、新たな試験・資格制度は働きながらも受験や資格取得がしやすい制度であること、サンプル調査によれば高齢になるほど合格しても就職できないリスクが高まること等を十分に周知する。
 - ④ 試験制度の改正だけでは問題は解決しないとの認識の共有を踏まえ、大学教育等における会計専門人材を育成する教育環境の整備等の工夫について、日本公認会計士協会を中心として検討が進められることが望まれる。

(2) 二段階目試験の受験要件として実務経験を求める方策

- ・ 待機合格者となる者が発生する背景の一つとして、受験浪人を繰り返した結果、就職活動を開始する時期が遅くなり、監査業界や経済界等の採用慣行と適合しなくなることが考えられる。このような者をできるだけ出さないようにする観点から、上記（1）の方策に加えて、一段階目試験の合格から二段階目試験の合格までに時間がかかる者については、先に実務経験を求め、実務経験をえたのちに、二段階目試験を受験できることとする方策が考えられる。

・ これにより、学生や受験浪人が目指す①や、社会人が目指す②といった従来の経路に加え、**③を含めた多様な経路が実現**できる。

①「一段階目試験合格⇒二段階目試験合格⇒実務経験」

②「実務経験⇒一段階目試験合格⇒二段階目試験合格」

③「一段階目試験合格⇒実務経験⇒二段階目試験合格」

・ なお、受験浪人や待機合格者を続けるかどうかは本人の選択の問題であり、このような方策までは必要ないのではないかとこの考え方もある。

しかしながら、①一度受験浪人を始めると本人の意思だけで途中でやめることは難しいのではないかと、②十分な実務経験を積んだ監査・会計の専門家である資格取得者を確保するという制度の狙いが実現できないのではないかと、③待機合格者を長期間続けることにより有為な人材が活用されないことは、社会的損失でもあるのではないかと、等の点も勘案すると、実務経験を何らかの形で受験要件に導入することが必要である。

・ 以上を踏まえ、一段階目試験合格後、一定期間（例えば翌年まで）は実務経験なしに二段階目試験を受験できることとする。

一段階目試験合格後一定期間（例えば翌年まで）に二段階目試験に合格できない場合には、次の二つの選択肢を提供することとする。

① 実務経験を得れば、一段階目試験の合格や二段階目試験の科目別合格の有効期間が延長され（例えば一段階目試験合格時から 10 年間）、残りの合格していない科目を受験できる。

② 実務経験を得なければ、再び一段階目試験から受験することもできる。ただし、その場合には、それまでの一段階目試験の合格と二段階目試験の科目別合格の効力はなくなる。なお、サンプル調査によれば年齢が高くなると合格しても就職が難しくなること等を、十分に周知する。

・ 待機合格者をできるだけ出さない観点からは、上記①が選択され、幅広い分野への就職活動を行い、実務経験を得てから、延長された合格の有効期間を活用して、働きながら残りの科目を受験することが期待される。

なお、監査法人の多くは、短期間に一段階目試験と二段階目試験に合格した者を優先して採用する可能性があると考えられる。従って、このように短期間に合格した者については、監査法人に就職することにより実務経験が得られる可能性が高い。

・ また、上記の方策では、社会人が働きながら合格や資格取得を目指しやすい制度である

ため、社会人を含めた多様な者が多数チャレンジすることにより、有為な人材が監査・会計分野の専門家として経済社会に広く供給されるという効果も期待できる。

(3) その他の論点についての検討

一段階目試験の合格段階での資格付与に係る考え方について

- ・ 一段階目試験の合格の意味は、会計・監査等についての一定の知識を有することを認定し、併せて二段階目試験の受験資格があることを明らかにすることである。
- ・ 一段階目の合格者について、一定の資格を付与すべきとの考え方がある。この考え方は、これから試験を受ける人たちにとって、試験制度の魅力を高めることも目的とするものである。また、早い時期での就職活動に向けた意欲付けや、働きながら二段階目試験の合格を目指すモチベーションを与えるといった効果も期待しうるとされる。
- ・ 他方、期待されるような効果が本当にあるか見極める必要がある。また、国家資格を付与する場合には、資格保有者の質を確保するための監督等に伴う行政コストが生じることにも留意が必要である。
- ・ 以上の点を踏まえ、**一段階目試験の合格段階で何らかの途中段階の資格を与えることについては、引き続き検討**する。

一段階目試験の難易度の緩和について

- ・ また、受験勉強の負荷を軽減するため、一段階目試験の難易度を緩和する方策が考えられる。これにより合格者数が増えることが想定される。
- ・ この方策により、合格に必要な勉強時間が短縮でき、就職活動との両立がしやすくなることが期待される。また、公認会計士を目指す受験者層の裾野を広げる効果も期待される。
- ・ 他方、一段階目試験に合格した者は、監査業界への就職に固執し、受験浪人を続ける可能性がある。このため、一段階目試験の難易度を緩和することは、待機合格者となる者がかえって増やしてしまう懸念も指摘されている。この点については、上記の待機合格者を出さずに出さないための方策の効果も見極めながら、考えていく必要がある。
- ・ 一段階目試験の合格者数については、以上の点を勘案しながら、引き続き検討する。

2. 「監査証明業務以外に行える会計のプロフェッショナル」に係る資格制度について (略)

3. 公認会計士に係る資格制度について

- ・ 公認会計士となるための要件として、「会計プロフェッショナル」である者に監査実務と税実務に重点を置いた実務補習の修了を求めることとする。また、監査業界の実務経験がない者については、より多くの監査実務単位数を求めることとする。

・ 公認会計士の質の向上や、実務補習の実効性確保の観点から、修了考査の合否判定を厳格化することとする。これにより、公認会計士として新たに登録できる者の数は、当面、現在よりも減少することが考えられる。

・ **修了考査については、公認会計士法に基づき協会が実施するか、国による三段階目試験とするかについて、引き続き検討する。**

・ 「会計プロフェッショナル」になった者が公認会計士になるために、追加の実務経験を求めることとする。

・ なお、これまでと同様に、税務の資格は、公認会計士となるための資格を得た段階で付与され得るものとする。

4. 資格取得後の質の確保等について（略）

5. その他

・ 資格取得に必要な1～3年の座学研修である実務補習について、**経済界等に就職すると実務補習の履修がしにくい、また、経済界等に就職しても、資格取得に必要な実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配**がある。これらの点は、就職をひかえる合格者にとっても経済界等への就職を希望しない主要な理由となっていることから、以下の①～③について取り組むこととする。

① 働きながらでも履修しやすい実務補習となるようeラーニングの拡大、カリキュラム編成や期間の柔軟化を進める。

② 現状、勤務している企業で経験した業務内容や就職活動先の企業で従事する可能性のある業務内容が、法令で規定されている実務経験の要件に該当するか否かは当局に相談して初めてわかる状況にある。こうしたことも踏まえ、実務経験として認められる業務についての予見可能性を高めるための措置について今後検討を行う。

③ 実務経験として認められる勤務先企業の資本金要件（現状5億円）のあり方等について今後検討を行う。

（略）・ 将来的な課題として、公認会計士制度と他の士業制度との関連性等については、適切な場において検討が行われることを期待する。

(5) 第10回公認会計士制度に関する懇談会(2011年1月21日開催)

平成23年以降の合格者数のあり方について（配付資料3）

公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用されているところであるが、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していることに鑑み、**平成23年以降、当面の合格者数については、金融庁としては、1千5百人程度から2千人程度を目安**として運用されることが望ましいものとする。

【問題の所在】

2011（平成23）年1月に定めた年間合格者数についての数値目標では、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでおらず監査法人での採用も低迷していることから1500～2000人を目安とするものとされた。

1つには志願者の減少に歯止めを掛けなければならなかったからであるが、2016（平成28）年には出願者数が1万人強まで減少した。合格者数も見込みよりも少ない1000人強で推移している。

公認会計士制度に関する懇談会で1年を掛けて議論をしてきたが、適確な議論がなされていたのかどうかを検証される必要がある。

第10回公認会計士制度に関する懇談会 2001年1月21日配付資料

	願書提出者数	最終合格者数	合格率
平成17年度	15,322	1,308	8.5%
平成18年度	20,796	3,108	14.9%
平成19年度	20,926	4,041	19.3%
平成20年度	21,168	3,625	17.1%
平成21年度	21,255	2,229	10.5%
平成22年度	25,648	2,041	8.0%
平成23年度	23,151	1,511	6.5%
平成24年度	17,894	1,347	7.5%
平成25年度	13,224	1,178	8.9%
平成26年度	10,870	1,102	10.1%
平成27年度	10,180	1,051	10.3%
平成28年度	10,256	1,108	10.8%

※ 出願者数、最終合格者数には旧2次試験合格者等の短答式免除者数を含む。

第6 認定司法書士制度その他隣接士業

【問題の所在】

諸外国との比較で法曹人口が語られるとき、問題になるのが弁護士との隣接士業の存在である。司法書士、税理士、弁理士、公認会計士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士があるが、諸外国では、「弁護士」という単一の資格のもとに各分野を担っているというものであり、それにも関わらず隣接士業の数を考慮することなく、弁護士（法曹有資格者）の需要を論じるのはバランスを失する。

公認会計士については既に概観したとおりであるが、（認定）司法書士についても曲がり角にきている。法曹志願者と同様に司法書士出願者数が減少の一途となっている。

その他の隣接士業も同様の傾向があり、士業に関する全体的な考察が欠けていることは否定しようがない。

1. 認定司法書士が創設された経緯

(1) 司法制度改革審議会意見書

7. 隣接法律専門職種の利用等

- ・訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、
- ・司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停
- ・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。

弁護士法第72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している。一方、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種は、それぞれの業法に定められたところに従い、限定的な法律事務を取り扱っている。

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。**しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。**

このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、司法書士の簡易裁判所での訴訟代理権（簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても同様）、弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での**代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべき**である。

(2) 法曹人口問題に関する意見書(東京弁護士会の日弁連宛意見書)2009年1月13日

(4) 数として検討すべき「法曹」とは（隣接法律専門職種との関係）

①ここで「適正法曹人口」と言う場合の「法曹」の意味を確認しておく必要がある。

諸外国との法曹人口の比較において、我が国には他国と異なり、弁護士以外に、行政官庁の管理・監督する隣接法律専門職種（司法書士18,974人・弁理士7,763人・税理士70,664人・行政書士38,883人・社会保険労務士32,322人・土地家屋調査士18,615人）が18万人以上もあり、これら隣接法律専門職も含めて法曹人口を比較するのであれば、我が国が諸外国に比して法曹人口が決して少ないとは言えない。

しかしながら、これら隣接法律専門職は、これまで弁護士の少ない地域や経済的規模の小さい市民の法的問題の解決において一定の役割を果たしてきたことは事実であるが、本来的には、法的紛争事案ではない法律事務業務を行うべき存在であり、法的判断が伴う法的紛争事案の解決を担うべき職責は、法曹養成プロセスの法的訓練を積んだ弁護士にあり、その意味で「法曹人口」の「法曹」には含まれるべきものではないのである。

そしてこれら隣接法律専門職は、弁護士と異なり、本来的に行政の補助職としての実質・性格を有するものであり、行政官庁の管理・監督を受ける立場にある。

法的紛争事案の解決は、当該行為の妥当性のみならず適法性や違憲性までも常に視野に入

れて対応する必要があり、時には国家権力と対峙しなければならないが、行政官庁の管理・監督を受ける隣接法律専門職ではそのような対応は期待できず、権力からの独立を認められ自治権を有する弁護士こそが真にその役割を担うべきである。

② 2001年6月の司法制度改革審議会意見書においても、「21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠である。」と述べられており、隣接法律専門職を法曹に含めて考えてはいないと思われる。更に意見書は「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」と述べている。すなわち、**法的サービスの担い手は弁護士であり、しかし弁護士人口が足りない現状に鑑み、当面の法的需要に応じる為に隣接法律専門職種に措置を講じる（一定の権限を付与する）としたものである。**したがって、弁護士人口の増加により弁護士が法的需要を充足するに至った場合は、**当面付与された権限の縮小すらを視野におかれています**のである。そして、この数年間において、着実な弁護士人口の増員を果たし、法的需要に対応できる展望が拓けている現状において、司法書士・行政書士・社会保険労務士等の権限拡大要求（上限額のない法律相談や代理権付与等）には断固反対するものである。

【問題の所在】

認定司法書士制度は、審議会意見書では、弁護士が大増員されるまでの間も、国民の法的な援助が必要であり、その間の一種の応急処置として位置付けられていた。

弁護士の増員ペースが急だったこともあったため、現実には簡裁において弁護士と認定司法書士が競合することになった。

司法書士の登記業務は当時から減少傾向にあり、司法書士会が業務拡大のための権限拡大を求めていたこともあって、認定司法書士制度が設けられた。

しかし、認定司法書士が簡裁代理権を行使する場合は、多くはいわゆる過払事件に集中することになり、逆に被告として対応する割合は少なかった。弁護士は簡裁事案のような訴額の低い事件はやらないということが言われていたものの、他方でそれまでの簡裁

の事物管轄は90万円までだったものが2004年4月から140万円にまで引き上げられた。このように事物管轄を引き上げたということは、現実には、訴額が低い事案では弁護士のみならず司法書士にとっても対応できるものではなく、弁護士だから少額事件を扱わないという立法事実は既に2001年時にはなかったといえる。

過払事件が収束する中、司法書士が交通事故事件に関与したり、司法書士の増員政策にも歪みが生まれている。

司法書士会は、その歪みを是正するために、本来、認定司法書士制度の廃止（将来に向かったの廃止であれば「既得権」としても問題はない）、増員政策の廃止（近年は司法書士試験の合格者は減少傾向に向かっている）を提言すべきところを、逆に次項にあるように「司法書士法改正大綱」に見られるように、さらなる権限の拡大を要求し、「ミニ弁護士」を目指すものかとも言われた。

資格による能力担保という制度の根幹が揺らぎかねない状態となっているが、弁護士人口の増員政策と司法書士の権限の拡大は矛盾するのではないか。

2. 司法書士法改正大綱により権限拡大を要求する司法書士会

平成23年2月23日日司連第73回臨時総会承認

日本司法書士会連合会（以下、「連合会」という。）は、次期司法書士法改正に関し、次のとおりの改正を要望する。

1 使命規定

現行の目的規定を廃止し、「使命」規定を新設すること。

*例示「司法書士は、登記、供託及び訴訟等に関する法律事務の専門家として、国民の権利の擁護と公正な社会の実現を図ることを使命とする。」

2 名称

司法書士の名称を変更し、法務士または司法士とすること。

3 司法書士会及び連合会の目的・会則司法書士会及び連合会の目的規定に、会員に対する

「監督」に関する事務を加えるとともに、司法書士会及び連合会の会則に掲げる事項として「会員の懲戒に関する規定」を新設することとし、この変更に関連する規定の整備をす

ること。

4 定義規定

この法律において使用する用語の意義を定める規定を置き、理解し易い条文の体裁を整えること。

* 例示「法律関係書類」「電磁的記録」「司法書士法人」「簡易裁判所管轄民事事件」「家事に関する事件」「退会処分」「周旋」等

5 司法書士の業務

司法書士の業務規定のうち、次の事項について以下のとおり変更又は新設すること。

(1) 現行の「登記又は供託に関する手続について代理すること」を司法書士の登記実務に適合した文言に改めること。

(2) 「法律関係書類を作成すること」を新設すること。

(3) 現行の簡易裁判所における訴訟代理権を「簡易裁判所が権限を有する全ての民事事件につき代理すること」と改めること。

(4) 現行のいわゆる「少額訴訟債権執行手続代理権」に加え「自ら代理人として簡易裁判所で取得した債務名義による執行裁判所における強制執行手続につき代理すること」を新設すること。

(5) 「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること。

(6) 現行のいわゆる「筆界特定手続代理権」を、全ての「筆界特定手続につき代理すること」と改めること。

(7) 仲裁事件の手続の代理権及び裁判外和解の代理権の範囲を拡張すること。

(8) 仲裁事件手続を実施することを明示すること。

(9) 裁判外和解の仲介手続を実施することを新設すること。

(10) 現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改めること。

(11) 上記の改正に伴い所要の規定の整備をすること。

6 司法書士となる資格

「司法書士となる資格を有する者」の要件に、いわゆる特別研修を履修し、かつ、法務大臣より簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受けた者であることを加えること。但し、この改正に伴い、既存会員につき現行の特別研修を受ける機会を存続する旨の規定を置く等所要の整備をすること。

7 欠格事由

司法書士の欠格事由に関する現行法第5条第3号の破産者に関する規定等の整備をし、登録に関する第15条第1項第4号の適用の明確化を図ること。

8 登録前研修

(1) 上記6の司法書士の資格を有する者が登録する場合は、連合会が実施する研修を修了しなければならないこととすること。

(2) 現行法第5条(第2号及び第3号を除く)の欠格事由の期間満了後に再登録する場合には、当該欠格期間満了後で、かつ、当該再登録申請前1年以内に、連合会が実施する所定の研修を履修しなければならないこととすること。

9 司法書士の権利

司法書士は、受任している簡裁訴訟代理等関係業務及びこれに附帯した業務に関し、所属司法書士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる制度を設けること。

10 司法書士の義務

(1) 現行の「司法書士の研修受講努力義務」に関する規定を廃止し、司法書士の研修の義務化を司法書士会会則に定める旨の規定を新設すること。

(2) いわゆる「依頼に応ずる義務規定」から「裁判所に提出する書類の作成及びその相談業務」を除くこととすること。

(3) 非司法書士との提携の禁止等に関する規定を法上明示すること。

11 司法書士法人

司法書士法人に関する規定、特に、登記と登録との関係、法人制度を利用した懲戒処分逃れの防止、社員の競業避止義務に関する例外規定等について全般にわたり整備すること。

12 会則認可事項

(1) 司法書士会の会則認可事項を入会及び退会に関する規定のみとし、この変更に関連する規定の整備をすること。

但し、会員の品位保持・執務・権利義務・懲戒の規定に関しては、司法書士会間の会則の統一性が維持できるようにすること。

(2) 連合会の会則認可事項を司法書士の登録に関する規定のみとすること。

13 懲戒権限の獲得

(1) 懲戒権者については、業務禁止につき法務大臣を処分権者とし、退会処分、業務停

止、戒告につき司法書士会会長を処分権者とするとともに、司法書士会の処分に対する審査請求若しくは事務処理に関する異議申出等に対応する形で連合会会長に司法書士会会長と同一の懲戒権を認めること。

(2) 現状の注意勧告制度は廃止すること。

(3) 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること。

(4) 司法書士会会員につき懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。

(5) 上記の改正に伴い所要の規定の整備をすること。

1.4 非司法書士行為等の取締り

非司法書士（非司法書士法人）が、報酬を得る目的で司法書士の業務について周旋することを禁止する規定を置くとともに、当該周旋を受けた司法書士に関しても所要の規定の整備をすること。

3. 士業の国家試験の出願者数、合格者数

	司法書士試験		行政書士試験		税理士試験		社会保険労務士試験	
	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数
2000年度	22,715	605						
2001年度	23,190	623						
2002年度	25,416	701						
2003年度	28,454	790						
2004年度	29,958	865						
2005年度	31,061	883						
2006年度	31,878	914						
2007年度	32,469	919	81,710	5,631			58,542	4,801
2008年度	33,007	931	79,590	4,133			61,910	3,574
2009年度	32,558	921	83,819	6,095			67,745	4,019
2010年度	33,166	947	88,651	4,662			70,648	4,790
2011年度	31,228	879	83,543	5,337	59,975	1,094	67,662	3,855
2012年度	29,379	838	75,817	5,508	58,453	1,104	66,782	3,650
2013年度	27,400	796	70,896	5,597	55,332	905	63,640	2,666
2014年度	24,538	759	62,171	4,043	49,876	910	57,199	4,156
2015年度	21,754	707	56,965	5,820	47,145	835	52,612	1,051
2016年度	20,360	660	53,456	4,084	44,044	756	51,953	1,770

それぞれの公式ホームページより集計したため過年度については不明な部分もある。

※出願者数と実際の受験者数はかなり異なることに留意する必要がある。

第3部 意見書、統計資料編

第1 法曹関連資料

各法科大学院の平成28年入学者選抜実施状況等	法科大学院特別委員会（第74回）2016.5.11 配付資料
大学学部の志願状況の推移	法科大学院特別委員会（第78回）2017.2.23 配付資料
法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）	法科大学院特別委員会（第76回）2016.9.26 配付資料
現在の法科大学院の配置図	法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議（第1回）H28.6.10
司法試験の既修者・未修者別合格状況	日弁連弁護士白書2017年度版
司法試験の法学部出身者・非出身者別合格状況	日弁連弁護士白書2017年度版
司法試験受験状況の推移	当本部において集約したもの
司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧	法科大学院特別委員会（第77回）2016.11.30 配布資料
司法修習終了後の未登録者数の推移	日弁連法曹養成制度改革実現本部資料
弁護士登録取消件数の自由内訳	日弁連弁護士白書2017年度版
日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～平成28年）	裁判所データブック2016 http://www.courts.go.jp/vcms_lf/db2016_p22-p32.pdf
民事事件事件数 （行政事件、家事事件を含む）	裁判所データブック2016 http://www.courts.go.jp/vcms_lf/db2016_p44-p53.pdf
法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議	日弁連2016年3月11日
法曹養成制度の抜本的改革を求める決議	札幌弁護士会2013年3月27日
隣接士業等の人口の推移	日弁連弁護士白書2017年度版
法務省、文科省からの総務省へ回答	総務省ホームページ

	第 2 回目の回答 http://www.soumu.go.jp/main_content/000295727.pdf 第 3 回目の回答 http://www.soumu.go.jp/main_content/000384671.pdf
--	--

第 2 医師に関する統計資料

大学別医学部入学定員一覧	文科省
医師の需給推計について	厚労省医政局医師需給分科会第 4 回 2016.3.31 日配布資料

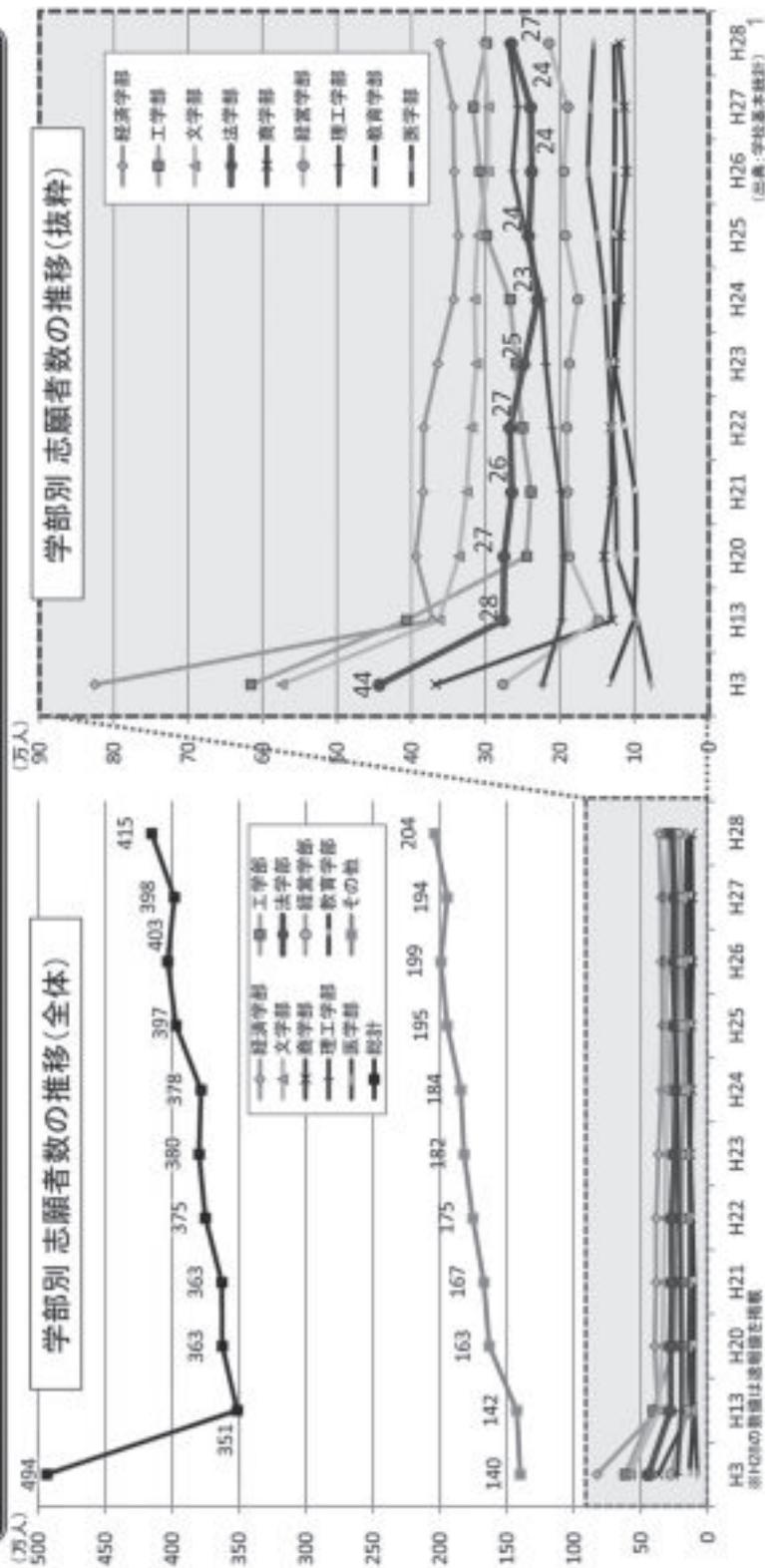
第 3 歯科医師に関する統計資料

平成 28 年度 各大学歯学部 の入学状況及び 国家試験結果	文科省 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/22/1324090_5.pdf
歯学部歯学科における 入学定員削減状況	
第 109 回（平成 28 年） 歯科医師国家試験結果 （新卒者の大学別合格状況）	
最低就業年限での 歯科医師国家試験結合格率	
平成 28 年度歯学部（歯学科） における留年・休学者の割合	

法学部を含む学部別志願者の推移

- 大学全体の志願者数は、大学進学率の上昇等により現在は増加傾向。
- 法学部をはじめとする主な学部(志願者数10万人以上)の志願者は全体として横ばい傾向。
- 一方、上記の主な学部以外に新たに設置された学部が増加し、その志願者は増加傾向。

※新設された学部の例：異文化コミュニケーション学部、グローバル教養学部、現代マネジメント学部 等



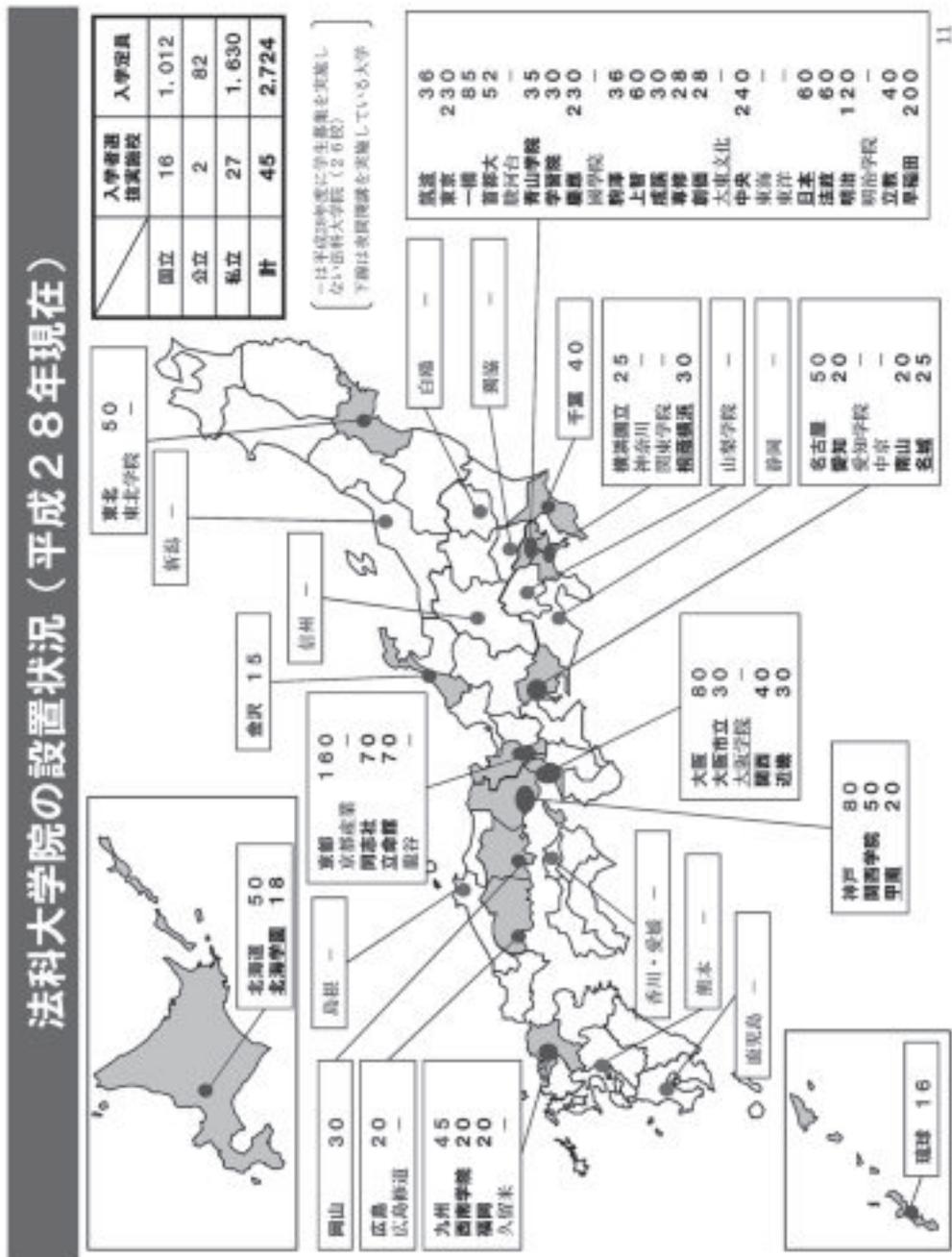
法科大学院別司法試験累計合格者数等(累計合格率順)

資料2-8

	司法試験結果 H17～27年度修了者合計			
	修了者(人)	受験者実数(人)	合格者(人)	合格率
1 一橋大法科大学院	968	948	767	80.91%
2 東京大法科大学院	2588	2,500	1,990	78.40%
3 京大法科大学院	1859	1,814	1,418	78.17%
4 慶應義塾大法科大学院	2413	2,343	1,782	76.06%
5 神戸大法科大学院	875	859	610	71.01%
6 中央大法科大学院	2754	2,694	1,856	68.89%
7 愛知大法科大学院	195	193	123	63.73%
8 千葉大法科大学院	439	431	274	63.57%
9 北海道大法科大学院	846	792	497	62.75%
10 大阪大法科大学院	903	864	532	61.57%
11 早稲田大法科大学院	2463	2,368	1,457	61.53%
12 東北大法科大学院	788	764	445	58.25%
13 名古屋大法科大学院	744	699	407	58.23%
14 首都大東京法科大学院	604	583	338	57.98%
15 九州大法科大学院	806	774	413	53.36%
16 大阪市立大法科大学院	559	534	272	50.94%
17 明治大法科大学院	1679	1,596	777	48.68%
18 同志社大法科大学院	1080	1,019	478	46.91%
19 上智大法科大学院	892	836	382	45.69%
20 創価大法科大学院	377	365	162	44.38%
21 広島大法科大学院	376	364	159	43.68%
22 岡山大法科大学院	337	316	134	42.41%
23 立命館大法科大学院	1176	1,112	467	42.00%
24 横浜国立大法科大学院	398	386	159	41.19%
25 学習院大法科大学院	440	423	174	41.13%
26 金沢大法科大学院	219	217	88	40.55%
27 関西学院大法科大学院	852	802	324	40.40%
28 山梨学院大法科大学院	225	211	85	40.28%
29 福岡大法科大学院	154	151	60	39.74%
30 南山大法科大学院	321	308	120	38.96%
31 法政大法科大学院	733	702	271	38.60%
32 中京大法科大学院	155	138	52	37.68%
33 立教大法科大学院	580	526	191	36.31%
34 関西大法科大学院	859	812	287	35.24%
35 成蹊大法科大学院	434	390	134	34.36%
36 新潟大法科大学院	288	267	89	33.33%
37 専修大法科大学院	477	455	151	33.19%
38 熊本大法科大学院	172	162	53	32.72%
39 琉球大法科大学院	167	154	50	32.47%
40 甲南大法科大学院	403	370	120	32.43%
41 広島修道大法科大学院	212	184	59	32.07%
42 名城大法科大学院	267	232	69	29.74%
43 近畿大法科大学院	201	186	54	29.03%
44 神奈川大法科大学院	204	191	54	28.27%
45 筑波大法科大学院	270	236	66	27.97%
46 白鷺大法科大学院	137	120	33	27.50%
47 静岡大法科大学院	142	125	34	27.20%
48 北海学園大法科大学院	144	127	34	26.77%
49 西南学院大法科大学院	260	236	62	26.27%
50 関東学院大法科大学院	184	165	42	25.45%
51 日本大法科大学院	754	693	176	25.40%
52 東洋大法科大学院	277	257	65	25.29%
53 青山学院大法科大学院	302	284	71	25.00%
54 島根大法科大学院	124	110	26	23.64%
55 香川大法科大学院	166	147	34	23.13%
56 明治学院大法科大学院	400	369	85	23.04%
57 駒澤大法科大学院	244	226	52	23.01%
58 信州大法科大学院	196	183	35	21.47%
59 神戸学院大法科大学院	141	112	24	21.43%
60 東北学院大法科大学院	150	136	29	21.32%
61 桐蔭横浜大法科大学院	387	330	65	19.70%
62 徳島大法科大学院	277	262	50	19.08%
63 大宮法科大学院大学	452	390	73	18.72%
64 久留米大法科大学院	182	156	29	18.59%
65 國學院大法科大学院	261	237	43	18.14%
66 龍谷大法科大学院	288	261	47	18.01%
67 駿河台大法科大学院	381	348	56	16.09%
68 鹿児島大法科大学院	140	132	20	15.15%
69 東海大法科大学院	223	191	28	14.66%
70 京都産業大法科大学院	251	216	29	13.43%
71 大阪学院大法科大学院	230	179	24	13.41%
72 大東文化大法科大学院	292	251	33	13.15%
73 愛知学院大法科大学院	133	120	15	12.50%
74 姫路獨協大法科大学院	95	80	3	3.75%
総計	40,957	38,684	19,737	51.01%

※受験者実数とは、(新)司法試験を1回以上受けた者の数。
 ※合格率は、受験者数に対する司法試験の合格者数の割合である。

(ICT の WG より)



この設置状況図が作成された後に募集停止を決めた法科大学院 北海学園

資料1-2-6 司法試験の既修者・未修者別合格状況

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
既修者（2年）出身 合格者（人）	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182	1,171	1,209	1,121	1,133	951
合格率	48.3%	46.0%	44.3%	38.7%	37.0%	35.4%	36.2%	38.4%	32.8%	32.3%	30.7%
未修者（3年）出身 合格者（人）	—	636	734	777	832	881	873	720	526	531	397
合格率	—	32.3%	22.5%	18.9%	17.3%	16.2%	17.2%	16.6%	12.1%	12.6%	11.6%
合計（人）	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348
合格率	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	24.6%	25.8%	21.2%	21.6%	20.7%

【注】1. 文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第76回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。合格率は対受験者の比率である。

2. 受験願書の「受験資格等」欄の中の「既習・未修」欄に基づく情報。

資料1-2-7 司法試験の法学部出身者・非法学部出身者別合格状況

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
法学部系出身 合格者（人）	893	1,439	1,618	1,617	1,679	1,689	1,685	1,582	1,397	1,385	1,143
合格率	48.8%	41.9%	35.0%	29.4%	27.5%	25.9%	26.8%	27.7%	23.1%	23.2%	22.3%
非法学部系出身 合格者（人）	116	412	447	426	395	374	359	347	250	279	205
合格率	44.6%	35.2%	27.3%	22.6%	19.2%	16.7%	17.7%	19.6%	14.4%	16.1%	14.7%
合計（人）	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348
合格率	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	24.6%	25.8%	21.2%	21.6%	20.7%

【注】1. 文部科学省「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第76回）」の資料をもとに、日弁連が作成したもの。合格率は対受験者の比率である。

2. 「法学部系」とは、法学部系学部卒業の卒業生、「非法学部系」とは、法学部系学部以外の学部の卒業のことであり、それぞれ法科大学院における既修・未修コースの者が含まれている。

司法試験受験状況、合格率の推移

司法試験

	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
2008年度	7,842	6,261	2,065	33.0%
2009年度	9,734	7,392	2,043	27.6%
2010年度	11,127	8,163	2,074	25.4%
2011年度	11,891	8,765	2,063	23.5%
2012年度	11,265	8,387	2,102	25.1%
2013年度	10,315	7,653	2,049	26.8%
2014年度	9,255	8,015	1,810	22.6%
2015年度	9,072	8,016	1,850	23.1%
2016年度	7,730	6,899	1,583	22.9%
2017年度	6,716			

※5年以内3回から5回まで緩和

資料1-2

司法試験予備試験合格者等に関するデータ一覧

○予備試験データ

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受験者数	6,477	7,183	9,224	10,347	10,334	10,442
(大学在学中)※1	951	1,223	1,708	1,918	1,917	1,998
(法科大学院在学中)※1・2	170	508	1,426	1,791	1,657	1,579
(うち法科大学院3年生)※1	89	347	1,156	1,431	1,354	1,305
合格者数	116	219	351	356	394	405
(大学在学中)※	29	44	53	55	74	93
(法科大学院在学中)※1・2	6	60	161	164	134	150
(うち法科大学院3年生)※1	5	54	157	159	133	146
合格率	1.79%	3.05%	3.81%	3.44%	3.81%	3.88%
(大学在学中)※1	3.05%	3.60%	3.10%	2.87%	3.86%	4.65%
(法科大学院在学中)※1・2	3.53%	11.81%	11.29%	9.16%	8.09%	9.50%
(うち法科大学院3年生)※1	5.62%	15.56%	13.58%	11.11%	9.82%	11.19%

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」、「法科大学院3年生」は出願時の自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。

※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。

○司法試験データ

受験資格/(属性)		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
法科大学院修了の資格に基づく者	受験者数	8,302	7,486	7,771	7,715	6,517
	合格者数	2,044	1,929	1,647	1,664	1,348
	合格率	24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%
予備試験合格の資格に基づく者	受験者数	85	167	244	301	382
	合格者数	58	120	163	186	235
	合格率	68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%
(うち大学在学中)※1	受験者数	10	5	4	12	21
	合格者数	9	5	4	12	20
	合格率	90.00%	100%	100%	100%	95.24%
(うち法科大学院在学中)※1・2	受験者数	7	31	68	73	85
	合格者数	6	29	64	66	76
	合格率	85.71%	93.55%	94.12%	90.41%	89.41%

※1 「大学在学中」、「法科大学院在学中」は出願時の自己申告に基づく最終学歴から推測される予備試験受験時の属性をいう。

※2 出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある。

○司法試験(予備試験合格資格)年齢分布

年齢別	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	受験者	最終合格者								
20~24歳	31	30	66	64	100	96	103	93	138	130
25~29歳	4	4	10	8	22	20	35	29	55	40
30~34歳	16	11	25	20	24	13	35	18	39	17
35~39歳	14	4	31	18	38	19	38	15	46	21
40~44歳	11	5	15	6	23	9	37	14	38	9
45~49歳	4	2	11	4	17	3	24	7	31	7
50~54歳	2	1	3	0	12	3	16	5	21	8
55~59歳	2	0	3	0	3	0	3	2	5	1
60~64歳	1	1	2	0	3	0	6	1	6	1
65~69歳	0	0	1	0	2	0	4	2	2	1
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	85	58	167	120	244	163	301	186	382	235

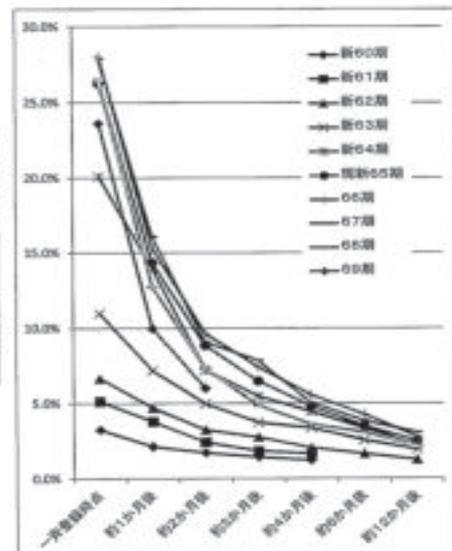
○法科大学院中退者

年次別	予備試験合格を理由とした中退					司法試験合格(予備試験合格資格)を理由とした中退			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1年次	1	0	0	1	0	0	0	1	0
2年次	1	9	8	12	21	9	12	19	15
3年次	1	0	1	0	0	5	15	37	34
全体	3	9	9	13	21	14	27	57	49

弁護士未登録者推移

2017/2/9時点

	新00期	新01期	新02期	新03期	新04期	現新05期	05期	07期	08期	09期
一斉登録時点	3.3%	5.1%	6.7%	11.0%	23.7%	28.2%	28.0%	27.0%	26.5%	23.8%
約1か月後	2.1%	3.0%	4.7%	7.2%	14.0%	14.2%	15.2%	16.1%	12.7%	10.0%
約2か月後	1.7%	2.4%	3.2%	5.0%	7.2%	8.8%	9.8%	3.7%	7.2%	6.0%
約3か月後	1.4%	1.8%	2.8%	3.7%	5.5%	6.5%	7.4%	7.5%	4.9%	
約4か月後	1.2%	1.7%	2.1%	3.4%	4.5%	4.8%	5.8%	5.0%	3.6%	
約5か月後			1.7%	2.8%	3.4%	3.5%	4.2%	3.9%	3.1%	
約12か月後			1.5%	1.9%	2.2%	2.5%	2.8%	2.1%	2.2%	



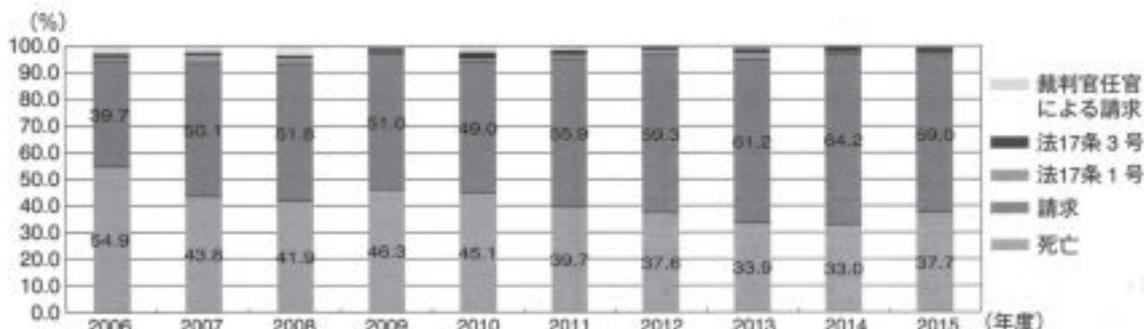
資料1-1-12 弁護士登録取消し件数の事由別内訳

(単位：人)

取消し事由	年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
裁判官任官による請求		10	8	13	3	9 (6)	7 (2)	3 (2)	6 (1)	3 (0)	4 (2)
法17条3号		3	2	2	4	9 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (1)	8 (0)	8 (0)
法17条1号		6	12	9	4	6 (0)	8 (0)	11 (0)	16 (0)	6 (0)	7 (0)
請求		141	182	198	206	199(55)	262(74)	306(99)	345(98)	389(134)	332(111)
死亡		195	159	160	187	183(9)	186(5)	194(12)	191(8)	200(6)	212(6)
合計		355	363	382	404	406(70)	469(81)	516(113)	564(108)	606(140)	563(119)

【注】() 内の数字は内女性数で、2010年度から集計を開始した。

資料1-1-13 弁護士登録取消し件数の事由別割合



【注】1. 割合は、各年度の取消し事由（請求・死亡）件数を各年度の取消し件数の合計でそれぞれ除したものを。

2. 弁護士法第17条抜粋

日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

第1号…弁護士が第7条第1号又は第3号から第5号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第3号…弁護士について退会命令、除名又は第13条の規定による登録取消しが確定したとき。

3. 弁護士法第7条抜粋

次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

第1号…禁錮以上の刑に処せられた者

第3号…懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法務弁護士であつて除名され、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者

第4号…成年被後見人又は被保佐人

第5号…破産者であつて復権を得ない者

民事事件数

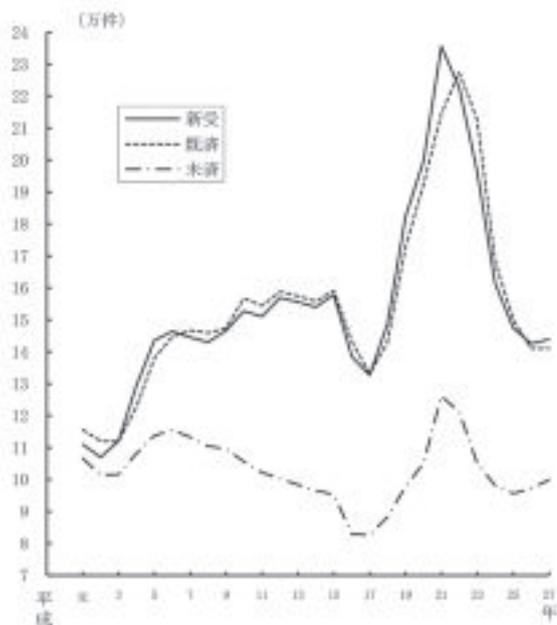
2 民事事件

§ 1 民事・行政訴訟事件

(1) 第一審民事通常訴訟事件

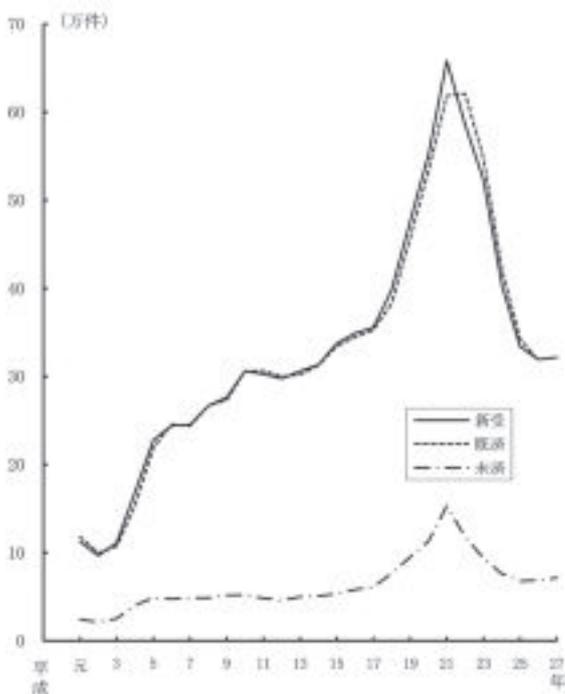
① 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成元年	110,970	115,502	106,561
2	106,871	112,020	101,412
3	112,080	111,958	101,534
4	129,437	122,780	108,191
5	143,511	137,934	113,768
6	146,392	144,693	115,467
7	144,479	146,651	113,295
8	142,959	145,858	110,396
9	146,588	147,373	109,611
10	152,678	156,683	105,606
11	150,952	154,395	102,163
12	156,850	158,781	100,232
13	155,541	157,451	98,322
14	153,959	155,755	96,526
15	157,833	159,032	95,327
16	138,498	143,294	82,913
17	132,654	133,006	82,561
18	148,767	142,976	88,352
19	182,290	172,885	97,757
20	199,522	192,233	105,046
21	235,508	214,512	126,042
22	222,594	227,435	121,201
23	196,366	212,491	105,076
24	161,313	168,230	98,159
25	147,390	149,930	95,619
26	142,487	141,012	97,094
27	143,816	140,999	99,911



② 簡易裁判所

年次	新受	既済	未済
平成元年	112,472	118,019	24,083
2	96,635	99,545	21,173
3	110,942	107,102	25,013
4	168,588	153,566	40,035
5	227,791	219,027	48,799
6	244,131	245,628	47,302
7	244,865	243,534	48,633
8	266,573	266,645	48,561
9	276,120	273,087	51,594
10	306,169	305,801	51,962
11	302,690	306,349	48,303
12	297,261	299,579	45,985
13	305,711	301,997	49,699
14	312,952	312,263	50,388
15	337,231	334,188	53,431
16	349,014	344,580	57,865
17	355,386	352,449	60,802
18	398,261	382,753	76,310
19	475,624	456,968	94,966
20	551,875	533,742	113,099
21	658,227	618,432	152,894
22	585,594	620,587	117,901
23	522,639	547,140	93,400
24	403,309	420,728	75,981
25	333,746	342,316	67,411
26	319,071	317,719	68,763
27	321,666	319,090	71,339

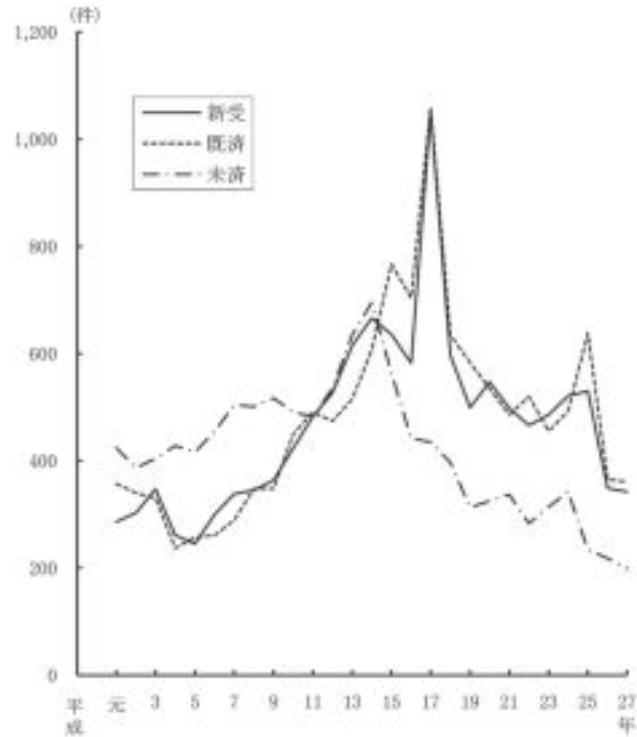


(注) 少額訴訟から通常移行したものは含まない。

(2) 第一審行政訴訟事件

① 高等裁判所

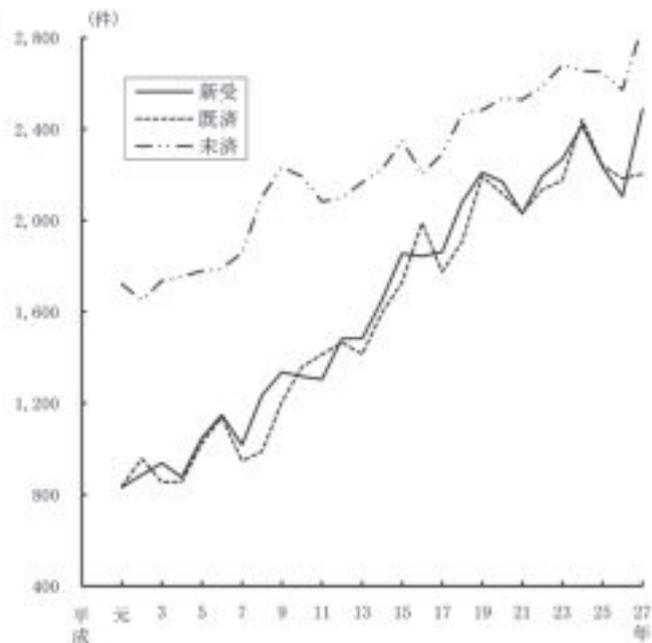
年次	新受	既済	未済
平成元年	286	357	424
2	303	340	387
3	347	330	404
4	261	237	428
5	245	257	416
6	300	261	455
7	338	289	504
8	345	348	501
9	364	348	517
10	423	449	491
11	482	491	482
12	527	474	535
13	615	515	635
14	666	606	695
15	636	767	564
16	582	704	442
17	1,052	1,059	435
18	597	635	397
19	499	583	313
20	547	535	325
21	498	486	337
22	466	520	283
23	486	455	314
24	521	493	342
25	530	638	234
26	349	365	218
27	342	361	199



(注) 平成17年の新受及び既済には、4月1日に知的財産高等裁判所が設置されたことに伴う、東京高等裁判所から知的財産高等裁判所への回付分(400件)が含まれている。
なお、回付件数については各庁からの報告に基づくものであり概数である。

② 地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成元年	833	836	1,722
2	888	958	1,652
3	939	855	1,736
4	877	857	1,756
5	1,047	1,024	1,779
6	1,150	1,140	1,789
7	1,018	948	1,859
8	1,235	990	2,104
9	1,337	1,207	2,234
10	1,318	1,359	2,193
11	1,305	1,414	2,083
12	1,483	1,467	2,099
13	1,484	1,415	2,168
14	1,654	1,598	2,224
15	1,856	1,730	2,350
16	1,844	1,991	2,203
17	1,863	1,774	2,292
18	2,081	1,908	2,465
19	2,211	2,193	2,483
20	2,170	2,119	2,534
21	2,029	2,034	2,529
22	2,195	2,136	2,588
23	2,268	2,176	2,680
24	2,417	2,441	2,656
25	2,237	2,243	2,650
26	2,106	2,184	2,572
27	2,486	2,205	2,853

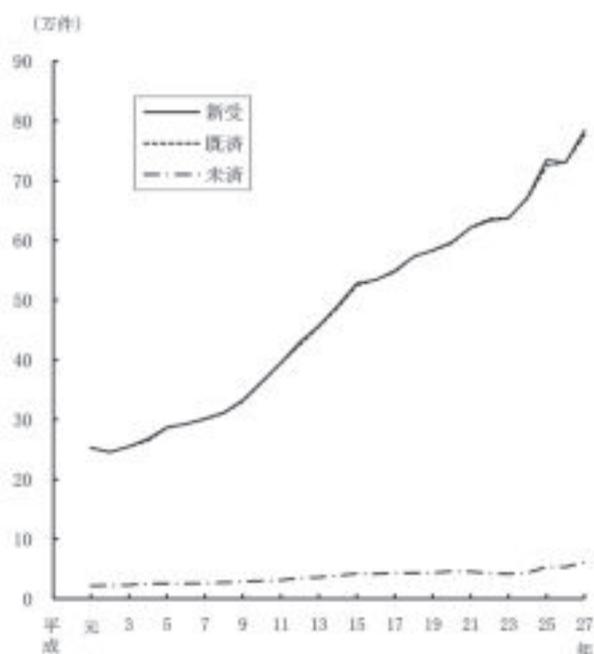


4 家事事件及び人事訴訟事件

§ 1 家事審判事件

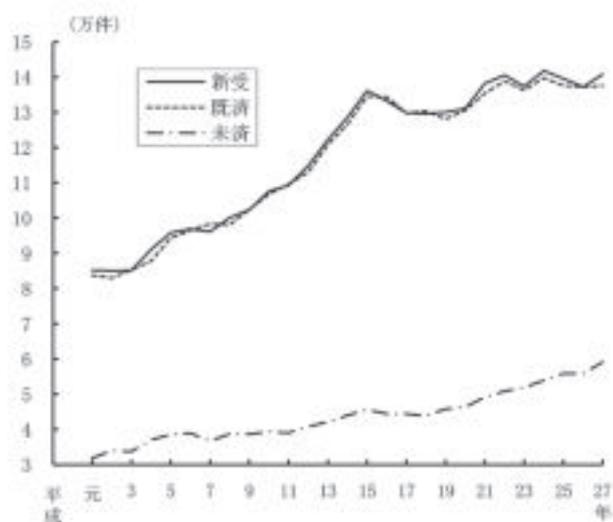
(注) § 1 家事審判事件及び § 2 家事調停事件における平成 25 年以降の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

年次	新受	既済	未済
平成元年	252,587	253,164	21,793
2	245,609	244,948	22,454
3	254,809	254,536	22,727
4	267,327	264,863	25,191
5	296,843	286,136	25,898
6	292,573	292,849	25,622
7	301,133	300,425	26,330
8	311,527	310,903	26,954
9	332,009	330,526	28,437
10	363,666	362,094	30,009
11	394,912	393,858	31,063
12	429,115	425,409	34,769
13	456,611	455,400	35,980
14	490,519	487,577	38,922
15	527,522	524,632	41,812
16	533,654	533,925	41,541
17	548,834	546,579	43,796
18	572,781	573,418	43,159
19	583,426	582,746	43,839
20	596,945	594,936	45,848
21	621,316	621,800	45,364
22	633,337	636,024	42,677
23	636,757	637,854	41,580
24	672,690	670,584	43,686
25	734,228	724,594	53,320
26	730,610	730,679	53,251
27	784,112	775,978	61,385



§ 2 家事調停事件

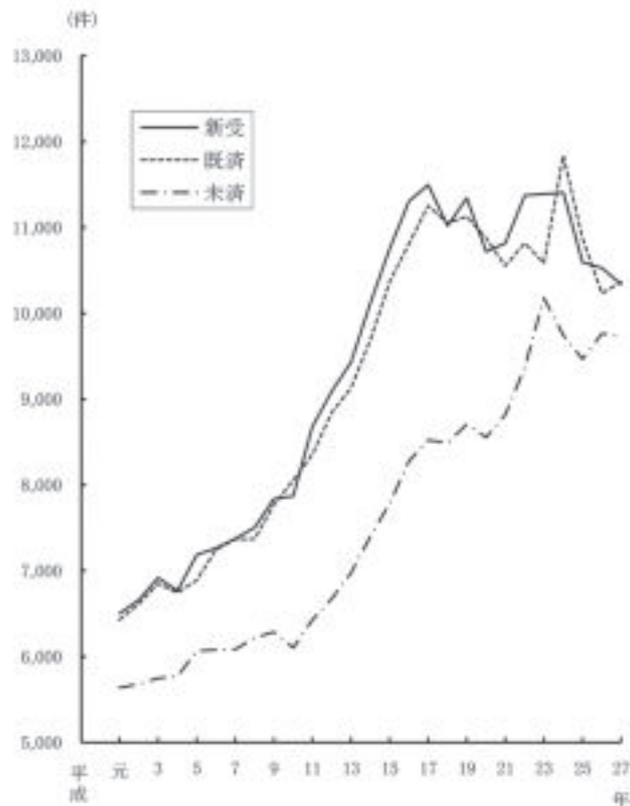
年次	新受	既済	未済
平成元年	85,219	83,799	31,865
2	85,099	83,011	33,953
3	85,112	85,329	33,736
4	91,079	87,819	36,996
5	95,837	94,266	38,567
6	96,920	96,512	38,975
7	96,099	98,338	36,736
8	100,097	98,104	38,729
9	102,322	102,379	38,672
10	107,559	106,824	39,407
11	109,263	109,660	39,010
12	114,822	113,035	40,797
13	122,148	120,794	42,151
14	128,554	126,685	44,020
15	136,125	134,570	45,575
16	133,227	134,388	44,414
17	129,876	129,818	44,472
18	129,690	130,331	43,831
19	130,061	128,115	45,777
20	131,093	130,547	46,323
21	138,240	135,384	49,179
22	140,557	138,917	50,819
23	137,390	136,294	51,915
24	141,802	139,804	53,913
25	139,593	137,627	55,879
26	137,214	137,258	55,835
27	140,830	137,600	59,065



§ 3 人事訴訟事件

年次	新受	既済	未済
平成元年	6,501	6,428	5,636
2	6,659	6,617	5,678
3	6,919	6,851	5,746
4	6,767	6,745	5,768
5	7,185	6,890	6,063
6	7,262	7,247	6,078
7	7,373	7,368	6,083
8	7,504	7,369	6,218
9	7,836	7,767	6,287
10	7,869	8,054	6,102
11	8,680	8,355	6,427
12	9,091	8,844	6,674
13	9,426	9,128	6,972
14	10,120	9,691	7,401
15	10,748	10,367	7,782
16	11,307	10,810	8,279
17	11,496	11,253	8,522
18	11,021	11,051	8,492
19	11,343	11,127	8,708
20	10,718	10,874	8,552
21	10,817	10,552	8,817
22	11,373	10,820	9,370
23	11,389	10,583	10,176
24	11,409	11,840	9,745
25	10,594	10,873	9,466
26	10,527	10,231	9,762
27	10,338	10,364	9,736

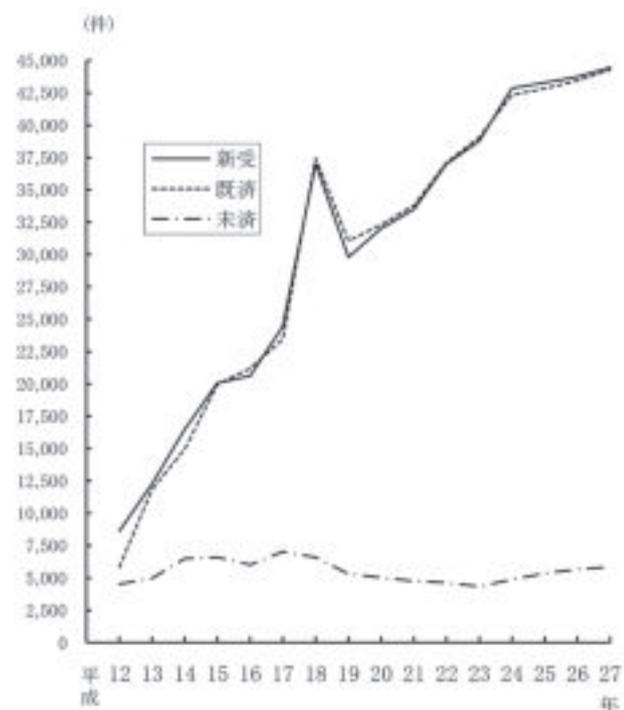
(注) 平成15年までは地裁人事訴訟事件の数であり、平成16年以降は地裁人事訴訟事件及び家裁人事訴訟事件の合計である。



§ 4 成年後見関係事件

年次	新受	既済	未済
平成12年	8,617	5,829	4,517
13	12,244	11,806	4,955
14	16,484	14,953	6,486
15	20,066	19,954	6,598
16	20,610	21,198	6,010
17	24,448	23,440	7,018
18	36,991	37,423	6,586
19	29,782	31,055	5,313
20	32,004	32,292	5,025
21	33,496	33,768	4,753
22	36,994	37,112	4,635
23	38,783	39,073	4,345
24	42,855	42,319	4,881
25	43,288	42,816	5,353
26	43,741	43,435	5,659
27	44,462	44,279	5,842

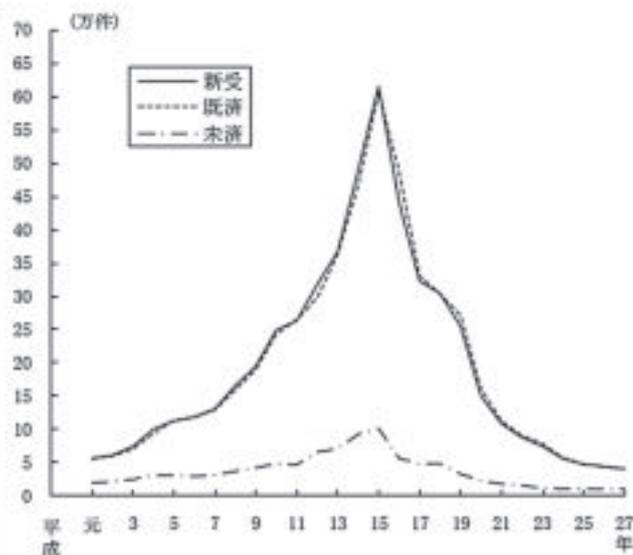
(注) 平成12年は、旧制度並びに後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び成年後見監督人選任事件の合計である(後見開始等の申立てには後見開始の審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与などの申立てを含む。)



§ 2 民事調停事件

(1) 全事件

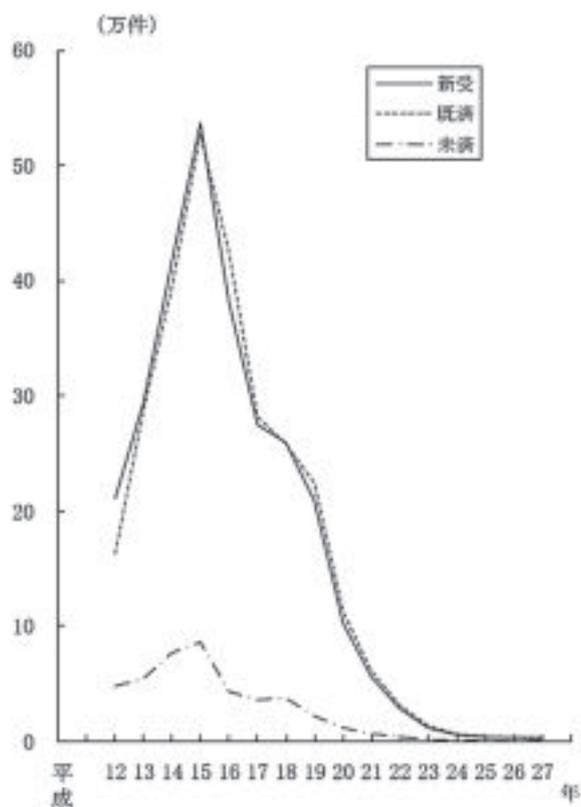
年次	新受	既済	未済
平成元年	56,115	55,852	19,944
2	61,007	59,683	21,268
3	74,349	70,693	24,924
4	99,973	93,828	31,069
5	112,846	113,170	30,745
6	117,996	118,961	29,780
7	130,808	129,150	31,438
8	165,107	159,357	37,188
9	194,761	189,683	42,266
10	248,833	243,101	47,998
11	263,507	264,830	46,675
12	317,986	298,556	66,105
13	367,404	362,922	70,587
14	489,955	467,687	92,855
15	615,313	606,802	101,366
16	440,724	485,953	56,137
17	322,987	330,676	48,448
18	304,049	303,579	48,918
19	255,565	271,409	33,074
20	150,161	160,659	22,576
21	106,615	112,861	18,330
22	87,808	90,888	15,250
23	74,896	78,211	11,935
24	55,862	57,421	10,376
25	47,596	47,436	10,536
26	43,862	44,393	10,005
27	40,760	40,262	10,503



(注) 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

(2) 特定調停事件 (内数)

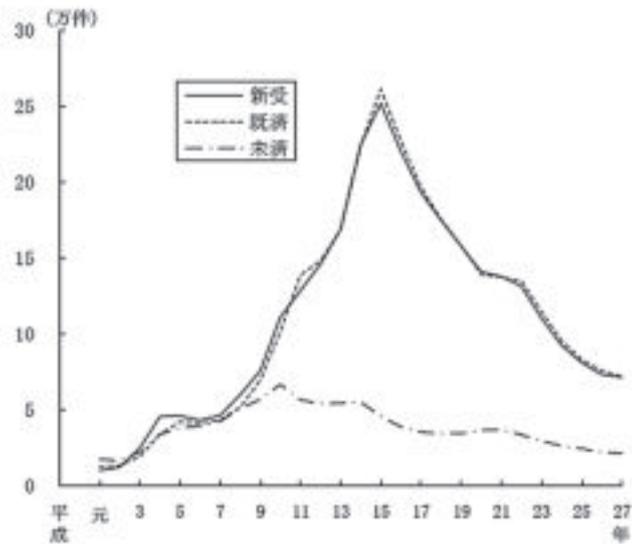
年次	新受	既済	未済
平成12年	210,866	163,002	47,864
13	294,485	288,012	54,337
14	416,668	394,157	76,848
15	537,071	527,762	86,157
16	381,503	424,556	43,104
17	274,794	281,814	36,084
18	259,297	257,920	37,461
19	208,360	224,052	21,769
20	102,688	112,896	11,562
21	56,004	61,079	6,487
22	28,229	31,136	3,580
23	11,382	13,496	1,466
24	5,514	6,241	739
25	3,849	3,866	722
26	3,371	3,415	678
27	3,078	3,025	731



(1) 破産事件

① 全事件

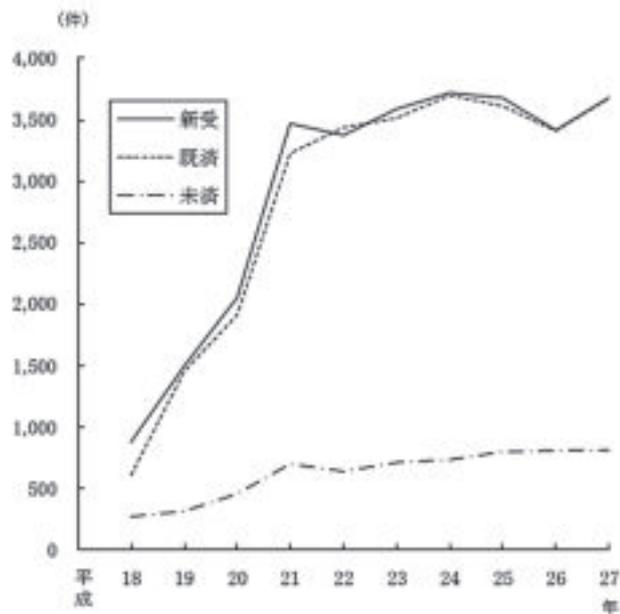
年次	新受	既済	未済
平成元年	10,319	12,454	17,747
2	12,478	13,619	16,606
3	25,091	19,379	22,318
4	45,658	33,908	34,068
5	46,216	42,341	37,943
6	43,161	41,379	39,725
7	46,487	43,564	42,648
8	60,291	52,044	50,895
9	76,032	69,706	57,221
10	111,067	101,447	66,841
11	128,488	138,585	56,744
12	145,858	148,266	54,336
13	168,811	168,571	54,576
14	224,467	223,770	55,273
15	251,800	261,162	45,911
16	220,261	227,053	39,119
17	193,179	196,755	35,543
18	174,861	175,735	34,669
19	157,889	157,845	34,713
20	140,941	139,101	36,553
21	137,957	137,346	37,164
22	131,370	134,767	33,767
23	110,451	114,557	29,661
24	92,555	95,543	26,673
25	81,136	83,116	24,693
26	73,368	75,799	22,262
27	71,533	72,026	21,769



§ 8 労働審判事件—地方裁判所

年次	新受	既済	未済
平成18年	877	606	271
19	1,494	1,450	315
20	2,052	1,911	456
21	3,468	3,226	698
22	3,375	3,436	637
23	3,586	3,513	710
24	3,719	3,697	732
25	3,678	3,612	798
26	3,416	3,408	806
27	3,679	3,674	811

(注) 平成18年は、労働審判法が施行された4月1日以降の数値である。



法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議

2016年（平成28年）3月11日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）は、法の支配を社会の隅々まで行きわたらせ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するために、司法基盤の整備、司法アクセスの拡充、弁護士の活動領域の拡大などに積極的に取り組むとともに、社会の様々な要請に応えることができるよう、質の高い法曹の養成に力を注いできた。

しかし、この間、新たな法曹養成制度の下で多くの新規法曹が生まれ様々な分野で活躍する一方、当初の想定と異なる司法試験合格率の低迷と司法修習終了後の厳しい就業状況が続き、法曹養成課程における経済的・時間的負担の重さもあいまって、法曹志望者は毎年大幅な減少を続けている。こうした状況が続くならば、我が国のこれからの司法と民主主義を担う人的基盤の脆弱化を招来することにもなりかねない。

こうした事態を踏まえ、当連合会は、2012年3月15日に「法曹人口政策に関する提言」（以下「当連合会人口提言」という。）を、同年7月13日に「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」（以下「当連合会制度改善提言」という。）を理事会で決議し、以後これらに基づき、司法試験合格者数をまず1500人にまで減員すること、これを前提として法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行い、教育の質を向上させること、予備試験について制度趣旨を踏まえた運用をすること、給費の実現等の司法修習生への経済的支援を含む法曹養成課程における経済的負担を軽減すること等を、相互に関連した一つの基本方針と位置付けて取組を進めてきた。

そうした中で、政府の法曹養成制度改革推進会議は、2015年6月30日、司法試験合格者数について当面「1,500人程度」とすることに言及し、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することなどを含む「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を取りまとめた。推進会議決定は、関係諸機関、諸団体の真摯な議論等を通じて、ようやく法曹養成制度改革について社会的合意が形成されつつあることを示している。

今日、法曹養成制度改革は、この合意を確かなものとし、その実現を目指す新たな段階を迎えた。

このときに当たり、当連合会は、改めて、法曹の役割や活動の魅力を広く社会

に発信するとともに、法曹養成制度に対する信頼を回復し、多様で有為な人材が法曹を目指し、質の高い法曹が広く社会の様々な分野で活躍する状況となるよう全力を尽くさなければならない。

そのために、当連合会は、上記2つの当連合会提言に基づき、関係諸機関、諸団体と協力し、推進会議決定の積極的な内容の具体化を始めとして、法曹養成制度の全過程にわたる改革を進めるとともに、緊急の課題として、以下の事項を可及的速やかに実現するために、全国の会員・弁護士会と力を合わせて取り組む。

- 1 まず、司法試験合格者数を早期に年間1500人とすること。
- 2 法科大学院の規模を適正化し、教育の質を向上させ、法科大学院生の多様性の確保と経済的・時間的負担の軽減を図るとともに、予備試験について、経済的な事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するとの制度趣旨を踏まえた運用とすること。
- 3 司法修習をより充実させるとともに、経済的事情によって法曹への道を断念する者が生じることなく、かつ、司法修習生が安心して修習に専念しうるよう、給付型の経済的支援として、給費の実現・修習手当の創設を行うこと。

以上

提 案 理 由

第1 当連合会の取組と旧来の法曹養成制度の課題

当連合会は、長年にわたり、法の支配を社会の隅々まで行きわたらせ、基本的人権を擁護し社会正義を実現するために、市民にとってより身近で利用しやすく、頼りがいのある司法を実現すべく総力を挙げてきた。とりわけ、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、社会に生起する様々な問題が公正かつ透明なルールの下で適正迅速に解決されるべく、当番弁護士制度、法律扶助事業の拡充、司法過疎の解消、各種の人権課題に関わる取組等を進めてきた。今般の司法制度改革は、こうした取組をも踏まえつつ、司法の制度的・人的基盤の整備・充実、国民の司法参加など諸制度の有機的・一体的改革を目指すものと位置付けられ、当連合会は、市民の権利の擁護のため、同改革の推進に力を注いできた。

このような改革を進める上で、最も重要なことはそれらを支える「人」である。現行の法曹養成制度は、司法の役割の増大と、その担い手たる法曹の果たすべき役割の重要性を踏まえて、旧来の法曹養成制度の抱える課題を克服すべく提案されたものである。

すなわち、旧来の法曹養成制度の下では、大学は、法学部では法的素養を持つ人材を社会に輩出する役割を担うにとどまり、大学院では研究者養成を主たる目的とし、総じて、法曹を養成する専門教育は実施されていなかった。また、旧司法試験は、「開かれた制度」と評価されてはいたものの、法曹専門教育のないまま競争倍率の高い試験のみで選抜をすることにより、受験技術優先の傾向、受験予備校への依存、若年層の司法試験離れといった事態を招き、1996年には、3年以内の少数回受験者を優遇するいわゆる合格枠制（丙案）が実施されるまでに至った。

こうした経験や反省を踏まえ、政府は、2001年の司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）において、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度を整備し、その中核を成すものとして法科大学院を設けるべきであると提言されたことに基づき、2004年、新たな法曹養成制度を創設した。

第2 現行の法曹養成制度の概要

以上のような経緯の下でスタートした現行の法曹養成制度は、旧来の法曹

養成制度において生じた様々な課題を克服し、質・量ともに豊かな法曹を養成することを期待された。

すなわち、新たに設置された法科大学院は、法曹養成に特化した専門教育を担う機関として、専門的な法知識の修得はもとより、これを批判的に検討し発展させていく創造的な思考力、法的分析・法的議論の能力、法曹としての責任感や倫理観等が涵養されることを目指した。具体的には、法科大学院では、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃い教育を行うものとし、理論と実務を架橋する幅広いカリキュラムを通じ、事実在即して思考する能力の養成に重きが置かれた。そして、その担い手として、研究者のみならず多くの弁護士が実務家教員として法科大学院の教壇に立ち、後継者養成に主体的役割を演じることになった。

また、学生の多様性確保、地域適正配置への配慮等を旨とする同制度のスタートにより、非法学部出身者や社会人経験者など旧司法試験時代には法曹を志望しなかった者も法科大学院を志願し、法曹となって各分野で活躍することとなった。

第3 現行の法曹養成制度の課題

現行の法曹養成制度は、以上のような意義を有してスタートしたものの、その後数年を経過するなか、様々な課題を指摘されるようになった。

法科大学院は、創設時の学校数や学生定員が制度設計時の想定をはるかに超えていたことや法曹養成を担う関係機関の連携が十分でなかったことなどを背景に、法科大学院間での教育内容・水準のばらつきが指摘されるようになった。また、司法修習は、「法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべき」（審議会意見書）とされたものの、法科大学院教育との連携不足や期間短縮などを背景に、その充実が求められることになった。

さらに、審議会意見書は、新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら2010年頃には司法試験合格者数を年間3000人とすることを目指したが、当初の想定と異なり、法科大学院修了生の司法試験合格率は低迷し、司法試験合格者数は2008年の2209人をピークに、その後も2000人前後にとどまった。

そして、2000人前後の司法試験合格者を輩出する中で、司法修習終了後の就業状況は厳しさを増した。すなわち、司法の制度的基盤整備、司法アクセス拡充等の進捗が十分ではなかったこともあり、裁判所の新受件数に現れているように、法曹に対する従来型の需要は増加するどころか近年減少を続け、

新しい活動領域の拡充が期待されたものの、当初予想された規模にまでは達しなかった。このため、例えば、2011年に弁護士登録した新旧の第64期司法修習生においては、いわゆる一括登録日時点の弁護士未登録者数が400人を超え、翌年の第65期司法修習生においては500人を超えるに至り、こうした中、一定数の弁護士がいわゆるOJTの機会を得ることができず、その実務経験・能力の不足が懸念されることにもなった。

また、法科大学院への財政措置や法科大学院生への経済的支援が十分でなかったことなどから、多くの法科大学院生が多額の貸与制の奨学金を利用し、その返済義務を負ったまま法曹として世に出ることになった。その上、2011年11月からは、司法修習生の給費制に代わり修習資金を貸与する制度（貸与制）が始まり、新規法曹は、更なる経済的負担を負うことになった。

こうした状況の下、2011年に始まった予備試験は、本来、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであった。しかしながら、近年、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の約8割を占める者が法科大学院在学中の者や大学在学中の者となるなど、その運用状況は制度本来の趣旨から乖離し、法科大学院教育に影響を及ぼす事態も報告されている。さらには、予備試験合格を目指し、法学部生が100万円にも及ぶ予備校講座を受講する事態すら報告され、旧来の法曹養成制度で問題視されていた受験予備校への依存が復活し、同制度の趣旨とは異なり、経済的に余裕のある学生が予備試験を目指し合格するという運用実態が指摘されるまでになった。

このように、現行の法曹養成制度は、一定の成果を出しつつも、その本来求められた機能を十分に果たすことができない状況にある。そして、既に述べた種々の課題とあいまって、法曹を志望する者が年々減少するという深刻な事態を生じている。こうした状況が続くならば、我が国のこれからの司法と民主主義を担う人的基盤の脆弱化を招来することにもなりかねない。

当連合会は、このような実態を真摯に受け止め、上記の諸課題を克服するため、次項に述べる各種の提言を行い、これらに基づく取組を続けてきた。

第4 これまでの当連合会の意見書等

2012年3月15日、当連合会は、当連合会人口提言において、弁護士のアイデンティティである「プロフェッション」性、すなわち、高度の専門性と公益的性格から導かれる「質」を確保するため、司法試験の合格者数を、法曹養成制度の成熟度に見合うものにしなければならないとし、市民にとってよ

り身近で利用しやすく、頼りがいのある司法を実現するため、現実の法的需要や司法基盤整備の状況とバランスの取れた法曹人口の「適正さ」を確保すべきとした。そして、法曹人口の急増から「状況に応じた漸増」へと、速やかに移行すべきであり、具体的には、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべき」とした。

また、同年7月13日には、当連合会は、当連合会制度改善提言において、法科大学院を中核とする法曹養成制度の制度理念の実現に向けた具体的対応策として、法科大学院の統廃合と入試競争倍率に関する一定の基準を設けることなどを進め、学生定員・入学者総数の大幅な削減を促進すること、法科大学院の地域適正配置と学生の多様性確保のための各措置を実施すること、教育の質の向上のための各措置を実施すること、法科大学院修了までの経済的・時間的負担を軽減するため、法科大学院生を対象とした給付制奨学金制度を創設する等の各措置を実施すること、司法試験制度について、法科大学院教育との有機的連携を強化する観点から各措置を実施すること、予備試験について、その実施状況を検証しつつ、経済的な事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するとの制度趣旨を踏まえた運用をすること等を提言した。

以上の各提言は、現行の法曹養成制度を巡る諸課題の重さを真摯に受け止めるとともに、その実情や背景を具体的に分析し、これらを克服するため、各課題を切り離すことなく一体として解決するための具体的方策を提案したものである。これらは、とりもなおさず、法科大学院、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、現行の法曹養成制度がその機能をよりよく発揮し、当連合会が長年にわたり求めてきた市民にとってより身近で利用しやすく、頼りがいのある司法の実現を目指す一環としての取組であった。

第5 法曹養成制度改革推進会議決定とそれに至る政府の検討状況

1 推進会議決定に至る政府の検討状況

以上述べた現行の法曹養成制度を巡る諸課題を踏まえ、この間、政府においても、2010年に法曹養成制度に関する検討ワーキングチームを、2011年に法曹の養成に関するフォーラムを設置するなどし、検討を続けてきた。

そして、2013年の法曹養成制度検討会議取りまとめにおいては、「現時点において、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠く。」とし、合格者数

に関する従前の政府の方針を改めるとともに、法科大学院制度については、「法科大学院を中核とする『プロセス』としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進」や、「法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる」などとされ、司法修習については、「法科大学院における教育との有機的な連携の下に、法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められている。」として、「司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行」うなどとされた。

2 推進会議決定の概要

上記の法曹養成制度検討会議取りまとめを受け、政府は、法曹養成制度改革に関する「新たな検討体制」として、法曹養成制度改革推進会議を開催し、その下に内閣官房法曹養成制度改革推進室、法曹養成制度改革顧問会議を設置した。そして、2年近くに及ぶ検討を経て、2015年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、以下の内容の推進会議決定を行った。

(1) 今後の法曹人口の在り方について

「司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」とした上で、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とされた。

(2) 法科大学院について

「平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。」、「法科大学院生に対する経済的支援の更な

る充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。」「文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。」などとされた。

(3) 予備試験について

「法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。」「司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。」「法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。」などとされた。

(4) 司法修習について

最高裁判所において、「法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。」「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」などとされた。

3 推進会議決定と当連合会の取組

以上の内容を含む推進会議決定は、当初の想定と異なる司法試験合格率の低迷、司法修習終了後の厳しい就業状況、法曹養成課程における経済的・時間的負担を原因とする法曹志望者の減少という状況を食い止め、質・量ともに豊かな法曹を輩出しなければならないという危機意識の下、法曹養成制度改革顧問会議における議論や、関係諸機関、諸団体の意見等を踏

まえてなされたものである。例えば、2014年4月には、自由民主党、公明党の両党が緊急の提言を行い、法曹人口について、自由民主党は、「我が国に力強い司法を築くために一旦体質を強化すべく、司法試験合格者数は、まずは平成28年までに1500人程度を目指すべきことを提言する。」とし（自由民主党政務調査会司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議「法曹人口・司法試験合格者に関する緊急提言」）、公明党は、「司法試験の年間合格者数を、まずは1800人程度とし、その後、今後の内閣官房法曹養成制度改革推進室の法曹人口調査検討を踏まえつつ、1500人程度を想定する必要もある」としている（公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム「法曹養成に関する緊急提案」）。

そして、この間、当連合会は、これらと基本的に同様の問題意識の下、先に挙げた当連合会人口提言、当連合会制度改善提言に基づき、司法試験合格者数をまず1500人にまで減員すること、これを前提として法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行い、教育の質を向上させ司法試験の合格率を上昇させること、予備試験については制度趣旨を踏まえた運用をすること、給費の実現等の司法修習生への経済的支援を含む法曹養成課程における経済的負担を軽減すること等を中心とした各事項を、相互に関連した一つの基本方針と位置付けて取組を進め、その結果、関係諸機関、諸団体の理解を拡げてきたところである。

そのことに照らせば、推進会議決定は、なお課題とされていることも少なくないものの、これまでの当連合会の方針と取組が一定の成果を得た結果と評価すべきである。

以上を踏まえ、当連合会は、上記2つの当連合会提言に基づき、関係諸機関、諸団体と協力し、法曹養成制度の全過程にわたる改革を進めるとともに、まずは、緊急の課題として、第6に掲げる各事項を可及的速やかに実現するために、全国の会員・弁護士会と力を合わせて取り組む。

第6 緊急の課題

1 司法試験合格者数

前述のように、推進会議決定が、政府における度重なる検討を経て、司法試験合格者数について、当面「1,500人程度」とすることに言及し、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」としたことは、この間の各方面の真摯な

議論と検討を踏まえたものであり、かつ、当連合会人口提言を含むこれまでの当連合会の不断の主張や取組の成果の一つと位置付けるべきものである。

もつとも、推進会議決定は、「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ」るなど、1500人程度を上回る規模の司法試験合格者数を視野に入れたかのような記述を含むが、前述した法曹養成制度の深刻な状況と、この間の法曹志望者減少の推移を踏まえるならば現実的な基盤を欠き、新規法曹の質の低下や、ひいては法曹養成制度に対する信頼を損なうことにもなりかねない。

他方で、この間、当連合会が、法曹人口の在り方を巡る困難な議論状況の下においても、一貫して、市民のための司法を確立する責務を担うとの立場から、当連合会人口提言の趣旨を関係者に丁寧に訴え、社会の信頼を得つつ、様々な意見が存する中で社会的合意の形成に努め、当面の司法試験合格者数について1500人に言及する今回の推進会議決定に至った経過を十分に踏まえなければならない。

したがって、当連合会は、今後も2012年の当連合会人口提言に基づき、より多くの有為な人材が希望を持って法曹を志望する状況が回復されるよう、司法基盤整備の推進と司法アクセスの拡充、そして弁護士の活動領域拡大のための施策にも取り組むとともに、法曹養成制度を巡る諸課題を克服すべく必要な取組を行う。年間の司法試験合格者数については、まず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきものとする。とりわけ、緊急の課題として、年間合格者数を早期に1500人とするよう、関係諸機関、諸団体と協力するなどして、会員一丸となって取組を進めるものである。

2 法科大学院、予備試験

前述のとおり、現在の法曹養成制度は、旧来の法曹養成制度に関する経験と反省に基づいてスタートしたものであるが、これまで挙げたような各種の課題が指摘される状況下において、法科大学院制度を廃止して旧制度に戻るべきといった意見すら生まれている。

しかしながら、当連合会は、法科大学院創設以来、多くの実務家教員を送り出すなどして、法科大学院の教育に主体的に関与し、法科大学院の充実、発展に向けて取り組んできた。現に、法科大学院教育を経て弁護士になった者の数は今や約1万4000人、全弁護士数のおよそ4割となり、多様な分野で活躍し、市民にとってより身近で利用しやすく、頼りがいの

ある司法を実現する担い手となるなど、その存在は、まさに法曹の中核を占めつつある。例えば、2011年の東日本大震災直後には、多くの若手弁護士が積極的に被災地支援にあたり、被災地の地方公共団体に任用され、原子力損害賠償紛争解決センターの調査官に200名近い弁護士が任用されるなどの実績を通じて、同震災後の復興に多大な貢献を果たしてきた。

また、当連合会制度改善提言を出して以降、法科大学院の統廃合、定員削減等は加速的に進んでおり、創設当時74校を数えた法科大学院のうち30校が廃校若しくは募集停止、または募集停止を公表し（2015年12月現在）、総定員数はピーク時（2005年度から2007年度まで）の5825人から3169人（2015年度）に、入学者総数は、ピーク時の5784人（2006年度）から2201人（2015年度）にまで減少している。

政府も、既に述べたように、法科大学院の課題を踏まえつつ、法曹養成制度検討会議の取りまとめにおいて、「法科大学院を中核とする『プロセス』としての法曹養成の理念を堅持」するとした上で、推進会議決定において、「平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図る」とした。

当連合会は、こうした政府及び関係各機関における議論、検討の経緯を真摯に受け止め、法科大学院、司法試験、司法修習が有機的に連携して、現行の法曹養成制度が本来の機能を果たすべく、入学者数等の法科大学院の規模を適正化し、教育の質の向上を実現するよう取り組む。それと同時に、存続する地方の法科大学院を充実させ、あるいは、推進会議決定で言及されたICT（情報通信技術）を活用した地方在住者や社会人等に対する法科大学院教育を実現すべく努力することなどを通じ、多様な人材が法科大学院を経て法曹となる途を確保すること、さらには、その経済的・時間的負担の軽減を図ることを目指し、推進会議決定の言う法科大学院「集中改革」にまずは力を注ぐ。

予備試験については、経済的な事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するとの制度趣旨から離れた運用実態があることに留意し、法科大学院改革を進める中で、引き続きその実施状況を検証し、本来の制度趣旨を踏まえた運用となるよう取り組む。

3 司法修習、司法修習生に対する経済的支援

弁護士を始めとする法曹三者は、冒頭で述べたように、法の支配を社会

の隅々まで行きわたらせ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する担い手であり、重要な人的基盤である。かかる法曹を養成するため、国は司法試験合格者に司法修習を命じ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と実務能力を修得するべく、統一かつ専門的な実務研修を課してきた。現行の法曹養成制度においても、司法修習は、法科大学院教育との有機的な連携の下、法曹としての実務に必要な能力を修得させるなど、重要な役割を担うことが求められている。

推進会議決定は、法曹として必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、最高裁判所において「司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。」としており、当連合会としても、これを踏まえ、司法修習の更なる充実に向けて取組を進める。

また、前述のとおり、司法修習は、公共的役割を持つ法曹を養成する重要な実務研修であるため、司法修習生は修習に専念する義務を負っている。このため、司法修習生の生活の基盤を保障して安心して修習に専念できるようにするとともに、法曹に有為な人材を確保するため、司法修習生が修習期間に要する費用は公費によって賄われるべきである。

こうした観点から、我が国では、終戦直後から長きにわたり、司法修習生に対して給費が支給されてきた。しかし、既に述べたように、2011年11月から、給費制が廃止され、必要な司法修習生に対しては修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。多くの司法修習生が、この修習資金の貸与を受けることとなり、その平均負債額は約300万円に上る。これに大学や法科大学院における奨学金の債務を合わせると、半数近い司法修習生が、実に400万円以上の債務を負担して司法修習を終えるという実態があり、債務額が800万円ないし1000万円に上る者もいる。こうした重い経済的負担が法曹志望者の激減の一因となっていることが指摘されており、経済的理由から司法修習を辞退する司法試験合格者も現れている。

このような看過し難い状況を踏まえ、当連合会は、司法修習生に対する給費の実現を求めて、各弁護士会とも連携して精力的な取組を進めてきた。2013年10月には「司法修習生に対する給費の実現と充実した司法修習を求める要請書に対する団体署名」を募り、多数の団体の賛同を得た。昨年は3回にわたり「司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に関する院内意見交換会」を開催し、多数の国会議員の参加を得たほか、国会議員からの司法修習生への給費の実現・修習手当の創設に向けた賛同メッセージは既に360通を超え、議員の過半数に至ったところである。

こうした取組の中で、給付型の経済的支援について、より具体的な制度の提案が必要となり、また、公明党も、2014年4月の前記緊急提案において、「修習手当」の創設を含めた司法修習生に対する経済的支援を提言していることなどから、当連合会は、具体的な給付型支援の制度の提案として、安心して修習に専念できるよう「修習手当」の創設に向けた国会議員への要請活動を展開している。

推進会議決定も、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、・・・司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする」と方針を打ち出すに至った。関係機関は直ちに前向きな検討を開始し、必要な法改正を行うべきである。

当連合会は、法曹に広く有為かつ多様な人材を確保し、法曹志望者が経済的事情によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して修習に専念できるよう、給付型の経済的支援としての給費の実現・修習手当の創設に向け、全力を尽くす。

第7 結び

以上のとおり、当連合会は、法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む所存である。

法曹養成制度の抜本的改革を求める決議

札幌弁護士会は、危機的状況に陥っている法曹養成制度の抜本的な改革を行うため、政府に対し、以下の2点を要求する。

1. 法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないこと。
2. 充実した実務教育を行うため、司法修習制度において前期集合修習を実施し、修習期間を延長するなどの改善を行い、あわせて給費制を復活させること。

以上のとおり、決議する。

2013年（平成25年）3月27日

札幌弁護士会

決 議 の 理 由

第1 はじめに

1 2001年（平成13年）6月、「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」（以下「司法審意見書」という。）は、グローバル化が進展する国際社会のなかで、法曹に対する需要は量的に増大するとともに質的にも一層多様化・高度化していくことが予想されるとし、司法試験合格者数を2010年（平成22年）ころまでには年間3000人にまで増加させることを目指すとした。

その上で、司法審意見書は、法曹養成制度について、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するために、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すること、そして、その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設置することを提言した。この結果、予備試験合格者を除き、法科大学院課程を修了しなければ司法試験を受験することはできなくなった。

また、司法審意見書は、司法修習制度について、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院における教育内容をも踏まえ、前期集合修習を見直し、給費制のあり方を検討すべきであるとした。

2 この司法審意見書を受けて、2004年（平成16年）4月に法科大学院が開校し、その数は、翌年開校した法科大学院を含め74校、定員は5825人に達した。

また、従前1000人程度であった司法試験合格者数は、2004年（平成16年）には1500人となり、法科大学院未修者コースの修了者が初めて新司法試験を受験できるようになった2007年（平成19年）以降は、新司法試験・旧司法試験も含めて2100～2200人程度となっている。

そして、2006年（平成18年）11月から開始された新司法修習制度においては、前期集合修習は廃止され、分野別実務修習8か月、分野別実務修習後の選択型実務修習、集合修習各2か月の1年間の課程となった。

さらに、2011年（平成23年）採用の新第65期司法修習生からは給費制が廃止された。

3 法科大学院の設立にあたっては、弁護士などの法曹が全国各地の法科大学院に実務家教員として就任し、法科大学院制度を支えてきた。

当会は、法科大学院が設立される2004年（平成16年）4月以前から、札幌近郊の大学との間で、法科大学院設立に向けた協議、意見交換を重ね、法科大学院の開校前から北海道大学に実務家教員を試験的に派遣し、開校に向けて準備を進めてきた。

2003年（平成15年）4月には、当会に法科大学院支援委員会を設置し、法科大学院の運営に支援、協力できる体制を築き、北海道大学法科大学院、北海学園大学法科大学院の2校との関係では、両校からの教員派遣要請に応じ、また、派遣した教員に対するバックアップ体制を構築した。

その後、多くの当会会員が法科大学院の運営支援のために尽力し、法曹養成に貢献してきた。

4 司法審意見書から11年、法科大学院が設置されてから8年が経過した。

しかしながら、この間、司法審意見書が想定した法的需要の量的増大は見られず、司法基盤の整備や法曹養成制度の充実が十分に行われないうまま、弁護士人口のみが急激に増加したため、司法修習生の就職難、就職難に伴うOJTの機会不足など、さまざまな「ひずみ」が生じている。

また、法科大学院においては、法科大学院適性試験受験者数及び入学者数の激減、多くの法科大学院における定員割れ、法科大学院間における教育の質の格差などのさまざまな問題が生じている。司法試験の合格率は年々低下し、司法修習生の就職難などから社会人の入学者数も激減している。

さらに、給費制が廃止され貸与制に移行したことから、司法修習生の経済的負担も増大している。

このような状況のなかで、法曹志望者数は激減し、将来の司法を支えるべき多様かつ有能な人材を法曹界に輩出することが困難になりつつある事態が生じている。

当会は、このような危機的状況を踏まえ、法曹養成制度の抜本的な改革を行わなければ、取り返しのつかない事態に陥るであろうことを危惧し、以下に述べる理由により、本決議に至ったものである。

第2 法曹志望者数の激減

1 法科大学院志望者（適性試験受験者）数の激減

法曹となるためには法科大学院適性試験（以下「適性試験」という。）を受験して法科大学院に入学する必要がある。

適性試験を、大学入試センターと日弁連法務研究財団がそれぞれ実施していた

時期においては、ほとんどの受験生が大学入試センターによる試験を受験していたといわれており、これを前提にすると、受験者数は2003年（平成15年）3万9350人、2004年（平成16年）2万4036人であったが、2010年（平成22年）は8650人にまで減少している。

2011年（平成23年）度からは、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験に統合されたが、統一後の適性試験受験者数は2011年（平成23年）7820人、2012年（平成24年）6457人と、年々減少している。

適性試験受験者数

	大学入試センター	日弁連法務研究財団	合計	統一後
2003年 (H15)	39,350	20,043	59,393	
2004年 (H16)	24,036	13,993	38,029	
2005年 (H17)	19,859	10,725	30,584	
2006年 (H18)	18,450	12,433	30,883	
2007年 (H19)	15,937	11,945	27,882	
2008年 (H20)	13,138	9,930	23,068	
2009年 (H21)	10,282	8,547	18,829	
2010年 (H22)	8,650	7,829	16,479	
2011年 (H23)				7,820
2012年 (H24)				6,457

2 法科大学院入学者数の激減

適性試験受験者数の減少は、法科大学院入学者数の激減にもつながっており、法科大学院開校時には5767人であったものが、2012年（平成24年）には3150人とほぼ半減している。

入学者数の減少を受けて、法科大学院の定数はピーク時の5825人から2012年（平成24年）には4484人まで減員されたが、定員充足率は年々減少している。

	2004年度 H16	2005年度 H17	2006年度 H18	2007年度 H19	2008年度 H20	2009年度 H21	2010年度 H22	2011年度 H23	2012年度 H24
総定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571	4,484
実入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150
定員充足率	1.03	0.95	0.99	0.98	0.93	0.84	0.83	0.79	0.70

第3 法曹志望者数激減の原因は何か

このような法曹志望者数の激減を招いた原因はどこにあるのか。

それは、①法曹人口の急増に見合う法的需要がないこと、②法科大学院生の経済的・時間的負担、法科大学院間における教育の質の格差などの問題、司法試験合格率の低迷、③司法修習費用の給費制廃止など、複合的なものである。

1 法曹人口の急増に見合う法的需要がないこと（第一の原因）

(1) 弁護士人口の急増

法的需要は、量的に増大するとともに質的にますます多様化・高度化するとして、その法的需要に対応する人的基盤を確立することを目的に法科大学院が設立された。

司法試験合格者数を2010年（平成22年）ころまでには年間3000人にまで増加させることを目指すと提言した司法審意見書を受けて、司法試験合格者数は年々増加の一途を辿り、今日では2000人強となっている。しかし、この10年間における裁判官と検察官の新規採用数は横ばいとなっており、結局、弁護士数のみの急増となっている。弁護士数は、司法審意見書が出された2001年（平成13年）には1万8246人であったところ、2013年（平成25年）2月現在では3万3603人とほぼ倍増している。当会においても、同時期に322人であった会員数が、現在では2倍を超える662人となっている。

年 度	司法修習終了者数	裁判官	検察官	弁護士	備 考
2001年 (H13)	975	112	76	771	
2002年 (H14)	988	106	75	799	
2003年 (H15)	1,005	101	75	822	
(総数)		2,333	1,453	19,522	簡判・副検を除く
2004年 (H16)	1,178	109	77	983	法科大学院設置
2005年 (H17)	1,187	124	96	954	
2006年 (H18)	1,477	115	87	1,223	新司法試験実施
2007年 (H19)	2,376	118	113	2,043	
2008年 (H20)	2,340	99	93	2,026	
2009年 (H21)	2,346	106	78	1,978	
2010年 (H22)	2,144	102	70	1,714	
2011年 (H23)	2,152	102	71	1,747	
2012年 (H24)	2,080	92	72	※	旧司法試験廃止
(総数)		2,880	1,810	33,603	簡判・副検を除く

※ 2012年12月20日の一括登録日における登録者は1370人。

1月以降の登録者を併せて、2013年2月段階で3万3603人となっている。

(2) 弁護士人口の急増に見合う法的需要がないこと

「司法統計」(最高裁判所)によると、全裁判所における訴訟事件の新受事件数は、2007年(平成15年)の約611万件をピークに年々減少を続け、2012年(平成23年)には約405万件になっている。そのうち第一審民事通常事件新受件数は、過払金返還請求事件に関する2006年(平成18年)の最高裁判所判決の影響を受けて、それまで14万件程度であったものが徐々に増え2009年(平成21年)には約23万件に達した。しかし、その後は減少に転じ、2011年(平成23年)には約19万件となっている。

また、破産事件の全事件数は、2003年(平成15年)の約25万件をピークに減少を続け、2011年(平成23年)には半減以下の約11万件となっている。札幌地方裁判所管内における自然人破産事件の新受件数も、2008年(平成20年)に5708件だったものが、徐々に減少し、2012年(平成24年)には3594件となっている。

訴訟事件数・破産事件数の減少と並行し、当会の法律相談センターにおける相談件数も激減している。

司法審意見書は、法曹に対する需要は量的に増大するなど予想したが、企業内弁護士(インハウス・ローヤー)、政府や地方自治体などにおける任期付公務員の需要も、司法審意見書が描いたものとは大きく離れ、低迷している。

(3) 法的需要に見合わない弁護士人口の急増が招いた結果

弁護士人口が急増したにもかかわらず、事件数は激減し、組織内弁護士の需要も低迷している事態は、個々の弁護士の経済的基盤の悪化、司法試験合格者の就職難、新人弁護士のOJTの機会減少など、さまざまな「ひずみ」を生じさせている。

既存の法律事務所に就職できなかったことから、「携帯弁護士」、「自宅開業弁護士」として新規登録する者も増え、弁護士としての技能を研鑽するOJTの機会がないまま新規登録をして業務につかざるを得ない弁護士も出てきている。

さらに、司法修習を終了しながら弁護士登録を見送る者すら生じる事態となっている。司法修習を終了した者が各地の弁護士会に登録するのは毎年12月から1月になるが、2012年(平成24年)12月の時点では、司法修習を終了した2080人のうち、裁判官や検察官になる者を除き、およそ540人が弁護士会に登録しておらず、この未登録者数は過去最高を更新している。

2 法科大学院制度の問題点（第二の原因）

（1） 法科大学院生の経済的負担

法科大学院の年間授業料は国公立で80万円程度、私立で60万円程度から150万円程度である。2012年（平成24年）の総務省調査によると、法科大学院課程修了者のうち、生活費も合わせて年間600万円から800万円を要したとする者の割合は26.8%、800万円から1000万円が25.2%、1000万円以上が17.1%という、極めて高額な経済的負担をしていること、これらの費用を捻出するため、法科大学院在学生の約半数が奨学金などの借入をしていることが報告されている。「法曹の養成に関するフォーラム」の調査（2011年5月から6月）によれば、法科大学院課程修了者のうち、奨学金利用者の平均負債額は350万円となっている。

このように法科大学院制度は、大学院生に重い経済的負担を負わせる制度設計になっている。この法科大学院課程修了までの経済的負担に加え、司法試験に合格した者は、司法修習制度において給費制が廃止されたことから、司法修習終了時に更に300万円程度の経済的負担を強いられることになる。

法科大学院課程を修了したが司法試験に合格できなかった者にとっては、多額の負債だけが残る結果となる。

このように法科大学院生に重い経済的負担を強いる制度設計では、法曹への強いあこがれや高い志を持っている者であっても、経済状況の如何によっては、法曹を目指すことに躊躇を覚え、法曹への途を諦めざるを得なくなるであろうことは、想像に難くない。

（2） 法科大学院生の時間的負担

旧司法試験は、大学の教養課程を修了していれば第1次試験は免除され、大学在学3年目から第2次試験の受験が可能であった。

しかし現在は、法科大学院が学校教育法上の大学院として位置づけられたため、大学を卒業していることが法科大学院の入学要件となった。大学卒業後、少なくとも2～3年は法科大学院に在学し、さらに司法試験、司法修習を経ることになることから、実際に法曹となって社会に出るまでには、大学に入学してから、最短でも8～9年の期間を要することになる。

司法試験に合格しても、法律事務所に就職できるのかというリスク、安定した収入を得る見込みがあるのかというリスクなども考慮すると、法曹を目指す他、他の途を選択することも、合理性のある判断と言わざるを得ない。

(3) 社会人入学者数の激減

司法審意見書は、社会人としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹界に迎え入れるため、社会人に法科大学院の門戸を広く開放するとした。

しかし、社会人が勤務を継続しながら法科大学院に通学することは困難である。仕事を辞めて法科大学院に入学するとしても、必ずしも司法試験に合格するとは限らず、また法曹需要の低迷による就職難などのリスクを考慮すれば、社会人で法科大学院を志願する者は自ずと減少することになる。

2004年(平成16年)に法科大学院に入学した社会人は2792人(48.4%)であったが、2011年(平成23年)には764人(21.1%)と激減している。

	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)
法科大学院入学者数	5,767	5,544	5,787	5,719	5,397	4,844	4,122	3,620
うち既修者	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923	1,915
うち未修者	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199	1,705
社会人入学者数	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764
社会人割合	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1	21.1

夜間法科大学院も全国に5校設置されているが、いずれも司法試験合格率は低迷しており、社会人にとっての活路とはなり得ていない。

(4) 未修者・既修者、法学部出身者・非法学部出身者の格差

法科大学院の設立にあたっては、多様な人材を確保するため、法学部以外の学部や社会人などからの入学を想定し、法学を学んだことのない者を対象にした未修者コースが設けられた。法科大学院制度においては、未修者コースが原則であったにもかかわらず、現実には、司法試験合格率においては、既修者コースとの格差は改善されるには至っていない。

新司法試験受験者数及び合格率(既修・未修別)

	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)
司法試験受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,302
うち既修者	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355	3,337	3,231
うち未修者	-	1,966	3,259	4,118	4,808	5,428	5,071
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044
うち既修者	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182	1,171
うち未修者	-	636	734	777	832	881	873
合格率(%)	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5	24.6
うち既修者	48.3	46.0	44.3	38.7	37.0	35.4	36.2
うち未修者	-	32.3	22.5	18.9	17.3	16.2	17.2

そればかりではなく、未修者コースにおける1年次から2年次への進級率を見ると、非法学部出身者は法学部出身者に比べて低迷している。特に、非法学部出身の社会人について、2004年（平成16年）度においては、法学部出身者と比べ進級率にほとんど差がなかったにもかかわらず、2011年（平成23年）度における非法学部出身の社会人の進級率は、69.4%に留まっており、法学部出身者の進級率（84.1%）との間で相当程度の開きが生じている。このことは、非法学部出身者、とりわけ非法学部出身の社会人が1年間で法学部出身者と同じ学力水準に達するとする制度設計自体に無理があったことを示している。

未修者コースにおける1年次から2年次の進級率（法学部・非法学部出身別）

	全体	うち法学部出身		うち非法学部出身	
			うち社会人		うち社会人
2004年度(H16)	94.7%	95.0%	95.9%	94.3%	94.5%
2005年度(H17)	92.9%	94.3%	94.8%	90.7%	90.5%
2006年度(H18)	89.5%	90.9%	92.0%	87.3%	87.1%
2007年度(H19)	87.5%	88.7%	89.0%	85.1%	88.4%
2008年度(H20)	84.8%	85.7%	87.0%	83.2%	84.5%
2009年度(H21)	79.0%	79.9%	78.2%	77.1%	75.3%
2010年度(H22)	75.8%	77.4%	76.1%	72.3%	72.1%
2011年度(H23)	76.3%	78.2%	84.1%	72.4%	69.4%

（5） 法科大学院間における教育の質の格差

法科大学院設立にあたっては、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認めるとしたことから（司法審意見書）、74校もの法科大学院の設置が認可された。

しかし、各法科大学院において具体的にどのような教育を行うかについては、各法科大学院の裁量に委ねられていたことから、法科大学院設立当初からその教育の質に格差があることが指摘されてきた。また、各法科大学院において、質の高い教員の数を確保することができているのかについても、懸念が示されていた。

この法科大学院間における教育の質の格差については、第三者評価機関が改善勧告を行い、また文部科学省の指導による定員削減などの処置が施されてきたが、抜本的な改革はなされないまま経過してきた。そして、この教育の質の格差は、現実には、司法試験合格率、定員充足率などの格差として顕在化してきた。

司法試験平均合格率を超える法科大学院は徐々に減少し、平均合格率を超える法科大学院数と超えない法科大学院数の差は年を追うごとに拡大している（平均合格率を超えた法科大学院数は、2010年20校、2011年19校、2012年14校）。

司法試験合格率下位校のほとんどは、大幅な定員割れとなっており、2012年（平成24年）において、定員充足率が50%以下の法科大学院は37校に達している。

この状況のなかで、2011年（平成23年）に1校、2012年（平成24年）に4校（但し、そのうち1校は他の法科大学院との統合）、2013年（平成25年）に1校が、次年度からの学生募集を停止するに至った。

（6） 司法試験合格率の低迷

法科大学院は、7～8割の司法試験合格率を標榜してスタートした。

しかし、74校もの法科大学院（定員最大5825人）が乱立するに及び、その数値目標は設置当初から達成されないことは明らかであった。

その後、法科大学院の総定員数は一定程度削減されたが、2012年（平成24年）の最終合格率は25%にまで低下している。

3 司法修習費用の給費制廃止（第三の原因）

2012年（平成24年）から司法修習費用の給費制は廃止されて貸与制に移行した。そのため、貸与を受けた司法修習生は、修習終了後に貸与金を返還しなければならない。

貸与金の返還は司法修習終了後5年間据え置かれるものの、法科大学院の奨学金の返還は原則として猶予されない。

法曹としてのスタートにあたって、法科大学院の奨学金の他に、さらに300万円程度の貸与金の返還義務を負うことは、弁護士の経営基盤が悪化している状況と相俟って法曹を志す者にとって大きな不安要素となり、法曹志望者数減少の要因に連なっている。

第4 法科大学院制度を中核に据えた改善策の限界

1 法曹志望者数の激減と法曹養成制度の改革の必要性

司法の役割は、紛争の解決を通じて権利の救済を図り、国民・市民の基本的人権を擁護することによって、社会正義を実現することにある。

弁護士もその司法の一翼を担う者として、法律実務の専門家として不断の努力を尽くすべき責務があると同時に、国民・市民の権利の擁護、社会問題を解決するための活動を通じて、社会正義の確立に寄与しなければならない（弁護士法第1条）。当会会員の多くが各種委員会に所属してさまざまなプロボノ活動（公益活動）を行い、また消費者問題・原発被害・じん肺・過労死・肝炎などの社会問題について弁護団を組織するなどして活動を行うのも、人権を擁護し、社会正義を実現する、弁護士法第1条の理念を実現しようとする努力の現れである。

法曹志望者数が激減し、多様かつ有為な人材が法曹を目指さなくなることは、将来の司法を支える人的基盤が脆弱となり、現代社会において司法が果たしている人権擁護機能を後退させてしまうことになる。

このような危機的状況から脱するためには、早急に法曹養成制度の改革を行う必要がある。

2 法科大学院制度を法曹養成制度の中核に据えたままの改善策の限界

法科大学院制度のおかれている危機的状況を改善するために、現状の法科大学院制度を前提としてさまざまな改善策が提案されているが、いずれも改善策としては不十分といわざるを得ず、法曹志望者数を回復させることは困難である。

(1) 法科大学院生の経済的負担の軽減

法科大学院生の経済的負担を軽減するために、法科大学院に対する助成予算の増額を要求することや大学院生に対する給付奨学金制度を求めていくということが提案されている。

しかし、そのいずれも、多くの問題を抱える法科大学院に更なる財政支出を行なうことにつながるものであって、国民的理解を得ることは困難である。

したがって、このような提案は改善策足り得ない。

(2) 法科大学院の統廃合及び定員削減によって司法試験の合格率を上げる

法科大学院間の格差が拡大し、大幅な定員割れをしている法科大学院が少

なくないなかで、統廃合・定員削減を行って法科大学院における教育の質を高め、司法試験の合格率を上げることによって、法科大学院制度を改善するという提案がある。

しかし、法科大学院は、準則主義によって設立要件を満たせば設置が認可されるものであることから、強制的な統廃合は困難である。一定の「基準」を満たさないとして法科大学院の設置認可を取り消すことは、法令違反がないにもかかわらず認可を取り消すこととなり、法令上及びこれまでの運用上、無理がある。法科大学院は専門職大学院とはいえ、憲法上、学問の自由、大学の自治が保障された主体であり、定員充足率、司法試験合格率などの指標をもって統廃合を行うことは、憲法上問題がある。

また、自校の法科大学院が統廃合の対象となることは、当該大学全体にとってマイナスイメージとなることは避けられず、自主的に統廃合を実施することには、相当の抵抗があろう。

更に、各法科大学院は既に定員削減を行っており、さらなる定員削減を行うことは、法科大学院の財政的基盤を悪化させることになることから、定数削減について同意を得ることは困難である。

定員充足率、司法試験合格率などの指標で法科大学院の統廃合を推し進めた場合、統廃合の対象とならないのは首都圏のごく一部の法科大学院に偏ることになり、地域適正配置は困難になる。地域適正配置の理念を維持するために、首都圏の大規模校の定員を削減して、地方の法科大学院に配分することも考えられるが、学生を確保することが国公立を問わずその財政的基盤になっており、また多くの司法試験合格者を輩出している大規模校にとっては定員削減の理由がないことから、各法科大学院は、定員削減に応じる状況にはない。

したがって、統廃合や定員削減はその実現に問題があるばかりか、これを推し進めれば地域適正配置の理念が後退してしまうという矛盾に直面することになり、やはり有効な改善策とはいえない。

(3) 未修者コースにおける共通到達度確認試験（仮称）による質の確保

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」では、未修者コースの低迷を受けて、1年次から2年次の進級に関して「共通到達度確認試験（仮称）」を導入することを提言している（2012年11月30日）。これは、未修者コースの進

級時において厳格な成績評価がなされていない法科大学院があることから、全国共通の「到達度試験」によって未修者の質を確保しようとするものである。

しかし、これは、法科大学院在学中に「振るい」にかけるというだけであり、法曹志望者数の激減に対する有効な改善策とはなり得ない。

第5 法曹志望者数を回復させるための提言

以下に述べるとおり、司法試験合格者数を大幅に減員させるとともに、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度を抜本的に改革すべく、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことに改め、充実した実務教育を行うため、司法修習制度において前期集合修習を実施し、修習期間を延長するなどの改善を行い、あわせて給費制を復活させるべきである。

1 司法試験合格者数減員の必要性

司法審意見書において予測された法的需要の増加がないことが明らかとなり、そのことが法曹志望者数激減の原因となっている以上、これを改善するためには、まず、現実に必要とされる法的需要に合わせて司法試験合格者数を大幅に減員することが必要である。

当会では、2011年（平成23年）11月29日に臨時総会で「年間1000人程度を目標に司法試験合格者数を段階的に減少させ、その実施状況などを検証しつつ、さらに適正な合格者数を検討すること」を決議し、会の方針として、司法試験合格者数の大幅減員を目指すことを確認した。また日弁連も、2012年（平成24年）3月15日に「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである」との提言を行い、同様に司法試験合格者数の減員を求めた。

しかし、司法試験合格者数は減員されず、2012年（平成24年）度は、前年度の2063人を上回る2102人が司法試験に合格した。

当会としては、引き続き、司法試験合格者数をすみやかに減員することを求めるものである。

2 法科大学院制度の抜本的改革

～法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないこと

- (1) 前項で述べたように司法試験合格者数を大幅に減員した場合、現状の法曹養成制度のままでは法科大学院課程修了者の司法試験合格率はさらに低下し、法曹志望者数の更なる減少という結果を招来するだけでなく、法科大学院の全国適正配置も実現困難となる。

しかしながら、法科大学院の統廃合や定員削減という方策によって法科大学院制度を改善することは困難であり、また、現状の法科大学院制度は、経済的・時間的負担において、多様かつ有為な人材が法曹を目指すことの障壁となっているといわざるを得ない。

したがって、司法試験合格者数を減少させることを前提として法曹志望者数を回復させるためには、参入障壁となってしまっている法科大学院制度を、法曹養成過程の中核から外す他ない。

よって、当会は、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことを提言する。

- (2) 法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことにすると、法科大学院制度の存続は困難であるとする意見がある。

確かに、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことにすると、費用と時間を要する法科大学院に進まず司法試験を受験する者が多数となり、相当数の法科大学院の存続が困難となることは避けられないかもしれない。

しかし、法科大学院のために法曹養成があるわけではない。

そもそも法科大学院制度は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するものとして、司法試験合格者数の増加に伴う質を担保する制度であるとともに、社会が加速度的にグローバル化するなかで、知的財産権の保護をはじめ、高度な専門性を要する領域への的確な対応を求められる法曹を育成することが期待されていた。また、実務に携わる法曹が、先端的・現代的分野や国際関連、学際分野などを学ぶ継続教育機関としても、法科大学院は位置づけられていたはずである（司法審意見書）。

したがって、このように、法科大学院を専門職大学院として維持することには社会的意義があり、このことは、法科大学院課程修了が司法試験受験資格でなくなっても何ら変わることはない。法科大学院課程修了が司法試験受

験資格でなくなっても、法科大学院において高度な専門教育が行われることによって、法科大学院生は新司法試験合格に必要な知識を習得し、経験を積むことができる。優れた教育を行い、多くの司法試験合格者を輩出することになれば、その法科大学院は存続するであろう。また、法科大学院課程修了者が専門的教育を受けた後、法曹を含めた各分野へ進出し、社会で活躍することが期待できるようになるだけでなく、実務法曹が先端的・現代的分野や国際関連、学際分野などを法科大学院で学ぶことで、法科大学院制度の存在価値を高めることになる。

- (3) このように、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないことは、法曹人口問題を解決するという観点からも、法曹養成制度を改善するという観点からも、賢明な施策である。そして、法科大学院課程修了を司法試験の受験資格としない場合の法科大学院のあり方については継続して検討すべきである。

なお、本決議を行っても、当会は今までと同様に法科大学院の運営への協力を惜しまないのであり、これまでの協力体制を後退させるものではない。

3 司法修習制度の改善～前期集合修習・給費制の復活

法科大学院課程修了を司法試験の受験資格としない場合、法科大学院は法曹養成制度の中核たり得ないことになる。そこで、司法試験合格者に対する司法修習を、法曹養成制度の中核として位置づけるべきである。

(1) 法科大学院制度導入による司法修習制度の変容

法科大学院制度の導入に伴い、法曹養成制度の中核である法科大学院において2年ないし3年の法曹養成教育を行うことになったことから、司法修習期間は、従来よりも短縮されて1年となった。

その結果、従来、実務庁で修習を行う前に、基礎的な能力を身につけるため行われてきた前期集合修習は廃止された。

更には、法科大学院制度が法曹養成制度の中核であるとする現行制度において、司法修習では実務処理能力そのものを身につけることを目的としていないとされ、実務家としての能力は、司法修習終了後の各分野でのOJTに委ねられることになった。

しかし、前期集合修習が廃止された結果、司法修習生は、実務に関する前提知識を習得しないまま、8か月の分野別実務修習を開始することになった。各クールが2か月と短いうえ、実務に関する前提知識がない状況のなかで分野別実務修習に臨まざるを得ないことは、修習の実を上げるうえで重大な障害となっている。

また、新規登録弁護士の就職難の状況のなかで、法律事務所に就職せずに独立して開業する弁護士が増えている。弁護士として十分なOJTを経ることがないなかで、依頼者に対して、的確かつ十分な法的サービスを提供できない懸念がある。

このように、現行の司法修習制度は前期集合修習が行われず、また修習期間が短いため、司法修習生は、十分な実務法曹教育を受けることができない。また、実務能力の養成を司法修習終了後の各分野に委ねるということ自体、法曹養成の制度設計としては、破綻しているといわざるを得ない。

法科大学院課程修了を受験資格としない場合、現行の司法修習制度のままでは、十分な実務教育を受けない法曹が社会に送り出されてしまう結果となる。

(2) 司法修習制度の充実～前期集合修習の復活、修習期間の延長など

もともと、司法修習制度は、戦前、別々に行われていた司法官（裁判官・検察官）と弁護士の養成を、司法研修所で統一して行うとしたものである。

司法修習においては、かつては、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならないとされ（旧司法修習生に関する規則）、現在においては、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識を養成することが求められている（最高裁判所司法修習委員会）。

司法修習制度は、司法の一翼を担う、法曹としての高い技能を修得するための臨床教育として有意義なものである。

また、司法試験に合格した、一定の法的素養を有する者に対して、国費を投じた司法修習により実務教育を施すということは、法曹養成のあり方として、教育効果の点からも、費用対効果の点からも、極めて合目的的、効率的である。とりわけ前期集合修習は、実務修習に臨む前段階で集合修習を行うことにより、実務修習のために必要な知識、技量を涵養し、実務

修習の実を上げることにつながるものであって、有益、合理的である。

したがって、様々な問題を抱え、危機的状況にある法科大学院制度を法曹養成制度の中核とするのではなく、司法を担う人材を養成するために司法修習制度を中核とし、前期集合修習を復活させ、充実した司法修習を実現すべく修習期間を延長することが必要である。

(3) 司法修習費用の給費制復活

司法修習生は、司法試験に合格して一定の法的知識と応用能力があると認められ、将来、法曹三者となるべく、最高裁判所に採用されて司法修習を義務づけられる者である。

三権の一翼を担う司法制度を支える人的基盤となる法曹を養成することは国の責務であり、修習専念義務が課されている司法修習生に対し、その修習に必要な費用と生活費を国費で賄ってきた。これは、1947年（昭和22年）以来、維持されてきた制度である。ところが、国は、2012年（平成24年）から、財政支出削減を理由として給費制を廃止し、自己負担あるいは貸付とする制度へと変更した。

給費制を廃止された司法修習生は、生活費はもとより、実務修習地や司法研修所に赴任する際の交通費、転居・居住費などの諸経費について、全て自弁を強いられる。とりわけ、経済的に裕福でない司法修習生は、修習専念義務・兼業禁止との関係上、司法修習の経費や生活費などのために国から貸与を受けざるを得ないところ、新たに、標準額で276万円、扶養家族を抱え家賃などを負担する者は最大で336万円もの債務を負うことになる。このような司法修習生は、すでに法科大学院在学中に多額の奨学金の貸与を受けている者が多く、更に債務を増やすことになる。

加えて、昨今の弁護士の就職難は深刻度を増し、また、新人弁護士の給与水準は著しく低下している。このような状況の下で、多額の債務を負担することへの不安を訴える司法修習生も多く、法科大学院への入学志望者数が激減している要因に連なっている。収入のない司法修習生に自己犠牲を強いることは、有為かつ多様な人材が法曹への途を敬遠することにつながる。2012年（平成24年）7月27日に成立した「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験などとの連携に関する法律の一部を改正する法律」は、法曹の養成に関する制度の検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の

位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべきものとした。さらにその附帯決議において、司法修習生への経済的支援については修習専念義務のあり方など、多様な観点から検討し必要に応じて適切な措置を講じることとされた。

給費制の廃止はわが国の司法を支える法曹の基盤を脆弱化させ、ひいては市民の権利保障を後退させてしまうことになる。

このような給費制の意義に鑑みれば、司法修習生に対する給費制を遡及的に復活させるべきである。

第6 むすび

弁護士人口の急激な増大と法曹志望者数の激減は、弁護士・弁護士会を取り巻くかつて経験したことがない厳しい現状と、法科大学院制度の危機的状況を如実に示している。

司法審が予想した、法曹に対する需要の量的増大と質的多様化・高度化は現実のものとはならず、法科大学院制度が予定した7割以上の司法試験合格率は画餅に帰し、多くの関係者の期待を裏切った。

法曹養成制度改革は、法曹人口の見直しと不可分一体の課題であることは明らかであるといわなければならない、弁護士・弁護士会を取り巻く環境が既に危機的状況に陥っていることを、改めて認識しなければならない。

このまま法曹志望者数の減少が続くならば、司法の人的基盤は大きく損なわれ、法の支配の担い手として、その責務を果たすことができなくなるとの憂慮を禁じ得ない。

しかしながら、現在、検討が重ねられている法曹養成制度検討会議における議論状況に鑑みると、そのような弁護士・弁護士会を取り巻く危機的状況が十分に考慮されているとは言い難く、法科大学院課程修了を司法試験受験資格としないこと、前期集合修習の実施、給費制の復活などの司法修習制度の改善を行うことは、いずれも危機的状況を脱するために必要不可欠である。

札幌弁護士会は、今、法曹養成制度について抜本的改革を提言することが、将来の法曹に対する責務であるとの自覚に立って本決議を行う。

資料1-2-20 隣接士業等の人口の推移

(単位：人)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
弁護士数	23,119	25,041	26,930	28,789	30,485	32,088	33,624	35,045	36,415	37,680
内女性数	3,152	3,599	4,127	4,660	5,115	5,595	5,936	6,336	6,618	6,896
女性の割合	(13.6%)	(14.4%)	(15.3%)	(16.2%)	(16.8%)	(17.4%)	(17.7%)	(18.1%)	(18.2%)	(18.3%)
弁理士数	7,186	7,732	7,789	8,148	8,684	9,145	9,644	10,171	10,655	10,871
内女性数	826	933	949	1,012	1,107	1,201	1,300	1,428	1,530	1,586
女性の割合	(11.5%)	(12.1%)	(12.2%)	(12.4%)	(12.7%)	(13.1%)	(13.5%)	(14.0%)	(14.4%)	(14.7%)
特定侵害訴訟代理業務の付託を受けた弁理士	1,736	1,974	2,221	2,409	2,563	2,735	2,863	2,971	3,089	3,199
税理士数	70,068	70,664	71,177	71,606	72,039	72,635	73,725	74,501	75,146	75,643
内女性数	8,242	8,580	8,858	9,097	9,438	9,710	10,039	10,312	10,593	10,859
女性の割合	(11.8%)	(12.1%)	(12.4%)	(12.7%)	(13.1%)	(13.4%)	(13.6%)	(13.8%)	(14.1%)	(14.4%)
司法書士数	18,520	18,877	19,394	19,766	20,313	20,670	20,979	21,366	21,658	22,013
内女性数	2,362	2,529	2,706	2,850	3,020	3,171	3,262	3,395	3,508	3,639
女性の割合	(12.8%)	(13.4%)	(14.0%)	(14.4%)	(14.9%)	(15.3%)	(15.5%)	(15.9%)	(16.2%)	(16.5%)
審判における訴訟代理権を付与されている司法書士	9,906	10,880	11,674	12,415	13,258	13,898	14,483	15,096	15,613	16,108
行政書士数	38,883	39,203	39,846	40,475	41,584	42,177	43,126	44,057	44,740	45,441
内女性数	4,102	4,212	4,403	4,559	4,827	4,977	5,216	5,460	5,711	5,910
女性の割合	(10.5%)	(10.7%)	(11.1%)	(11.3%)	(11.6%)	(11.8%)	(12.1%)	(12.4%)	(12.8%)	(13.0%)
公認会計士数	17,257	17,915	18,943	20,038	21,325	23,119	24,964	26,260	27,316	28,289
内女性数	1,798	1,904	2,102	2,320	2,560	2,853	3,141	3,388	3,598	3,818
女性の割合	(10.4%)	(10.6%)	(11.1%)	(11.6%)	(12.0%)	(12.3%)	(12.6%)	(12.9%)	(13.2%)	(13.5%)
社会保険労務士数	31,137	32,332	33,671	34,732	35,801	36,850	37,794	38,445	39,331	40,110
内女性数	—	—	6,420	9,076	9,489	9,987	10,383	10,790	11,275	11,773
女性の割合	—	—	(25.0%)	(26.1%)	(26.5%)	(27.1%)	(27.5%)	(28.1%)	(28.7%)	(29.4%)
土地家屋調査士数	18,146	18,002	17,820	17,617	17,487	17,328	17,269	17,112	17,017	16,940
内女性数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女性の割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	224,316	229,766	235,570	241,171	247,718	254,012	261,115	266,957	272,278	276,967

- 【注】 1. 数値は、各会調べによるもの。
 2. 下記の士業以外全て各年の3月31日現在。なお、表内の—は、未集計。
 司法書士数：各年の4月1日現在。
 行政書士数：2007年から2015年は各年の4月1日現在。
 土地家屋調査士数：各年の4月1日現在。

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」の勧告に伴う政策への反映状況（2回目の回答）

勧告先：法務省、文部科学省

回答日（1回目）：平成25年1月24日～2月1日

勧告日：平成24年4月20日

回答日（2回目）：平成26年6月4日～6月5日

主な勧告（調査結果）

1 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討（法務省）

司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。

2 法学未修者対策の強化（文部科学省）

未修者については、修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証することともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。

3 法科大学院の入学定員の更なる削減等（文部科学省）

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

4 法科大学院に対する公的支援の見直し（文部科学省）

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

主な政策への反映状況

司法試験の年間合格者数の数値目標(3,000人)については、法曹養成制度関係関係協議決定(平成25年7月16日)において、事実上撤回。法務省は、内閣官房法曹養成制度改革推進室が平成27年7月15日を期限として年間合格者数の数値目標の検討に関するものも含めたあるべき法曹人口について提言をすべく実施している調査等に協力。

共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底。また、法律基本科目を重点的に学ぶ仕組みを平成26年7月までに検討。さらに、共通到達度確認試験(仮称)について、平成27年3月を目途に基本設計・試行できるよう検討。

平成26年度の入学定員は、ピーク時(平成19年度)の5,825人から3,809人に減少。公的支援の見直しの更なる強化策(平成25年11月)において、入学定員の充足率等の指標に基づき全法科大学院の公的支援額を見直し、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速、平成27年度予算から実施。

公的支援の見直しの更なる強化策においては、全法科大学院を対象に、未修者の司法試験合格率など、多様な人材の確保にも配慮した指標を用いるとともに、優れた取組の提案を評価して加算する仕組みを創設、平成27年度予算から実施。

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」の勧告に伴う政策への反映状況（3回目の回答）

勧告先：法務省、文部科学省
勸告日：平成24年4月20日

回答日（1回目）：平成25年1月24日～2月1日
回答日（2回目）：平成26年6月4日～6月5日
回答日（3回目）：平成27年10月7日～10月27日

主な勧告

1 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討（法務省）

司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。

2 法学未修者対策の強化（文部科学省）

未修者については、修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。

3 法科大学院の入学定員の更なる削減等（文部科学省）

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

4 法科大学院に対する公的支援の見直し（文部科学省）

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

主な政策への反映状況

法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日）において、直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、規模が縮小するとともに、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまるとなく、より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきとされた。法務省では、必要なデータ集積を継続し、法曹の輩出規模を引き続き検証。

法学未修者が法律基本科目について柔軟なカリキュラムを組めるよう法令の運用を見直し。
共通到達度確認試験（仮称）（注）について平成27年3月に未修者1年次を対象として第1回試行試験を実施、第2回試行試験は28年3月に対象を1、2年次に拡大して実施予定。

（注）法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組み。

これまで数次にわたる公的支援の見直しを実施した結果、平成28年度の法科大学院の入学定員は、2,724人となる見込みであり、ピーク時（19年度）の5,825人から約55%削減される予定。
また、法曹養成制度改革推進会議で示された法曹人口の在り方を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模を検討中。

公的支援の見直しにおいては、未修者の司法試験合格率など、多様な人材の確保にも配慮した指標を用いるとともに、優れた取組の提案を評価して加算する仕組みを平成25年11月に創設。
その結果、上記定員の削減など、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に推進。

第2 医師に関する統計資料

大学別医学部入学定員一覧

※青色は本年度定員増を予定する大学。

大学名	H27年度 定員	H28年度 増員数	H28年度 定員 (計画)	H19年度 定員 (増員前)	増員数 (19年度比)
北海道大学	112	0	112	100	12
旭川医科大学	122	0	122	100	22
札幌医科大学	110	0	110	100	10
弘前大学	132	0	132	100	32
岩手医科大学	130	0	130	80	50
東北大学	135	0	135	100	35
東北医科薬科大学			100		
秋田大学	129	0	129	100	29
山形大学	125	0	125	100	25
福島県立医科大学	130	0	130	80	50
筑波大学	132	8	140	100	40
自治医科大学	123	0	123	100	23
獨協医科大学	120	0	120	100	20
群馬大学	123	0	123	100	23
埼玉医科大学	126	1	127	100	27
千葉大学	122	0	122	100	22
東京大学	110	0	110	100	10
東京医科歯科大学	106	0	106	80	26
杏林大学	117	0	117	90	27
慶應義塾大学	113	0	113	100	13
順天堂大学	127	3	130	90	40
昭和大学	110	0	110	110	0
帝京大学	118	2	120	100	20
東京医科大学	120	0	120	110	10
東京慈恵会医科大学	110	0	110	100	10
東京女子医科大学	110	0	110	100	10
東邦大学	115	0	115	100	15
日本大学	120	0	120	110	10
日本医科大学	114	2	116	100	16
横浜市立大学	90	0	90	60	30
北里大学	119	0	119	100	19
聖マリアンナ医科大学	115	0	115	100	15
東海大学	115	3	118	100	18
新潟大学	127	0	127	100	27
富山大学	110	0	110	95	15
金沢大学	117	0	117	100	17
金沢医科大学	110	0	110	100	10
福井大学	115	0	115	100	15
山梨大学	125	0	125	100	25
信州大学	120	0	120	100	20

大学名	H27年度 定員	H28年度 増員数	H28年度 定員 (計画)	H19年度 定員 (増員前)	増員数 (19年度比)
岐阜大学	110	0	110	80	30
浜松医科大学	120	0	120	100	20
名古屋大学	112	0	112	100	12
名古屋市立大学	97	0	97	80	17
愛知医科大学	113	2	115	100	15
藤田保健衛生大学	115	5	120	100	20
三重大学	125	0	125	100	25
滋賀医科大学	117	0	117	100	17
京都大学	107	0	107	100	7
京都府立医科大学	107	0	107	100	7
大阪大学	110	0	110	100	10
大阪市立大学	95	0	95	80	15
大阪医科大学	112	0	112	100	12
関西医科大学	117	0	117	100	17
近畿大学	115	0	115	95	20
神戸大学	117	0	117	100	17
兵庫医科大学	112	0	112	100	12
奈良県立医科大学	115	0	115	95	20
和歌山県立医科大学	100	0	100	60	40
鳥取大学	110	0	110	80	30
島根大学	112	0	112	95	17
岡山大学	120	0	120	100	20
川崎医科大学	120	0	120	100	20
広島大学	120	0	120	100	20
山口大学	117	0	117	95	22
徳島大学	114	0	114	95	19
香川大学	114	0	114	95	19
愛媛大学	115	0	115	95	20
高知大学	115	0	115	95	20
九州大学	111	0	111	100	11
久留米大学	115	0	115	100	15
産業医科大学	105	0	105	95	10
福岡大学	110	0	110	100	10
佐賀大学	106	0	106	95	11
長崎大学	121	2	123	100	23
熊本大学	115	0	115	100	15
大分大学	110	0	110	95	15
宮崎大学	110	0	110	100	10
鹿児島大学	117	0	117	95	22
琉球大学	117	0	117	100	17
国公立大学 (80大学)	9,134	28	9,262	7,625	1,537

医師の需給推計について

※ 今回の需給推計の位置付けについて

- ・今回の需給推計は、第3回医師需給分科会(前回)までの議論(専門家から提示された方法論を含む。)を踏まえ、一定の仮定・前提の下に厚生労働省が推計した結果を、たたき台として議論のために供するもの
- ・このため、本推計については今回の議論も踏まえ、必要な見直しを行っていく
- ・今後、各都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえ、更なる推計の見直しを行う

本日の内容

1. 医師の供給推計について
 - (1) 供給推計の方法
 - (2) 女性医師等の仕事量
2. 医師の需要推計について
 - (1) 臨床に従事する医師
 - (2) 臨床以外に従事する医師
3. 医師の需給推計について

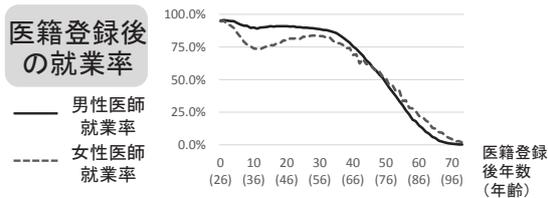
1. 医師の供給推計について

2

医師の供給推計方法

- 供給推計の方法については、第1回医師需給分科会と同様の方法とする。
- 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計を行う。
- 女性医師・高齢医師・研修医の労働時間、経験や技術の違いを考慮すべきではないか、というご意見があったため、これらを仕事量として勘案する。

- 国家試験合格率 ● 再受験率
 - 医籍登録率 ● 三師調査届出率
 - 医籍登録後の就業率 等
- <過去10年分のデータから算出>



将来の
医師供給数

- ・ 現在の就業者数
- ・ 今後の医学部定員
(9,262人)
- ・ 仕事量

3

1. 医師の供給推計について

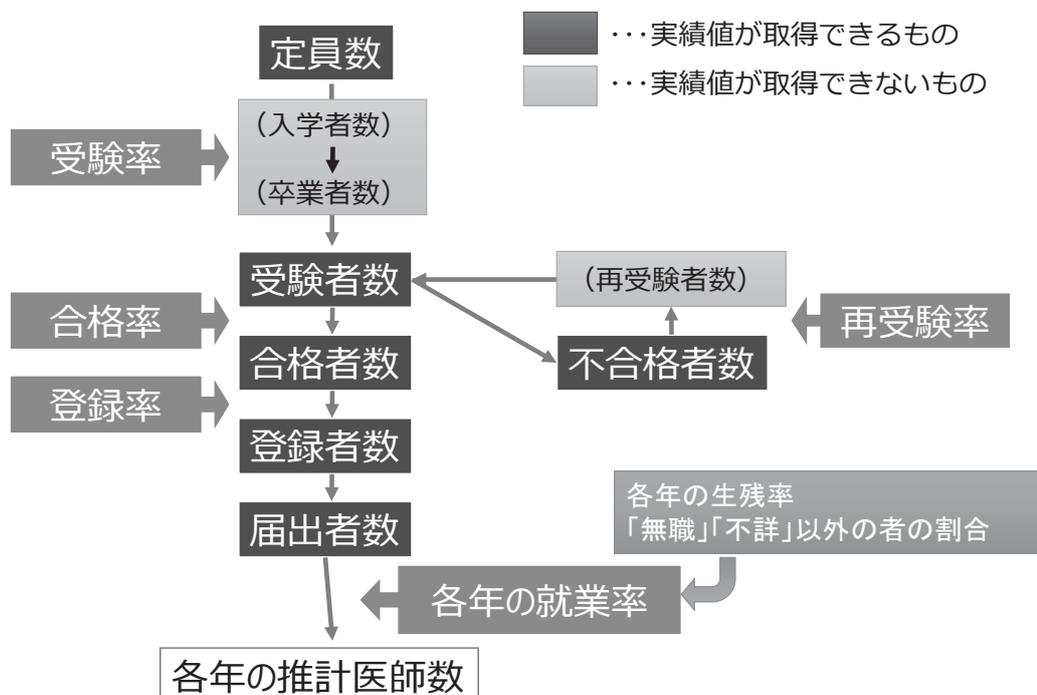
(1) 供給推計の方法

(第1回医師需給分科会の推計方法)

4

推計のフローについて

平成27年12月10日 第1回医師
需給分科会 資料5



5

推計パラメータの設定について

受験率

→ **受験率 = 受験者数 / 6年前の入学定員数**

2006～2015年の受験者の受験率(2000年～2009年の入学者に対する割合)の中央値が維持されるものと仮定

→ 100.4% ※定員超えの入学人数分や、留学、留年など遅れて受験する学生がいるため、100%を超えている

再受験率

→ **再受験率 = 既卒の受験者数 / 前年の不合格者数**

2006～2015年の受験者の再受験率(2005年～2014年の不合格者に対する割合)の中央値が維持されるものと仮定

→ 99.3%

合格率

→ **合格率 = 合格者数 / 受験者数**

2006～2015年の受験者の合格率の中央値が維持されるものと仮定

→ 新卒 : 93.9% 既卒 : 58.3%

6

推計パラメータの設定について

登録率

→ **登録率 = 医籍登録者数 / 合格者数**

2006～2015年の合格者の医籍登録率の中央値が維持されるものと仮定

→ 100.2% ※留学や帰化などで遅れて登録する者があるため、100%を超えている

各年の生残率

→ **生残率 = 登録後年数別の届出者数 / 医籍登録者数**

2002～2012年の医師・歯科医師・薬剤師調査の医師届出票における生残率(各登録後年数別の医籍登録者に対する割合)の中央値を利用

各年の就業率

→ **就業率 = 生残率 × (業務の種別が「無職」「不詳」以外の届出者数 / 全届出者数)**

2002～2012年の医師・歯科医師・薬剤師調査の医師届出票における業務の種別で「無職」「不詳」と回答した者を除いた割合の中央値を利用

→ 生残率と就業率は登録後年数により変動する

7

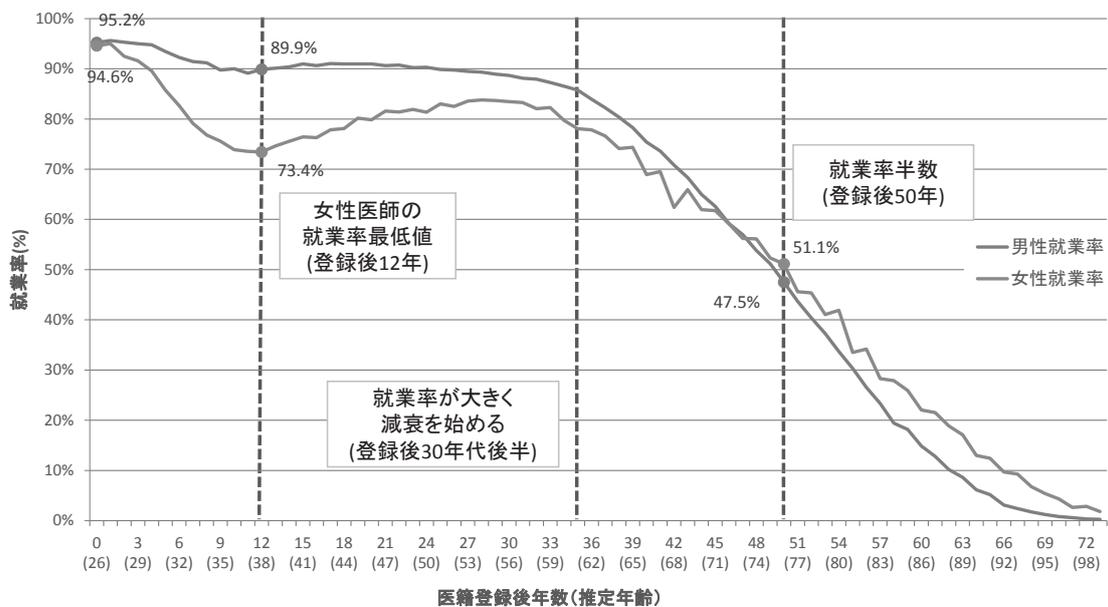
男女比率の設定について

- 以下のパラメータについては、男女別に設定している
- 将来推計分については、過去の男女別のデータから明らかな増加・減少のトレンドがないと判断し、直近10年間のデータの中央値が維持されるものとして推計している

- 受験者数男女比：男性68.2%、女性31.8% 2006年～2015年受験者
- 合格率：男性89.1%、女性92.5% 2006年～2015年受験者
- 医籍登録率：男性100.2%、女性100.1% 2006年～2015年医籍登録者
- 医籍登録後年数別生残率・就業率：就業率について次ページのグラフ参照
2004年～2014年医師・歯科医師・薬剤師調査、医籍

8

医籍登録後年数別の就業率



※2004年～2014年の医師・歯科医師・薬剤師調査（医師届出票）および厚生労働省から提供された医籍登録データを利用して作成
※推定年齢は医籍登録後年数が0年の届出票の満年齢(12月末時点)の平均値が26.8歳であることを考慮し設定

9

1. 医師の供給推計について

(2) 女性医師等の仕事量

10

医師の供給推計 (2) 女性医師等の仕事量-1 仕事量の基本的な考え方

<分科会でのご意見>

- ✓女性医師・高齢医師・研修医の労働時間、経験や技術の違いを考慮すべきではないか、というご意見があった。
 - 30～50歳代の男性医師と、①女性医師・②60歳代以上の高齢医師とは、働き方(労働時間)に違いがある。
 - ③研修医と研修を終えた医師とは、経験や技術に違いがある。

<仕事量の基本的な考え方>

- ✓以上を数値化するため、労働時間と、経験や技術で増減する「仕事量」を定義する。
- ✓30～50歳代の男性医師の仕事量を1とした場合の、女性医師・高齢医師・研修医の仕事量を設定し、供給推計に反映させる。

11

医師の供給推計 (2) 女性医師等の仕事量-2

① 女性医師の労働時間を踏まえた仕事量

<女性医師の仕事量の計算>

- ✓ 女性医師については、既婚・未婚や子どもの有無・子どもの年齢に応じて労働時間が減少するため、仕事量が低下していると考えて推計を行う。具体的には、第2回医師需給分科会の議論を踏まえて仕事量を計算する。

※供給推計には、就業率が加味されており、休職・離職による影響は既に考慮されている。

<女性医師の仕事量と、それぞれが女性に占める割合>

	配偶者なし	配偶者あり		
		子どもなし	子どもあり (中学生未満の子どもあり)	子どもあり (中学生未満の子どもなし)
仕事量	100%	90%	50%	60%
女性医師に占める割合(※1)	41.8%(※2)	20.2%	27.1~33.8%(※2)	4.2~10.9%(※2)

※1 出典:「女性医師の勤務環境の現況に関する調査報告書 クロス集計表」平成21年6月 日本医師会女性医師支援センター

※2 「配偶者なし・子どもあり」の場合は、子育て等による働き方の違いが考えられることから、「配偶者あり・子どもあり」の分類に含めている。

- ✓ 上記の「仕事量」と「女性医師に占める割合」とを掛け合わせると、79.4~80.1%となる。

<今回の推計での対応>

- ✓ 以上より、女性医師の労働時間を踏まえた仕事量が0.8であるとする。(女性の高齢医師、女性の研修医については後述)

12

医師の供給推計 (2) 女性医師等の仕事量-3

② 高齢医師の労働時間を踏まえた仕事量

<高齢医師の仕事量の計算>

- ✓ 高齢医師については、労働時間が一般的に短い傾向にあるため、仕事量が低下していると考えて推計を行う。具体的には、60歳代以上の高齢医師と30~50歳代の男性医師の労働時間を比較して、仕事量を計算する。

※ 供給推計には、就業率が加味されており、定年・退職による影響は既に考慮されている。

- ✓ 病院勤務医については、60歳代以上の医師の平均労働時間(42.0時間)と、30~50歳代の男性医師の平均労働時間(54.4時間)とを比較した場合、60歳代以上の医師は30~50歳代の男性医師の0.77倍。 出典:勤務医の就労実態と意識に関する調査 平成24年9月独立行政法人労働政策研究・研修機構

- ✓ 診療所医師については、60歳代以上の医師の平均労働時間(42.2時間)と、30~50歳代の医師の平均労働時間(46.7時間)(※)とを比較した場合、60歳代以上の医師は30~50歳代の医師の0.90倍。 出典:「医師数・患者数等医療需要調査 報告書」平成23年5月 秋田県

※ 同調査では性・年齢別の平均労働時間のデータが示されておらず、30~50歳代の男性医師の平均労働時間の代わりに30~50歳代の医師の平均労働時間と比較した。

<今回の推計での対応>

- ✓ 以上より、60歳以上の高齢医師の労働時間を踏まえた仕事量が0.8であるとする。

※ 女性の高齢医師については、60歳以上の場合、子育て等による働き方の違いはないと考えられるため、男性の高齢医師と同等として供給推計に反映させる。

13

医師の供給推計 (2) 女性医師等の仕事量-4

③ 研修医の経験や技術を踏まえた仕事量

<分科会でのご意見>

- ✓ これまでの分科会で、研修医の仕事量についても考慮すべき、というご意見があった。
 - 研修医については、労働時間は短くはないが、診療の経験が少なく、技術も取得途上にあることから、仕事量が少ないと考えられる。

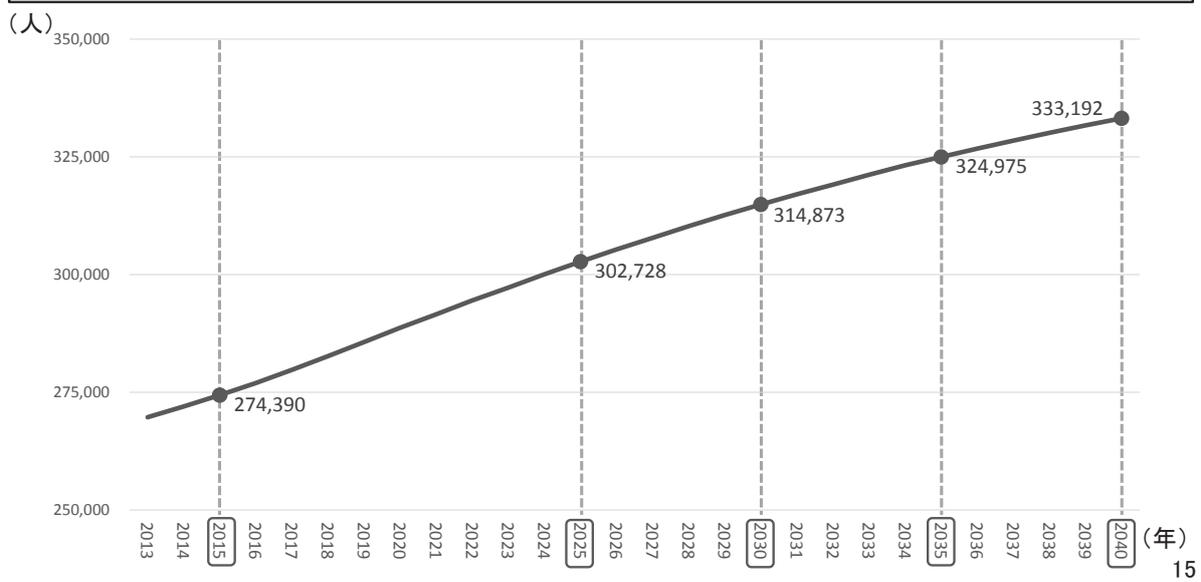
<今回の推計での対応>

- ✓ 研修医の仕事量に関して根拠となるデータはないが、分科会でのご意見を踏まえ、仮に以下のように仕事量を設定する。
- ✓ 1年目の研修医については、医学部を卒業して間もなく、基本的な診療能力が十分身につかないことから、仕事量を大幅に低く見積もり、仮に0.3とする。
- ✓ また、2年目の研修医については、1年目の研修医と比較して仕事量が増加していると考え、仮に0.5とする。
 - ※ 女性の研修医については、男性の研修医と同等として供給推計に反映させる。
 - ※ 研修を終了した20歳代の男性医師は、30～50歳代の男性医師と同等として供給推計に反映させる。

14

医師供給数の推計結果

- 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計。
- 女性医師・高齢医師・研修医の労働時間、経験や技術の違いを仕事量として以下のように設定して推計(以下、「仕事量を考慮」という)。
 - ・ 30～50歳代の男性医師の仕事量を1.0
 - ・ 女性医師の仕事量を0.8、高齢医師の仕事量を0.8、研修医の仕事量を0.3(1年目)、0.5(2年目)



15

2. 医師の需要推計について

16

医師の需要推計方法

平成28年3月3日 第3回医師
需給分科会 資料1 (改)

- 医師の需要推計については、「(1)臨床に従事する医師」と「(2)臨床以外に従事する医師」に分けて推計する。

(1)臨床に従事する医師の推計方法について

(基本方針)

- ✓ 入院医療、外来医療、介護福祉を分けて推計を行う。

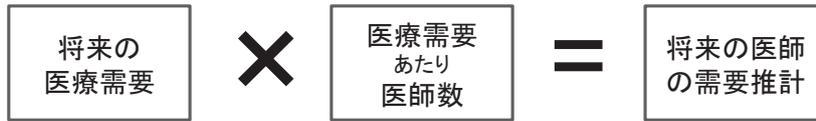
(推計方法)

- ① 医療需要(入院;病床数、外来;患者数)あたりの医師数をもとに、医師の需要推計を行う。
- ② 現在の医療体制で、必要な医療サービスについて概ね提供できている前提に立ち、現在の「医療需要あたり医師数」等を推計する。(但し、労働時間については、現在と将来で異なる値を用いることも検討(後述))
- ③ 入院医療の一般病床及び療養病床については、地域医療構想と同様の手法で医療需要の将来推計を行い、推計結果に①を適用して必要医師数(一般入院分)を推計する。
- ④ 地域医療構想で将来推計を行っていない医療需要(精神病床、外来医療等)については、現状分析等に基づく、一定の仮定に基づき推計を行う(仮定が複数ある場合には、複数の推計値を「幅」として設定)。
- ⑤ 医師数については、供給推計と同様に、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して推計する。

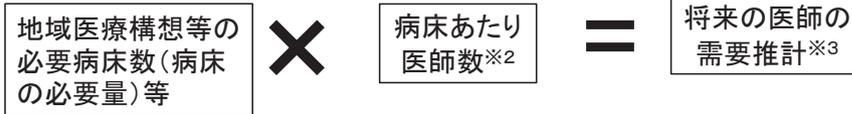
17

医師の需要推計 (1)臨床に従事する医師-1

○推計方法



入院医療(一般病床・療養病床(①)・精神病床※1(②))



年	医師の需要推計
2014	166,900～189,600
2025	175,700～197,000
2040	179,200～200,800

※1

- 地域医療構想の将来の必要病床数(病床の必要量)の推計のうち、パターンC(注)による推計に基づく。(2025年において、高度急性期13.0万床、急性期40.0万床、回復期37.5万床、慢性期28.5万床、合計119.0万床。なお、将来(2025年)、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数は29.7万人となるが、これは外来患者数に含む)
- 精神病床は、地域医療構想に含まれていないため、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」における「今後の方向性に関する意見の整理」(平成24年6月28日)を踏まえ、入院期間別に3つ(3か月未満、3か月以上1年未満、1年以上)に区分して推計する。なお、受療率は患者調査における直近の年齢階級別入院受療率に将来の人口構成の推移と近年の受療率の年次推移(変化率)を年齢階級別に反映して将来推計を行う。

(注) 要件に該当する全ての二次医療圏は、パターンB(全ての二次医療圏において療養病床の入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合(全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合)解消するとして推計)の目標入院受療率の達成年次を2030年(平成42年)とし、2025年(平成37年)においては、2030年から比例的に逆算した入院受療率まで低下するとし、その他の二次医療圏は、2025年までにパターンBの目標入院受療率まで低下するとして、推計。)

18

医師の需要推計 (1)臨床に従事する医師-2

入院医療(一般病床・療養病床(①)・精神病床(②))【続き】

※2

- 医師数は、三師調査・医療施設調査等から算定する。(三師調査における、病院で臨床に従事している医師数に着目する。次に、医療施設調査(常勤換算)において、一般・療養病床(精神病床以外)、精神病床それぞれに勤務する医師数の比を算出し、三師調査の結果を按分することで、病院の一般・療養病床、精神病床それぞれで臨床に従事する医師数を推計する。同様に、三師調査において、診療所で臨床に従事している医師数に着目する。次に、医療施設調査(常勤換算)において有床診療所、無床診療所のそれぞれに勤務する医師数の比を算出し、三師調査の結果を按分することで、有床診療所、無床診療所それぞれで臨床に従事する医師数を推計する。)
- 一般病床・療養病床の病床あたり医師数を「高度急性期、急性期、回復期、慢性期」の4つの医療機能に「現状の病床機能報告制度等を活用する方法」を用いて按分する。(後述)
- 精神病床の病床あたり医師数は、3つの区分に按分する。具体的には、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」における「今後の方向性に関する意見の整理」(平成24年6月28日)を踏まえ、「入院期間が3か月未満については、一般病床と同等の配置」、「3か月以上については、現在の精神病床と同等の配置」として按分する。病床当たり医師数は、現在の精神病床と同等の配置を1とすると、一般病床と同等の配置は3となる。
- 精神病床において、3つの区分を行わず、精神病床を一体として患者数を推計し、近年の受療率の推移(変化率)を反映した場合の推計も今後行う。

※3 高度急性期・急性期の平均労働時間が、将来においては、一定程度短縮することを見込む。(後述)

19

医師の需要推計 (1)臨床に従事する医師-3

一般病床・療養病床における医療需要(病床数)あたり医師数

- 一般病床及び療養病床における「医療需要あたり医師数」については、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能ごとに設定。
- 「一般病床及び療養病床において、臨床に従事する医師数」を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能に按分し、4つの医療機能ごとの病床数で除することで、4つの医療機能ごとの「医療需要あたり医師数」を推計する。
- 高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能に按分する方法については、現状の病床機能報告制度を活用する方法を用いる。

	病床機能報告制度の具体的な活用方法	
高度急性期	全ての病棟が「高度急性期」と報告した病院※の医師数 ÷ 当該病院の病床数	①
急性期	全ての病棟が「急性期」と報告した病院※の医師数 ÷ 当該病院の病床数	②
回復期	全ての病棟が「回復期」と報告した病院の医師数 ÷ 当該病院の病床数	③
慢性期	全ての病棟が「慢性期」と報告した病院の医師数 ÷ 当該病院の病床数	④

※ 大学附属病院を除く

⇒ **結果の比 ①:②:③:④=4.8 : 2.7 : 1.5 : 1.0 (④慢性期を1.0とした場合)**

(参考) 地域医療構想における医療資源投入量を用いて按分する方法について

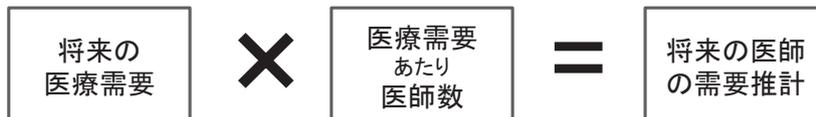
高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能に按分する際に、地域医療構想における4機能ごとの医療資源投入量(診療行為を診療報酬点数に換算して合計したもの)に比例して医師数が配置されていると仮定して按分を行う方法もある。

(結果は、①:②:③:④=15.9 : 4.0 : 2.1 : 1.0となる(④慢性期を1.0とした場合)しかしながら、医療資源投入量には、医師以外の医療従事者の人件費等が含まれており、そのまま用いるのではなく、医療資源投入量における医師の人件費がどの程度の割合であるかを考慮する必要等があるため、今回の推計では現状の病床機能報告制度を活用する方法を用いる。

20

医師の需要推計 (1)臨床に従事する医師-4

○推計方法



入院外の医療(無床診療所部分;外来医療(③)・訪問して行う診療(④))

年	医師の需要推計	うち訪問して行う診療分
2014	89,200	1,300
2025	94,300~94,700	1,800
2040	90,100~90,800	1,800

※1

○ 病院及び有床診療所の医師は、入院医療とともに、外来医療(在宅医療等含む。)にも対応を行っている。この外来医療需要(病院及び有床診療所の外来需要)については、入院医療需要と同様に推移すると仮定し、「一般病床及び療養病床において臨床に従事する医師数」として「一般病床及び療養病床」において(一体として)推計する。

○ 将来の外来患者数については、直近の患者数(レセプトデータに基づき、初・再診料を算定している患者数(往診・訪問診療等を含む)を年齢階級別に人口で除して、年齢階級別受療率を推計した上で、将来の人口構成の推移と近年の受療率の推移(変化率)を年齢階級別に反映して推計する。

※2

○ 訪問して行う診療の対象患者数は、直近の患者数のうち、訪問して行う診療患者数(往診料(緊急往診等を含む)・訪問診療料を算定する患者数)を用いて推計する。(全ての無床診療所の外来患者数のうち、訪問して行う診療の患者数はおよそ1.4%)

○ 地域医療構想における、「将来(2025年)、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数」29.7万人を加えたものとする。

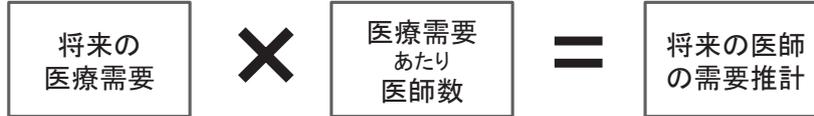
※3

三師調査において、診療所で臨床に従事する医師数に着目する。次に、医療施設調査(常勤換算)を用いて、有床診療所、無床診療所のそれぞれに按分することで、有床診療所、無床診療所それぞれで臨床に従事する医師数を推計する(訪問して行う診療部分を含む。)

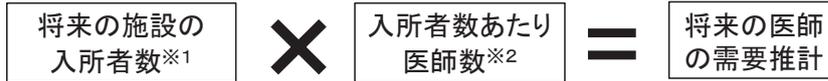
21

医師の需要推計 (1)臨床に従事する医師-5

○推計方法



⑤ 介護老人保健施設



年	医師の需要推計
2014	2,700
2025	3,800
2040	4,200

※1 直近の介護老人保健施設の年齢階級別入所者数(介護給付費実態調査に基づく)を年齢階級別人口で除して、年齢階級別の入所率とした上で、将来の人口構成を反映して推計する。

※2 三師調査における、介護老人保健施設に勤務している医師数から推計する。

22

臨床に従事する医師の需要推計において 勘案した事項

- ・ 次の項目について幅を持って推計(詳細は後述)

	考え方	上位	中位	下位
①労働時間の適正化の見込み方	高度急性期・急性期に従事する医師の労働時間の適正化をどの程度見込で推計するか(「勤務医の就労実態と意識に関する調査」(平成24年)等における労働時間を基に算出)	56.6時間 → 45.7時間	56.6時間 → 51.1時間	56.6時間 → 53.9時間
②精神病床の入院需要の年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基づき、近年の受療動向の推移(変化率)をどの程度踏まえて推計するか	近年の入院受療率の推移(変化率)の幅を、0.9~1.1倍にして延伸(中位推計は、1.0倍)		
③外来需要の年次推移	「患者調査」や「社会医療診療行為別調査」に基づき、近年の受療動向の推移(変化率)をどの程度踏まえて推計するか	近年の外来受療率の推移((変化率)の幅を0.9~1.1倍にして延伸(中位推計は、1.0倍)		

23

労働時間の適正化の見込み方(上位推計)

＜週当たり勤務時間の状況＞		(時間)	(時間)
		直近 ^{※4}	将来
病院全体 ^{※1}		53.2	(45.7)
病院(精神病床除く) ^{※1}		53.9 ^{※5}	(45.7)
うち、高度急性期・急性期 ^{※1}		56.6 ^{※6}	45.7 (医師が1.24倍必要)
うち、回復期・慢性期 ^{※1}		45.7 ^{※7}	直近値と 同じ値を 用いる
病院(精神病床) ^{※1}		45.0 ^{※8}	
診療所 ^{※2}		45.8	
介護老人保健施設 ^{※3}		38.5	


 他の病院・診療所
と同レベル
(加重平均45.7時間)
まで低下

- ※1 勤務医の就労実態と意識に関する調査 2012年9月 ((独)労働政策研究・研修機構)による。常勤および非常勤を含む。
 ※2 医師需給に係る医師の勤務状況調査 2006年3月(国立保健医療科学院政策科学部)による。常勤のみ。
 ※3 介護老人保健施設の管理医師の有効活用による医療と介護の連携の促進に関する調査研究事業(平成26年3月公益社団法人全国老人保健施設協会)による
 ※4 主たる勤務先の勤務時間に、他の医療機関における勤務時間(病院全体は6.6時間、診療所は6.4時間)を加えたもの。老健施設は加えていない。
 ※5 病院全体から、精神病床を除いたもの(加重平均)
 ※6 病院全体から、精神病床、回復期・慢性期を除いたもの(加重平均)
 ※7 「急性期でも救急指定病院でもない」と回答した病院の平均値
 ※8 従事する診療科が「精神科」とした者の平均値

24

労働時間の適正化の見込み方(中位推計)

＜週当たり勤務時間の状況＞		(時間)	(時間)
		直近 ^{※4}	将来
病院全体 ^{※1}		53.2	(45.7)
病院(精神病床除く) ^{※1}		53.9 ^{※5}	(45.7)
うち、高度急性期・急性期 ^{※1}		56.6 ^{※6}	51.1 (医師が1.11倍必要)
うち、回復期・慢性期 ^{※1}		45.7 ^{※7}	直近値と 同じ値を 用いる
病院(精神病床) ^{※1}		45.0 ^{※8}	
診療所 ^{※2}		45.8	
介護老人保健施設 ^{※3}		38.5	


 他の病院・診療所
(加重平均45.7時間)
との労働時間の差が
50%縮小する
として推計

- ※1 勤務医の就労実態と意識に関する調査 2012年9月 ((独)労働政策研究・研修機構)による。常勤および非常勤を含む。
 ※2 医師需給に係る医師の勤務状況調査 2006年3月(国立保健医療科学院政策科学部)による。常勤のみ。
 ※3 介護老人保健施設の管理医師の有効活用による医療と介護の連携の促進に関する調査研究事業(平成26年3月公益社団法人全国老人保健施設協会)による
 ※4 主たる勤務先の勤務時間に、他の医療機関における勤務時間(病院全体は6.6時間、診療所は6.4時間)を加えたもの。老健施設は加えていない。
 ※5 病院全体から、精神病床を除いたもの(加重平均)
 ※6 病院全体から、精神病床、回復期・慢性期を除いたもの(加重平均)
 ※7 「急性期でも救急指定病院でもない」と回答した病院の平均値
 ※8 従事する診療科が「精神科」とした者の平均値

25

労働時間の適正化の見込み方(下位推計)

〈週当たり勤務時間の状況〉 (時間)		将来 (時間)
	直近 ^{※4}	将来
病院全体 ^{※1}	53.2	(45.7)
病院(精神病床除く) ^{※1}	53.9 ^{※5}	(45.7)
うち、高度急性期・急性期 ^{※1}	56.6 ^{※6}	53.9 (医師が1.05倍必要)
うち、回復期・慢性期 ^{※1}	45.7 ^{※7}	直近値と同じ値を用いる
病院(精神病床) ^{※1}	45.0 ^{※8}	
診療所 ^{※2}	45.8	
介護老人保健施設 ^{※3}	38.5	


 他の病院・診療所 (加重平均45.7時間) との労働時間の差が25%縮小するとして推計

- ※1 勤務医の就労実態と意識に関する調査 2012年9月 ((独)労働政策研究・研修機構)による。常勤および非常勤を含む。
 ※2 医師需給に係る医師の勤務状況調査 2006年3月(国立保健医療科学院政策科学部)による。常勤のみ。
 ※3 介護老人保健施設の管理医師の有効活用による医療と介護の連携の促進に関する調査研究事業(平成26年3月公益社団法人全国老人保健施設協会)による
 ※4 主たる勤務先の勤務時間に、他の医療機関における勤務時間(病院全体は6.6時間、診療所は6.4時間)を加えたもの(加重平均)
 ※5 病院全体から、精神病床を除いたもの(加重平均)
 ※6 病院全体から、精神病床、回復期・慢性期を除いたもの(加重平均)
 ※7 「急性期でも救急指定病院でもない」と回答した病院の平均値
 ※8 従事する診療科が「精神科」とした者の平均値

26

精神病床の入院受療率の推移について

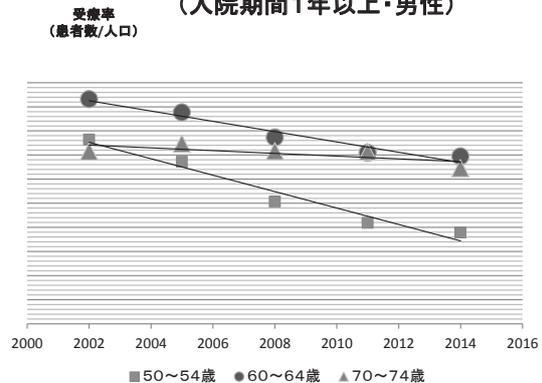
- 精神病床の入院受療率は、患者調査における直近の年齢階級別入院受療率に将来の人口構成の推移と近年の受療率の年次推移(変化率)を年齢階級別に反映して推計する。
- この際、入院期間を3つの区分(3ヶ月未満、3ヶ月以上かつ1年未満、1年以上)に分けて、受療率を推計する。

※ 受療率は、当該年齢階級における「患者数 ÷ 人口」であり、実際の患者数は、年齢階級ごとに受療率に将来人口を乗じたものとなる。

精神病床の入院受療率の変化率(患者数/人口/年)
【男性・入院期間別 3区分】(平成14年～平成26年)

年齢階級	3ヶ月未満	3ヶ月～1年未満	1年以上
0～4	→	→	→
5～9	→	→	→
10～14	↗	↗	→
15～19	↘	↗	↘
20～24	↘	↘	↘
25～29	→	↘	↘
30～34	↗	↘	↘
35～39	↘	↘	↘
40～44	↘	↘	↘
45～49	↘	↘	↘
50～54	↗	↘	↘
55～59	↗	↘	↘
60～64	↗	↘	↘
65～69	↗	↘	↘
70～74	→	↘	↘
75～79	↗	↘	↗
80～84	↘	↗	↗
85～89	↘	↘	↘
90歳以上	↘	↘	↘

精神病床の入院受療率の年次推移
(入院期間1年以上・男性)



左表(注) 上向き矢印(↗)は受療率が上昇傾向、下向き矢印(↘)は受療率が下降傾向、横向き(→)は受療率が横ばいであることを表す。

27

外来受療率の推移について

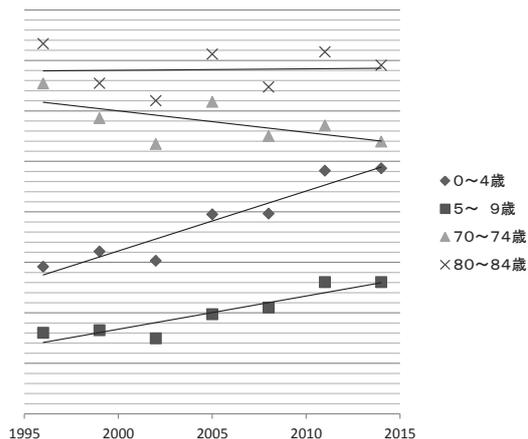
- 将来の外来患者数については、直近の患者数(レセプトデータに基づき、初・再診料を算定している患者数(往診・訪問診療等含む。))を年齢階級別人口で除した年齢階級別受療率を推計した上で、将来の人口構成の推移と近年の受療率の推移(変化率)を年齢階級別に反映して推計する。

外来受療率の変化率(総数) (患者数/人口/年)

年齢階級	変化率
0~4歳	↗
5~9歳	↗
10~14歳	↗
15~19歳	↗
20~24歳	↗
25~29歳	↗
30~34歳	↗
35~39歳	↗
40~44歳	↗
45~49歳	↗
50~54歳	↗
55~59歳	→
60~64歳	↘
65~69歳	↘
70~74歳	↘
75~79歳	↘
80~84歳	→
85歳以上	↘

平成8年~平成26年

外来受療率の年次推移 (総数) (平成8年~平成26年)

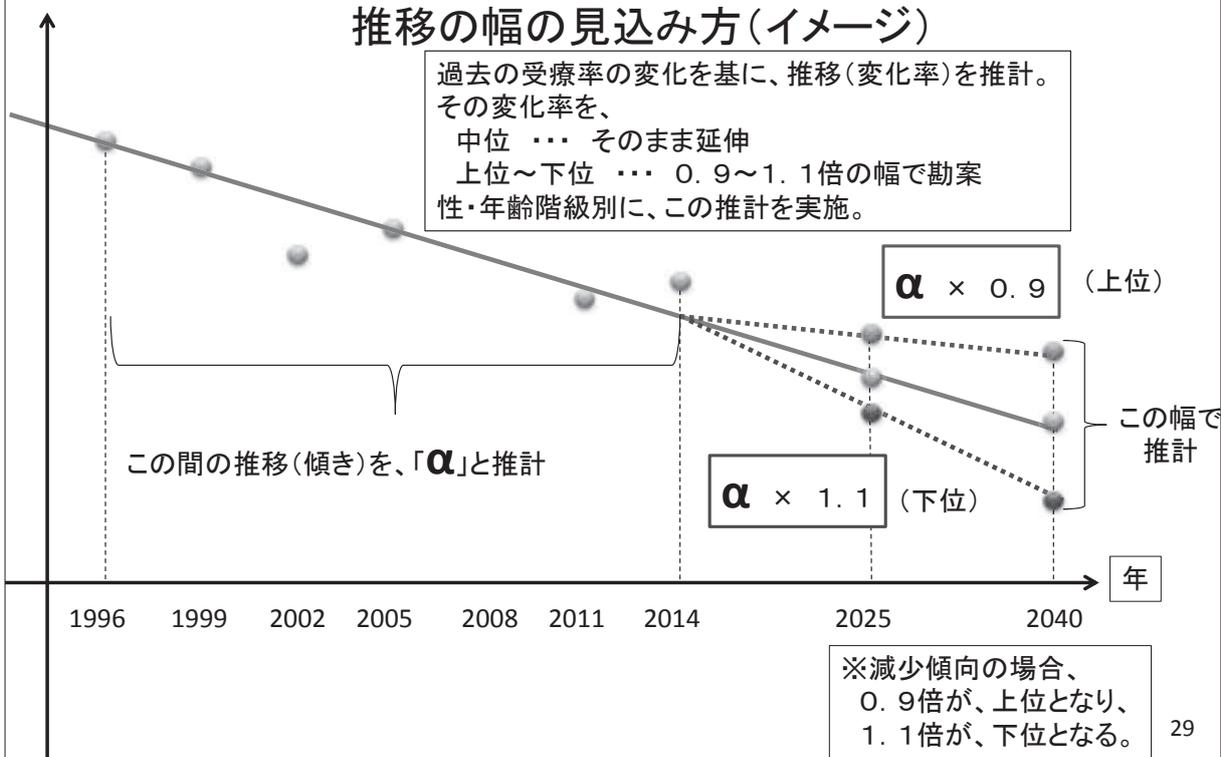


※ 上向き矢印(↗)は受療率が上昇傾向、下向き矢印(↘)は受療率が下降傾向、横向き(→)は受療率が横ばいであることを表す。

受療率

受療率の推移(変化率)の推計方法および 推移の幅の見込み方(イメージ)

過去の受療率の変化を基に、推移(変化率)を推計。
その変化率を、
中位 … そのまま延伸
上位~下位 … 0.9~1.1倍の幅で勘案
性・年齢階級別に、この推計を実施。



2. 医師の需要推計について (2) 臨床以外に従事する医師

30

医師の需要推計① (臨床以外に従事する医師)

○ 臨床以外に従事する医師については、研究領域、産業医業務、製薬業界、国際分野等のそれぞれの分野ごとに推計し、医師数については、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して推計する。

<分野別の課題、推計方法>

2040年には 13,100 + α 人前後 (1.5倍)

	<現状数※(約8,640人)>	<2040年推計値※>
① 医育機関等に従事する医師 ・ 全国医学部長病院長会議が実施のアンケート調査を踏まえ、2025年までに、20%の増加を見込み、その後は維持	4,700人	5,600人 (1.2倍)
② 産業医業務に従事する医師 ・ 産業医業務に従事する医師数は年々増加傾向にあり、現行の増加傾向を、2025年、2040年まで延長	1,500人	2,740人 (1.8倍)
③ 行政機関に従事する医師 ・ 現状の定員を2025年までに充足し、保健医療政策人材について、さらに2040年までに20%の増加を見込む	1,600人	2,170人 (1.4倍)
④ 製薬業界に従事する医師 ・ 製薬業界の医師数(人口当たり)が、2025年までに最高水準のドイツ並み(約3倍)にし、さらに2040年までに20%の増加を見込む	約420人	1,570人 (3.7倍)
⑤ 国際分野に関連する医師 ・ 国際保健政策を形成するリーダーや、国際的に脅威となる感染症対策強化のため、2020年までに500名となるような増加を見込み、2025年までに20%の増加、さらに2040年までに20%の増加を見込む	約260人	670人 + α (2.6倍)
⑥ その他の分野 ・ 社会保険診療報酬支払基金や血液センター等に従事する者について、医療需要の増加等に伴う分として、2040年までに20%の増加を見込む	約250人	350人 (1.4倍)

※現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。31

臨床以外に従事する医師の推計

1. 推計の対象

- ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査で集計する「医療施設従事する医師」以外を基本とする
- ・ 介護・福祉分野については、地域医療構想の中で慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計するため、介護老人保健施設の従事者については、臨床に従事する医師に含める

平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査	現状	推計の対応
医療施設以外の従事者数		
介護老人保健施設	3,230人	臨床に従事する医師として推計
無職	1,850人	
その他	704人	今回の検討では推計に含めない
医育機関等の従事者※1	4,999人	
産業医	994人※2	臨床以外に従事する医師として推計
行政機関	1,661人	
保健衛生業務(民間企業、国際協力等を含む)	922人	
	14,360人	推計対象の合計8,576人

- ※1 医育機関の臨床系以外の大学院生、勤務者及び医育機関以外の教育医機関又は研究機関の勤務者
 ※2 医師・歯科医師・薬剤師調査の「主たる業務内容」が「産業医勤務」で集計すると1,601人
 (医療施設に従事する医師の中に産業医として従事する者がいるため)

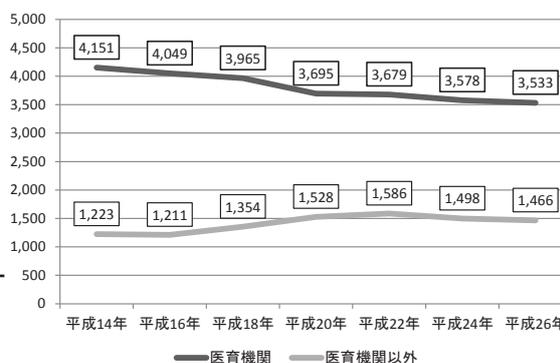
32

臨床以外に従事する医師の推計 - ① 医育機関等に従事する医師

推計にあたっての考え方

- ① 医師・歯科医師・薬剤師調査における、「医育機関の臨床系以外の大学院生、勤務者及び医育機関以外の教育医機関又は研究機関の勤務者」は、5,000人前後で推移。
 このうち、医育機関の医師数は減少傾向。

- ② 全国医学部長病院長会議が実施したアンケート(※)では、望まれる基礎医学の教員数は「現状より20%増」としている。



※ アンケート調査について
 全国医学部長病院長会議「医学部大学院のあり方検討委員会」が、平成28年2月に「研究に関わる医師の必要性に関するアンケート」を実施。
 有効回答率は80.0%(64/80校、平成28年3月1日現在)。



上記を踏まえ、今後20%増加した場合で推計

(現状数※)
4,700人



(将来推計数※)
5,600人

※現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。

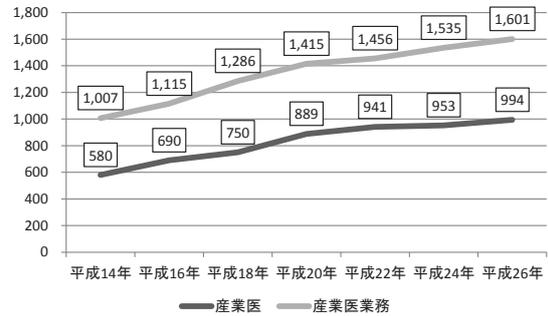
33

臨床以外に従事する医師の推計 - ② 産業医業務に従事する医師

推計にあたっての考え方

- 平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査で、主たる業務内容が「産業医業務」は1,601人。年々、増加傾向。
- 労働者数が常時1,000人以上の事業場(※)数は約1,700ヶ所

※専属の産業医を選任する必要がある事業場
出典：総務省 平成26年経済センサス基礎調査



➡ 上記を踏まえ、現在の増加傾向を延長した場合で推計

(現状数※)

1,500人

(将来推計数※)

2,740人

※現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。

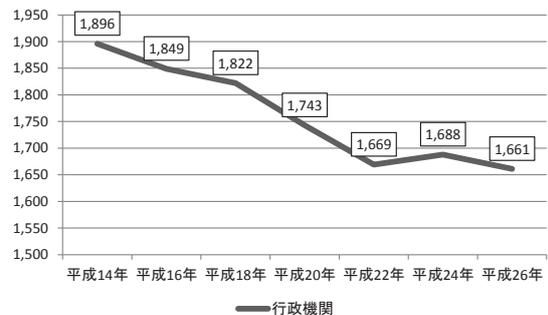
34

臨床以外に従事する医師の推計 - ③ 行政機関に従事する医師

推計にあたっての考え方

- 矯正医官※1の現員は257人(定員328人)、検疫所医師の定員は78人、地方自治体の公衆衛生医師の現員は1,068人(定員1,241人)、厚生労働省等に勤務する医師(現員292人)など。

※1 業務としては臨床に従事しているが、行政機関に従事する医師として整理



- 自治体の政策立案・遂行能力の向上が不可欠であり、保健医療政策人材の育成、確保等を行う必要がある(「保健医療2035」より)ことから、定員を充足した上で、さらに20%の増加を見込む。

➡ 上記を踏まえ、定員を充足した上で、さらに20%増加した場合で推計

(現状数※2)

1,600人

(将来推計数※2)

2,170人

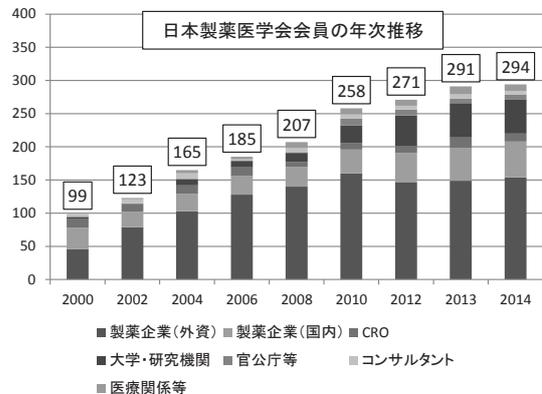
※2 現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。

35

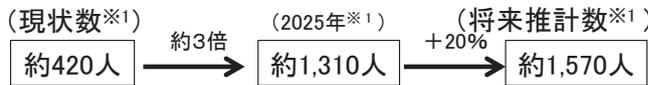
臨床以外に従事する医師の推計 - ④ 製薬業界に従事する医師

推計にあたっての考え方

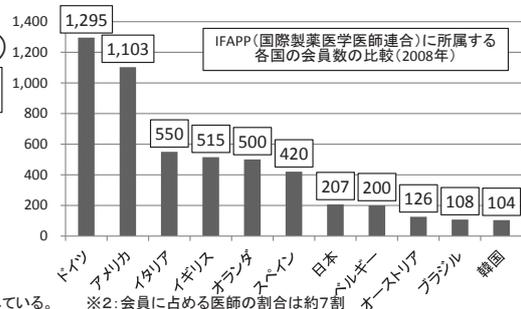
- ① 日本製薬医学会の会員数は、2000年から増加傾向にあったが、近年はほぼ横ばい
- ② 日本製薬医学会の会員数を基に、日本全体の製薬業界の医師数を約450人と推計
- ③ IFAPP(国際製薬医学医師連合)に所属する医師数を参考に、製薬業界に従事する医師の需要を、世界最高水準のドイツ並みに見込む



上記を踏まえ、医師数の需要を見込む



	人口 (100万人) ①	製薬業界の医師 の数(推計) ②	人口に占める 割合 ②/①	医師数 (千人) <参考>
日本	127.1	450	3.54	311
ドイツ	82.7	907 (※1)	10.96	470
			3.1	



※1:現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。

※2:会員に占める医師の割合は約7割

36

臨床以外に従事する医師の推計 - ⑤ 国際分野に関連する医師

推計にあたっての考え方

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画～絶え間ない感染症の脅威に挑戦する日本のアクション～」
(平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)において、

2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト

(1) 「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等

○ 国際的に脅威となる感染症に対する我が国の人的支援を強化するため、感染症が発生・拡大している国へ派遣される国際緊急援助隊・感染症対策チーム(以下: Japan Disaster Relief Team・Infectious Diseases Response Team)の隊員候補となる人材の登録を推進するとともに、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策人材・技術人材)を育成・確保するため、内閣官庁・外務省・文部科学省等の関係省庁の協力も得つつ、厚生労働省等においてその育成強化・情報集約の方面を早急に検討し、早期に取組を開始する。その上で、それぞれの仕組み等について、「国際感染症等対応人材登録システム」として、関係者に登録を勧奨するとともに、情報共有を図りつつ、平成32年度には、500名³¹⁾の登録者数を目標とする。【内閣官庁、外務省、文部科学省、厚生労働省】

31)「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への登録者数200名 国際保健人材政策人材の育成・集約者数300名



とされた。上記を踏まえ、



- ① 「国際緊急援助・感染症対策チーム」の登録希望者数 138名(平成27年12月22日時点)
- ② WHOの邦人職員数43名
- ③ その他国際機関において国際保健に関わる邦人職員数60名
- ④ J-GRIDの海外研究拠点における邦人職員数41名

※現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。

37

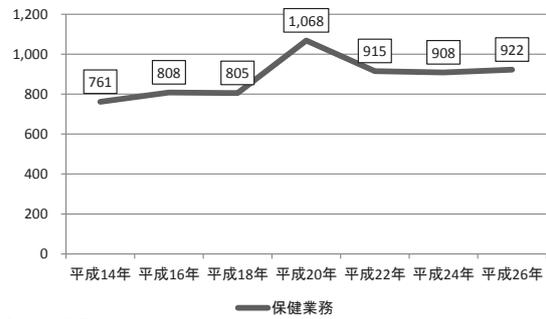
臨床以外に従事する医師の推計 - ⑥ その他の分野に従事する医師

推計にあたっての考え方

① 平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査で、社会保険診療報酬支払基金、血液センターに従事する者は、922人(※1)

※1 民間企業、国際協力等を含む

② 近年の傾向としては、ほぼ横ばいであるが、今後の医療需要の増加に伴う分(20%)を見込む



➡ 上記を踏まえ、現状より20%増加した場合で推計

(現状数※2)

約250人



300人



(将来推計数※2)

350人

■ 結論

①～⑥を合計すると、

(現状数※2)

8,640人

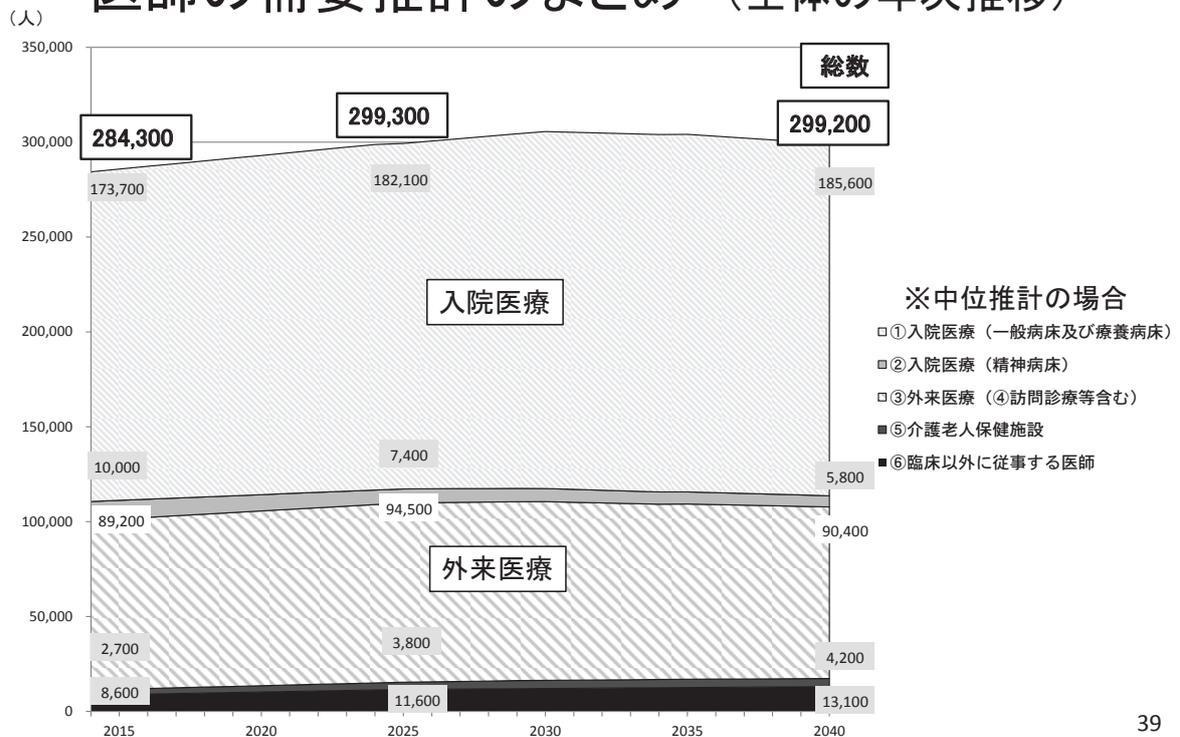


(将来推計数※2)

13,100人+α

※2:現状数、推計値ともに、仕事量を考慮(女性医師や高齢医師の仕事量を0.8とする等)して算出している。38

医師の需要推計のまとめ (全体の年次推移)



3. 医師の需給推計について

40

医師の需給推計の結果について

1 需要推計について（下位～上位）

注)端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しないことがあります。

○需要推計について(万人)	2014年	2025年	2040年
	27.7～30.0	29.2～31.4	29.2～31.5

(1)臨床に従事する医師について(人)		2014年	2025年	2040年
	合計	269,000～ 291,700	281,000～ 303,100	279,200～ 301,800
	①入院医療(一般病床・療養病床)	166,900～189,600	175,700～197,000	179,200～200,800
	②入院医療(精神病床)	10,000	7,300～7,500	5,700～6,000
	③外来医療(④訪問診療等を含む)	89,200	94,300～94,700	90,100～90,800
	⑤介護老人保健施設	2,700	3,800	4,200

(2)臨床以外に従事する医師について(人)		2014年	2025年	2040年
	合計	8,640	11,620	13,100
	①医育機関等の研究分野	4,700	5,600	5,600
	②産業医業務	1,500	2,050	2,740
	③行政機関等	1,600	1,810	2,170
	④製薬業界	420	1,310	1,570
	⑤国際保健分野	260	560	670
	⑥その他の分野	250	300	350

2 供給推計について

○供給推計について(万人)	2015年	2025年	2040年
	27.4	30.3	33.3

41

医師の需給推計の結果について

医師需給は、中位推計においては、2024年(平成36年)頃に、上位推計においては、2033年(平成45年)頃に均衡すると推計される。なお、いずれの場合も需給が均衡した後は、将来人口の減少により、医師の需要は減少すると考えられる。

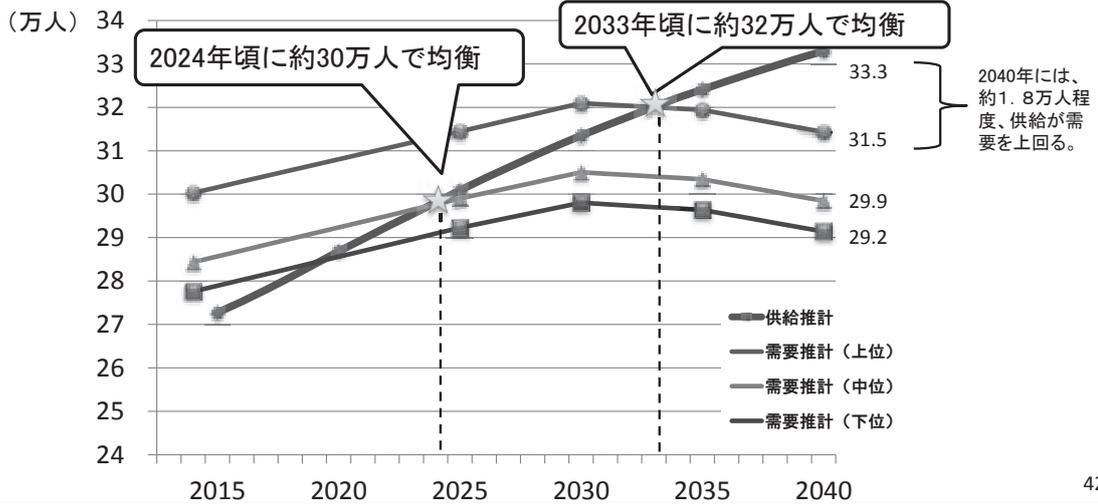
供給推計 今後の医学部定員を平成28年度の9,262人として推計。

需要推計 (上位推計) 様々な前提・仮定(※)のうち、最も医師の需要推計が大きくなる組み合わせで行った推計

(下位推計) 様々な前提・仮定(※)のうち、最も医師の需要推計が小さくなる組み合わせで行った推計

※ 精神病床の入院受療率、外来医療の受療率、労働時間について幅を持って推計(別紙参照)

※※ 女性医師、高齢医師、研修医については、それぞれ働き方等を考慮し、30～50歳代の男性医師を1とした場合に、女性医師0.8、高齢医師0.8、研修医1年目0.3、研修医2年目0.5として推計



歯学部歯学科における入学定員削減状況

平成28年5月1日現在

大学名		S60 入学定員	H28 入学定員	S60に対する 定員削減数	S60に対する 削減率
1	北海道大学	80	53	27	33.8%
2	東北大学	80	53	27	33.8%
3	東京医科歯科大学	80	53	27	33.8%
4	新潟大学	80	45	35	43.8%
5	大阪大学	80	53	27	33.8%
6	岡山大学	80	53	27	33.8%
7	広島大学	80	53	27	33.8%
8	徳島大学	60	43	17	28.3%
9	九州大学	80	53	27	33.8%
10	長崎大学	80	50	30	37.5%
11	鹿児島大学	80	53	27	33.8%
国立大学 計		860	562	298	34.7%
12	九州歯科大学	120	95	25	20.8%
公立大学 計		120	95	25	20.8%
13	北海道医療大学	120	80	40	33.3%
14	岩手医科大学	80	57	23	28.8%
15	奥羽大学	120	96	24	20.0%
16	明海大学	160	120	40	25.0%
17	東京歯科大学	160	128	32	20.0%
18	昭和大学	120	96	24	20.0%
19	日本大学	160	128	32	20.0%
20	日本大学(松戸歯学部)	160	115	45	28.1%
21	日本歯科大学	160	128	32	20.0%
22	日本歯科大学(新潟生命歯学部)	120	80	40	33.3%
23	神奈川歯科大学	160	100	60	37.5%
24	鶴見大学	160	115	45	28.1%
25	松本歯科大学	120	96	24	20.0%
26	朝日大学	160	127	33	20.6%
27	愛知学院大学	160	125	35	21.9%
28	大阪歯科大学	160	128	32	20.0%
29	福岡歯科大学	120	96	24	20.0%
私立大学 計		2,400	1,815	585	24.4%
合 計		3,380	2,472	908	26.9%

(※) 私立大学の定員は、募集人員である。

(文部科学省医学教育課調べ)

第109回（平成28年）歯科医師国家試験結果

○新卒者の大学別合格者状況

学校名	平成22年度 入学定員	第108回（平成27年）				第109回（平成28年）				合格率増減 (H27-H28)
		出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	
1 北海道大学歯学部	60	48	47	42	89.4%	55	54	48	88.9%	-0.5%
2 東北大学歯学部	55	53	53	40	75.5%	59	59	49	83.1%	7.6%
3 東京医科歯科大学歯学部	55	51	51	43	84.3%	55	55	52	94.5%	10.2%
4 新潟大学歯学部	40	46	46	31	67.4%	42	42	35	83.3%	15.9%
5 大阪大学歯学部	60	53	52	44	84.6%	61	61	52	85.2%	0.6%
6 岡山大学歯学部	55	49	49	43	87.8%	54	54	44	81.5%	-6.3%
7 広島大学歯学部	55	53	53	43	81.1%	49	48	38	79.2%	-2.0%
8 徳島大学歯学部	40	45	43	33	76.7%	33	31	30	96.8%	20.0%
9 九州大学歯学部	55	53	49	40	81.6%	50	49	41	83.7%	2.0%
10 長崎大学歯学部	50	37	37	28	75.7%	38	38	31	81.6%	5.9%
11 鹿児島大学歯学部	55	55	51	43	84.3%	51	47	32	68.1%	-16.2%
国立大学 計	580	543	531	430	81.0%	547	538	452	84.0%	3.0%
12 九州歯科大学	95	85	85	74	87.1%	97	97	76	78.4%	-8.7%
公立大学 計	95	85	85	74	87.1%	97	97	76	78.4%	-8.7%
13 北海道医療大学歯学部	96	113	74	47	63.5%	81	51	25	49.0%	-14.5%
14 岩手医科大学歯学部	70	83	47	30	63.8%	83	48	26	54.2%	-9.7%
15 奥羽大学歯学部	96	94	63	24	38.1%	71	49	21	42.9%	4.8%
16 明海大学歯学部	120	143	84	53	63.1%	145	81	44	54.3%	-8.8%
17 東京歯科大学	128	130	116	109	94.0%	147	127	120	94.5%	0.5%
18 昭和大学歯学部	93	96	96	76	79.2%	100	97	77	79.4%	0.2%
19 日本大学歯学部	128	110	90	70	77.8%	130	113	85	75.2%	-2.6%
20 日本大学松戸歯学部	128	116	89	65	73.0%	109	73	43	58.9%	-14.1%
21 日本歯科大学	128	123	105	69	65.7%	130	96	81	84.4%	18.7%
22 日本歯科大学新潟生命歯学部	96	77	68	41	60.3%	59	47	35	74.5%	14.2%
23 神奈川歯科大学	120	129	70	56	80.0%	127	67	55	82.1%	2.1%
24 鶴見大学歯学部	128	112	62	41	66.1%	145	98	39	39.8%	-26.3%
25 松本歯科大学	80	85	47	16	34.0%	81	37	30	81.1%	47.0%
26 朝日大学歯学部	128	129	80	53	66.3%	132	77	46	59.7%	-6.5%
27 愛知学院大学歯学部	128	121	111	77	69.4%	143	112	85	75.9%	6.5%
28 大阪歯科大学	128	132	93	72	77.4%	106	73	57	78.1%	0.7%
29 福岡歯科大学	96	102	82	53	64.6%	100	85	38	44.7%	-19.9%
私立大学 計	1,891	1,895	1,377	952	69.1%	1,889	1,331	907	68.1%	-1.0%
- 認定及び予備試験	-	2	2	1	50.0%	3	3	1	33.3%	-16.7%
総合計	2,566	2,525	1,995	1,457	73.0%	2,536	1,969	1,436	72.9%	-0.1%

(出典：厚生労働省報道発表資料、文部科学省医学教育課調べ)

最低修業年限での歯科医師国家試験合格率

No	大学名	第109回（平成28年）		
		H22年4月 入学者数	平成28年3月 新卒合格者数 <small>（編入学者及び修業年限超過が ある学生を除く）</small>	最低修業年限での 第109回国試合格率
1	北海道大学	60	45	75.0%
2	東北大学	60	46	76.7%
3	東京医科歯科大学	55	43	78.2%
4	新潟大学	40	30	75.0%
5	大阪大学	62	40	64.5%
6	岡山大学	55	38	69.1%
7	広島大学	55	36	65.5%
8	徳島大学	40	24	60.0%
9	九州大学	56	35	62.5%
10	長崎大学	50	26	52.0%
11	鹿児島大学	56	31	55.4%
国立大学合計		589	394	66.9%
12	九州歯科大学	95	71	74.7%
公立大学合計		95	71	74.7%
13	北海道医療大学	48	14	29.2%
14	岩手医科大学	42	12	28.6%
15	奥羽大学	32	11	34.4%
16	明海大学	95	29	30.5%
17	東京歯科大学	128	95	74.2%
18	昭和大学	103	65	63.1%
19	日本大学	128	69	53.9%
20	日本大学(松戸歯学部)	97	24	24.7%
21	日本歯科大学	128	61	47.7%
22	日本歯科大学(新潟生命歯学部)	58	23	39.7%
23	神奈川歯科大学	76	25	32.9%
24	鶴見大学	76	10	13.2%
25	松本歯科大学	35	17	48.6%
26	朝日大学	106	28	26.4%
27	愛知学院大学	128	74	57.8%
28	大阪歯科大学	128	51	39.8%
29	福岡歯科大学	81	28	34.6%
私立大学合計		1,489	636	42.7%
国公立大学合計		2,173	1,101	50.7%

（文部科学省医学教育課調べ）

平成28年度 歯学部（歯学科）における留年・休学者の割合

大学名	平成28年度							
	在籍学生総数に占める留年・休学者の割合	学年別内訳						
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
1 北海道大学	16.9%	4.7%	16.9%	22.6%	19.6%	24.1%	9.8%	
2 東北大学	15.3%	9.3%	12.7%	27.4%	15.9%	8.5%	15.7%	
3 東京医科歯科大学	4.1%	5.5%	12.3%	2.2%	0.0%	0.0%	2.2%	
4 新潟大学	6.9%	0.0%	7.5%	12.2%	0.0%	10.9%	8.9%	
5 大阪大学	24.0%	1.9%	25.4%	30.6%	20.0%	28.8%	33.9%	
6 岡山大学	9.1%	2.1%	5.5%	20.4%	10.6%	2.1%	12.3%	
7 広島大学	19.8%	7.1%	22.6%	22.2%	21.1%	21.6%	25.0%	
8 徳島大学	6.7%	9.1%	5.0%	7.0%	2.6%	6.1%	9.6%	
9 九州大学	19.0%	16.4%	11.3%	19.3%	25.9%	10.6%	28.3%	
10 長崎大学	17.0%	0.0%	15.5%	8.5%	16.7%	21.2%	36.8%	
11 鹿児島大学	11.3%	3.6%	20.3%	6.5%	2.2%	10.9%	20.3%	
国立大学合計		14.0%	5.7%	14.8%	17.3%	13.0%	13.4%	19.4%
12 九州歯科大学	9.2%	4.0%	3.2%	8.7%	12.5%	14.0%	13.2%	
公立大学合計		9.2%	4.0%	3.2%	8.7%	12.5%	14.0%	13.2%
13 北海道医療大学	25.8%	9.1%	19.8%	16.2%	30.4%	28.6%	57.7%	
14 岩手医科大学	30.4%	17.5%	17.7%	29.8%	21.4%	35.7%	56.4%	
15 奥羽大学	22.6%	5.6%	4.0%	27.3%	24.1%	35.5%	57.4%	
16 明海大学	20.6%	4.8%	24.8%	13.1%	18.1%	25.0%	34.5%	
17 東京歯科大学	14.6%	1.5%	7.5%	13.8%	15.6%	21.5%	27.0%	
18 昭和大学	15.5%	0.0%	11.0%	22.2%	15.6%	16.7%	27.6%	
19 日本大学	19.1%	11.0%	19.9%	18.3%	25.4%	12.9%	27.9%	
20 日本大学（松戸歯学部）	29.6%	12.1%	16.2%	23.8%	26.5%	48.1%	58.0%	
21 日本歯科大学	14.3%	1.5%	7.0%	6.7%	13.5%	18.9%	34.8%	
22 日本歯科大学（新潟生命歯学部）	27.3%	13.6%	15.4%	27.4%	15.8%	27.3%	64.0%	
23 神奈川歯科大学	34.3%	8.8%	24.0%	16.5%	47.7%	32.4%	71.6%	
24 鶴見大学	35.3%	7.9%	27.9%	30.8%	37.5%	38.6%	65.2%	
25 松本歯科大学	26.2%	14.4%	35.3%	30.8%	20.4%	12.5%	45.8%	
26 朝日大学	27.6%	5.2%	18.1%	24.8%	32.4%	38.4%	44.1%	
27 愛知学院大学	27.1%	19.2%	25.9%	28.3%	26.9%	30.0%	34.6%	
28 大阪歯科大学	19.2%	5.9%	10.1%	11.8%	25.9%	20.2%	38.5%	
29 福岡歯科大学	17.1%	2.0%	10.5%	11.0%	26.5%	22.2%	32.1%	
私立大学合計		23.5%	8.2%	17.9%	19.8%	24.8%	26.6%	44.4%
国公立大学合計		20.9%	7.5%	16.7%	18.8%	21.8%	23.0%	37.7%

(※) 在学中に一度でも留年・休学を経験した学生の割合

(文部科学省医学教育課調べ)

